

東京都北区地域防災計画

(平成20年修正)

東京都北区防災会議

東京都北区地域防災計画(平成20年修正)

本編 目次

第1編 総 則

第1部 計画の方針	3
第1章 計画の目的	3
第2章 計画の性格及び範囲	3
第3章 計画の修正	3
第4章 計画の習熟	3
第2部 区の概況と計画の前提条件	4
第1章 位 置	4
第2章 地形と地質	4
第3章 人 口	4
第3部 行政機関及び区民、事業者の基本的責務	5
第4部 防災機関業務大綱	6

第2編 震災対策編

第1部 計画の前提条件	15
第1章 被害想定	15
第1節 想定地震Ⅰ	16
第2節 想定地震Ⅱ	17
第2章 地域危険度	18
第1節 調査の目的	18
第2節 調査の方法	18
第3節 調査結果	18
第3章 減災目標の設定	19
第4章 災害への対応の時間経過による変化	22
第2部 災害予防・事前対策編	26
第1章 震災に強い社会づくり	26
第1節 区民の役割	26
第2節 区民・事業所の自主防災力の強化	26
第3節 事業所の防災体制強化	31
第4節 出火等の防止	33
第5節 小・中学校の防災対策	36
第6節 災害時要援護者の安全確保	37
第7節 防災連携体制の構築	39
第8節 防災機器・設備の保全・拡充	43
第9節 備蓄食料・物資の保管・機能維持	45
第10節 防災訓練	47
第11節 事業継続計画（BCP）の策定	50
第2章 防災都市づくり	52
第1節 基本方針	52
第2節 防災都市づくり推進計画	52

第3節	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地型）の推進	53
第4節	防災生活圏促進事業の推進	53
第5節	都市防災不燃化促進事業の推進	53
第6節	市街地再開発事業の推進	54
第7節	土地区画整理事業の推進	54
第8節	道路・橋りょう等の整備	54
第9節	オープンスペースの整備・活用	56
第10節	防災公園の整備推進	56
第3章	施設構造物の安全化	58
第1節	基本方針	58
第2節	道路及び交通施設の安全化	58
第3節	水道施設の安全化	63
第4節	下水道施設の安全化	65
第5節	電気施設の安全化	66
第6節	ガス施設の安全化	68
第7節	通信施設の安全化	69
第8節	共同溝の整備促進	71
第9節	電線類の地中化推進	71
第10節	エレベータ対策	71
第11節	公共施設の安全化	73
第12節	民間建築物の耐震・不燃化	74
第13節	高層建築物等の安全対策	76
第14節	液状化地域での建築物等の安全化	77
第15節	落下物、家具の転倒等の防止	77
第16節	がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止	78
第17節	文化財の防災対策	80
第4章	応急活動拠点等の整備	81
第1節	活動庁舎等の状況	81
第2節	大規模救出活動拠点等の確保	81
第3節	ライフラインの復旧活動拠点の確保	81
第4節	外出者のための一時収容施設の確保	81
第5節	遺体収容所の確保	82
第5章	外出者対策	83
第3部	災害応急対策	93
第1章	応急活動態勢の構築	93
第1節	区の責務	93
第2節	区の活動態勢	94
第3節	防災機関の活動態勢	108
第4節	防災機関等との連携	114
第5節	民間防災組織との連携	116
第2章	情報の収集・伝達・広報	120
第1節	基本方針	121
第2節	情報収集・伝達態勢の確立	121
第3節	区の被害調査要領	124
第4節	災害予警報の発表・伝達	127

第5節	緊急地震速報の利用	128
第6節	都への報告	129
第7節	広報活動	130
第8節	防災無線等の活用	135
第3章	警備・交通規制	137
第1節	警備	137
第2節	交通規制	137
第4章	消防・危険物対策	140
第1節	震災消防活動	140
第2節	危険物・有毒物取扱施設等の応急措置	141
第5章	輸送力の確保	147
第1節	基本方針	147
第2節	輸送手段の確保	147
第3節	輸送ルート確保	148
第4節	緊急道路障害物除去等	149
第5節	ストックヤードの設置等	151
第6節	防災用船着場の整備	151
第7節	河川障害物の除去	152
第6章	救助・救急活動	153
第7章	医療救護活動	154
第1節	基本方針	154
第2節	基本事項	155
第3節	医療情報の一元化	155
第4節	医療機関等の被害情報の収集	155
第5節	区民への情報提供	156
第6節	応急医療	156
第7節	負傷者等の搬送態勢	161
第8節	東京消防庁の支援	162
第9節	東京DMATとの連携	162
第10節	後方医療態勢	162
第11節	医薬品・医療資器材の確保	163
第8章	遺体の取り扱い	164
第1節	基本方針	164
第2節	捜索・収容等	165
第3節	遺体の埋火葬	169
第9章	大震災時等における避難対策	171
第1節	基本方針	171
第2節	避難場所の位置づけ	171
第3節	避難場所の運営	172
第4節	避難方式（住民のとりべき行動）	173
第5節	避難の勧告等	173
第6節	避難誘導	175
第10章	避難所の開設・運営	177
第1節	基本方針	177
第2節	避難所の位置づけ	178

第3節	避難所の開設	179
第4節	避難所（小・中学校）の運営	179
第5節	二次避難所	182
第6節	被災者の他地区への移送	183
第11章	災害時要援護者対策	185
第12章	給水活動	188
第1節	基本方針	188
第2節	応急給水活動	188
第13章	食料・生活必需品等の提供	191
第1節	基本方針	191
第2節	配布基準	192
第3節	食料の供給	192
第4節	生活必需品等の供給・貸与	194
第5節	救援物資の配給	195
第14章	保健衛生	197
第1節	保健所の役割	197
第2節	保健師活動	197
第3節	医療相談態勢	198
第4節	メンタルヘルスケア	198
第15章	防疫	199
第1節	基本方針	199
第2節	区の役割	199
第3節	防疫業務の実施基準	200
第4節	防疫班等の編成	201
第5節	防疫用資材の備蓄・調達	201
第6節	水・食品の安全確保	201
第7節	入浴サービスの提供	203
第8節	動物の保護対策	203
第16章	避難所外の避難者への対応	205
第1節	基本方針	205
第2節	車中泊・避難所外避難の状況調査	205
第3節	車中泊者・避難所外避難者への支援	205
第4節	エコノミークラス症候群の予防措置	205
第17章	応急教育	206
第1節	活動方針	206
第2節	応急教育の実施	206
第3節	教科書等の供給	207
第18章	応急保育	208
第1節	基本方針	208
第2節	応急保育の実施	208
第19章	ごみ・し尿・がれきの処理	209
第1節	ごみ処理	209
第2節	し尿処理	209
第3節	がれき処理	212
第4節	土石、竹木等の除去	212

第20章 公共施設等の応急対策	214
第1節 道路の応急対策	214
第2節 交通機関の応急対策	217
第3節 河川及び内水排除施設の応急対策	219
第4節 公園・児童遊園の応急対策	220
第21章 ライフラインの応急対策	222
第1節 応急電力供給対策	222
第2節 応急ガス供給対策	223
第3節 通信の応急対策	225
第4節 水道の応急対策	226
第5節 応急排水施設	227
第22章 建築物の応急対策	228
第1節 公共建築物の応急対策	228
第2節 被災住宅の応急危険度判定	229
第3節 被災宅地の応急危険度判定	229
第23章 急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策	231
第1節 基本方針	231
第2節 情報の収集・伝達計画	231
第3節 人命の保護、救出	231
第24章 応急住宅対策	232
第1節 一般被災住宅の応急修理	232
第2節 応急仮設住宅の供給	232
第3節 一時提供住宅の供給	234
第25章 災害救助法の適用	235
第1節 災害救助法の適用範囲	235
第2節 災害救助法の適用手続き	236
第3節 救助の実施方法等	237
第26章 激甚災害の指定	238
第1節 激甚災害指定の手続き	238
第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告	238
第3節 激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準	239
第4節 特別財政援助等の申請手続き	239
第4部 復旧・復興施策の推進	240
第1章 復興の基本的考え方	240
第1節 復興本部	240
第2節 震災復興基本方針の策定	240
第3節 復興総合計画の策定	240
第4節 特定分野計画の策定	241
第5節 復興施策の推進	241
第2章 生活再建への支援	244
第1節 基本方針	244
第2節 生活相談窓口の開設	244
第3節 り災証明書発行	245
第4節 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	245
第5節 小規模災害時見舞金品の支給	245

第6節	被災者生活再建支援金の支給	246
第7節	住宅再建支援	246
第8節	義援金品の配分	247
第9節	職業のあっせん	248
第10節	税の徴収猶予及び減免等	248
第11節	国民健康保険料の減免等	248
第12節	国民年金保険料の免除	249
第13節	後期高齢者医療保険料の減免	249
第14節	介護保険料・介護サービス費の減免	249
第15節	障害福祉サービス費の減免	249
第16節	融資	250
第17節	郵便事業㈱の復旧・復興支援	251
第3章	ライフラインの復旧対策	252
第1節	電力供給施設の復旧	252
第2節	ガス供給施設の復旧	252
第3節	水道施設の復旧	252
第4節	下水道施設の復旧	253
第5節	通信施設の復旧	253
第6節	ライフライン復旧関係者の受入	254
第4章	交通施設等の復旧対策	255
第5章	区立施設等の復旧対策	255
第3編	風水害対策編	
第1部	総 則	259
第1章	計画の目的	259
第2章	水防の責任と任務	259
第3章	水防管理団体（北区）の態勢及び活動	259
第4章	管内河川の概況	260
第5章	水防上注意を要する（重要水防）箇所	261
第6章	水害履歴	264
第2部	災害予防	266
第1章	河川の現況及び改修計画	266
第2章	水防に関する施設計画	268
第1節	雨水流出抑制施設計画	268
第2節	内水排除施設計画	268
第3節	区内の雨水対策事業における重点地区	269
第4節	高潮対策	269
第5節	流木対策計画	269
第3章	都市施設防災計画	270
第1節	電 気	270
第2節	電 話	270
第3節	交 通	271
第4章	急傾斜地等「がけ・擁壁」防災計画	272
第1節	計画方針	272
第2節	危険度「大」の「がけ・擁壁」の現況	272
第3節	急傾斜地崩壊危険区域の指定	272

第4節	土砂災害防止対策	272
第5章	水防資機材・施設及び水防工法	273
第1節	浮間地区荒川防災ステーション	273
第2節	資機材	273
第3節	排水場	273
第4節	応急ポンプ	273
第5節	救助艇	273
第6節	土のう置き場	273
第7節	土取場	274
第8節	水防工法	274
第6章	水防訓練計画	275
第1節	計画方針	275
第2節	実施要領	275
第7章	防災訓練	276
第8章	防災教育	276
第9章	気象情報	277
第1節	水防活動用注意報・警報	277
第2節	洪水予報	277
第3節	水防警報	278
第3節	土砂災害警戒情報の提供	278
第3部	水防態勢	280
第1章	水防本部・災害対策本部	280
第1節	水防本部設置の基準・廃止・統合	280
第2節	水防本部の組織	281
第3節	災害対策本部の組織	285
第4節	災害対策本部所掌事項	286
第5節	災害応急対策活動所掌事項及び実施要領	288
第6節	災害時協定締結団体の実施業務	293
第4部	活動計画	294
第1章	水防活動計画	294
第1節	活動方針	294
第2節	水防態勢等	294
第3節	部隊編成	294
第4節	活動内容	294
第5節	災害予警報	295
第2章	水害情報の収集・伝達	296
第1節	常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報	296
第2節	情報・伝達・報告	298
第3節	防災無線放送設備等	299
第4節	集中豪雨初動行動要領による活動	299
第5節	水害発生箇所の解消	299
第6節	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	299
第7節	下水道施設に関する情報共有	300
第3章	応急活動計画	302
第1節	関係機関への出動要請	302

第2節	被害調査計画	302
第3節	広報活動	304
第4節	避難	306
第5節	避難所	307
第6節	保育施設と避難先一覧	308
第7節	避難所の運営	308
第8節	地下空間への浸水被害対策	308
第9節	都市型水害対策	309
第10節	浸水想定区域内の災害時要援護者施設への浸水情報の提供	309
第11節	食料の配給	309
第12節	ヘリコプターの発着点	310
第13節	避難所関係の対象、費用の限度額	310
第14節	避難方法	310
第15節	衛生・防疫活動	311
第16節	障害物除去	311
第4章	都市施設応急対策	312
第1節	電 気	312
第2節	交 通	313
第5章	急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策	314
第1節	計画方針	314
第2節	情報の収集・伝達計画	314
第3節	災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期	314
第4節	避難、人命の保護、救出	315
第6章	公共土木施設応急対策	316
第1節	河川の応急対策	316
第2節	内水排除施設応急対策	316
第3節	首都高速道路(株)の応急対策計画	316
第7章	流木対策	316
第5部	災害復旧	317
第1章	被災者の生活確保	317
第2章	融資制度	317
第3章	生活相談窓口	317
第4章	義援金等	317
第6部	北区荒川・石神井川などの洪水ハザードマップ	318
第1章	目 的	318
第2章	ハザードマップ	318
第4編	警戒宣言に伴う事前対策	
第1部	対策の考え方	321
第1章	策定の趣旨	321
第2章	基本的考え方	322
第3章	計画の前提条件	322
第2部	防災機関業務大綱	329
第3部	事前の備え	332
第1章	東海地震に備え、緊急に整備する事業	332
第1節	社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業	332

第2節 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業	333
第2章 広報及び教育	335
第1節 広 報	335
第2節 教育指導	336
第3章 事業所に対する指導	338
第1節 対象事業所	338
第2節 事業所の指導内容	338
第4章 防災訓練	340
第4部 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	342
第1章 東海地震観測情報発表時の対応	342
第2章 東海地震注意情報発表時の対応	342
第1節 伝達系統	343
第2節 伝達態勢	343
第3節 伝達内容	344
第3章 活動態勢	345
第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	347
第5章 混乱防止措置	348
第5部 警戒宣言時の対応措置	349
第1章 活動態勢	349
第1節 区の活動態勢	349
第2節 区の業務等の対応措置	350
第3節 防災関係機関等の活動態勢	350
第4節 相互協力	351
第2章 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	351
第1節 警戒宣言等の伝達	351
第2節 警戒宣言の広報	354
第3章 消防、水防、危険物対策	356
第1節 消防対策	356
第2節 水防対策	356
第3節 危険物対策	357
第4章 警備、交通対策	359
第1節 警備対策	359
第2節 交通対策	359
第3節 道路管理者のとりべき措置	361
第5章 公共輸送対策	363
第1節 鉄道対策	363
第2節 バス、タクシー等対策	365
第6章 学校、病院、福祉施設対策	366
第1節 学 校	366
第2節 病院、診療所	367
第3節 福祉施設等	368
第7章 劇場等対策	371
第8章 電話・電報対策	372
第1節 警戒宣言時の混乱防止措置	372
第2節 広 報	373

第3節 防災措置の実施	373
第9章 電気、ガス、水道、下水道対策	375
第1節 電 気	375
第2節 ガ ス	376
第3節 水 道	377
第4節 下水道	378
第10章 生活物資対策	379
第1節 営業の確保	379
第2節 区民等に対する広報	379
第11章 国有財産の管理処分	379
第12章 金融対策	379
第1節 金融機関に対する協力依頼	379
第2節 区民に対する広報	380
第13章 避難対策	381
第14章 救援・救護対策	381
第1節 給水態勢	381
第2節 食料等の配布態勢	381
第3節 医療救護態勢	382
第6部 区民・事業所等のとるべき措置	383
第1章 区民のとるべき措置	383
第1節 平常時	383
第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	384
第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで	384
第2章 北区自主防災組織のとるべき措置	386
第1節 平常時	386
第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	386
第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで	386
第4節 その他	387
第3章 事業所のとるべき措置	388
第1節 平常時	388
第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	388
第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで	388
資料 東海地震について	390
担当表	399
索引	419

第 1 編 総則

第 1 部 計画の方針

第1章 計画の目的

この計画は、東京都北区災害対策本部及び防災関係機関、その他の諸機関がその有する全機能を有効・適切に発揮し、区民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的とする。

第2章 計画の性格及び範囲

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、法第42条第2項各号に定める範囲で、本区の自然的条件及び過去の教訓を生かし、あらゆる自然災害に対処する総合計画である。

本計画では、平常時に行う予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策、復旧・復興を対象とする。

第3章 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正する。したがって各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年北区防災会議が指定する期日までに、計画修正案を北区防災会議に提出するものとする。

第4章 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その有する機能を十分に発揮するため、平素から、自ら若しくは各防災関係機関と共同して調査・研究・訓練等を行い計画の習熟に努めなければならない。

第 2 部 区の概況と計画の前提条件

第1章 位 置

北区は東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は足立区、荒川区に接し、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に接している。東西は約2.9km、南北約9.3kmで、面積は20.59km²である。

第2章 地形と地質

北区の地形は山の手台地と下町低地の2つに大分される。京浜東北線の東側が下町低地、西側が山の手台地である。台地はほぼ平坦で、20m前後の高さで北部の赤羽地区から南部の滝野川地区へ続き、その東側の末端は急な勾配で低地に接している。この台地は、関東ローム層から成り、非常に水はけのよいのが特徴である。また、石神井川や旧谷田川、旧北耕地川などの河川によって形成された斜面と小規模な低地が見られる。一方低地部は、海拔3～5mの平坦な地形になっているが、低地が土砂の堆積によってできたためである。そのため、地下水位が高く、微高地以外では地震時に液状化しやすいという特徴がある。

第3章 人 口

計画策定にあたっては、以下の人口データを使用した。

1. 世帯人口

平成20年4月現在

区 分	世 帯	男	女	計
王 子	56,924	53,256	54,600	107,856
赤 羽	62,723	61,381	62,496	123,877
滝 野 川	46,042	43,105	43,111	86,216
合 計	165,689	157,742	160,207	317,949

2. 外国人人口

平成20年4月現在

男	女	計
7,361	7,660	15,021

3. 昼夜間人口

平成17年国勢調査

昼 間 人 口	夜 間 人 口	流出超 過人口	流 入 人 口			流 出 人 口		
			総 数	通勤者	通学者	総 数	通勤者	通学者
307,317	330,345	23,028	90,984	76,299	14,685	114,012	100,120	13,892

第 3 部 行政機関及び区民、事業者の基本的責務

基本理念	
地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に区民及び事業所が地域の中で相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして、第三に区民及び事業所と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくという考え方を基本理念とします。	

区 分	基本的責務
行 政	区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、防災関係機関等と連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
区 民	(1) 区民は、災害を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。 (2) 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 - イ 家具の転倒防止 - ウ 出火の防止 - エ 初期消火に必要な用具の準備 - オ 飲料水及び食料の確保 - カ 避難の経路、場所及び方法についての確認 (3) 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び復興に努めなければならない。 (4) 区民は、区、都及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加する等、災害対策に寄与するよう努めなければならない。
事業者	(1) 事業者は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止ならびに災害後の区民の生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 (2) 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における区民ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 (3) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺区民に対する災害対策活動の実施等、周辺区民等との連携及び協力に努めなければならない。

第 4 部 防災機関業務大綱

北区及び区の地域における防災機関が、震災に関して処理する業務は概ね次のとおりである。

1. 北 区

機関の名称	事務または業務の内容
政策経営部 (災対政策経営部)	(1) 災害関係対策予算に関する事 (2) 災害時における広報活動に関する事 (3) 災害情報の収集及び整理に関する事 (4) 報道機関への連絡態勢に関する事 (5) 写真等による情報の収集及び記録に関する事 (6) 復興計画の総合調整に関する事 (7) その他政策経営部の所管に関する事
総務部 (災対総務部)	(1) 本部の職員の動員に関する事 (2) 本部の人員の配置及び調整に関する事 (3) 本部の職員の服務及び給与に関する事 (4) 車輛、舟艇等輸送機関の調達に関する事 (5) 流通物資の調達の指導、協力及び総合調整に関する事 (6) 外国人への情報支援に関する事 (7) 他の自治体への応援要請及び収容要請に関する事 (8) 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関する事 (9) 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定及び修理に関する事 (10) 所管施設の保全及び保安に関する事 (11) その他総務部の所管に関する事
危機管理室 (災対危機管理室)	(1) 本部の通信情報の総括に関する事 (2) 都、その他防災関係機関との連携に関する事 (3) 本部長室の庶務に関する事 (4) (仮称) ボランティアセンターの開設準備に関する事 (5) 所管施設の保全及び保安に関する事 (6) その他危機管理室の所管に関する事

機関の名称	事務または業務の内容
地域振興部 (災対地域振興部)	(1) 地区本部に関すること (2) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (3) 被害概況の把握と報告に関すること (4) 生活相談総合窓口の開設準備に関すること (5) 流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画に関すること (6) 所管施設の保全及び保安に関すること (7) その他地域振興部の所管に関すること
区民部 (災対区民部)	(1) 給水計画に関すること (2) 物資の輸送に関すること (3) 生活相談総合窓口の開設と運営に関すること (4) 義援金の受領及び配分に関すること (5) り災証明の発行に関すること (6) 電子計算システムの復旧に関すること (7) その他区民部の所管に関すること
生活環境部 (災対生活環境部)	(1) ごみ処理及びし尿収集に関すること (2) 廃棄物処理に関すること (3) 行方不明者の捜索・死体の収容及び埋火葬に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他生活環境部の所管に関すること
健康福祉部 (災対医療衛生部を除く健康福祉部) (災対健康福祉部)	(1) 災害時要援護者に関すること (2) 要援護者避難所の設置及び管理運営に関すること (3) 災害時のボランティア（医療以外）に関すること (4) 避難場所に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他健康福祉部の所管に関すること
北区保健所 王子・赤羽・滝野川 健康相談係 (災対医療衛生部)	(1) 救護所の開設に関すること (2) 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関すること (3) 災害時のボランティア（医療）の受け入れに関すること (4) 医療及び助産救護に関すること (5) 医薬品の調達及び配給に関すること (6) 防疫に関すること (7) 所管施設の保全及び保安に関すること

機関の名称	事務または業務の内容
子ども家庭部 (災対子ども家庭部)	(1) 保育園児及び児童の保護並びに救護に関する事 (2) 災害遺児等の保護に関する事 (3) 応急保育に関する事 (4) 所管施設の保全及び保安に関する事 (5) その他子ども家庭部の所管に関する事
まちづくり部 (災対まちづくり部)	(1) 防災まちづくり計画に関する事 (2) 復興まちづくり計画に関する事 (3) 応急仮設住宅に関する事 (4) 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 (5) がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する事 (6) 建築物の被害状況調査に関する事 (7) 防災台帳作成に関する事 (8) 堤防、道路、公園、擁壁、トンネル、橋梁等の点検、整備及び復旧に関する事 (9) 障害物等の除去に関する事 (10) 応急資材及び労力の確保に関する事 (11) 道路等占有物件の対策に関する事 (12) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保に関する事 (13) 水防活動に関する事 (14) 河川の流木対策に関する事 (15) 所管施設の保全及び保安に関する事 (16) その他まちづくり部の所管に関する事
会計管理室 (災対会計管理室)	(1) 金銭及び物品の出納保管に関する事 (2) その他会計管理室の所管に関する事
教育委員会事務局 (災対教育委員会事務局)	(1) 学校避難所の設置及び管理運営に関する事 (2) 園児、児童及び生徒の保護並びに救護に関する事 (3) 応急教育に関する事 (4) 所管施設の保全及び保安に関する事 (5) 災害時の体育施設等の利用に関する事 (6) その他教育委員会事務局の所管に関する事
区議会事務局 (災対区議会事務局)	(1) 区議会議員との連絡に関する事 (2) その他区議会事務局の所管に関する事

2. 都関係機関

機関の名称	事務または業務の内容
警視庁第十方面本部 王子・赤羽・滝野川 警察署	(1) 被害実態の把握と各種情報に関する事 (2) 被災者の救出及び避難・誘導に関する事 (3) 行方不明者の調査に関する事 (4) 死体の見分（検視）に関する事 (5) 交通規制に関する事 (6) 公共の安全と秩序の維持に関する事
東京消防庁 第五消防方面本部 王子・赤羽・滝野川 消防署	(1) 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事 (2) 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 (3) 人命の救助及び救急に関する事 (4) 危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制、指導に関する事 (5) 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 (6) 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事
王子・赤羽・滝野川 消防団	(1) 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事 (2) 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 (3) 人命の救助及び救急に関する事 (4) 危険物施設及び重要対象物等の状況把握に関する事 (5) 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上等に関する事
都建設局 都第六建設事務所	(1) 河川の保全に関する事 (2) 砂防に関する事 (3) 道路及び橋梁の保全に関する事 (4) 水防活動に関する事 (5) 河川、道路等における障害物の除去等に関する事 (6) 河川における流木対策に関する事
都交通局 (北自動車営業所)	(1) 都営交通施設の保全に関する事 (2) バスによる輸送協力に関する事
都水道局 (北部支所 北営業所)	(1) 水道施設の保全に関する事 (2) 飲料水の確保及び給水に関する事
都下水道局 (北部第二下水道事務所)	下水道施設の保全に関する事

3. 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の内容
財務省 関東財務局 東京財務事務所	(1) 地方自治体に対する資金の融通のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の指示等を含む）に関すること (2) 国有普通財産の管理及び処分に関すること
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所	(1) 河川の保全に関すること (2) 災害時に関する予報及び警報の発表及び伝達、水防活動に対する指導、災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理、災害応急対策に関すること

4. 指定(地方)公共機関・公共的機関

機関の名称	事務または業務の内容
J R 東日本(株) (東京支社)	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設の保全に関すること (2) 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京地下鉄(株) (後樂園駅務管区)	(1) 鉄道施設等の保全に関すること (2) 災害時における避難者の輸送の協力に関すること
N T T 東日本(株) (東京北)	(1) 電気通信設備の建設及び保安に関すること (2) 災害時における電気通信設備に関すること
東京電力(株) (大塚支社)	(1) 電力施設等の建設並びに保安に関すること (2) 災害時における電力供給に関すること
東京ガス(株) (北部支店)	(1) ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給に関すること
郵便局(株) (王子・赤羽郵便局) 郵便事業(株) (王子・赤羽支店)	(1) 郵便施設の保全に関すること (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること (3) その他災害対策に関すること
首都高速道路(株)	(1) 首都高速道路等の保全に関すること (2) 首都高速道路等の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
北区医師会	災害時における医療活動の協力に関すること
北歯科医師会	歯科医療活動に関すること
滝野川歯科医師会	歯科医療活動に関すること

5. 自衛隊

機関の名称	事務または業務の内容
陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊	(1) 北区地域防災計画に基づく防災に関する訓練の実施 (2) 災害派遣の実施 ア 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急援護または応急復旧に関する事 イ 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事

第2編 震災対策編

第 1 部 計画の前提条件

第1章 被害想定

- (1) 東京都防災会議は、東京の都市構造の変化や、国の首都直下地震の被害想定の公表を受けて、新たに「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に会議で決定した。
- (2) 計画では、東京湾北部地震及び多摩直下地震による地震を前提条件とする。

想定地震

種 類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)
震 源	東京湾北部	東京都多摩地域
規 模	M7.3	
震源の深さ	約30～50km	

気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の夕方18時 風速 3m/秒 6m/秒 15m/秒	- 住宅、飲食店などで火気器具利用が多い時間帯であり、これらを原因とする出火数が最も多い。 - オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅、飲食のため多数の人が滞留し、ビル倒壊や落下物等により被災する（昼間人口の死傷者数が最大）。 - 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が拡大する。
冬の朝5時 風速 6m/秒	- 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯で、多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する（夜間人口の死傷者数が最大）。 - オフィスや繁華街の屋外滞留者や鉄道、道路利用者は少なく、帰宅困難者の発生はほとんどない。

第1節 想定地震Ⅰ

第1 地震の規模等

首都直下地震の中でも、特に大きな被害が想定されている東京湾北部を震源とする地震、M7.3、冬の18時および5時の場合の想定結果を示す。

前提条件	内 容
地震の震源地	東京湾北部
地震の規模	M7.3（震度別面積率：6弱 57.5% 6強 42.5%）
地震の発生時	冬の18時、5時

第2 被害想定

「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都防災会議、平成18年5月）による北区の被害想定の詳細は次のとおりである。

条件	規 模		東京湾北部M7.3			
	時期及び時刻		冬の18時			冬の5時
	風 速		3m／秒	6m／秒	15m／秒	6m／秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ（棟）	4,317			
		液状化（棟）	403			
		急傾斜地崩壊（棟）	368			
		計	5,088			
	火災	出火件数（件）	41	41	41	22
		焼失面積（km ² ）	1.86	4.06	4.41	0.96
		焼失棟数 （倒壊建物を含まない）（棟）	7,708	17,135	18,661	4,227
	ライフライン	電力（停電率）	27.0			
		通信（不通率）	21.8			
		ガス（供給停止率）	0.0			
		上水道（断水率）	46.5			
		下水道（下水道管きよ被害率）	24.5			
	エレベーター閉じ込め台数（台）		210			－
	震災廃棄物（万t）		153	185	190	142
人的被害	死者（人）		149	257	306	157
	うち災害時要援護者死者数（人）		－	85	104	－
	負傷者（人）		5,044	5,507	5,579	7,150
	うち重傷者（人）		676	777	792	933
	避難者数（ピーク：1日後）（人）		－	186,195	192,777	－
	外出者数（人） （うち帰宅困難者数（人））		231,488 (54,679)			－
	自力脱出困難者（人）		689			－

第2節 想定地震Ⅱ

第1 地震の規模等

想定されている地震のうち、東京湾多摩地域を震源とする地震、M7.3、冬の18時および5時の場合の想定結果を示す。

前提条件	内 容
地震の震源地	東京都多摩地域
地震の規模	M7.3（震度別面積率：6弱 100%）
地震の発生時	冬の18時、5時

第2 被害想定

「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都防災会議、平成18年5月）による北区の被害想定の詳細は次のとおりである。

条件	規 模		多摩直下地震M7.3			
	時期及び時刻		冬の18時			冬の5時
	風 速		3m／秒	6m／秒	15m／秒	6m／秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ（棟）	983			
		液状化（棟）	299			
		急傾斜地崩壊（棟）	368			
		計	1,650			
	火災	出火件数（件）	23	23	23	9
		焼失面積（km ² ）	0.94	2.37	3.10	0.38
		焼失棟数 （倒壊建物を含まない）（棟）	4,464	6,043	6,043	1,671
	ライフライン	電力（停電率）	9.7			
		通信（不通率）	8.6			
		ガス（供給停止率）	0.0			
		上水道（断水率）	28.9			
		下水道（下水道管きよ被害率）	21.8			
	エレベーター閉じ込め台数（台）		154			—
	震災廃棄物（万t）		57	62	62	47
人的被害	死者（人）		78	199	294	70
	うち災害時要援護者死者数（人）		—	61	96	—
	負傷者（人）		2,415	2,735	2,898	2,878
	うち重傷者（人）		284	354	390	293
	避難者数（ピーク：1日後）（人）		—	95,020	95,426	—
	外出者数（人） （うち帰宅困難者数（人））		231,488 (54,679)			—
	自力脱出困難者（人）		159			—

第2章 地域危険度

平成20年2月に東京都が発表した「第6回地震に関する地域危険度測定調査結果」の概要は次のとおりである。

第1節 調査の目的

東京都震災対策条例第12条の規定により次の目的で調査された。

- (1) 地震災害に強い都市づくりの指標とする。
- (2) 震災対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とする。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

※地域危険度 条例および公表の経緯【資料編p157参照】

第2節 調査の方法

第1 危険度の種類

地盤、建物、火災などの面から評価し、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」の二つの危険度を測定した。また、二つの危険度を合算して「総合危険度」とした。なお、被害想定調査とは異なり、特定の地震を想定しないで調査した。

第2 調査方法

「地域危険度」とは、ある地域の地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を地域間で相対評価したものである。市街化区域を対象に、町丁目ごとの危険の度合いをランク1（危険度が低い）から、ランク5（危険度が高い）の五段階で評価した。

第3節 調査結果

第1 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度とは、地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したものである。この危険度は地域の建物種別と地盤分類により測定している。

第2 火災危険度

火災危険度とは、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける可能性があり、その危険性の度合いを評価したものである。この危険度は、出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定している。

第3 総合危険度

総合危険度とは、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」の二つの危険度を合算したものである。

※北区における地域危険度の分布【資料編p158参照】

※地域危険度 町丁目別危険度一覧表【資料編p159参照】

第3章 減災目標の設定

平成19年5月に発表された東京都地域防災計画や北区防災対策推進5カ年計画の各事業整備の減災効果を踏まえ、減災目標を設定する。減災目標は今後10年以内に達成する。

目標1 死者の減

目標1-1 住宅の倒壊による死者の減

東京湾北部地震M7.3、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死者を半分以上減する（被害想定約100人⇒約50人以下）

《目標を達成するための主な対策》

建物の耐震化	
① 木造住宅密集地域の耐震化	第2部第2章第2節 参照
② 区有施設の耐震化	第2部第3章第11節 参照
③ 民間建築物等の安全対策	第2部第3章第12節 参照

家具類の転倒等防止対策の推進	第2部第3章第15節 参照

救出・救護体制の強化	
① 地域の防災体制の強化	第3部第1章第5節及び 第3部第6章参照
② 自主防災組織の強化	

目標1-2 火災による死者の減

東京湾北部地震M7.3、夕方6時、風速15m/sのケースで、火災による死者を半分以上減する（被害想定約200人⇒約100人以下）

《目標を達成するための主な対策》

木造住宅密集地域の不燃化	第2部第2章第2節 参照

緑の防災ネットワークの形成、延焼遮断帯となる都市計画道路や防災公園の整備	第2部第2章第8節～第10節 参照

区民や事業所の火災対応力の強化	
① 火気使用設備・器具の安全化	第2部第1章第2節及び第2部 第1章第4節 参照
② 停電時復旧に伴う出火防止対策推進	

消防力の充実・強化	
① 消防団への入団促進及び装備充実	第2部第1章第7節 参照
② 事業者と連携した消防水利の確保	第2部第1章第8節 参照

救出・救護体制の強化（再掲）	
① 地域の防災体制の強化	第3部第1章第5節 及び第3部第6章 参照
② 自主防災組織の強化	

目標2 避難者の減

目標2-1 住宅の倒壊や火災による避難者の減

東京湾北部地震M7.3、夕方6時、風速15m/sのケースで、住宅倒壊や火災による避難者を3割以上減する（被害想定約19万人⇒約13万人以下）。

《目標を達成するための主な対策》

建物の耐震化（再掲）	
① 木造住宅密集地域の耐震化	第2部第2章第2節 参照
② 区有施設の耐震化	第2部第2章第11節 参照
③ 民間建築物等の安全対策	第2部第2章第12節 参照

木造住宅密集地域の不燃化（再掲）	第2部第2章第2節 参照

区民や事業所の火災対応力の強化（再掲）	
① 火気使用設備・器具の安全化	第2部第1章第2節
② 停電時復旧に伴う出火防止対策推進	及び第2部第1章第4節 参照

消防力の充実・強化（再掲）	
① 消防団への入団促進及び装備充実	第2部第1章第7節 参照
② 事業者と連携した消防水利の確保	第2部第1章第8節 参照

目標2-2 ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅

東京湾北部地震M7.3、夕方6時、風速15m/sのケースで、ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅できるようにする。

《目標を達成するための主な対策》

エレベーターの早期復旧	
① 区有施設について、エレベーターの早期復旧のための復旧ルールの徹底	第2部第3章第10節 参照
② 民間マンション等へ、都と協力しエレベーターの早期復旧のための復旧ルールの徹底	

応急危険度判定の迅速化	
応急危険度判定員の確保と充実	第3部第22章 参照

ライフラインの早期復旧	
ライフラインの早期復旧を図るため、応援受入れ拠点の確保	第4部第3章参照

目標3 外出者の早期帰宅

東京湾北部地震M7.3、夕方6時のケースで、約23万人の外出者のうち※事業継続のための従事者を除き、全員が4日以内に帰宅できるようにする。

※事業継続のための従事者は業務を目的とする帰宅困難者約13,500人の2割と推計

《目標を達成するための主な対策》

ターミナル駅混乱防止対策の推進	
① 駅ごとに都・区・鉄道事業者、駅周辺事業者等で構成する駅混乱防止対策協議会の設置	第2部第5章 参照
② 駅周辺に滞留する外出者への情報提供	

帰宅支援の強化	
帰宅支援ステーションを区民に周知	第2部第5章 参照

第4章 災害への対応の時間経過による変化

被害想定結果は、区や防災機関が対策を検討していく上での目標とし、また、区民への啓発資料としても活用されるものである。

しかし、被害想定は各項目の確率による想定結果が示されているが、実際の災害時には、こうした被害が同時多発的に発生し、都市災害として複雑な様相を呈するものとなる。従って、そのような状況の中で、予防活動や応急活動を実施していくためにも、個別の被害数値のみでなく、震災の状況を検討していく必要がある。

そこで、前記の被害想定結果を受け、発災後の時間経過（発災直後、発災直後～3日、3日～1週間）別に、予想される災害事象と、それに対応するための主な活動状況を独自に想定した。

また、これらの内容は、区や防災機関のより実践的な対策の確立のための目安づくりとして設定したものである。

《発災直後（初動期）》

①建物等の倒壊

- ・ 建物の倒壊、擁壁・ブロック塀の崩壊。細街路は、倒壊物で通行不可能。
- ・ 倒壊家屋の前では生き埋め者の救出活動が、消防等の防災機関や周辺住民により行われる。

②火災

- ・ 同時多発火災の発生、道路の陥没、火災などで市街地は大混乱となる。
- ・ 延焼火災が進んでいる地区から住民が避難行動を始める。一時集合場所に集合し、区民自主防災組織ごとにまとまる者、避難場所を目指す者がいる。

③避難所への避難

- ・ 建物被害が軽微であっても、余震を警戒する住民や、ライフラインの供給停止により生活に支障をきたし、避難所に避難する被災者も増加する。

④帰宅困難者の発生

- ・ 駅周辺や業務地区には、交通機関の停止に伴い、他地域からの通勤通学者で帰宅困難者が滞留する。

⑤負傷者が個々に病院へ殺到

【主な応急活動項目】

状況の把握

- ・ 現場出動
- ・ 職員参集途上における被害情報収集
- ・ 区民自主防災組織等からの通報
- ・ テレビ・ラジオ等からの収集

【活動計画】

第3部

- 第1章 応急活動態勢の構築
- 第2章 情報の伝達・収集・広報

救出・救護活動

- ・ 倒壊建物等からの救出
- ・ 応急医療活動

第3部

- 第6章 救助・救急活動
- 第7章 医療救護活動

避難者への対応

- ・ 避難勧告・指示（火災や危険箇所からの避難）
- ・ 避難場所に職員を派遣
- ・ 避難所の開設・避難者数の把握
- ・ 避難者への給水、毛布等の支給

第3部

- 第9章 大震火災時等における避難対策
- 第10章 避難所の開設・運営
- 第11章 震災時の災害時要援護者対策
- 第12章 給水活動
- 第13章 食料・生活必需品等の提供

本部態勢の確立

- ・ 職員参集 災对本部の設置
- ・ 地区本部の開設

第3部 第1章 応急活動態勢の構築

災害救助法の適用・激甚法の指定

第3部 第25章 災害救助法の適用 第26章 激甚災害の指定

消火活動

第3部 第4章 消防・危険物対策

関係機関や東京都への応援要請

第3部 第1章 応急活動態勢の構築

交通規制・駅混乱防止

第3部 第3章 警備・交通規制

《発災直後～３日後》

①火災

- ・ 市街地大火もほぼ終息（大火災が沈静化）し、避難行動も落ち着く。避難場所などへの避難者の中でも、帰宅する者、引き続き避難所に収容される者に分かれる。

②避難所での生活

- ・ 残ったスーパーや商店に被災者の長い列ができる。水・食料の不足が深刻化。避難所生活でも十分に物資がいきわたらない。
- ・ 避難所は多数の被災者で混乱しているが、家族単位でスペースが確保され、避難生活が本格化してくる。
- ・ 避難所生活をはじめた者は、被災したり、散乱した自宅で荷物の片付けをする。

③病院は多数の負傷者がつめかけ、大混乱

④支援物資

- ・ 他地域からの応援部隊、支援物資も徐々に入ってくる。しかし、市街地での統制は困難で、混乱状態は続く。

⑤避難所外避難者および帰宅困難者

- ・ 供給処理機能に支障があっても、自宅に残留する者がいる。また、帰宅困難者もまだ業務地域等に残っている。

【主な応急活動項目】

避難所の対応

- ・ 避難所の開設、避難者の名簿づくり、避難所の運営

【活動計画】

第３部

- 第９章 大震火災時等における避難対策
- 第10章 避難所の開設・運営

被災者への水・食料等物資の配給

- ・ 給水活動
- ・ 備蓄食料の配給、炊き出し、生活必需品の配給

第２部

- 第１章 震災に強い社会づくり
- 第９節 備蓄食料・物資保管、機能維持
- 第３部
- 第12章 給水活動
- 第13章 食料・生活必需品等の提供

負傷者対応

- ・ 救護所の設置、応急医療、重傷者搬送

第３部

- 第７章 医療救護活動

災害時要援護者の安否確認

第３部

- 第11章 震災時の災害時要援護者対策

行方不明者等の搜索・遺体の処理

第３部 第８章 遺体の取扱い

本部の活動

- ・ 被害調査
- ・ 建物の応急危険度判定
- ・ 被害状況のとりまとめと都への報告
- ・ 都や関係機関への支援要請

第３部

- 第１章 応急活動態勢の構築
- 第２章 情報の伝達・収集・広報

《3日後～1週間後》

①避難所での生活

- ・被災区域も明確になり、避難所での避難生活も本格化する。
- ・避難所では生活ルールが作られ、住民組織による避難所運営も始まる。
- ・避難所生活者の内、生活環境に適応できず、体調を崩すものも出てくる。
- ・避難者の生活面（トイレ、風呂等）に対する要求が増える。
- ・避難所生活の継続が困難となった災害時要援護者の中には、災害時要援護者用の避難所へ移る者も出る。

②交通機関の復旧

- ・道路の復旧に伴い、広域的な救援物資、応援が現地に入ってくる。
- ・交通機関の一部復旧に伴い、帰宅困難者も減少する。一方、他地域の知人や親戚宅に疎開する者が増加する。

③避難所外避難者および帰宅困難者

- ・供給処理機能に支障があっても、自宅に残留する者がいる。また、帰宅困難者もまだ業務地域等に残っている。

④ボランティアが続々現地に入る

⑤生活ごみが大量に発生する

【主な応急活動項目】

道路の確保・復旧

- ・道路啓開
- ・道路障害物除去 がれき・障害物除去

ライフラインの復旧

道路復旧に伴う広域的支援物資流入増

- ・ストックヤードでの物資集積・仕分
- ・物資輸送と配給

住民相談の本格化

- ・義援物資等の処理・配分
- ・り災証明の発行（2～3週間後）

医療関係者による避難所巡回 避難所生活不適應者の選定

建物の詳細被害調査と診断 被害確定数字のとりまとめ

ボランティアの受け入れ ごみ・し尿の処理 死体の処理・埋葬 各施設の復旧活動

仮設住宅建設計画の検討

【活動計画】

第3部 第20章 公共施設等の応急対策

第3部 第21章 ライフラインの応急対策

第3部 第5章 輸送力の確保

第4部 第2章 生活再建への支援

第3部 第14章 保健衛生

第3部 第22章 建築物の応急対策

第3部
第1章 応急活動態勢の構築
第8章 遺体の取扱い
第19章 ごみ・し尿・がれきの処理
第4部 第6章 ライフラインの復旧対策

第3部 第24章 応急住宅対策

第 2 部 災害予防・事前対策編

第1章 震災に強い社会づくり

震災対策の万全を期し地震被害を防止するには、「自らの生命、自分たちのまちは自分たちで守る」を基本として、震災に強い社会づくりを進めていく必要がある。このため、区民、自主防災組織、事業所等の具体的な責務を定めるとともに、自らの災害行動能力を最大限発揮できるよう、地域や事業所等の防災対策の強化を図る。

第1節 区民の役割

「自らの生命、自分たちのまちは自分たちで守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 日頃からの出火の防止
- (3) 消火器、住宅用火災警報器など防災用品の準備
- (4) 家具類の転倒等防止や窓ガラス等の落下防止
- (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (6) 水（1日1人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品や簡易トイレの準備
- (7) 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- (8) 区・都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- (9) 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- (10) 災害時要援護者がいる家庭における区、自主防災組織、消防署、交番等への事前の情報提供

第2節 区民・事業所の自主防災力の強化

担当	区各部／東京消防庁／警視庁／東京地下鉄(株)／J R 東日本(株)／N T T 東日本(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／都水道局／都福祉保健局／首都高速道路(株)／消防署

第1 基本方針

全ての区民が自信をもって災害に対応できるよう、地震等の疑似体験を通して、防災に対する知識、対処法を身につける。防災訓練では初歩的な基礎訓練を中心に実施する。また、都民防災教育センター（防災館）において体験コーナーを活用した高度な訓練を、自主防災組織等に対しては高度で実践的な訓練を推進する。

第2 防災広報

区や各防災機関は、平素から区民等を対象にパンフレットの配布、ビデオの作成、講演会や防災フェア等の開催、ラジオ・テレビ・インターネットの活用等それぞれに適した方法で震災に関する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

各防災機関の具体的広報内容

機関名	内容
区	1. 広報内容 (1) 地震の備え（家具の転倒等防止、非常持ち出し品等） (2) 地震発生のしくみ (3) 区の防災対策（避難場所、防災施設の現況、備蓄物資の内容等） 2. 広報媒体 (1) 北区ニュース 区発行の広報紙で随時防災関係記事を掲載する。 (2) パンフレット 災害対策に活用できる、防災ハンドブック・防災の手引き等の小冊子を発行し、住民向けには防災地図を作成し、区内全戸に配布している。地震の科学館（防災センター）では、来館者の防災意識向上のため、啓発用パンフレットを作成している。 (3) ホームページ 平時より、毎月の防災に関する情報や、北区内で発生した火災件数の発生状況、災害時の避難、防災センター「地震の科学館」などの防災施設の現況等について、情報を掲載している。http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/facility/242/024231.htm (4) 防災講演会 首都直下地震、東海地震の発生が危ぶまれている。「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）の一環として、北区自主防災組織等、防災関係者を対象に講演会を開催して防災意識の向上を図っている。 (5) 各種イベントの開催 備蓄倉庫や防災貯水槽、深井戸・防災資機材倉庫等の防災施設等を、施設見学会・防災ウォークラリー等の開催を通じ区民へ周知していく。 (6) 防災用品等の普及促進 防災用品等の展示会等を開催し、食料、飲料水等の備蓄、ラジオ・懐中電灯等の準備、家具類の転倒等防止対策など、家庭内の予防・安全対策の普及を図る。
東京消防庁	1. 広報内容 (1) 地震のメカニズム (2) 地震に対する10の備え（家具の転倒防止、非常持ち出し品など） (3) 地震その時10のポイント（身体防護、出火防止など） (4) 出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識 (5) 事業所の地震対策（事業所防災計画） (6) 消防団、災害時支援ボランティア、自主防災組織等の活動紹介及び加入促進 2. 広報媒体 (1) 印刷物による普及 - ア 防災読本等：「地震に備えて」「火災などの災害から命を守る」「職場の地震対策」「消防119」「防災週間ポスター」 - イ 外国人の安全対策の推進 外国語のパンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する。 (2) ホームページ - ア 「防災週間」等の機会を促え地震に対する防災意識醸成を目的とした内容を掲載 - イ 具体的な地震対策、地域別の延焼危険度及び出火危険度を掲載 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/saigai/ (3) 講習会等：「講習会」「消防テレホンサービス」「防災イベント・防火のつどい等」「消防相談所」 (4) 常設展示による普及：PRセンター、消防防災資料センター（消防博物館）、都民防災教育センター（防災館） (5) 広報媒体による普及 ラジオ、テレビ、新聞、CATV、衛星放送等の活用、ホームページでの情報提供

機関名	内容
警 視 庁	1. 広報内容 (1) 地震、津波に関する一般知識 (2) 事前に都民等のとるべき措置 (3) 地震発生時の対応措置 (4) 地震発生時の警視庁の諸活動 (5) 大震災対策のための心理学的調査研究結果 2. 広報媒体 (1) 自主防災組織、町会自治会等を通じての地域住民への働きかけ (2) 幼稚園、学校等、事業所等に対する積極的な働きかけ (3) 防災フェア、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての広報活動 (4) 運転免許更新時における広報紙誌の配布 (5) 防災相談コーナーの設置 (6) 警視庁ホームページを通じた広報活動 http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/ (7) パンフレット・広報ビデオ・パネル等
東京地下鉄 (株)	1. 広報の方法及び内容 毎年9月発行の広報紙（「メトロニュース」）に防災コーナーを設けて、東京メトロにおける防災対策を紹介している。 2. 広報媒体 (1) パンフレット「メトロニュース」、「地下鉄のはなし」（学童向け） (2) ホームページ ア 東京メトロにおける各種防災対策について掲載 イ 列車運行状況等の掲載について掲載 http://www.tokyometro.jp/
JR東日本(株)	1. 駅構内や車内等でパンフレット、ポスター等により、PRを行っている。 2. ホームページ (http://www.jreast.co.jp/) に、防災対策等の安全対策、列車の運行状況等について掲載している。
N T T 東日本(株)	1. 広報の方法及び内容 防災フェア及び地域防災演習時にパンフレットを配布し、電話の混雑防止対策及び災害伝言ダイヤル提供のPRを行っている。 2. 広報媒体 (1) もしもの時あなたの電話は？ (2) N T Tの災害対策 (3) 覚えて下さい、災害時の声の伝言板「災害伝言ダイヤル171」 (4) ホームページ 災害に強い通信サービスを実現するための取り組みや、災害用伝言ダイヤルについて紹介 http://www.ntt-east.co.jp/saigai/

機関名	内 容
東京電力(株)	1. 広報の方法及び内容 災害時の電気関係の措置や事前の備え、感電事故防止などについて、パンフレットを発行している。また、「東京電力の防災対策」の紹介ビデオ（一般用・研修用）を制作し、当社の防災対策の理解を求め、防災意識の高揚を図っている。 2. 広報媒体 (1) パンフレット「でんこちゃんのなるほど安全！なっとくBOOK」 (2) ホームページ ア 大地震により広範囲、長時間停電が発生した場合の停電・復旧情報 電力施設の被害状況、復旧予定等、地震発生時における電気による二次災害等を防止するための方法や避難時の電気安全に関する心構え等についての情報 イ 具体的な防災対策を紹介 災害に強い設備づくり、災害に備えた復旧態勢の整備 http://www.tepco.co.jp/
東京ガス(株)	1. 広報の方法及び内容 防災の日及び防災週間を中心に一般住民に対し、パンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。 2. 広報媒体 (1) パンフレット 「ガスまる&ガスの地震ハンドブック」「地震・防災対策のご案内」 (2) ビデオ 「東京ガスの防災対策」 (3) ホームページ ア 超高密度リアルタイム地震防災システム 3,700ヶ所の全地区ガバナに設置された高性能地震計（SIセンサー）によりリアルタイムに地震情報を収集し、被害推定及び遠隔遮断が可能になったシステムの紹介 イ ガス供給復旧情報／地震対策 大地震によりガスの供給が停止した場合の復旧状況表示、ガス設備・お客様の安全対策等について掲載 http://www.tokyo-gas.co.jp/
都水道局	1. 広報内容 (1) 地震発生に際しての都水道局の応急対策 (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 (3) その他、地震発生後に必要な注意事項など 2. 広報の方法 (1) 「水道ニュース」「東京の水道」各種パンフレット、ホームページ等による自主広報を実施する他、都、区等の各機関に働きかけ、広報紙、パンフレット等に掲載を依頼する。 (2) 水道施設見学会、施設開放、水道週間等の行事や、都・区等の各機関の集会、研修会の場などを積極的に利用する。 (3) 応急給水活動等を収録したビデオを制作するとともに、都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画の企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。 3. 広報媒体 (1) パンフレット「改善&万全」 (2) ビデオ「水の備えあれば憂いなし」

機関名	内 容
都福祉 保健局	1. 医療救護活動関係マニュアルの作成と研修の実施 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルを作成し、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）を実施する。 2. 病院における防災意識の高揚 (1) 病院職員及び入院患者等に対し、「防災週間」にあわせ、都内の全病院に対し訓練指針等について周知していく。 (2) 高齢者施設等へも同じく周知する。
首都高速 道路(株)	災害時においてお客様が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、各種の防災関連行事等でパンフレットの配布などの広報を実施する。

第3 防災教育の充実

1. 中学生の防災教室

地域防災力の向上を図るため、中学生を対象に、防災に関する知識の習熟と、発災直後の応急活動に必要な救出救護、初期消火等の実技習得を目的とした「中学生の防災教室」を実態に応じて実施する。

2. PTAの防災学校

発災時に地域で活動する防災リーダーを育成する一環として、中学校のPTAを対象として、体験学習や図上訓練等により防災知識を習得する、PTAの防災学校を実施する。

3. 起震車を活用した防災教室

区所有の起震車により、北区自主防災組織や学校、保育園等に出向き防災教室を開催し、地震体験等を通じた防災意識の高揚を図る。

4. 防災センター(地震の科学館)

防災センターは、地震に関する知識を体系的に学習できる展示機器や、現実感のある体験施設を備えており、この施設を拠点として地域の防災教育を広める。

施設の利用を通じて、地震についての正しい情報と、いざというときにパニックにならないための各種体験を提供する。また、防災ファミリー教室、応急手当講習会、防災講演会等を開催し防災意識の高揚を図る。

なお、防災センターは、区内のみならず他区市町村からの見学・研修にも随時応じている。

5. その他の防災意識の啓発事業 [消防署]

児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集、地域の町会・自治会等を対象とした講演会・座談会等を開催し防災意識の啓発を図る。

防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

町会・自治会など防災市民組織を対象とした初期消火訓練、事業所の防火管理者や自衛消防隊のリーダーを対象とした屋内消火栓の操法・放水訓練、応急救護訓練などが実施できる防災訓練センターの整備を図る。

区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図る。事業所における

応急手当の指導的立場の従業員等を養成し、自主救護能力の向上を図る。

消防署は、地震災害や風水害の自然災害等に対する都民、事業所等の地域の取り組みに対し、優良で他の模範となる事例について、「地域の防火防災功労賞制度」により表彰する。この制度等を通じて事業所、町会、自治会等との連携方策をより一層推進し、地域の防災行動力の向上を図る。

第4 救出活動技術の普及・啓発

防火管理者、自衛消防隊員をはじめ、北区自主防災組織の救出・救護班員及び一般区民に対し、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

第5 応急救護知識及び技術の向上

区民に対し、応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

応急手当普及用資機材の整備・充実を図るとともに、(財)東京救急協会と連携し、効果的な普及啓発活動を展開する。

一定以上の応急手当技能を有する区民に対して、その技術を認定し、区民の応急救護に関する意識高揚と技術の向上を図る。

第6 観光客への防災情報の提供

区は、各種観光関連団体と情報交換し、観光客に対して防災情報の提供を行う。

第7 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」(平成19年度)によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育(訓練)の普及を図る。

児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。

ア 中学生の防災学校による防災ボランティアの育成

イ 中学校PTAの防災学校による防災ボランティアの育成

ウ 防災ボランティア本部用及び防災ボランティアの活動用マニュアルを作成するとともに、訓練を行い計画の習熟を図る。

第3節 事業所の防災体制強化

担当	危機管理室

第1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。

- (1) 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備
- (2) 防災資機材や水・食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策及び安否確認体制の整備
- (3) 組織力を活用した地域活動への参加、北区自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など、地域社会の安全性向上対策

第2 事業所防災体制の充実

1. 事業所防災計画の作成指導

事業者は、その用途や規模にこだわらず、事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。なお、震災対策条例施行以前に地震対策を盛り込んでいる消防計画については、告示で定める事項と適合するよう、見直・変更の届出等について指導する。

ア 震災に備えての事前計画

イ 災害時の活動計画

ウ 施設再開までの復旧計画

(2) 防火管理者の選任を要しない事業所

ア 小規模事業所については、事業所用防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

イ 震災発生時には、編成された組織が自衛消防隊として、活動することが有効であることから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(3) 防災対策上重要な施設の防災計画

都市ガス、電気、鉄道・軌道、高速道路及び通信等、防災対策上重要な施設（6業種30事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

2. 自衛消防組織の充実

(1) 自衛消防隊の設置

ア ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、火災予防条例第55条の5の規定に基づき、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置が義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。

イ 災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

ウ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や災害時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

エ 地域が一体となった防災体制を強化するため、これらの事業所に対し、地域との連携体制の確立を要請する。

オ 事業所の自衛消防隊が、災害時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画または事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

(2) 危険物施設の防災組織

ア 危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

イ 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、そのための訓練を定期的に行う。

第3 事業所への啓発

- (1) 事業所等の自主防災機能の向上、近隣住民の救出救助活動支援体制づくり、企業内備蓄を要請していく。
- (2) 地域との支援協定などについても検討を促していく。

第4節 出火等の防止

担当	危機管理室／消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関

第1 火気使用設備・器具の安全化

火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼器具の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種安全対策を推進する。

適正な機能を保持するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について、指導の徹底を図る。

第2 石油等危険物施設の安全化

区内には、石油製造所・貯蔵所等の危険物施設は、1,030ヶ所（少量危険物貯蔵取扱及び指定可燃物貯蔵取扱所を含む）ある。今後も、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の推進などにより、出火防止、流出防止対策の推進を図っていく。

第3 化学薬品、電気設備等の安全化

1. 化学薬品等の安全化

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に立入検査を定期的を実施し、保管の適正化を指導すると共に、事業所に対しては個別に具体的な安全対策を指導する。

- (1) 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- (2) 化学薬品収納棚の転倒等防止措置
- (3) 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- (4) 化学薬品等収納場所の整理整頓
- (5) 初期消火資器材の整備

2. 電気設備の安全化

区内の変電設備、自家発電設備、蓄電池設備は火災予防条例により、出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても点検、整備が義務づけられている。

これら各種電気設備の耐震化及び不燃化を推進するとともに、出火防止等の安全対策を強化する。

3. 電気器具からの出火防止

災害時の電気器具や配線からの出火を防止するために信頼性の高い安全装置（感震コンセント等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具の普及について、関係機関と連携し、徹底を図る。

第4 火薬類保安計画

北区には、火薬庫外貯蔵場所が警察関係を含めて7ヵ所が存在する。

所管する東京都環境局環境保安課等との連携を密にすると共に関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

第5 放射線取扱施設の保安

所管する文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室をはじめ、関係機関との連携を図る。

※区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取り扱い事業者の現況【資料編p162参照】

第6 高圧ガスの保安

所管する東京都環境局環境保安課をはじめ、関係機関との連携を図る。

※区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況【資料編p162参照】

第7 毒物・劇物の保安

所管する東京都福祉保健局をはじめ、関係機関との連携を図る。

※「販売業」に関しては、平成12年度より北区保健所生活衛生課が所管。

※毒物・劇物取り扱い事業者【資料編p162参照】

第8 危険物等輸送時の漏えい防止

危険物積載車両等により石油類を大量輸送する場合の当該走行車両については転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等の携行義務等の規制が行われている。

- (1) タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに当該基準が維持されるよう指導を強化する。
- (2) 鉄道タンク車により危険物を輸送する場合は、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- (3) トラック等の危険物を運搬する車両についてもタンクローリーと同様に適宜立入検査を実施し、安全対策への指導を強化する。
- (4) 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の活用推進を図る。
- (5) 下水管に流入した場合には、当該下水道管理者に連絡する。

第9 毒物・劇物取扱施設の安全化

機関	対策内容
都福祉保健局	毒物・劇物による危害の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
東京消防庁	災害時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

機 関	対策内容
学 校	学校における毒物・劇物災害を防止するため、下記の内容を盛り込んだ「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を公私立の小中高等学校（公立にあっては都教育委員会、私立にあっては初等学校協会及び中学高等学校協会）に周知し、事故防止に努める。

※ 学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について

学校の実験室等には、各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているので、危険物の容器及び収納戸棚等の転倒・落下防止並びに容器の破損等による流出及び混合発火等の防止を図るため、収納戸棚の固定、容器の安全措置等種々の対策を講じ実験室等の安全管理を徹底し、出火防止及び児童・生徒の安全確保に努める。

第10 その他出火防止のための査察・指導

地震が発生した場合、人命に及ぼす影響が極めて高い飲食店、病院及び工場、作業所等に対し、重点的に立入検査を実施する。

この場合、火気使用設備・器具等の固定や当該設備・器具への可燃物の転倒落下防止措置及び発災時における従業員の出火防止措置等の対応要領等について指導する。

その他の事業所、また、一般住宅等についても立入検査及び防火診断等を通じて同様の指導を行う。また、地震後の出火防止を徹底するための安全確保要領についても指導を行い、地震に伴う出火防止対策を徹底する。

製造所、特定屋外タンク貯蔵所及び給油取扱所（営業用）等に対しても、適正な貯蔵取扱について指導するとともに、これら施設を有する事業所に対し、災害時における出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。

第11 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置等の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止等に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

1. 出火防止に関する備えの主な指導事項

- (1) 住宅用火災警報器の普及
- (2) 消火器及び簡易自動消火装置等の住宅用防災機器などの設置、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- (5) 火を使用する場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (6) カーテンなどへの防災製品の普及
- (7) 灯油、ベンジン、アルコールなど、危険物の安全管理の徹底
- (8) 防災訓練への参加

2. 出火防止等に関する教育訓練の主な指導事項

- (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進

- (2) 家具類の転倒・落下防止措置の推進
- (3) ガラスの飛散防止措置等けがの防止対策の推進
- (4) 家屋や塀の強度の確認
- (5) 消火器の準備や風呂水の汲み置き等消火の備えの徹底
- (6) 住宅用火災警報器や感震ブレーカー等の設置による火災発生の早期発見と出火防止対策の推進
- (7) 非常用品の準備の徹底
- (8) 安否確認の方法、集合場所、避難経路等家族で話し合いの徹底
- (9) 防災マップ作り、地域危険度の確認等地域の危険性の把握
- (10) マスメディアを活用した防災情報の収集や消防署等が実施する防災講習会への参加による防災知識の取得
- (11) 防災訓練等の参加による防災行動力の向上
- (12) ライフライン停止等に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (13) ライフライン復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
- (14) 普段から小さな地震でも「グラッときたら身の安全」と声をかけあい、まずは身の安全を図る習慣の徹底
- (15) 地震発生時に火を使っていた場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末、出火したときは、落ち着いて消火することを徹底
- (16) 避難等により自宅を離れる場合は、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断など出火防止の徹底

第5節 小・中学校の防災対策

担当	区教育委員会事務局

第1 学校防災マニュアルの活用

教育委員会事務局は、大地震への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開や避難所としての対応など、学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校防災マニュアル」を作成している。

今後とも、各学校において、日ごろの防災訓練や安全指導、防災に関する研修に、マニュアルが活用され、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実が図られるよう普及・啓発に努めていく。

第2 事前対策

1. 校長の役割

- (1) 教育委員会作成の「学校防災マニュアル」等に基づき、学校の立地条件等を考慮し、常に災害時の応急計画を樹立し、指導の方法を明確にしておく。
- (2) 学校の立地条件などを考慮したうえで、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

2. 校長が、災害の発生に備えて、講じるべき措置

- (1) 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、区または北区自主防災組織等が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

- (2) 在校中や休日等の部活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
- (5) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

第6節 災害時要援護者の安全確保

担当	危機管理室／健康福祉部／まちづくり部／消防署

第1 基本方針

災害時要援護者対策は、住居や福祉施設の構造改善等へのハード面の対策と、支援体制づくり等のソフト面の対策を同時に進めるかたちで展開する。

災害時要援護者とは、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて災害時に支援が必要となる方で、主に以下の方々である。

- (1) 常時介護が必要な者（寝たきり高齢者、認知症高齢者、重度の障害者等）
- (2) 一部の行動に介助が必要な者（独歩可能な身体障害者、傷病者等）
- (3) 情報の入手・伝達が一般的な方法では困難な者（聴覚・視覚・音声言語障害者等）
- (4) 乳幼児

第2 災害時要援護者の安全確保

1. 災害時要援護者を対象とした防災行動マニュアルの作成及び普及

災害時における災害時要援護者の安全を確保するため、平成19年7月に高齢者や障害者などを対象とした防災行動マニュアルを作成した。

2. 災害時要援護者名簿の作成

災害時に援護が必要な方の把握と名簿化を図り、災害時における安否確認などの支援に備える。

3. 消防のふれあいネットワークづくりの推進

消防署は、災害時に的確・安全な避難行動をとることが困難な災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

- (1) 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- (2) 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・北区自主防災組織等、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

4. 防災啓発・指導

- (1) 高齢者・障害者向けパンフレット、外国語パンフレット等を活用し、啓発を行う。
- (2) 災害時要援護者向け防災訓練・講習会の開催やホームヘルパー等への研修を実施する。

第3 災害時要援護者への支援

北区は、都等の防災機関、北区自主防災組織等と連携して、災害時要援護者の安全確保に努める。

1. 避難所への避難支援

北区は、北区自主防災組織とともに、安否確認と状況に応じて避難所へ入所させる仕組みづくりを行う。

2. 防災行動力の向上

- (1) 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。
- (2) 災害時要援護者が参加しやすい震災対策訓練を実施するなど、北区自主防災組織等を中心とした防災行動力の向上に努める。

3. 社会福祉施設等と地域の連携

- (1) 社会福祉施設等における災害時の避難等については、当該施設職員により対応を図ることとなるが、自力避難が困難な災害時要援護者等が入通所するという施設特性から、一刻も早い対応が必要である。従って、施設関係者だけでなく、周辺地域の協力が不可欠となる。
- (2) 社会福祉施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間の災害時相互応援協定の締結などにより、相互の意志の疎通を普段から図るよう指導する。

第4 社会福祉施設等の安全対策

区は、これまで、高齢者や障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。

今後も、次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図っていく。

1. 社会福祉施設等と地域の連携

- (1) 施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- (2) 社会福祉施設等の指定管理者と、緊急時における対応について協定を締結する。

2. 避難行動の習得

各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努めていく。

3. その他施設の防災対策

備品類の転倒等防止対策及び什器・ガラス飛散防止措置をとる。

第5 災害時要援護者住居の防災対策

1. 住宅耐震診断等の実施

家屋の耐震診断費用の一部助成や区職員による木造住宅簡易耐震診断を実施する。

2. 緊急通報装置及び住宅用防災機器等の普及促進

- (1) 緊急通報システム等の整備及び簡易自動消火装置、簡易火災警報機、ガス安全システム、難燃性寝具等の普及促進を図る。
- (2) 東京消防庁が整備を進めてきた緊急通報システムの、一層の活用を図る。

第7節 防災連携体制の構築

担当	区各部／消防署／各防災関係機関

第1 基本方針

災害の拡大を防止するには、地域住民や事業所等が連携して、それぞれの地域における応急対策を速やかに実施する必要がある。

北区及び防災機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図るものとする。

- (1) 北区自主防災組織等の強化
- (2) 消防団体制の強化
- (3) 公共的団体等との協力体制の強化
- (4) ボランティア・NPOとの協力体制の強化
- (5) 相互支援ネットワークの育成

第2 北区自主防災組織等の役割

1. 北区自主防災組織

北区自主防災組織は、災害時に応急活動等を行うために、町会・自治会を母体として結成される基礎的組織である。

北区自主防災組織の活動拠点は、区立の公園、児童遊園、小・中学校、区立公共施設等とし、小型消防ポンプ等の資機材倉庫を設置するとともに、訓練でも活用する。

なお、活動区域内に公園等が存在しない場合は、新たなオープンスペースの整備が図られるまで、隣接する自主防災組織等と融通するなどして応急対応する。

(1) 事前対策

- ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- イ 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施する。
- ウ 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄をうながす。
- エ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。
- オ 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- カ 地域内の企業・事業所との連携・協力について検討する。
- キ 行政との連携・協力について検討する。

(2) 活性化案

ア 組織の結成促進

- (ア) 住民への積極的な指導・助言により、北区自主防災組織の組織化を進める。
- (イ) 都と連携して北区自主防災組織の活性化を図るため、より一層きめ細やかな指導・助言を行う。

イ 活動環境の整備

- (ア) 小型消防ポンプ、リヤカー等の活動用資機材の整備を進める。

ウ 訓練用資機材整備

- (ア) 東京消防庁と連携して、訓練の技術指導や実技体験訓練等に必要な資機材を整備する。

エ 組織の活性化

- (ア) 北区自主防災組織の活性化を目指し、「防災リーダー養成講座」や「地区防災ボランティア養成講座」の開催をはじめ、きめ細かな支援を行う。
- (イ) 東京消防庁と連携して、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会の開催、ポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等を通じて、北区自主防災組織の活性化に努める。
- (ウ) 必要に応じ、組織の統合・再編、「地区防災会議活動計画」「北区自主防災組織活動計画」の改定等を提案していく。

2. 地区防災会議

地区防災会議は地域全体としての安全を確保するために、北区自主防災組織で構成される合議体で、区、防災機関などと連携し、会議内の北区自主防災組織の指導、調整を行う。

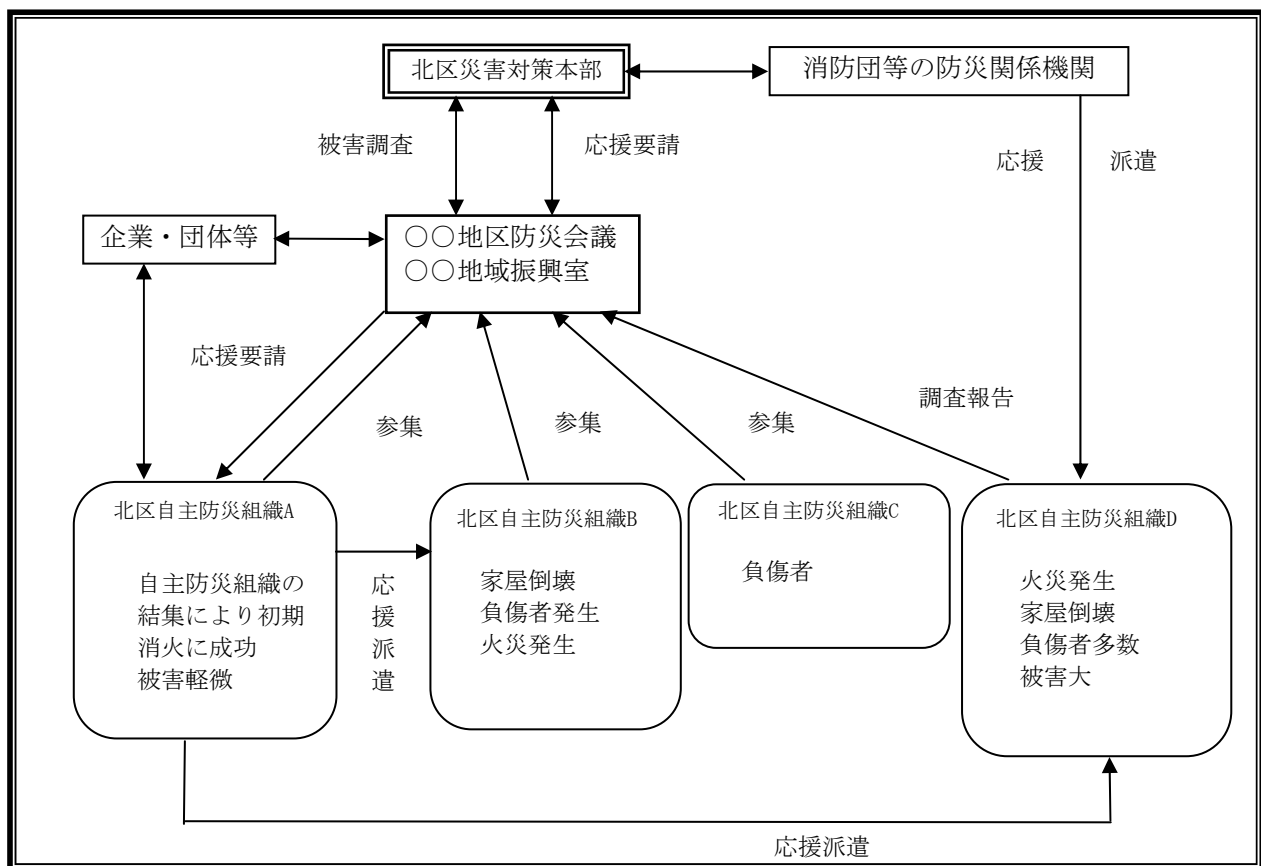
地区防災会議の活動拠点は、区内19の地域振興室とする。

(1) 事前対策

- ア 北区自主防災組織相互の協力体制づくりを図る。
- イ 企業・団体等との連携強化に努める。

(2) 応急対策

- ア 地区防災会議は、地区本部を地域振興室内に開設する。
- イ 地区本部は、区、防災機関との連携のもとに被害情報の収集伝達を行い、被害を最小限にとどめるために有効な指示を自主防災組織に出し、調整を行う。



【災害時の北区自主防災組織等の連携模式図】

3. 防災資機材等の充実

北区では、北区自主防災組織の活動体制を強化するため、救助機材（ジャッキ、バール、ノコギリ、ポンプ、バーナー、格納倉庫等）の支給や大規模自主防災組織への小型消防ポンプ等の貸与を行ってきた。

今後は各自主防災組織の特性に合わせた資機材の機能向上を計画的に推進していく。

(1) 小型消防ポンプ：北区自主防災組織を対象に、小型消防ポンプを配備している。

(2) 小型消防ポンプ用水利として耐震性地下貯水槽（容量5t）を67基埋設している。

さらに、学校備蓄室・資機材倉庫・深井戸・東京消防庁の耐震貯水槽や、区設置の40t水槽、民間井戸などの設置状況を北区自主防災組織に周知し、訓練等に活用する。

※小型消防ポンプ（D1級・C級）配備状況【資料編p162参照】

※耐震性地下貯水槽埋設状況【資料編p163参照】

第3 消防活動の整備強化

平時の消防力を災害時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。

また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、消防署にあつては、救助資機(器)材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。

第4 消防団の強化

消防団は、震災初動期は、北区自主防災組織と、以後段階的に消防署隊とそれぞれ連携し、初期消火、消防活動及び救出救護等に従事するとともに、平常時は地域住民に対し初期消火、救出救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

- (1) 東京消防庁では、消防団活動を強化充実するため、可搬ポンプ積載車、可搬式ポンプ、簡易救助器具、携帯無線機、照明器具、応急救護資機材等の消防団の装備品の整備・強化を図っている。
- (2) 北区は活動運営費助成、資機材等の支給などを通じて、消防団活動の強化を図る。
- (3) 都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保策をさらに推進し、消防団組織を強化する。
- (4) 消防団員が生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

第5 公共的団体等との協力体制の強化

- (1) 区は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう体制を整備しておく。
- (2) 区並びに関係防災機関は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。このため区は、各種公共的団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

第6 事業所との連携強化

区は、都と連携して、東京商工会議所、東京経営者協会等の協力を得て、防災について地域貢献の意志を有する事業者の紹介や、地域と地元事業者との連携事例の紹介など、事業者と地域の自主防災組織の連携強化により、地域防災力の向上を図る。

第7 ボランティア・NPOとの協力体制の強化

- (1) 日常的に活動を行っているボランティア・NPOとの情報交換を行い、相互に協力、補完する体制を構築する。
- (2) 大災害が発生した場合には、北区NPO・ボランティアぷらざに、災害ボランティアセンターを設置し、他県等から北区に参集したボランティア等が混乱なく、効率的・効果的に活動できるよう指導・調整する。

第8 相互支援ネットワークの育成

- (1) 区は地域の北区自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。
- (2) 地域の北区自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制の整備を推進する。
- (3) 店舗兼住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の北区自主防災組織等の一員として活動し、事業所が保有する資機材を活用した体制づくりを行うよう指導する。

第8節 防災機器・設備の保全・拡充

担当	危機管理室／消防署

第1 通信機器の整備

1. 区の整備状況

(1) 防災行政無線

ア 移動系無線設備

(ア) 2回線の相互通信が可能で、音声通信のほか、静止画通信も行うことが出来る。

(イ) 平常時は、一般の行政事務連絡にも活用し、機器取扱いの習熟を図っている。

イ 同報系無線設備

(ア) 屋外型拡声器は区内に106基整備してある。

(イ) 北区自主防災組織、区立小・中学校、幼稚園・保育園及び、私立中学校・幼稚園・保育園等に戸別受令機を配備している。

(2) 地域防災無線

移動系・同報系に加え、災害時最大60回線の通話が確保できる地域防災無線設備を平成8～10年に導入、区の地区本部、避難所（区立小・中学校）などのほか、防災機関、ライフライン管理者等に配備している。

※地域防災無線設備の状況【資料編p165参照】

2. 都の整備状況

(1) 東京都防災行政無線

ア 都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京防災機関及び都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。

イ 防災行政無線は、電話、ファクシミリ機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成するものである。

ウ 無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備の整備を図っている。

(2) 東京都災害情報システム

東京都災害情報システムは、平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区の端末機設置機関に提供する。災害時には、区が入力した被害・措置等に関する情報をコンピューターで集計処理し、都本部の表示板に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図るものである。

(3) 画像伝送システム

ア 区及び建設事務所等には画像伝送システムを整備している。

イ 災害現場から衛星中継車で、現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

ウ 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

3. 区における整備計画

- (1) 計画的に無線従事者の養成に努めるとともに、住宅、中高層ビル等の建設による電波障害発生時には、回線品質の確保を図るものとする。
- (2) 防災行政無線の充実
総務省が進める防災無線デジタル化との連携をとれるシステムの導入も視野に入れて充実を図る。
- (3) 防災機関との連携
緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話もしくは非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT東日本(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。
- (4) CATV企業体との連携
区の防災情報等や災害時の区民等への情報提供のため、CATV企業体との連携体制を検討する。
- (5) 区内のミニFM局との連携
区の防災情報等や災害時の区民等への情報提供のため、ミニFM局との連携体制を検討する。

第2 消防設備の整備・保全

1. 消防用設備等の適正化

- (1) 防火対象物に設置されている消防用設備等については、災害時においても十分にその機能が保持され、初期消火ができるよう、耐震措置を講じるよう指導する。
- (2) 過去の地震被害調査結果等を踏まえ、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が災害時にも機能するよう、消防設備等の確実な機能保持についての指導を強化する。

2. 消火器等の普及

災害時における同時多発火災を防止するため、家庭や事業所等に消火器、簡易火災警報器、簡易自動消火装置等を設置するよう求めていく。

3. 街路設置消火器の保全

街路消火器の設置を推進する。これら消火器については、年1回の保守点検・清掃と薬剤の詰め替え等の管理を行っている。

4. 消防水利の整備

- (1) 国が定める「消防水利の基準」に基づき、区部における消防水利の整備を推進する。
- (2) 延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽を設置する。
- (3) 公共施設及び特殊建築物の整備にあわせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- (4) 区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る。
- (5) 巨大水利(河川等の無限の水量を有する水利及び応急給水施設等の大容量を有する水利)の開発・確保などに努める。
- (6) 今後は、建築物の焼失危険度の高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、防火水槽の建設及び民間の建物の基礎ばりを利用した地中ばり水槽などの設置に努め、東京消防庁の耐震貯水槽の空白地域の解消を図っていく。

(7) 消防水利の現況

※消防水利の現況（北区内）【資料編p165参照】

5. 消防活動路等の確保

- (1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、狭あい道路の広幅員化、袋小路の解消、U字溝等の埋設化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備など関係機関とともに検討する。
- (2) 障害物排除機能を有する不整地走行能力の高い車両を導入するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

6. 消防活動困難区域対策

- (1) 消防水利の整備、消防隊用可搬式ポンプの整備及び消防団体制の充実などをすすめる。
- (2) 消火活動の阻害要因の把握・分析や、延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に意見反映を図り、消防活動困難区域の解消を図る。

第9節 備蓄食料・物資の保管・機能維持

担当	危機管理室／健康福祉部／子ども家庭部／区教育委員会事務局

第1 基本方針

備蓄室・資機材倉庫と備蓄倉庫の役割に従い、避難所生活者を中心とした被災者が必要な物資を備蓄し、定期的な点検や補修、更新、補充を行うことで、常時利用可能な状態にしておく。

第2 備蓄場所別の役割分担

1. 学校備蓄室

主に避難所での避難生活に要する食料・生活用品・給水資機材等を保管している。

2. 防災資機材倉庫

- (1) 主に近隣住民が使用する初期消火のための小型消防ポンプや発電機・投光機等の救助用資機材及び災害時用マンホールトイレの保管場所として、学校備蓄室と一体で活用している。小型消防ポンプ等は、平常時には小中学生の消火訓練等に、避難生活時はトイレ用水・生活用水の搬送等にも活用できる。
- (2) 学校の資機材倉庫は、学校備蓄室との統合・建替も含め、常時使用可能な状態を維持する必要がある。

3. 災害備蓄倉庫

- (1) 主に避難場所で使用する救助物資・資機材と、学校備蓄室の補完物資を保管している。災害時には、補給物資のストックヤードとしても活用することになる。
- (2) 肌着、生理用品、トイレットペーパー、紙おむつ等の日常生活用品やレンジバーナーセット、給水タンク、発電機等の避難所運営のための資機材の充実を図る。
- (3) 避難場所もしくはその周辺に備蓄倉庫が存在しない地域については、防災公園等の整備時に、新たな備蓄倉庫の建設を検討する。

4. 二次避難所

高齢者・障害者・乳幼児等の災害時要援護者に提供するための、お粥やカセットコンロ、車椅子等を備蓄している。

5. 予備避難所

主に、避難所として利用することになった場合に必要となる資機材を保管している。

6. 災害備蓄倉庫の位置及び名称・備蓄物資一覧

※災害備蓄倉庫の位置及び名称【資料編p165参照】

※備蓄物資一覧【資料編p166参照】

第3 高齢者・障害者施設等での備蓄

- (1) 特別養護老人ホーム等の入所施設において、地震災害に備え3日間程度の食料・飲料水等必需品の備蓄を検討する。
- (2) 障害者施設等の通所施設においても地震災害に備え、カセット型コンロ等の燃料や食料品等の備蓄を検討する。
- (3) 施設内に備蓄スペースの確保が困難な場合、近くの防災備蓄倉庫または学校の備蓄室を活用することも視野にいれる。

第4 備蓄物資・機材の更新・補充

1. 基本方針

備蓄室・資機材倉庫と備蓄倉庫の役割に従い、定期的な点検を行い、必要な補修、更新、補充を行うことで、常時利用可能な状態にしておく。

2. 食料

- (1) 備蓄食料のうち、期限の切れる食料は、期限切れ1年前を目安に入れ替えを行う。
- (2) 期限切れ間近の食料については、各種防災訓練、区民まつりなどのイベント、地域で行う各種行事、学校・児童館・保育園での体験試食等に供出し、有効活用を図る。

3. 生活必需品

- (1) 生活必需品は、耐久年数を超えるものについては、計画的に入れ替える。
- (2) 不足している毛布などについては、計画量の達成を目標とする。

4. 資機材等

- (1) 備蓄資材のうち、不足している毛布などについては、計画量の達成を目標とする。
- (2) 劣化したもの、機能が低下したものについては、計画的な入れ替えを行う。
- (3) 機材については、点検・オーバーホールで機能が回復しない機材については、早急に入れ替えを行い、機能の維持につとめる。

5. マンホール型トイレの整備

災害時の避難所となる区立小・中学校や避難場所となる公園等の整備に合わせて、マンホール直下型のトイレ等を整備する。

第10節 防災訓練

担当	区各部／各防災関係機関

第1 基本方針

北区自主防災組織や各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点を置く合同訓練並びに各機関の個別訓練をより実践的な形で実施する。

第2 合同訓練

1. 訓練方針

災害対策基本法に基づき、北区における自主防災組織、防災機関及び住民が一体となって震災訓練を実施することにより、北区地域防災計画の習熟を図るとともに、区及び防災機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として実施する。

2. 実施機関

(1) 実施内容

- ア 区防災会議において「北区震災訓練実施要綱」を定め、要綱に従い実施する。
- イ 主な訓練内容は、発災初動期の応急対応訓練と避難所運営訓練であるが、必要に応じて通信訓練など他の訓練を組み合わせる。

(2) 参加機関

北区自主防災組織等・事業所・民間団体・ボランティア・住民・防災機関・北区

(3) 訓練の検証

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて防災体制の改善等を行う契機とする。

第3 個別訓練

1. 消防訓練

(1) 訓練方針

地震火災時等の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、事業所、住民を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果をふまえて総合訓練を実施する。

(2) 震災消防訓練

災害時の各種災害に対処するため、各消防署において、初期消火訓練用消火ハウス、訓練用通報装置及び応急救護訓練用人形等を整備して、消防団、事業所、住民を対象として基本的防災訓練を個別に行う。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消防団	(1) 情報活動訓練 ア 参集(情報収集)・初動措置(災害対応)訓練 イ 情報整理及び通信運用訓練 (2) 部隊編成訓練 (3) 消火、救出救護訓練 (4) 消防署隊との連携訓練 (5) 災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練 (6) 地域住民との協働による消火救出救護訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合防災訓練は年1回以上実施する。
住 民	(1) 出火防止訓練 (2) 初期消火訓練 (3) 救出救助訓練 (4) 応急救護訓練 (5) 通報連絡訓練 (6) 身体防護訓練 (7) 避難訓練 (8) その他の訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合防災訓練は年1回以上実施する。
事業所	(1) 出火防止訓練 (2) 防護訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) 応急救護訓練 (6) 避難訓練 (7) 情報収集訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作成して実施する。またそのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。
災害時支援 ボランティア	(1) 応急救護訓練 (2) 災害情報提供訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) その他の訓練	火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などを捉え、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。

(3) 救助救急訓練

住民をはじめ関係機関との協力体制を確立し、災害時の迅速・的確な救助・救急活動の確保に努める。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
区 住 民 事業所 日 赤	(1) 各種救助事象による救出訓練 (2) 仮救護所の設置・運営訓練 (3) 現場救護所の設置訓練 (4) 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練 (5) 救急救助資機材の活用訓練	震災訓練に合わせて実施するほか火災予防週間等において行う。

2. 総合的防災訓練(警視庁)

大震災発生の際、防災機関と地域住民が一体となり、迅速的確な対応が出来るよう各種の防災訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
防災機関 北区自主防災組織 地域住民 事業所等	(1) 警備要員招集及び部隊編成訓練 (2) 情報収集伝達訓練 (3) 各級警備本部設置訓練 (4) 交通対策訓練 (5) 装備資機材操作訓練 (6) 避難誘導訓練 (7) 広報訓練 (8) 救出救護訓練 (9) 津波対策訓練 (10) 通信伝達訓練	宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

3. 区職員向け訓練

(1) 防災訓練の実施

災害対策本部運営訓練等、各部分掌事務に基づく、業務内容の確認、習熟を目的とした訓練・非常参集訓練等を定期的または臨時に実施する。

(2) 区職員自衛消防隊訓練の実施

職員による自衛消防隊を編成し、屋内消火栓による初期消火訓練、ケガ人の救助訓練、来庁者及び職員の避難訓練を行う。

(3) 区職員研修

職員等の防災研修を新規採用職員、転入職員を対象に実施するとともに、各部は所属職員に災害時における業務分掌を周知するための研修を実施する。

全職員を対象とした上級救命講習会を実施し、その際、北区の防災体制と職員の責務の習熟を図り、防災資機材操作の研修を行うことにより、職員の防災行動力の向上を図る。

4. 無線通信訓練

(1) 訓練方針

区防災行政無線・地域防災無線の操作方法及び運用の習熟化を図るため、区防災行政無線・地域防災無線による通信訓練を、実施要領に基づき実施する。

(2) 訓練項目

- ア 非常通信訓練
- イ 無線統制訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 定期通信訓練

5. 下水道施設の復旧等にかかわる訓練(都下水道局)

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
都下水道局 民間団体 ほか	下水道局防災訓練 (1) 被災現場・事業所・本庁間の情報連絡 (2) 緊急点検及び緊急措置訓練 (3) 民間団体との連携による応急復旧訓練 (4) 相互支援に関わる情報連絡訓練など	毎年9月に1回、本庁及び全事業所において実施する。

6. 指定公共機関

指定公共機関は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施している。

機関名	訓練項目
各鉄道機関	(1) 消火訓練 (2) 応急救護訓練 (3) 車両脱線復旧訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 避難誘導訓練(駅間停車列車等)
各放送機関	(1) 情報連絡・組織連絡訓練 (2) 放送施設の保守・運用等 (3) 災害時特別番組制作のための訓練 (4) 非常無線・備品の点検
その他の機関	(1) 非常参集 (2) 情報連絡訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 施設の応急復旧訓練

7. 事業所防災訓練の指導[消防署]

- (1) 事業所自衛消防組織の活性化を図るため、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練に出向し、訓練指導や消防技術の講習を行う。
- (2) 特に地下鉄、病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気・ガス等大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の防災訓練を年間2回以上実施するよう指導している。

第11節 事業継続計画(BCP)の策定

担当	区各部

第1 BCPの役割

- (1) BCP (Business Continuity Plan) は、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するもの

である。事業のバックアップシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

(2) 事業継続の取り組みは、以下の特徴を持っている。

ア 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定する

イ 災害後に活用できる資源の制限を認識し継続すべき重要業務を絞りこむ

ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討する

エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処する

オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をする

カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急事態応の要素を含んでいること

(3) BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平時から実施することが重要である。

第2 区政のBCPの策定

北区は都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していくことが必要である。

第2章 防災都市づくり

第1節 基本方針

担当	まちづくり部／都都市整備局

防災まちづくりの基本は、「逃げないですむまちづくり」である。区民の生命・財産を守るため多様な事業手法により、「都市計画マスタープラン」や東京都の「防災都市づくり推進計画」に示された、災害に強い「まち」を目指していく。

ただし、そのような「まち」の実現には、長期間を要するので、同時に防災特性を有する道路・河川・公園等の都市施設の整備を推進していく。

第2節 防災都市づくり推進計画

担当	まちづくり部／都都市整備局

阪神・淡路大震災では、木造住宅の密集地域において建物の倒壊や火災による被害が集中したため、災害に強い都市づくりを進める上で、都市全体の防災性の向上を目標とした都市構造の強化が課題となっている。

東京都は、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として、防災都市づくり推進計画を定めている。平成15年9月に、防災都市づくりに関する施策の指針を定めるとともに、整備地域及び重点整備地域の指定を行う「基本計画」を策定し、平成16年3月には基本計画に基づき、防災都市づくりの具体的な整備目標や整備計画等を定める「整備プログラム」を策定した。

この「整備プログラム」では、整備地域と重点整備地域を定めている。

第1 整備地域(5地域)

木造住宅密集地域の中から震災時の甚大な被害が想定される地域を整備地域として定めている。建物の不燃化誘導、狭小敷地の解消、道路・公園広場・延焼遮断帯の整備などにより、火災が拡大しない市街地の整備を目指していく。

- (1) 十条地域（岸町2丁目の一部、中十条1丁目の一部と2～3丁目、上十条1～4丁目の一部、十条仲原1～2丁目が該当）
- (2) 池袋西・池袋北・滝野川地域（滝野川6丁目と7丁目の一部が該当）
- (3) 西ヶ原・巣鴨地域（西ヶ原1～3丁目の一部と4丁目、滝野川1丁目が該当）
- (4) 志茂地域（岩淵町の一部、志茂1丁目の一部と2～5丁目、神谷3丁目の一部が該当）
- (5) 荒川地域（昭和町1～3丁目の一部、田端新町1～3丁目の一部、上中里3丁目の一部が該当）

第2 重点整備地域(1地域)

整備地域のうち、基盤整備事業等を重点化して展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域を重点整備地域として定めている。

十条地区では、非常時の避難経路の確保や消防・救援活動の円滑化による防災性の向上、交通渋滞の解消、交通安全の確保等を図るため、住民の合意形成を進めながらまちづくりを推進する。

- (1) 十条地域（岸町2丁目の一部、中十条1丁目の一部と2～3丁目、上十条1～4丁目、十条仲原1～2丁目が該当）

※整備地域・重点整備地域【資料編p167参照】

第3節 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地型)の推進

担当	まちづくり部／都都市整備局

- (1) 老朽住宅等密集地域の木造賃貸住宅の建替えを促進し、併せて地区レベルでの主要生活道路や公園等の基盤整備を行う。
 - ア 上十条3・4丁目地区（平成6年～平成20年度）
 - イ 上十条1丁目、中十条1丁目～3丁目（平成18年度～平成27年度）
 - ウ 西ヶ原地区（平成17年度～平成26年度）
 - エ 志茂地区（平成18年度～平成27年度）
- (2) なお、建築物の耐火性能を強化するため、平成19年6月に東京都建築安全条例による新たな防火規制を施行した。

第4節 防災生活圏促進事業の推進

担当	まちづくり部／都都市整備局

幹線道路・公園・鉄道などの延焼遮断帯に囲まれた区域の中で、地区防災道路や防災広場の整備、防災まちづくり活動支援などを行う。

- ア 志茂地区（平成7年度～平成16年度：完了）
- イ 十条地区（平成11年度～平成20年度）

第5節 都市防災不燃化促進事業の推進

担当	まちづくり部／都都市整備局

- (1) 早急に不燃化の促進を図る必要のある区域を「不燃化促進区域」に指定し、耐火建築物の建築を支援する。
- (2) 建築主に、建築費の一部を助成することにより不燃化の促進を図る。
- (3) 北区では、以下の地区で推進する。
 - ア 小台通り地区（昭和60～平成6年度：完了）
 - イ 環状7号線地区（平成元～平成15年度：完了）
 - ウ 本郷・区役所前通り地区（平成6～平成15年度：完了）
 - エ 北本通り地区（平成9～平成18年度：完了）

- オ 補助88号線地区（平成16年度～平成25年度）
- カ 補助83号線地区（平成22年度以降事業化予定）
- キ 補助85号線地区、十条駅付近（平成22年度以降事業化予定）
- ク 延焼遮断帯または避難路として位置づけがあり、かつ幅員20m以上の道路沿道

第6節 市街地再開発事業の推進

担当	まちづくり部／都都市整備局

- (1) 対象：木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害発生時に被害が生じる危険性が高い地区
- (2) 内容：細分化された土地を統合し、不燃化かつ中高層化した共同住宅等を建築し、併せて道路・公園などの公共施設整備と有効なオープンスペースを確保する。
- (3) 経過：北区では赤羽北地区での事業が完了したが、十条駅西口地区でも事業化へ向けて推進を図る。

第7節 土地区画整理事業の推進

担当	まちづくり部／都都市整備局

- (1) 木造密集地などにおいて、不燃化促進を図るとともに居住環境の保全・都市空間の確保などのため、東京都とともに土地区画整理事業を推進する。
- (2) 北区では、田端地区で事業の推進を図る。

第8節 道路・橋りょう等の整備

担当	まちづくり部／都都市整備局

第1 都市計画道路の整備促進

広幅員の道路は、震災時において火災の延焼防止効果をもつ。また避難、緊急物資等の輸送ルートにもなるなど多様な機能を有している。

防災上の観点からも、広幅員の道路が必要であり、今後も都市計画道路の整備を推進していく。特に緊急道路障害物除去路線や準緊急道路障害物除去路線に指定されている道路については、一層の整備促進を図っていく。

現在事業中の都市計画道路は、区施工分が、補助87号線、補助181号線である。

また、区施工予定路線は、補助243号線、補助245号線及び区画街路3号線であり、今後計画的に整備していく予定である。

一方、東京都施工分は、放射10号線、補助73号線、補助83号線（一部）、補助85号線、補助88号線及び補助245号線である。

なお引き続き、環状7号線、補助83号線、補助86号線、補助90号線及び補助92号線の早期事業着手を東京都に要請していくとともに、十条駅付近連続立体交差化事業につい

ては、東京都と連携を図りながら推進していく。

※道路の現況 【資料編p169参照】

※都市計画道路一覧【資料編p170参照】

第2 公共施設(学校等)周辺道路の整備促進

学校周辺の生活道路の拡幅整備及び沿道の不燃化を促進し、災害時に住民が容易に小・中学校等へ避難できるようにする。

第3 狭あい道路拡幅事業の推進

防災・消火活動・通行上等、支障となる4m未満の道路を、家屋の建替え時に幅員4mの道路として拡幅整備を行う。

第4 避難路の整備

避難場所への避難は原則として自由避難であるが、延焼遮断帯に指定されている道路以外で、避難上必要かつ重要な道路を避難路として指定する。特に、都市計画道路で未整備なものうち、延焼遮断帯以外で避難上必要な道路を避難路として位置づけ計画的に整備を進める。

※避難路の図【資料編p171参照】

第5 橋りょうの整備

- (1) 災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐震性の不足している橋りょう、交通の支障となる橋りょうについて、架替・補強及び耐荷力の増強等の整備を促進する。
- (2) 道路防災総点検（平成8年度）の結果に基づき、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある橋りょうから計画的に整備を進める。

※橋りょうの現況【資料編p173参照】

※歩道橋の現況 【資料編p175参照】

第6 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

補助83号線（十条台小学校付近～環状7号線間）整備にあわせて、民間活力を誘導した沿道建物の不燃化や共同化など沿道でのまちづくりを実施し、延焼遮断帯の形成と避難路の確保を推進する。沿道まちづくりにあたっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。

なお、延焼遮断帯とは東京都が定めた防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯をいい、骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に分類されている。

※延焼遮断帯の図【資料編p179参照】

第9節 オープンスペースの整備・活用

担当	まちづくり部／都都市整備局

第1 オープンスペースの整備推進

- (1) 避難場所内もしくは隣接地を中心に、防災上の観点から、東京外語大跡地、自衛隊跡地、浮間水再生センターの上部、赤羽台団地建替事業、桐ヶ丘団地再生・計画建築事業などで、公園・緑地の整備を積極的に推進していく。
- (2) また、河川堤防の高規格化（スーパー堤防）の推進、大規模建築物や集合住宅の壁面後退による歩道空間の拡大等、多様な整備手法で有効なオープンスペースの確保を図る。

第2 オープンスペース利用計画の策定推進

- (1) 災害時に、避難誘導、救出救護、医療搬送、物資輸送、ボランティア参集、ライフライン復旧、がれき処理などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害軽減を果たし、住民の生活再建と都市復興を円滑に行うことが出来る。
- (2) 東京都では、事前にこれらの活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを、東京都震災対策条例に定めており、これに基づきオープンスペースの具体的な使用計画を策定することになっている。
- (3) 北区は、区内のオープンスペース利用計画策定に際し、都と協議し、区民の利益に沿って協力していくものとする。

第10節 防災公園の整備推進

担当	まちづくり部／都都市整備局

都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路などさまざまな空間を活用して、防災ネットワークを形成する。

第1 浮間水再生センター上部公園

東京都下水道局の浮間水再生センターの上部を子どもスポーツ広場として整備し、平成15年4月より開放しているが、災害時にはオープンスペースとして活用する。

第2 東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地

東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地（西ヶ原四丁目：約45,183㎡）は北区の南で、豊島区との縁辺部に位置している。周辺は東京都の「防災都市づくり推進計画」（整備計画）で整備地域と位置づけられる木造住宅密集市街地である。

区は国の跡地処分に合わせ、土地利用計画を平成15年7月に策定した。この土地利用計画では跡地を、「防災」と「共生」のまちづくりをめざした拠点と位置づけ、以下主な機能を今後順次整備していくこととしている。

(1) 防災公園

跡地周辺500m圏域を避難計画人口とした防災公園22,000㎡を、防災公園街区整備

事業(独立行政法人都市再生機構の直接施行)により平成21年度頃を目途に整備する。

(2) 外周道路の拡幅整備

災害時の防災公園としての機能を確保するとともに、周辺市街地での道路拡幅を誘発するため、公園整備にあわせ跡地の外周道路を拡幅整備する。

(3) 住宅等の整備

地域の防災力を初め、コミュニティの活性化を促すため集合住宅の整備を誘導する。

第3 陸上自衛隊十条駐屯地赤羽地区(その2)跡地

陸上自衛隊十条駐屯地赤羽地区その2跡地(赤羽西五丁目:約58,000㎡)は北区の北西部に位置している。北側で隣接する区立赤羽自然観察公園などとともに、避難場所「桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区」の一翼を担っている。

区は国の跡地処分に合わせ、土地利用計画を平成15年7月に策定した。この土地利用計画では跡地に、以下の主な機能を、今後順次整備・誘導していくとともに、従前の避難場所機能を今後も継承・充実していくこととしている。

(1) 都市公園

区立赤羽自然観察公園に不足する機能を補完する公園として、平常時は健康づくり・スポーツ機能を有し、災害時はまとまったオープンスペースを生かし防災機能を発揮する都市公園(38,000㎡)として、平成22年度供用開始を目途に整備する。

(2) 住宅等の整備

地域の防災力を初め、コミュニティの活性化を促すため集合住宅の整備を誘導する。

第3章 施設構造物の安全化

地震被害の軽減防止を図るため、建築物の不燃化の促進並びに落下物の被害、がけ・擁壁等の崩壊、土砂災害等の防止など、関係防災機関は施設構造物等の安全化に努める。

第1節 基本方針

- (1) 生命の安全を第一とし、施設の被害はある程度容認しつつも施設全体の被害を最小限に食い止めるために、施設構造物等の「重要度」に応じた耐震性向上を図る。
- (2) 耐震性の確保には、個々の施設構造物等の耐震設計のほか、代替性や多重化等に配慮し、総合的なシステムの機能を確保する。

第2節 道路及び交通施設の安全化

担当	まちづくり部／都建設局／首都高速道路(株)／都水道局／都下水道局／東京電力(株)／東京ガス(株)／都交通局／J R 東日本(株)／東京地下鉄(株)

第1 道路施設の安全対策

1. 基本方針

機関名	耐震性と施設の安全対策
北 区 ・ 都建設局 ・ 首都高速 道路(株)	道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通知：13年12月）及び「道路橋示方書」（日本道路協会：14年3月）に従い、地質・構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても、落橋や倒壊を生じないように、引き続き安全性を強化する対策を実施する。 自動車専用道路のトンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様などが安全に脱出できるようにしている。

2. 事業計画

機関名	事業計画
北 区	(1) 広幅員の歩道における街路緑化の推進 (2) 道路擁壁の安全度調査の実施 ア 擁壁の現況調査を行い、補修計画を策定し、施工を実施する。 イ 張出し歩道の補修計画を策定し、その整備を行う。 (3) 施工の実施 健全度調査・詳細調査・耐荷耐震診断の結果をふまえた改修計画に基づき、落橋防止工事、補強工事及び架替工事等を実施する。 (4) 道路付属物等の補修 交通安全施設をはじめとする道路付属物の整備及び補修を実施する。 (5) 道路敷や水路敷の管理 災害時に避難通路として活用できるよう管理する。
都建設局	(1) 既設橋りょうの補強 (2) トンネルの防災対策
首都高速道路(株)	(1) 高架橋の安全性の強化 ア 橋脚の耐震対策(橋脚を鋼板巻立て等の補強は平成10年度をもって完了) イ 落橋防止システム及び支承部構造(橋桁を支える台座)の一層の強化 ウ 地盤の液状化により生じる地盤流動に対する対策の実施 エ なお、トンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様などが安全に脱出できるようにしている。 (2) 地震が発生した時の情報収集・伝達等のシステム構築 ア 地震計測システムの構築 イ 電力バックアップの強化 ウ 通信網の整備 (3) 地震が発生した時のお客様の安全対策 ア お客様への情報伝達の充実 イ お客様の対処方法についての十分な広報 ウ 避難・誘導施設の整備 (4) 道路構造物、管理施設等の常時点検 (5) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

第2 道路占用物件の安全対策

1. 公道上突出看板等の落下防止

公道上に突出した看板等が災害時、地上に落下して、人の生命及び身体に被害を与えたり、交通機能を阻害しないよう調査し、是正指導する。調査・指導は、避難道路、緊急道路障害物除去路線等の優先順位に従って行う。

2. 避難道路、緊急道路障害物除去路線等の道路パトロールの強化

災害時を念頭に、道路の不法占用、不法使用、屋外広告物の取締・指導、道路付属物の損傷発見等の道路パトロールを強化する。

3. 放置自転車等の撤去及び啓発活動

災害時の避難道路、緊急道路障害物除去路線等を確保するとともに、救護・救援活動が円滑に行えるように、放置自転車等の撤去の強化と啓発活動に努める。

第3 道路占用施設の安全対策

- (1) 道路占用施設の安全対策は各占用企業者等占用者が行う。
- (2) 道路管理者は区内の企業者占用物配置図面を常備するとともに、地震発生後は、関係機関との連絡調整を図り、ライフラインの復旧を支援する。
- (3) 占用企業者連絡調整会議を年1回以上開催し、区の防災計画に関する情報を提供するとともに、各占用企業者の道路占用施設の現況・変更状況報告を受け、災害時の効率的な応急・復旧作業について検討していく。

第4 自動販売機の転倒防止

公道に面して設置されている自動販売機等が、災害時に転倒して、避難、救命・救護活動の支障とならないように、転倒防止の指導を行う。

第5 避難道路沿いの施設の安全化

機関名	内容
都水道局	耐震性の低い送配水管については、取替え等を実施し、耐震性の強化を図っている。
都下水道局	避難所等からの排水を受ける管きょや避難道路に埋設されている管きょについて、マンホールと管きょの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努めている。
東京電力(株)	(1) 設備強化 ア 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。 イ 電線混触による短絡断線防止対策として絶縁電線を使用している。 ウ 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに開閉器については、高信頼度の真空または気中開閉器を使用している。 (2) 設備管理 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。
東京ガス(株)	導管の耐震性の向上を図るとともに、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第6 鉄道施設等の安全対策

各鉄道機関は、地震災害が発生した場合の設備の故障や利用者の混乱を防止するため、施設の強化や防災設備の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。
また、構造物を「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10年12月運輸省通達）

及び「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により、適切に対応する。

1. 都営交通施設

(1) 事業計画

ア 防火設備の配置

(ア) 建築物、車両の防火設備として、火災感知器、消火ポンプ、消火器などを配置し、交通施設を災害から防護して、輸送の確保を図る。

イ 現況施設災害予防計画の策定

(ア) 乗客輸送に関する諸施設及び建物、それに付随する設備、車両、軽油地下貯蔵タンク、燃料スタンド等の防災設備の充実を促進する

(イ) 災害発生時にその被害を最小限に防止するため、あらかじめ危険箇所に対する予防対策を立て、営業所長は予防対策を職員に周知徹底させる。

(ウ) 非常災害時の指令系統の組織を再確認する

(エ) 各取り扱い責任者において、防災設備の適切な管理を行わせる。

ウ 災害予防体制の確立

(ア) 地震による災害並びに大規模な火災などが発生する恐れのある場合には、その災害に対する未然防止策を図る。

(イ) 災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。

(ウ) 運行中の車両、旅客の人命救助を最優先とし、車内マイク等を活用して利用者の動揺静止及び車外の安全を確認のうえ、避難場所への避難誘導を案内する。（全車車内に避難マップを掲出）

2. JR東日本(株)施設

(1) 施設の現況

ア 区内における線名及び線路の延長

(ア) 東北本線 7.9km (エ) 山手線（貨物線） 1.5km

(イ) 京浜東北線 7.7km (オ) 東北新幹線 9.5km

(ウ) 埼京線 5.9km

イ 区内の鉄道高架橋、電気施設

(ア) 高架橋 55

(イ) 架道橋 51

(ウ) 河川橋 6

(エ) 変電所 2（赤羽、王子）

ウ 施設の耐震性

(ア) 耐震設計は、条件に応じた震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。

(イ) 主要構造物は関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

エ 事業計画

(ア) 鉄道沿線に設置した地震計からの情報及び緊急地震速報の情報を活用した防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

(イ) 「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な構造物については、補強工事を実施している。

(ウ) 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の

被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備が整備されている。

※JR東日本(株)施設・駅舎等の現況【資料編p181参照】

(2) 災害予防計画

ア 災害に対する防災体制の確立

(ア) 本社、東京支社及び各地区・駅に災害対策本部を設置する。

(イ) 各災害対策本部の組織及び業務分担内容は、社内規定による。

イ 情報収集体制の整備

JR専用電話回線網が整備されているほか、各対策本部に通信衛星による電話回線、移動無線及び衛星携帯電話が配備されている。

ウ 施設の点検整備

(ア) 保守点検の実施

平常から土木構造物等の検査員によって、耐震性能及び環境条件の変化等により生じる危険箇所の発見のため、定期または随時点検を行い、改良補強に努めている。

(イ) 駅舎及び車両の防火対策

・駅舎の防災対策：消防設備等の強化、防災訓練の実施等により、駅舎の防災能力の向上に努めている。

・車両の防火対策：危険物持込禁止の徹底等、車内における人的、物的被害を最小限にとどめるための対策を引き続き推進する。

エ 放送設備

異常事態発生時に備え、乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備の有効活用並びに視覚的に情報を提供するシステムを確立する。

(ア) 放送案内文の検討、アナウンス教育、情報の集約等、異常時の情報管理体制の確立

(イ) 大型ディスプレイの設置等視覚的な情報提供手段の整備

オ 地震発生時の運転取扱

地震の揺れを感じた区間及び規模等に応じ、列車の速度規制または運転中止を行い、列車運行の安全を確保する。

(3) 防災知識の普及計画

ア 社員に対する教育

大地震発生時の対応マニュアルを全社員に配布し、社員の責任分野を明確にさせるとともに非常参集、人命救助及び情報の収集・報告等について教育を行っている。

イ 乗客に対する災害時の広報

駅、列車等における二次的災害の発生、混乱防止を図るため、それぞれの状況に応じた災害時の対応についての広報に努めている。

(4) 訓練計画

系統的に地震総合防災訓練、非常召集訓練、非常参集訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、初期消火訓練及び応急復旧訓練等を計画し、定期または随時実施している。

(5) 災害用資機材等備蓄計画

災害の発生を予測して、資機材を分散して常備しておき、災害の規模に応じて不足する分は、他の方面から集結するシステムを取っている。

3. 東京地下鉄(株)施設

(1) 計画方針

地震による被害の未然防止を図るとともに、発生した災害により鉄道施設等に被害があった場合は、その被害の迅速かつ的確な復旧をはかり、もって輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

北区内の南北線は約6.0kmであり、区内の駅は、西ヶ原、王子、王子神谷、志茂、赤羽岩淵の5駅である。一日平均約10万人の乗降客がある。

(3) 災害予防計画

ア 防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずると共に、防災体制を確立する。

イ 排水施設

営団における排水施設は850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0tのポンプ3台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

ウ 停電対策

(ア) 東京電力(株)から複数系統で電力の供給を受けている。全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。

(イ) 万一に備えて、駅及び列車内は蓄電池により照明を確保している。

(ウ) 駅間のトンネル内は、非常用発電機を集約設置方式で設備し、非常灯による照明を確保している。

エ 構造物の耐震性

(ア) 構造物は「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10年12月運輸省通達）及び「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により、適切に対応する。

(イ) トンネルは関東地震級相当の地震に耐えられる構造になっている。

オ 建築施設等の耐震性

(ア) 地上構造物は、法規で定められた構造・強度基準で設計・建造してある。

(イ) 変電所設備用鉄構は水平震度0.3（震度階6相当）で建造してある。

カ 防火対策

(ア) 地下構内では、都市ガスや油脂類等の可燃物の使用を禁止しており、地震により出火可能性はほとんどない。

(イ) 地下鉄車両の防火対策は国土交通省「普通鉄道構造規則」並びに国土交通省の通達に基づき整備する。

(ウ) 車両に使用する材料は難燃性以上の判定を受けたものを使用する。

(エ) 各車両には消火器（中性強化消火器）を2本設置備え付ける。

第3節 水道施設の安全化

担当	都水道局

第1 基本方針

地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保す

るため、施設の耐震性を強化するとともに、災害時における飲料水を確保するために必要な施設を整備する。

第2 施設の耐震性強化

災害時に、施設の被害を軽減し、給水を可能な限り確保するための施設の整備補強及び断水区域や断水時間を縮減するためのシステムの強化を図る。

1. 施設の整備補強

(1) 貯水・取水・導水施設

村山・山口貯水池は局の重要な施設であり、堤体直下まで市街化が進行してきていることから、災害時の安全性の向上は重要な課題である。山口貯水池については、平成14年度に堤体強化工事が完了しており、現在、村山下貯水池の堤体強化工事を実施している。

(2) 浄水施設

塩素設備について、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、消毒に使用している液化塩素を、安全性が高く、取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへ転換していく。

(3) 送配水施設

災害時においても安定した給水を確保するため、既設給水所のうち老朽化の著しい施設を改築する。また、送配水管については、経年化し耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質や継手構造のダクトイル鋳鉄管に取り替える。

(4) 耐震性の評価及び補修

浄水施設や給水所、ポンプ所等の構造物やポンプ周辺の配管、水管橋等について耐震性の評価を行い、必要に応じて耐震改修工事を実施する。

(5) 自家発電設備の整備

浄水場、ポンプ所等に自家発電設備を整備することにより、災害時による停電時においても、一定量の給水を可能とし、給水の安定性を向上させる。

(6) 給水装置

取出し口径が50mm以下の給水管については、公道下のステンレス化がほぼ完了した。75mm以上の大口径給水管については、配水管布設替工事等に合わせ、耐震継手管に取り替えている。

2. システムの強化

水道システムは、上流側から貯水、取水、導水、浄水、送配水施設及び給水装置の順に構成されており、水道水はこれらの水道システムを経て需要者へ供給される。

災害時にも一定の給水量を確保するためには、各施設の耐震性強化にとどまらず、水道システム全体の機能強化に努めることが重要となる。

前述の施設の整備補強対策に加え、送配水施設について、送水管ネットワークの構築や配水区域のブロック化を進めることにより、災害時における水道システムとしての機能の確保をより一層図っていく。また、災害時や大規模な水源・水質事故時において、広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市など、近隣の水道事業者と共同で連絡管を整備することにより、給水の安定性を向上させていく。

第3 飲料水の確保

管路については、耐震性強化を極力図ったとしても、災害時にはある程度の被害が発生し、一時的及び局所的な断水は避けられないものと想定される。このため、浄水場、

給水所、応急給水槽等を給水拠点として位置づけ、災害時の飲料水を確保し応急給水できるように努めている。

このうち、応急給水槽の建設は居住場所からおおむね2 km距離内に給水拠点を確保することで整備を行ってきたが、災害時に必要な水量を確保したため、平成16年度計画をもって終了した。

飲料水を確保するために必要な整備としては、災害時の応急給水活動を迅速、的確かつ安全に実施することを目的に、浄水場、給水所及び応急給水槽等に、給水タンク、エンジンポンプ、応急給水栓などの応急給水用資器材を整備するとともに、応急給水に使用する設備の整備改良を行い、給水拠点としての充実を図っている。更に、これらの資器材の適正な維持管理に万全を期すとともに、収納施設（倉庫）の整備についても充実を図っている。

第4節 下水道施設の安全化

担当	都下水道局

第1 基本方針

下水道施設の耐震性を強化して災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするため、必要な施策を実施する。

第2 施設の現況

北区内の公共下水道は、平成元年度末で100%復旧達成しており、平成19年度末では以下のとおりである。

1. 管きょ

総延長：幹線23,591m、枝線426,994m、計450,585m

2. ポンプ所

- (1) 王子ポンプ所（北区堀船3-7-7）
- (2) 神谷ポンプ所（北区神谷3-10）

3. 終末処理場

- (1) みやぎ水再生センター（足立区宮城2-1-4）

第3 安全化対策

1. 既存施設の耐震補強

平成10年に策定した「下水道局地震対策マニュアル（予防対策編）」に基づき、耐震診断を行い、施設の重要性、再構築時期などを勘案しながら耐震補強を推進する。

2. 管きょの耐震化

- (1) 管きょの再構築や新設時には、平成14年に策定した「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設する。
- (2) 避難所、災害拠点病院、避難場所からの排水を受ける管きょについては、マンホー

ルと管きよの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。

- (3) 下水道施設が被害を受けた場合にも機能が確保できるように、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保する。
- (4) 道路障害物の除去や応急補修を優先的に実施する緊急道路障害物除去路線等との整合を図りながら、液状化によるマンホール浮上抑制対策を促進する。

3. 設備の耐震化

- (1) 設備の再構築に合わせて、効率的に耐震化していく。
- (2) 「下水道局地震対策マニュアル(予防対策編)」に基づき、耐震診断を行い、施設の重要性、再構築や更新の時期などを勘案しながら耐震化補強を推進する。
- (3) 断水などにより、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても、運転可能な無注水形ポンプを再構築や改良に合わせて導入する。
- (4) 電力供給が途絶えた時の非常用発電設備として、ガスタービンを設置した車に電力貯蔵用電池と組み合わせて活用する。

4. 下水道施設の防災施設としての活用

- (1) 再生水（下水処理水）の活用
消火用水や水洗トイレ用水として、関係機関の要請に基づき提供する。
- (2) 下水道管理用光ファイバーの活用
 - ア 災害時に、専用回線である下水道管理用光ファイバーを活用することにより、下水道施設の復旧活動の迅速化を図るほか、都の施策に合わせ、情報通信網として提供する。
 - イ 断線などによる重大事故を回避するため、ネットワークのバックアップルートを整備する。
- (3) 下水道施設の上部利用
下水道施設の増設や再構築を実施する際、地元自治体など関係機関と協議を図りながら、施設の上部利用を推進し、オープンスペースの確保に努める。
- (4) 下水道を利用した仮設トイレ対策
避難所などの近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図る。

第5節 電気施設の安全化

担当	東京電力㈱

第1 基本方針

電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予備措置を講ずる。

第2 施設防災対策の現況

電力施設は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

施設名		耐震設計基準
火力発電		機器及び屋外鉄構の耐震設計は水平加速度 0.2～0.5G、建物については、建築基準法により耐震設計を行っている。
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度 0.5G程度、ダム、水門、鉄管は水平加速度 0.12～0.24G、建物は建築基準法により耐震設計を行っている。
変電設備		機器は動的設計 (0.3G共振、共振正弦2波)、屋外鉄構は水平加速度0.5G程度、機器と屋外の基礎は水平加速度0.2～0.5Gとしている。
送電設備	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	油槽台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電設備		地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
通信設備		変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

(注) 1Gは980ガル

- (1) 電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一端受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- (2) 送電線は変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

第3 巡視調査

1. 基本方針

「電気設備の技術基準」に適合するように定期的に各設備の点検巡視を行う。

2. 計画

(1) 配電設備

- ア 管内全域にわたり、配電設備全般を5年に1回以上目視による巡視点検調査をして不良箇所の発見摘出に努める。
- イ 緊急改修を要する箇所は、現場からただちに通報し、即時改修する。その他要改修事項は、緊急度を考慮し計画的な改修を推進する。

(2) 一般のお客さま

- ア 管内一般のお客さま宅の屋内配線などを4年に1回調査し、不良箇所を発見、お客さまへお知らせして早期改修をはかる。
- イ 改修要請の通知をしても、なお、未改修のものについては、3ヵ月以内に訪問

調査をして、改修促進を図る。

第4 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

第6節 ガス施設の安全化

担当	東京ガス㈱

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

第1 施設の機能の確保

既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能の確保に努める。

1. 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

2. 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

第2 整備計画

1. 整圧所設備

- (1) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
- (2) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

2. 供給設備

導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

第3 防災教育訓練の実施

各事業所は、ガス供給設備またはガス供給上の事故による二次災害の防止に努めるため、非常災害対策関係諸規則等に基づき防災訓練を実施する。

第4 平常時における広報宣伝

ガスの利用者に対しガス施設及び消費機器の取り扱い、注意事項等に関して、平素より周知に努める。

〔施設の安全化対策〕

施設名	安全化対策
ガス製造設備	消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
ガス供給設備	大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護装置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。
通信施設	災害時の情報連絡、指令、報告を迅速に行うとともにガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。
その他の安全設備	(1) コンピューター設備 災害に備え、バックアップする体制を整備する。 (2) 自家発電設備等 常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。 (3) 防災中枢拠点整備 災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

第7節 通信施設の安全化

担当	N T T 東日本(株)

第1 基本方針

通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第2 施策の安全対策他

- (1) 防災を円滑かつ迅速に実施するため、状況に応じ、随時防災訓練を実施する。なお、必要に応じ北区関係機関の防災訓練に積極的に参加する。
- (2) 防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平素から関係機関と防災計画について連絡調整する。
- (3) 東京都指定の避難場所等に特別災害用公衆電話を設置する。
- (4) 通信が途絶するような最悪の場合においても最小限度の通信ができるように、特別災害用公衆電話を設置する。
- (5) 耐震、耐火性の強い共同溝へのケーブル収容並びにとう道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進し、営業所間を結ぶ地下ケーブル及び東京以外と結ぶ地下ケーブルを収容する。
- (6) 軟弱地盤、液状化地域に対して、差し込み継手あるいは離脱防止継手等を設置する。
- (7) 公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
- (8) 地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。

(9) 震災による孤立地帯対策として、携帯用無線機、移動電源車、TZ403無線車、ポータブル衛星局を主要地区に配備する。

(10) 緊急防護設備の確保

ア 交換設備、電力設備、その他所内主要設備の倒壊防止のための措置を実施する。

イ 防火扉、消火栓、消火器等の点検整備をする。

ウ 台風、洪水等、異常気象情報などの収集を行い、災害を予測し、時期を逃さず準備警戒体制を発動する。また、事前に災害対策機器等の点検を実施する。

機関名	安全化対策
郵便事業(株) 東京支社	(1) 局舎等の不燃堅牢化改善計画の推進 (2) 防災中枢機能等の確保、充実 (3) 局舎等における災害予防措置 (4) コンピュータシステムの安全確保
NTT東日本(株) NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備(建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと (2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行うこと (3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと
K D D I	(1) 通信設備の災害予防対策 震災等の災害時における通信サービスを確保するため、平素より以下に掲げる災害予防対策を進めている。 ア 通信設備、建物の防災設計 イ 通信設備の信頼性向上 ウ 中央局の分散配置 エ 伝送路の多ルート化及び回線の分散収容 オ 通信用電源の確保 カ 設備安全点検の実施 キ 災害対策設備の配備 (2) 災害時の措置計画(通信疎通の管理) 通信サービスの疎通状況を24時間体制で監視し、被害の状態から、交換迂回ルートの措置、疎通量の制御及び伝送路の代替設定措置等の網管理措置を緊急に実施する。

第8節 共同溝の整備促進

担当	都第六建設事務所／関東地方整備局／東京消防庁

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあることから、事業の促進を図る。

機関名	現況及び整備計画
都第六建設事務所	経年変化により安全性の低下したものについては、整備補強を行う。
関東地方整備局	地震に対する安全性向上を図るため、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進する。
東京消防庁	(1) 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。 (2) 今後とも、通信ケーブル等を収容する洞道・共同溝及び道路トンネル等については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

第9節 電線類の地中化推進

担当	まちづくり部／都建設局

道路上の電線類を、地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため整備を進める。

東京都「無電柱化推進計画」	平成16年4月
東京都電線共同溝整備マニュアル	平成19年4月
東京都無電柱化方針	平成19年6月
10年後の東京～東京が変わる～「3章－1 無電柱化」	平成18年12月

第10節 エレベーター対策

担当	まちづくり部／都総務局／都都市整備局

災害時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。

第1 エレベーターの閉じ込め防止対策の実施

災害時におけるエレベーター閉じ込めを防止するため、区有施設のエレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。

1. 区有施設等

- (1) 区は、都施設の対策に準じて、区有施設のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- (2) 災害時にけが人等を収容する病院、災害時要援護者を収容する福祉施設、救出救助の拠点となる警察署や消防署、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。
- (3) 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

2. 民間施設

- (1) 閉じ込め防止機能の向上
都は、民間施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進するため、装置の設置に関する指針を策定する。
区は、都の指針に基づき、ビルやマンションの管理事業者・団体などに対し、装置の設置を働きかける。
- (2) エレベーター閉じ込め防止装置の義務化
区は、今後、国及び都のエレベーター閉じ込め対策の検討状況を見ながら、対策の強化を検討していく。

第2 エレベーター改修に関する相談窓口の設置

区は社団法人日本エレベーター協会加盟の各メーカーに対し、エレベーター改修に関する相談窓口を設置するよう働きかける。

＜エレベーター閉じ込め防止装置＞

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

第3 エレベーターの早期復旧体制の構築

ビルの機能を早期により多く復旧させるために「1ビル1台」の復旧ルール of 徹底と普及に努める。

1. 「1ビル1台」ルールの徹底

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。

このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。

区は、都及び社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「1ビル1台」ルール of 徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く区民・事業者等に普及啓発する。

2. 自動判断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

区は、今後の開発状況を見ながら、都及び社団法人日本エレベーター協会と連携し、民間施設に対して、本システムの導入の働きかけを検討する。

第4 救出体制の構築

1. 救出要員の増員

区は、エレベーターの閉じ込めが発生した際の救出要員の増員を図るため、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業（危険の伴わないものに限る）の体制整備について働きかける

2. エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

- (1) 区は、都及び社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。
- (2) 区は都及び社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、災害時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には公的機関等の対応が困難になるため、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

3. 緊急通行証の発行

地震が発生した場合に、交通規制が行われた地域は、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両のみが通行できるため、エレベーターの閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、エレベーター保守管理会社の作業車両に対して緊急通行証を発行する。

第11節 公共施設の安全化

担当	区各部

第1 基本方針

- (1) 大災害時に消火・避難誘導及び情報伝達等の防災活動の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物及び緊急の救護所または被災者の一時収容施設となる学校等について耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、補強・改築を進めていく。
- (2) 免震や制震工法など新しい補強技術の採用も検討する。
- (3) 区は耐震改修促進計画を策定し、平成19年度から27年度までの期間における耐震化率の目標を定め、減災目標における建物の耐震化を推進する。

第2 区立施設の耐震調査・補強工事の推進

- (1) 平成7年度より、災害時の避難所となる学校を中心に、区有建築物の耐震調査を開始し、調査に基づき、順次補強工事を行ってきた。平成20年3月31日現在の耐震補強工事終了校は、校舎45校、体育館26校である。
- (2) 今後も、順次調査・工事を実施する。また、学校以外の区有施設についても、計画的に診断・工事を実施する。
- (3) 避難場所、避難所、応急救護所等となる施設は、排水管の耐震化を同時に行う。

第3 庁舎等区有施設の安全対策

- (1) 庁舎等区有施設の実態調査を行い、什器類、コピー機・書庫等の転倒転落防止やガラス飛散防止等の安全対策を実施する。高齢者・障害者・幼児施設等「災害時要援護者」を優先するなど、計画的に実施する。
- (2) 災害時のライフライン途絶に備え、施設の役割に応じて、発電機・通信設備等の施設・備品類等の整備、ホストコンピュータ及び端末機の位置ずれや転倒防止等の安全対策を実施する。
- (3) 万一、支障を生じたことを想定し、復旧要員の確保や保守業者との具体的対策を協議しておく。
- (4) 区営住宅・特定建築物・防災上重要な公共建築物等の耐震診断実施状況の公表、用途別の具体的な目標、整備プログラムの作成を検討する。

※学校施設の耐震化状況 【資料編p181参照】

※庁舎等施設の耐震化状況【資料編p181参照】

第12節 民間建築物の耐震・不燃化

担当	まちづくり部／消防署

第1 指導方針

- (1) 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。
- (2) 建築物の位置、構造、設備は建築基準法関係法令に基づき、また消防用設備等関係については消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導をする。
- (3) 建築物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたりるとともに、消防用設備等及び防火避難用設備の設置維持管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。
- (4) 建築物周辺における「がけ・擁壁」の実態を、調査資料などを基に整理し、防災上の見地から改修及び補修工事の指導を行う。
- (5) 災害時及び平常時における建築物から道路上等への落下の恐れのある窓ガラス、看板、外装材等の落下物の実態調査等を必要に応じて行い、改修指導を行う。

第2 耐震診断、耐震改修の促進

平成20年3月に策定された東京都北区耐震改修促進計画に基づき、区の実施計画を推進する。

- (1) 民間建築物の耐震診断・耐震改修
 - ア 建築士事務所協会等の協力による耐震診断相談や耐震診断補助制度等の活用を、区民に周知する。
 - イ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の普及を進め、「北区住宅修築資金融資あっせん制度」を活用して、耐震補強工事の推進を図る。
- (2) 耐震改修促進法に基づく認定
- (3) 木造住宅等の耐震化
- (4) 重要な建築物の耐震化
- (5) マンションの改良工事助成、耐震診断助成
- (6) 自己用住宅の不燃化促進
- (7) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化
- (8) 木造住宅密集地域の耐震化

＜民間建築物耐震診断補助＞

対象物	昭和56年6月1日以前に建てられた建築物 高齢者・身障者のみ世帯で、木造の専用住宅 多くの人が利用する建築物等（共同住宅、学校、病院など）
補助内容	木造・・・診断費用の80%、4万円が限度額 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等・・・診断費用の20%、30万円限度額

※住宅の耐震化の現状 【資料編p182参照】

※民間特定建築物の耐震化の現状【資料編p182参照】

第3 木造民間住宅耐震改修促進事業

木造民間住宅の耐震改修及び建替え（耐震診断含む）に対する補助を実施し建築物の安全を確保していく。

＜木造民間住宅耐震改修促進事業＞

対象物	昭和56年6月1日以前に着手した木造2階建ての建築物 (1) 耐震改修工事補助 木造民間住宅の耐震改修工事（耐震診断含む）に係る工事費の一部を助成する。 (2) 建替え補助 北区の指定する地域内において、耐震診断を行い建替える方に耐震改修工事相当額の一部を助成する。
補助内容	(1) 耐震改修工事補助 昭和56年6月1日以前に着手した木造民間建築物で、民間が実施する耐震診断と耐震改修工事にかかる費用の1/3（50万円限度）を助成する。 (2) 建替え補助 昭和56年6月1日以前に着手した木造民間建築物で、北区の指定する地域内において耐震診断と耐震改修工事にかかる費用相当額の2/3（100万円限度）を助成する。

第13節 高層建築物等の安全対策

担当	まちづくり部／消防署

第1 対象建築物

高層建築物・・・高さ31mを超える建築物 超高層建築物・・・高さ60mを超える建築物

第2 指導方針

一般建築物防災計画の指導方針によるほか、高層建築物の特異性から次による。

- (1) 火気使用設備及び火気管理の徹底
- (2) 消防計画の整備及び自主防災体制の強化
- (3) 避難誘導體制の確立
- (4) 防災設備の機能確保
- (5) 防火管理体制の強化

第3 指導項目

効率的な消防活動のため、救助資機材の整備及び実践的な消防訓練を行うほか、関係事業所に対して、次の対策を指導する。

1. 火災予防対策

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- (2) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (4) 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

2. 避難対策(混乱防止対策)

- (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (2) 防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (3) ショーケース、看板等の転倒、落下防止
- (4) 避難誘導員の事前指定や地区リーダーの育成
- (5) 避難口、避難階段等の明示の徹底

3. 防火管理対策

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 共同防火管理に関する協議事項の徹底
- (3) 防災センターの機能強化及び要員の教育の徹底
- (4) 救出・救護知識の普及及び資機材の整備
- (5) 防火管理業務従事者の実務講習等による教育
- (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施

4. 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第14節 液状化地域での建築物等の安全化

担当	都総務局／都都市整備局

第1 民間建築物等への指導

- (1) 液状化のおそれのある地域で、液状化対策の指導の充実・強化を図っていく。
- (2) 木造建物は基礎を鉄筋で補強し、根入れを深くする。
- (3) 中高層建築物は、液状化のおそれのある地盤より下にある良好な地盤に、直接、杭を支持させる。

第2 公共建築物に対する液状化対策

- (1) 液状化のおそれのある地域の水門、排水機場、耐震護岸などの重要な河川・海岸施設、橋りょう及び都市再開発事業における施設建築物等の安全確保を図っていく。
- (2) 基礎杭の口径を大きくしたり高強度の杭を採用して水平耐力を増すことにより、構造物自体を強化する。
- (3) 深層混合処理工法などによって地盤改良を行うことにより、地盤自体の支持力を増大する。
- (4) 地盤の液状化の判定は、東京都土木技術研究所による「東京低地の液状化予測」、「多摩地域の液状化予測」等での判定結果、地盤情報システム内に集められた地形、地質、土質、地下水に関する情報を適宜活用していく。

第15節 落下物、家具の転倒等の防止

担当	健康福祉部／まちづくり部／消防署

第1 屋外広告物に対する規制

- (1) 区は東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。
- (2) 震災対策の観点から、長期継続広告物のうち、規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図っている。

第2 家具の転倒等防止対策

- (1) 北区では、パンフレット・講習等を通じて、家具の転倒等の防止対策の普及を図っている。
- (2) 消防署は「家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック」の内容を防災指導や消防計画等に活用し、転倒防止対策の普及・啓発を図る。
- (3) シルバー人材センターを介して、家具の転倒等防止器具の取り付けのあっせんを行っている。
- (4) 北区では、家具の転倒等防止促進事業において、高齢者や障害者がいる世帯を対象に、家具の転倒・落下防止器具の取り付けを推進してきた。
- (5) その他、窓ガラス等落下物の安全化、自動販売機の転倒防止についても努める。

第16節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

担当	まちづくり部

第1 がけ・擁壁等の安全化

- (1) がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、北区では、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。
- (2) 宅地造成工事規制区域内では、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行っている。
- (3) 新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化する。
- (4) 今後、建物、道路等の周辺における「がけ等」の実態を、調査資料等を基に整理し、危険ながけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法等に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。

第2 擁壁等安全対策支援事業

地震・台風及び集中豪雨等の自然災害の際にも安全に通行できる避難路を確保するため、道路に面した危険な擁壁等の安全対策を推進する。

対象物	高さ1.5m以上で道路に面するがけ・擁壁の新設及び改修に係る工事費を助成する。 (1) 擁壁新築工事 ア RC造（既製品含む）で構造計算により安全を確認した擁壁 イ 間知石積造で宅地造成等規制法の基準を満たす擁壁（構造設計指針参考） (2) 既存擁壁改修工事 擁壁を改修することにより安全性を確認できる既存擁壁
補助内容	工事費の20%（200万円を限度）

第3 助成制度の活用

区内に散在するがけの多くが、災害時の避難道路や、建築物に近接しており、崩壊時の避難の障害になり、人命を損なう恐れがある。防災基盤の整備を一層推進するため、申請者の負担を少なくする擁壁等安全対策支援事業を活用する。また、狭あい道路拡幅整備事業によるがけ地での道路後退の場合にも、当擁壁等安全対策支援事業が活用できる。

第4 急傾斜地の安全化対策

- (1) 区は、前面に立って急傾斜地崩壊対策に取り組む。しかし、対策は私有地内で実施することから、土地の所有者の理解や協力が不可欠である。
- (2) 都は建物、道路等の周辺における「がけ地」の実態を調査整理し、防災上の見地から改善指導、助言、勧告等を行い、必要に応じて、急傾斜地崩壊危険区域の指定その他改善策の指導を推進する。
- (3) 危険ながけ、擁壁、道路に面したブロック塀及び石塀、外装材等の落下物の改善工事が、自己資金のみでは困難な個人及び法人に対しては、「東京都北区建築防災資

金融資あっせん制度」の利用を図る。

※急傾斜地崩壊危険箇所一覧【資料編p183参照】

第5 建築防災資金融資あっせん制度

対象物	地震、暴風雨、集中豪雨などにより、災害の発生するおそれのあるがけ、擁壁、道路に面したブロック塀・石塀、建築物の窓ガラス・外装材・附属物などの改善工事に必要な資金の融資あっせんを随時行い、利子補給をする。
補助内容	銀行に融資をあっせん
融資額	20万円～2,000万円
融資期間	10年以内（据え置き期間3ヶ月を含む）
融資利率	変動型金利で6ヶ月毎（年2回）に見直し
償還方法	3ヶ月据え置き後、元金均等の月賦償還
利子補給	利子の補給については、融資額の利率が4%を超えた時は、2%を引いた利子分を、4%以下の時は、利子額の半額を補給する。

第6 ブロック塀等の安全化

- (1) 区が主体となって、主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀の実態調査を実施し、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行っている。
- (2) 新たにブロック塀を設置する人に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導している。
- (3) 庁舎等区有施設の接道部緑化を進めるほか、民間生垣助成など接道部緑化事業を積極的に推進していく。

第7 土砂災害防止法の運用

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月に施行された。
- (2) 同法においては、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととしている。
- (3) 都道府県知事は土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定する。
- (4) 区は警戒避難体制に関する事項を定め、必要な事項を住民に周知させる。
- (5) また、警戒区域のうち、土砂災害により住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、移転等勧告、移転者への融資・資金の確保等を実施することになっている。
- (6) 北区では、土砂災害防止法による区域指定がなされた場合は、都と協力して避難等に関する情報を住民に提供するとともに、土砂災害防止法に従い、避難のための体制を確立する。

第17節 文化財の防災対策

担当	区教育委員会事務局／消防署

1. 所蔵文化財リストの整備
2. 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施
3. 消防用設備及び防災設備等の点検・整備
4. 文化財防災点検の実施

点検内容（主要項目）は以下のとおりとする。

- (1) 文化財周辺の整備・点検
 - ア 文化財の定期的な見回り・点検
 - イ 文化財周辺環境の整理・整頓
- (2) 防災体制の整備
 - ア 防災計画の作成
 - イ 巡視規則や要項の作成等
- (3) 防災知識の啓発
 - ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検
 - ア 外観点検
 - イ 機能点検
 - ウ 総合点検
 - エ 代替措置の整備
- (6) 緊急時の体制整備
 - ア 消防機関への円滑な通報体制の確立
 - イ 隣者の応援体制
- (7) 消防署は、各々の文化財の物質的な特徴をふまえ、消防上必要な行政指導をする。
- (8) 震災予防のため、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導する。
- (9) 文化財の搬出用具等の整備と、関係機関との密接な連絡体制の確立を図るよう指導する。
- (10) 指定文化財について、その所有者に対し、地震による倒壊、焼失及び破損等に対する意識啓発を行う。

※文化財一覧【資料編p184参照】

第4章 応急活動拠点等の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 活動庁舎等の状況

担当	区各部

構造・敷地面積・延床面積などの規模や設備、平常時や非常時の電気設備・給水衛生設備等の現状についての把握に努める。

第2節 大規模救出活動拠点等の確保

担当	危機管理室

- (1) 自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを、国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- (2) 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場所を、国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

※災害時臨時離着陸場候補地 【資料編p188参照】

※ヘリコプター発着場基準および表示要領 【資料編p188参照】

第3節 ライフラインの復旧活動拠点の確保

担当	まちづくり部

広域応援を受け入れるためのライフライン復旧活動拠点をあらかじめ確保し、災害時に必要に応じて活用する。

第4節 外出者のための一時収容施設の確保

担当	危機管理室

- (1) 路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。
- (2) 区及び都は、所管する施設で受け入れが可能なものを一時収容施設として指定し、

区民・事業者に周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。

- (3) 一時収容施設の収容能力には限りがあるため、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）の受け入れを優先する。

第5節 遺体収容所の確保

担当	生活環境部

- (1) 遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
- (2) 死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。

第5章 外出者対策

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／東京都／警察署／消防署／鉄道事業者／日赤東京都支部／日本郵政(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／東京消防庁／関東運輸局／NTT東日本(株)／学校／経済団体

都を中心に帰宅困難者対策について検討している「災害時における昼間都民対策検討委員会」の報告を基本に、この課題に関連する全ての機関と事業所や帰宅困難者自身が、その責務と役割を明確にし、各々が分担して的確な対策を実施していく。

第1 帰宅困難者の推計

- (1) 東京都防災会議が平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」によると、北区においては、約5万4千人の帰宅困難者の発生が想定されている。
- (2) さらに、当区は埼玉県に隣接しており、埼玉県等の自宅に向かう者が相当発生することを十分に考慮する必要がある。

第2 予測される事態

1. 群衆の発生

- (1) 大地震に伴う心理的動揺が発生し、特に外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから、不安が一段と増大すると予想される。
- (2) 事業所や学校等の組織に属していない人々、路上を移動中や買い物等で繁華街にいる人々は、無統制な群衆となってターミナル駅等へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることが予想される。

2. 安否確認電話等の集中

- (1) 首都圏の人口、携帯電話の普及度等を考慮すると、回線の混雑による電話がかかりにくい状態が予測される。
- (2) 家族の安否確認ができるかによって、帰宅困難者の行動パターンは大きく変わるものと予測される。

3. 帰宅行動の発生

東京都における通勤・通学等の手段は、鉄道に大きく依存しているため、その機能が停止したり、低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

4. 帰宅困難者の発生

交通途絶により、自宅が遠隔なため即時帰宅を諦め、事業所内での残留を決意する人や、いったん徒歩での帰宅を開始したものの、途中で帰宅が困難になり、保護が必要になる人の発生が予測される。

5. 公的施設や民間施設等への集中

帰宅困難者の中には、地域の公共施設や大規模民間施設を、安全度が高くかつ一時休息や情報確保ができる場所として捉え、数多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくることが予測される。

第3 対策の基本原則

1. 帰宅困難者の基本原則は「組織は組織で対応する」

- (1) 企業、学校など組織のあるところは、発生時には、組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討する。
- (2) 帰宅する者については安全確保の観点に留意して、一時にターミナル駅等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させるものとする。

2. 役割分担の明確化

課題に関する全ての機関と事業所や帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施するものとする。

3. 相互連携体制の構築

- (1) 行政（国、都、周辺自治体）、事業所、防災関係機関及び関係機関が相互に連携・協力するしくみづくりを進める。
- (2) 発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第4 対策の課題

1. 帰宅困難者対策の計画化

- (1) 区は、都の計画等を踏まえ、地域の実情に応じた帰宅困難者対策を地域防災計画に位置づけ、対策の推進を図る。
- (2) 事業所等においては、従業員の保護、情報の確保、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図る。

2. 情報収集伝達体制の構築

- (1) 都・県・区・市、鉄道機関、放送機関及び防災機関等において、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。
- (2) 都・区は、幹線道路沿いを中心に帰宅困難者情報拠点の確保を図る。

3. 安否確認手段の確保

- (1) NTTの災害用伝言ダイヤル（171）の普及・啓発を行う。
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット等による安否情報など放送メディア等の活用促進を図る。

(3) 遠隔地の親戚・知人などを中継とした個人的な電話連絡拠点の普及啓発を図る。

4. 水・食料等の備蓄

事業所・学校等に対し、従業員・生徒等用として3日分の備蓄の指導徹底を図る。

5. 代替交通手段等の確保・周知

- (1) 鉄道途絶に備え、都・関東運輸局・隣接県及び交通機関等は、バス輸送等の代替交通手段の運行方法を検討している。
- (2) 国土交通省荒川下流河川事務所及び川口市と、岩淵及び神谷に整備した公共船着場を活用した輸送手段の検討を図る。

6. 帰宅困難者への救護等

帰宅困難者の救護や仮泊等の支援施設の確保について、検討する。

7. 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者に対する情報提供のあり方や実施方法について、対策を図る。

8. 事業所等への啓発

- (1) 区・防災機関は、各種手段により、事業者責務の啓発を図る。
- (2) 「帰宅困難者心得10か条」の普及を図る。
- (3) 消防署は、事業所防災計画の指導項目に帰宅困難者対策を取り入れ、指導の徹底を図る。
- (4) 震災総合訓練等の訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請する。

9. 区民等への啓発

以下について必要な啓発を図る。

- (1) 「帰宅困難者心得10か条」の普及を図る
- (2) 徒歩帰宅に必要な装備等
- (3) 家族との連絡手段の確保
- (4) 徒歩帰宅経路の確認等

10. 訓練の実施

帰宅困難者の発生を想定した、以下の訓練について積極的に実施する。

- (1) 従業員及び客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集・伝達訓練
- (3) 安否確認及び情報受発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練等

11. 帰宅支援ステーションの区民への周知

- (1) 都は、全都立学校(島しょを除く)及び東京武道館を帰宅支援ステーションに指定し、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行う。
- (2) 区は「帰宅支援ステーション」について広く区民へ周知する。

第5 事業所及び帰宅困難者の責務

1. 事業所の責務

「組織は組織で対応する」の基本原則及び従業員や顧客等に対する社会的責任に鑑み、事業所の果たすべき責務は次のとおりとする。都及び区は、平常時から事業者や従業員の啓発に努める。

平常時	安全確保、混乱防止	事業所施設の安全化対策の徹底
	帰宅困難者対策の計画化	事業所防災計画に帰宅困難者対策を作成すること
	水・食料の確保	従業員等用として3日分の備蓄を図ること
	情報の入手手段の確保	バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること
	安否確認の方法の検討	従業員の安否確認方法や連絡手段を検討すること 従業員と家族との安否確認手段を検討すること
災害時	水・食料の確保	従業員や顧客への配布
	情報の入手・周知	ラジオ・テレビ・社内放送等による周知
	安否確認の実施	従業員の安否確認の方法や放送機関への連絡 従業員と家族との安否確認
	仮泊場所等の確保・提供	事務室・会議室・ロビー等の開放
	順次帰宅の実施	状況把握の上、緩やかに順次帰宅

2. 団体等の役割

団体名	内容
私立学校	生徒・児童用備蓄の確保、保護者への連絡体制、引き渡しまでの保護体制の整備を図る。
商工会議所 東京経営者協会 青年会議所 その他事業者	(1) ポスター・パンフレット等の配布、講習会等の開催及び企業備蓄の啓発を行う。 (2) 都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を講じる。 (3) 地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制の整備を図る。 (4) 災害時は、集約した情報の提供を行う。 (5) 帰宅困難者対応マニュアルの作成、災害時の買い物客等の誘導体制の整備を検討する。

3. 帰宅困難者の責務

通勤・通学が円滑な人は、「自らの身や安全は自らで守る」ことを基本とし、以下により自らの安全確保に努める。

平常時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	鉄道途絶に備え、水・食料や装備等の準備を図っておくこと
	家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤル（171）や遠くの親戚など、災害時の連絡先をあらかじめ家族で決めておくこと
	徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、できれば実際に歩いてみる
災害時	状況の確認	慌てずラジオ等で状況を把握し、それから行動すること
	無理な行動はしない	家族等の安否が確認できた場合、無理に帰宅しないこと

第6 ターミナル駅等の混乱防止策

大災害時、ターミナル駅等においては、停電や落下物あるいは火災などのため、人々が出入口に殺到するなど、大きな混乱を生ずる可能性がある。このため各機関は、次のような対策を講ずる。

1. 駅での情報提供

- (1) 駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るために、駅に来る人などに対して、誘導場所までの情報を提供する。
- (2) 都の災害情報提供システムを活用し、駅周辺に滞留する外出者に対して必要な情報を提供する。

2. 誘導先の確保

一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

3. 一時収容場所への収容

- (1) 発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、一時収容施設に収容する。
- (2) 収容された滞留者の中には、一時収容施設への誘導や一時収容施設の運営に対するボランティアも期待できる。

4. 帰宅情報の提供

一時収容後、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。

5. 駅周辺混乱防止対策協議会の設置

- (1) 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺混乱防止対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。

(2) 主な所掌事項

- ア 滞留者の誘導方法と役割分担
- イ 誘導場所の選定、誘導計画、マニュアルの策定
- ウ 防災訓練の実施

6. 各機関、団体の役割

機関名	内容
都	(1) 鉄道事業者に対して、駅周辺の混乱防止のための対策を講じるよう働きかける。 (2) 協議会設置に係る基本方針を策定し、地元区市に提示する。 (3) 広域的な立場から、駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、各区市が設置した協議会、警視庁、東京消防庁、東京商工会議所などの事業者団体等を構成員とする連絡会を設置する。
区	(1) 駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。 (2) 駅周辺混乱防止対策協議会を設置する。
警察署	区に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
消防署	区に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
鉄道事業者	(1) 駅周辺事業者等と協力し、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から誘導場所までの人の流れをつくるよう努めるとともに、列車の運行状況などの情報を、大型ビジョン等さまざまな広報媒体を活用して提供する。 (2) 駅周辺混乱防止対策協議会に参画し、駅周辺の混乱防止対策の確立に努める。

第7 一時収容施設の確保

1. 対策の基本的な考え方

- (1) 誘導場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。
- (2) 一時収容施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。
- (3) 一時収容施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容にあたっては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）の受け入れを優先する。

2. 各機関、団体の役割

機関名	内容
都	(1) 所管する施設で受け入れが可能なものを一時収容施設として指定し、都民・事業者に周知する。 (2) 広域的な立場から、事業者団体に対して、外出者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時収容場所の提供に関する協定を締結することにより、区市町村が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるよう努める。
区	(1) 所管する施設で受け入れが可能なものを一時収容施設として指定し、区民・事業者に周知する。 (2) 地元の大規模集客施設(ホール、映画館、学校など)の事業者との間で、一時収容場所提供に関する協定を締結するよう努める。

第8 徒歩帰宅者への支援

機関名	内容
都	(1) 平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。 (2) 全都立学校（島しょを除く）及び東京武道館を帰宅支援ステーションに指定し、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行う。 (3) 帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう、運営のガイドラインを作成する。 (4) 帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段の確保に努める。 (5) 沿道の私立学校等と協定を締結して、新たな帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討する。
区	平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。
警察署	避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
消防署	火災情報の伝達、都民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。
日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

機関名	内容
東京電力(株)	(1) 平常時において、早期に健全な状態に復旧するための設備対策、訓練等の諸準備を行う。 (2) 災害時において、首都中枢ならびに人命尊重等を最優先にした電力供給と自治体等と連携した早期復旧に努める。
東京ガス(株)	帰宅者支援のための施設の熱源を確保する。

第9 平常時の各機関の役割

機関名	項目	摘要
都・区	帰宅困難者計画の策定	地域防災計画への位置づけ
	広報・啓発の実施	パンフレット等の配布・講習会の実施
	訓練の実施	帰宅困難者訓練の実施
	水・食料の確保	備蓄・調達体制の充実
	情報提供体制の整備	鉄道道路情報の集約、伝達体制の構築、 情報提供拠点の整備
	輸送体制の確保	代替輸送の運行方法等の検討
	医療体制の確保	簡易医療救護所の設置の検討
	誘導体制の確保	徒歩帰宅者に対する誘導体制の検討
	帰宅経路の周知	幹線道路等の簡易地図の作成
	帰宅・仮泊支援	都・区・民間施設の活用方法の検討
	集客施設、地下街等の混乱防止	集客施設、地下街等への働きかけ
警視庁	混乱防止・誘導体制の整備	駅管理者との連携の確立 事業所・学校・デパート等の管理者との連携の 確立
	一般車両に対する交通規制	交通規制資器材の整備、交通規制計画の周知
東京 消防庁	事業所指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施
	訓練指導	混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導
関東 運輸局	鉄道情報の集約	所管地域の総合的な交通情報の集約・提供体制 の検討
	輸送体制の確保	代替交通運行バックアップ態勢の検討
鉄道機関	鉄道情報	鉄道運行情報の提供体制の検討
	駅の混乱防止対策	駅の混乱防止策の検討

機関名	項目	摘要
近隣 他縣市	広報・啓発	広報・啓発の実施
	情報交換体制	近隣県市間の情報交換体制整備
	輸送の確保	都県境から先の輸送手段確保
	救護体制の確保	都県境から先の救護体制確保
	徒歩帰宅者の支援	休憩所・水・トイレ等の確保
NTT東日本(株)	安否確認用電話の開発・普及	災害用伝言ダイヤル（171）の普及・啓発
東京電力(株)	沿道照明の確保（電力）	帰宅者集中が予想される幹線道路等の照明確保の検討
東京ガス(株)	熱源の確保（ガス）	避難所等の熱源確保の検討
学校	水・食料の確保	児童・生徒用備蓄の確保
	情報の入手手段の確保	バッテリー式ラジオ・テレビ等の整備
	連絡・保護体制の確保	保護者への連絡体制整備 引渡までの児童・生徒保護体制の整備
経済団体	傘下企業に対する啓発等	ポスター・パンフレット等の配布
	行政・地域との連携	講習会等の開催及び企業備蓄の啓発、都区との連携体制の確保、地域住民と事業所等の連携協力体制の検討
	顧客保護対策	顧客保護の方法、内容等の検討整備

第10 災害時の各機関の役割

機関名	項目	摘要
都・区	交通情報の提供	情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知
	水・食料の確保	幹線道路沿いに拠点を設置
	代替輸送の実施	バスや水上・海上輸送の実施
	医療救護の実施	幹線道路沿いに簡易医療救護所を設置
	誘導の実施	徒歩帰宅者に対する誘導
	帰宅経路の周知	簡易地図等の範囲
	仮泊・休憩場所・トイレの提供	都・区・民間施設の一時開放
	避難勧告	人命危険の場合の避難勧告の実施

機関名	項目	摘要
警視庁	混乱防止・誘導対策の実施	避難道路への警察官の配置等 交通規制資機材を活用した誘導路の確保
	交通情報の収集・伝達	道路交通情報の収集・伝達
	一般車両に対する交通規制	交通規制の実施
	駅等の管理者への要請	駅等の管理者に対する、階段規制や改札止め等の整理 広報活動の要請
	事業所・学校等に対する要請	会社・事業所・学校等の責任者や管理者に対し、 混乱防止を図るため、必要な場合、時差退社・ 下校を要請
	避難指示	人命危険の場合の避難指示
東京消防庁	災害情報の収集・伝達	火災情報等の伝達
	避難勧告・指示	火災の延焼等により人命危険が切迫している場 合の避難勧告・指示
	初期消火及び救出救護	初期消火、救出救護等の実施の呼びかけ
関東運輸局	鉄道等交通情報集約・伝達	所管地域の総合的な交通情報の収集・提供
	代替交通の運行支援	速やかな代替交通の運行認可
鉄道機関	災害時の対策本部の開設、 運営	施設、設備の被害状況の把握 列車の運行可否の決定
	鉄道運行状況	鉄道運行状況の広報・提供
	旅客への広報	放送設備の活用
	旅客の避難誘導	う回路、階段規制、一方通行の設定等避難誘導 経路の決定
	駅の混乱防止	情報提供体制の早期確立 駅周辺事業者との連携 行政機関への応援要請
近隣他県市	情報交換態勢	被害状況、交通情報等の交換
	徒歩帰宅者の支援	一時休憩所・水・トイレ等の提供
	輸送・救護の実施	都県境から先の輸送・救護態勢確保
NTT東日本(株)	安否確認手段の確保	災害用伝言ダイヤルの起動・維持 特別災害公衆電話の設置
東京電力(株)	照明の確保	幹線道路等の照明確保の実施
東京ガス(株)	熱源の確保	避難所等の熱源確保の検討
学校	情報の入手手段の確保	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用
	保護者への連絡、引き渡し	連絡の実施、引き渡しまでの保護
経済団体	傘下企業等の情報の集約	集約情報等の提供
	地域との連携対策の実施	買い物客等の誘導等

第3部 災害応急対策

第1章 応急活動態勢の構築

機関名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区	○本部の設置 ○非常配備態勢の発令 ○庁舎の設備の確認 ○職員の参集開始		○第1回本部会議（以後、適宜開催）		→
			○都本部へ職員を派遣		
			○オープンスペースの使用について 都と調整		→
			○自衛隊への災害派遣要請 [(災対)総務部]/[(災対)危機管理室]		
			○特別区・他自治体への応援要請 [(災対)総務部]		
警 察 署	○現場警備本部の設置				
消 防 署	○震災配備態勢の発令				
消 防 団	○消火活動・初期消火の呼びかけ				
	○情報収集活動				→
	○救出・救護活動				→
北 区 自 主 防 災 組 織	○地区本部の設置				
	○情報収集				→

第1節 区の責務

担当	(災対) 各部

区は、区の地域に自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令、北区地域防災計画の定めるところにより、都及び防災機関並びに区内の公共的団体及び住民等の協力を得て、災害応急対策を実施する。

第2節 区の活動態勢

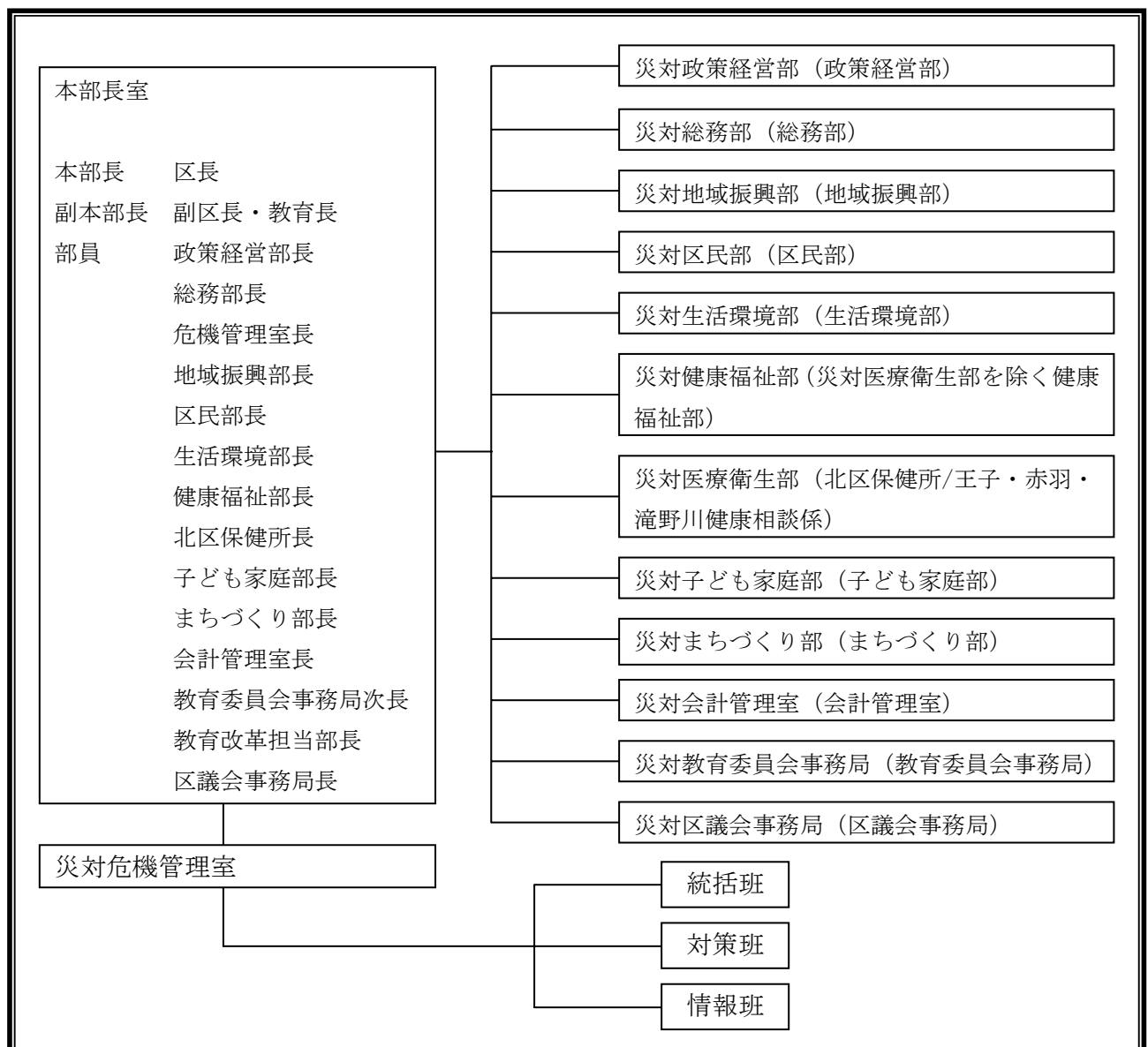
担当	(災対) 各部

区は、上記の責務を遂行するため必要がある場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。職員は、業務大綱に示された災害対策各部の事務または業務を、職員行動マニュアルに従い、状況に合わせて的確かつ迅速に実施する。なお、職員行動マニュアルは、訓練等で検証し修正していく。

第1 災害対策本部

1. 本部の組織

東京都北区災害対策本部条例及び同条例施行規則に基づく東京都北区災害対策本部(以下「本部」という。)組織は、以下に示すとおりである。



【災対本部の組織】

役職	構成員
災対本部長	区長
災対副本部長	副区長、教育長
災対本部員	災対本部を構成する部の部長、教育改革担当部長、危機管理室長
危機管理室長	危機管理室長
本部長室班長	防災課長、危機管理課長、広報課長
本部長室員	監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第9条4項で規定する副参事（医療職は除く。）
	危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員及び区長が区の職員の中から指名した者
災対各部職員	各部指定職員

【本部長等の職務】

役職	構成員
災対本部長	本部の事務を総括する。
災対副本部長	本部長を補佐する。
災対本部員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事し、部の事務を掌理する。
危機管理室長	本部長の命を受け、本部長室の事務を掌理するとともに、各部を総合調整する。
本部長室班長	危機管理室長の命を受け、班の業務を掌理する。
本部長室員	班長の命を受け、班の業務に従事する。
災対各部職員	部長の命を受け、部の事務に従事する。

【災対本部長の補佐機能】

班名	機能	構成員	
統括班	・ 災対本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 災対本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	班長	防災課長
		副班長	選挙委員会事務局長
		班員	防災課・危機管理課職員、指定職員
対策班	・ 統括班の指示に基づく情報班や災対各部の業務の支援 ・ 初動段階での各部の参集職員の調整 ・ 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 災対本部員や災対本部職員のローテーション管理 ・ 災対本部の食料の調達等庶務に関する事項	班長	危機管理課長
		副班長	監査事務局長・医療職を除く副参事
		班員	防災課・危機管理課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員、指定職員

班名	機能	構成員	
情報班	- 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等やライフライン等の防災関係機関及び災対地区本部・避難所等からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○安否情報 ○災害への対応状況 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 - 災对本部の活動状況や実施した措置等の記録 - 通信回線や通信機器の確保 - 被災状況や災对本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	班長	広報課長
		班員	広報課職員 指定職員

2. 本部の所掌事務等

本部長室の所掌事務及び各部の分掌事務は、東京都北区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。

《応急活動の分掌事務》

北区における災対各部の分掌事務優先度および活動開始時期の目安を示す。

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 政策経営部	企画課 財政課 広報課	災害時における広報活動	1					
		災害情報の収集及び整理	1					
		報道機関への連絡態勢	2					
		写真等による情報の収集及び記録	3					
		災害関係対策予算	3					
		復興計画の総合調整	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対総務部	総務課 職員課	本部の職員の動員	1					
		本部の人員の配置及び調整	1					
		被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理	2					
		車輛、船艇等輸送機関の調達	2					
		外国人への情報支援	3					
		流通物資の調達の指導、協力及び総合調整	4					
		他の自治体への応援要請及び収容要請	4					
		区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保	5					
		本部の職員の服務及び給与	5					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 危機管理室	防災課 危機管理課	都、その他防災関係機関との連携	1					
		本部の通信情報の総括	1					
		本部長室の庶務	2					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対危機管理室 (災対本部長の 補佐機能)	統括班	災害対策本部の運営に関する事項	1					
		情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定に係る補佐	1					
		災対本部長の決定方針に基づく各班への支持	1					
	対策班	初動段階における各部の参集職員の調整	1					
		統括班の指示に基づく情報班や各部業務の支援	1					
		都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項	2					
		災対本部の食料の調達等庶務に関する事項	2					
		災対本部員や災対本部職員のローテーション管理	3					
	情報班	国、都、他の区市町村等や防災関係機関及び災対地区本部等からの情報収集、整理および集約	1					
		災対本部の活動状況や実施した措置等の記録	1					
		通信回線や通信機器の確保	2					
		被災状況や活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	3					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対地域振興部	地域振興課 (地域振興室) 産業振興課	地区本部に関すること	1					
		地区本部と自主防災組織との連携	2					
		被害概況の把握と報告	2					
		流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画	3					
		生活相談総合窓口の開設準備	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対区民部	区民情報課 戸籍住民課 税務課 国民年金課	給水計画	1					
		物資の輸送	2					
		生活相談総合窓口の開設と運営	2					
		り災証明の発行	3					
		義援金の受領及び配分	3					
		電子計算システムの復旧	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対生活環境部	リサイクル清掃課 環境課 清掃事務所	行方不明者の捜索・死体の収容及び埋火葬	1					
		ごみ処理及びし尿収集	2					
		廃棄物処理	3					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対健康福祉部 (災対医療衛生 部を除く健康福 祉部)	健康福祉課 高齢福祉課 障害福祉課	災害時要援護者に関すること	1					
		要援護者避難所の設置及び管理運営	2					
		避難場所に関すること	3					
		災害時のボランティア（医療以外）の受け入れ	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対医療衛生部	北区保健所 王子・赤羽・滝野川 健康相談係	救護所の開設	1					
		医療及び助産救護	2					
		防疫	3					
		医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡	3					
		医薬品の調達及び配給	4					
		災害時のボランティア（医療）の受け入れ	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 子ども家庭部	子育て支援課	保育園児及び児童の保護並びに救護	1					
	保育課	災害遺児等の保護	2					
	男女共同参画推進 課	応急保育	3					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 まちづくり部	都市計画課	障害物等の除去	1					
	まちづくり推進課	緊急・準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保	1					
	十条まちづくり担当課	応急資材及び労力の確保	2					
		被災建築物の応急危険度判定	3					
	住宅課	がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策	4					
	建築課	堤防、道路、橋りょう、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧	4					
	道路公園課	道路等占有物件の対策	4					
	工事課	河川の流木対策	4					
	交通担当課	応急仮設住宅	5					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対会計管理室		金銭及び物品の出納保管						

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対教育委員会 事務局	庶務課、学務課、指導室、生涯学習推進課、飛鳥山博物館、体育課、中央図書館 教育改革担当課	学校避難所の設置及び管理運営	1					
		園児、児童及び生徒の保護並びに救護	2					
		応急教育	3					
		災害時の体育施設等の利用	3					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対区議会事務局		区議会議員との連絡						

3. 本部の設置及び廃止

(1) 本部の設置

区長は、区の地域について災害（第3部 災害応急対策 第25章 「災害救助法の適用」に達する程度の災害をいう。以下本節において同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発する必要があると認めたときは本部を設置する。

(2) 本部設置の通知

ア 本部が設置されたときは、ただちに都知事にその旨を報告するとともに、各部長及び警察署・消防署等の防災機関に通知しなければならない。

イ 各部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。また、北区自主防災組織・区民にも設置したことを周知する。

(3) 本部の廃止

ア 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

イ 本部の廃止の通知は、上記(2)に準じて処理する。

4. 本部の非常配備態勢

(1) 非常配備態勢の種別

種別	時期	態勢
初動体制	区内で震度5弱以上の地震の発生により自動的に参集する。	指定参集職員があらかじめ決められた指定場所に参集する。
第1次非常配備態勢	地震・水害等で局地被害が生じた時、または災害発生まで時間的余裕はあるが、注意と警戒を要する場合、その他状況により本部長が必要と認めた時。	震度5弱以上の地震が発生した場合を想定し、所属ごとに災害時対応業務を検討したうえ、それに応じた配備人員を決定している。区全体では全職員の概ね3割程度とする。
第2次非常配備態勢	(1) 地震が発生し、区内のいくつかの地域に甚大な被害が生じた場合、第1次非常配備態勢の強化の必要があるとき。その他状況により本部長が、必要があると認めた時にその指令を発する。 (2) 警戒宣言発令時	震度5強以上の地震が発生した場合を想定し、所属ごとに災害時対応業務を検討したうえ、それに応じた配備人員を決定している。区全体では全職員の概ね7割程度（第1次非常配備態勢職員を含む）とする。
第3次非常配備態勢	災害が拡大し、本部の全力をもってこれに対処するとき。またはその他の状況により本部長が必要であると認めたときは、その指令を発する。	震度6弱以上の地震が発生した場合を想定し、全職員により本部の全力をもって対処する態勢とする。

(2) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部のみ非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(3) 部内への周知

部長はあらかじめ非常配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

5. 例外措置

非常配備態勢の適用除外は次のとおりである。

- ①妊娠中の職員
- ②世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護者がいない職員
- ③世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員
- ④定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）を有する職員
- ⑤病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等の承認を得て休暇中の職員
- ⑥結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員については、非常配備態勢から除外する

6. 本部の設置場所

本部は本庁舎3階庁議室に設置する。なお、本庁舎に本部設置が不可能なときは、防災センター（西ヶ原2-1-6）大研修室に設置する。

第2 夜間・休日等勤務時間外の態勢

1. 災害警戒態勢

災害警戒態勢は、「東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程」（東京都北区訓令甲第19号）に基づき実施しているが、その概要は以下のとおりである。

勤務時間	職員の勤務時間外及び休日
従事者	副参事または専門副参事以上の職層にある者
勤務場所	防災センター2階宿直室
主な任務(事務)	本部長への災害対策本部の設置の要請、災害に関する情報の収集、整理及び伝達、その他災害対策

2. 職員の自動参集態勢

(1) 指定幹部職員

平成13年4月より、夜間休日等勤務時間外における災害対策本部立ち上げ等の初動態勢確保を目的として、「緊急非常配備指定参集幹部職員（以下「指定幹部職員」

という。)」制度を設けた。

本制度は、あらかじめ北区内または近隣区在住管理職員を「指定幹部職員」として指名し、災害時（震度5弱以上の地震時）に自動参集するものである。平成20年現在12名を指定しており、今後、訓練等を通じて任務の習熟を図る。なお、緊急事態対応のため、本部長・副本部長・指定の職員は、携帯電話を常時携帯する。

(2) 指定職員

指定職員は、夜間、休日等の勤務時間外に震度5弱以上の地震、もしくはこれに準ずる程度の災害が発生した時、速やかに定められた場所に参加し、警戒待機者の指揮のもと、東京都北区災害対策本部条例施行規則及び各部要領に基づく事務を分掌する。指定職員は、指定場所に徒歩または自転車等で、おおむね60分以内で参集可能な職員（再任用・再雇用職員を含む）のうちからあらかじめ指定する。

(3) 指定職員の動員態勢

ア 本庁舎における動員

災害対策本部態勢（12部態勢）の早期確立を第一とし、夜間休日時においても別態勢を組まずに12部態勢を基本に捉える。

(ア) 指定参集幹部：区内管理職（12名程度）、災対本部統括班・対策班・情報班の班長・副班長にあたる管理職を指定する。

(イ) 災対各部：原則42名（原則3名以上×11部+まちづくり部9名）を指定する。

(ウ) 災対本部統括班：職員の統制のため10名程度を指定する。

(エ) 災害対策本部対策班：統括班が決めた対策を遂行するため35名程度を指定する。

(オ) 災対本部情報班：情報収集伝達を担当する要員30名程度を指定する。

イ 防災拠点における動員

(ア) 地区本部（地域振興室）：114名（6名×19箇所）を指定する。

(イ) 地区本部（地域振興室）の発災時の業務は、情報収集及び北区自主防災組織との連携（主に情報面でのサポート）とする。

(ウ) 小・中学校：183名（3名×61箇所）を指定する。

3. 指定職員以外の職員の動員

夜間・休日等勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、第一次非常配備職員、全職員3割が指定された職場に区長の指示により参集することになっている。震度5強以上の地震が発生した場合、第二次非常配備態勢、全職員7割が指定された職場に自動的に参集することになっている。震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が指定された職場に自動的に参集する。

4. 初動態勢（態勢の整え方）

(1) 指定幹部職員は、本部長室に参集し、①災害対策本部設置の準備、②庁舎に参集する指定職員の指揮監督、③情報の収集・区民への情報提供の指示等を行う。

(2) 本庁への指定参集職員は、まず所属の災対部等、指定された場所に集結する。

(3) 情報連絡機能、全体の活動の調整等を図る機能として対策班を立ち上げる。

(4) 地区本部となる地域振興室、避難所となる学校には指定職員が直接参集する。

- (5) その他、指定職員以外の職員は、順次勤務地に参集する。
- (6) 災対本部情報班は、災対各部の職員参集状況及び参集途上で集約した各種情報について把握・集約する。
- (7) 全体の指揮は、本部長等が到着するまでは、指定幹部職員が中心となっていく。
- (8) 発災直後において、担当災対部の活動要員が不足した場合は、指定参集幹部職員、災対本部対策班が他の災対部より職員を補充し、活動要員の調整を図る。
- (9) 発災当初の情報収集については、あらかじめ指定された災対本部情報班が行う。
- (10) 参集状況の向上に伴い、態勢初期に他部から臨時に派遣された職員は、本来の災対各部に戻り、予定された災対本部態勢に移行する。

指定参集態勢	人数	役割
指定幹部	12名程度	- 本部室の立ち上げ等の準備 - 参集職員の指揮・監督
災対本部統括班	10名以上	- 災対本部会議の運営に関する事項 - 情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定にかかわる補佐 - 災対本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
災対策本部対策班	35名程度	- 統括班の指示に基づく情報班や災対各部の業務の支援 - 初動段階における、各部の参集職員の調整 - 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 - 災対本部員や災対本部職員のローテーション管理 - 災対本部の食料の調達等庶務に関する事項
災対本部情報班	30名程度	- 以下の情報に関する国、都、他区市町村等やライフライン等の防災関係機関及び災対地区本部・避難所等からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 - 災対本部活動状況や実施した措置等の記録 - 通信回線や通信機器の確保 - 被災状況や災対本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動・初動段階での、情報の受発信

指定参集態勢	人数	役割
災対各部	42名以上 (3名×11部 + 9名×1部)	情報の整理、各部の態勢を立ち上げる
地区本部	114名 (6名×19カ所)	・ 地区内の情報収集 ・ 災対本部（本庁）との連絡
小・中学校	183名 (3名×61校)	・ 避難所としての情報収集 ・ 災対本部（本庁）との連絡

第3 職員の配置及び服務

1. 職員の配置

- (1) 部長は、部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に配置する職員の名簿を備えておかなければならない。
- (2) 部長は、あらかじめ一定の様式により非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、本部長へ報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
- (3) 部長は、あらかじめ職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2. 職員の服務

- (1) 本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
 - イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - エ 出張等の場合においては、常に所在を明らかにしておくこと。
 - オ 本部長は状況に応じ、一部の職員の帰宅を許可することができる。
- (2) 本部の職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう特に注意しなければならない。

第4 庁舎等の設備

- (1) 発災直後から円滑な応急対策活動を実施するため、非常用発電設備・飲用水・トイレ等洗浄用水など非常時に必要な設備を事前に整えておく。
- (2) また、電気設備や給水衛生設備等の設備や備蓄の程度を加味し、利用可能な日数をあらかじめ把握しておく。

第5 本部派遣員

- (1) 区は都の災害対策本部長室の事務に協力するため、都本部へ職員を派遣する。
- (2) 派遣は主として局地的な災害や事故を対象としたものであるが、地震災害において

も派遣を要する場合がある。区はあらかじめ有事の際の本部派遣員を定めることとする。

第6 活動要員の供給

1. 計画方針

災害時において本部要員のみでは十分にその効果をあげられないので作業員を雇い上げ、救助活動の万全を期するものとし、平常時から総務部は建設業協会等に依頼して作業員供給について人員の確保に努めることとする。

2. 引渡し方法

作業員の待機及び各部への引渡し方法は次のとおりとする。

- (1) 各部は必要な人員を総務部へ要求する。
- (2) 総務部は作業員を要求した部に授受する。
- (3) 経費の負担は、本部の財務に規定するところによる。

第7 東京都防災センターとの連携

東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。区は東京都防災センターの通信室と情報交換を図り連携を強化する。

第8 オープンスペースの使用調整

地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、都と調整を図り、使用にあたって、オープンスペースの利用要望を都に提出する。また、使用状況を定期的に都へ報告する。

第3節 防災機関の活動態勢

担当	(災対) 危機管理室／各防災関係機関

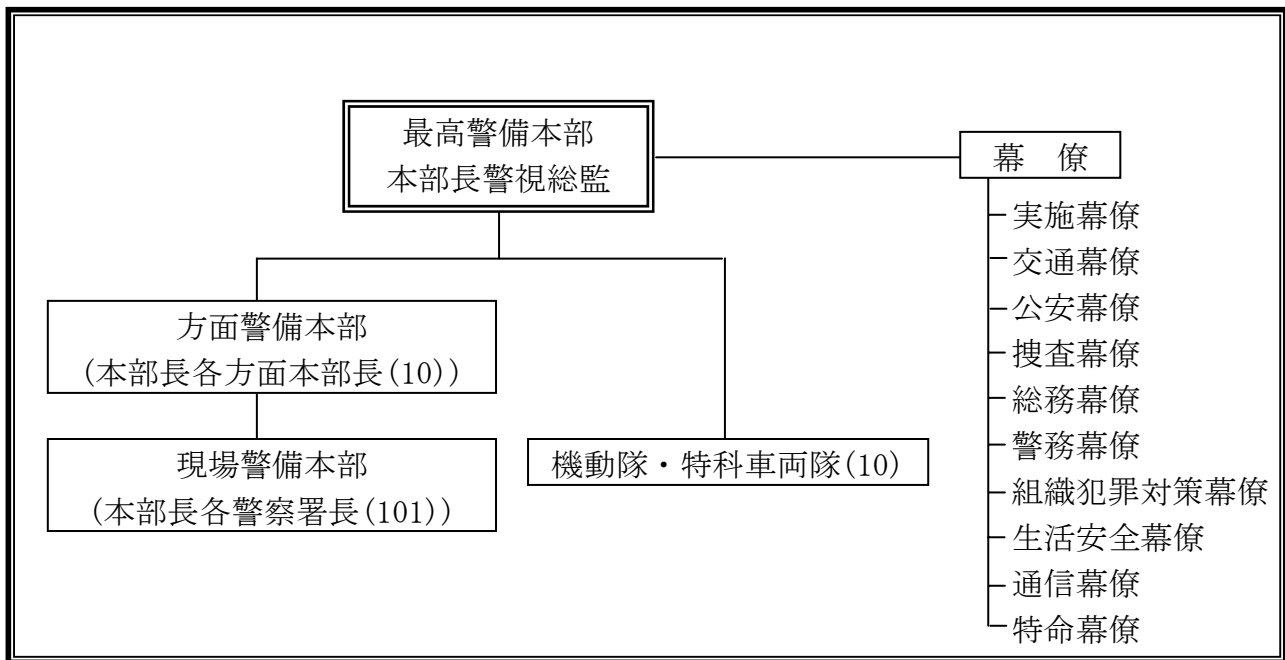
第1 責務

自然災害が発生した場合、防災機関等は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

第2 警備態勢

1. 警備本部等の設置

警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮態勢を確立する。



【警察の活動体勢】

2. 部隊運用等

- (1) 警備要員は、東京都（島部を除く。以下同じ）に震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (2) 東京都に震度 5 強の地震が発生した場合、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係機関との連絡調整等の初動措置にあたる。
- (3) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

第3 消防活動態勢

1. 現況

北区には、消防署（出張所）に消防職員を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、照明電源車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

また、平常の消防力を災害時においても最大限に有効活用するため、地震被害の態様に対応した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応態勢の確立を図っている。

2. 震災署隊本部の設置

消防署には、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる態勢を確保している。地震発災時にはこれら機能を強化し、震災消防活動態勢を確立する。

3. 震災配備態勢

東京23区、多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生したとき、また

は地震の被害状況により必要と認め、態勢が発令された場合は、震災非常配備態勢発令時の処置に準じ、事前計画に基づく行動を開始する。

震災配備態勢が発令されたときは、招集計画に基づき、所要の人員は、ただちに所定の場所に参集するとともに、署所配置ポンプ車による被害情報の収集活動及び出火防止等の広報活動を開始する。

4. 震災非常配備態勢

東京23区、多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき、または地震の被害状況により必要と認め、態勢が発令された場合は、事前計画に基づく活動を開始する。

震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員は、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参集する。

第4 消防団の活動態勢

消防団は、発災初動期の地域防災の核として、分団受持区域内の住民と、被災情報を共有するとともに、出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、消防署隊との連携、地域住民との協働により、現有装備を活用した消防活動にあたる。

1. 基本的活動

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防団本部等に消防活動上必要な情報や被害の情報収集を行う。併せて、北区自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難道路の確保は、消防団独自もしくは、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

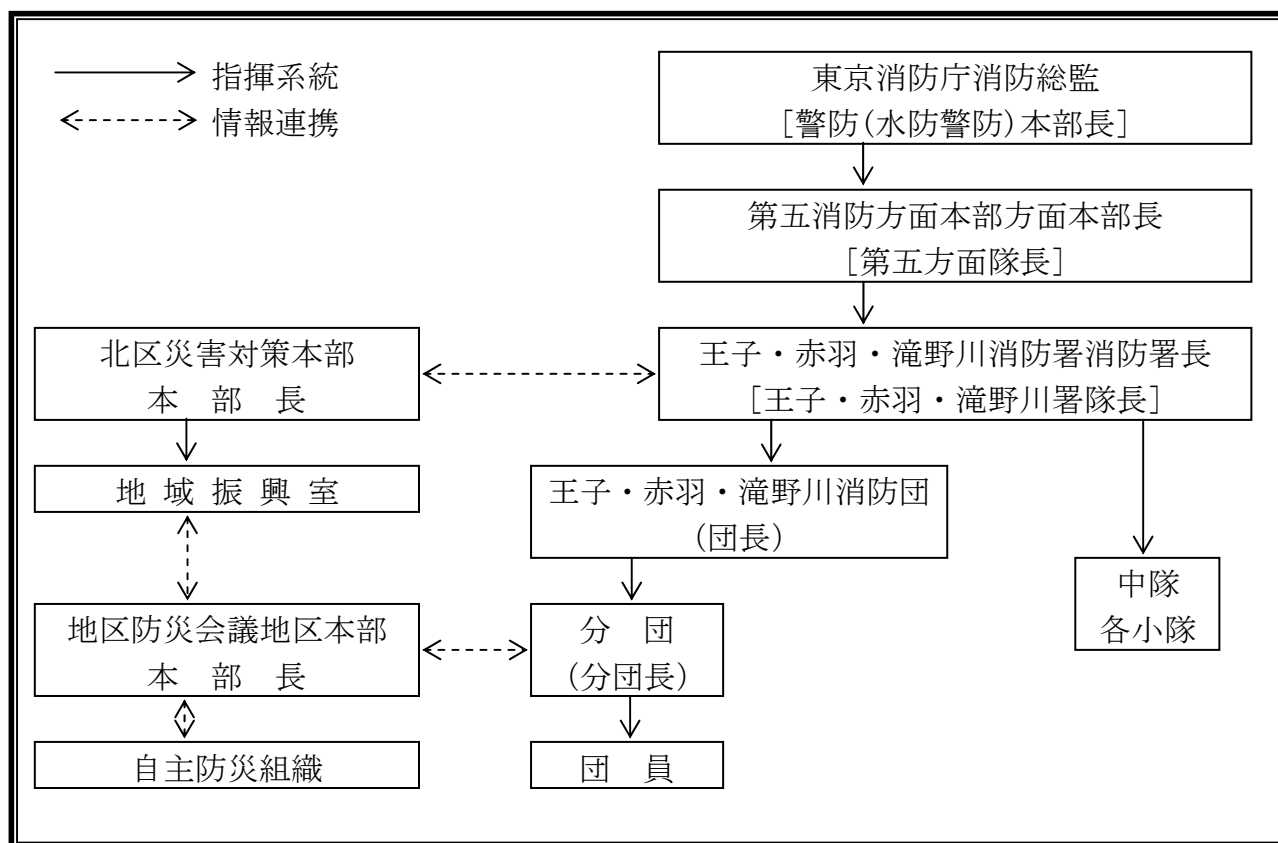
(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(7) 指揮系統図（水防も含む）



※消防団の現勢

【資料編p189参照】

※分団本部所在地及び受持区域【資料編p189参照】

第5 首都高速道路㈱の活動態勢

地震による災害が発生したときは、緊急態勢または非常態勢のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の態勢をとり、速やかな役員及び社員の非常参集、情報収集連絡態勢の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

第6 都営交通の活動態勢

1. 配備

- (1) 営業所長は、非常配備態勢の各段階の動員計画に基づき職員を掌握するとともに、別に定めた細部の活動計画を職員に示達する。
- (2) 非常配備態勢に入った際の職員については業務の分担を再確認し、非番の職員については連絡方法の確認など活動態勢の推移に支障のないように措置する。
- (3) 状況に応じ、必要とする活動要員は迅速、的確に当該業務に着手させるものとする。

2. 乗務員の確保

- (1) 勤務時間中に非常態勢が予測される時は、乗務員の一部を仮泊待機させる。
- (2) 徒歩通勤可能者にはあらかじめ乗務員としての予告を与え常に状況に留意のうえ、非常災害の場合はただちに参集させる。

第7 JR東日本㈱の活動態勢

- (1) 東京30km圏で震度5弱以上の地震が発生した場合は、設備やお客さまの被災、運転中止によるお客さま等の混乱防止に対処するため、防災業務実施計画等あらかじめ定められたマニュアル等により、本社対策本部、東京支社対策本部、各地区対策本部等を設置し、被災状況等の情報収集にあたりとともに、所要の社員を非常参集させる等により、必要な復旧作業及び救助活動等を実施する。
- (2) 東京30km圏に震度6以上の地震が発生した場合は、全社員を非常参集させ、人命救助を最優先に、全社を挙げて最大限の救助活動を行うとともに、救助活動完了後は、被災状況に応じて順次応急復旧等運転再開に向けての活動を展開する。

第8 その他の機関の活動態勢

防災機関等は自らの責務を遂行するために必要な組織のもと、災害対策に従事する職員を配置し、応急活動を展開できる態勢を整える。

第9 自衛隊への災害派遣要請

1. 災害派遣要請の要求(災害対策基本法 第68条の2第1項)

区長(本部長)は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

なお、この場合は自衛隊法施行令第106条に準じて、下記の各事項を明確にし、要請を行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2. 自衛隊への災害状況の通知(災害対策基本法 第68条の2第2項)

通信の途絶等により、都知事へ自衛隊派遣の要請を求めることができない場合には、その旨と区における災害の状況を、自衛隊の下記部隊に通知する。なお、知事との連絡が可能となり次第、速やかにその旨を都知事に通知しなければならない。

この場合において、通知を受けた部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

※自衛隊部隊名称・住所(駐屯地名等)【資料編p190参照】

3. 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
消防活動	火災に関しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救護物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
広報活動	人命財産の保護等に関わる情報、自衛隊及び関係機関の活動状況、都、区及び関係機関の告示事項等について広報活動を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては臨機に所要の措置をとる。

4. 派遣部隊の受入体制

(1) 作業分担

自衛隊の災害派遣を要請した場合は、防災機関との効率的な作業分担に配慮する。

(2) 協力体制

派遣部隊が到着した場合は、部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ、必要な措置をとる。相互の情報を交換し、互いに各種情報の迅速的確な把握に努める。

(3) 派遣部隊の宿営予定地

派遣部隊の集結、宿営は補給統制本部敷地内（十条駐屯地）を原則とする。ただし、不足等が生じた場合は、災害応急措置に必要な期間、区立施設を利用すること

ができる。宿営場所の選定にあたっては被災者の避難生活の状況等に配慮するものとする。

(4) ヘリコプター発着予定地点

ヘリポートには補給統制本部を利用し、不足する場合は、都と協議する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として都区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

なお、これによりがたい場合、都は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊航空総隊司令官等と協定を締結する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第4節 防災機関等との連携

担当	(災対) 危機管理室

第1 計画方針

災害時においては、各機関が各々の所掌事務または業務に従って、応急対策活動を実施するが、必要に応じて、他機関の協力を求め、実施の円滑を期するものとする。そのため、各機関は、平素から法令またはこの計画の定めるところに従って、関係機関と協議し協力態勢を確立しておくものとする。

第2 東京都への応援要請

1. 応急措置等の要請要領

区長は、知事に応援または応援の斡旋を要請するにあたっては、都総務局（総合防災部応急対策課）に対し、次にあげる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日改めて処理するものとする。

都総務局総合防災部応急対策課連絡先	
電話番号	5388-2455～8
無線電話番号	5221～7
無線FAX番号	8011～2

(1) 都に応急措置の実施または応援を求める場合

ア 災害救助法の適用要請

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を申請する理由
- (エ) 適用を必要とする期間
- (オ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (カ) その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- (ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由
- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容を要する期間
- (オ) その他必要な事項

ウ 都各部局への応援要請または応急措置の実施の要請

- (ア) 災害状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (イ) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (オ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関、他府県等の応援のあつせんを都に求める場合等

ア 他区市、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあつせんを求める場合

- (ア) 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

イ 指定地方行政機関または他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合（災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17）

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

ウ 日本放送協会、民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

2. 派遣職員の処遇及び経費の負担

派遣職員の処遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条の定めるところによる。

第3 特別区への応援要請

- (1) 23区内においては、協定に基づき、被害の軽微な区が被災区に対し、物的・人的な支援を図る。
- (2) また、災害時の区間支援における連絡調整機能を持った「特別区支援対策本部」を発災直後に立ち上げる。

第4 他自治体への応援要請

- (1) 相互応援協定を締結した自治体（山形県酒田市、群馬県中之条町、群馬県甘楽町）との情報交換、支援訓練等により一層の連携態勢を構築する。
- (2) 大災害時の応急・復興対策において、他自治体等からの応援職員を要請するための手順についてマニュアル化を図る。

第5節 民間防災組織との連携

担当	(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) まちづくり部／消防署

第1 北区自主防災組織

1. 活動計画の作成

- (1) 北区自主防災組織は発災から避難所生活までの行動計画づくりを、地域の多様な人々の意見を反映し作成した。併せて自主防災組織相互間の協力態勢を担う地区防災会議の活動計画も作成した。
- (2) 地域振興室を地区本部と位置づけ、必要な資機材等の整備を進めるとともに、北区自主防災組織との連携態勢を確立するため、活動計画の検証を行いながら見直しを行う。

2. 活動内容

(1) 北区自主防災組織

災害時には、区、防災機関、近隣企業との連携のもとに、日頃の活動や自主防災組織相互の協力態勢を発揮して応急活動を行う。

(2) 地区防災会議

- ア 地区防災会議は、発災後速やかに地区本部を地域振興室内に開設する。
- イ 地区本部は、区、防災機関との連携のもとに被害情報の収集伝達を行う。
- ウ 構成する北区自主防災組織に災害情報を提供し、自主防災組織間の調整を行う。
- エ また、区の要請に基づき、地区防災会議間で被害の軽微な地区防災会議で構成

した自主防災組織が、被害の大きな自主防災組織を応援するための調整を行う。

3. 活動業務

- (1) 異常現象、災害危険箇所の発見等の場合、区その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 災害防止広報の実施に関すること。（出火防止広報、余震注意広報、流言防止広報、町内の情報広報など）
- (4) 秩序維持の協力に関すること。
- (5) 避難指導、避難所内のり災者の世話に関すること。
- (6) 出火防止、出火警戒に関すること。
- (7) 初期消火活動に関すること。
- (8) 救出、救護及び負傷者の応急手当に関すること。
- (9) 救助物資の配分、炊き出し等の協力に関すること。
- (10) その他災害応急対策業務の協力に関すること。

4. 協力方法

あらかじめ各組織において定めている態勢に基づき、自主的に初期消火等の必要な応急活動に着手することとする。

- (1) その後、区をはじめとする防災機関の活動態勢が確立するに従って、逐次各震災応急対策活動主体を防災機関に移行する。
- (2) 移行後は補充的活動として、災害業務に協力するものとする。

第2 ボランティア・NPOとの連携

1. ボランティアの活動態勢

- (1) 北区では、災害時のボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」（以下、「センター」）を、NPO・ボランティアぷらざに設置する。
- (2) 都災対本部ボランティア部及び東京都社会福祉協議会が運営する「東京ボランティア・市民活動センター」と連携しながら、ボランティアの受け入れ・需給調整を行う。
- (3) センターは、可能な限りボランティアの自主的管理・運営とし、行政は必要な援助、情報提供を行う。立ち上げ、管理・運営は、北区、北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構の協働とする。
- (4) 東京都では、他県等から駆けつける多数のボランティアが混乱なく、効率的・効果的に活動できるような態勢を整備するため、東京芸術劇場等の大規模施設を「広域ボランティア活動拠点」（以下、「広域拠点」）として位置づけている。
- (5) 広域拠点の運営は、都職員と東京ボランティア・市民活動センターを通じて派遣されたコーディネーターが中心に行う。そして、区の派遣要請に基づき、全国から集結したボランティアを派遣する。
- (6) 外部からのボランティアに関しては、飲料水や食料の確保は可能な限り自ら調達することを基本とし、災害時にはその旨についてホームページ等にて周知を図る。

2. 「北区防災ボランティア」

北区防災センターに登録している「北区防災ボランティア」は、大地震により北区内に被害が発生したときは、可能な限り近隣の災害応急活動に従事し、地域の安全確保に協力する。地域の安全が確保されたのちは、他県等から参集するボランティアの円滑な活動を支えるため、「災害ボランティアセンター」で他団体と協働して活動する。

3. 東京消防庁災害時支援ボランティア

- (1) 東京消防庁では、災害時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っている。平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図っている。
- (2) 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。また、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。

(3) 登録資格者

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または勤務もしくは通学する15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- ア 応急救護に関する知識を有する者
- イ 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者
- ウ 元東京消防庁職員
- エ 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者

(4) 業務内容

災害時支援ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防動の支援を行う。

4. その他のボランティア・NPOとの連携

看護師資格保持者や大工、外国語堪能者など、専門的な知識、経験や特定の資格を要するボランティアの受け入れ窓口は、関係する専門部署が所管する。

通訳ボランティア・・・・・・・・・・	災対総務部
区内NPO・ボランティア団体・・	災対地域振興部
手話通訳者・・・・・・・・・・	災対健康福祉部
医師、看護師等の医療・・・・・・・・	災対医療衛生部
応急危険度判定員・・・・・・・・・・	災対まちづくり部

第3 民間機関との連携

- (1) 既に協定を締結している民間・企業団体等との訓練等を通じて、一層の連携態勢を図る。

- (2) 新たに生鮮食料を含む食料品組合飲食業組合、衣料品組合、自転車商組合、商店街、葬祭業、そして区内に所在するスーパー等と有益性を考慮しながら協定の締結を推進する。

第2章 情報の収集・伝達・広報

情報収集・伝達

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区	○避難所・区有施設の被害状況把握 →				
	○火災の発生状況把握 →				
	○人的被害の把握 →				
	○避難者収容状況の把握 →				
	○医療機関の被災状況把握 →				
	○区管理（道路・河川）被害の把握 →				
	○道路等公共土木施設の復旧状況把握 →				
	○都へ被災状況報告〔災対政策経営部/危機管理室〕 →				
	○防災機関との通信連絡〔災対政策経営部/危機管理室〕 →				

広報

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区	○地震発生呼びかけ [災対政策経営部/危機管理室]				
	○避難情報の発令（以降、随時） [災対政策経営部/危機管理室]				
	○被害状況・ライフライン・交通・避難 所等の状況に関する広報 [災対政策経営部/危機管理室]				
	○食料・物資の配給状況に関する広報 [災対企画部/災対地域振興部]				
	○保育・教育等に関 する情報提供				

第1節 基本方針

担当	(災対) 各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関

災害時に的確な応急活動を迅速に展開するためには、正確な情報を迅速に把握し、区及び防災機関の相互連絡を円滑に行うとともに、正確な情報を伝達することが必要である。

第1 速やかな情報の収集・伝達

災害対策本部及び各防災関係機関は、入手可能な情報の速やかな収集を図り、区内出先施設及び東京都、他の防災関係機関との相互連絡を密にし、他の機関に収集した情報を伝達する。

(第2節 情報収集・伝達態勢の確立)

第2 広報活動の展開

災害時には、区民が混乱することなく適切な判断による行動がとれるように、区や防災関係機関は一体となって、正確な情報を速やかに伝達することに努める。

(第7節 広報活動)

第3 防災無線等の活用

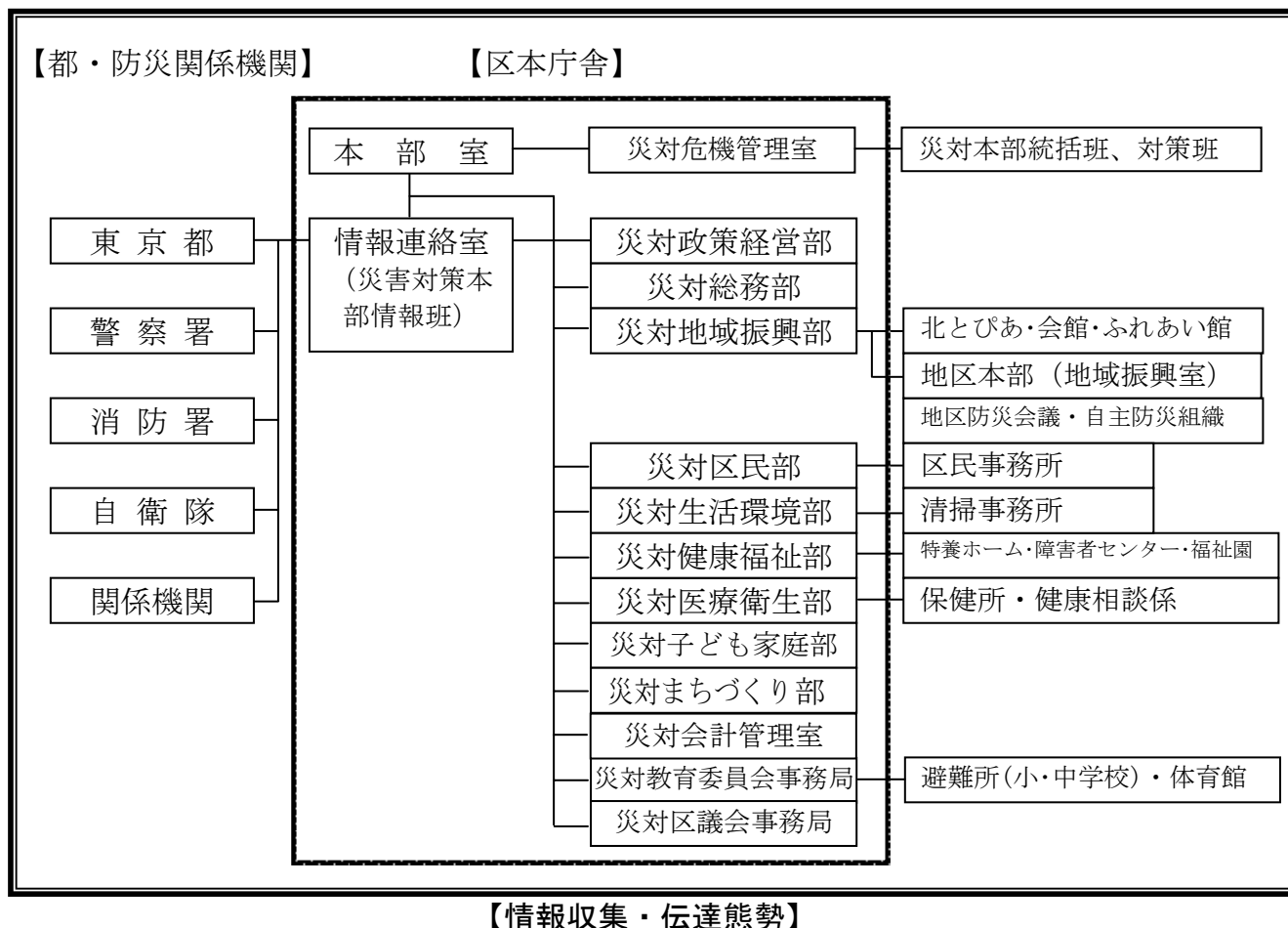
災害時には、既存の有線・携帯電話の途絶や輻輳がかなり予想されるので、使用可能な既存回線を最大限活用するとともに、防災無線等の積極的な運用を図る。

(第8節 防災無線等の活用)

第2節 情報収集・伝達態勢の確立

担当	(災対) 各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関

北区災害対策本部における本庁舎と各出先、東京都及び防災関係機関との連絡系統は次頁の図のとおりである。なお、夜間・休日において、災害対策本部の態勢が整うまでの間、区の情報収集・伝達は北区防災センターの警戒待機者及び指定参集幹部職員が行う。



第1 北区災害対策本部と防災関係機関との間の情報伝達態勢

本庁舎3階に設置される情報連絡室、情報収集員席で、情報班が中心となり、東京都及び防災関係機関との通信連絡、一般通報の受理等を行う。

第2 連絡責任者の配置

情報の重複、錯誤等を避けるため、区、都関係機関、防災関係機関に情報受発の総括者としてあらかじめ連絡責任者を指定する。

第3 連絡員の派遣

災害の状況により区災害対策本部と直接連絡する必要があるときは、本部の求めにより、または直接、各機関は本部室に連絡員を派遣する。

第4 防災関係機関の情報連絡態勢

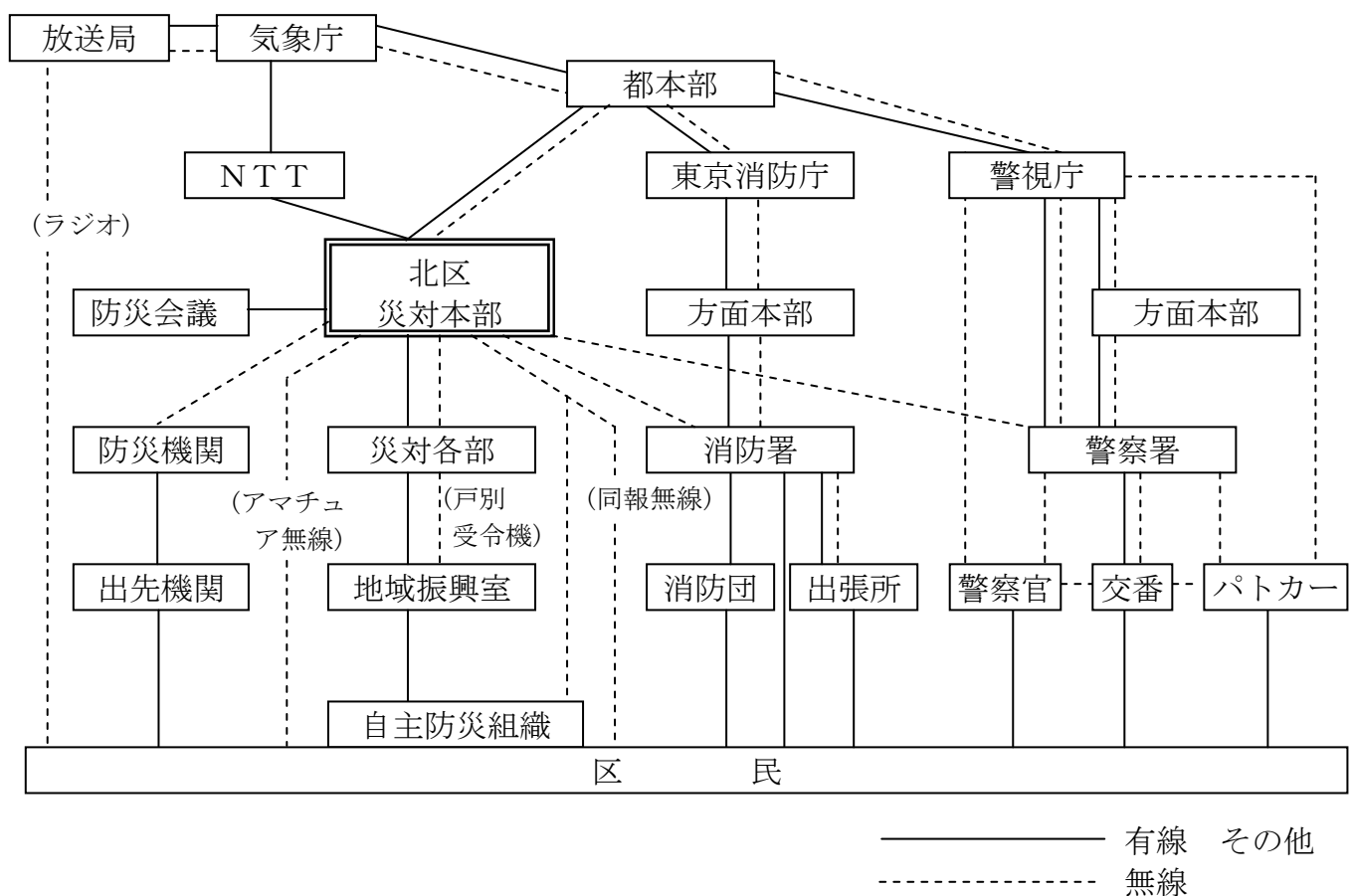
機関名	体制の内容
区	(1) 各出先施設との連絡は、原則その施設を管轄する災対部が担当する。 (2) 各施設の職員または本庁より派遣された職員は、有線並びに無線通信を最大限活用し、状況を順次報告または情報の収集を行う。

機関名	体制の内容
東京都	東京都防災行政無線を基幹として、都各部局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により、各防災関係機関と情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、消防署、消防団及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
その他の機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

第5 都への情報連絡

1. 通信連絡方法

通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。なお、通信網の多ルート化を進めるため、防災無線に加え、各種最新の通信手段の活用も図る。



【通信連絡系統図】

第3節 区の被害調査要領

担当	(災対) 各部

第1 被害調査態勢

1. 区災害対策本部

- (1) 災対各部は、分掌事務に関する被害状況について、調査班を組織し現地調査を実施するとともに、所管する施設からの報告をもとに、定められた様式に従って被害情報をとりまとめる。
- (2) 警察、消防、ライフライン関係機関等からも派遣職員や無線等を通じて積極的に情報を収集する。

2. 地区本部

- (1) 各地区本部においても、管轄する区域の被害状況について、北区自主防災組織からの連絡員による報告等から定められた様式に従って被害情報を取りまとめる。
- (2) 消防団の各分団との被害情報の交換により、共通の認識に立つ。
- (3) 調査結果は速やかに区災害対策本部に報告する。

第2 調査事項

・災害原因	・災害地住民の動向及び要望事項
・被害状況	・現地活動の障害事項
・応急措置状況	・その他必要な事項

第3 調査班の活動内容

調査班は、本部長の命により出動し、現地の状況を調査する。現地調査にあたっては、通信機材の有効適切な活用を図り、災対各部を通じて調査結果を災害対策本部に報告する。なお、調査の際、調査事項以外でも重要な情報を得たときは、ただちに報告するものとする。

※被害の認定基準【資料編p191参照】

第4 被害状況等の報告

1. 本部室への報告

災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部室に報告する。

(1) 報告の種類

区分	状況	内容
速報 (発生報告)	被害状況	被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第ただちに報告する。
	措置状況	災害対策の実施の都度、報告する。
中間報告	被害状況	災害発生後被害状況が確定するまで所掌事項について、所定の報告様式をとりまとめ、翌日報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日、前日の分についてとりまとめ報告する。

区分	状況	内容
決定報告	被害状況	被害状況が確定したときは、電話または口頭により報告し、後日文書により報告する。
	措置状況	災害応急対策活動が完了した後、速やかに文章によりとりまとめて報告する。

(2) 報告事項及び報告主管部一覧表

報告事項		報告主管部
発 災 直 後	各地区別被害状況	北区自主防災組織→地区本部→情報連絡室
	職員動員数	災対各部→災対総務部（職員課）
	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	避難者収容状況	避難所→災対教育委員会事務局
	主要道路・橋りょう・河川・公園等被害状況及び障害物除去状況	災対まちづくり部（道路公園課）
	医療・救護状況	災対医療衛生部 （保健所・健康相談係）
	物資需給状況	避難所等→災対地域振興部
	防災関係機関活動状況	防災関係機関→情報連絡室
	人的被害状況	警察署・消防署→情報連絡室
発 災 後 数 日 以 降	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	公共的建築物（区有施設以外）被害状況	災対まちづくり部・防災関係機関
	主要道路・橋りょう等被害状況及び障害物除去状況	災対まちづくり部（道路公園課）
	文教施設（区有施設を除く）被害状況	各施設→情報連絡室
	住家等被害状況	災対まちづくり部（建築課）
	河川・公園被害状況	災対まちづくり部（道路公園課）
	がけ・擁壁等被害状況	災対まちづくり部（建築課）
	医療機関被害状況	災対医療衛生部 （保健所・健康相談係）
	商工業被害状況	災対地域振興部
	防災関係機関活動状況・鉄道不通状況	防災関係機関→情報連絡室
	人的被害状況	警察署・消防署→情報連絡室

2. 地区本部への報告

区の情報は、各地区本部、北区自主防災組織（地区防災会議）の代表者に順次伝達する。

3. 各機関の情報収集・伝達態勢

機関名	内容
都	都各部局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。
警察署	主な収集事項は次のとおりとする。 (1) 家屋の倒壊状況 (5) 火災の拡大状況 (2) 死者・負傷者等の状況 (6) 堤防・護岸等の破損状況 (3) 住民の避難状況 (7) 電気・水道・ガス・通信施設状況 (4) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 (8) その他
消防署	(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて都に通報するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ア 119 番通報に対応し、高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等 イ 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した、被害状況の把握 ウ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 エ 夜間用高感度カメラを用いた消防ヘリコプターによる上空からの被害状況及び各種消防活動状況の把握 オ 消防職団員の参集者が収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 ア 火災発生状況及び消防活動状況 イ 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ウ 避難道路及び橋りょうの被災状況 エ 避難の必要の有無及び状況 オ 救急告示医療機関等の診療状況 カ その他消防活動上必要ある状況
国土交通省 荒川下流河 川事務所	河川の被害及び交通状況を把握するため、事務所及び出張所のパトロールカーによる巡視を行う。また、河川情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁及び関係各機関に速やかに連絡する。
その他の防 災関係機関	各防災関係機関は、所管施設に関する情報を、所定の方法により、本社等に報告する。

第4節 災害予警報の発表・伝達

担当	(災対) 危機管理室／(災対) まちづくり部／都各部局出先機関／警察署／消防署／N T T 東日本㈱

第1 一般的な災害原因に関する情報の通報

都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、北区自主防災組織及び一般住民等に周知する。

第2 津波の予警報の伝達

都、警察署またはN T Tからの通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、北区自主防災組織等に伝達するとともに、警察機関、消防機関、都知事本部等の協力を得て、住民に周知する。

第3 防災関係機関の災害予警報の発表・伝達

機関名	内容
都各部局 出先機関	都各部局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報についてはただちに所属機関に通報する。
警察署	(1) 警視庁本部から津波警報の通報を受けたときは、ただちに区に通報する。 (2) 警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。
消防署	(1) 津波等の通報及び伝達 地震による津波等発生に関する一斉通報をうけた時は区民に周知する。 (2) 水防に関する通報及び伝達 地震に起因する水防に関する情報を得たときは、ただちに本庁に通報するとともに、区民に周知する。
NTT東日本㈱	(1) 警報の伝達 ア 気象業務法に基づいて気象庁からN T T 虎ノ門センターに伝達された各種警報を、区及び関係機関に通報する。 イ 津波警報以外の警報の伝達は、F A Xにより区に通報する。 ウ 津波警報の伝達は、F A Xにより関係機関に通報する。 (2) 警報の取扱い順位等 警報はすべての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取扱う。津波警報(「津波警報解除」を除く。)は15分、その他の警報は30分以内に通報する。警報の伝達料金は無料とする。

機関名	内容
その他の防災関係機関	その他の防災機関は、都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報についてはただちに所属機関に通報する。

第5節 緊急地震速報の利用

担当	(災対) 各部

第1 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生をすばやく検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

第2 情報の利用

- (1) 区は気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- (2) 区民や事業者の緊急地震速報についての理解を進めるために広報・周知を行うなどし対応力の向上を行う。
- (3) 区は、テレビ・ラジオ、防災行政無線、施設の館内放送等の一般的に情報を入手できる方法や施設について区民に周知する。

[対応の例]

家庭	・ 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。あわてて外に飛び出さない。 ・ 人が大勢いる施設：施設の係員の指示に従う。落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない。
屋外	・ ブロック塀の倒壊等に注意。看板や割れたガラスの落下に注意して、建物から離れる。
自動車運転中	・ あわててブレーキをかけない。ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止。
鉄道やバスなどに乗車中	・ つり革や手すりにしっかりつかまる。
エレベーターに乗車中	・ 最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。

第6節 都への報告

担当	(災対) 危機管理室

区は災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）の定めるところによる。

なお、家屋の倒壊、火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況報告が東京都に対して出来ない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

第1 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害状況（被害の程度は、認定基準とする救助の種類に基づき認定する。）
- (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

第2 報告の方法

データ端末の入力によるが、障害等で入力できない場合は、従来の報告様式による。

第3 報告の種類、期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発 災 通 知		即時	発 災 情 報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災 害 総 括 被害情報、措置情報
要 請 通 知		即時	要 請 情 報
確 定 報	災害確定報告	応急対策が終了した後20日以内	災 害 総 括
	各種確定報告	同 上	被害情報、措置情報
災 害 年 報		翌年度4月20日	災 害 総 括

第4 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告は、「第3部 災害応急対策 第25章 災害救助法の適用」に定めるところによる。

第7節 広報活動

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／警視庁／東京消防庁／J R 東日本株／東京地下鉄株／N T T 東日本株／東京電力株／東京ガス株／都水道局／都下水道局／首都高速道路株／警察署／消防署

第1 区からの広報体制

区内及び区の所管施設において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署その他現地機関と連携して、必要な広報活動を実施する。報道機関等の取材に対する広報窓口については、電話取材も含めて一本化した対応を図る。

1. 広報車による広報

- (1) 避難の勧告、指示、誘導等に関する事項
- (2) 災害状況に関する事項
- (3) 食料・物資の配給状況
- (4) 救護・衛生に関する状況
- (5) その他必要に応じ適切な広報を行う

2. 同報系無線による広報

区は災害発生時または発生のおそれのある場合、同報系無線を活用し、子局及び戸別受令機によって区民等に対する広報活動を行う。

※東京都、北区の防災行政無線の詳細情報【資料編p192参照】

3. インターネット等による広報

- (1) 区は災害発生時または発生のおそれのある場合、ホームページ、緊急情報メール配信などを活用し、区民等に対する広報活動を行う。
- (2) C A T V、地域FM等との連携を図り、区民等に対する広報活動を行う。

4. 防災機関への広報

消防等防災機関についても、区が把握している被害状況や避難者情報、応急活動状況を伝え、相互連絡をとることにより、それら機関を通じて現場への広報を実施する。

5. その他の広報手段

- (1) 「災害対策本部ニュース（仮称）」を発行し、避難所等に無線ファックスで速報するほか、区施設、駅、店頭等で配布する等多様な手段を講じる。
- (2) ホームページを利用して「災害対策本部ニュース（仮称）」などを公開し、広域的な情報提供にも努める。

6. 避難勧告等の情報伝達

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置

に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

ア 避難準備情報(災害時要援護者向け準備情報を含む。)

イ 避難勧告・避難指示

ウ 警戒区域の設定

7. 災害時要援護者への情報提供

区は、多様な広報手段を活用、また民生委員など地域の人材と連携を図り、災害時要援護者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

第2 防災機関による広報

機関名	広報内容等
警視庁	(1) 広報内容 ア 余震、津波等気象庁の情報 イ 地域の被害情報及び見通し ウ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し エ 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し オ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (2) 広報手段 ア トランジスターメガホン等 エ ヘリコプター、警備艇等 イ 交番(駐在所)備付けマイク オ ホームページ ウ パトカー、白バイ、広報車、サインカー等
東京消防庁	(1) 広報内容 ア 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼びかけ イ 火災及び水災に関する情報 ウ 人心安定を図るための情報 エ 避難勧告または避難命令等に関する情報 オ 救急告示医療機関等の診療情報 カ その他区民が必要とする情報 (2) 広報手段 ア ヘリコプター、消防艇及び広報車の拡声装置等 イ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示及び口頭 ウ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 エ ホームページ等による情報提供 オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供

機関名	広報内容等
J R 東日本(株)	(1) 広報内容 ア 駅における広報案内 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等により行う。 イ 乗務員の広報案内 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。 (2) 広報手段 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ(http://www.jreast.co.jp/)等で区民への情報提供に努める。
東京 地下鉄(株)	(1) 広報内容 駅における広報案内。被災状況、列車の不通線区や開通見込みを掲示及び構内放送等により行う。また、列車内においては、乗り換え線の情報提供等を行う。 (2) 広報手段 被災線区、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客への周知・案内を行う他、テレビ・ラジオ・ホームページ等にて都民への情報提供を行う。
N T T 東日本(株)	(1) 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてインターネット等により周知する。 (3) 災害用伝言ダイヤル(171)を提供した場合、交換機からのふくそう、トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力態勢により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

機関名	広報内容等
東京電力㈱	(1) 広報内容 - ア たれ下がった電線には絶対に触れないこと。 - イ 使用中の電気器具のコンセントはただちに抜くこと。 - ウ 外へ避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (2) 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。 (3) 利用者からの再点検申込等を迅速適切に処理するため必要な受付態勢を確立する。 (4) 利用者からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受け付けはもとより、本店・支店・電力所及び火力発電所などの能率的受付処理態勢を確立しておく。 (5) (1)及び(2)については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、区の協力を得て、防災行政無線（同報系）も活用する。また広報車等により直接当該地域へ周知する。
東京ガス㈱	災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回の他、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。 (1) 地震発生時には - ア ガス栓を全部閉める。 - イ ガスメーターのそばにあるメーターの元栓を閉める。 - ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁である。この場合には、ガス栓・メーターの元栓を閉め、ただちに東京ガス㈱に連絡する。 - エ 換気扇の使用はスイッチの火花によって爆発が起こる原因となるので避ける。 (2) マイコンメーターが作動してガスが出ない場合 - ア 塗色がグレーのメーターの場合は、マイナスイドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。 - イ 塗色がクリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。 - ウ いずれの場合も、ランプ点灯確認後、蓋を閉める。 - エ 操作終了後約3分間は、マイコンによりガス漏えい検査をしているためガスの使用はしない。 (3) 供給を停止した場合 - ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターの元栓を閉じ、東京ガス㈱から連絡がある

機関名	広報内容等
東京ガス㈱	まで待つ。 イ ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめ東京ガス㈱が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しない。 (4) 供給再開時の広報 ア あらかじめ通知する、内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅する。 イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しない。 ウ 内管検査・点火試験等の当日不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡する。 エ ガスの使用再開後に異状を発見した場合は、ただちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡する。
都水道局	(1) 広報内容 ア 地震発生直後の広報 (ア) 水道施設の稼働状況 (イ) 浄水場・給水所における飲料水確保状況 (ウ) 応急対策の基本方針 (エ) その他区民への協力要請等 イ 応急対策開始後の広報 (ア) 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み (イ) 復旧作業の実施方針 (ウ) 応急給水の実施方針、給水拠点の周知方法 (エ) 住民の注意すべき事項及び協力要請 ウ 応急対策の進ちょくに伴う広報 (ア) 水道施設の被害詳報及び復旧見込み (イ) 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 (ウ) 当日の復旧活動の概要 (エ) 水質についての注意 (オ) 住民への協力要請 (2) 広報手段 ア 広域的広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。 イ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。

機関名	広報内容等
都下水道局	区・関係機関と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を住民に広報する。
日本郵政(株)	(1) 広報内容 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 オ 簡易保険業務の非常取扱い カ 災害ボランティア口座の開設 キ 為替貯金業務の非常取扱い (2) 広報手段 都内1,514箇所の郵便局窓口や局前等に掲出
首都高速道路(株)	(1) 広報内容 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 (2) 広報手段 ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備

第3 広聴活動

機関名	内容
区	被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。
警察署	警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

第8節 防災無線等の活用

担当	(災対) 危機管理室

第1 区の防災行政無線等の活用

区は災害時において都その他防災機関と密接な連絡をとる必要があるため、区役所を基地局とする区防災行政無線、都防災行政無線の活用を図る。また、警視庁無線、東京消防庁無線、NTT東日本(株)災害応急復旧用無線電話方式活用についての協力を依頼する。

第2 地域防災無線のデジタル化

平成23年度にアナログからデジタルに切り替える必要のある地域防災無線の入れ替え(800MHz)に合わせて地域防災無線のデジタル化を図り、災害時の情報通信精度を高める。

第3 無線の協力

関係諸機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等を出来る限り事前に定めておくものとする。また、発災初期における応急対策の中心的機関となる警察署、消防署及び医師会等に、区の保有する陸上移動局を事前に配備しておく。なお、自衛隊には緊急持ち込みで対応する。

第4 その他

- (1) 連絡員は所属機関との交信用に無線機を携帯する。
- (2) 各機関は無線自動車による連絡態勢を確保する。
- (3) 職員等のオートバイ・自転車・徒歩等による情報連絡等の態勢を確立する。
- (4) アマチュア無線の活用

アマチュア無線家の自発的な協力によって通信網を確保する。また、災害に備え、区内のアマチュア無線家のネットワーク化を図る。

※東京都、北区の防災行政無線の詳細情報【資料編p192参照】

※北区防災システムの全体像【資料編p197参照】

第3章 警備・交通規制

第1節 警備

担当	警察署

第1 警備方針

大震災が発生した場合は、迅速かつ適正な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

第2 警備活動

大地震が発生した場合の警察の警備活動は、次のとおりである。

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
- (2) 被災者の救出及び避難・誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 死体の見分（検視）
- (5) 交通規制
- (6) 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制

担当	警察署

第1 交通規制の内容

1. 第1次交通規制(災害発生直後)

大地震発生と同時に、現場の警察官は、命令を待つことなく次の措置をとる。

- (1) 環状7号線の内側の道路は、全面車両通行禁止。
- (2) 都県境においては、流入、流出とも車両通行禁止（北本通り（新荒川大橋））。
- (3) 高速自動車国道及び首都高速道路(株)の全線車両通行禁止。
- (4) 北本通り、中山道（緊急交通路）は、緊急通行車両以外は車両通行禁止。

2. 第2次交通規制

被災地域の状況等により、実態に対応した交通規制を実施する。状況によっては23区全域の車両通行を禁止し、または特定の道路を指定した必要な規制を行う。この場合、第1次交通規制において実施中の規制は、必要に応じて一部を変更または解除する。

3. 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等との情報交換等により、状況の把握に努める。

第2 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

都県境、環状7号線及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

(3) 警備員、ボランティア等の協力の受け入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(4) 装備資器(機)材等の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、規制資器(機)材用簡易倉庫に収納している移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

(5) 交通管制システム等の適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

第3 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

第4 緊急通行車両等の確認

地震発生時には、交通規制により、一般車両の通行が禁止・制限され、大規模地震特別措置法施行令第12条に基づく緊急通行車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。

1. 緊急通行車両等の種類

- (1) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に使用されるもの。
- (2) 消防、水防、その他の応急措置に使用されるもの。
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護、被災者の救難救護、その他の保護に使

用されるもの。

- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急教育に使用されるもの。
- (5) 施設の点検、応急復旧に使用されるもの。
- (6) 清掃・防疫その他保健衛生に使用されるもの。
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの。
- (8) 緊急輸送の確保に使用されるもの。
- (9) 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他必要物資、の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な態勢の整備に使用されるもの。
- (10) その他災害の発生への防御または拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの。

2. 事前届出車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、警視庁が行い、公安委員会が決定する。

(1) 事前の確認

都市交通対策課長または警察署長を窓口として行う。

(2) 緊急通行車両の災害現場での確認

都市交通対策課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長が警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所等で行う。

- ### (3) 確認機関の審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められ、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下、「届出済証」という。）の交付を受けている車両については、届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下、「標章等」という。）を交付する。

3. 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認申請書を提出させ、緊急車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき、標章等を交付する。なお、緊急やむを得ない場合は、口頭による申請により交付を受けることができる。

第5 交通規制除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

第6 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(2) 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

第4章 消防・危険物対策

第1節 震災消防活動

担当	消防署／消防団／警察署

第1 活動方針

大震災発生時には、家屋の倒壊等による人命損傷はもとより、同時多発火災により極めて大きな人命への危険が予想されるので、区民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を呼びかけるとともに、消防団を含め消防機関の全機能をあげて、延焼の拡大防止にあたり、地震災害から区民の生命と身体の安全を図る。

第2 活動内容

1. 活動の基本

- (1) 火災が多発した場合は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

2. 部隊の運用

- (1) 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- (2) 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムにより、効率的な部隊運用を図る。

3. 消防団の活動

- (1) 出火防止
発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- (2) 情報収集活動
ア 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
イ 併せて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。
- (3) 消火活動
ア 分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難道路の確保を行う。
イ 消防団独自もしくは、消防署隊と協力して行う。
- (4) 消防署隊への応援
ア 多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、

分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、もしくは消防署隊と連携して行う。

イ 所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動を応援する。

ウ 道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

ア 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行う。

イ 負傷者に対する応急救護処置を行う。

ウ 安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

ア 避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達する。

イ 関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第3 情報収集等

(1) 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番情報、高所見張り・情報活動隊・参集職（団）員情報等、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。

(2) 震災情報システムを活用し、円滑な情報伝達・管理を行う。

(3) 防災機関に職員を派遣し、相互に知り得た災害情報の交換を行う。

第2節 危険物・有毒物取扱施設等の応急措置

担当	(災対) 医療衛生部／消防署／消防団／警察署

地震発生に伴い、火災及び危険物・有毒ガス等の漏洩・爆発などの発生が予想される。施設の関係者、周辺地域の住民及び関係機関との緊密な連携・協力態勢について確立しておく。また、化学物質等による二次災害から住民・応急活動に従事する者を守るための措置を確立しておく。

第1 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

(1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止する。

(2) 施設の応急点検と出火等の防止措置

(3) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領

(4) タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散防止措置と応急対策

(5) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定

(6) 災害状況の把握

(7) 従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置

(8) 防災機関との連携活動

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 都の情報に基づく住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難住民の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡

第2 高圧ガス保管施設の応急措置

1. 高圧ガス災害時応援連絡態勢

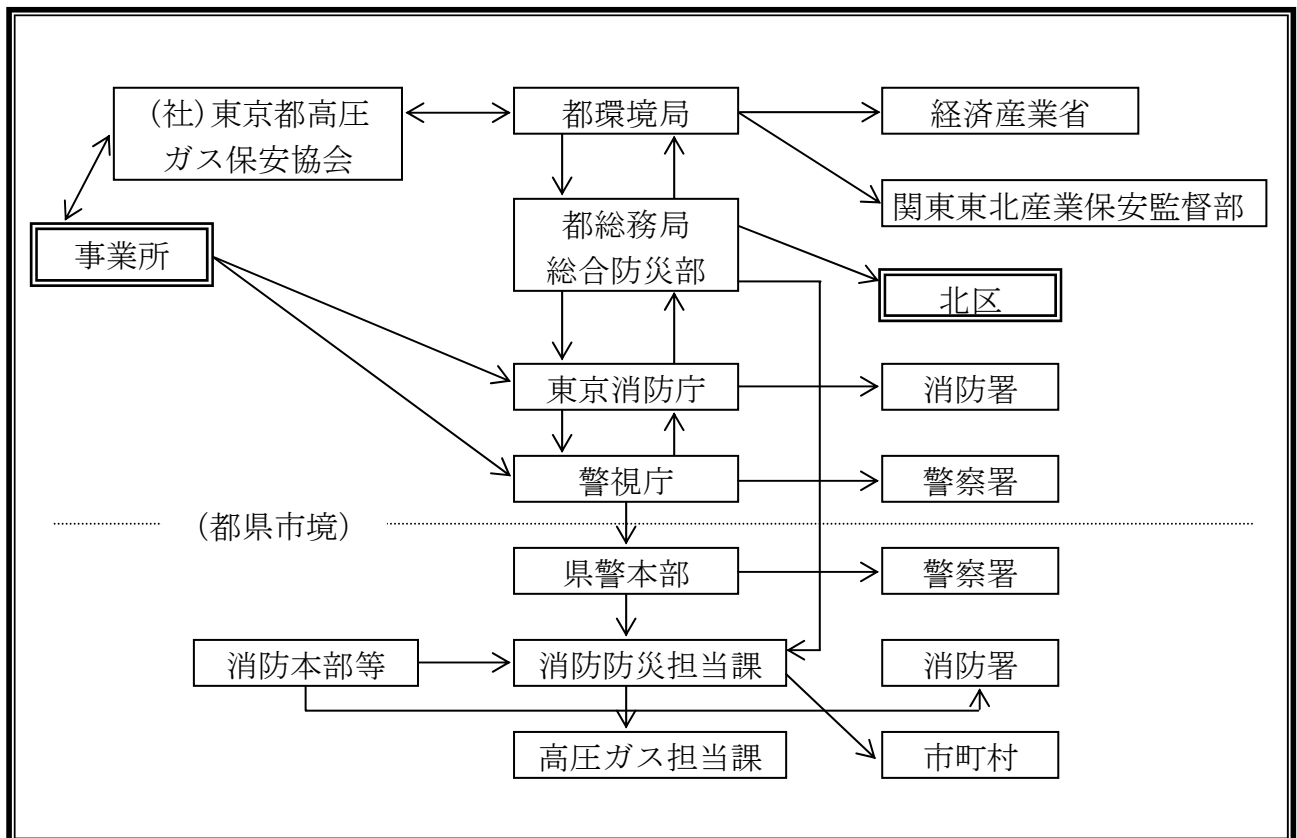
東京都では、通常の事故については東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所、準防災事業所が応援出動する態勢をとっている。

しかし、災害時には、防災事業所自体が地震の被害を受ける恐れがあり、また、個々の防災事業所単独では対応が困難になる状況が考えられる。

このため、震災被害を受けていない地域の支部から、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢を取ることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

また、必要に応じて、住民の避難措置を行う。

2. 高圧ガス漏えい事故発生時の広域通報系統



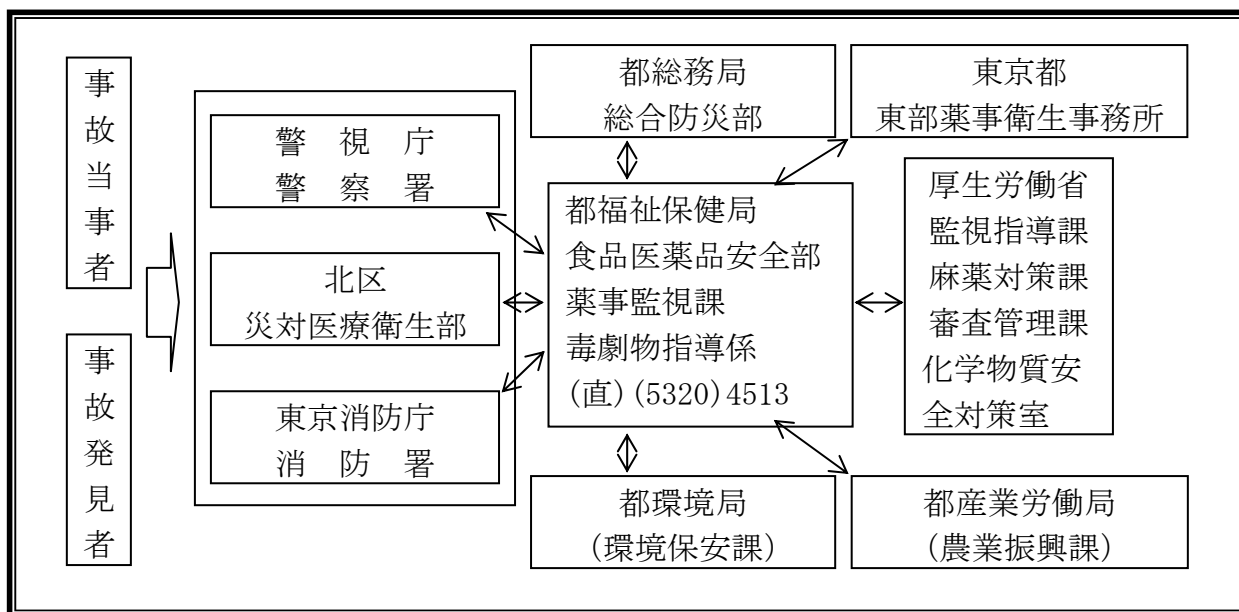
3. 機関別対応措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 都の情報に基づく住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難住民の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡
警察署	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区長が避難の指示を行うことができないと認めたときまたは区長から 要求があったときは、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署	(1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の 勧告または指示を行う。 (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対 する災害応急対策については、前節「震災消防活動」により対処する。

第3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊等により、毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は次のとおりとする。

1. 毒物・劇物事故通報態勢系統図



2. 機関別対応措置

機関名	対応措置
区	関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
消防署	(1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告または指示を行う。 (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (3) 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前節の「震災消防活動」により対処する。

第4 放射線使用施設の応急措置

放射線物資の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置が取れるよう取扱者を指導する。また、消防機関は、「第1節 震災消防活動」により災害応急活動を行う。

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 都の情報に基づく住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難住民の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡
消防署	(1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第5 火薬類保管施設の応急対策措置

所轄する東京都環境局環境保安課を通じて、関係機関等には状況に応じた緊急措置等について連絡する。

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 都の情報に基づく住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難住民の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡

第6 危険物輸送車両等の応急対策

高圧ガス輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 都の情報に基づく住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難住民の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡
警察署	(1) 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、都民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
消防署	(1) 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害応急対策は、前節の震災消防活動により対処する。

第7 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

事故時の対応措置は、次のとおり。

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 都の情報に基づく住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難住民の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡
警察署	事故の状況把握、被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。
消防署	事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第8 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 都の情報に基づく住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難住民の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡
警察署	情報の受理及び伝達ならびに必要な措置(警察官職務執行法)を行う。
消防署	情報の受理及び伝達ならびに被害者の救助及び搬送を行う。

第5章 輸送力の確保

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区		○輸送手段の確保 [(災対)総務部/(災対)区民部] ○輸送ルート確保 [(災対)まちづくり部] ○準緊急道路の障害物除去 ○ストックヤードの設置 ○防災専用船着場の設置			

第1節 基本方針

担当	(災対)総務部／(災対)区民部／(災対)まちづくり部／警察署／都交通局

関係機関等の協力のもと、緊急輸送手段・ルートを確保し、人員・物資等の緊急輸送を可能にする。

1. 輸送手段の確保

輸送の内容に適した輸送手段を決定し、関係機関との事前調整や協定に基づき調達確保を図る。(→第2節 輸送手段の確保)

2. 輸送ルートの確保

輸送ルートの確保と確認、緊急車両に関する手続き等一連の活動を効率よく実施する。(→第3節 輸送ルートの確保／第4節 緊急道路障害物除去等)

第2節 輸送手段の確保

担当	(災対)総務部／(災対)区民部

第1 災害時の輸送

- (1) 災害時要援護者を中心とした被災者の移送
- (2) 重傷者、重症患者、妊産婦の搬送
- (3) 救助物資の輸送

- (4) 活動要員の移動
- (5) 遺体捜索、処理、埋葬のための輸送
- (6) 緊急道路障害物除去に伴うがれき等の輸送

第2 配車手続等

車両、舟艇の配車手続きは次のとおりとする。

- (1) 災対総務部：車両の待機を要請
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部
- (2) 災対各部：輸送内容、車種、台数、目的地の請求
災対総務部に請求
- (3) 災対総務部：車両の引渡し場所への集結指示
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に連絡する。
- (4) 災対総務部：舟艇の所要数を確保
運搬は、請求をした部が行う。
- (5) 人員の輸送（活動要員の輸送、被災者の移送、重傷者、重症患者、妊産婦の搬送等）
バスも有効であり、必要な場合、都財務局及び事業者等へ要請し調達する。
- (6) 車両の不足や区内外での調達・あっせんに関しては、都財務局へ要請する。また、舟艇に関しては都港湾局に要請する。

第3 自転車の確保

災害時における自転車の提供・修理を目的として、北区の自転車商共同組合との協定等を検討する。

第3節 輸送ルートの確保

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所／都財務局／警視庁／関東地方整備局／首都高速道路㈱

第1 輸送ルートに関する情報収集

機関名	実施内容
区	(1) 道路被害の状況 道路の被害状況を自ら調査するとともに、関係機関、北区自主防災組織や都建設局等を通じて、道路の被害情報を収集する。 (2) 交通情報 警察署から交通規制や交通状況に関する情報を収集する。 (3) 道路障害物除去状況 都建設局等から道路の復旧状況、障害物除去状況について把握する。

機関名	実施内容
都第六建設事務所	(1) 震災初期における被害状況の情報収集は、関係業界等の緊急巡回等で得た情報を迅速かつ的確に集約して行う。緊急巡回要員に対して、定期的に訓練を行うなど情報収集態勢の充実を図る。 (2) また、警視庁等の関係機関と連絡調整を図る。 (3) さらに、防災無線を補完する通信機器の充実を図るとともに、道路施設点検等に必要な情報収集用資器材の整備を図る。
都財務局	道路交通情報システム（ATIS）を活用し、災害地域の交通情報を迅速に把握するとともに使用可能路線を確認する。
警視庁	道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、ヘリTV、パトカー、白バイ及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
国土交通省関東地方整備局	震災後においては、緊急道路パトロールや道路情報モニター等による情報の収集に努めるとともに、道路関係機関やライフライン各機関と緊密な連絡を図り、迅速な情報収集態勢をとる。 地震計を整備し、より迅速で密度の高い地震情報収集態勢を確立する。
首都高速道路(株)	震災後、ただちに状況把握のため点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の防災機関と緊密な連携を図る。

第2 輸送ルート決定

- (1) 輸送の優先性(緊急性)及び目的地等から、情報をもとに輸送路を確認し設定する。
- (2) その結果は、災対各部並びに関係機関に速やかに伝達する。

第4節 緊急道路障害物除去等

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路(株)／警視庁／東日本高速道路(株)／首都高速道路(株)

第1 緊急道路障害物除去路線(都が優先的に障害物を除去する路線)

東京都では、緊急輸送路等を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、災害時、各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととしている。

- (1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）※
- (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m 以上の道路の路線

※緊急輸送道路：高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。

第2 緊急道路障害物除去路線の作業態勢

(1) 緊急道路障害物除去路線の作業分担

機関名	実施内容
都第六建設事務所	都道 環状7号、環状8号、明治通り他
国土交通省 関東地方整備局	国道 17号（本郷通り、白山通り、中仙道）他
首都高速道路(株)	首都高速道路(株) 中央環状線

(2) 緊急道路障害物除去作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機関名	実施内容
都第六建設事務所	日本道路建設業協会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会及び北多摩建設業協会等との協定に基づき、道路上の障害物除去等を実施する。
警視庁	緊急交通路確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
国土交通省 関東地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
東日本 高速道路(株)	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
首都 高速道路(株)	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等と協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

(3) 障害物除去用資機材の整備

機関名	実施内容
都第六建設事務所	平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う
国土交通省 関東地方整備局	発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

※緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図【資料編p199参照】

第3 準緊急道路障害物除去路線(北区が優先的に障害物を除去する路線)

北区では、より効果的で円滑な緊急輸送を実施するため、都の指定する緊急道路障害物除去路線を補完する路線を、準緊急道路障害物除去路線に指定している。北区準緊急道路障害物除去路線については、災対まちづくり部が土木緊急工作隊の協力を得ながら、早期に障害物除去を実施する。

準緊急道路障害物除去作業にあたって、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。併せて、作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。なお、被害の規模や状況によって、区長は、知事または自衛隊に支援を要請する。

※緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図【資料編p199参照】

第5節 スtockヤードの設置等

担当	(災対) 地域振興部

- (1) スtockヤードとは他自治体・民間機関等からの支援物資及び調達物資の集積・輸送拠点を指す。
- (2) 幹線道路・ヘリコプターの離発着可能場所近辺に事前確保する。
- (3) 救援物資等の緊急輸送手段として、河川を利用した水上輸送拠点を隅田川等に整備する。
- (4) ヘリコプターの離発着場所をあらかじめ調査する。
- (5) 車両・要員の確保等、救援物資等の輸送態勢を確立する。

第6節 防災用船着場の整備

担当	(災対) まちづくり部／都災害対策本部／都建設局

平常時には、水上バスの発着場として使用し、災害時には水上輸送基地として使用する。現在、荒川の岩淵船着場（国・北区）、隅田川の神谷船着場（北区）、北赤羽船着場（都・区）が整備されており、他に豊島5丁目等にも防災用船着場の設置を計画している。都所有の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下記のとおりとする。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。 引き継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

第7節 河川障害物の除去

担当	都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局

機関名	実施内容
都第六建設事務所	東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会との協定に基づき、河道内の障害物除去等を実施し河積の確保を図る。
都建設局	河川浮遊物を除去する。
国土交通省 関東地方整備局	河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

第6章 救助・救急活動

担当	消防署／警察署／自衛隊

第1 活動方針

災害時には、火災をはじめ建物・ブロック塀の倒壊、看板・窓ガラス等の落下物及び水害等により多数の救助・救急事象が発生するものと予想されるので、関係機関との協力態勢を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期する。

第2 活動内容

機関名	活動内容
消防署	(1) 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 (5) 警察署、自衛隊、北区自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 (6) 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。
警察署	(1) 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 (2) 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。 (3) 救出・救護活動にあたって、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 (4) 消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。
自衛隊	都の要請に基づき、警視庁、北区自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期す。

第7章 医療救護活動

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区		○医療機関の被災情報収集 [(災対)医療衛生部]			
		○医療情報の区民への提供 [(災対)医療衛生部]			
		○医療救護所の開設			
		○北区医師会・歯科医師会へ医療救護班の派遣要請			
		○負傷者対応・トリアージ [医療救護班]			
		○重傷者の後方医療機関搬送 [医療救護班/防災関係機関]			
		○助産・乳幼児救護 [医療救護班]			
		○検視・検案 [歯科医療救護班]			
				○避難所における衛生 指導 [歯科医療救護班]	
				○歯科医療 [歯科医 療救護班]	
				○医薬品確保・医薬品等の搬送 [薬剤師会・薬品製造業者等]	
			○東京DMATとの連携		

第1節 基本方針

担当	(災対)医療衛生部

災害時における医療救護活動は、区民の生命と身体を守る要となる特に重要なものであるため、その迅速な対応を行う。

第2節 基本事項

担当	(災対)医療衛生部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

第1 応急医療

多数の傷病者が一時に発生した場合や、医療機関が被災等で地域医療に対応できなくなった場合、区は、各防災機関と密接な連携のもとで傷病者の治療や応急措置を行う。

第2 重症者への対応

区は、災害時に地域医療機関では対応できない重傷病者に対し、治療・入院可能な医療機関を確保し、搬送手段対策を講じる。

第3 被災者の健康管理への対応

震災後の不便な環境や疲労、避難所での生活長期化に伴う持病の悪化者、精神的に不安な状態に陥る者への医療救護活動。（→第14章 保健衛生 第3節 医療相談態勢）

第4 医薬品・医療資機材の確保

多数の負傷者に対して、医薬品・医療資機材の不足する事態が予想される。現在北区では、災害医療資材3点セットを10組備蓄しているが（3健康相談係、7小・中学校）、備蓄だけでなく調達計画についても整備する。（→第11節 医薬品・医療資器材の確保）

第3節 医療情報の一元化

担当	(災対)医療衛生部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

- (1) 医師会館に設置した地域防災無線等を利用して、北区保健所が医療情報を管理する。
- (2) 北区保健所の無線設備等が使用できない場合は、防災センターで情報の管理を行う。
- (3) 北区保健所に、区民に医療情報を提供するための、窓口を設置する。

第4節 医療機関等の被害情報の収集

担当	(災対)医療衛生部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

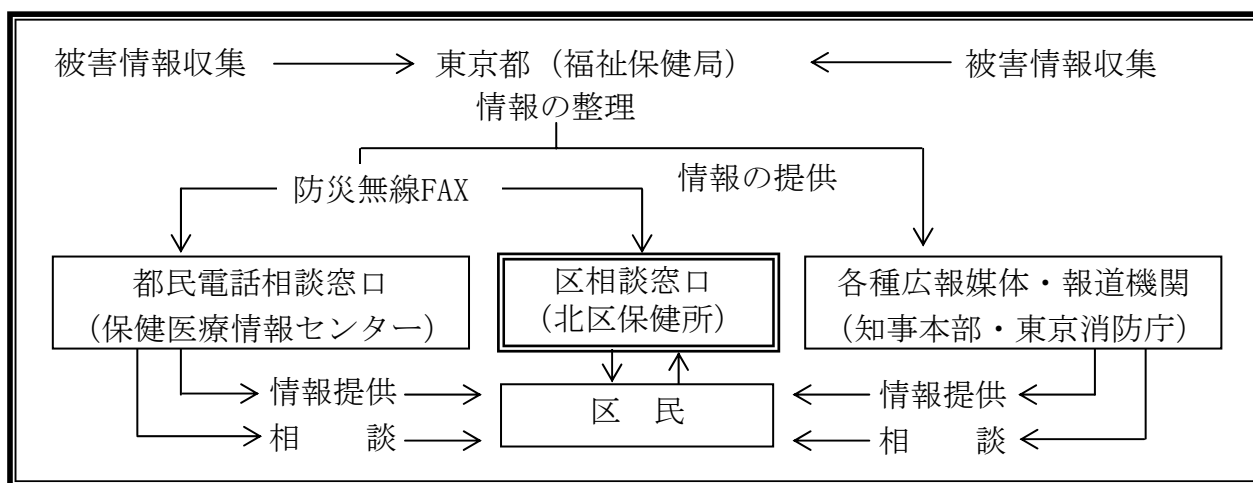
北区保健所（災対医療衛生部）は、北区医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機

関（診療所及び歯科診療所）、保険薬局及び病院（災害拠点病院、都立病院及び救急告示医療機関を除く）の被害状況や活動状況等を把握し、災対本部及び都福祉保健局に報告する。

第5節 区民への情報提供

担当	(災対)医療衛生部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

- (1) 北区保健所の情報提供窓口、災害広報車等を通じて、医療情報（医療救護所、診察可能病院・医院）を区民に提供する。
- (2) 医療情報提供は、避難所や地区本部においても行う。



【情報提供の流れ】

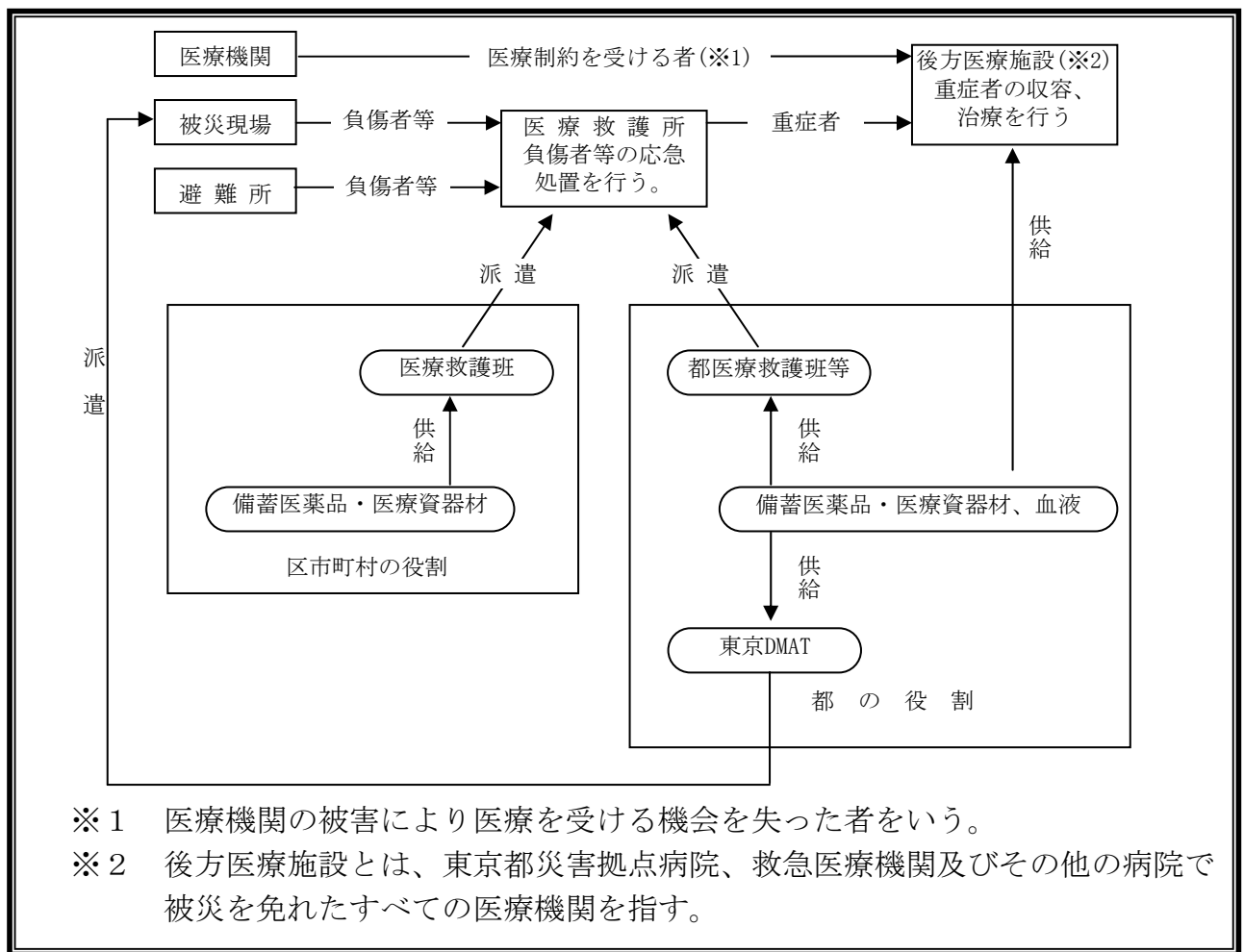
第6節 応急医療

担当	(災対)医療衛生部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

第1 医療救護の流れ

- (1) 災害時における医療救護は、北区が一次的に実施する。
- (2) 北区は、北区医師会との協定により、災害時の医療救護態勢を整える。
- (3) 北区医師会が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合には、北区医師会は初動後ただちに区に報告する。この報告があったものについては、北区の要請があったものと見なす。
- (4) 北区において応援が必要と認めた場合、または、東京都が必要があると認めた場合には、東京都が編成する医療救護班を、北区が設置する医療救護所などに派遣し、

医療活動を実施する。



【医療救護の流れ】

第2 医療救護所の開設

- (1) 発災直後の設置：第 1 次医療救護所
- | | |
|--------------|--------------------|
| ア 避難所 | 7 校（区内 7 地区に各 1 校） |
| イ 健康相談係 | 3 所 |
| ウ 区内救急医療指定病院 | 9 所 |
- (2) 発災より 3 日程度（入院待機中軽傷者及び内科系負傷者）
避難所、公共施設
- (3) 避難所生活が長期化した場合の精神的不調者対応等
避難所、公共施設、その他

第3 医療救護班の編成・派遣

- (1) 健康相談係への医療救護班の派遣
- (2) 北区医師会への派遣要請
 - ア 北区医師会に要請し、医療救護班の派遣を行う。

イ 北区医師会の活動は、別に定める「災害時の医療救護活動についての協定書」によるものとする。

(3) 歯科医師会への派遣要請

ア 北歯科医師会及び滝野川歯科医師会に要請し、歯科医療救護班の派遣を行う。

イ 歯科医師会の活動は別に定める「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」によるものとする

(4) 東京都に対する応援救護医療班の派遣要請

災害が大規模な場合は、東京都に対して応急医療救護班の派遣を要請する。

第4 医療態勢の充実

応急医療態勢の充実を図るため、防災機関等に人員の派遣を要請する。

(1) 消防団、消防ボランティア

(2) 日赤奉仕団

(3) 北区薬剤師会

医療救護所や避難所に薬剤師を配置し、調剤・服薬指導等を行う態勢を検討する。

(4) 北区接骨師会

ア 北区接骨師会に要請し、接骨師の派遣を行う。

イ 接骨師会の活動は、別に定める「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」によるものとする。

(5) 他自治体への派遣要請

(6) ボランティア医療関係者の受入、活用

第5 医療救護班等の活動内容

医療救護班は、区が設置した医療救護所において医療救護活動を実施する。

時期	活動内容
初動期 被災から 概ね2日以内	(医療救護班) ・ 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 ・ 負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する病院などの医療救護所での救護活動を主とする。 ・ 救助救出に伴う医療救護活動については必要に応じて東京DMATと連携して行う。 ・ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者などは、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。 ・ 医薬品・医療資器材などは、主に外傷の対応とする。 ・ 助産救護 ・ 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する

時期	活動内容
初動期以後 被災から 概ね3日以降	(医療救護班) ・ 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 ・ 避難所または地域での医療救護活動を主とする。 ・ 重症者などは、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。 ・ 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は24時間態勢をとる。 ・ 医薬品・医療資器材などは、主に内科系、慢性疾患、精神科対応などとする。 ・ 助産救護 ・ 死亡の確認 (歯科医療救護班) ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定 ・ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ・ 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(5) 医療救護班の活動場所等

- ア 被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する病院などの医療救護所。
- イ その後は、避難所等における医療救護所。

第6 助産救護活動

(1) 活動対象

災害のため助産の途を失った者に対して保護を図る。

(2) 活動内容

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処理
- ウ 衛生材料の支給

第7 乳幼児救護活動

(1) 活動対象

り災乳幼児（おおむね生後1年6ヵ月未満の乳幼児）を救護する。

(2) 活動内容

乳幼児の栄養補給

第8 治療中患者への対応

(1) 活動対象

慢性疾患患者、透析等難病患者

(2) 活動内容

ア 医薬・治療情報を、健康手帳等を活用し記入

イ 治療可能な病院情報の提供

ウ 平時から透析患者等在宅難病患者を把握し、東京都や医療機関等と連携した救護態勢を検討する。

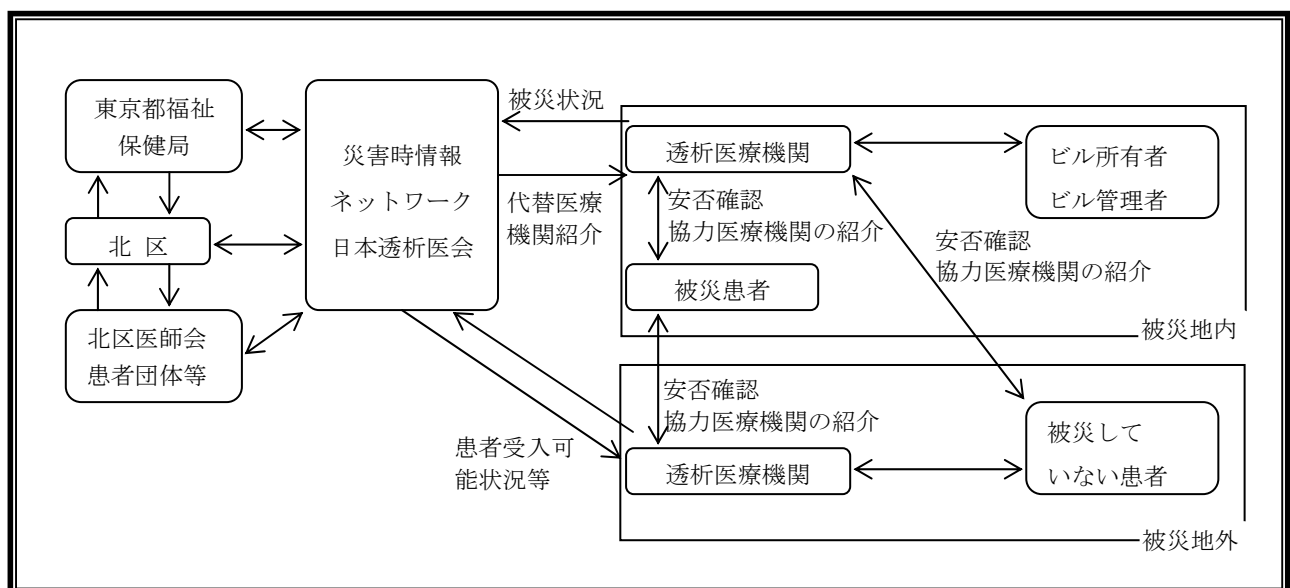
(3) 透析患者等への対応

都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき保健衛生対策の充実に努める。

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療態勢を確保する必要がある。

ア 区は、都、医師会及び透析医療機関等と協力して、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、東京都に報告する。

イ 透析医療機関及び患者からの問い合わせがあった場合、北区は東京都を経由して情報を収集し、提供する。



【透析患者の災害時透析医療情報連絡態勢系統図（ビル診療所の場合）】

第7節 負傷者等の搬送態勢

担当	(災対) 医療衛生部

第1 負傷者等の搬送

- (1) 医療救護所の責任者は、負傷者、医療制約者等のうち、後方医療施設に収容する必要がある者が発生した場合は、区災対本部または都福祉保健局に搬送を要請する。
- (2) 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区が対応し、医療救護所から後方医療施設までは都及び区が対応する。
- (3) あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入れ態勢を確認して搬送する。
- (4) 負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、次により行う。
 - ア 東京消防庁に搬送を要請する。
 - イ 医療救護班が使用した自動車で搬送する。
 - ウ 庁有車またはヘリコプター・船舶等による搬送を行う。
- (5) 後方医療機関へ患者の転送を行う場合、転送を行う患者データを病院間で共有しあう。病院間の通信が途絶、負傷者対応で電話に出られない状況にある場合、救急車（救急隊）を経由するなどし、情報共有を図る。

第2 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、区は、医療機関等との連携により、早期に治療が必要な在宅難病患者の後方医療機関等への搬送を都に要請する。

第3 医療スタッフの搬送

- (1) 原則として区が派遣する医療救護班等については区が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。
- (2) 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに輸送手段の拡充を図る。

第4 医薬品等の搬送

原則として、区が備蓄する医薬品等の供給及び医療救護所等への搬送は区が対応し、都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから区への搬送は都が対応する。

第8節 東京消防庁の支援

担当	東京消防庁

東京消防庁は、都から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し、以下の内容について支援する。

- (1) 傷病者の収容先医療機関の選定
- (2) 後方医療施設への搬送
- (3) 傷病者の応急処置

第9節 東京DMATとの連携

担当	(災対) 医療衛生部／東京DMAT

医療救護班は災害現場において東京DMAT(※)と連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

※東京DMAT：Disaster Medical Assistance Teamの略。東京都災害医療派遣チーム。

大震災等の自然災害のほか、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行う。東京消防庁と連携して活動。必要に応じて都知事から東京DMAT指定病院へDMAT出動要請が出され、指定医療機関ではDMAT隊を編成・待機。東京消防庁は医療機関へ東京DMAT連携隊を派遣し、DMAT隊員は連携隊の専用車両に乗車、発災現場へ出動し、医療措置を行う。

第10節 後方医療態勢

担当	(災対) 医療衛生部

第1 災害拠点病院

災害拠点病院は、通常の医療供給態勢では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行うものである。

- (1) 機能
 - ア 重症患者等の収容力の臨時拡大
 - イ ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保
- (2) 病院選定基準
 - ア 災害に対する総合地域危険度が低い地域に存すること。
 - イ 200 床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。
 - ウ 建物が耐震・耐火構造であること。

エ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室等の転用面積が広いこと

(3) 指定病院等

ア 区内の都指定災害拠点病院・・・・・・・・東京北社会保険病院

イ 近隣の都指定災害拠点病院・・・・・・・・帝京大学付属病院、都立駒込病院

ウ 都指定災害拠点病院に準ずる病院・・・・独立行政法人国立印刷局東京病院

(4) 再搬送

負傷者が多く、院内での治療が困難な場合などは、応急治療を行った負傷者などを余裕のある医療機関等に再搬送する。

第11節 医薬品・医療資器材の確保

担当	(災対) 医療衛生部／北区薬剤師会

(1) 医療機関が保有、もしくは区が備蓄している医薬品・医療資器材が、医療活動を行うために不足する事態が見込まれたときは、北区と北区薬剤師会の間で締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」に基づき調達する。

(2) 都に薬剤等の供給を要請する。

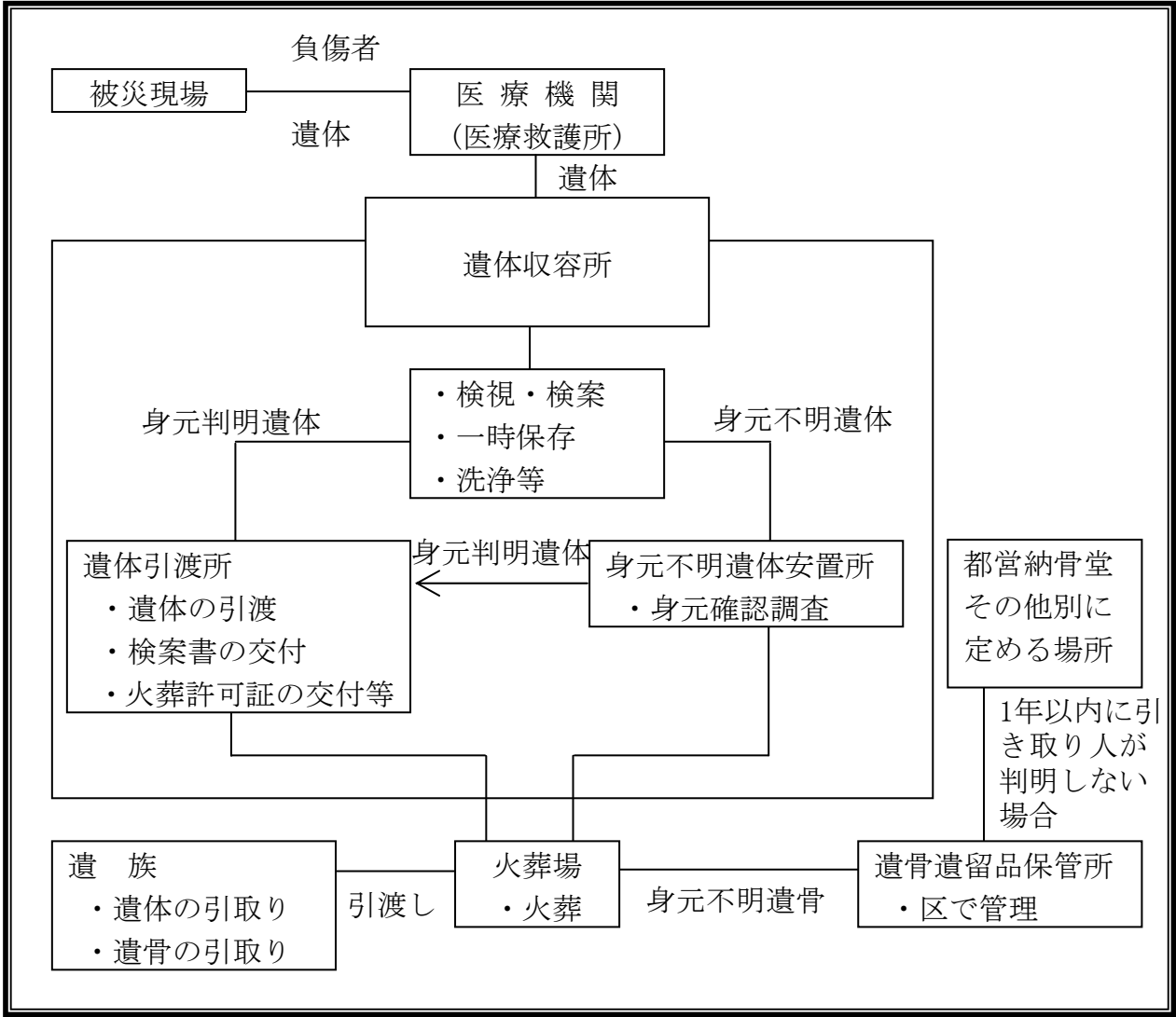
(3) 区は、入手した医薬品等救援物資の適正管理と分配を行う。

第8章 遺体の取り扱い

第1節 基本方針

担当	(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／各防災関係機関

災害に際し、行方不明者または死者が発生したときは、遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等を、次の流れにより区、都及び防災機関が協力して行う。遺体の取扱いについては、死者への尊厳に十分配慮することとする。



【遺体の取扱いの流れ】

第2節 搜索・収容等

担当	(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／警察署／陸上自衛隊／都福祉保健局

第1 遺体及び行方不明者の搜索

遺体及び行方不明者の搜索は、迅速な対応が求められる。区、警察、自衛隊、ボランティア等関係機関が連携し、協力を得て実施する。

搜索期間は、災害発生の日から10日以内とし、11日以上経過してもなお搜索の必要がある場合は、延長期間・地域・理由等を明らかにして、その旨を都に申請する。

遺体の搜索に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。

機関名	活動内容
区	必要な場合、作業員の雇い上げ、資機材等借り上げを行う。 行方不明者の搜索及び遺体を発見・収容した場合には、区は次の書類を整備する。 (1) 救助実施記録日計表 (2) 遺体搜索状況記録簿 (3) 搜索用機械器具燃料受払簿 (4) 遺体搜索用関係支出証拠書類
警察署	(1) 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 (2) 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。 (3) 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 (4) 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
陸上自衛隊 第1師団等 災害派遣部隊	(1) 都の要請に基づき、警視庁、北区自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど適正な処理を行う。 (2) 状況に応じて、遺体の搬送に協力する。

第2 遺体の搬送

遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。搬送は、警察署への通報や状況に応じて、関係機関への協力依頼、作業員の雇いあげ、ボランティアの活用等を行う。

また、遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・日時・場所・状況・身元認知の有無等について、可能な限り確認する。

第3 遺体収容所の開設等

災害発生後、速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁（各所轄警察署）に報告す

るとともに、住民等への周知を図る。

(1) 区の業務

- ア 遺体収容対策本部の設置、広報、関係機関との連絡調整等
- イ 遺体収容所への管理責任者の配置
- ウ 遺体搬入、収容受付、遺体処理票のチェック
- エ 身元確認、身元不明遺体の管理、引取不可の遺骨の管理
- オ 検視の補助、遺体洗浄、腐敗防止
- カ 検案・遺体検案書の発行の補助
- キ 遺体検案書の受取、死亡届及び埋火葬許可証の発行
- ク 火葬場への遺体の搬送及び随行、遺体(遺骨)の引渡し、遺体処理票回収
- ケ 本部との情報交換、遺体処理票整理、収容所内情報伝達
- コ 物資の調達及び管理、協定業者からの受け入れ
- サ 区の対応のみで十分でないと認められるときの、都及び防災機関への応援要請

(2) 遺体の一時保存・管理

遺体の安置・保存に必要な柩等の物品を事前に備蓄、または調達等により確保する。遺体の腐敗防止のため、都と連携して必要に応じて作業員を雇いあげるなどして要員を確保し、遺体の洗浄・縫合・消毒の処置を実施する。遺体収容状況に関し、報道機関への情報提供など、住民広報に努める。

なお、遺体の一時保存・管理に関しては、事前に次の書類を用意する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 死体処理台帳
- ウ 死体処理費支出関係証拠書類

第4 遺体収容所の設置に関する事前準備

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を、努めて事前に指定・公表する。

- (1) 屋内施設とする。
- (2) 1 か所から 4 か所程度に限定する(少ない箇所数が望ましい)。
- (3) 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。
- (4) 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。
- (5) 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。
- (6) 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

第5 遺体処理の期間等

- (1) 災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。

(国庫負担の対象となる経費及び限度額)

遺体の一時保存のための経費

- ア 既存建物を利用する場合：借上費は通常の実費

- イ 既存建物を利用できない場合：一体あたり5,000円以内
 ウ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用：遺体一体あたり3,300円以内(平成18年度基準)

第6 遺体の検視・検案等

検視・検案は、原則として遺体収容所において集中的に実施することとし、都、区及び警察署は、必要な体制を確立する。

(1) 検視・検案に関する連携

都及び区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように防災機関と連携を図る。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。

機関名	活動内容
区	災対生活環境部は、都と関係機関との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるように連携を図る。
警察署	(1) 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 (2) 検視班は検視規則及び死体取扱規則並びに震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。
都福祉保健局	(1) 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。 (2) 都福祉保健局長は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認められときは、必要に応じて防災機関等に応援を要請する。 (3) 都福祉保健局長は、区長の要請に基づき迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

第7 遺体の身元確認

時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

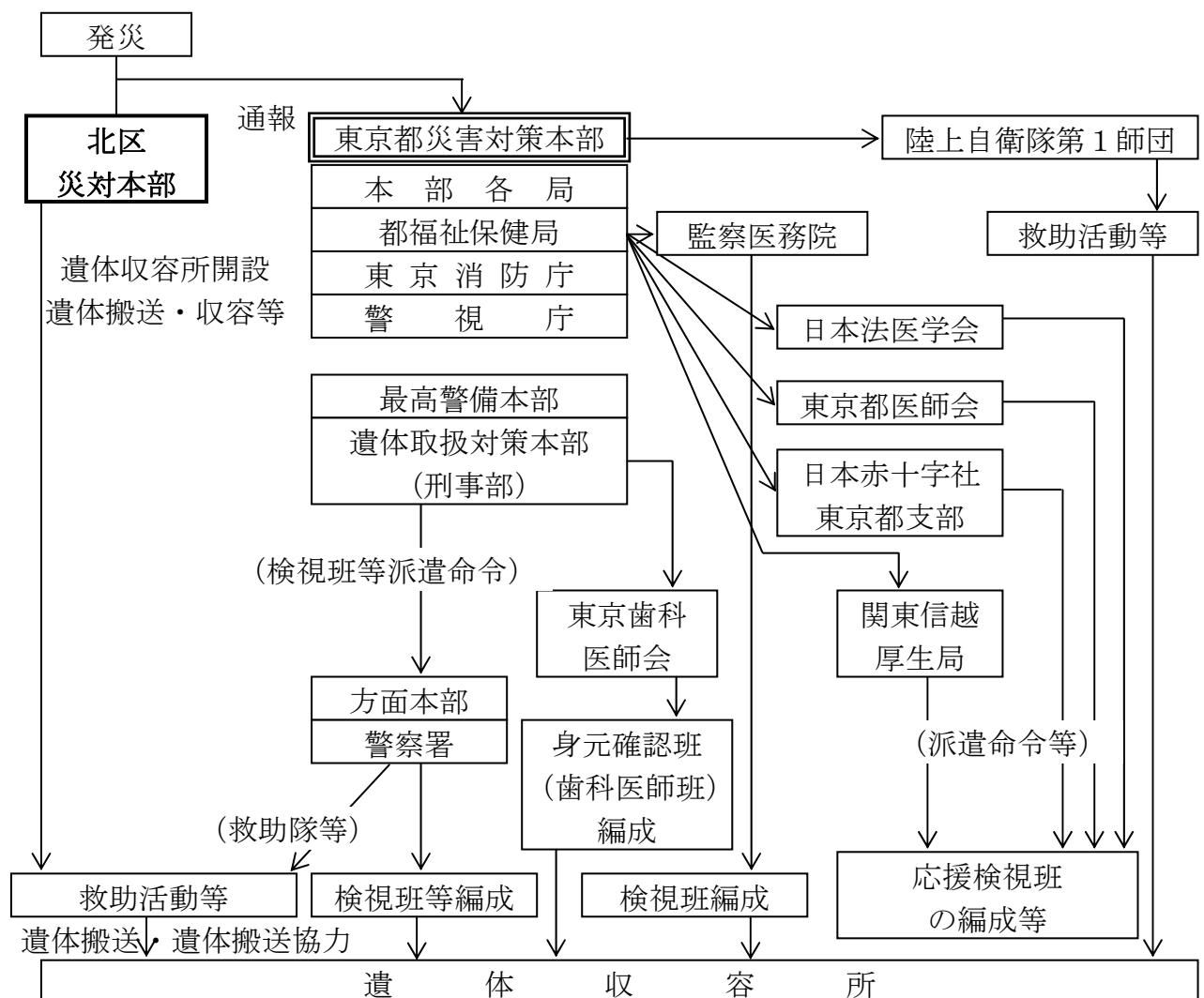
機関名	活動内容
区	身元不明遺体の保管について周知する。
警視庁	(1) 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 (2) 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 (3) おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ。

第8 検視検案等実施後の対応

- (1) 遺族等に取り渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。
- (2) 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。
- (3) 死亡届の受理と火葬許可証等の発行を迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等に関する条件整備に努める。

第9 遺体の輸送

- (1) 警視庁による検視ならびに都福祉保健局観察医務院検案班による検案を終えた遺体は、遺体収容対策本部が労働者の雇い上げ、または警視庁関係機関の協力を得て遺体収容所に収容する。
- (2) 火葬場までの搬送に必要な霊柩車、寝台車を葬祭業者等に依頼し、確保（燃料の確保も考慮）する。また、他の車両の活用も図る。
- (3) 各収容所の火葬班は、遺体・遺骨の紛失等が起きないように、遺族とともに火葬場までの搬送に随行する。



【遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図】

第3節 遺体の埋火葬

担当	(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／警察署

災害時は、死者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなどにより、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

第1 火葬許可の特例

通常火葬では、区長の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続きに従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。

第2 広域火葬体制の整備

都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制を確保することを目的に、都が策定した「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬を行う。また、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

第3 区の役割

- (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- (2) 住民に対し、都内全域が広域火葬態勢にあることを周知し、理解と協力を求める。
- (3) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- (4) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。
- (5) 遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

第4 埋火葬の実施

遺体を火葬に付する場合は、遺体収容対策本部が災害遺体送付票を作成のうえ指定された火葬場に送付する。遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を付し遺骨遺留品保管所に送付する。遺骨及び遺留品の引き取りを希望するものがあるときは、遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ、引き渡す。

第5 身元不明遺体の取扱等

身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区及び各所轄警察署等関係機関は、適切

な連携態勢を保持する。具体的には、警察署は、遺体収容対策本部と協力して、身元不明遺体の遺骨の引受人を調査する。

なお、区の業務は以下のとおりとする。

- (1) 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存する。
- (2) 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
- (3) また、引取人のない焼骨については、火葬場から引取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

第6 死者に関する広報

区は、大規模災害に伴う死者に関する広報に関して、都及び各所轄警察署と連携を保ち、区役所庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う態勢の条件整備に努める。

※北区内の救急病院【資料編p201参照】

第9章 大震火災時等における避難対策

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区	○避難情報の広報（以降、随時） →				
	○（状況に応じ）警戒区域の設定 →				
消 防 署	○住民の一時集合場 所への避難 →				
	○北区自主防災 組織による避難 所への誘導 →				
警 察 署	○自主防災組織 と連携した避難 誘導 →				
	○避難場所・避難道路の安全確保（消火活動等）				

第1節 基本方針

担当	（災対）健康福祉部／警察署／消防署／都福祉保健局

災害時には、延焼火災等の被害により多数の避難者が発生するおそれがある。区や防災機関は、北区自主防災組織等を中心とする住民等の避難行動を適切に支援する必要がある。そのため、区や防災機関は連絡を密にし、正確な情報に基づく的確な指示等を出さねばならない。

第2節 避難場所の位置づけ

担当	（災対）健康福祉部／警察署／消防署／都福祉保健局

いっとき 一時集合場所	近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所。大火災などの危険が迫った場合には、ここから集団を形成し避難を行う。危険が去れば、住居または避難所に移動する。
避難場所 （旧称 広域避難 場所）	(1) 災害時に拡大する火災から確実に身の安全を確保できる場所として、東京都震災対策条例により指定されている場所。 (2) 区内13カ所、隣接する豊島区1カ所の計14カ所が指定されている。 (3) 延焼火災が発生・拡大した場合など、自宅や事業所、地域にいたることが危険な場合は、避難場所に避難することになる。

第1 一時集合場所の選定

- (1) 一時集合場所は、北区自主防災組織が中心となって集団避難を行うために、地元自主防災組織、警察署、消防署と協議して、区が事前に選定したものである。
- (2) 一時集合場所は、集合した人の安全がある程度確保される空間のある学校の校庭、神社・仏閣の境内、公園・緑地、団地の広場等を対象とし、集合する人々の生活圏と結びついた場所を選定する。

※一時集合場所一覧表【資料編p202参照】

第2 避難場所の指定

- (1) 避難場所は、東京都が東京都震災対策条例に基づき指定している。
- (2) 大震火災時の避難場所及び割り当て区域は避難場所一覧のとおりである。
- (3) 避難場所は、避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災による輻射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として一人当たり 1 m²確保する。
- (4) 災害時の水利整備基準に基づき防火水槽を整備する。

※避難場所一覧【資料編p207参照】

※北区防災地図【資料編p209参照】

第3節 避難場所の運営

担当	(災対) 健康福祉部

第1 避難場所の開設と閉鎖

- (1) 災対本部設置後、本部長の指令により速やかに開設する。
- (2) 避難の必要が無くなった避難場所から順次、閉鎖を明確にする。
- (3) 避難場所の現地本部位置を明確にするとともに、その開設に必要な資機材を避難場所内の公共施設等に確保する。また、避難場所の運営内容についてもあらかじめ定め、マニュアル化する。

第2 避難場所の運営

災対健康福祉部は、災対本部の指示に基づき、避難場所に要員を配置して現地本部を開設し、以下について実施する。

- (1) 救護所・給水所・避難所等の正確な設置情報の提供
- (2) 必要に応じて災対本部への、救護所・給水・食料等救援物資の手配の要請

- (3) 避難場所の衛生管理
 - (4) 安全かつ円滑な避難所への誘導、避難が不要となった場合の避難者の帰宅要請
- なお、隣接区等の被災住民が利用する避難場所の運用については、関係する区と協議して対応する。

第4節 避難方式(住民のとりべき行動)

担当	(災対) 健康福祉部

第1 2段階避難(一時集合場所から避難場所へ)

原則として、住民は、自主防災組織等の単位で一時集合場所に集合し、以下の方法で避難場所へ避難する2段階避難とする。

- (1) 避難の勧告・指示が出された場合、事前に定められた一時集合場所に集合する。
- (2) 近隣居住者の安否確認、周辺の安全確認を行う。
- (3) 北区自主防災組織等のリーダーにより集団を形成する。
- (4) 延焼火災が迫った場合は、集団を単位としてリーダーに従い、避難場所へ避難する。
- (5) 避難場所に到着したら、リーダーは、避難者の人数等を確認し現地本部に報告する。

第2 避難場所への直接避難

避難方式は、前記の2段階避難方法を基本とするが、避難の勧告や指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行う。

第5節 避難の勧告等

担当	(災対) 健康福祉部／警察署／消防署

区内の地域において危険が切迫した場合には、区長(本部長)は、警察署長、消防署長と協議のうえ、要避難地域及び避難先を定め避難の勧告または指示をする。この場合本部長は、速やかに都知事にその旨を報告するものとする。

避難の勧告または指示はおおむね次のような事態になったときに発する。

- (1) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (2) 地すべり及びがけ崩れのおそれがあるとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) その他住民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

さらに、人の生命身体を保護するために必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域の立ち入り制限・禁止・退去を命ずる。

平常時から自主防災組織等を単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

機関名	対応
警察署	(1) 火災の発生、津波の来襲等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 (2) この場合、ただちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
消防署	(1) 消防署長は、火災の延焼拡大またはガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の勧告・指示を行う。 (2) この場合、ただちに区長に通報する。

<三類型の避難勧告等一覧>

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難情報)	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所へ避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	- 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 - 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第6節 避難誘導

担当	(災対) 健康福祉部／警察署／消防署

機関名	内 容
北 区	(1) 避難の勧告・指示が出された場合、区はただちに、ラジオ・テレビ・インターネット・防災行政無線・広報車等を活用して、要避難地域住民・自主防災組織に対して、内容の周知徹底を図るとともに、警察署・消防署・消防団等の協力を得て、避難場所等への誘導を行う。 (2) なお、避難場所への誘導にあたっては、まず、自主防災組織や事業所単位に集団の形成を図るため、^{いつとき}一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、避難場所に誘導する。 (3) 避難の勧告または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
警察署	(1) ^{いつとき}一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。 (2) この場合、災害時要援護者を優先して避難させる。 ア 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、パトカー、ヘリコプター等による上空からの広報活動を行う。 イ 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。 ウ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

機関名	内 容
消防署	(1) 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、警視庁等に通報する。 (2) 避難が開始された場合は、ヘリコプターの活用、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。 (3) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。
消防団	避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第10章 避難所の開設・運営

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区		○避難所の開設〔区職員〕			
		○避難所内の被害状況把握（安全確認）〔区職員・校長・副校長〕			
		○収容スペース、立ち入り禁止箇所などの設定〔区職員・校長・副校長〕			
		○避難者の受入〔区職員・校長・副校長〕			
		○避難者名簿準備〔自主防災組織〕			
		○避難者名簿の集計、避難者数の把握〔自主防災組織〕			→
		○避難所管理運営委員会（仮称）設置 〔校長・副校長、区職員、自主防災組織〕			
		○避難所管理運営委員会による本格的な運営 〔校長・副校長、区職員、自主防災組織〕			→
		○二次避難所の開設・運営			→
		○区災害対策本部との通信 手段を確保〔区職員〕			
	○区災害対策本部との情報共有〔区職員〕			→	

第1節 基本方針

担当	（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

倒壊や焼失、さらにはライフライン系の障害により自宅での生活が困難になった被災者には、避難所を開設し生活の確保に努めなければならない。避難生活も被害状況により長期化することが予想され、そのため避難所における運営等の面についても十分な配慮を行う。

第2節 避難所の位置づけ

担当	(災対)健康福祉部／(災対)区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

避難所 (北区立小・中学校)	震災後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない場合、地域の北区立小・中学校を避難所とし、被災者の生活の場として開放する。
二次避難所	災害時要援護者の避難所として、区民センター、ふれあい館、元気ぷらざ、老人いこいの家、障害者福祉センター等の施設を開設する。二次避難所の開設にあたっては、まずは一次避難所の開設を優先し、その後区の体制が整い次第、二次避難所を状況に応じて開設する。

第1 避難所

- (1) 北区立小・中学校を災害時の避難所とし、避難生活及び被災者への支援活動の拠点として位置づける。避難生活に必要な施設整備や備蓄物資等を計画的に整備する。
- (2) 避難区域は、町丁目単位を原則とし北区自主防災組織に配慮した割当とする。
- (3) 避難所の収容基準はおおむね、居室3.3㎡で2人を基準とする。
- (4) 管理運営の主体は、区・学校・町会・自治会（北区自主防災組織）とし、町会・自治会長・区職員・校長・ボランティア等から構成される「避難所管理運営委員会（仮称）」を設置し、運営する態勢を確立する。教職員については区教育委員会で定める「学校防災マニュアル」による。なお、運営の具体的手順についての「避難所管理運営マニュアル」の策定についても検討する。
- (5) 避難所を利用しない被災者にも、避難所で物資を配給する態勢を確立する。

避難所		二次避難所		
		予備避難所		
被災者	北区立小・中学校 (閉校含む)	滝野川体育館 桐ヶ丘体育館 神谷体育館	予備施設	
			北とぴあ 赤羽会館 滝野川会館	区外 宿泊施設
高齢者		区民センター・ふれあい館・元気ぷらざ・老人いこいの家		
障害者		障害者福祉センター あすなろ福祉園・若葉福祉園		

第2 国、都及び他自治体等への協力要請

- (1) 都立高校及び都立養護学校については、「避難所施設利用に関する協定」等に基づき協力を要請する。
- (2) 東京都障害者総合スポーツセンター等の都立施設及び国立競技場等の国の施設についても、災害時要援護者用の避難施設等としての役割をそれぞれの管理者と協議していく。また、私立学校等についても災害時における協力を要請していく。
- (3) 相互応援協定締結の自治体にも、収容施設の提供を要請する。

第3節 避難所の開設

担当	(災対)健康福祉部／(災対)区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局(少子社会対策部計画課)及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力による。
- (3) 避難所に指定した建物については、被災者のプライバシーの確保、トイレや入浴等における被災者の性別への配慮等、避難所における生活環境を良好に保つように努める。
- (4) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (5) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。但し状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を受ける。
- (6) 避難所が不足する場合には、一時的な受け入れのため、野外に受入施設を開設する。
- (7) なお、野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (8) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (9) 野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

第4節 避難所(小・中学校)の運営

担当	(災対)健康福祉部／(災対)区教育委員会事務局

第1 初動期の態勢

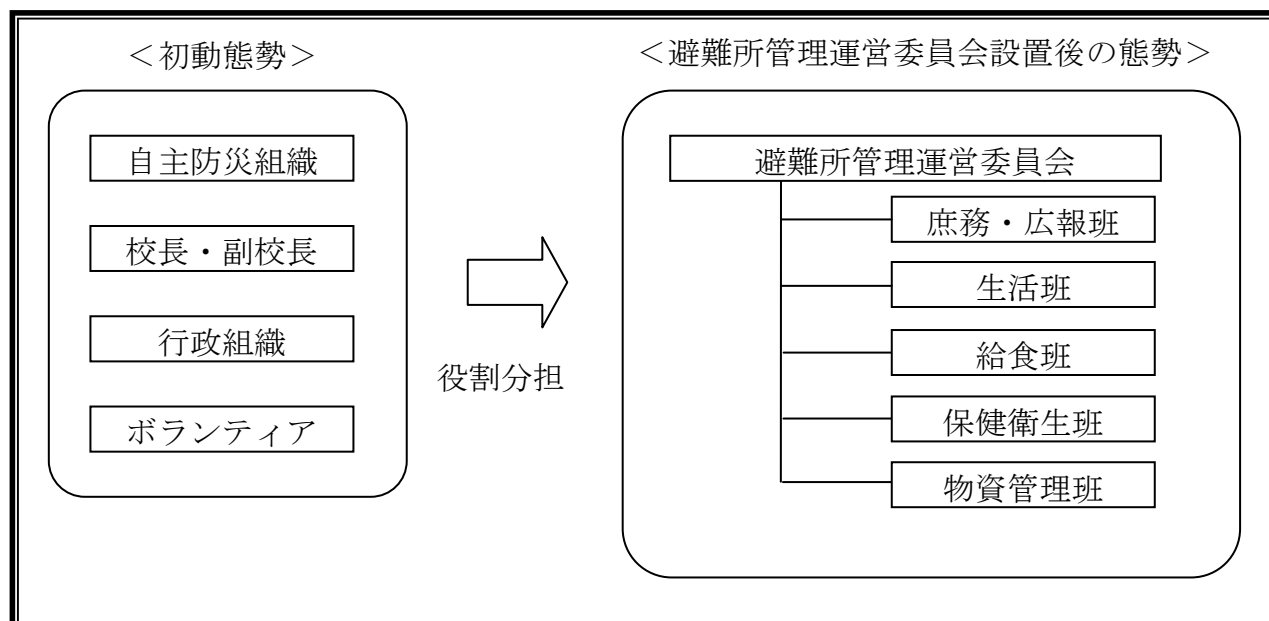
発災初動期における避難所の運営態勢確立は、昼間と夜間・休日の場合で異なる。避難所の運営は、原則として「避難所管理運営委員会(仮称)」を設置して行うが、避難所管理運営委員会が確立するまでの間は、以下の役割分担を基本に校長・副校長、区職員、北区自主防災組織が協力して対応する。

主体	役割分担
校長・副校長	(1) 児童・生徒の避難誘導(児童・生徒の在校時に発災した場合) (2) 施設の被害状況の把握 (3) 学校施設の使用に関すること (4) 避難者の受け入れ場所の指示・誘導

主体	役割分担
区職員	(1) 職員の参集状況把握 (2) 災害対策本部との連絡調整事務 (3) 災害関連情報の収集、伝達 (4) 避難者の状況把握（人数、負傷者等の有無） (5) 備蓄品の管理・供給 (6) 夜間・休日の発災において、校長・副校長が不在の場合は校長・副校長の役割(2)(3)(4)について学校参集指定職員が対応する。
北区自主防災組織 （避難者）	(1) 避難者の町丁目別整理等の生活秩序の保全 (2) 避難者名簿・部屋割りの管理 (3) 救援物資の管理、仮設トイレ等の防災資機材の組立及び管理 (4) 尋ね人等への対応
ボランティア	区職員や北区自主防災組織が対応できない場面で、ボランティア活動を求める。

第2 避難所管理運営委員会(仮称)設置後の態勢

- (1) 校長及び区職員は、なるべく早期の避難所管理運営委員会の設置に努める。
- (2) 避難所管理運営委員会が設置された時は、初動期の活動を避難所管理運営委員会が引き継ぐ。
- (3) 避難所管理運営委員会は、北区自主防災組織を中心に、校長・副校長、区職員及びボランティアで組織する。



【組織の構成と主な役割】

組織構成	- 避難所管理運営委員会は、避難所の運営全般について協議する場として、自主防災組織代表、校長、区職員、各班長、ボランティア代表で構成する。 - 避難生活での避難者の主体的活動を確保するため、委員長は自主防災組織の代表とする。
業務内容	- 委員会の開催に関すること - 応援要請、物資補給要請に関すること - 各班の業務調整に関すること - 秩序維持に関すること - その他、避難所全般の管理運営に関すること

[避難所管理運営委員会の班]

組織構成		避難所管理運営委員会に、避難所運営の主要部分について速やかでの確な対応をしていくための、自主防災組織を中心メンバーとした班を組織する。
業務内容	分 担	業務内容
	庶務・広報班	- 管理運営委員会の庶務 - 災害対策本部、関係機関との連絡調整事務・避難所運営の記録 - 避難者に対する広報活動 ・情報の整理と管理 - 報道機関、視察等の対応 ・避難者名簿の管理、尋ね人への対応
	生活班	- 避難所生活ルールの一般管理 ・生活相談 - 乳幼児、児童、高齢者等の災害時要援護者保護
	給食班	- 炊き出し等の給食活動 ・食料の配給 - 栄養状態の管理
	保健衛生班	- 負傷者、災害時要援護者への対応 - 医療活動の援助 ・健康管理 - 環境衛生管理 ・薬品等の管理
	物資管理班	- 救援物資の受入、配給 ・運搬車両の管理 - 食料・物資の輸送

第3 避難所における活動手順

管理運営委員会各班の構成及び活動手順については、「地区防災会議活動計画書」を参照する。

第4 地区別避難所

地区別の避難所については、現在、町会域、学区域を勘案しながら町会・自治会と調整中である。なお、区内の国公立・私立学校については、今後協議を行い、災害時における協力を要請する。

第5 災害救助法の適用する範囲

災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係で、災害救助法の適用する範囲は、「第3部 災害応急対策 第25章 災害救助法の適用」のとおり。

第5節 二次避難所

担当	(災対)健康福祉部／(災対)区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

第1 二次避難所

- (1) 災害時要援護者用の避難所として、区民センター、ふれあい館、元気ぷらざ、老人いこいの家（以上高齢者用）、障害者福祉センター、あすなろ福祉園、若葉福祉園（以上障害者用）を位置づける。
- (2) 北とぴあ、赤羽会館及び滝野川会館は、ライフラインの復旧によるビル機能の回復に伴い、災害時要援護者用避難所の予備施設として開設する。
- (3) 避難所を補う予備避難所として、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館及び神谷体育館を位置づける。
- (4) 施設が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、ホテル等の借り上げを行う。公的な宿泊施設等を二次避難所として開設した場合は、避難者に周知するとともに、利用を促す。
- (5) 区外の宿泊施設等は、高齢者・障害者等の災害時要援護者の二次避難所の予備施設と位置づける。
- (6) 入所時の家族の同伴について、状況に応じて対応する。
- (7) 新たな施設には、避難生活のための必要な設備整備や備蓄物資等を整備する。
- (8) 応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応する。

第2 二次避難所(災害時要援護者避難所)における運営

1. 開設の基本的な考え方

- (1) 避難所である小・中学校での避難生活に適応困難な高齢者・障害者を対象に、福祉施設等を二次的な避難所として開設し、施設及び介護面で環境の向上を図る。
- (2) また、あらかじめ「災害時要援護者マニュアル」を作成しておくほか、指定管理者との協定を締結する。

2. 運営の基本的な考え方

- (1) 開設運営責任者を所長、園長とし、施設毎に態勢を整える。円滑な収容を図るため、平常時より施設の役割を、北区自主防災組織等を通じて周知徹底する。
- (2) 施設職員のみでの運営では不十分である。専門知識を持ったボランティアの援助を求

める。都及び区のボランティアセンターとの援助態勢を確立する。

- (3) 寝たきり高齢者等の虚弱高齢者は、二次避難所の補助施設として、区内の特別養護老人ホーム、在宅サービスセンター及び病院等で可能な限り受け入れを行い、必要に応じ早急に後方医療施設に移送する。
- (4) 開設したときは、開設日時、場所、避難者の数、開設予定機期間、避難所周辺の状況等を、都福祉保健局・警察・消防等関係機関に連絡する。

3. 二次避難所の設置に係る事前準備

(1) 二次避難所に関する理解の促進

二次避難所として利用される施設の施設管理者、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者等に対し、パンフレットや研修、訓練等を通して、二次避難所についての制度の理解と周知を深める。

災害救助法が適用された場合において、都道府県またはその委任を受けた市町村が設置した場合、おおむね10人の要援護者に1人の生活相談職員（要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有するもの）等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

(2) 運営マニュアル・訓練

災害時に二次避難所として機能するよう、運営マニュアルの作成や運営訓練の実施など、当該施設との連携を強化し準備しておく。

第6節 被災者の他地区への移送

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 区教育委員会事務局／都福祉保健局

機関名	活動内容
区	(1) 区長は、当該区市町村の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地または隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。 (2) 被災者の他地区への移送を要請した区長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 (3) 都から被災者の受入れを指示された区長は、ただちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。 (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。 (5) その他、必要事項については区の地域防災計画に定める。

機関名	活動内容
都福祉保健局	(1) 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、都福祉保健局は警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。 (2) 知事は、移送先決定後、ただちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、被災者の受入れ態勢を整備させる。 (3) 被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 (4) 災害時要援護者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。

第11章 災害時要援護者対策

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 健康福祉部／(災対) 子ども家庭部／ (災対) 区教育委員会事務局／消防署

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区	○災害時要援護者対策班（仮称）の設置				
	○自主防災組織等地域支援者との連絡・調整				
	○安否確認作業の実施				
	○避難所での生活環境の確保				
	○二次避難所の開設・運営				
	○在宅要援護者の把握				
	○都の災害時要援護者統括部との連携				

災害時は、火災の同時多発や交通の混乱等により、救出救護等の行政の応急対策に著しく困難や制約が予想される。

これらの困難や制約を克服するため、地域の協力のもと要援護者への支援を積極的に推進する。

第1 「(仮称)災害時要援護者対策班」等の設置

- (1) 災対健康福祉部のもとに「(仮称)災害時要援護者対策班」を設置する。
- (2) 安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等を実施する。
- (3) 都の「災害時要援護者対策統括部」を通じ、他区や近隣縣市等との連携を図る。

第2 消防ふれあいネットワークづくりの推進

- (1) 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- (2) 社会福祉施設等の被災に備え、町会、自治会、防災市民組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

第3 社会福祉施設の安全対策

- (1) 施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定の締結を推進する。
- (2) 各施設の自衛消防訓練等の機会を捉えた、施設の使用実態に沿った適切な行動を習

得するための訓練内容の充実に努める。

第4 障害者への情報提供の確保

「（仮称）災害時要援護者対策班」に、聴覚障害者に対する情報提供の拠点的役割を果たすため、手話通訳者の配置や聴覚障害者の相談に応じる体制をつくる。また、聴覚障害者だけでなく視覚障害者や知的障害者等への情報提供にも配慮するなど、対象者の属性に応じた情報提供手段の確保に努める。

第5 二次避難所の活用

社会福祉施設等を二次避難所として活用し、避難所や自宅での生活が困難である災害時要援護者等を入所させ、必要なサービスを提供する。

第6 自宅生活が困難な災害時要援護者の発見

自主防災組織・ホームヘルパー等により、自宅での生活が困難な者の発見、二次避難所への移送を行う。

第7 食料等の確保

災害時要援護者等には、二次避難所において備蓄している食料を優先的に提供する。

第8 福祉機器

区は、災害時要援護者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。
（避難所等生活で必要な物）

高齢者	：老眼鏡・紙おむつ・車椅子等
視覚障害者	：手袋（ガラス等によるけがの防止）、笛、白杖、点字機等
聴覚障害者	：補聴器・笛・筆記用具等
身体障害者	：紙おむつ・携帯用トイレ
乳幼児	：紙おむつ・おんぶ紐等
内部・知的・精神障害	：各種症状に応じた装具

第9 仮設住宅

都が建設する仮設住宅の入居者の選定については、都の策定する入居者選定基準に基づき、災害時要援護者を優先するよう努める。

第10 相談態勢の整備

- (1) 保健師：避難所及び仮設住宅への巡回健康相談
- (2) ケースワーカー：巡回生活相談
- (3) 巡回精神相談チーム：メンタルヘルスケア

- (4) ホームヘルパー : 家事援助
- (5) ボランティア等 : 巡回相談

第11 避難所等における生活不活発病(廃用症候群)の防止

生活不活発病(廃用症候群)は体を動かさないことで、心身の機能が低下する状態で、筋力や心肺の機能低下や、うつ状態など精神にも影響し、寝たきりにもなる。

新潟県中越地震では、高齢者が従来行っていた家庭内での仕事を失い、日常生活動作をほとんどしなくなる(「危ないから」を理由に寝ているだけになる等)状況が把握された。また、災害を契機に要介護状態になったとされる人数がかなり多いことが判明している。

災害時には避難所等にて生活不活発病(廃用症候群)に対する予防を図る。

- (1) 保健師・健康体操指導員等による定期的な健康体操の指導(運動指導可能と思われる避難所等)
- (2) 運動指導未実施の避難所等については、保健師等の巡回指導時に実施するよう徹底する。

第12章 給水活動

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区		○給水拠点での給水活動実施			→
		○医療機関への応急給水実施			→
			○生活用水の確保		→

第1節 基本方針

担当	(災対) 区民部／水道局北部支所 北営業所

災害時において、水道施設の損壊により飲料水の供給が停止した場合には、都及び区は、給水拠点や給水車による応急給水をただちに実施し、被災者の生命及び生活の確保に努める。

第2節 応急給水活動

担当	(災対) 区民部／水道局北部支所 北営業所

第1 応急給水の基本方針

1. 活動の方法

災害時の応急給水は、給水拠点（浄水場（所）、給水所等）における応急給水と車両輸送による応急給水を大きな二つの柱とし、応急復旧の進捗よくに応じて必要な場合、仮設給水栓（応急仮配管、仮設共用水栓及び消火栓）による応急給水を併用する。

(1) 拠点給水

都水道局は、給水拠点のうち浄水場（所）、給水所等において、区と協力しながら応急給水を実施するほか、給水タンク車等への注水作業を行う。

(2) 車両輸送

都水道局は、次の場合に限り、車両輸送による応急給水を実施する。

- ア 給水拠点からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所において応急給水を行う場合
- イ 後方医療機関となる医療施設及び福祉施設について、当該施設が所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合

ウ ア以外の避難場所、避難所または仮設住宅において関係行政機関から要請があり、これを必要と認める場合

エ その他本部長が特に必要と認める場合

(3) 仮設給水栓（応急仮配管、仮設共用水栓及び消火栓）による応急給水

都水道局は、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によって必要と認める場合、応急仮配管、仮設共用水栓及び消火栓を活用して、応急給水を実施する。

2. 都と区の役割分担

(1) 拠点給水

ア 給水拠点のうち浄水場（所）、給水所等においては、都が応急給水用資器材の設置を行い、区が住民等への給水活動を行う。

イ 給水拠点のうち応急給水槽においては、区が応急給水用資器材の設置及び住民等への給水活動を行う。

(2) 車両輸送

車両輸送による給水活動のうち、1 (2) ア及びウの場合、都が仮設水槽までの飲料水の輸送・補給を行い、区が仮設水槽の設置、住民等への給水活動を行う。

(3) 仮設給水栓（応急仮配管、仮設共用水栓及び消火栓）

ア 都が応急給水用資器材の設置を行う。

イ 応急仮配管及び消火栓による住民等への給水活動は、区と協議の上共同で実施する。

ウ 仮設共用水栓については、設置後の管理及び住民等への応急給水は、区（または施設管理者）が行う。

3. 目標水量

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1日1人あたり3リットルとする。

なお、目標水量は、給水状況、復旧状況、住民の負担等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

第2 給水拠点別給水計画

区は給水計画を参照し、給水を実施する。

※給水拠点別給水計画【資料編p211参照】

第3 都水道局の給水活動

上記第1のとおり、給水活動を行う。

第4 北区の給水活動

1. 飲料水の確保

(1) 給水拠点

ア 滝野川公園・北運動公園及び桐ヶ丘中央公園設置の1,500 t 応急給水槽

イ 深井戸（一部を除き、自家発電装置付）

※災害用給水所（深井戸）一覧表【資料編p212参照】

(2) 給水体制

ア 上記給水拠点での給水を実施する。その際、必要に応じて、仮設給水栓の設置を行う。給水が必要な避難場所・避難所・医療救護所・被災現場等に、緊急に必要なとされる飲料水を給水する。

イ 1,500 t 応急給水槽では、飲料水自動袋詰機（ウォーターパッカー）を活用して、袋詰めした飲料水により、効率的かつ衛生的な給水活動を行う

ウ 自家発電装置付の深井戸については、装置を始動してから給水を行う。

エ 避難所として、小・中学校の受水槽の水を利用する。

オ 貯留水・プールを使用する場合は、ろ水機を使用する。

カ 飲料水の輸送は、庁有車・雇上車により輸送し、容器は備蓄している給水タンク（1 t、0.5 t）を使用する。

キ 都水道局と連絡を密にし、相互協力し、給水活動の円滑化を図る。

※営業所保有の応急給水用資機材【資料編p213参照】

※給水資機材等

【資料編p213参照】

2. 生活用水の確保

(1) 耐震性地下貯水槽

災害時の生活用水・消防水利確保のため、耐震性地下貯水槽を設置している。

(2) 民間協力井戸

災害時に備えて、公衆浴場の所有する井戸の使用に関し、協定を結び、また民家の所有する井戸を災害時協力井戸として指定している。平成20年1月現在、浴場45カ所、民家141カ所を指定している。

(3) 区内プール

小・中学校のプール、区内プールを生活用水として活用する。

※耐震性地下貯水槽（40 t 貯水槽）一覧【資料編p214参照】

第5 給水活動における今後の整備計画

(1) 深井戸

概ね1 km以内に給水施設が整備されたが、設備の格差が大きいものもあり、また設置年度の古い井戸は、老朽化が進み飲用に耐えないものもある。

そこで、古い井戸については順次改修し、故障・死に水対策を実施するとともに、地域危険度の高い地域内においては、設置基準とは別に地域内に設置することを検討する。

(2) 緊急遮断弁の取り付け

避難所となる小・中学校の受水層、高架水槽の排水口に緊急遮断弁を取り付けることにより、断水時・停電時における有効活用を図る。

(3) プールの耐震化促進

改修するプールについては、耐震化を図り、生活用水の確保を図るものとする。

第13章 食料・生活必需品等の提供

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区			○避難所における 備蓄食料・備蓄物資 の供給	→ ○ストックヤードの設置 ○救援物資の配給〔(災対)地域 振興部・(災対)区民部〕	○調達食料・調達物 資の供給 →

第1節 基本方針

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)健康福祉部／ (災対)区教育委員会事務局

第1 食料の供給

災害の発生によって食糧の流通、販売機構は一時的に麻痺することが予想される。

そこで、区において備蓄してある食料を被災者に提供し、その後は、東京都等を通じて食料の調達を行い、継続的な食料の提供につとめる。

ただし、被害が著しく、被災者に対する炊出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合、区長は、炊出し等について知事に応援要請する。

また、区は企業等にも食料の備蓄について協力を依頼するものとする。

第2 生活必需品等の供給・貸与

災害時における被災者の生活維持のために、食糧品と同様、生活必需品についても備蓄に十分な配慮を行うとともに、緊急に調達できる措置を講じておく。

なお、供給対象者数は、基本的には食糧と同様であるが、生活必需品の場合には、品目により配布基準が違ふこと、対象者の年齢、性別さらに季節によっても供給内容が相違することを留意しておく。

第2節 配布基準

担当	(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 健康福祉部／ (災対) 区教育委員会事務局

被災者に対する炊出しその他による食品供給、及び物資供給の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を得て定めるものとする。

第3節 食料の供給

担当	(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 健康福祉部／ (災対) 区教育委員会事務局

第1 備蓄食料の供給

1. 供給の対象(原則)

- (1) 開設避難場所に集まった被災者
- (2) 避難所にて把握された被災者

2. 供給期間の目途

原則として、発災直後から3日間程度。

3. 避難場所での供給

- (1) 避難場所現地本部は、現地の状況により食料の供給が必要と認めたときは、災対本部にその状況と必要数量等を報告する。
- (2) 災対本部長は、必要に応じて、区内各所の災害備蓄倉庫に備蓄している食料を、避難場所現地本部へ輸送し、被災者に提供するように命じる。

4. 避難所での供給

- (1) 北区自主防災組織、校長、副校長または区職員の判断で、学校備蓄室に備蓄してある食品を被災者に供給できることとする。
- (2) 供給する場合は、災対本部にその旨の供給数量を報告する。
- (3) 災対本部長は、2～3日間学校備蓄室の備蓄分で対応できるよう、利用数量の調整を行う。
- (4) 避難者等が多く、学校備蓄室だけでは対応できないと判断した場合、災対本部長は、備蓄倉庫から不足分を輸送し、供給するように命じる。
- (5) 都福祉保健局に対し、事前配置してある備蓄食料の供給承認を求め、被災者に提供

する。

- (6) 被災者に食品等の供給を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定める。
- (7) 食料の供給に際し、配布時間・食品名・個数・いつまで食べられるか・製造者・異常の有無（におい・概観・容器の破れ）等をチェックする。配給食品チェック表等を作成する。
- (8) 夏季は食中毒が起こりやすい時期であるため、「配給物の早期摂取」「食事前の手洗い」等を避難者に呼びかける。

5. 災害備蓄倉庫からの供給態勢

災対区民部は、本部の指示により、避難場所や避難所に物資を輸送する。

第2 調達食料の供給

1. 供給の対象

- (1) 避難所への避難者
- (2) 避難所へ登録した避難者
- (3) 医療救護所等への従事者

2. 供給期間の目途

避難所での備蓄食料の不足が予想される3日目以降からは、原則として米飯の炊き出しにより給食することから調達食品の提供を行う。

なお、調達品の要請活動等については、備蓄数量の見通しに基づき速やかに対処する。

3. 都と区の連携

- (1) 区長は、災害救助法適用後、食品の供給の必要が生じた場合、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。
- (2) 都福祉保健局が調達した食料は、区が選定する地域内輸送拠点または集積地へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
- (3) 他府県等からの応援物資等は広域輸送基地で引継ぎ、都福祉保健局が区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- (4) 被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区長が現地調達する。

4. 区内業者による調達

- (1) 北区と東京都米穀小売商業組合北支部の間で締結された「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」等、災害時における優先供給に関する協定に基づき、協定業者より調達する。
- (2) 区内小売店、コンビニエンスストア、スーパーストアの各業者または組合、連合会に提供協力を依頼する。

5. 他自治体への要請

- (1) 北区の応援協定市町である酒田市、中之条町、甘楽町に物資の調達を要請する。
- (2) 従前からの友好関係にある自治体にも要請を図る。
- (3) 野菜等の生鮮食料品の調達は、道路の復旧状況、区の受け入れ態勢、被災者の状況等総合的見地から判断し、輸送を要請する。

第3 炊き出し

- (1) 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行う
- (2) 炊き出しの必要がある場合は、主として区内の小・中学校（避難所）で行う。
- (3) 各避難所における炊き出しに関しては、給食設備の利用については学校職員等の協力のもと、北区自主防災組織等と連携を図り実施する。
- (4) 被災状況により、炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊出し等について知事に応援要請する。

第4 調製粉乳の備蓄

- (1) 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。
- (2) 災害発生後の最初の3日分は区で対応する。
- (3) 各区立保育園に備蓄を行っている。また、北区薬剤師会と流通保管協定を結んでいる。

第4節 生活必需品等の供給・貸与

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)健康福祉部／ (災対)区教育委員会事務局

第1 備蓄物資の供給・貸与

1. 供給の対象(原則)

- (1) 開設避難場所に集まった被災者
- (2) 避難所にて把握された被災者

2. 供給期間の目途

原則として、発災直後から3日間程度。

3. 避難場所での供給

- (1) 避難場所現地本部は、現地の状況により生活必需品の供給が必要と認めたときは、災対本部にその状況と必要数量等を報告する。

- (2) 災対本部長は、必要に応じて、区内各所の災害備蓄倉庫に備蓄している生活必需品を、避難場所現地本部へ輸送し、被災者に提供するように命じる。

4. 避難所での供給

第3節 食料の供給と同様

5. 災害備蓄倉庫からの供給態勢

災対区民部は、本部の指示により、避難場所や避難所に物資を輸送する。

第2 調達物資の供給・貸与

1. 供給の対象

避難所にて把握された被災者

2. 供給期間の目途

生活必需品等の給（貸）与は、すべて世帯単位で行われ、10日間程度を目途とする。

3. 東京都への要請

区備蓄分が不足する場合は、ただちに東京都へ要請する。都福祉保健局より事前配備されている備蓄物資は、都福祉保健局の使用承認を得て、被災者に配分する。

供給・貸与の実施が困難な場合、区長は知事に応援を要請する。

4. 区内業者による調達

- (1) 災害時における優先供給に関する協定に基づき、協定業者より調達する。
(2) 区内小売店、コンビニエンスストア、スーパーストアの各業者または組合、連合会に提供協力を依頼する。

5. 他自治体への要請

- (1) 北区の応援協定市町である酒田市、中之条町、甘楽町に要請し、物資の調達を図る。
(2) 従前からの友好関係にある自治体にも要請を図る。

第5節 救援物資の配給

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)健康福祉部／ (災対)区教育委員会事務局

(1) 物資流通拠点での活動

- ア スtockヤードを地域内輸送拠点とする。
イ スtockヤードは、王子・赤羽・滝野川の3地区制とする。
ウ 総合的な情報は本部において一括管理し、報道機関等の対応にあたる。

エ スtockヤードは、指定の様式により、事前に都福祉保健局に報告する。

オ 指揮系統の混乱を避けるため、輸送班（災対区民部）は、本部及び災対地域振興部の要請下に活動するものとする。

(2) 不足物資の把握・調達

ア 災対地域振興部は、stockヤードの払い出し状況、救援物資の受け入れ状況等を把握し、不足する流通物資の調達に努める。

イ 防災無線、ファックス、自転車等、状況に応じた情報伝達手段を確保する。

(3) 物資の保管

ア 災対地域振興部は、stockヤード間での物資の保管・調整する必要がある場合は、stockヤード及び輸送班（災対区民部）に連絡し調整を行う。

イ 救援物資については、種類・量・保管場所等についてパソコンで管理する。

ウ stockヤードで保管困難な物資は本部の指示により、備蓄倉庫へ転送し、一時保管する。

(4) 物資の被災者への配給は、原則として各避難所で行う。

第14章 保健衛生

第1節 保健所の役割

担当	(災対) 医療衛生部

- (1) 保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図り、保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。
- (2) 避難者や在宅生活者の健康相談を行う。
- (3) 食品営業施設等の監視指導等を行う。
- (4) 医師、保健師、環境・食品衛生監視員等各種活動班に必要な人員を確保する。
- (5) 被災状況に応じた活動内容及び活動班（応援班を含む）の派遣先の決定する。
- (6) 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。
- (7) 各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて地域の被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう関係機関との連携を図る。

第2節 保健師活動

担当	(災対) 医療衛生部

第1 保健師班の編成

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

第2 保健師班の活動内容

- (1) 避難所における健康相談
- (2) 地域における巡回健康相談
- (3) その他必要な保健活動

第3 他縣市等からの応援保健師班の受入れ

- (1) 区は、必要に応じて都に対して応援保健師の派遣を要請する。
- (2) 都は、関係縣市等との応援協定に基づき、保健師班の派遣を要請するとともに、区と協力して、要請・受入システム、保健師等の搬送態勢の確立及び活動拠点の確保を図る。

第3節 医療相談態勢

担当	(災対) 医療衛生部

区は、都と協力して心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、次のような対応をとる。

第1 医療相談窓口の設置

本庁舎、医療救護所等拠点となる施設に必要な応じて適宜設置する。

第2 相談員の確保

保健所・健康相談係職員を中心として相談員、保健師班を編成し派遣する。

第3 医療救護所、避難所等を巡回

医療相談、健康相談、被災者の状況把握に努める。

第4節 メンタルヘルスケア

担当	(災対) 医療衛生部

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。

被災後の混乱状況下において、被災住民に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を視野に据えた適切なメンタルヘルスケアを提供し、精神障害者・精神疾患患者には必要な医療を確保し、被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。

- (1) 区は、保健活動班を編成し、避難所において、保健師とボランティアの連携による被災患者との対話でのケアを中心に実施する。
- (2) 重症の被災患者については、都が中心となって専門精神相談員、精神科医から構成する巡回精神相談チームが対応するものとし、区は前述チームの活動について、態勢や状況等に応じて各種支援する。
- (3) 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

第15章 防疫

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区		○食品衛生監視班・防疫班等の編成			
		○防疫班等による避難 所等での水質安全確保			→
		○食品衛生監視班等による避難所での食品衛 生確保・衛生指導			→
		○防疫班等による避難所 での健康相談・防疫活動			→

第1節 基本方針

担当	(災対) 医療衛生部

災害時には、家屋の被害、水道・下水道の被害等により、不衛生な生活を余儀なくされ、感染症等が蔓延するおそれがある。区は、防疫班、消毒班、防疫検水班を編成し、都と連携をとりながら、感染症患者の発生予防、早期発見のため、検病調査、防疫指導、家屋内外の消毒及び病虫害駆除、衛生措置を行い、り災者の衛生指導を徹底する。

第2節 区の役割

担当	(災対) 医療衛生部

- (1) 飲料水の消毒や避難難所及び被災家屋等の消毒、そ族こん虫駆除を行う。
- (2) 防疫活動を必要とする場合は、次の業務を実施基準に従い、迅速かつ的確に行う。

防疫班	・健康調査及び健康相談 ・応急治療 ・避難所の防疫指導 ・感染症予防のための広報及び健康指導
消毒班	・患者宅の消毒の実施及び指導 ・避難所の消毒の実施及び指導
防疫検水班	・消毒薬の配布及び消毒の確認 ・飲料水の消毒の実施及び指導

- (3) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。
- (4) 防疫活動の実施にあたって区の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局または地区医師会に協力を要請する。都が実施する防疫活動について協力する。

第3節 防疫業務の実施基準

担当	(災対) 医療衛生部

第1 健康調査及び健康相談等

- (1) 防疫班は、医療救護班・保健師班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。
- (2) 被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。

第2 患者の隔離及び消毒

- (1) 防疫班は、健康調査等を行った結果、必要に応じて就業制限・入院勧告などを行う。
- (2) 消毒班は感染症の蔓延を防止するために必要がある場合は、患者宅・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

第3 避難所の防疫措置

- (1) 消毒班は、避難所開設後ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- (2) 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健師班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- (3) 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。
- (4) 区は必要に応じ、区避難所での消毒活動の支援を都に要請し、その連絡調整を行う。

第4 消毒とその確認

- (1) 区は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行いまたは消毒薬を配布して指導する。
- (2) 区は、被災地の井戸が汚染された場合は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するかまたは消毒薬を住民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

第5 感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、都と協力し

てポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

第4節 防疫班等の編成

担当	(災対) 医療衛生部

- (1) 区は、先述の防疫業務を実施するため、防疫班及び防疫検水班を編成する。
- (2) 防疫班は、医師、保健師、看護師、事務職から、防疫検水班は環境監視、事務職から、それぞれ構成するものとし、区の態勢・状況に応じて、1～3班程度を編成するものとする。
- (3) 区は、被災状況に応じて、都に対して、防疫班、隔離消毒班及び水の安全パトロール班に協力を要請する。

第5節 防疫用資材の備蓄・調達

担当	(災対) 医療衛生部／都福祉保健局

機関名	計画内容
区	防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。なお、不足した場合は、都に調達を要請する。 初期防疫活動は、保健所等の現有防疫用資材を使用する。
都福祉保健局	施設倒壊などにより薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入れ・調達計画及び他区市等からの受入れ・調達計画を策定しておく。

第6節 水・食品の安全確保

担当	(災対) 医療衛生部

第1 飲料水の安全確保

災害時には、配水管の損傷等による断水のため、通常は飲用していない井戸水等を飲まなければならない事態が生ずることが予想されるため、飲み水の安全確保を迅速に行う必要がある。

そこで、区は、防疫検水班を編成し、消毒実施後の井戸等の消毒の確認を行う。

第2 食品の安全確保

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、区は都と連携して、必要に応じて食品衛生監視班を編成するなどして、食品の安全確保を図る。

第3 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、保健所長等の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- (2) 仮設店舗等の衛生指導
- (3) 食品集積所の衛生確保
- (4) 避難所の食品衛生指導
- (5) 食中毒発生時の対応
- (6) 関係施設の貯水槽の簡易検査
- (7) その他食料品に起因する危害発生の防止

第4 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、区は都と連携し、次の点に留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- (1) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理態勢の確立
- (2) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- (3) 手洗いの励行
- (4) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- (5) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- (6) 情報提供
- (7) 殺菌・消毒剤の手配、調整

第5 避難所の衛生管理

- (1) 区は、都が示した「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」をもとに、マニュアルを作成し、保健衛生対策の充実に努めるものとする。
- (2) 具体的な対応項目
 - ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況の把握
 - イ 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定
 - ウ 避難住民の生活環境上必要な物品の確保
 - エ 避難住民間のプライバシーの確保
 - オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項の周知

第7節 入浴サービスの提供

担当	(災対) 医療衛生部

第1 基本方針

避難所で生活する被災者、自宅が被害を受けライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態と心身の疲労回復を図る。

都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

第2 提供方針

(1) 公衆浴場の再開支援

ア 区内において業務再開可能な公衆浴場を把握する。

イ 再開可能な公衆浴場に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。

ウ 被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 宿泊施設への協力要請

区内のホテル等の宿泊施設への協力要請を行う。

(3) 災害時要援護者への配慮

ア 入浴施設までの交通手段を確保する。

イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保・都への要請を行う。

ウ 災害時要援護者への入浴施設情報の広報を徹底する。

(4) 夏季における対応

夏季には、発汗等の影響による不衛生、アトピー性皮膚炎などの悪化が深刻な問題となるため、入浴サービスの強化を図る。

第8節 動物の保護対策

担当	(災対) 医療衛生部

第1 基本方針

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

区は、動物愛護の観点から、関係機関・関係団体と協力し、動物の保護や適正な飼育について、対策を講じる。

第2 活動計画

東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体・ボランティア等の協力を得ながら、

保護・収容態勢についての以下の項目等について検討する。

(1) 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物等の保護については、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。

(3) 動物愛護の活動方針

区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

第16章 避難所外の避難者への対応

第1節 基本方針

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 区教育委員会事務局

新潟県中越地震では、車やテントなど、避難所以外の場所で避難生活を送った人が多かった。このような車中泊者や避難所外の避難者に対しても、情報、飲料水・食料等の提供を行うことも重要である。また、車中泊者については、エコノミークラス症候群を起こしやすくなるため、その予防方法についても周知することが重要である。

第2節 車中泊・避難所外避難の状況調査

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 区教育委員会事務局

- (1) 車・テント・公園等、指定避難所以外に自然発生した避難場所の調査を実施する。
- (2) 自主防災組織等の協力を得て場所・避難者数・ニーズ等を把握する。
- (3) 保健師等の巡回精神相談チームによるメンタルヘルスケア、ホームヘルパーによる家事援助実施時に可能な限り情報収集を行う。

第3節 車中泊者・避難所外避難者への支援

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 区教育委員会事務局

- (1) 避難先の提供
 - ア 近隣の避難所の避難者収容状況に応じて、避難所への移動を指示する。
 - イ その他、使用可能な公共施設・民間施設なども活用する。
 - ウ テント、ユニットハウス等の借り上げなど簡易的な避難施設を利用する。
- (2) 飲料水・食料・生活必需品等の供給
- (3) カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供
- (4) 避難者の健康管理・健康（運動）指導

第4節 エコノミークラス症候群の予防措置

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 区教育委員会事務局

次の点について、リーフレット・チラシの配布等にて避難者に呼びかける。また、状況に応じて医師への相談等と呼びかける。

・軽い体操やストレッチ運動	・十分な水分補給	ふくらはぎを揉む	・足を上げて眠る
・ゆったりとした服装をする	・アルコールを控える	・禁煙	

第17章 応急教育

第1節 活動方針

担当	(災対) 区教育委員会事務局

第1 区立幼稚園児、小・中学校児童生徒の安全確保

学校については 避難所として開設されるため、一般避難者との混乱防止を図る。

第2 応急教育の実施

児童生徒の安全を確保するとともに、健康と精神の安定を維持するためにも、教育の場をできるだけ早期に再開させることに努める。

第2節 応急教育の実施

担当	(災対) 区教育委員会事務局

第1 災害時の対応

- (1) 校長・副校長は、児童・生徒等が在校中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護する。
- (2) 安全確認ができた場合または確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。
- (3) 校長・副校長は、災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
- (4) 校長・副校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。
- (5) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- (6) 応急計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (7) 校長・副校長は臨時の学級編成を行い、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

第2 災害復旧の体制

- (1) 校長・副校長は教職員を掌握し校舎の整備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会に報告する。
- (2) 被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

- (3) 被災学校ごとに担当職員、指導主事を定める。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- (4) 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (5) 応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導、また心のケア対策も十分留意する。
- (6) 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (7) 避難場所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- (8) 災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- (9) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして(5)に準じた指導を行うように努める。

第3 避難所となった学校での児童生徒の保護

- (1) 保護者へ引き渡した時点で、帰宅（下校）と同様の扱いとする。
- (2) 保護者への引き渡しができない状況では、一時的に学校が保護し、保護者の安否確認等の適切な措置を講じる。
- (3) 児童生徒の救護（心身のケア）に関する態勢として、スクールカウンセラー、教育相談所、児童相談所、病院等との連携を図る。

第3節 教科書等の供給

担当	(災対) 区教育委員会事務局

- (1) 災害により学用品をそう失し、就学上支障のある児童生徒に対し、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品を支給する。
- (2) 支給方法は、教科書は災害発生の日から1カ月以内に、文房具及び通学用品は15日以内に支給する。
- (3) 交通・通信等の途絶により学用品の調達・輸送が困難な場合は、期間の延長をする。
- (4) 学用品は、都知事の職権の委任を受けた区長が校長及び教育委員会の協力を受け、調達から配分の業務を行うこともある。
- (5) 学用品の供給は災害救助法施行細則による。

第18章 応急保育

第1節 基本方針

担当	(災対) 子ども家庭部

災害発生の場合、区内の保育園児の安全を確保するとともに、緊急の場合も含めて、保育業務を中断することなく、その実施に努める。

第2節 応急保育の実施

担当	(災対) 子ども家庭部

第1 保育園施設で実施する場合(全保育園対象)

- (1) 施設の安全性が確保され、かつ機能が維持されている場合に、応急保育を実施する。
- (2) 災害遺児の一時的な受け入れは、原則的に未就学児とする。
- (3) 適切な施設へ早急に収容するための対応について、児童相談所等関係機関と連携を図る。

第2 それ以外の施設で実施する場合

専門的な教育を受けた保育士を派遣する。

第3 緊急・一時的保育

保護者の病気、けが、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合や、保護者が震災救援活動のボランティアとして参加する場合、その子を保育する。

第19章 ごみ・し尿・がれき処理

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区		○災害用トイレの設置			○し尿の収集・搬入 → ○がれきの処理 →

第1節 ごみ処理

担当	(災対) 生活環境部

区は、それぞれ所管の区域におけるごみ処理計画を策定し、これに基づいて廃棄物の処理を行う。

第2節 し尿処理

担当	(災対) 生活環境部

第1 処理態勢

- (1) 避難者100人あたり 1 基の災害用トイレを確保する。
- (2) 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など多様な災害用トイレを確保する。
- (3) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利便性を確保する。
- (4) 生活用水（トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水）の確保や、携帯トイレの備蓄により、既設水洗トイレを継続して利用する。
- (5) 災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について特に配慮する。
- (6) 汲み取りの必要な災害用トイレを継続して活用するため、し尿を収集運搬できる車両を確保する。
- (7) 貯留したし尿は原則として下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール）への投入により処理する。

第2 処理方法

1. 避難所等における対応

(1) 避難場所

- ア 延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況により、学校等のプール、受水槽、協定井戸等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る。
- イ 便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

(2) 避難所

- ア 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
- イ それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。
- ウ 下水管に破裂がないと確認できた場合、マンホール上に仮設トイレを設置する
- エ 区は発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。
- オ 区は発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- カ 区は備蓄分が不足した場合には、都福祉保健局に対して要請する。
- キ 関係機関は、くみ置き水等を利用した水洗トイレ使用のマニュアル整備を行う。

(3) 地域

- ア ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、区内の民間災害協力井戸、深井戸、貯水槽等から水を確保して下水道機能の活用を図る。
- イ 家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。
- ウ 便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の確保を図る。
- エ 区内3ヶ所の埋設型トイレや、北運動公園等に設置した防災トイレを活用する。

2. 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 設置態勢等

区は、仮設トイレ等の設置態勢・維持管理方法等に関するマニュアルを整備する。

(2) 高齢者・障害者に対する配慮

備蓄している仮設トイレのうち、128基については、車いす利用者が使用可能な機種のものである。避難所等において、高齢者・障害者等が避難生活を送るために、この機種の仮設トイレ設置数を今後増やしていく。

(3) 設置場所等の周知

区は、仮設トイレ等の設置にあたっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

3. し尿収集・処分

(1) 仮設トイレ等の設置状況の把握

区は、仮設トイレ等の設置状況にあわせた収集態勢を整備する。

(2) 収集作業

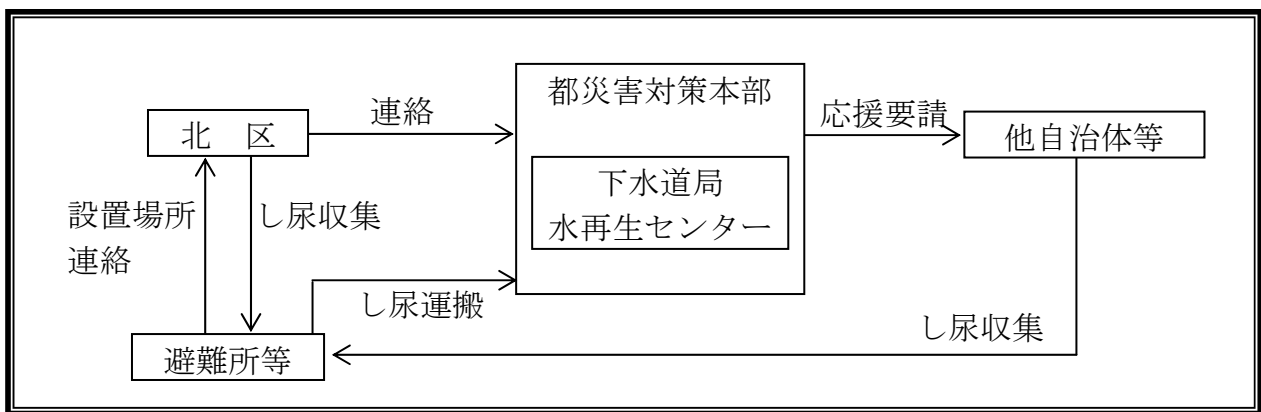
ア 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）により収集する。

イ 収集したし尿は、都災害対策本部に連絡し、指示された水再生センターに搬入して、し尿の処理・処分を行う。

ウ 吸上車については、民間等の所有会社との協定締結等により今後確保を図る。

(3) 区は都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入体制を整備する。

(4) 区は都下水道局との覚書の締結により、下水道用仮設マンホールの設置体制を整備する。



【し尿の収集処理態勢】

4. 普及・啓発等

(1) 区は、事業所及び家庭に対して、当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄するよう啓発する。

(2) ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、区は家庭やマンション管理者に災害用トイレの備蓄に努めるよう呼びかける。また、平素からの水の汲み置き等による生活用水の確保トイレ用品の備蓄を推進する。

(3) 災害用トイレの設置や利用等の経験はきわめて重要であるため、各機関に対し災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施するよう呼びかける。

5. 避難所等のトイレ対策事業

(1) 可とう性配水管の整備

貯留型仮設トイレの備蓄配備に加え、災害時の避難所となる小・中学校のうち、校舎の耐震化工事の完了や都下水道局による下水道本管の耐震化工事の進ちょくに合わせて、既存の学校のトイレが使用できるように、揺れに弱いマンホールと下水

道管きよとの接続部分を可とう性の構造に改修し、耐震化を図る。

(2) マンホール型トイレの整備

(3) 排水設備等の応急対応

避難所敷地内の排水設備については区が管工会に要請等の対応を行う。管工会（協定締結済）に宅内排水設備の応急復旧支援を要請する。

第3節 がれき処理

担当	(災対) 生活環境部

第1 処理方針

区は、発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたのがれき処理計画を策定する。

第2 処理計画

- (1) 区は、被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (2) 区は、がれき処理推進体制を整備する。
- (3) 区は、都への被害状況（廃棄物処理施設等）及び震災がれき発生量の報告を行う。
- (4) 区は、「がれき処理マニュアル」に従い、所管の区域におけるがれきの処理を行う。

第4節 土石、竹木等の除去

担当	(災対) 生活環境部／東京都

- (1) 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

機関名	対策
区	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	災害救助法適用後は、区市町村の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。また、不足する場合は、東京建設業協会に対し資器材・労力等の提供を求める。

(2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- ア 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、または、敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）。
- エ 半壊または床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
- オ 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第20章 公共施設等の応急対策

第1節 道路の応急対策

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所／首都高速道路(株)

地震が発生した場合、道路管理者等は、所管の道路及び橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、収集した被害状況を取りまとめ、災害対策本部へ連絡する。そして、道路交通の安全確保を図るため、所轄警察署と協議のうえ交通規制等の措置や通行止め、迂回道路の選定及び指示など、通行者の安全対策を講ずる。

被災道路、被災橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保する。その後、生活安定の早期回復を図るため、本格的な復旧作業に着手するものとする。

第1 区の応急対策

1. 応急措置(地震発生直後)

- (1) 道路、橋りょうに関する被害状況を把握するため、「道路橋りょう被害状況調査要領」に基づき調査を実施する。
- (2) 被害状況に応じて、二次被害防止のために、「道路法第46条」の規定に基づき通行止めや迂回措置等の交通規制を行う。(公安委員会へ事後通知)
- (3) 被害状況の調査結果を基に、応急作業計画を立て、関係機関(道路管理事務所、土木緊急工作隊、街灯保安会、造園協力会、占用企業者、公共交通機関)に指示する。
- (4) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線、避難所周辺道路の応急措置及び障害物の除去を下記の要領に従い実施する。
 - ア 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急措置作業の実施。
 - イ 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物の除去。
- (5) 二次災害の生ずるおそれのある箇所の応急措置を行う。

2. 応急復旧(発生後2～4週間程度)

- (1) 復旧作業は、緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。
- (2) 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急復旧作業を実施する。
- (3) 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物を除去する。
- (4) 橋りょうや歩道橋については、「橋りょう等応急復旧対策作業要領」に基づき、応急復旧作業を実施する。
- (5) 一般道路においては、道路の陥没や損壊で、これを放置することにより、二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧作業を行っていく。
- (6) 道路管理者は、区内全域の占用物配置図面を基に、関係機関との連絡調整及び必要な情報の提供を行う。併せて、都市施設の被害発生状況図を作成し、各占用企業者の円滑な復旧作業を支援する。

第2 都の応急対策

1. 応急措置

- (1) 都第六建設事務所所管の道路・橋りょうについては、東京建設業協会等加盟の業者や東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
- (2) 北区所管の道路・橋りょうについては、北区からの道路・橋りょうに関する被災状況の報告をまとめ、応急措置方策を策定し、北区への指導・調整を行う。
- (3) 状況により所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

2. 応急復旧

- (1) 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、主に業界に委託して行う。
- (2) その後、逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。
- (3) 平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

経過時間		数時間	1 日	1 週間	数ヶ月	数年
一般的な過程		被災期・混乱期				
		津波の襲来・火災延焼等二次災害の拡大				
		避難				
		被災状況の把握(巡回・点検)				
		道路啓開				
				応急復旧		
					復興(本復旧)	
道路の復旧過程	職員	参集配備 初動体制確立	緊急点検 及び緊急 措置(指示)	緊急道路 啓開(方針 設定、指示)	応急調査・ 復旧(方針 設定、指示)	本復旧 (方針設定 指示)
	協 定 業 者	自主的な出動 自主的な緊急 巡回 (実施・報告)	自主的な 緊急措置 (実施・報告)	自主的な 緊急道路啓開 (実施・報告)	応急調査・復旧 (実施・報告)	本復旧 (実施)

第3 首都高速道路㈱の応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、首都高速道路㈱は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。
- (2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

第4 関係団体との取り決め

人材・資材・重機等の確保を図るため、関係団体との間で災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。

- (1) 「災害時における応急対策業務に関する協定」
(北区と北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会)
- (2) 「災害時における応急対策業務に関する協定」
(都と(社)日本道路建設業協会、(社)東京建設業協会、(社)東京都中小建設業協会、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会)

第2節 交通機関の応急対策

担当	都交通局／J R 東日本㈱／東京地下鉄㈱

第1 基本方針

震災後の都市機能の確保や各種復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

第2 乗客の避難誘導

災害時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

機関名	避難誘導方法	
	駅における避難誘導	列車における避難誘導
鉄道各機関	乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた避難場所に誘導する。	乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで駅長(運転指令)と連絡のうえ誘導する。

第3 事故発生時の救護活動

各鉄道機関は、災害時に事故が発生した場合、負傷者の救護を優先に実施する。併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努める。

機関名	活動内容
鉄道各機関	災害発生時には、災害対策本部を設置し、各関係機関との協力のもと、負傷者の救護を優先的に行う。 併発事故の防止に万全を期すると共に、旅客の安全を確保するために、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行う。

第4 浸水事故発生時の措置

地震発生時、浸水の発生する恐れのある駅等は、浸水防止板、防水扉等を使用して浸水防止対策を講じる。

機関名	活動内容
都交通局	土のう、止水板、防水扉、自動浸水防止装置等により浸水を防止するとともに、既設排水ポンプ及び発電式排水ポンプにより浸水箇所の排水を行う。また、旅客を安全な場所に避難させる等の措置をとる。
東京地下鉄(株)	(1) 防水板、防潮扉、浸水防止機および防水ゲート等により浸水を防止する。 (2) 万一、トンネル内へ浸水した場合は、ポンプにより排水する。 (3) 浸水の恐れがある場合、ただちに旅客を安全な場所へ誘導し、危険箇所には立ち入らせない。

第5 都営交通施設の応急対策

- (1) 輸送の安全の確保を最優先とし、できるかぎり乗客の輸送に努める。
- (2) 危険が予測される時は、営業課経由により所管部長の指示を受け適切な処置を実施する。
- (3) 路線上において災害が発生した時は、営業課に報告のうえ、危険箇所を避けて迂回運行をして併発事故の回避に努める。
- (4) 車内に危険のあるときは、車両の疎開を計画し、疎開可能箇所及びその車両台数を調査し、車両課に連絡する。
- (5) 併発災害の発生を防ぐために、都災害対策本部及び関係機関と連絡を密にし、情報を的確に把握して事態に即応した予防態勢をとる。

第6 JR東日本(株)施設の応急対策

1. 応急措置

- (1) 東京30km圏で震度5弱以上の地震が発生した場合は、設備やお客さまの被災、運転中止によるお客さま等の混乱防止に対処するため、本社対策本部、東京支社対策本

部、各地区対策本部等を設置し、被災状況等の情報収集に努めるとともに、必要な復旧作業及び救助活動等を実施する。

- (2) 震度6以上の地震が発生した場合は、全社員を非常参集させ、72時間以内の人命救助を最優先に、全社を挙げて最大限の救助活動を行う。

2. 乗客の避難誘導

災害時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。

(1) 駅における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた避難場所に誘導する。

(2) 列車における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで駅長（運転指令）と連絡のうえ誘導する。

第7 東京地下鉄(株)施設の応急対策

1. 応急措置

(1) 列車の取り扱い

- ア 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、ただちに一斉発車待ち装置及び無線装置等により、全列車を一旦停止させた後、地震警報に応じた運転規制を行う。
- イ 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行、または架線の動揺等により地震を感知し危険と認めた場合、または総合指令所から緊急停止の指示があった場合は、ただちに列車を停止させた後、乗客に混乱防止の案内放送を行い、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

(2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、利用客に混乱防止の案内放送を行い、沈着冷静な行動により、旅客の避難誘導及び救出、救護に努める。

(3) 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努め、状況によっては、旅客の避難誘導及び救出、救護に努める。

(4) 浸水の措置

駅出入口は止水板、換気口は浸水防止機により浸水を防止するとともに、万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

(5) 停電の措置

- ア 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり、1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。
- イ 駅構内停電の場合には、予備電源を付着した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明器具は、合図灯、探見灯、サーチライト等を常備し、避難誘導を図る。

2. 旅客に対する避難誘導

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得る。

負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時避難させる。

(1) 地下よりも地上が安全と認めたとき

東京都の指定する避難場所を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。

(2) 地上よりも地下が安全と認めたとき

この場合は、一時駅構内の安全な場所に避難させ、状況により誘導する。

第3節 河川及び内水排除施設の応急対策

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所／都下水道局／荒川下流河川事務所

地震により、堤防、護岸、排水施設等に破損等の被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに全力をもって排水を行う。

第1 応急措置

機関名	応急措置及び応急復旧対策
災対 まちづくり部	(1) 管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに都第六建設事務所に報告するとともに必要な措置を実施する。 (2) 区内の河川管理施設の応急・復旧を、都の助言のもとに実施する。
都第六 建設事務所	(1) 災害が発生した場合、ただちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に、はんらん水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。 (3) 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 (4) 区の管理する河川について、大規模な応急復旧については、第六建設事務所が協定により対処する。 (5) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

機関名	応急措置及び応急復旧対策
都下水道局	(1) ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特にはんらん水による被害の防止拡大に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。 (2) 水再生センター内で備蓄している資器材を駆使し、排水対策に努めるとともに、区、関係部局及び消防団との連絡態勢を密にし、相互の協力及び応援体制の確立を図る。 (3) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には災害時における応急対策に関する協定等により対処する。
国土交通省 荒川下流 河川事務所	(1) 地震が発生した場合、ただちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特にはんらん水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び区を行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

第2 緊急に復旧すべき施設等の復旧

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破堤、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床止の全壊または決壊で、放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

第4節 公園・児童遊園の応急対策

担当	(災対) まちづくり部

第1 応急措置

- (1) 公園・児童遊園の被害状況を把握するため、すべての公園・児童遊園・防災広場、遊び場等の現地調査を行う。
- (2) 調査は避難場所に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に行う。
- (3) 被害状況については、明らかに次第、防災機関に伝達する。
- (4) 被害をうけた公園等については、避難場所に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の

順に応急措置を行う。応急対策としては、安全対策、災害応急施設の機能確保を優先し、現場調査で必要性の高い作業を順次行う。

- (5) 応急対策が終了した公園等については、その事項を防災機関等に伝達する。

第2 応急復旧

- (1) 救護所・避難所に隣接・近接する公園等、避難場所に指定されているか、隣接・近接している公園等、その他の公園の順に、給水管、配水管、ます、電気系統、トイレの点検を行い、必要に応じて応急復旧工事を街灯保安会、造園協力会、管工会の協力を得て行う。
- (2) 救護所・避難所に隣接する公園等については、トイレ及びそれに付随する設備の応急復旧を最優先で行う。

第21章 ライフラインの応急対策

第1節 応急電力供給対策

担当	東京電力(株)

第1 基本方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持する。

第2 災害発生時の対策

1. 設備の運転保持

(1) 送電の継続

治安維持並びにお客さまサービスのうえから、原則として、送電は可能なかぎり継続する。

(2) 危険予防措置

建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、ただちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。

また、警察・消防からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

2. 被害状況の収集・周知

被害状況把握の遅れは、復旧計画樹立に大きく影響するので、あらゆる方法により被害状況の早期把握に努める。

3. 復旧資機材の確保

(1) 調 達

予備品、貯蔵品の在庫を把握し調達が必要な資機材は次により速やかに確保する。

ア 隣接支店間、各現業機関相互での融通・流用

イ 本店、本部に対する応急資機材の請求

ウ 現地調達

(2) 輸 送

復旧資機材の輸送には、あらかじめ調達契約のある業者の車両、舟艇等により行うが、なお不足する場合には、他の業者、他の電力会社からの融通についても本店本部を通じて配慮し輸送力の確保に努める。

なお、道路、橋りょう等の被害状況についても十分把握し目的地までの輸送の迅速化を図るものとする。

4. 応急復旧

(1) 復旧順位（応急工事）

各設備の復旧順位は、人命に関わる個所、復旧対策の中核となる官公庁、民心の安定に寄与する報道機関、被災者収容所、医療機関等を原則的に優先するが、災害状況、各設備の被害状況等その復旧の難易を勘案し、供給上最も効果の大きいものから行う。

(2) 復旧隊の標識

当社職員及び復旧応援隊作業員には、あらかじめ所定の腕章を着用させる。また、連絡車、復旧作業車には、あらかじめ所定の標識を掲示し、東京電力㈱復旧作業隊であることを明示する。

5. 通電火災への対応

災害時に破壊、損傷した電気製品等に再送電した場合にショートが起こり、火災が発生することがある。このような通電火災による人的被害を防止するため、電力会社は区と連携し下記のような措置を講じる。

- (1) 電力会社は通電時のチェック・点検を行う。
- (2) 電力会社は通電再開にあたっては区の災害対策本部に報告を行う。
- (3) 広報車等により通電日時・立会い実施など必要事項を住民に周知する。
- (4) 通電は住民等の立会いの下で安全確認を行った後に実施する。

第2節 応急ガス供給対策

担当	東京ガス㈱

第1 基本方針

ガス施設の被災による二次災害の防止、ならびに速やかな応急復旧を行うことにより、公共施設としての機能を維持する。

第2 応急対策

1. 災害時の初動措置

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集
- (2) 事業所設備等の点検
- (3) 製造所、整圧所における送出量の調整または停止
- (4) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- (5) その他、状況に応じた措置

2. 応急措置

- (1) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急

措置にあたる。

- (2) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (3) 地震の発生直後、どの地域でどれだけの被害が起きたかを「地震時導管網警報システム」により被害推定を行い、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価し適切な応急措置を行う。
- (4) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (5) その他現場の状況により適切な措置を行う。

3. 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止・被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

4. 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を要する資機材は、次の何れかの方法により確保する。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 各支部間の流用
- (3) 他ガス事業者からの融通

5. 災害時における復旧資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6. 車両の確保

工作車・広報車を保有しており、常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

7. 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後・復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
- (2) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- (3) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

8. 通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート得多

重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など・体制の確立に努めるものとする。

災害が発生した場合は、災害情報・被害情報等を巡回点検・出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

9. 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第3 LPガスの活用

都市ガス施設に著しい被害が生じた場合、避難所等にLPガスが必要な場合、（社）東京都LPガス協会と協力している都に対して、救援物資の要請を行う。

第3節 通信の応急対策

担当	N T T 東日本(株)

第1 基本方針

災害の発生に際しては、電気通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、公共機関等重要回線の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信回線の確保を図る。

第2 応急対策

非常災害が発生したときは、災害の規模、状況によりN T T 東京北内に災害対策本部を設置し、北区役所内に設置される災害対策本部と連携を密にするとともに、情報の収集、伝達及び応急対策計画等の総合調整を図り、速やかに応急復旧を実施する。

- (1) 災害（災害救助法が適用される規模）が発生した場合、または発生のおそれがある場合は次の各号に定める応急措置を実施する。

- ア 緊急通信確保
- イ 被災エリアへの特別災害用公衆電話の設置
- ウ 移動無線車の発動依頼
- エ 移動電源車の発動依頼
- オ 災害時の停電時公衆電話無料化
- カ 電話回線混雑緩和のための全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）の設置
（災害時に被災された方等がメッセージを登録すれば、全国どこからでもメッセージを再生して聞くことができ、安否等の確認がスムーズに行なえるボイスメールシステム）

- (2) 災害が発生し、または発生のおそれのある場合は、動員を円滑に実施するため、災

害の状況等に応じて非常呼集の動員数を決定し、呼び出しを行う。

(3) 災害状況の把握と速報については、上部機関及び北区等関係機関に通報する。

第4節 水道の応急対策

担当	都水道局

第1 管路等被害状況の調査

地震発生直後、所管する水道施設の被害状況を把握するため、計画に基づき調査を実施する。あらかじめ定める重要点検箇所の点検により被害箇所を把握する。

点検にあたっては、事前に浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所を把握する。

〔重要点検箇所〕

- (1) 首都中枢機関等への供給管路
- (2) 第一次重要路線及び第二次重要路線
- (3) 応急給水施設、避難所等に至る管路
- (4) 緊急啓開道路、鉄道及び主要道路の横断箇所
- (5) 国道、共同溝及び河川に係る道路管理者または河川管理者の指示による点検箇所
- (6) 巡回点検は、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等について把握する。

第2 応急措置及び配水調整の実施

水道施設の被害による二次災害を防止するため、断水等の応急措置及び配水調整を実施する。

1. 応急措置

- (1) 原則として断水は行わないが、漏水が送・配水に影響を及ぼす場合、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに断水作業を実施する。
- (2) 漏水により、道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

2. 配水調整

- (1) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要管路機能保持を優先することとし、各路線の上流側から始め、順次、配水本管、配水小管、給水装置へと進める。
- (2) 管路の被害による影響を最小限にとどめるため、配水調整により、可能な限り送・配水を確保し、断水区域の解消対策を推進する。
- (3) 浄水場及び給水所の運転状況の変更及び管路の復旧作業の進捗よくに応じて、随時、配水系統の変更等の再調整を実施する。

第5節 応急排水対策

担当	都下水道局

第1 基本方針

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の排水及び処理に支障のないように応急措置を講じ、施設の機能保持に万全を期す。

第2 応急対策

1. 災害復旧用資器材の整備

- (1) 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資器材を備蓄する。
- (2) 災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の備蓄について協力を求める。

2. 管きょ

- (1) 緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (2) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

3. ポンプ所及び水再生センター

停電のため、ポンプ所の機能が停止した場合には、ガスタービン発電機、ディーゼル発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによって運転を行い機能停止による排水不能の事態が起らないようにする。

4. 工事現場

- (1) 工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう請負者を指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。
- (2) 避難道路等での工事箇所については、道路管理者ならびに交通管理者の指示に従い応急措置等の措置を行う。

※対象処理施設配置図【資料編p216参照】

第22章 建築物の応急対策

機 関 名	発災	1h	3h	24h	72h
	初動体制の 確立期	即時対応期			復旧対応期
北 区				○応急危険度判定の実施 [(災対) 総務部] →	○住宅・宅地の応急危険度 判定 [(災対) まちづくり部] →

第1節 公共建築物の応急対策

担当	(災対) 総務部

第1 応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

判定対象 建築物	実施内容
区立 公共 建築物	(1) 区の所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 区の所管する公共建築物の判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。 (3) 応急危険度判定技術者が不足する場合、区長は、他団体への協力を要請する。
区内の 民間社会 公共施設	(1) 民間の社会公共施設の管理者は、所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 民間の社会公共施設の管理者は、所管する公共建築物の判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。 (3) 上記の要請を区が受けた場合、区は都に対して要請内容を転送する。

第2 応急措置

区立文化施設・社会教育施設については、ただちに被害状況を調査し、被害状況によって使用可能な場合は、施設ごとに再開等の計画をたて、危険な場合は早急に閉館する。

第2節 被災住宅の応急危険度判定

担当	(災対) まちづくり部

第1 判定制度の目的

区は、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、地震発生後、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

第2 判定対象宅地

判定の対象となる住宅は、都都市整備局、都住宅供給公社、都市再生機構等が管理する住宅以外の戸建住宅・共同住宅等とする。

第3 判定の実施

- (1) 区長は、その区域内において地震により多くの建物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員に出動要請等、必要な支援を知事に要請する。なお、民間の事業所に関しては、原則として所有者・管理者の責任で行う。

第4 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入り口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第3節 被災宅地の応急危険度判定

担当	(災対) まちづくり部

第1 判定制度の目的

区は、災害対策本部が設置される規模の地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

第2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道

路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地が対象となる。

第3 判定の実施

- (1) 区長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、応急危険度判定が必要と判断した場合は、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 判定の実施を決定した場合、都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

第4 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第23章 急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策

第1節 基本方針

担当	(災対) まちづくり部

急傾斜地等「がけ・擁壁」に崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは、関係機関等は相互の連絡協調を密にして、その有する機能を発揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

第2節 情報の収集・伝達計画

担当	(災対) まちづくり部／警察署／消防署

第1 情報内容

収集・伝達する情報の内容は、危険区域の範囲及びその付近の降雨量、区域内の状況（土石の移動状況、斜面形状、地表水、湧水の状況、竹木等の傾倒、人家等の損壊状況等の現象、被災住民の数）等とする。

第2 伝達方法

(1) 被害の発生する危険がある時

情報を得た機関は、電話等により他の関係機関に通報するとともに、該当地域の住民に防災無線放送により事前注意を呼びかける。

(2) 被害が発生した時

情報を得た機関は、救助救急活動を実施するとともに、詳細を他の防災機関に通報し、被害が拡大するおそれのある時は、避難の勧告・指示等により人的被害の防止にあたる。

第3節 人命の保護、救出

担当	(災対) まちづくり部／警察署／消防署

- (1) 避難住民の保護は、北区災害対策本部の運用計画及び各防災機関の業務計画による。
- (2) 救出方法は、警察、消防機関の救助救急計画による。
- (3) この他、細部に至る伝達方法等については、該当地区の北区自主防災組織（各町会・自治会）災害対策本部の防災計画の指導運用により充実させるものとする。

第24章 応急住宅対策

第1節 一般被災住宅の応急修理

担当	(災対) まちづくり部／都都市整備局

災害救助法が適用された地域内において、災害により、住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。

応急修理は、災害救助法が適用後、都が区の要請に基づき応急修理実施の決定をし、区が募集・選定して応急修理を行う。都はこの協力をする。

対象戸数は、厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で、知事が決定する。

(1) 修理

修理は、災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を、都が提示する社団法人東京都建設業協会の協力業者名簿から区が指定する業者により行う。

(2) 経費：1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間：原則として、災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

(4) 事務処理の方法

住宅の応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備保存する。

第2節 応急仮設住宅の供給

担当	(災対) まちづくり部／都都市整備局

第1 活動方針

災害時には、住家の倒壊、焼失または破損することが予想される。その場合、自己の資力で住家を確保できないり災者を対象に、応急仮設住宅の建設を実施し、応急的な住宅を供給する。

第2 活動計画

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設及び管理は、都が所管し、災害のため住家が全壊または流失し、自己の資力で住家を確保できない者を収容するために設置する。

第3 建設用地の選定

(1) 都の役割

都は、区において予定された建設地の中から仮設住宅用地を選定する。

都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区から報告を

求めるものとする

(2) 区の役割

ア 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。

(ア) 接道及び用地の整備状況

(イ) ライフラインの状況

(ウ) 避難場所などの利用の有無

イ 都が仮設住宅の建設にあたり、区内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区は他の区市町村と融通しあい、連携を図る。

※応急仮設住宅予定地一覧【資料編p217参照】

第4 応急仮設住宅の建設

(1) 建設計画

被害想定による北区の住居制約世帯数は、38,360世帯である。応急仮設住宅の設置戸数は、関東地震や阪神・淡路大震災等の経験から、全焼、全壊及び流失世帯の合計数の3割程度と推定される。このため、北区の建設目標数は、最大で概ね12,000戸である。

(※参考とした被害想定は平成9年度の東京都の被害想定)

(2) 着工と規模

ア 応急仮設住宅は、災害発生から20日以内に着工する。工事監督は、都が行うこととし、必要に応じて区に委任する。

イ 応急仮設住宅の規模は、1戸あたりの床面積は29.7㎡を平均基準としているが、世帯員数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

ウ 構造は平屋建てまたは二階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じて高齢者・障害者に配慮した設備・構造とする。

第5 入居者の募集・選定

(1) 都の役割

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区に住宅を割り当てるものとする。

イ 割り当てに際しては、原則として区内の住宅を割り当てるものとする。

(2) 区の役割

ア 住宅の割り当てに際して、所要戸数の確保が困難な場合には、区は他の区市町村と連携を図り融通しあうものとする。

イ 住宅の割り当てを受けた区は、区内被災者に対し募集を行う。

ウ 入居者の選定は、次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは1世帯1ヵ所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊または流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住家を確保できない者

第6 帳簿の整備

応急仮設住宅の供給に伴い、区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第7 管理及び入居期間

管理は、原則都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居管理等は区が行う。入居期間は、竣工の日から原則として2年以内とする。

第3節 一時提供住宅の供給

担当	(災対) まちづくり部／都都市整備局

一般被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設の他に、都と連携して、公的住宅や民間賃貸住宅の空き家を一時的に提供する。

第1 公的住宅

- (1) 都は、都営住宅、公社・都市再生機構等が提供する空き家の供給及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
- (2) 区は、区営住宅の空き家を提供し、割り当てられた住宅についての募集・選定等を行うこととする。

第2 民間賃貸住宅

- (1) 都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。
- (2) 区は、都から割り当てられた住宅について入居者の募集・選定等を行う。

第3 入居資格・選定等

原則として、「応急仮設住宅」に準拠する。

第4 帳簿の整備

一時提供住宅の供給に伴い、区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第25章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用範囲

担当	(災対) 各部

第1 救助の実施機関

北区の地域で、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じ、知事が救助法第2条の規定に基づき救助に着手したときは、区長は、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないとき、区長は、救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、北区においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法の適用を申請する。

- (1) 区の地域内の住家が滅失した世帯数が150世帯以上であること。
- (2) 都の区域内の住家のうち滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、北区の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が75世帯以上であること。
- (3) 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害を被ったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命または身体の影響を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

第3 被災世帯の算定基準

1. 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯と見なす。

2. 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占め

る損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの

(1)(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住する事ができない状態となったもの。

3. 世帯及び住家の単位

(1) 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家：現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造アパート等の居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第4 救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊出しその他による食品の供給及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具、その他生活必需品の供給または貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具または資料の供給または貸与

ク 学用品の供給

ケ 埋葬

コ 死体の搜索及び処理

サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

第2節 災害救助法の適用手続き

担当	(災対) 各部

第1 適用要請

災害に際し、災害救助法適用基準のいずれかに該当、または該当する見込であるとき

は、区長はただちにその旨を知事に報告し、次に掲げる事項を明らかにし、災害救助法の適用を知事に要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を申請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

第3節 救助の実施方法等

担当	(災対) 各部

第1 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、区長は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

第2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、区長は知事に報告するものとする。

第3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、災害救助法施行細則第2条別表第一に定めるところによる。

第4 実費弁償

令第10条第1号から第4号までに規定するものに対する実費弁償のため支出できる費用（令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のための支出できる費用）は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額も加算した額以内の額とする。

※実費弁償【資料編p218参照】

第26章 激甚災害の指定

激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

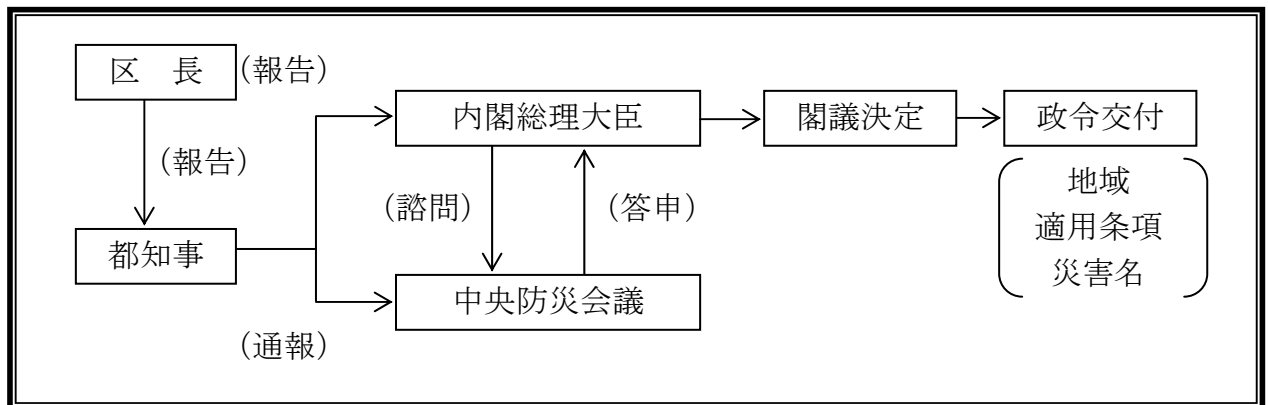
区内で、大規模な災害が発生した場合は、区としても、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定める。

第1節 激甚災害指定の手続き

災害が発生した場合、区長は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、これを受けその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。



【手続きの流れ】

第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

- (1) 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。
- (2) 被害の状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所または地域

- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第 1 に定める事項）
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

第3節 激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準

第1 激甚災害指定基準

昭和37年12月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の助成援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

※激甚災害指定基準【資料編p219参照】

第2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

なお、激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後 2 ヶ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

※局地激甚災害指定基準【資料編p221参照】

第4節 特別財政援助等の申請手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局へ提出する。

第4部 復旧・復興施策の推進

第1章 復興の基本的考え方

大規模な震災被害等が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。復興に際しては、災害に強く安全で安心なまちづくりに努め、市街地、住宅、くらし及び産業の復興を迅速かつ円滑に推進する。

第1節 復興本部

担当	(災対) 各部

第1 復興本部の設置

地震により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

第2 災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第2節 震災復興基本方針の策定

担当	(災対) 各部

復興本部長（区長）は、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定する。

第3節 復興総合計画の策定

担当	(災対) 各部

復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興の基本目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにするため、復興総合計画を策定する。

第4節 特定分野計画の策定

担当	(災対) 各部

市街地復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第1 都市復興

被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等に努める。

第2 住宅復興

住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

第3 暮らしの復興

暮らしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携のもと、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

第4 産業復興

震災からの産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、区の産業振興を図る施策を進める。

第5節 復興施策の推進

担当	(災対) 各部

第1 市街地復興マニュアル・生活復興マニュアルの活用

平成14年に策定した「市街地復興マニュアル」、今後策定予定の「生活復興マニュアル」を活用し、復興計画に定めた復興事業等の施策を推進する。なお、両マニュアルとも、復興シミュレーションなどを通じて、内容の充実・改良を図っていく。

＜両マニュアルの基本的な考え方＞

項目	基本的考え方
生活復興 マニュアル	(1) 生活復興の目標 ア 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 イ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 (2) 生活復興の推進 ア 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のため環境整備を行う。 イ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対して ウ 医療、福祉等の施策を通じ、生活再建のための直接支援を行う。
市街地復興 マニュアル	人びとがくらしやすく、住み続けることができる、北区をつくるため、次の点に留意して市街地復興に取り組む。 (1) 特に大きな被害を受けた地域のための復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。 (2) 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。 (3) 区民、企業、都、国等との「協働と連携によるまちづくり」を行う。

第2 市街地復興のプロセス

市街地復興のプロセスは、下記の5段階に区分される。

〔第1段階〕市街地復興初動体制の確立（地震発生～1週間）

応急・復旧の課題を優先しながら、市街地復興に向けた北区の基本的な体制として、市街地復興本部を設置する。

また、北区全体の建物の被害状況をおおまかに把握して、必要に応じて短期建築制限を行う。

〔第2段階〕市街地復興基本方針の策定（～1か月）

市街地復興に向けた北区の基本的な姿勢を内外に示すため、市街地復興基本方針を策定し、区民に周知する。

また、建物被害状況の現地調査に基づき、区内を4つの復興地区に区分して、区民に周知する。本格的な市街地復興に向けて、必要に応じて長期建築制限を行う。

[第3段階] 市街地復興基本計画の策定（～6か月）

市街地復興に向けた北区の基本計画を策定するとともに、地区の復興について地区住民と北区で協議を行い、北区全域及び被災地区ごとに、復興の基本的な計画や実現方法を明らかにする。

[第4段階] 市街地復興事業計画の策定（～1年）

市街地復興基本計画をもとに、区民との合意形成を図り、市街地復興を具体的に進めるための事業計画を策定する。

[第5段階] 市街地復興事業の推進（1年～）

市街地復興事業計画をもとに、復興まちづくりに取り組む。速やかな復興を実現するため、財源の確保に努めるとともに、震災復興にかかる各種法令などの特例措置を十分活用する。

第3 災害対策基金の設立

災害の復旧・復興に要する経費に充当するための災害対策基金の設立について、被災状況に応じて検討する。

第4 国有財産の管理処分

防災上必要な気象、地象及び水象の観測施設並びに防災上必要な通信施設を設置するため、小規模な普通財産を地方公共団体へ解放する。

第2章 生活再建への支援

第1節 基本方針

担当	(災対) 各部／各防災関係機関

災害により被害を受けた区民が、速やかに再起できるようにするため、職業のあっせん、租税等の徴収猶予及び減免、資金の融資等の施策により、生活再建を支援する。

第2節 生活相談窓口の開設

担当	(災対) 各部／警視庁／東京消防庁

第1 生活相談総合窓口の開設

発災時の地域の実情を考慮し、区内3カ所（区役所、赤羽会館、滝野川会館）に生活相談総合窓口を開設する。

生活相談総合窓口は時間経過に従い、中心となる業務事務を以下のように想定する。

- (1) 避難所情報、救援情報等の住民への情報提供。
- (2) 生活確保対策として、災害弔慰金、見舞金等の支給や職業斡旋、税の徴収猶予、年金・国保の減免処置等の受付。
- (3) り災証明発行・義援金支払証発行・がれき処理・家屋解体（特例適用を想定）等の申込み受付。
- (4) 震災後の復興まちづくりにあたり、建築制限にかかる情報提供や苦情処理、建築相談を行うため、建築相談コーナーを設置する。

第2 その他の生活相談窓口の開設

機関名	相談の内容等
警 視 庁	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁	(1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 (4) 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 (5) り災証明の発行については、区市町村と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、り災者の利便の向上に努める。

第3節 り災証明書の発行

担当	(災対) 区民部／消防署

第1 発行場所等

- (1) 区は、区内3カ所に開設する生活相談窓口でり災証明書を発行する。また、証明事務に必要な資料・記録については、複写するなどバックアップ態勢を確立する。
- (2) 北区と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によりり災証明書を発行する。
- (3) り災証明書の様式等については、別途、東京消防庁が定める。

第2 発行手続

住居表示台帳の北区全域分を、り災台帳の正本とし、り災者の申請により証明書を発行する。

第3 証明の範囲

り災証明の対象を建築物の被害に限定する。り災証明の中には、被害の程度（全壊、半壊、一部損壊の別）を明示する。

※り災証明の範囲【資料編p222参照】

第4節 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部

※災害弔慰金・災害障害見舞金の支給【資料編p223参照】

第5節 小規模災害時見舞金品の支給

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部

災害救助法の適用に至らない小規模災害によって被害を受けた区民に対し、見舞金品を支給することにより、復興意欲の促進を図る事を目的とする。なお、支給については諸条件等がある。

※見舞金・見舞い品【資料編p224参照】

第6節 被災者生活再建支援金の支給

担当	(災対) 区民部

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により被災した、一定の条件に当てはまる世帯に、生活必需品等の購入のための経費を支給するものである。

第1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然災害により生ずる被害であり、以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生したとき
- (2) 区の区域内で、10世帯以上の住宅が全壊したとき
- (3) 都の区域内で、100世帯以上の住宅が全壊したとき

※被災者生活再建支援金支給額【資料編p225参照】

第2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

第7節 住宅再建支援

担当	(災対) 区民部／(災対) まちづくり部

平成19年の被災者生活再建支援法改正により、支援金を住宅再建に使用することが可能となった。

第8節 義援金品の配分

担当	(災対) 区民部／東京都

第1 活動方針

一般から抛出される義援金品は、区や都、日赤等諸機関それぞれに委託されることが考えられるが、り災者に迅速かつ適正に配布されることが必要であり、区としても都と協力して、その配分に努める。

第2 都の役割

1. 義援金品募集配分委員会の設置

- (1) 義援金品の募集及び配分を確実、迅速、適正に行うため、都災害対策本部に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、次の事項を審議決定する。
 - ア 被災者への義援金品の配分計画の策定
 - イ 義援金品の受付・配分に係わる広報活動
 - ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要なこと
- (3) 配分計画は、被災状況等を勘案して世帯及び人員を単位として計画する。
- (4) 委員会は次の機関等の代表者により構成する。
 - ア 東京都
 - イ 区市町村
 - ウ 日本赤十字社
 - エ その他関係機関

2. 義援金品の受付・募集等

- (1) 義援金は、都、区及び日本赤十字社が受け付ける。
- (2) 義援品は、被害状況等を勘案し、必要な物資について募集し、区・都で受け付ける。

3. 義援金品の保管及び配分

義援金品の配分率及び配分方法等については、委員会が配分計画により定める。委員会は、配分計画に基づき義援金を被災区に送金し、被災区が被災者に義援金を配付する。なお、義援品については、速やかに被災区に引き渡す。

第3 区の役割

1. 義援金品の受付

- (1) 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- (2) 義援金品の受付状況について、委員会に報告するとともに、受付けた義援金につい

ては、委員会に送付する。

- (3) 義援金品の受領については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込みの場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

2. 義援金品の配付

- (1) 委員会から送金された義援金は、配分計画に基づく配分率及び配分方法に基づき、区が被災者に義援金を配分する。
- (2) 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品について、配分計画に基づき、区内3ヵ所（区役所、赤羽会館、滝野川会館）に窓口を開設し配付する。

第9節 職業のあっせん

担当	(災対) 地域振興部

被災者の職業あっせんについて、必要によりハローワーク及び都産業労働局に要請する。また、必要に応じて相談窓口を開設する。

第10節 税の徴収猶予及び減免等

担当	(災対) 区民部

り災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または東京都北区特別区税条例に基づき、区税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収の猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定し、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講じる。

第11節 国民健康保険料の減免等

担当	(災対) 区民部

第1 減免

り災により生活が著しく困難になった者に対し、その者の申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減免する。

第2 徴収猶予

り災により財産に損害を受けた者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収を猶予する。

第12節 国民年金保険料の免除

担当	(災対) 区民部

被保険者（強制加入）またはその世帯員が災により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請を受け、区長による意見を記入のうえ北社会保険事務所に送付する。

第13節 後期高齢者医療保険料の減免

担当	(災対) 区民部

災害により重大な損害を受けたときで、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず、保険料を納められなくなった場合は、その者の申請に基づき、保険料を減免する。

保険料の減免の期間については、災害を受けた日以後の納期の末日から、その年度末の納期の末日までとする。

第14節 介護保険料・介護サービス費の減免

担当	(災対) 健康福祉部

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受け、居宅介護サービス費等の費用または保険料を負担することが困難と認めた場合に、その申請により下記の減免を行う。

- (1) 要介護（要支援）被保険者の居宅介護サービス費等の費用の減免
- (2) 第1号被保険者の保険料の徴収猶予または減免

第15節 障害福祉サービス費の減免

担当	(災対) 健康福祉部

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受け、障害福祉サービス費等の費用を負担することが困難と認めた場合に、その申請により下記の減免を行う。

介護給付、訓練等給付等の利用者負担の減免

第16節 融資

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) まちづくり部

第1 北区災害援護資金貸付

(1) 対象となる災害

都内で災害救助法が適用された区市町村が1以上ある災害

(2) 災害救助法による救助の行われる災害等により、次に掲げる被害を受けた世帯で収入が一定限度額以下の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

※災害援護資金貸付【資料編p226参照】

第2 生活福祉資金

災害を受けた者で他から融資を得られない低所得世帯に自立更生するために貸し付ける。区においては、北区社会福祉協議会で受け付ける。

第3 中小企業関係融資

1. 緊急資金(災対地域振興部)

(1) 対象事業者

事業資金の対象者で、次のいずれかの要件に該当する事業者

ア 直接被災者：区長が指定する災害により被害を受けた事業者

(災害を受けた日から2カ月以内に災害救助法の適用に至らないもの)

イ 間接被災者：他地域の大災害等により、事業活動に支障をきたしている事業者

(対象災害及び受付期間は別に定める)

ウ その他緊急を要する資金 ア、イの他 区長が指定する自然災害等の影響を受けて事業活動に支障をきたし、緊急に資金を要する者

(対象及び受付期間は別に定める)

(2) 事業資金対象者

以下のすべての要件に該当するもの。

ア 区内に住所(法人の場合は本店登記)を有し、原則として引続き1年以上同一場所で同一事業を営んでいること。

イ 前年度の特別区民税(法人の場合は法人住民税)を完納していること。

ウ 東京信用保証協会の保証対象業種であること。

(3) 融資限度額 800万円

第17節 郵便事業㈱の復旧・復興支援

担当	郵便事業㈱

第1 計画方針

災害発生時において、地域お客様サービスの確保を図るため、支店施設の被害を最小限にとどめる対策を講じ、被害施設の早期復旧に努める。

第2 地域復興支援

全国から寄せられる支援物資等の配達に全力で取り組み、地域の復興に協力する。

第3 北区との相互協力

「北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、相互協力する。

第3章 ライフラインの復旧対策

第1節 電力供給施設の復旧

担当	東京電力㈱

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

第2節 ガス供給施設の復旧

担当	東京ガス㈱

第1 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧する。

第2 復旧作業の実施

- (1) 製造設備の復旧作業
被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。
- (2) 供給設備の復旧作業
供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。

第3 安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第3節 水道施設の復旧

担当	都水道局

第1 復旧優先順位の決定

災害発生時には、水道施設の被害についての情報の収集・分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り都民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努める。

管路に被害を受けた場合、原則として断水は行わないが、漏水により二次災害を引き起こすおそれのある場合は、速やかに断水する。また、送配水管等の復旧にあたっては、

あらかじめ定めている復旧の優先順位に基づき、効率的に作業を進める。

1. 送配水管

- (1) 首都中枢機関等への供給路線
- (2) 第一次重要路線：送水管及び主要配水本管
- (3) 第二次重要路線：第一次に準ずる管路で避難場所または応急給水槽に至る管路

2. 給水管

- (1) 配水管の通水に支障となる給水管
- (2) 医療機関、福祉施設等への給水管など

第2 関係会社等の協力体制の確保

復旧活動は、局工事請負会社等との協力体制の下に実施することとしている。

復旧作業に必要な作業要員、復旧用材料の確保等に関しては、関係会社等にあらかじめ協力要請を行うなど、機動性及び実効性を重視した体制の整備を図っている。

第4節 下水道施設の復旧

担当	都下水道局

被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

第5節 通信施設の復旧

担当	N T T 東日本(株)

各社の対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

- (1) 応急復旧に必要な資料装備等を備蓄しておく。
- (2) 被災状況については、北区等関係機関へ定期的に報告し、また復旧・回復状況も定期的に情報交換を行う。

機関名	実施内容								
NTT 東日本㈱	(1) 災害復旧 ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。 イ 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。								
	(2) 復旧の順位								
	<table><tr><th>順位</th><th>復旧する電気通信設備</th></tr><tr><td>1</td><td> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの </td></tr><tr><td>2</td><td> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。） </td></tr><tr><td>3</td><td>第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr></table>	順位	復旧する電気通信設備	1	・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
	順位	復旧する電気通信設備							
	1	・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの							
2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）								
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの								

第6節 ライフライン復旧関係者の受入

担当	(災対) まちづくり部

区は、ライフラインの早期復旧にあたり、復旧資材や車両等の置き場、作業人員の収容スペースなどを確保し、ライフライン復旧関係者が効率的に作業を行えるような応援受入れ拠点を設ける。

第4章 交通施設等の復旧対策

担当	都交通局／J R 東日本㈱／東京地下鉄㈱

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、各鉄道機関は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けぬよう復旧計画をたて実施する。

第5章 区立施設等の復旧対策

担当	(災対) 各部

区立施設については、災害後ただちに被害状況を調査し、被害状況によって再開が可能なものについては、速やかに再開する。また、被害が大きくて再建・廃止する必要が生じた施設については、復興計画を策定する。

第3編 風水害対策編

第 1 部 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、北区地域防災計画の一環として、北区管内の各河川の洪水または高潮による水害及び急傾斜地等の崩壊による災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、区民の安全を保持する目的をもって必要な監視、警戒、連絡、避難、立ち退き並びに水防活動に必要な資機材等の整備及び運用について実施の要綱を示したものである。

第2章 水防の責任と任務

水防管理団体（北区）及び東京都は、洪水または高潮等に際し、水防の万全を期するため次の任務を行うものとする。

- (1) 水防は水防管理団体（北区）がその区域内の水防を充分果たさなければならない。
〔水防法第3条（区市町村の水防責任）〕
- (2) 水防管理団体（北区）の行う水防が十分に行えるように情報を連絡し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。
〔水防法第3条の6（都道府県の水防責任）〕

第3章 水防管理団体(北区)の態勢及び活動

水防管理団体（北区）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

また、気象状況等により、洪水、高潮の恐れがあるときは、ただちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象状況並びに水位、潮位に応じて管理者、消防機関と綿密な連絡のもとに河川の巡視警戒を行い、異常を発見したときには、ただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (2) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は、ただちに水防本部（東京都建設局）に報告するものとする。
 - ア 水防警報により、出動または指示の警告があった時
 - イ 水位または潮位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、危険の恐れがある時
 - ウ その他水防上必要と認めた時
- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または水防

の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

- (6) 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (7) 洪水、高潮による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、またはその準備を指示することができる。この場合遅滞なく地元警察署長（王子・赤羽・滝野川）に、その旨を通知しなければならない。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

第4章 管内河川の概況

北区は、東京23区の北部に位置し北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接し、その距離は東西約2.9km、南北約9.3kmという細長い形状で、面積は20.59km²である。

地形は、大きくはJR京浜東北線を境に、西側の赤羽から十条、飛鳥山を経て、田端から上野まで連なる海拔20～25mの武蔵野台地（本郷台）と東側は浮間（埼玉県であったが大正15年北区に編入）志茂、王子、田端新町に至る海拔5m以下の荒川低地に分かれ、南北崖線を境に特徴ある形状をもっている。

区内には荒川水系に属する荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れており、台風、集中豪雨時等には、地形的な面もあわせ、その影響が大きいところである。

第5章 水防上注意を要する(重要水防)箇所

区内の各河川における水防上注意を要する（重要水防）箇所を把握する。

第1 基準等

《東京都の管理河川》

種類	箇所数	延長 (m)	基準
洪水	48	54,240	1 時間に50mm程度の降雨により、過去に水があふれる被害のあった区間。（昭和50年～平成19年末）。
高潮	9	1,830	伊勢湾台風と同程度の高潮が東京に発生した時。
堤防・護岸の高さ	33	8,265	老朽・洗堀及び水衝により堤防・護岸の強さに注意を要する箇所
計	90	64,335	

工事施工	100	15,920	出水期に堤防を開削しまたは河積内に栈橋等を設置する工事箇所

近年の 溢水実績	溢水河川	基準
	平成17年9月4～5日 野川、仙川、神田川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、石神井川（西東京市）、入間川で時間最大雨量112.0（mm）総雨量263（mm） 平成11年8月29日 古川 時間最大雨量115.0（mm）、総雨量128（mm）	現行の整備水準を大幅に上回る規模の降雨によって、近年溢水した区間

《国直轄河川》

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
法崩れ ・ すべり	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れまたはすべりが発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防で、漏水が発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝 ・ 洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

種別	要注意区間
工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	新堤防で築造等３年以内の箇所。 破堤跡、または旧川跡の箇所。
陸こう	陸こうが設置されている箇所。

※水防上注意を要する（重要水防）箇所【資料編p239参照】

第6章 水害履歴

発生日		被害発生場所	被害状況
平成5年	6月21日 (大雨・洪水警報、雷注意報)	赤羽台外	床上浸水 56件 床下浸水 101件
	8月26日 (台風11号)	昭和町外	床下浸水 128件
平成6年	7月7日 (大雨・洪水警報、雷注意報)	岸町外	床下浸水 31件
	7月18日 (大雨・洪水警報、雷注意報)	昭和町外	床下浸水 3件
	8月20日 (大雨・洪水警報、雷注意報)	赤羽北外	床下浸水 1件
平成7年	8月2日 (大雨・洪水警報)	西ヶ原外	床上浸水 2件 床下浸水 21件
	9月16日 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	田端、飛鳥山公園外	街路樹倒木 1本 公園樹木 5本
平成8年	9月21～23日 (台風17号) (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	西ヶ原、豊島、街路・公園外	床上浸水 3件 道路冠水 4件 倒木 36件
平成9年	6月20日 (台風7号) (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	浮間、街路・公園外	道路冠水 1件 倒木 9件
平成10年	8月29～30日 (台風4号) (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	赤羽西、岸町外	床下浸水 2件 道路冠水 1件 地下道冠水 1件
	9月15～16日 (台風5号) (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	西ヶ原、街路・公園	道路冠水 3件 倒木 3件
平成11年	8月29日 (大雨・洪水警報)	岸町、西ヶ原 昭和町外	床下浸水 75件 道路冠水 5件 公園冠水 1件 地下道冠水 1件
平成12年	7月4日 (大雨・洪水警報)	東十条、西ヶ原	床下浸水 2件 道路冠水 2件
	7月7～8日 (台風3号) (大雨・洪水警報)	昭和町、豊島外	道路冠水 3件 倒木 2件 道路陥没 1件
	8月7日 (大雨・洪水警報)	滝野川	道路冠水 1件
	8月9日 (大雨・洪水警報)	西ヶ原、岸町	床下浸水 4件 地下道冠水 1件
	9月11～12日 (大雨・洪水警報)	赤羽西、志茂 赤羽台外	床下浸水 9件 道路冠水 10件 道路陥没 1件 地下道冠水 1件 半地下駐車場浸水 5件
平成13年	9月10～12日 (台風15号) (大雨・洪水警報)	赤羽北、志茂 赤羽台外	床下浸水 5件 道路冠水 10件 公園灯損壊 1件 倒木 14件

発生日		被害発生場所	被害状況
平成14年	7月10～12日（台風6号） （大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報）	桐ヶ丘中央公園外	倒木 3件
	8月2日（大雨・洪水・雷注意報）	西ヶ原、岸町、十条仲原外	床下浸水 2件 道路冠水 2件 地下道冠水 1件
	8月4日（大雨・洪水警報）	西ヶ原、岸町、赤羽西、赤羽、赤羽台、赤羽北外	床下浸水 33件 半地下駐車場浸水 4件 道路冠水 3件 地下道冠水 1件
平成15年	6月25日 集中豪雨 （大雨・雷・洪水注意報）	赤羽台、岸町、赤羽西	床下浸水 5件
	10月13日 集中豪雨 （大雨・洪水・強風・波浪注意報）	堀船、豊島、志茂、田端新町、王子	床上浸水 3件 床下浸水 2件 道路冠水 5件
平成16年	9月4日 集中豪雨 （大雨・洪水警報）	志茂、新谷、岸町、赤羽、東田端	床上浸水 16件 床下浸水 43件 道路冠水 3件
	10月9日 台風21号 （大雨・洪水警報）	赤羽台、赤羽北、赤羽西、志茂、昭和町、岸町、東十条、豊島、岩淵、上中里、栄町、東田端、滝野川	床上浸水 2件 床下浸水 16件 道路冠水 3件
	10月20日 台風23号 （大雨・洪水警報）	西ヶ原、滝野川、昭和町、赤羽西、志茂、桐ヶ丘	床上浸水 2件 床下浸水 5件 道路冠水 7件
平成17年	8月12日 集中豪雨 （大雨・洪水警報）	赤羽西、中里、西ヶ原、赤羽	床上浸水 1件 床下浸水 4件
	8月25日 台風11号 （大雨・洪水・暴風・波浪警報）	滝野川、西ヶ原、桐ヶ丘	倒木 3本
	9月4日 集中豪雨 （大雨・洪水警報）	堀船、滝野川、田端新町、赤羽北、上中里、栄町、赤羽台、赤羽西	床上浸水 310件 床下浸水 983件
平成19年	9月6日 台風9号 （大雨・洪水・暴風・波浪警報）	田端、滝野川、王子、堀船、豊島、西が丘、東十条、赤羽西	倒木 33本 雨水ますの詰まり 2箇所 看板等の倒れ 2箇所 屋根の飛散 1箇所

第 2 部 災害予防

第1章 河川の現況及び改修計画

担当	まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

第1 荒 川

荒川は、秩父山地の甲武信ヶ岳（標高2,475m）にその源を発し、中津川、赤平川などの支川をあわせて秩父盆地を東流し、長瀬を経て、さらに熊谷市の西部で平野に出て東南に流れを変える。そこから武蔵野台地、大宮台地に挟まれた低地帯を抜けて都内に入り、北区志茂で隅田川を分派したのち東京湾に注いでいる。

支川は入間川、隅田川など120河川にも達し、我が国の政治、経済、文化の中心である首都東京を流域内に抱えており、人口密度は一級河川で最も高密度になっており、治水、利水の役割が極めて大きい河川である。

国土交通省直轄河川として、荒川下流河川事務所では更なる治水機能向上を目指し、継続して改修工事を実施しており、超過洪水対策として高規格堤防事業や、高さの低い橋りょうの架替、堤防の耐震対策も進めている。

また、重大災害時（地震、洪水）に現地対策を行う河川防災ステーションを浮間一丁目に国土交通省と共同で建設するものとし、平成20年度の完成を予定している。

第2 隅田川

新岩淵水門で荒川放水路から分派した隅田川は、本区東岸を南流、荒川区と足立区・台東区・中央区・墨田区と江東区のそれぞれ境界を形成して、東京湾に注いでいる。

新岩淵水門下流のコンクリート護岸は既に完成しており、一定の洪水対策が行われている。また、恒久的な高潮対策は東京都江東治水事務所で昭和38年に着手し、昭和50年度で完成している。昭和55年から防潮堤・護岸を地震や洪水に対して、より安全で水に親しめる緩傾斜型堤防事業に着手した。その後昭和60年からは、市街地と河川の一体整備により、土地の有効利用が図れるスーパー堤防を基本に整備が進められている。

第3 新河岸川

新河岸川は埼玉県川越市東方の伊佐沼に発し、おおむね荒川に平行して流下し、埼玉県北足立郡新倉村（現和光市新倉）で荒川に合流していた。

曲がりくねった水路は洪水による被害をもたらし、大正10年から昭和6年にかけて新水路の工事を行った。

新水路は、新倉村で荒川に合流させないで板橋区の北側を通り、北区浮間・岩淵を通り新岩淵水門の下流、志茂で隅田川に結んだ。

本区内水路は人工であるから、新河岸川運河ともいわれている。

両岸とも防災護岸は完成している。恒久的な高潮対策は、東京都で昭和48年より右岸に、昭和59年度より左岸に各々着手し、新河岸橋下流部及びJR京浜東北線橋りょう右岸部を除き完成している。平成15年度からは、新河岸橋下流の高潮護岸工事を橋りょう架替工事と一緒に実施している。平成20年度の完成を予定している。

第4 石神井川

石神井川は、小平市を源として発し東に流れ、練馬区南田中で石神井地三宝寺池の水を併合している。

流路はこの合流点からさらに東流し、板橋区東南部を横切り、本区の滝野川・王子を経て隅田川に合流する河川である。

昭和34年度から本格的に護岸改修工事が行われ、昭和43年度からは溝田橋下流の高潮対策事業が着手され、以来着々と整備されてきたことにより、王子駅下流での溢水の恐れはかなり軽減されている。

現在、首都高速道路王子線の事業に伴い、昭和57年度に完成した飛鳥山隧道吐出口付近より、溝田橋下流までの区間は流路変更の工事が実施されている。

また、都第六建設事務所では、平成19年度より新柳橋上流から隅田川合流点まで約350m区間の護岸改修工事に着手している。

第2章 水防に関する施設計画

第1節 雨水流出抑制施設計画

担当	まちづくり部

近年、都市部の中小河川流域において市街化が進み、降雨に対する流域の貯留、浸透機能が減少し、一挙に大量の雨水が河川に流入し洪水の被害を受けやすくなっている。

- (1) 平成元年度に「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を制定し、北区管内河川の総合的な治水対策の一環として、公共施設及び大規模民間施設に雨水流出抑制施設の設置を指導している。
- (2) 区の雨水貯留浸透事業として、これまで歩道の透水性舗装や雨水浸透ますの設置、街路緑化や公園等に一時貯留施設等を設置し、浸水地域の被害の軽減を図ってきたところである。
- (3) 市街地化に伴う雨水の浸透機能の低下とともに、下水道管の処理能力を超える台風や局所的集中豪雨により、道路冠水が生じている。今後も、道路・公園等の公共施設の雨水流出抑制事業の推進を図るとともに、都下水道局に下水道管の処理能力を向上する事業のより一層の推進を要請して行く。

第2節 内水排除施設計画

担当	まちづくり部／都下水道局

- (1) 都下水道局では、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するために、幹線やポンプ所を整備するなどの雨水対策事業をこれまで計画的に行ってきた。
- (2) これらは東京都区部全体を50mm/hでかつ流出係数を80%の降雨に対応できるようにしていく事業であり、今後とも緊急度の高いものから着実に進めていく必要がある。こうした広範囲の面的な区域を対象とし、流下方式を原則とした施設整備は、規模が大きく、事業効果を発揮するまでには長い月日を必要とする。
- (3) 短時間かつ局地的に、想定をはるかに超える雨、また、地下街や地下鉄、個人住宅の地下室など、地下空間の利用の増加から、浸水に対する危険度はますます増加している。
- (4) 都下水道局では従来の雨水対策事業は継続して着実に推進しつつも、これまでとは発想を転換した雨水対策を早急に実施し、早期に浸水被害の発生をできる限り軽減していくこととした。また次の考え方を基本とした雨水整備クイックプラン（緊急重点雨水対策）を平成12年3月に策定した。
 - ア 地域を重点化し、できるところからできるだけの対策を行う。
 - イ 浸透、貯留及び管きよのネットワーク化等の手法を導入しピーク流出量を抑制する。
 - ウ 道路管理者である北区などとも連携を図って対策を行う

第3節 区内の雨水対策事業における重点地区（計画期間は平成20年度まで）

担当	都下水道局

- (1) 西ヶ原、岸町、田端新町・東田端の3地区を重点地区に選定し、再構築主要枝線の先行整備や暫定貯留管の設置等の対策が講じられた。
- (2) 西ヶ原2丁目、滝野川1丁目等区内10箇所については、改良整備、人孔蓋の取り替え、管きよのループ化等の小規模対応が実施された。
- (3) 重点地区について既に一部の箇所で工事が施行され、平成14年度の集中豪雨の際にも浸水の発生が軽減される等の効果が現れている。

第4節 高潮対策

担当	都第六建設事務所

昭和24年キティ台風による災害を契機に、同年から第1次高潮対策事業として同台風級の高潮（AP+3.15m）に対処するため整備した隅田川の防潮堤は、相次ぐ地盤沈下と昭和34年の伊勢湾台風による被害等を想定し、大改修が必要となった。

このため国及び都は、同台風級の高潮（AP+5.1m）に対処すべく、昭和38年から東京高潮対策事業に着手した。

これにより隅田川は、水門9基を含む防潮堤46.9kmの整備を行い昭和50年度に完成している。

また、新河岸川は新河岸橋までが高潮対策事業区間に指定されており、平成15年度からは、新河岸橋下流の高潮護岸工事を橋りょう架替工事と一緒に実施している。

第5節 流木対策計画

担当	まちづくり部

台風時期には、流木の生じた場合は関係機関と緊急連絡により排除する等被害を最小限度に止めるものとする。

第3章 都市施設防災計画

第1節 電 気

担当	東京電力(株)

建物に対する風圧力は建築基準法による。配電、通信の各設備に対する風圧荷重は電気設備に関する 技術基準の各該当項目による。また、周囲の状況から浸水災害を想定する。

施設名		設計基準
変電設備		最高潮位AP+4.7mを想定し、「高潮洪水対策」の効果が失われないように配慮している。屋外鉄構の強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るものになっている。
送電設備	架空線	鉄塔及び電線強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るものになっている。
	地中線	—
配電設備		支持物の基礎は、「電気設備の技術基準」に基づき適正な根入れ深さをとる。電柱及び電線の強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るように設計している。
通信設備		無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備に関する技術基準及び電力用無線通信鉄塔、鉄柱設計基準によっている。 通信設備及び予備電源装置は、水没しない箇所に施設することを原則としている。

その他の水防活動に含まれる計画内容について	【第2編 震災対策編 第2部災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第5節 電気施設の安全化】に準ずる

第2節 電 話

担当	NTT東日本

洪水に対する緊急防護設備の確保として、防火扉、防水壁、防水栓、土のう、ビニールシート及び排水装置（排水ポンプ等）の点検整備をする。

その他の水防活動に含まれる計画内容について	【第2編 震災対策編 第2部災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第7節 通信施設の安全化】に準ずる

第3節 交 通

担当	都交通局／J R 東日本／東京地下鉄㈱

第1 都営交通施設

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な自然現象による水害の発生する恐れのある場合には、その災害に対する未然防止策を図るとともに、災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。

その他の水防活動に含まれる計画内容について	【第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第2節 道路及び交通施設の安全化】に準ずる

第2 JR東日本施設

【第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第2節 道路及び交通施設の安全化】に準ずる

第3 東京地下鉄㈱施設

東京地下鉄㈱における排水施設は850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0 t のポンプ3台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

その他の水防活動に含まれる計画内容について	【第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第2節 道路及び交通施設の安全化】に準ずる

第4章 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災計画

第1節 計画方針

担当	まちづくり部／警察署／消防署

豪雨等による急傾斜地等の崩壊による災害を未然に防ぐため、建物、道路等の周辺における「がけ等」の実態について調査資料等を基に整理し、防災上の見地から改善指導、助言、勧告、命令等を行い、崩壊危険区域の指定、その他、改善策の指導を推進する。

その他の内容について	【第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第16節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止】に準ずる

第2節 危険度「大」の「がけ・擁壁」の現況

担当	まちづくり部

【第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第16節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止】に準ずる

第3節 急傾斜地崩壊危険区域の指定

担当	まちづくり部

【第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第16節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止】に準ずる

第4節 土砂災害防止対策

担当	まちづくり部

【第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策 第3章 施設構造物の安全化 第16節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止】に準ずる

第5章 水防資機材・施設及び水防工法

区は、管内における水防作業が十分に行えるように、資機材及び設備の整備並びに輸送の確保に努めるものとする。

国・都は北区の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるように努める。

第1節 浮間地区荒川防災ステーション

担当	まちづくり部／国土交通省荒川下流河川事務所

荒川の洪水から市街地を守るための保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う防災活動拠点として、河川防災ステーションを国土交通省と共同で整備し、その運営にあたる。

※河川防災ステーションの機能【資料編p241参照】

第2節 資機材

担当	まちづくり部／都第六建設事務所/国土交通省荒川下流河川事務所

※水防資機材等の整備【資料編p241参照】

※水防倉庫案内図【資料編p242参照】

第3節 排水場

担当	まちづくり部

※排水場一覧表【資料編p243参照】

第4節 応急ポンプ

担当	まちづくり部／消防団（水防団）

※応急ポンプ一覧表【資料編p243参照】

第5節 救助艇

担当	まちづくり部／消防署／警察署

※救助艇【資料編p243参照】

第6節 土のう置き場

担当	まちづくり部

※土のう置き場【資料編p244参照】

第7節 土取場

担当	まちづくり部

※土取場【資料編p244参照】

第8節 水防工法

担当	まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

工法は現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独または併用して実施すること。

※水防工法【資料編p245参照】

第6章 水防訓練計画

第1節 計画方針

担当	区各部／消防署／消防団

水防法及び「風水害対策編 第4部 第1章 水防活動計画」に基づき、水防工法の完全な習熟を目的として、防災関係機関と協力または共同して水防訓練を実施する。

第2節 実施要領

担当	区各部／消防署／消防団

第1 訓練項目

- (1) 水防工法
- (2) 水防知識並びに水防活動に必要な事前教育等
- (3) 部隊編成訓練
- (4) 無線通信訓練
- (5) 本部運営訓練
- (6) 救助救急訓練
- (7) その他水災時の活動に必要な訓練

第2 参加機関

区、消防署、消防団

第3 実施時期

原則として、毎年台風シーズン前に実施する。年1回以上実施する。

第7章 防災訓練

担当	区各部／各防災関係機関

第1 訓練項目

区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

- (1) 参加機関：区、地域住民及び事業者、都及び防災機関
- (2) 訓練項目：本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練

第2 土砂災害に対する全国統一防災訓練

区は都と連携し、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示等の発令、避難場所・避難経路の確認等による警戒避難体制の強化のために訓練を実施する。

- (1) 実施時期：出水期前に実施
- (2) 参加機関
都、区、国土交通省、東京消防庁(地元消防署)、地元住民(自治会・消防団)
- (3) 訓練項目：避難訓練(実働訓練)、情報伝達訓練

第8章 防災教育

担当	区各部／消防署

- (1) 区は防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。
- (2) 消防署は都民防災教育センター(防災館)において、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。
- (3) 消防署は事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。
- (4) 消防署は区と連携を図り、区民の防災教育を推進する。
災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供する。
家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。

第9章 気象情報

第1節 水防活動用注意報・警報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報。

※気象等の注意報、警報【資料編p258参照】

第2節 洪水予報

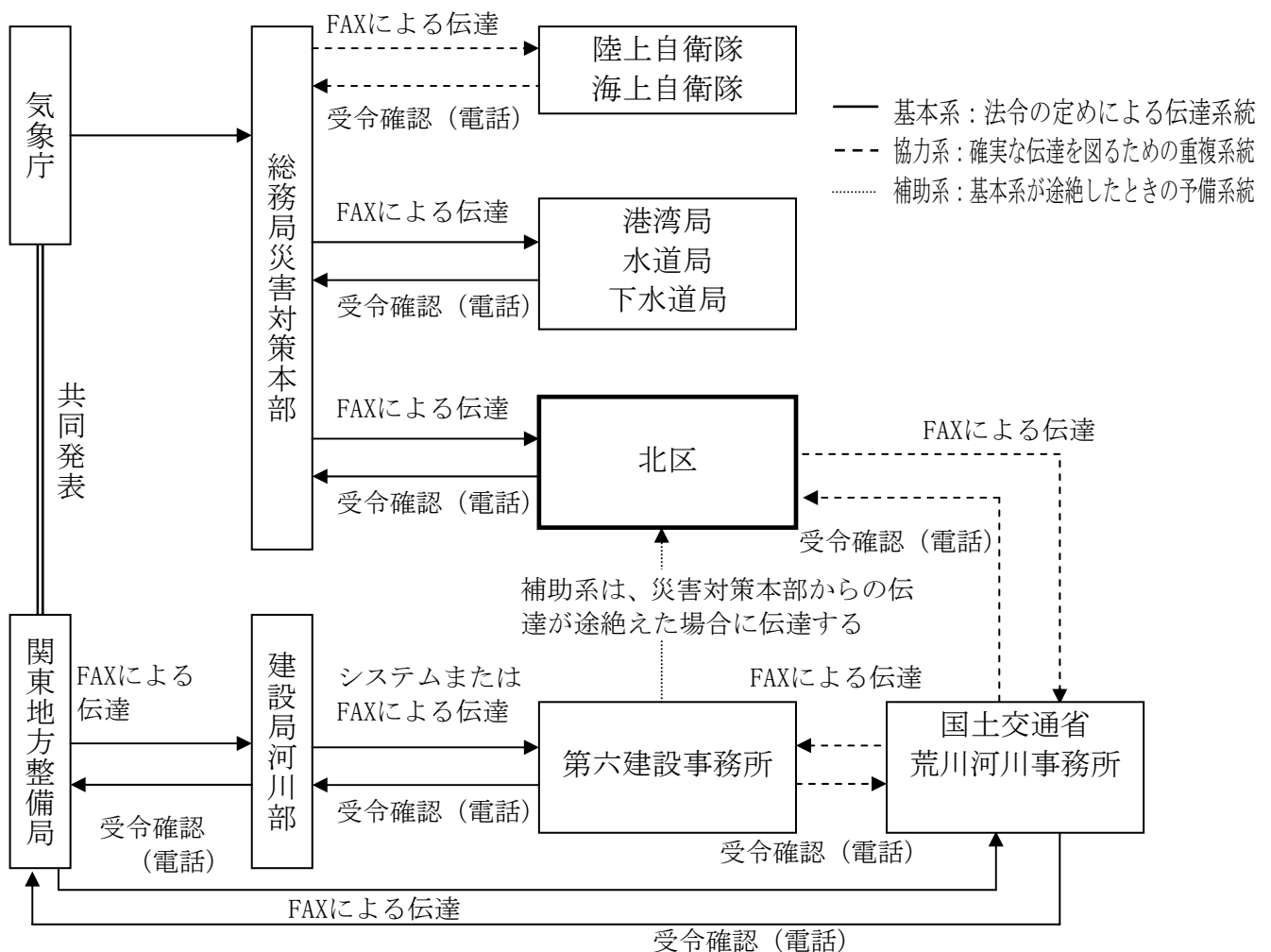
担当	まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

第1 洪水予報の種類と発表基準

平成18年、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領」に基づき、洪水予報が見直された。国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に発表される。北区に関する洪水予報には、荒川洪水予報がある。都及び水防管理団体（北区）は洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

※北区に関する洪水予報【資料編p260参照】

第2 洪水予報伝達系統図



第3節 水防警報

担当 まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

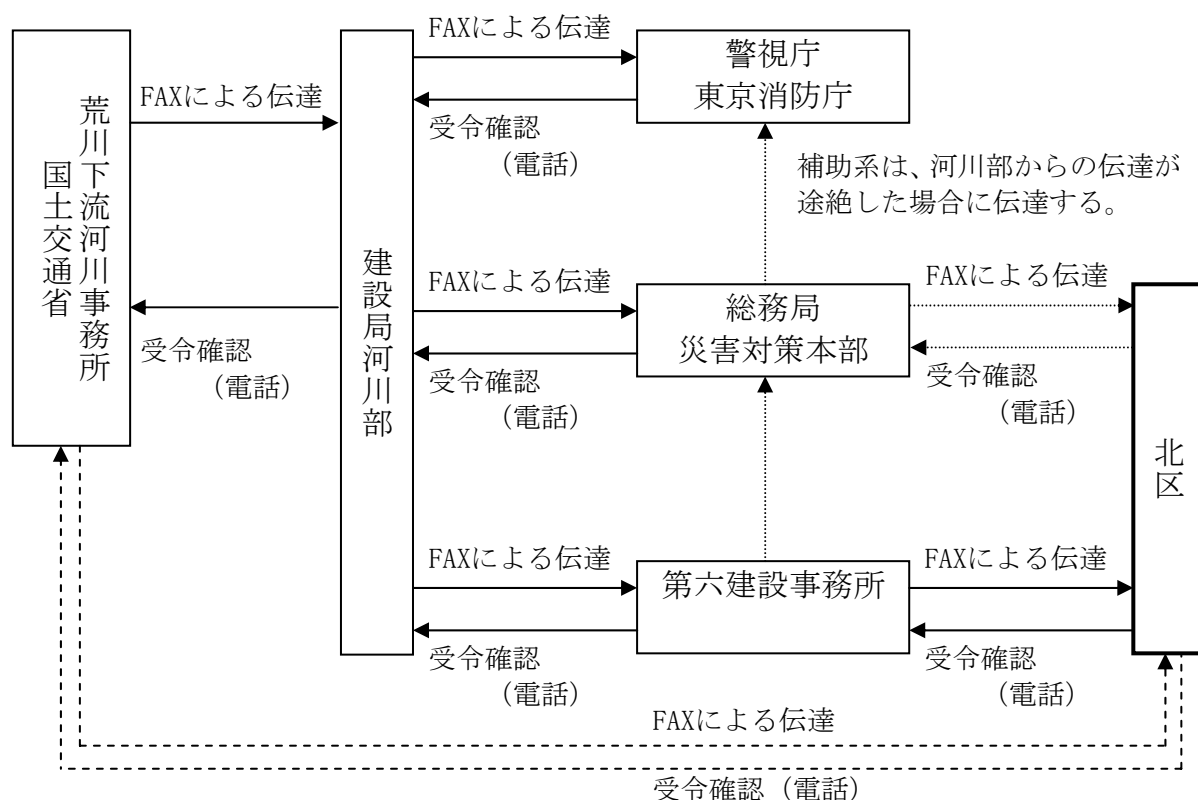
第1 水防警報の種類と発表基準

水防警報は、水防活動の基準であり、都及び水防管理団体（北区）は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を有効に活用して効果的な水防活動に努めるものとする。

※水防警報の種類と発表基準【資料編p261参照】

第2 荒川水防警報伝達系統図

水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、おおむね次の図のとおりである。



- 基本系：法令の定めによる伝達系統
- 協力系：確実な伝達を図るための重複系統
- 補助系：基本系が途絶したときの予備系統

第4節 土砂災害警戒情報の提供

担当 危機管理室／まちづくり部／都建設局／都総務局

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁

が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備しており、平成20年2月に運用を開始した。

第1 土砂災害警戒情報(以下、「情報」という)の目的

大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、東京都と気象庁が共同で発表する新たな気象情報で、区長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用できる。

第2 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- (1) 大雨警報の発表中に発表する(解除情報もある)。
- (2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする(発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする)。
- (3) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

第3 情報の伝達

- (1) 気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。
- (2) 都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS(災害情報システム)を利用し伝達する。

第4 区の対応

情報を受けた区は、ただちに住民へ伝達し、地域防災計画の定めに基づき行動する。今後、区は、地域防災計画に土砂災害警戒情報の取り扱いについて定める。

第 3 部 水防態勢

第1章 水防本部・災害対策本部

第1節 水防本部設置の基準・廃止・統合

担当	まちづくり部

第1 設置

まちづくり部長は、次の場合に水防本部を設置する。

- (1) 暴風・大雨・津波・高潮及び洪水のいずれかの注意報が発せられ、警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき。
- (2) 荒川に洪水警報が発せられたとき。
- (3) 水防警報が発せられたとき。
- (4) その他まちづくり部長が必要と認めたとき。

第2 廃止

区まちづくり部長は、洪水または高潮の恐れが解消し、水防活動が概ね終了したと認められたときに水防本部を廃止する。

第3 水防本部と災害対策本部及び災害対策本部との関係

水防本部の業務は、災害対策基本法第23条の規定に基づく、東京都北区災害対策本部が設置された場合は、それに統合する。

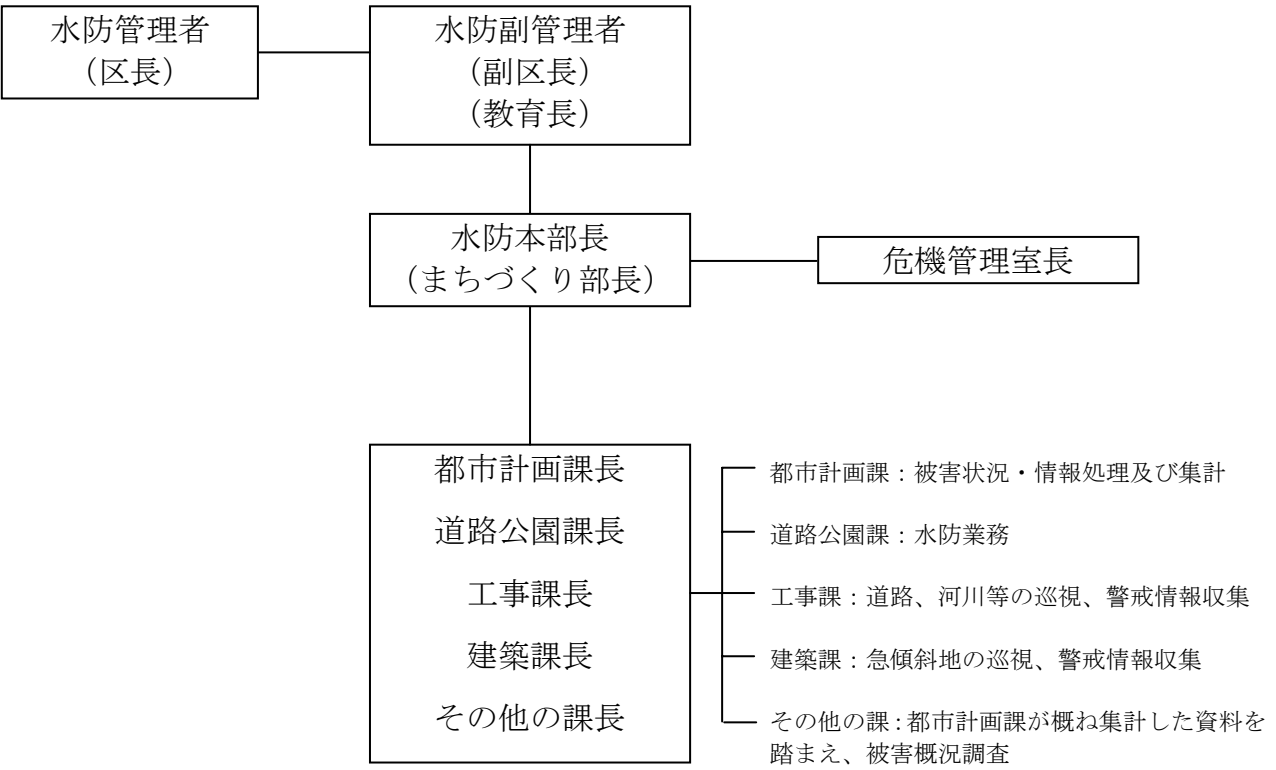
※北区内の各河川と設定水位一覧表【資料編p264参照】

第2節 水防本部の組織

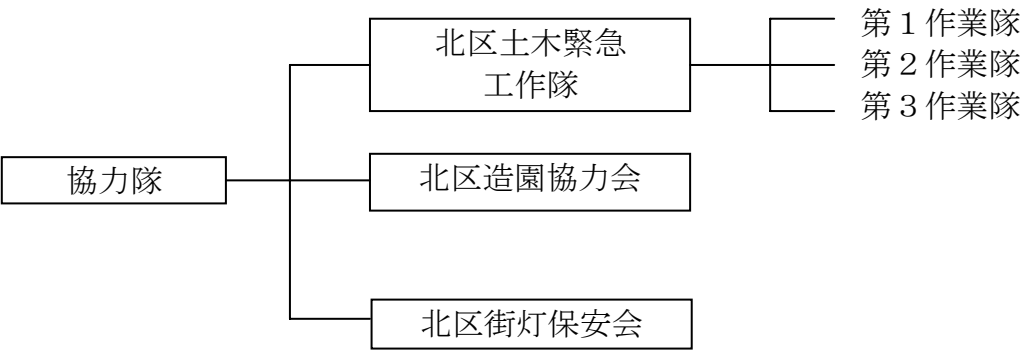
担当	危機管理室／まちづくり部

第1 水防機構

1. 北区の水防の組織



※水防本部が設置された場合、各課の職員は水防服を着用し3階の本部へ集合する。

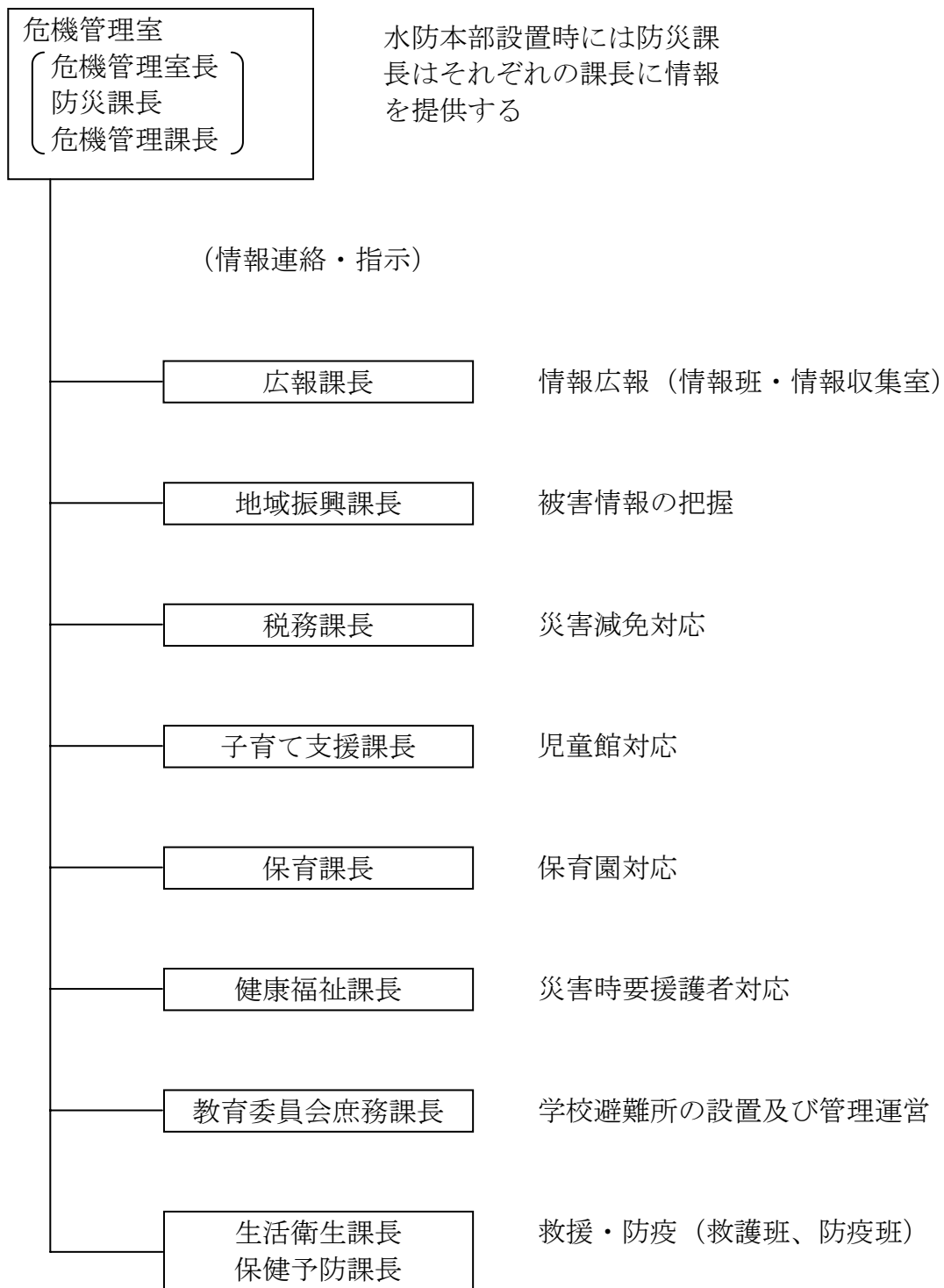


※協力隊については、災害時における応急対策事務に対する協定を締結している。

2. 避難勧告・指示(災害対策本部)

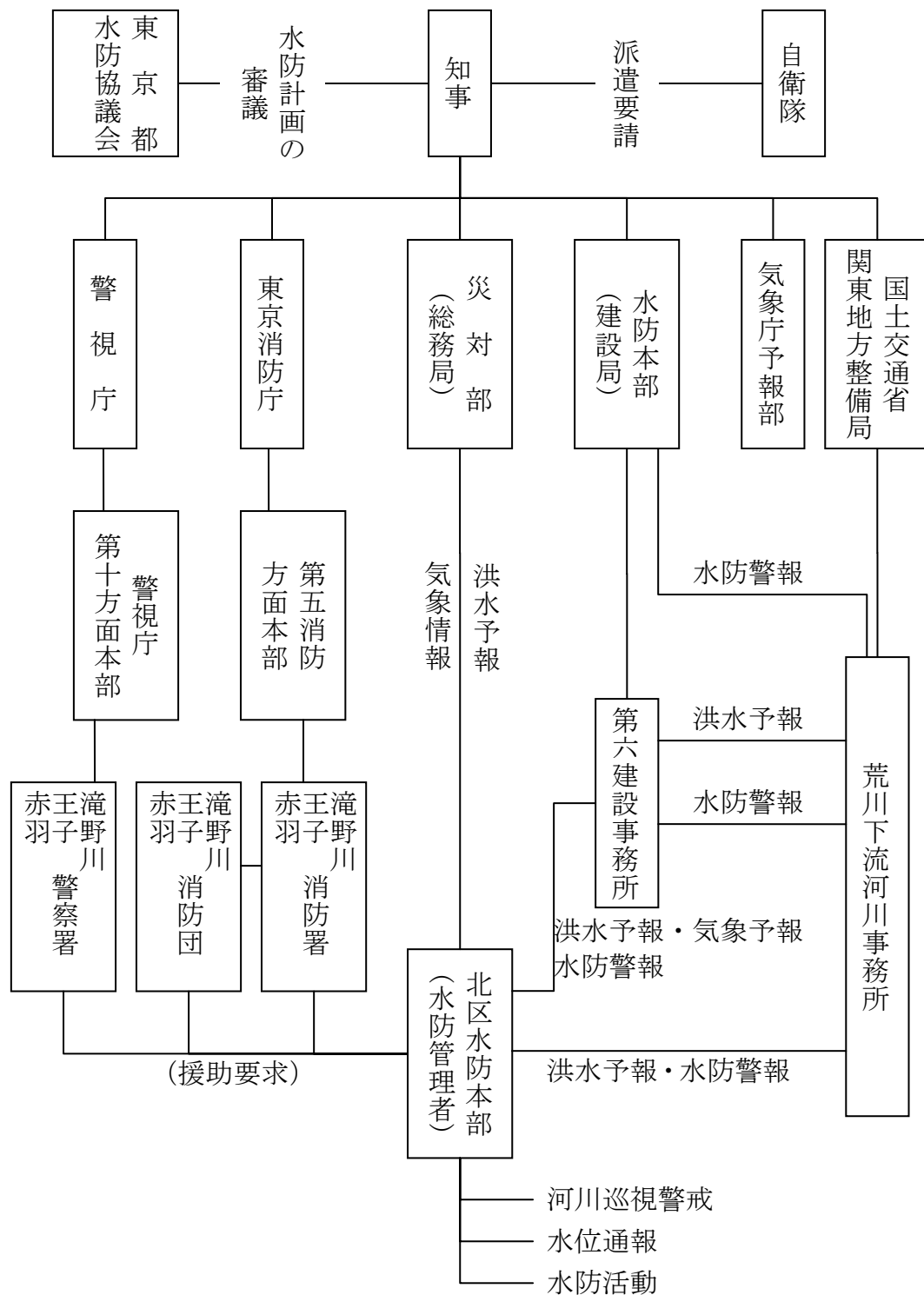
区内に災害の恐れがある場合、北区長は北区を管轄する警察署長及び消防署長と連絡を取り要避難地域に対して、あらかじめ指定した避難先へ避難勧告や指示を出すとともに、この旨を東京都知事に連絡する。

3. まちづくり部以外の部・課(水防本部設置時)



4. 水防体制

区における水防体制（情報伝達系統）は次のとおりとする。



- ※１．水防法第10条の規定による気象状況連絡も上記系統表による。
- ※２．水防管理者が自衛隊の派遣を要請する場合は東京都水防本部へ連絡する。
- ※３．災害対策本部が設置された場合の体制は北区地域防災計画の定めるところによる。
- ※４．都第六建設事務所からの気象予報および洪水予報の伝達は総務局からの伝達が途絶した時である。

5. 水防本部の動員態勢

水防本部員の動員は、本部長（まちづくり部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【水防本部の動員態勢】

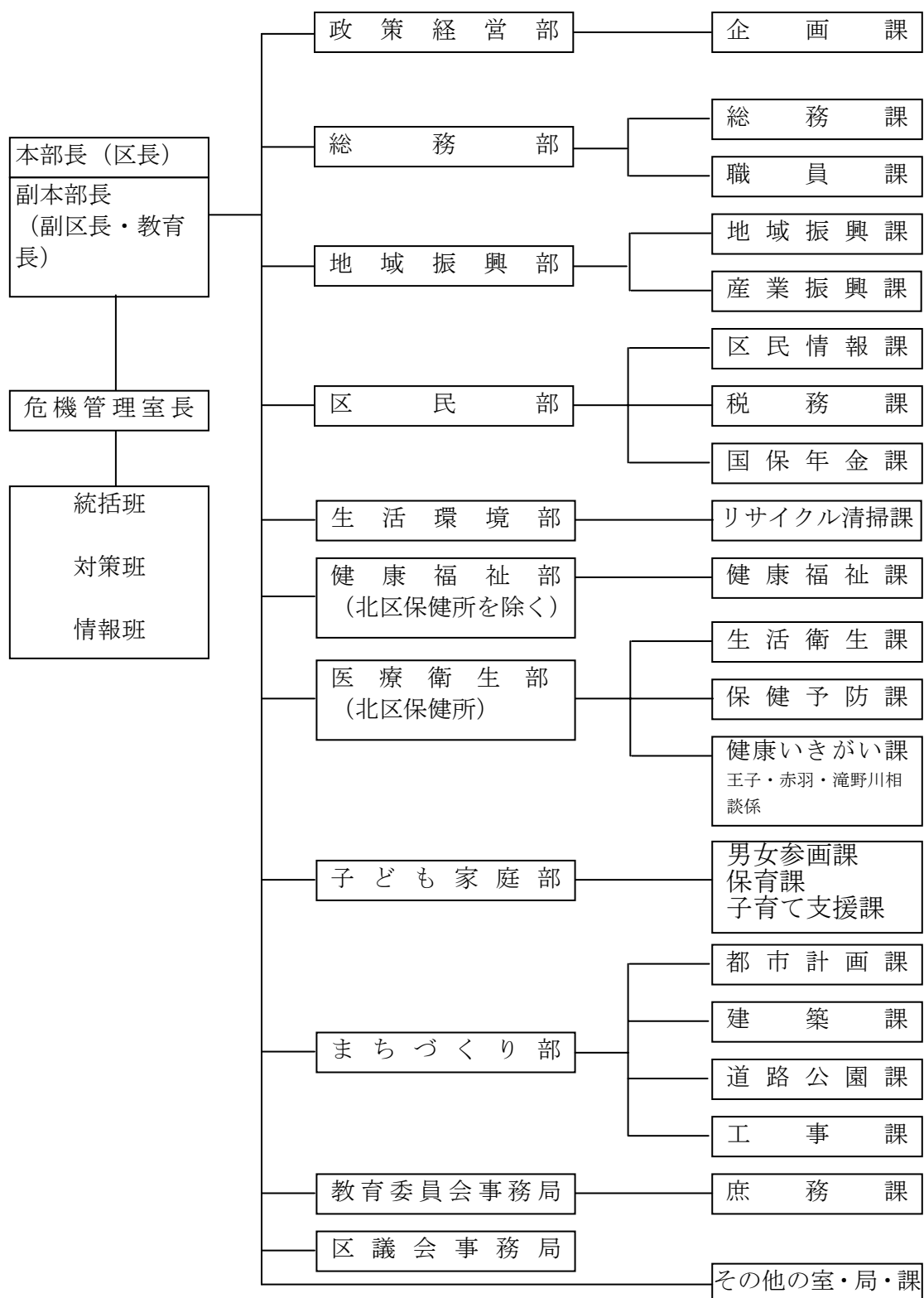
種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区西部に注意報が発令され、その後、警報が発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき。	水防本部員に対し若干名
情報連絡態勢	(1) 東京23区西部に大雨注意報等が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況及び周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき。 (2) 台風の進路等に対し注意が必要となったとき。	水防本部員に対し概ね1/7
第1次 水防非常配備態勢	東京23区西部に大雨警報等が発令され、地域によっては集中した降雨が予想される場合、または台風の接近に伴い警戒が必要となったとき。	水防本部員に対し概ね1/5
第2次 水防非常配備態勢	広域にわたって風水害が発生する恐れがあり、あるいは風水害が発生し、水防活動を実施する必要がある場合、または大型の台風の接近に伴い特別の警戒が必要になったとき。	水防本部員に対し概ね1/3～1/2
第3次 水防非常配備態勢	区内全域にわたり風水害が発生する恐れがあり、救援等の水防活動に全力で取り組む必要があるとき。	まちづくり部 全員

（注）水防要員は異常気象が発生し、もしくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した水防体制ができるように留意するものとする。

※水防要員の現況【資料編p265参照】

第3節 災害対策本部の組織

担当	区各部



第4節 災害対策本部所掌事項

担当	区各部

第1 本部長室の所掌事項

組織名	所掌事項
【本部長】 区長 【副本部長】 副区長 教育長 【本部員】 政策経営部長 総務部長 危機管理室長 地域振興部長 区民部長 生活環境部長 健康福祉部長 北区保健所長 子ども家庭部長 まちづくり部長 会計管理室長 教育委員会事務局次長 教育改革担当部長 区議会事務局長	(1) 本部室の審議、決定事項 ア 本部の設置、廃止並びに非常配備態勢に関すること イ 避難の勧告または指示に関すること ウ 重要な災害応急対策に関すること エ 重要な災害復旧対策に関すること オ 本部活動の総合調整に関すること カ 東京都及び公共団体等に対する応援及び応急措置の要請並びに各区との支援に関すること キ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

第2 災害対策本部各部の所掌事項

部	課	事務の内容
政策経営部	企画課	災害情報の収集及び整理に関すること
総務部	総務課	(1) 庁舎の管理に関すること (2) 車両、船艇等輸送機関の調達に関すること
	職員課	(1) 本部の職員の動員に関すること (2) 本部の職員の服務及び給与(宿舍の確保を含む)に関すること
地域振興部	地域振興課 (地域振興室)	(1) 地区本部と北区自主防災組織との連携に関すること (2) 被害概況の把握と報告に関すること
	産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関すること
危機管理室	統括班 対策班 情報班	(1) 本部の通信情報の総括に関すること (2) 東京都その他防災関係機関との連携に関すること (3) 本部室の庶務に関すること
区民部	区民情報課	(1) 電子計算システムの復旧に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
	戸籍住民課	り災証明の発行に関すること
	税務課	給水計画に関すること
	国保年金課	物資の輸送に関すること
生活環境部	リサイクル清掃課	廃棄物の処理に関すること
健康福祉部 (北区保健所を除く)	健康福祉課	(1) 災害時要援護者に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
医療衛生部 (北区保健所 他)	生活衛生課	(1) 救護所の開設及び管理に関すること (2) 防疫に関すること
	保健予防課	
	健康いきがい課 王子・赤羽・滝 野川健康相談係	
まちづくり部	都市計画課	建築物の被害状況調査に関すること
	建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する こと
	道路公園課 工事課	(1) 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備及び復旧に関す ること (2) 障害物等の除去に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 河川の流木対策に関すること (5) 水防活動に関すること
教育委員会事 務局	庶務課	学校避難所の設置及び管理運営に関すること
区議会事務局		区議会議員との連絡に関すること
その他の室・ 局・課		他の部課の協力に関すること

第5節 災害応急対策活動所掌事項及び実施要領

担当	区各部

【政策経営部】 [部長] 政策経営部長

所属名	所掌事項	実施要領
企画課	災害情報の収集及び整理保管に関すること。	(1) 災害に関する情報の収集及び整理保管を行う。 (2) 収集した災害関連情報を本部長へ報告し、関係する災対部へ連絡する。
財政課	他課の応援に関すること。	必要に応じて災対政策経営部内の各課の応援を行う。
広報課	災害関連の広報に関すること。	必要な災害関連の広報を実施する。
	報道機関への連絡及び情報提供に関すること。	報道機関への発表は、情報班が統一的に行う。

【総務部】 [部長] 総務部長

所属名	所掌事項	実施要領
総務課	車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること。	(1) 庁有車及び調達車両を集中管理する。 (2) 庁有車のみで対応できない場合はトラック協会等の協定団体の協力を得て、車両等の調達を行う。
職員課	職員の動員に関すること。	(1) 災对本部の動員指令に基づく職員の動員指令を災対各部へ伝達する。 (2) 災対各部の職員の参集状況を把握し、本部へ連絡する。
	職員の服務及び給料に関すること。	(1) 必要に応じて給食を用意する。 (2) 従事職員の休憩、仮眠等の指示を行う。
国際化担当課 契約管財課 営繕課 会計管理室	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対総務部内の各課の応援を行う

【危機管理室】 [室長] 危機管理室長

所属名	所掌事項	実施要領
防災課 危機管理課	本部の通信情報の総括に関すること。	(1) 入手した情報を整理し、災害対策本部に報告する。 (2) 本部の指示に基づき、各部へ情報の発表を示す。
	東京都その他防災関係機関との連携に関すること。	本部の指示に基づき、防災関係機関との連絡を行い、情報の収集・提供を行う。
	本部室の庶務に関すること。	本部室の運営が円滑に行われるように、災対各部の調整を図る。

【地域振興部】 [部長] 地域振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域振興課 (地域振興室)	地区本部と北区自主防災組織との連携に関すること。	電話等を使用して、自主防災組織への情報提供並びに自主防災組織からの情報収集を行う。
	被害概況の把握と報告に関すること。	各地区本部に対し、被害概況を報告させる。
産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関すること。	(1) 被害状況調査報告に基づき、救援物資を確保するとともに、その配布計画を作成する。 (2) 配布計画に基づく救援物資の輸送を災対区民部に要請する。
北とぴあ 管理課	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対地域振興部内の各課の応援を行う。

【区民部】 [部長] 区民部長

所属名	所掌事項	実施要領
区民情報課	(1) 電子計算システムの復旧に関する事。 (2) 他の部課の協力に関する事。	本部長の指示に基づき、主に、情報班の活動を支援する。
戸籍住民課	り災証明の発行に関する事。	被害調査結果に基づいて、り災証明を発行する。
	他課の応援に関する事。	必要に応じて、災対区民部内の各課の応援を行う。
税務課	給水計画に関する事。	(1) 被害状況調査報告に基づき、給水計画を作成する。 (2) 前記の計画に基づき、給水活動を手伝う。
国保年金課	物資の輸送に関する事。	(1) 物資配送計画に基づき、必要な輸送業務用車両を総務課へ要請する。 (2) 本部長の指示または物資配送計画に基づき、救援物資等を輸送する。

【生活環境部】 [部長] 生活環境部長

所属名	所掌事項	実施要領
清掃事務所	廃棄物の処理に関する事。	被害状況調査報告に基づき、ごみ及びし尿の処理を行う。
リサイクル清掃課 環境課	他課の応援に関する事。	必要に応じて、災対生活環境部内の各課の応援を行う。

【健康福祉部】 [部長] 健康福祉部長

所属名	所掌事項	実施要領
健康福祉課 高齢福祉課 障害福祉課	災害時要援護者に関する事。	(1) 災害時要援護者の避難活動を支援する。 (2) 被害状況調査報告に基づき、二次避難所を開設し、管理運営を行う。
健康いきがい課 生活福祉課 介護保険課 障害者福祉センター あすなろ福祉園 若葉福祉園	他課の応援に関する事。	必要に応じて、災対健康福祉部内の各課の応援を行う。

【医療衛生部】〔部長〕北区保健所長

所属名	所掌事項	実施要領
生活衛生課 保健予防課 健康いきがい課 王子・赤羽・滝野 川健康相談係	救護所の開設及び管理に関すること。	(1) 被害状況調査報告に基づき、救護所を開設する。 (2) 北区医師会等関係機関との連絡調整を行い、救護所の円滑な運営を確保する。
	防疫に関すること。	被害状況調査報告に基づき、防疫業務を行う。

【子ども家庭部】〔部長〕子ども家庭部長

所属名	所掌事項	実施要領
子育て支援課 保育課 男女共同参画推進課	他の部課の協力に関すること。	必要に応じて、他の部課の応援を行う。

【まちづくり部】〔部長〕まちづくり部長

所属名	所掌事項	実施要領
都市計画課	本部長室との連絡に関すること。	本部長の命令、指示を記録し、部内各課へその内容を伝達するとともに、各課からの情報を整理し本部長室へ報告する。
	部の庶務に関すること。	災対まちづくり部の庶務事務を処理する。
	部内各課との連絡に関すること。	(1) 災対各部の要請等の連絡を行う。 (2) 部内各課との連絡、調整及び部の災対活動の記録を行う。
	建築物の被害状況調査に関すること。	被災地域における建築物の被害状況を調査する。
建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	(1) 危険箇所の被害状況を調査する。 (2) 調査結果に基づき、防災機関の出動要請を災害対策本部へ依頼する。
住宅課	区営住宅等の被害状況に関すること。	区営住宅、区民住宅、高齢者住宅の被害状況を調査する。
	応急仮設住宅に関すること。	応急仮設住宅建設予定地の現地調査を行う。
交通担当課	自転車駐車場等に関すること。	自転車駐車場など、所管施設の被害状況を調査する。
まちづくり推進課 十条まちづくり担当課	他課の応援に関すること。	必要に応じて災対まちづくり部内の各課の応援を行う。

所属名	所掌事項	実施要領
道路公園課 工事課	水防活動に関すること。	(1) 天候・雨量・河川水位情報等の収集・まとめ・分析を行い、水防活動を円滑に進める。 (2) 荒川・新河岸川・石神井川・隅田川の監視、警戒を行い、必要に応じ危険立入禁止等の措置を行う。河川の越水、内水はん濫等の恐れがある場合、警戒区域を設定し、監視警戒を強化する。 (3) 区民の要請に応じて、土のう配布・宅地内排水等水防に関することを実施する。 (4) 現地調査の実施や電話等による被害報告を取りまとめ、都建設局河川部計画課へ報告する。
	施設管理者の巡視点検や応急措置、復旧に関すること。	(1) 堤防、道路、橋りょう、公園等の施設管理者としてのパトロールを実施し、施設の被害状況の把握を行うとともに速やかに対応措置または復旧を行う。 (2) 施設の被害状況等、取りまとめを行い、水防本部へ報告する。 (3) 河川の流木や河川施設に障害物がある場合、ただちに除去計画を立て、応急復旧活動を実施する。
	応急資機材及び労力の確保に関すること	(1) 水防工法に必要な資機材等の保管場所を確保するとともに、資機材を準備し、常に保管状況を把握しておく。 (2) 土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会等に対しては、資機材、労力等の提供に関する事前の対策を講じる。 (3) 業者への要請は、原則、業務内容・日時・場所等を文書により明記して行う。ただし、緊急の場合は口頭または電話によることができる。

【教育委員会事務局】〔部長〕教育委員会事務局次長

所属名	所掌事項	実施要領
庶務課 学務課 指導室 生涯学習推進課 飛鳥山博物館 体育課 中央図書館 教育改革担当課	学校避難所の設置及び管理運営に関すること。	学校避難所を開設し、管理運営を行う。

【区議会事務局】〔部長〕区議会事務局長

所属名	所掌事項	実施要領
区議会事務局	区議会議員との連絡に関すること。	本部との連絡調整を図り、必要に応じて議員との連絡をとる。

第6節 災害時協定締結団体の実施業務

担当	北区土木緊急工作隊／北区造園協力会／北区街灯保安会

北区と北区土木緊急工作隊、北区造園協力会、北区街灯保安会は、災害時における災害応急対策業務に関し、平成8年12月に協定を締結した。

この協定は、北区地域防災計画に基づき、北区が災害応急対策業務に関し、協力を得るための必要な事項を定めたものである。

第1 北区土木緊急工作隊

本部の要請により、道路冠水箇所等の監視・警戒・排水作業及び応急復旧を行う。新河岸川緑地ネットフェンスの一時撤去（テニスコート）、復旧操作、区内土木工作物の巡視・警戒・復旧作業を行う。

第2 北区造園協力会

本部の要請により、河川管理施設、工作物の管理・警戒を行う。荒川赤羽緑地の管理小屋、仮設トイレの一時撤去・復旧、公園・街路樹の巡視・警戒・復旧作業を行う。

第3 北区街灯保安会

本部の要請により、街路灯・公園灯等の巡視・警戒・復旧作業を行う。

※水防関係機関一覧【資料編p266参照】

第4部 活動計画

第1章 水防活動計画

第1節 活動方針

担当	消防署／消防団（水防団）

洪水、高潮、内水はん濫等により、大規模な水災の発生危険があるときまたは発生したときは水防管理者の要請または消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水災の被害の軽減に努める。

水防活動は震災消防活動に準じて、人命救助を伴う水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案して水災活動にあたる。

第2節 水防態勢等

担当	消防署／消防団（水防団）

第1 水防態勢

東京消防庁における水防態勢等は、大雨洪水警報等が地域を限定して発表された場合または局地的な集中豪雨による被害の発生が予想されもしくは発生した場合に発令する。

第2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、水防第1 非常配備態勢から水防第4 非常配備態勢とする。

第3節 部隊編成

担当	消防署／消防団（水防団）

水防非常配備態勢時には、消防職員及び消防団員をもって救命ボート小隊、水防小隊、監視警戒隊等、水防部隊の編成を行い災害に備える。

第4節 活動内容

担当	消防署／消防団（水防団）

- (1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、た

だちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、またはその区域から退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または、水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- (4) 堤防、その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通知する。決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、ただちに出動し、水防作業を行う。

第5節 災害予警報

担当	消防署／消防団（水防団）

都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

第2章 水害情報の収集・伝達

第1節 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報

担当	まちづくり部／都第六建設事務所／警察署／消防署／国土交通省荒川下流河川事務所

第1 常時監視

水防管理者は、係員をして管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

第2 情報の把握

水防管理者は、管内の雨量、水位等を正確に観測するとともに、他の観測者からも観測資料を入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

さらに、都建設局（水防本部）より要請のあった場合、観測成果を報告する。

第3 荒川及び新河岸川の巡視

洪水時における水防活動、警戒避難がよりの確、迅速に行われるためには、これらに関する必要な情報の収集・連絡に負うところが大きく早急にその体制を整備強化する必要がある。

洪水時における災害発生の防止・軽減の方策には、的確な水防警報等の措置が講じられるとともに、例えば破堤等の重大な事態にも迅速に対応できるように、河川巡視、水防活動状況等の情報が迅速に河川管理者へも連絡されることを目的とする。

1. 情報・連絡と内容

- (1) 水防管理団体の「情報連絡責任者」は、公園河川係長とする。
- (2) 河川巡視は水防警報の「出動」発令時において、的確な情報収集ができるように巡視体制をとる。
- (3) 「情報連絡責任者」の公園河川係長は、河川巡視、活動状況等を収集し「国土交通省岩淵出張所情報連絡担当官」に1時間ごとに伝達する。但し、災害情報等については、情報が入り次第、ただちに伝達する。

連絡内容

定時報告：河川巡視状況、水防団（消防団）出動状況等

異常報告：災害状況、水防活動状況、一般被害状況、避難状況等

2. 巡視

荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の4河川の巡視

ア 荒川については、北区管内のうち岩淵水門～板橋区境。

イ 隅田川の「豊島5丁目地先の一部」については、足立区水防管理団体が巡視する。（59北建河発第95号・昭和59年10月6日付、59足立計収294号・昭和59年12月18日付回答）

ウ 新河岸川については、特に板橋区からの情報収集を行う。

第4 警 戒

水防管理者及び各公署は、気象状況により次に掲げる雨量、高水位に基づき警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずること。

区内河川の高水位については、水位上昇が早いため、諸々の状況により警戒を図っていく。

※警戒体制をとる場合の基準雨量【資料編p267参照】

第5 気象情報・河川情報の入手方法

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、北区の入手方法は下記によるものとし、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統または方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

1. 気象情報

(1) 気象庁発表

ア テレビ・ラジオ・インターネットにより情報を入手する。

イ 気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、市町村等の防災機関へ提供する防災情報提供システムを活用する。

(2) 河川情報センター

情報端末から、台風情報、1.0kmメッシュの雨量強度、今後1時間以内の雨量分布図等から入手する。

(3) 東京都災害情報システム

東京都から防災課へ送られてくる情報を入手する。

(4) 北区雨量計

北区雨量計の電話番号 3907-1791

2. 河川情報

(1) 石神井川水位情報

音無もみじ緑地水位観測所、あすか緑地水位観測所、新柳橋下流水位観測所水位情報を電話にて入手する。

ア 音無もみじ緑地水位観測所の電話番号 5974-5704

イ あすか緑地水位観測所の電話番号 3914-1442

ウ 新柳橋下流水位観測所の電話番号 5390-0058

(2) 河川情報センター

情報端末から、荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の水位情報を入手する。

(3) テレホンサービス

国土交通省で発表している荒川上流・下流の雨量・水位情報を電話により入手する。

雨量・水位情報の電話番号 3902-2393

(4) インターネット

気象情報、水位、雨量情報、荒川ライブ映像等

アドレス <http://www.ara.go.jp/> <http://www.river.go.jp/>

iモード <http://i.river.go.jp/>

(5) 東京都下水道局ホームページ

「東京アメッシュ」は東京の雨の様子が地域・時間別で分かる降雨情報。

アドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

(6) 東京都建設局河川部ホームページ

「東京都水防災総合情報システム」は都が観測している降雨量や河川水位情報をリアルタイムに掲載。

第2節 情報・伝達・報告

担当	政策経営部／まちづくり部

第1 災害予警報の伝達

区は重要な注意報及び警報について、都または防災関係機関から通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、ただちに公共団体等必要なところへ通報するとともに、警察、消防機関及び都の協力を得て区民に周知させるものとする。

- (1) 区においての伝達は主に有線電話によるが、途絶の場合、広報車、無線及び職員派遣による。
- (2) 区はインターネット等を利用し、水害情報の周知を行う。
- (3) 各機関は各自の広報媒体により伝達を行う。
- (4) 各部は、区本部より伝達された情報について、速やかに受信し、各課、係、所に伝達し必要な体制を確保しなければならない。
- (5) 区は住民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口を充実する。

＜事前の広報事項＞

各防災機関が行う広報内容の基準

- ・ 台風・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ・ 各防災機関の風水害対策
- ・ 家庭での風水害対策
- ・ 避難するときの注意
- ・ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・ 土砂災害に対する心得
- ・ 台風時の風に対する対策
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 応急救護の方法
- ・ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・ 避難勧告等に関する取り扱い(災害時要援護者避難向け準備情報を含む。)

その他の水防活動に関する災害情報の収集及び伝達について

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第2章 情報の収集・伝達・広報】に準ずる

第2 報告

水防管理者は被害が発生した場合に下記の報告書を提出する。

(1) 水防実施状況報告

水防作業終了後3日以内に都知事に状況を報告する。

(2) 公共土木施設被害状況報告書

被害発生後、速やかに都知事に被害状況を報告する。

(3) 水害統計調査

水害発生後45日以内に都建設局長に報告する。

第3節 防災無線放送設備等

担当	危機管理室／まちづくり部／消防署／警察署

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第2章 情報の収集・伝達・広報】に準ずる

第4節 集中豪雨初動行動要領による活動

担当	危機管理室／まちづくり部

都は、集中豪雨時において、都総務局がとるべき活動体制や他の機関との連携体制等に関して集中豪雨初動行動要領を取りまとめる。区は、この要領を参考に初動行動マニュアル等の策定または見直しを行い、初動態勢の強化を図る。この要領の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- (2) 関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区の避難勧告等発令の判断材料として活用できるよう、速やかに情報提供する。
- (3) 被害発生時は、警察、消防、自衛隊との緊密な連携のもと、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。
- (4) 「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

第5節 水害発生箇所の解消

担当	まちづくり部

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、都関係局との連携を強化し、河川や下水道の整備に加え、浸透マスの設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などのまちづくり対策を重点的に行う。

第6節 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

担当	危機管理室／まちづくり部

第1 情報の共有の必要性

- (1) 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水やはん濫がほとんど同時、もしくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。
- (2) 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
- (3) そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。
- (4) 北区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。
- (5) これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難勧告や避難指示を遅滞なく出すことが可能となる。

第2 同一河川・圏域・流域の設定

北区に関連する同一河川・圏域・流域は、下記のとおりである。

河川・圏域・流域名	区数	対象区
荒川沿川	12	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、千代田区、中央区、港区、 <u>北区</u> 、板橋区
隅田川及び新河岸川流域	11	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、千代田区、中央区、港区、豊島区、 <u>北区</u> 、板橋区
石神井川・白子川流域	4	豊島区、 <u>北区</u> 、板橋区、練馬区

第3 情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達システムによる情報提供は、従来どおりである。

- (1) 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等
- (2) 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
- (3) 避難が必要な区域
- (4) 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- (5) その他

第7節 下水道施設に関する情報共有

担当	危機管理室／まちづくり部

第1 下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)

- (1) 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適時適切に運転するため、降雨情報システムを設置している。
アドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>
- (2) 都民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、携帯サ

イトでも閲覧できるようにしている。

第2 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

(1) 防災意識の啓発

ア 浸水対策リーフレットの配布

区民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により区民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

イ 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)

道路雨水ます機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。

ウ 体感できるイベントの開催

浸水対策強化月間の取り組みとして、地下水浸水模型による避難体験、ポンプ所の見学会など区民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

エ でまえ授業や見学会等の開催

小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。
現場見学会(幹線工事など)を開催し、区民へ雨水対策事業を周知する。

オ 浸水に対する予防措置を図るため、区と連携して地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。

第3章 応急活動計画

区は台風あるいは大雨により災害対策本部を設置した場合、以下の応急活動及び対策を実施する。

第1節 関係機関への出動要請

担当	(災対) まちづくり部

第1 水防団及び消防機関への出動要請

水防管理者は、国土交通大臣及び都知事が水防警報を発したとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、東京都の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない。（水防法第17条）

第2 警察官への援助の要請及び自衛隊への派遣要請

水防管理者は、水防のため、必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

また、都知事は天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請することができる。（自衛隊法第83条1項）

第3 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長または水防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または、水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

第2節 被害調査計画

担当	(災対) 各部

第1 被害状況等の報告【区災害対策本部室に対する報告】

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第2章 情報の収集・伝達・広報 第3節 区の被害調査要領】に準ずる

第2 災害地調査要領

1. 実態把握

区長は災害地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは調査班を編成する。ただし班の数及び構成その他必要事項は事態に応じて適宜定める。

2. 調査班は、区長の命により出動し、現地の状況を調査

3. 調査事項

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況
- (4) 災害地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動のあい路
- (6) その他必要な事項

4. 被害程度の認定基準

- (1) 人的被害については、次により区分して上げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。負傷者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療の見込みの者とし、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者。

(2) 住家の被害

住家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
棟	一つの独立した建物をいう。
全壊	家屋が消失、倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が1棟の延べ床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
半壊	住家の損壊した部分の面積が、その住家の述べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
一部破損	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のもの。
床上浸水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。

(3) 非住家の被害

非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

(4) その他の被害

道路決壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの
道路の一部損壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
橋りょう流失	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
橋りょうの一部損壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
堤防決壊	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
堤防の一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
被害船舶	ろ及びかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

(5) り災者

ア り災世帯とは、災害によって何らかの被害を受けたもの。

イ り災者とは、り災世帯の構成員をいう。

(6) 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

第3 都に対する報告

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第2章 情報の収集・伝達・広報 第6節 都への報告】に準ずる

第3節 広報活動

担当	(災対) 政策経営部

大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達したとき、または避難の勧告がなされた場合には、区民自主防災組織に対して情報提供を行う。

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

ア 避難準備情報(災害時要援護者向け準備情報を含む。)

イ 避難勧告

ウ 避難指示

エ 警戒区域の設定

◎河川水位等の情報提供内容

	河川水位等の情報提供について、防災無線・インターネットを活用して区民への情報提供を行う。
状 況	大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達した時、防災無線を活用して必要な情報提供を行う。
水防本部設置「通報文」	こちらは、北区役所です。大雨により、〇〇〇川では、増水が予想されます。今後の大雨情報に十分ご注意ください
通知の解除「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川では、大雨による増水の恐れはなくなりました。

◎指定地域避難の勧告・全地域状況通知・または解除

	防災無線・インターネットを活用して区民への避難の勧告、避難の指示または解除を行う。
状 況	河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達し避難の勧告、避難の指示が出された場合に防災無線を通じて広報活動を行う。
避難勧告発令「通報文」	こちらは、北区役所です。 大雨により、〇〇〇川がはん濫する恐れがあります。 △△△地区の皆さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨によるはん濫の恐れがなくなりましたので、避難勧告を解除します。

◎全地域避難の勧告・または解除

	防災無線・FAXを活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状 況	大雨洪水警報が発令された時、及び各河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達し、避難の勧告・避難の指示が出された時、防災無線やFAXを活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難勧告発令「通報文」	こちらは、北区役所です 大雨により、〇〇〇川がはん濫する恐れがあります。 △△△地区の皆さんは、ただちに□□□学校へ避難して下さい
避難勧告解除「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨によるはん濫の恐れがなくなりましたので、避難の勧告を解除します。

◎報道機関等を通じて避難の勧告・避難の指示・または解除の区民への情報提供

	避難の勧告・避難の指示または同解除について、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状 況	東京23区西部に大雨・洪水警報等の気象情報が発令され、災害対策本部を設置した状況下において出される避難の勧告・避難の指示または同解除といった情報を報道機関へ一斉FAXすることにより、区民への情報提供を徹底する。
避難勧告発令「通報文」	〇〇〇川がはん濫する恐れがあるので、〇〇時〇〇分に、△△△地区に避難の勧告を発令しました。
避難勧告解除「通報文」	〇〇〇川のはん濫は一応の治まりをみせたので、〇〇時〇〇分に、△△△地区の避難の勧告は解除されました。

第4節 避難

担当 (災対) 健康福祉部／(災対) 区教育委員会事務局

第1 風水害時における避難

区内の地域において危険が切迫した場合には、警察署長、消防署長と協議のうえ、地域及び避難先を定め避難の勧告または指示をする。この場合、本部長は、速やかに都知事に報告するものとする。水害の恐れがある場合、テレビ・ラジオや区の防災無線（スピーカー）、インターネット、ケーブルテレビなどから避難の呼びかけを行う。

避難行動は、迅速性と安全性が必要とされ、従って区としては的確な指示等が出せるよう関係諸機関と連絡を図らなければならない。避難方法は原則として「避難準備」「避難の勧告」「避難の指示」の3段階に区分する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 避難勧告の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を検討する。

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

(3) 水位予測システムの活用

都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川・妙正寺川・善福寺川など神田川水系について、1時間先の水位を予測できるシステムを

開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。今後、水位予測による情報が住民へ広く周知されるよう、都と連携を図る。

(4) 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、土砂災害危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

(5) 都による避難勧告等の判断・伝達に対する支援

都は、避難勧告等の発令基準に関する区市町村からの問い合わせに対応し、実災害の事例に関する情報提供など技術的な支援を行う。

都は、避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析を行う。また、具体的な河川について堤防の決壊や越水はん濫のデータを収集し、区市町村に提供する。

ア 警戒すべき区間

イ 河川の特性

ウ 施設の整備状況

エ 警戒すべき区間（内水はん濫データより）

オ 内水はん濫の特徴（内水はん濫データより）

第3 各機関の主な役割

機関	役割
区	避難地域と避難先の決定
警察署	避難誘導
消防署	避難経路と避難方法の決定、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し避難方法についての情報を関係機関に通報

第5節 避難所

担当	（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

第1 避難所と収容基準

洪水等により避難を要する場合、避難所は公立小・中学校をあてる。ただし公立小・中学校がその収容能力をこえたとき、もしくは緊急を要するときは他の公共施設をあてる。

ただし、荒川及び隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が破堤した場合には、平成20年5月に作成公表した「東京都北区洪水ハザードマップ」の避難所一覧による。

避難所を区立小・中学校、区民センター、地区体育館、都立高等学校等の公共施設で対応し、北区に隣接する荒川区・足立区の避難住民の受け入れも行う。

避難所の収容基準は、おおむね居室3.3㎡に2人とする。

※避難所一覧【資料編p268参照】

第6節 保育施設と避難先一覧

担当	(災対) こども家庭部

※保育施設と避難先一覧【資料編p269参照】

第7節 避難所の運営

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 区教育委員会事務局

多数の被害者が発生し、小・中学校を中心に各所に避難所が開設される場合、区は地域の自主防災組織、学校職員さらにはボランティア団体と連携を図り、各避難所における円滑な運営に努めなければならない。

第8節 地下空間への浸水被害対策

担当	(災対) 危機管理室／(災対) まちづくり部

第1 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

1. 適切な地下利用への誘導

地下街等、浸水被害にぜい弱な施設を対象とした都の策定する「地下空間浸水対策ガイドライン(仮称)」により、都及び関係機関と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

2. 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、「施設別地下浸水対策計画」を策定するなど、先行的に対策を促進する。

第2 施設管理者等への情報提供

- (1) 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。
- (2) 特に北区では、地下施設としては地下鉄の駅が5ヶ所ある。地下鉄の駅は多くの方々が利用している施設であるため、都から浸水に関する情報があつた際には、東京メトロ王子駅に防災無線FAXで情報提供する。

※地下鉄駅一覧【資料編p270参照】

第3 普及啓発

- (1) 都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

- (2) 区は地下空間の浸水被害対策を、都からの情報提供や技術的支援などを元に行う。

第4 地下空間管理者による情報判断

- (1) 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保する。
- (2) また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

第9節 都市型水害対策

担当	(災対) まちづくり部／都建設局／都下水道局

- (1) ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、河川と下水道の連携による浸水対策が都により進められている。
- (2) 平成11年7月の新宿区での地下室の浸水被害は、内水はん濫によるものであるが、この対策として都下水道局は平成11年度に「雨水整備クイックプラン」をとりまとめ、平成16年度に地区を追加するなど改定・充実し、現在実施中である。
- (3) 洪水時の避難勧告・指示の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、区は都と連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。
- (4) これらのソフト対策とともに、区及び都は広く区民を対象とした広報、啓発活動をさまざまな方法により行う。

第10節 浸水想定区域内の災害時要援護者施設への浸水情報の提供

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 子ども家庭部

区は、都より災害時要援護者施設へ浸水に関する情報があつた際に、まずは平成20年度については区立災害時要援護者施設（特養など高齢者・身障者施設・保育園等）へ情報を提供する。

※要援護者施設一覧【資料編p271参照】

第11節 食料の配給

担当	(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) 区教育委員会事務局

- (1) 被災地域近辺の区の備蓄倉庫から、備蓄食料を放出する。
- (2) 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置する。また、浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については、浸水対策を充実・強化する。

その他、給食基準、給食内容、給食配給計画等

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第13章 食料・生活必需品等の提供】に準ずる。

第12節 ヘリコプターの発着点

担当	(災対) 危機管理室

※ヘリコプター発着場基準および表示要領【資料編p184参照】

第13節 避難所関係の対象、費用の限度額

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 区教育委員会事務局

災害救助法施行細則 (東京都規則)による避難所関係の対象、費用の限度額等	【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第25章 災害救助法の適用】に準ずる。

第14節 避難方法

担当	(災対) 危機管理室／(災対) まちづくり部

- (1) 洪水または、高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対しラジオ、テレビ、広報車、サイレン、半鐘、その他の方法により立ち退きまたは、その準備を指示する。
- (2) 水防管理者は前項の指示する場合には、遅滞なく都災害対策本部及び地元警察署長にその旨通知しなければならない。
- (3) 立ち退きまたは、その準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は水防管理者と協力して誘導する。
- (4) 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- (5) 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

第15節 衛生・防疫活動

担当	(災対) 医療衛生部

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第15章 防疫】に準ずる。

第16節 障害物除去

担当	(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／(災対) まちづくり部／都第六建設事務所

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第5章 輸送力の確保
第4節 緊急道路障害物除去等】に準ずる。

第4章 都市施設応急対策

第1節 電 気

担当	東京電力(株)

第1 計画方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

第2 災害発生前の対策

1. 設備の予防強化

工事施工中あるいは仮工事中のものは速やかに、本工事を完了させるか、または的確な補強等応急処置を講じる。

2. 復旧要員動員の連絡徹底

(1) 応急対策要員の把握

非常災害対策特別組織の構成により社外の請負者をも含めた応急対策（工事）に従事する人員をあらかじめ把握する。

(2) 動員及び連絡体制の徹底

動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。

3. 工具、機動力、資機材等の整備点検

工具、車両、舟艇等を点検整備するとともに、手持資機材の数量を把握し、復旧工事に支障をきたさないように手配する。

4. 広報公聴活動

感電事故及び漏電による出火を防止するため利用者に対し、浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について十分安全を確認のうえ使用することを充分広報する。

その他の内容について

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第2章 情報の収集・伝達・広報 第7節 広報活動】に準ずる。

第3 災害発生時の対策

設備の運転保持については、浸水、建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、ただちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。

その他の水防対策に関連する応急対策について

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第21章 ライフラインの応急対策 第1節 応急電力供給対策】に準ずる。

第2節 交 通

担当	東京地下鉄(株)

第1 災害発生時の対策

1. 非常体制の種別及び発令

第1種非常体制	重大な災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第2種非常体制	災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第3種非常体制	異常気象により警報が発令されたとき または、その他必要と認めたとき

2. 非常体制

非常体制に入る旨の指令があった場合は、事故・災害等対策規程に基づき、警備要員を指名、待機させる。また、非常体制下における総括責任者は、運輸区長とし各駅の当務助役または運輸助役は警備責任者とする。

3. 警戒

非常体制発令時には警備責任者及び監視員は換気口、出入口、排水ポンプ、排水不良の場所、漏水箇所等の警戒場所について、巡回監視を行い、応急処置や運輸区長への報告を行うほか、関係技術区に連絡し、予防機材を準備する。

なお、風雨、浸水、出水、降雪等に対しては、各状況に応じて必要な対応を行う。

4. 列車の取扱い

- (1) 浸水、出水により列車の運転に支障を与えると予想される場合には、ただちに総合指令所に通報し、その指示を受ける。
- (2) 急を要する場合は、列車を一旦停止させ運輸区長及び総合指令所に速報し、その指示を受ける。
- (3) 状況によっては、列車の通過扱いをする。この場合には総合指令所の指示を受け、乗務員と打ち合わせしてから実施する。

5. 旅客の取扱い

- (1) 気象状況を放送または掲示等で旅客に徹底する。
- (2) 総合指令所により、連絡を受けた運転休止、折り返し運転及び行先変更等運転に関する事項は、速やかに判り易く旅客に徹底する。
- (3) 構内が停電した場合は、別に定める「停電事故対策」により旅客を安全に誘導する。
- (4) 飛来物があり旅客の通行に危険と認められる場合には、旅客にその旨を徹底し、安全な場所に誘導する。
- (5) 入場制限、発売中止、振替輸送等の処置は慎重にして迅速に実施する。

第5章 急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策

第1節 計画方針

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) まちづくり部／(災対) 区教育委員会事務局／警察署／消防署

豪雨等により、急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは、関係機関等は相互の連絡協調を密にして、その有する機能を発揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

第2節 情報の収集・伝達計画

担当	(災対) まちづくり部／警察署／消防署

第1 伝達方法

1. 被害の発生する危険がある時

情報を得た機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該当地域の住民に防災無線放送により事前注意を呼びかける。

2. 被害が発生した時

情報を得た機関は、救急救出活動を実施するとともに、詳細を他の関係機関に通報し、被害が拡大するおそれのある時は、避難の勧告等により、人的被害の防止にあたる。

3. 気象警報等の周知

災対まちづくり部は、大雨警報の発令、警戒体制をとる場合の基準雨量に近づいた場合、その他非常の場合は、関係機関に通報するとともに警戒体制に入る。

第2 降雨量の測定場所、測定方法

- (1) 降雨量の測定は、まちづくり部道路公園課所管に係る北区役所庁舎設置の雨量計による。
- (2) 雨量測定開始時期は、大雨注意報が発令された時期とする。

第3節 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期

担当	(災対) 危機管理室／(災対) まちづくり部／警察署／消防署

第1 実施すべき時期

実施すべき時期は、大雨警報時、警戒体制をとる場合の基準雨量及び区域内に異常が生じた場合で、災対まちづくり部、警察署、消防署が必要と認めたときとする。

第2 応急措置の内容

- (1) 大雨警報時及び第1警戒体制においては、災対まちづくり部は、危険度「大」の地域の警戒巡視、住民等に対する予防措置、避難準備の広報等を実施する。
- (2) 第2警戒体制及び異常が生じた場合においては、区災害対策本部長、警察署長は、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条及び同法第61条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

第4節 避難、人命の保護、救出

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) まちづくり部／(災対) 区教育委員会事務局／警察署／消防署

第1 局所的な被害による避難

局所的な被害による避難は、一時的な避難場所として、地域振興室、会館等と室を使用し、水防計画による避難所（小・中学校）も併用する。

第2 広範囲な被害による避難

広範囲な被害による避難は、避難所として、水防計画による小・中学校を使用する。

第3 警戒体制をとる場合の基準雨量

※警戒体制をとる場合の基準雨量【資料編p257参照】

第6章 公共土木施設応急対策

第1節 河川の応急対策

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所についてはただちに都に報告し必要な措置をとる。

第2節 内水排除施設応急対策

担当	(災対) まちづくり部／都下水道局

内水排除施設に被害を生じた場合は、ただちに都に報告し、移動ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については都の指導のもとにこれを行う。

第3節 首都高速道路(株)の応急対策計画

担当	首都高速道路(株)

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第20章 公共施設等の応急対策 第1節 道路の応急対策】に準ずる。

第7章 流木対策

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所

木材の流出による被害を防ぐため木材係留方法の指導を行い、災害時に不測の混乱を招かないようにする。

第 5 部 災害復旧

第1章 被災者の生活確保

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部

【第2編 震災対策編 第4部 復旧・復興施策の推進 第2章 生活再建への支援 第4節 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給】に準ずる。

第2章 融資制度

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) まちづくり部

【第2編 震災対策編 第4部 復旧・復興施策の推進 第2章 生活再建への支援 第16節 融資】に準ずる。

第3章 生活相談窓口

担当	(災対) 各部／警視庁／東京消防庁

【第2編 震災対策編 第4部 復旧・復興施策の推進 第2章 生活再建への支援 第2節 生活相談窓口の開設】に準ずる。

第4章 義援金等

担当	(災対) 区民部／東京都

【第2編 震災対策編 第4部 復旧・復興施策の推進 第2章 生活再建への支援 第8節 義援金の配分】に準ずる。

第 6 部 北区荒川・石神井川などの洪水ハザードマップ

第1章 目 的

担当	まちづくり部

荒川における治水対策は、荒川流域で200年に1回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標としてスーパー堤防化などが進められている

国土交通省荒川下流河川事務所では、荒川流域の3日間総雨量548（mm）が降り、これにより、荒川下流域で堤防が破堤した場合に想定される浸水状況を地図上に示した、「荒川水系荒川浸水想定区域図」を平成16年9月に公表した。

また、平成12年9月に発生した東海豪雨等から、平成13年と平成17年に水防法が改正され（施行は平成13年7月3日と平成17年7月1日）、水害に対して日頃から準備し洪水時に円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、ハザードマップの公表が求められている。

第2章 ハザードマップの作成

担当	まちづくり部

北区は、これらの動向を受けて、荒川で大規模な洪水が発生した場合、区民が自主的に迅速に避難し、洪水による被害を最小限に抑えることを目的として、「北区荒川洪水ハザードマップ」を策定した。

また、平成15年10月、都市型水害対策連絡会において、「荒川・隅田川・新河岸川・石神井川・神田川」流域の浸水予想区域図が作成された。

平成20年5月に、平成14年4月に策定した「北区荒川洪水ハザードマップ」を更新し、「新河岸川・隅田川・石神井川・神田川流域ハザードマップ」を整備し、区民に提供した。

ハザードマップには、洪水時に区民が自主的に安全かつ円滑な避難行動を行えるよう、シミュレーションに基づく浸水想定区域及びその浸水の深さなどを示し、避難場所、避難にあたり注意を要する箇所などや洪水予報の伝達方法について、地図・表を中心にまとめている。

第4編

警戒宣言に伴う事前対策

第 1 部 対策の考え方

第1章 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下大震法）が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震（資料 東海地震について参照）」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域及び高い津波に襲われる地域（6県167市町村）が強化地域として指定された。平成13年12月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会から、「震源域が見直され、震度6弱以上となる地域が西側に拡大する」との報告がなされた。

そして平成14年4月24日付内閣府告示第12号により、強化地域及び震源域などの見直しが行われた。強化地域は、東京都の新島村、神津島村及び三宅村を含めて、新たに96市町村が指定され、静岡県全域及び東京都・神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知・三重の各県にまたがる8都県263市町村になった。

一方、北区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、北区は、面積20.59k㎡に約16万5千世帯約32万人が生活していること及び東京都への昼間人口流入県である埼玉県との隣接区であることなどから、警戒宣言が発せられた場合に社会的混乱の発生が懸念される。

このため、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、北区地域防災計画として、「警戒宣言に伴う事前対策」を策定するものである。

第2章 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定するものである。

- (1) 東海地震発生の際、北区では震度 5 弱程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、東京の都市機能は極力平常どおり維持することを基本としながら、
 - ア 警戒宣言、地震予知情報（資料 東海地震について参照）に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - イ 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めるが、東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のために必要な対策も盛り込む。（資料 東海地震について参照）
- (3) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、「第 2 編 震災対策編」で対処する。
- (4) 北区の地域は、強化地域でないところから、大震法が適用されないため、本計画の実施にあたっては、行政指導または協力要請で対応するものとする。

第3章 計画の前提条件

本計画の策定にあたっては、次の前提条件をおく。

- (1) 東海地震が発生した場合、北区の予想震度は震度 5 弱（ただし中小河川沿いは震度 5 強）である。
- (2) 震度 5 弱及び強の地域における被害状況等の程度は、次表のとおりである。
- (3) 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。
- (4) このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の予想される平日の昼間（午前10時～午後 2 時）と想定する。
- (5) ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。
- (6) 警戒宣言のうち、地震が発生するおそれがあると認められる時期については、「2、3 日以内」とする。（資料 東海地震について参照）

震度 5 の弱及び強の地域の被害状況等の程度

区 分		震度 5 の弱	震度 5 の強
人間に与える影響	起きている人の感覚と心理	ほとんどの人が物にすがりたいと感じる。	ほとんどの人が恐怖を感じ、あるいは目まいがする。
	眠っている人	ほとんどの人が驚いて飛び起きる。	1. 一瞬何が起こったのか分らず、茫然とする。 2. ベッドから転げ落ちることがある。
	人々の行動	1. かなり多くの人が屋外へ走り出そうとする。 2. その場で立ちすくむ者もある。	1. 直立困難になり、物につかまらな いと歩けない。 2. 階段を降りるのはほとんど不可能になる。 3. 物にぶつかって動けない。 4. かなり多くの子供が泣き騒ぐ。
建築物	木造家屋	1. 柱・梁等の継手の破損する家がわずかに生ずる。 2. しっくい壁にひびが入りわずかに落ちる。 3. 老朽家屋はかなり破損し、傾くものも生ずる。 4. 瓦は、かなりずれる。 5. しっくい天井は一部にはくりの生ずることがある。	1. 柱・梁等の継手に破損やゆるみの生ずることがある。 2. 羽目板がはずれることがある。 3. 土台のずれる家がわずかに出る。 4. 老朽家屋、屋根の重い家、一階に壁や柱の少ない建物等では、かなり破損し、中には倒れるものもある。 5. かなり多くのしっくい壁でひびが入り、大壁は落ちることがある。 6. 瓦はずれることが多く、中には落ちるものもある。 7. しっくい天井は、かなり落ちる。
	鉄筋コンクリート造	1. かなりゆれる。 2. きしみ音とともにモルタル壁などに亀裂が入りコンクリート壁にも小さな亀裂が入ることもある。 3. 天井については、木造家屋の記述に準ずる（以下同じ。）	1. 設計・施行の悪いものは、鉄筋が露出したり、座屈するものもあり部分破壊するものもある。 2. 壁のタイルなどの化粧材で落ちるものが生ずる。
	レンガ造・石造、ブロック造*	無筋の壁体が、わずかに転倒する。	外壁がくずれたり、亀裂が入るなど破壊が生じ、かなり崩壊する。

*組積造、補強コンクリートブロック造で建築基準法施行令に従って施工されたものは、鉄筋コンクリート造に準ずる耐震性をもつ

区 分		震度 5 の弱	震度 5 の強
建 築 物	戸・障子 窓ガラス	1. 木製の戸は、はずれることもあるが、ガラスの割れることは少ない。 2. ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスに、割れて落ちるものがある。 3. 障子は被れることがある。	1. 開き戸は、変形し、開かなくなることがある。 2. 鉄製の扉、シャッターは変形により開かなくなることがある。 3. 戸、障子は外れ、破損するものが多い。 4. 窓ガラスは枠ごとはずれることがある。 5. ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスは、かなり多く破損落下する。 6. ビルのゴムパッキンを使用したハメ殺し窓や、ハメ殺し以外の物でも少しのガラスが破損落下する。
	エレベーター	カウンターウエイトがはずれたり、配線やワイヤーが巻きついたりして運転不能になることがある。	カウンターウエイトがはずれたり、配線やワイヤーが巻きつき、運転不能となることがかなりある。
	看板等	取付の悪いものは落ちることがある。	1. 取付の悪いものはかなり落ちる。 2. 外壁のタイルは、はくり落下するものがある。
	煙突 高架水そう等	1. レンガ製の煙突は、上部が崩れるものがある。 2. 煙突にひび割れが生じ、まれに折損する。 3. 屋上の鉄骨架台上の高架水そうは、破損するものもある。	1. 煙突に折損するものが少し出る。 2. 屋上の鉄骨架台上の高架水そうは、かなり破損する。
付 属 構 造 物	塀	1. ブロック塀で、鉄筋のないもの、基礎の弱いものは、くずれたり倒れることがある。 2. 大谷石塀は倒れるものがある。	1. ブロック塀で、鉄筋の少ないもの、基礎の弱いものは倒れるものが多い。 2. 施工の悪い大谷石塀はほとんど倒れる。
	家具	1. 机やロッカーなどが移動することがある。 2. タンス・細長い家具・テレビ・クーラーで倒れたり、ずれたりするものもある。 3. 机・家具の引出しがとび出すことがある。	1. 重い家具も移動し倒れるものもある。 2. タンス・細長い家具・テレビなど倒れるものが多くなる。 3. 冷蔵庫・ピアノが倒れることがある。
	屋 内 の 収 容 物		

区 分		震度 5 の弱	震度 5 の強
屋内の収容物	置物等	1. 安定な花びんも倒れることがある。 2. 電話の受話器がはずれることがある。 3. 人形ケースなど固定の悪いものは落下する。	1. 電話の受話器ははずれることが多い。 2. 多くのものが倒れたり、ずれ動き家具などの上のは落ちる。
	絵・額 振り時計	1. 取付の悪いものはかなり落ちる。 2. ほとんどの振り時計が止まる。	1. 取付の悪いものはほとんど落ちる。 2. 振り時計はすべて止まる。
	電灯・シャンデリア等の吊下物	1. 取付の悪い蛍光灯の球が落下する。 2. チェーン吊りの蛍光灯で落ちるものがある。 3. 寺の鐘が鳴ることもある。	1. シャンデリアやチェーン吊りの蛍光灯は、激しくゆれ、天井にぶつかるなどしてかなり落下する。 2. 寺の鐘が激しく動く。
	書棚・陳列棚 自動販売機 (屋外のものも含む)	1. 書棚の本がかなり落ちる。 2. 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物がかなり落ちる。 3. 棚のものがかなり落ちる。 4. 自動販売機で足場の悪いものはずれたり倒れたりする。	1. 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物のほとんどが落ちる。 2. 棚のものがほとんど落ちる。 3. 自動販売機はかなり倒れる。
火気使用器具	ガスコンロ・ガステーブル等	1. 台上にあるガスコンロ、ガステーブルは移動したり、落ちたりするものがある。 2. 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものは倒れるものがある。	1. ガスコンロ・ガステーブルはかなり移動したり落ちたりする。 2. ガス湯沸器で取付の悪い壁式のもの落ちるものがある。 3. 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものはかなり倒れ、固定されたものでも倒れるものがある。 4. 営業用のガスレンジなどにも移動したり転倒したりするものがある。
	ガスストーブ・石油ストーブ	1. 石油ストーブの耐震自動消火装置がかなり作動する。 2. ガスストーブ・電気ストーブで転倒するものがある。	1. 石油ストーブの耐震自動消火装置が作動する。 2. 円筒型で重心の高い石油ストーブは転倒する。 3. ポット型石油ストーブの燃料そうが転倒する。 4. ガスストーブ・電気ストーブはかなり転倒する。

区 分		震度 5 の弱	震度 5 の強
火気使用器具	L.P.Gボンベ	1. 鎖止めのないもの、鎖止めの弱いものは転倒する。 2. 細長いボンベで鎖止めの位置が高すぎるものは抜け出して倒れるものがある。	1. 細長いボンベで鎖止めの良いものも壁体ごと倒れるものがある。 2. 細長いボンベで鎖止めの位置が高いものは抜け出してかなり倒れる。
屋内の収容物	鉄道	1. 運転手の多くが地震だと気づき在来線及び地下鉄は運転を一時見合わせる。 2. 盛土の地盤の悪い所では、かなり亀裂が生ずる。	1. 盛土で地盤の悪い所では、沈下が生ずる。 2. 切取斜面で落石などが、かなり生ずる。
	自動車	1. 車輪がパンクしたような感じがする。 2. ハンドルを取られるような感じがする。 3. 前方の道路が波打つ感じがする。 4. 停車中の車が動くことがある。	1. 四輪が同時にパンクしたようになり、ハンドルを取られて運転が困難になる。 2. 停車中の車両が移動し、駐車間隔が狭いと互いにぶつかることがある。
	自転車	よろけて自転車の運転が困難になる。	自転車の運転ができない。
屋外の構造物	道路	1. 盛土道路の路肩の部分にひびが入ることがある。 2. 急斜面にある道路が損壊することがある。	1. 盛土道路では、大きな地割れが入ったり、路肩が崩れることがある。 2. 石畳は相互に押し合い、かなり多くの隙間やつき上げを生ずる。 3. 傾斜面の道路は、土砂崩れなどによる損壊を生ずることがある。
	橋	レンガ造、無筋コンクリート橋脚に亀裂の生ずることがある。	1. 橋の取付部分に段差が生じたり、盛土の路肩部分が崩れることがある。 2. 木造の橋は小被害を生ずる。 3. レンガ造、無筋コンクリート橋脚に切断、相対ずれの生ずることがある。
	電柱・電線等	1. 電線が大きくゆれる。 2. 小範囲で停電する場合がある。	1. 看板の落下などにより電線が断線する場合がある。 2. 一部の地域で停電する場合がある。

区 分		震度 5 の弱	震度 5 の強
屋外の構造物	墓石・石灯籠	1. 石灯籠はかなり倒れる。 2. 墓石は回転したり、ずれたりし、不安定なものは倒れる。	1. ほとんど倒れる。 2. セメントで固定したものも、ほとんど移動するか回転する。 3. 記念碑等は台石上でずれたり、回転し倒れるものもある。 4. 鳥居はかなり破損する。
その他	地下埋設管	1. 水道管で、鉄管の継手部の抜け出しや、破損、折損がわずかに生ずる。 2. ガス管で、配管接続部にゆるみを生ずることがある。	1. 地割れ部分や、異なった地盤の境目では、水道鉄管の継手部の抜け出しや、破損・折損がかなり生じ、ガス管でも配管接続部に破損が生ずることがある。 2. 地盤の良い所でも、水道鉄管の破損が生ずることがあり、ガス管の配管接続部にゆるみを生ずることがある。 3. 一部の地域で、断水を生じ、ガスの提供を停止することがある。
	擁壁	排水孔のない石積みのものは、崩れたり、はらんだりするものがある。	1. 地盤の悪い所の石積みのものは、崩れたり、はらみ出すものが多い。 2. コンクリートのものでも普段から前かがみのものには、被害を受けるものがある。
	地変	1. 山地や崖地などで落石を生ずることがある。 2. 宅地造成地などの盛土や傾斜地にやや大きな亀裂を生ずることがある。 3. 水田に液状化現象が起こり、噴砂、噴泥が生ずることがある。	1. 平らな地面にも、亀裂を生ずることがある。 2. 軟弱な地盤の所では陥没・地すべりが生ずる。 3. 地盤によっては砂の液状化現象が起こり、水や砂や泥の噴出が生ずる。 4. 山地では、落石・山崩れが多く起こる。
	プール・池・湖水・井戸等	1. 池や湖水の泥が攪乱され水がにごる。 2. 池・河川・湖が波立って岸に波のあとが残る。	1. 池・プールの水が大きく溢れ出る。 2. 井戸の水位の変化が多く、井戸水が涸れたり、水が出始める。

区 分		震度 5 の弱	震度 5 の強
その他	プール・池・湖水・井戸等	3. プールの水が少し溢れ出る。 4. 井戸の水位が変化することが多い。 5. 泉の湧出量が変わり、あるいは出始めたり涸れたりする。	3. 泉の湧出量が変わり、出始めたり、涸れたりすることが多い。

被害などの量を示す副詞・形容詞の使用については、一応の目安として次のようにしています。

(参考) 用語の 使い方	・まれに……………1%以下	・ほとんど……………80～90%	
	・わずかに……………数%〃	・すべて……………100%	
	・少し……………10%前後	・ものも (が)	
	・かなり……………30%〃	・ことも (が) ある	……………震度階に特徴的に現われ
	・多く……………50%〃		始めるといった程度の現象
	・かなり多く……………70%〃		で、上記のように現象を量的 に表現できかねる場合。

第 2 部 防災機関業務大綱

北区及び区の地域における防災機関が警戒宣言に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1. 北 区

機関の名称	事務または業務の内容
政策経営部 (災対政策経営部)	(1) 災害関係対策予算に関すること (2) 警戒宣言情報の広報及び広聴に関すること (3) 報道機関への連絡態勢に関すること (4) その他政策経営部の所管に関すること
総務部 (災対総務部)	(1) 本部の職員の動員に関すること (2) 本部の人員の配置及び調整に関すること (3) 本部の職員の服務及び給与に関すること (4) 車輛、舟艇等輸送機関の調達に関すること (5) 外国人への情報支援に関すること (6) 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関すること (7) 所管施設の保全及び保安に関すること (8) その他総務部の所管に関すること
危機管理室 (災対危機管理室)	(1) 本部の通信情報の総括に関すること (2) 都、その他防災関係機関との連携に関すること (3) 本部長室の庶務に関すること (4) (仮称) ボランティアセンターの開設準備に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他危機管理室の所管に関すること
地域振興部 (災対地域振興部)	(1) 所管施設の保全及び保安に関すること (2) その他地域振興部の所管に関すること
区民部 (災対区民部)	(1) 給水準備に関すること (2) 物資の輸送準備に関すること (3) その他区民部の所管に関すること
生活環境部 (災対生活環境部)	(1) 廃棄物処理に係る他機関との連絡調整に関すること (2) 清掃に関すること (3) 所管施設の保全及び保安に関すること (4) その他生活環境部の所管に関すること
健康福祉部 (災対医療衛生部を除く災対健康福祉部)	(1) 避難場所の開設準備に関すること (2) 災害時要援護者（主に高齢者及び障害者）に関すること (3) ボランティアの受け入れ準備に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他健康福祉部の所管に関すること

機関の名称	事務または業務の内容
北区保健所 健康いきがい課 王子・赤羽・滝野川 健康相談係 (災対医療衛生部)	(1) 救護所の開設に関する事 (2) 医療及び助産救護に関する事 (3) 医療品の調達及び配給に関する事 (4) 所管施設の保全及び保安に関する事 (5) その他北区保健所、健康いきがい課、王子・赤羽・滝野川健康相談係の所管に関する事
子ども家庭部 (災対子ども家庭部)	(1) 保育園児及び児童の保護並びに救護に関する事 (2) 所管施設の保全及び保安に関する事 (3) その他子ども家庭部の所管に関する事
まちづくり部 (災対まちづくり部)	(1) 被災建築物の応急危険度判定準備に関する事 (2) がけ・急傾斜地の防災に関する事 (3) 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備に関する事 (4) 応急資機材及び労力の確保に関する事 (5) 道路等占有物件の対策に関する事 (6) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保に関する事 (7) 所管施設の保全及び保安に関する事 (8) その他まちづくり部の所管に関する事
会計管理室 (災対会計管理室)	(1) 金銭及び物品の出納保管に関する事 (2) その他会計管理室の所管に関する事
教育委員会事務局 (災対教育委員会事務局)	(1) 学校避難所の設置準備に関する事 (2) 園児、児童及び生徒の保護並びに救護に関する事 (3) 体育施設等の準備に関する事 (4) 所管施設の保全及び保安に関する事 (5) その他教育委員会事務局の所管に関する事
区議会事務局 (災対区議会事務局)	(1) 区議会議員との連絡に関する事 (2) その他区議会事務局の所管に関する事

2. 都関係機関

機関の名称	事務または業務の内容
都建設局 都第六建設事務所	(1) 河川の保全に関する事 (2) 道路及び橋りょうの保全に関する事
都交通局(北自動車営業所)	(1) 都営交通施設の保全に関する事 (2) バスによる輸送協力に関する事
都水道局(北部支所北営業所)	(1) 水道施設の保全に関する事 (2) 飲料水の確保及び給水に関する事
都下水道局(北部第二下水道事務所)	下水道施設の保全に関する事

機関の名称	事務または業務の内容
警視庁 第十方面本部 王子・赤羽・滝野川 警察署	(1) 各種情報等の収集、連絡に関する事 (2) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関する事 (3) 交通の混乱等の防止に関する事
東京消防庁 第五消防方面本部 王子・赤羽・滝野川 消防署	(1) 各種情報等の収集、連絡に関する事 (2) 災害の予防、警戒に関する事 (3) 住民等に対する指導に関する事 (4) 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関する事
王子・赤羽・滝野川 消防団	災害の予防及び警戒に関する事

3. 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の内容
財務省 関東財務局 東京財務事務所	国有普通財産の管理及び処分に係る事
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所	(1) 河川の保全に関する事 (2) 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、水防活動に対する指導、堤防、水門及び排水機場の管理に関する事

4. 指定(地方)公共機関・公共的機関

機関の名称	事務または業務の内容
JR東日本(株) (東京支社)	(1) 鉄道施設等の保全に関する事 (2) 混乱防止に関する事
東京地下鉄(株) (後楽園駅務管区)	(1) 鉄道施設等の保全に関する事 (2) 混乱防止に関する事
NTT東日本(株) (東京北)	電気通信設備の保安に関する事
東京電力(株) (大塚支社)	(1) 電力施設等の保安に関する事 (2) 電力供給に関する事
東京ガス(株) (北部支店)	(1) ガス施設等の保安に関する事 (2) ガス供給に関する事
首都高速道路(株)	首都高速道路等の保全に関する事
北区医師会	医療活動の協力に関する事
北歯科医師会	歯科医療活動に関する事
滝野川歯科医師会	歯科医療活動に関する事

第 3 部 事前の備え

第1章 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震の被害を未然に防止するための予防対策は、北区地域防災計画の災害予防計画に基づき実施しているところであるが、本章では、特に予知情報による社会的混乱の防止という見地から、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資機材の整備、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備する事業をとりあげる。

第1節 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

担当	危機管理室／NTT東日本㈱

第1 情報連絡態勢の整備

機関	事業計画
区	防災行政無線の充実 警戒宣言及び地震予知情報収集等の伝達など、情報連絡態勢の充実を図るため、防災行政無線システムの拡充を図る。 (1) 同報系無線の難聴地域を改善するため、高層建築物の増加等に対応した拡声支局の増設・改修工事を実施する。 (2) 防災行政無線（移動系・同報系）の高品質な回線を確保するための再整備を行う。 (3) 区内全域にきめ細かい無線網を確保するため、地域防災無線システム及びファクシミリを導入（導入済）する。
NTT 東日本㈱	警戒宣言が発令されると一般区民からの各種問い合わせ等が急増することによる電話回線の混雑が予想される。このため、大規模地震特別措置法の規程に沿って、地震防災応急対応業務を実施する。 (1) 防災機関等の重要な通話は最優先でそ通を確保する。 (2) 一般通話の制御に伴う代替手段として公衆電話からのそ通を確保する。 (3) 一般通話についてトラフィックの状況に応じて必要な通話制御を行う。

第2節 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

担当	区各部／NTT東日本(株)

第1 ブロック塀等の倒壊防止

1. 指導の強化

震度5程度の地震であっても、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生することが予想されることは、宮城県沖地震の例を見ても明らかである。

北区では、宮城県沖地震以前から、ブロック塀等の倒壊に対する安全確保について、区広報紙、パンフレット及び打合せ会等を通じ、住民及び建築関係業者等にPRを図ってきたが、さらにPRを一層進める。また、建築確認時の指導を強化する一方、既存のブロック塀等についても早急に安全対策の実効をあげられるよう指導強化を図る。

2. 助成による改善促進

危険度の高いブロック塀等の改善を促進するため、改善資金の融資あっ旋を実施している。

第2 落下の防止

1. 外装材等の落下の防止

災害時は、ビルの外装材や窓ガラス等の落下による被害が予想される。このため北区では、年2回の建築防災週間を中心に、外装材等の維持保全について広報活動を行うとともに、日頃からの区内巡回により実態を把握し、所有者に安全化指導を強化していく。

2. 屋外広告物の規制

広告塔、看板等の屋外広告物の中には、地震の際脱落し、被害の発生が予想される。このため、区は許可申請受付の際、設置者に対し、下記の事項について行政指導を行うものとする。

- (1) 建築物の屋上、壁面に広告物を設置する場合、地震による落下防止を図ること。
- (2) 維持管理に十分な配慮をすること。これについては、継続許可申請に際しても行うものとする。

3. 助成による改善促進

道路に面して落下のおそれのある建築物の窓ガラス、外装材等の改善を促進するため、改善資金の融資あっ旋を実施している。

第3 通信施設対策

1. 通信網の信頼性向上対策

- (1) 市内中継線の伝送路が被災した場合でも、通信の疎通が確保できるよう、伝送路を複数のルートに分散する。

- (2) 中継伝送路の多ルート化等を図る。

2. 長時間停電対策

- (1) 耐震対策の実施
- (2) 発災時には商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため通信用電源を確保するために自家発電に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備、携帯用発動発電機の増備を図る。

3. 各種災害対策用機器の配備

発災時における防災機関等の重要通信の確保と迅速な復旧に備え、各種の災害対策用機器を配備する。

第4 公共施設対策

- (1) 区施設内の備品等の点検及び転倒・落下防止対策の実施
- (2) 火気使用施設の安全対策の実施
- (3) 区施設のブロック塀等の改善の実施
- (4) 保健所、学校等における薬品、危険物等の収容設備の安全対策の実施

第2章 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第1節 広 報

担当	政策経営部／危機管理室／JR東日本(株)／その他防災関係機関

広報の基本的な流れは、①平常時、②東海地震観測情報・東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの三段階に区分し広報する。

その基本的事項は、次のとおりである。

- (1) 東海地震についての基本的知識（資料 東海地震について参照）
- (2) 東海地震発生までの情報提供・警戒宣言・予知情報（資料 東海地震について参照）
- (3) 北区の予想震度及び被害程度（第1部 第4章参照）
- (4) 区民のとるべき措置（第6部 第1章参照）
- (5) 自主防災組織のとるべき措置（第6部 第2章参照）
- (6) 事業者のとるべき措置（第6部 第3章参照）
- (7) 警戒宣言時に防災機関が行う措置（第5部参照）

防災機関が行う主な広報例は次のとおりであるが、区はこれらの事項について防災機関と密接な連携のもとに総合的な広報を行うものとし、防災機関は所掌事務について広報するものとする。

1. 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- (1) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- (2) 警戒宣言時に時差退社の協力及び優先乗車の方法
- (3) その他防災上必要な事項

2. 道路交通の混乱防止のための広報

- (1) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (2) 自動車利用の自粛の呼びかけ
- (3) その他防災上必要な事項

3. 電話回線の混雑による混乱防止のための広報

- (1) 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
- (2) 回線の混雑と規制の内容

4. 買い急ぎによる混乱防止のための広報

- (1) 生活関連物資取扱店の営業
- (2) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと

5. 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと。

6. その他の広報

電気、ガス等の使用上の注意

<防災機関の広報計画>

機関	広報計画
区	(1) 印刷物による広報 ア 区広報紙「北区ニュース」に特集記事として広報内容事項全般について毎年実施するとともに、随時関連記事を掲載する。 イ パンフレット、リーフレット等を作成し、区の窓口等に置くとともに、町会・自治会・北区自主防災組織等に配布する。 (2) インターネット等による広報 区のホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。 (3) その他の広報 ビデオ映写会、講演会、説明会等を開催するとともに、あらゆる機会をとらえ防災意識の啓発を図る。
J R 東日本(株)	地震予知情報等及び警戒宣言発令に伴う、帰宅集中により駅等の混乱を防止するため、旅行の見合わせ・時差退社・近距離通勤者の徒歩帰宅等の協力要請を行う。

第2節 教育指導

担当	危機管理室／区教育委員会事務局／JR東日本(株)／その他防災関係機関

第1 児童・生徒等に対する教育

区及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

1. 教育指導事項

- (1) 東海地震に関する基本的事項
- (2) 教職員の分担
- (3) 警戒宣言時の臨時休校措置
- (4) 児童・生徒の下校時等の安全措置

- (5) 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- (6) その他の防災措置

2. 教育指導方法

- (1) 児童・生徒に対しては震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み地震防災教育を行う。
- (2) 教職員に対しては研修の機会を通じて防災教育を行う。
- (3) 保護者に対してはPTA等の活動、保護者との連絡文書を通じて周知徹底を図る。

第2 職員・社員に対する教育

機関	教育方法
区	各種防災訓練、研修会等を通じ、職員の警戒宣言時の対応の習熟に努める。
JR東日本(株)	関係社員に対し講習会・説明会の開催、パンフレットの配布等を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。 (1) 地震予知情報等及び警戒宣言の性格及び取るべき措置 (2) 予想される地震及び津波に関する知識 (3) 地震防災応急対策に関する知識 (4) 地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識 (5) 社員が果たす役割及びその他必要な事項

第3 自動車運転者に対する教育

警察署は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。

1. 教育指導事項

- (1) 東海地震に関する基本的事項
- (2) 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- (3) 自動車運転者のとるべき措置
- (4) その他の防災措置等

2. 教育指導方法

- (1) 警察署主催の各種講習会
- (2) 各種会議・座談会・映画会
- (3) 防災訓練
- (4) 交番勤務員による巡回連絡等の機会

第3章 事業所に対する指導

第1節 対象事業所

担当	消防署

第1 一般事業所

- (1) 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画を作成する事とされている事業所。
- (2) 東京都震災対策条例により防災計画を作成する事とされている事業所。

第2 特定事業所

危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所

第2節 事業所の指導内容

担当	消防署

各事業所に対して警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において次の項目について検討し、定めておくよう指導する。

第1 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

第2 情報の収集伝達等

- (1) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の把握
- (2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- (3) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- (4) 不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員に対する安全の確保

第3 安全対策からの営業方針

- (1) 不特定多数の者が利用する施設における営業の中止または自粛
- (2) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

第4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

第5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第4章 防災訓練

担当	危機管理室／警察署／消防署／東京電力(株)／JR東日本(株)／NTT東日本(株)／その他の防災関係機関

区及び防災機関は、警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため情報伝達態勢の確立に重点をおいた訓練を実施する。

機関	内容
区	判定会招集時及び警戒宣言時における防災措置の迅速化、的確化を確保するため、毎年実施する総合訓練に予知対応型訓練を位置づけ実施する。 1. 参加機関 (1) 区 (2) 区民及び自主防災組織 (3) 防災機関 2. 訓練項目 (1) 非常招集訓練 (3) 情報伝達訓練 (2) 本部運営訓練 (4) 現地訓練
警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 1. 参加機関 (1) 都各局 (4) 消防署 (2) 区各部課 (5) 地域住民及び事業者等 (3) 会社・事業所 2. 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (4) 情報収集伝達訓練 (2) 交通規制訓練（含、低速走行訓練） (5) 通信訓練 (3) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3. 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。
消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災態勢の確立を図るため、次により訓練を行う。 1. 参加機関 (1) 消防団 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (2) 協定締結等の民間団体 (4) その他関係機関 2. 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (6) 通信運用訓練 (2) 参集訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (3) 初動措置訓練 (8) 消防団との連携訓練 (4) 情報収集訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3. 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

機関	内容
東京電力 (株)	警戒宣言が発せられた場合を想定し、次の内容を主体とした訓練を年一回以上実施する。 1. 各種情報の収集、伝達 2. 災害対策用資機材の点検整備
J R 東日本(株)	関係社員に対し、地震防災応急対策及び地震災害応急対策に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練には積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。 1. 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達訓練、非常召集及び防災訓練 2. 列車の運転規制及び運転再開訓練 3. 旅客の待機、誘導（混乱防止対策）及び救護訓練 4. 復旧態勢及び災害復旧訓練、その他 5. 地震総合防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で実施
N T T 東日本(株)	地震発生後の措置とともに、警戒宣言発令下等における措置について、毎年1回以上防災訓練を実施する。警戒宣言時等の措置について実施する主な訓練内容は、次のとおりである。 1. 準備警戒業務 (1) 情報伝達訓練 (2) 非常召集及びかけ付け訓練 (3) 非常時の応急復旧訓練 (4) 食料、飲料水の点検 2. 通信確保等の訓練 (1) 特設公衆電話設置訓練 (2) 行政区とN T Tの合同総合防災訓練 ア 重要機関の通信確保 イ 避難場所への特設公衆電話設置訓練 (3) 広報活動
その他の 機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。

第 4 部 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表 時から警戒宣言が発せられるまでの対応

本章においては、解説情報・観測情報の発表及び判定招集会に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第1章 東海地震観測情報発表時の対応

担当	(災対) 危機管理室

気象庁から「東海地震観測情報」が発表された場合、平常時の活動を維持しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。また、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

さらに気象庁・都等の関係機関から情報収集を行うとともに、防災機関等に一斉連絡を行う。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震 観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性についてただちには、評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	連絡要員を確保する体制

第2章 東海地震注意情報発表時の対応

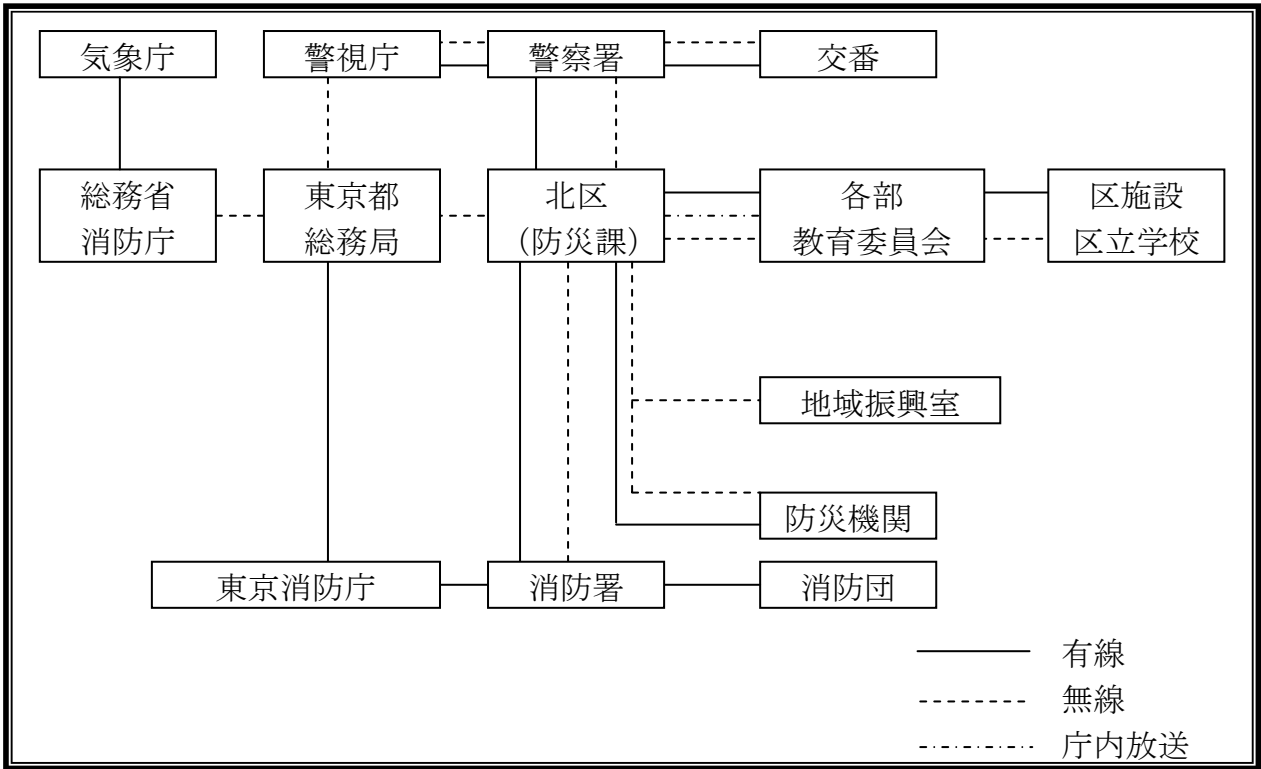
東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、区は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震 注意情報	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

第1節 伝達系統

担当	(災対) 危機管理室／各防災関係機関

区を中心とした伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めるものとする。



【東海地震注意情報発表時の伝達方法】

第2節 伝達態勢

担当	(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／(災対) 子ども家庭部／(災対) 区教育委員会事務局

機関	内容
区	(1) 都総務局から注意情報の連絡を受けた時は、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、ただちにその旨を区各部、教育委員会及び防災機関へ伝達する。 (2) 夜間・休日等勤務時間外に注意情報の連絡を受けた時は、警戒態勢従事者があらかじめ定めた経路で伝達を行うものとする。 (3) 区各部は、注意情報の連絡を受けた時は、有線電話、無線等の活用により、ただちに部内各課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上必要な関係機関に対し周知する。

機関	内容
区教育委員会 事務局	危機管理室から注意情報の連絡を受けた時は、ただちに電話継送網、無線等を活用し、区立幼稚園長及び区立小・中学校長に伝達する。
区総務部	危機管理室から注意情報の連絡を受けた時は、ただちに電話継送網、無線等を活用し、所管の専修学校長及び各私立学校長に伝達する。
区子ども 家庭部	危機管理室から注意情報の連絡を受けた時は、ただちに電話継送網、無線等を活用し、所管の保育施設長（公立保育園・私立保育園・認証保育所・保育室・家庭福祉員）・児童館長等及び私立幼稚園長に伝達する。

注1 都環境局所管の同報無線を設置してある公・私立幼・小・中学校に対しては、報道機関の報道開始と同時に、それによっても一斉通報する。

注2 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

第3節 伝達内容

担当	（災対）総務部／各防災関係機関

- (1) 区及び各防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせ伝達する。
- (2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び緊急措置を解除するように速やかに伝達する。

第3章 活動態勢

担当	(災対)各部／警察署／消防署／首都高速道路(株)／東京地下鉄(株)／JR東日本(株)／NTT東日本(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／その他の機関

注意情報の連絡を受けた場合、区及び防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに社会的混乱の発生に備え必要な態勢をとるものとする。

機関	内容
区	(1) 災害対策本部の設置準備 (2) 職員の配備態勢 第一非常配備態勢とする。この伝達は、前章第2節の伝達態勢によって行うものとする。 (3) 注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理室が関係部課及び防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 ア 情報の収集伝達 イ 都及び防災機関との連絡調整
警察署	(1) 警備本部の設置 東海地震注意情報が発表された旨の連絡を受けた場合、警察署長は、現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 (2) 警備要員の参集 警備要員は、東海地震注意情報発表に伴う総員招集の発令を受けたとき、または東海地震注意情報発表が発表されたことを知ったときは、速やかに自所属に参集する。
消防署	震災警戒態勢を発令して次の対応を行う。 (1) 全消防職員及び全消防団員の非常召集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 救急医療情報の収集態勢の強化 (4) 関係防災機関への職員の派遣 (5) 救助・救急資機(器)材の準備 (6) 高所見張員の派遣 (7) 情報受信態勢の強化 (8) 出火防止・初期消火等の広報準備 (9) その他消防活動上必要な情報の収集
首都高速道路(株)	緊急態勢をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、災害対策本部を設置する。
東京地下鉄(株)	ただちに非常召集して対策本部を設置する。

機関	内容
J R 東日本(株)	地震防災対策本部の設置 (1) 注意情報を受けたときは、地震防災対策本部を設置する。 (2) 地震防災対策に係る本部要員及び応急対策従事員を非常招集する。
N T T 東日本(株)	注意情報の連絡を受けた場合、または警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる次項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。 (1) 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 (2) 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 (3) 社員の確保及び避難の状況 (4) 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 (5) その他地震防災応急対策実施上必要な情報または要望事項等
東京電力 (株)	第3非常態勢を発令する。 社員の出動基準 (1) 非常態勢の発令の伝達があった場合 要員は、所属する非常災害対策本（支）部に出動する。 (2) 非常態勢の発令がなされたと判断される場合 非常態勢の発令がなされたと判断される態勢の要員は、所属する非常災害対策本（支）部に出動する。
東京ガス (株)	ガス事業法（保安規程第67条）に基づき、ただちに本社内に地震災害警戒本部を、また事業所（北区の場合は首都圏東導管事業部）に地震災害警戒支部を設置する。
その他の 機関	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

担当	(災対) 政策経営部／JR東日本(株)／その他の防災機関

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

区及び防災機関においても、密接な連絡を取り、区同報系無線、広報車、ホームページ、パトロールカー等により広報活動を実施するものとする。

J R 東日本(株)

注意情報発表時は、混乱防止のため駅においては、掲示、駅放送、列車については、車内放送により情報の段階に応じて旅客に呼びかけを行うものとする。

- (1) 注意情報等の内容
- (2) 列車、自動車の運転状況
- (3) 旅行の中止、時差退社及びう回の案内の掲示

区の広報活動

(同報無線による広報内容)

チャイム

こちらは防災北区です。北区役所からお知らせします。

現在、気象庁では、地震観測データに異常な変化があったため、東海地域に大地震が発生するかどうかを検討しています。

区民の皆さんは、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。

(繰り返し)

(広報車による広報内容)

こちらは、北区の広報車です。

(本文、同報無線に同じ)

第5章 混乱防止措置

担当	(災対) 政策経営部／警察署／JR東日本(株)／NTT東日本(株)

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるときまたは混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機関	内容
区	(1) 対応措置の内容 ア 各防災機関等による混乱防止措置の調整及び防止対策の立案及び実施 イ 混乱防止に関する情報の収集及び分析 ウ 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 エ その他必要事項 (2) 対応機関 各部は、区本部が設置された場合に準じて、各防災機関の協力を得て実施。
警察署	東海地震注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱が予想され、または混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
J R 東日本 (株)	(1) テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 (2) 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 (3) 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
N T T 東日本 (株)	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 (1) 情報収集と伝達 (2) 通信の利用制限等の措置 (3) 災害用伝言ダイヤルの提供準備 (4) 対策要員の確保及び広域応援 (5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 (6) 通信建物、設備等の巡視と点検 (7) 工事中の設備に対する安全措置 (8) 社員の安全確保 (9) 医療施設及び研修施設等における対策

第 5 部 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策強化地域においてはただちに地震防災応急対策を実施することになっている。

北区の場合は、地震防災対策強化地域ではないが、東海地震が発生した時には震度 5 弱程度が予想されるため警戒宣言が発せられた場合には社会的混乱の発生が懸念される。

このため本第 5 部においては、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、または、警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき対応措置について定めるものとする。

第 1 章 活動態勢

第 1 節 区の活動態勢

担当	(災対) 各部

第 1 災害対策本部の設置

本部長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。災対本部を設置したとき、または廃止したときは、東京都にその旨を報告し、防災機関に連絡する。

第 2 本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎 3 階に設置する。

第 3 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、東京都北区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによる。

第 4 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の確保及び調達準備態勢の決定
- (4) 防災機関の業務に係る連絡調整
- (5) 住民への情報提供

第 5 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢及び配備人員等は、次のとおりである。

1. 配備態勢

本部の非常配備態勢は、第2 非常配備態勢をとる。

2. 配備人員

部の配備人員

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第1章 応急活動態勢の構築 第2節 区の活動態勢】に準ずる

3. 配備人員の確保

各部は、警戒宣言が長期に渡る場合を考慮し、3日間の配備職員を指定しておくものとする。

第2節 区の業務等の対応措置

担当	(災対) 各部

第1 窓口の開設

警戒宣言が発せられた場合においても、東京の都市機能は極力平常どおり維持することを基本としていることから、区本庁舎、区民事務所、地域振興室、福祉事務所等の窓口は平常どおり開設する。

第2 行事の中止、停止

区が主催または共催する行事は、行事の実施中または計画に関わらず、警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止または停止とする。

第3 職員の措置

職員の勤務態勢は、原則として平常どおりとするが、次に該当する職員に対しては、時差帰宅などの措置を図ることとする。

- (1) 保育園等の施設に子弟等を預けている職員で、その職員の外、他に引き取り人がいないもの。
- (2) 介護を必要とする人が家庭におり、その職員の外、保護する者のいない職員。

第3節 防災関係機関等の活動態勢

担当	各防災関係機関

- (1) 各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、北区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また区が実施する防災対策が円滑に行われるようにその

所掌事務について適切な処置をとるものとする。

- (2) 各防災機関は、上記第1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- (3) 区の地域内の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとする。

第4節 相互協力

担当	各防災関係機関

警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災対策が十分に行われない場合があるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

【第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策 第1章 応急活動態勢の構築 第4節 防災機関等との連携】に準ずる。

第2章 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

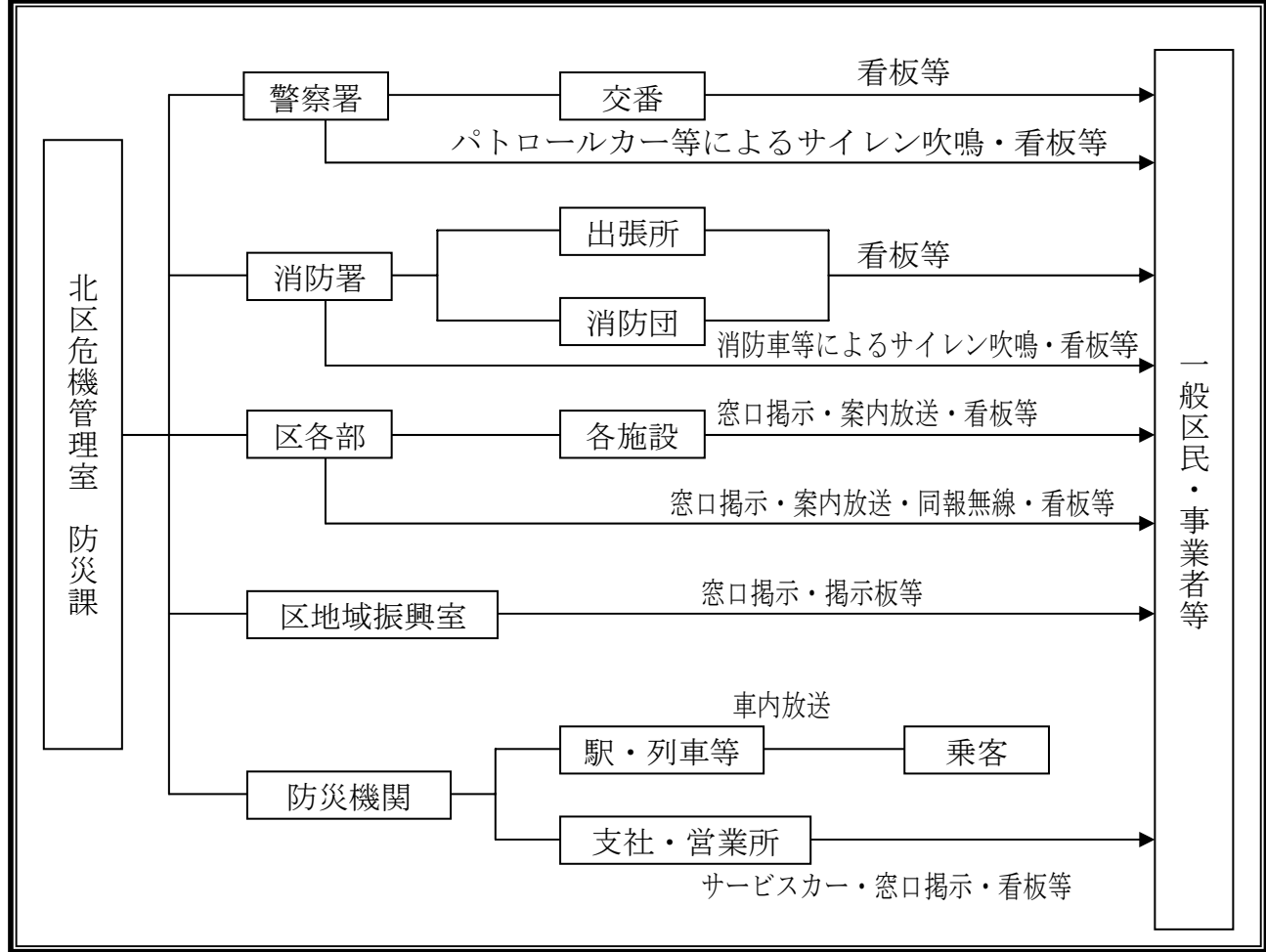
本章では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

第1節 警戒宣言等の伝達

担当	(災対)各部／警察署／消防署／JR東日本(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／その他の防災関係機関

第1 伝達系統

一般住民に対する伝達系統は次のとおりである。

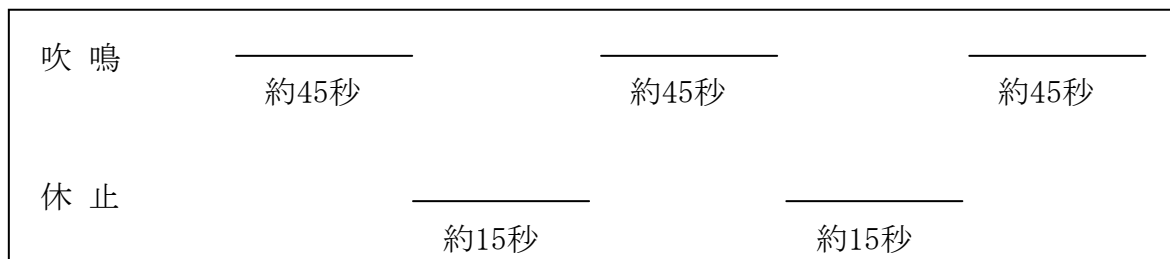


第2 伝達態勢

機関	内容
区	(1) 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、庁内放送、有線電話、無線等によりその旨を区各部、教育委員会及び防災機関に伝達する。 (2) 区各部は、1の通報を受けた時は、有線電話、無線等により、ただちに部内各課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上必要な関係機関に伝達する。 (3) 教育委員会は、1の通知を受けた時は、有線電話、無線等により、ただちに区立学校（園）長に伝達する。 (4) 総務部（総務課）は、危機管理室から1の通知を受けた時は、有線電話等により、ただちに所管の専修学校長、各種学校長及び私立学校長に伝達する。 (5) 子ども家庭部（子育て支援課）は、危機管理室から1の通知を受けた時は、有線電話等により、ただちに所管の区立保育園・児童館長等及び私立幼稚園長に伝達する。 (6) 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号（別図参照）並びに広報車、ホームページ、同報系無線等の活用により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警察署	(1) 警察署は、警戒宣言発令及び地震予知情報等の通報を受けた時は、ただちに警察電話、警察無線及びその他の手段の活用により、所属職員に伝達する。 (2) 警察署は、広報設備のある警察車両を巡回させ、防災信号サイレン吹鳴及び警戒宣言発令後の広報を行って管内住民・在勤者等に伝達する。
消防署	(1) 各消防署（所）は警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、ただちに、所属全職員及び消防団員に伝達する。 (2) 各消防署（所）は、区と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発令されたことを住民に伝達する。
J R 東日本(株)	警戒宣言を受報した場合、本社、東京支社、地区指導センター及び関係箇所には地震防災対策本部を設置するとともに、発災に備えた対応をとる。
東京電力 (株)	警戒宣言が発せられた場合、全ての事業所は、第3非常態勢を発令する。 社員の出動基準 (1) 非常態勢の発令の伝達があった場合 要員は、所属する非常災害対策本（支）部に出動する。 (2) 非常態勢の発令がなされたと判断される場合 非常態勢の発令がなされたと判断される態勢の要員は、所属する非常災害対策本（支）部に出動する。

機関	内容
東京ガス (株)	東京ガス(株)全体における受理及び伝達経路は、社内規則により行う。
その他 防災機関	区から通報を受けた時は、ただちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン図



※ 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。

※ 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

第3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 北区での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2節 警戒宣言の広報

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／各防災関係機関

警戒宣言が発令された場合、様々な社会混乱が予想される。これに対処するため、区は区同報系無線、インターネット、ケーブルテレビ、広報車、パトロールカー、消防車、宣伝車を利用した広報、及び看板の掲出、窓口掲示等を実施する。また、防災機関は、それぞれの所掌に応じた広報事項について、あらかじめ広報案文を定めておき、広報活動を実施するものとする。

第1 広報項目

- (1) 警戒宣言の内容、北区の予想震度等
- (2) 区民及び事業所のとるべき防災措置
 - 火の注意、水の汲み置き、家具等の転倒防止、ガラスの落下防止等

- (3) 地域に密着した情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- (4) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
必要に応じて、混乱防止のための対応措置に係る広報
- (5) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
列車の運行状況、駅等の混乱状況、時差退社の呼びかけ等
- (6) 道路交通の混乱防止のための広報
道路の渋滞状況、交通規制の実施状況、自動車利用の自粛要請等
- (7) 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報
回線のふくそう状況、規制措置の実施状況、電話利用の自粛要請等
- (8) 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
 - ・スーパーマーケット・百貨店等の営業状況、買い急ぎをする必要がないこと等
 - ・物資の流通状況
- (9) 預貯金引出などによる混乱防止のための広報
金融機関の営業状況、急いで引出しをする必要のないこと等

第2 広報の実施方法

区同報系無線、インターネット、ケーブルテレビ、広報車及び北区自主防災組織等を通じて広報活動を行うものとする。

(同報無線による広報内容)

サイレン 約45秒 — 約15秒 (3回繰り返し)
(吹鳴) (休止)

「こちらは、防災北区です。北区災害対策本部からお知らせします。

ただいま東海地震の警戒宣言が出されました。

駿河湾沖を震源とする大地震が2、3日(数時間)以内に発生する恐れがあります。

なお、この地震が発生した場合、北区では、震度5の弱程度のゆれが予想されます。

区民の皆さん！！

テレビ、ラジオのニュースや区役所からのお知らせに十分注意してください。」

(繰り返し放送)

(広報車による広報内容)

「こちらは、北区の広報車です。

本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言が出されました。

区民の皆さん！！

テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。」

(繰り返し放送)

第3章 消防、水防、危険物対策

第1節 消防対策

担当	消防署

第1 活動態勢

警戒宣言発令時から引き続き震災警戒態勢下にあり、次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常召集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 救急医療情報の収集態勢の強化
- (4) 関係防災機関への職員の派遣
- (5) 救助・救急資機材の準備
- (6) 高所見張員の派遣
- (7) 情報受信態勢の強化
- (8) 出火防止・初期消火等の広報準備

第2 区民(事業所)に対する呼びかけ

1. 区民に対する呼びかけ

- (1) 情報の把握…テレビ、ラジオや消防署、警察署、区からの情報に注意
- (2) 出火防止…火気器具類の使用制限、周囲の整理・整とんの確認、危険物類安全確認
- (3) 初期消火…消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
- (4) 危害防止…家具類、ガラス等の安全確保、ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

2. 事業所に対する呼びかけ

警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

第2節 水防対策

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

第1 区の水防対策

1. 排水場等の施設の点検

排水機等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。

(1) 北耕地川排水場	神谷 3－9
(2) 東田端排水場	東田端 1－4
(3) 観音橋排水場	滝野川 3－53
(4) 赤羽北排水場	赤羽北 2－21
(5) 赤羽台公園排水場	赤羽台 3－16
(6) 井頭排水場	岸町 2－9

2. 水防資機材の点検整備

- (1) 備蓄資機材の点検整備
- (2) 水防計画により、関係業者に対し資機材の緊急輸送の準備指令を出す。
- (3) 水防資機材については、水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

3. 河川護岸の点検

- (1) 護岸の点検整備を行う。
- (2) 速やかに河川巡視を行い、河川利用者等に警戒宣言の情報を伝達する。

第2 都第六建設事務所の水防対策

- (1) 備蓄資機材の点検整備を行う。
- (2) 管内の水防管理団体の行う水防活動が十分行われるように情報を連絡し、資機材及び技術的な援助を与えるなど、その調整を図るものとする。

第3 国土交通省荒川下流河川事務所の水防対策

警戒宣言が発せられた場合は、警戒支部の設置を行い、次の措置をとるものとする。

1. 水防資機材等の把握

地震予知情報において、津波の発生が予想される場合は、水防活動、応急復旧に必要な資機材の把握に努め、二次災害防止に万全を期する。

2. 水門等操作に必要な準備

水門及び内水排除施設等については地震予知情報において津波の発生が予想される場合、操作に必要な準備を行う。

第3節 危険物対策

担当	警察署／消防署／JR東日本(株)

第1 石油類等危険物の取扱い施設

予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 操業の停止または制限
- (2) 流出拡散防止等資機材の点検、配置
- (3) 緊急しゃ断装置等の点検、確認
- (4) 火気使用の中止または制限
- (5) 消火用設備等の点検確認

第2 化学薬品等の取扱い施設

学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- (2) 引火または混合混触等による出火防止措置
- (3) 化学薬品等取扱いの中止または制限
- (4) 火気使用の中止または制限
- (5) 消防用設備等の点検、確認

第3 危険物輸送

機関	内容
警察署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 (1) 危険物取扱事業者に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請。 (2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化。
消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討実施するよう指導する。 (1) 出荷、受け入れの停止または制限 (2) 輸送途中車両における措置の徹底
J R 東日本(株)	危険物品積載の貨物列車は、原則として外周ヤード及び安全な駅に抑止等の手配を行う。

第4章 警備、交通対策

第1節 警備対策

担当	警察署

第1 部隊編成

警察署は、あらかじめ定めた警備実施計画に基づき、必要な部隊編成を行う。

第2 警備部隊の配備

混乱の恐れのある駅、ターミナル、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。

第3 治安維持活動

通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

- (1) 管内の実態把握に努める。
- (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。
- (3) 不法事案の予防及び取り締まりを実施する。

第2節 交通対策

担当	警察署

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

基 本 的 方 針	① 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 ② 強化地域方向へ向かう車両の走行はできる限り制限する。 ③ 非強化地域方向から流入する車両の走行はできる限り抑制する。 ④ 緊急輸送及び避難路については、優先的に確保を図る。 ⑤ 強化地域（新島村等）内の走行は、できる限り制限する。

第1 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

1. 走行中の車両

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速40km、一

般道路（首都高速道路を含む）は時速20kmに減速すること。

- (2) カーラジオ等で地震情報、交通情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- (3) 目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- (4) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- (5) 危険物等を運搬中の車両は、法令等であらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
- (6) 現場警察官の指示に従うこと。

2. 駐車中の車両

- (1) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は極力使用しないこと。
- (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。
- (3) やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (4) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両は使用しないこと。

第2 警戒宣言時の交通規制

警戒宣言が発せられたときは、次のような規制を行なう。

- (1) 環状七号線の内側の道路
都心に向かう車両は極力制限する。
- (2) 緊急交通路
次の14路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。

第一京浜国道	中仙道
第二京浜国道	北本通り
中原街道	日光街道
目黒通り	水戸街道
甲州街道	蔵前橋通り
川越街道	京葉道路
高島通り（都道202号線）	東京環状線（国道16号線）

- (3) 都県境
 - ア 埼玉県、千葉県から、都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。
 - イ 神奈川県、山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り制限は行わない。
- (4) 高速自動車道路及び首都高速道路
 - ア 状況により車両の流入を制限する。
 - イ 都県境においては、前記「都県境」の交通規制に準ずる。

- (5) その後の交通状況によっては、前記(1)の交通規制を変更し、あるいは前記(1)以外の地域、路線を指定して必要な規制を行なうものとする。

第3 交通対策の実施

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

第3節 道路管理者のとりべき措置

担当	(災対) まちづくり部／都第六建設事務所／首都高速道路(株)

第1 区の措置

1. 危険個所の点検

警戒宣言が発せられた際には、緊急障害物除去道路を重点に、地震発生時に交通の障害となる恐れのある道路（橋りょう、横断歩道橋を含む）の状況把握をするため、緊急巡回を実施する。

- (1) 発見された損傷等については、速やかに応急措置を講じる。
- (2) 沿道に危険物が発見されたら、ただちにその所有者に勧告を発し、安全対策をとるよう要請する。

2. 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車等の円滑な運行の確保を図る。

第2 都第六建設事務所の措置

1. 危険個所の点検

警戒宣言が発せられた際には、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。

2. 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車等の円滑な運行の確保を図る。

第3 首都高速道路(株)の措置

- (1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。また、発災に備え長大橋、トンネル等の大規模構造物は重点的にパトロールを行い、必要な配備を行う。

- (2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報をお客様に対し行う。
- (3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。
- (4) 工事中の構造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。

第5章 公共輸送対策

第1節 鉄道対策

担当	警察署／消防署／JR東日本(株)／東京地下鉄(株)

第1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報を受領した場合は、「第5部 第2章 警戒宣言、地震予知情報等の伝達」に定める経路により伝達する。

第2 列車運行措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、運転規則による運行とする。
- (2) 強化地域に近接する区間は、強化地域への運転を中止する。
- (3) 強化地域内に進入する列車は原則として規制する。
- (4) 強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転し停止する。

第3 乗客集中防止

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

1. 区の対策

平常時から区民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。

警戒宣言においては、鉄道機関及び警察署からの情報を基に、同報無線、広報車等によって、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等を呼びかける。

2. 消防署の対策

平常時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。

3. JR東日本(株)の対策

警戒宣言が発令された場合は、掲示及び放送等により旅客に対し、次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 警戒宣言の発令
- (2) 列車等の運転状況
- (3) 旅行の見合わせの案内
- (4) 乗車券の発券状況
- (5) 時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅

4. 東京地下鉄(株)の対策

警戒宣言が発令された場合は、構内掲示及び駅・車内放送等により、次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 判定会の招集情報
- (2) 列車運転状況及び運行計画
- (3) 混乱防止のための協力要請
- (4) その他必要事項

第4 主要駅での対応

警戒宣言の発令に伴い旅客が集中し、危険が予想される場合は、第4部第4章に定める放送、入場制限、一方通行等の措置を講ずる。

第5 主要駅等の警備

1. 警察署の対応

注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備して必要な措置をとる。

2. JR東日本(株)の対応

- (1) 駅長は、帰宅旅客の集中により混乱が予想される場合は、東京支社対策本部に支援要員の派遣を要請する。
- (2) 混乱防止及び盗難防止のため警察の応援を要請する。

3. 東京地下鉄(株)の対応

- (1) 駅混乱防止要項による他、非常招集を行い要員を確保する。状況より、各駅からの応援態勢で要員を追加確保し、安全を図る。
- (2) 混乱防止等のため警察の応援を要請する。

第6 列車の運転中止措置

旅客が殺到し、秩序が維持できず危険となった場合は、ただちに列車の運転を中止する。

第7 長距離旅客等の対応措置

列車運行情報の提供に努めるとともに、状況により、旅行の中止またはう回措置をとるよう案内する。

第2節 バス、タクシー等対策

担当	東京バス協会／東旅協／都個人タクシー協会

第1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知った時は、ただちに旅客に伝達する。

第2 運行措置

機関	内容
東京 バス協会	<路線バス> (1) 運行方針 防災機関の協力の元、地域の実状に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折り返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 <貸切バス> 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東旅協 都個人タクシー協会	<タクシー・ハイヤー> 防災機関の協力のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を行う。この場合減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。

第3 混乱防止措置

- (1) 旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署及びバス会社等は、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅等の徹底について、区民及び事業者に対する広報及び指導を行う。
- (2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止のため、旅客等に的確な情報の伝達及び冷静な行動の呼びかけを行う。
- (3) また、平素からこれらについて利用者等に対する広報及び指導を行う。

第6章 学校、病院、福祉施設対策

第1節 学 校

担当	(災対) 総務部／(災対) 区教育委員会事務局

第1 在校(園)時

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業(保育)を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校(園)の措置をとる。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、幼児・児童・生徒を計画に従って帰宅させる。
- (3) 帰宅にあたって、幼児・児童については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委任した代理人に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校(園)において保護する。
- (4) 中学校生徒については、個々に帰宅経路手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- (5) 小・中学校心身障害児学級の児童・生徒については、児童・生徒の通学範囲、障害の状態等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとるようにする。

第2 校外指導時

- (1) 宿泊を伴う指導時(移動教室、夏季施設、修学旅行等)の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部または災害対策本部の指示に従う。
- (2) また、速やかに学校へ連絡を取り、校長は、対応の状況を教育委員会に連絡するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。
- (3) 遠足等の場合は、その地の官公署と連絡をとり、原則として即時帰校(園)の措置をとる。帰校(園)後は、在校(園)時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校(園)することが危険と判断される場合は適宜の措置をとる。
- (4) 強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。また、教育委員会事務局・総務課への報告、保護者への連絡は、前項と同様の措置をとる。

第3 学校(園)におけるその他の対応策

- (1) 幼児・児童・生徒を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- (2) 学校(園)に残留し、保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校(園)において準備

するか、または地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

- (3) 残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- (4) 残留する幼児・児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く教育委員会事務局・総務課へ報告するよう努力する。

第4 警戒解除宣言の連絡等

- (1) 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都区の広報によって得るものとする。
- (2) 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

第5 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切り替え、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明し、児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、ただちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるように準備を整える。

第6 注意情報発表時の学校(園)における対応措置の保護者への周知

- (1) 学校においては、注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとること。
- (2) 注意情報が報道されても、ただちに保護者が幼児・児童を引き取りに来校(園)する事態が起これないように平素から学校(園)の対応策を周知徹底しておく。
- (3) 注意情報の報道に接したときは、水、食料、救急用品の準備、確認、火災防止、家具の転倒防止等、家庭における地震に対する被害軽減の対応策について周知する。また、以後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に、幼児・児童をただちに引き取りに出る準備を整えておく旨保護者への周知を図る。
- (4) 注意情報の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

第2節 病院、診療所

担当	北区医師会

第1 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおりに診療を行い、このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により退院の許可を与える。

なお、手術・検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

第2 防災措置

病院または診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止または軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- (1) 建物、設備の点検・防災措置を講ずる。
- (2) 薬品、危険物の点検・防災措置を講ずる。
- (3) 物品等の落下の防止策を講ずる。
- (4) 非常用設備、備品の点検及び確保を行う。
- (5) 職員の分担業務を確認する。

第3 その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じて適宜伝達する。

第3節 福祉施設等

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) 子ども家庭部

第1 区立保育園・児童館・児童室・学童クラブ

1. 基本事項

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、園児・児童は保護者等に引き渡し、警戒解除宣言が発せられるまでは、原則として臨時休園（館）とする。
- (2) 施設設備の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

2. 具体的な事項

- (1) 園児・児童の保護
 - ア 保育園児については帰宅準備をさせ、児童については、安全な場所に集めて警戒宣言が発せられたことを説明し保護者等の引き取りがあるまで待機させる。
 - イ 園児・児童は、あらかじめ決められた引取者の名簿を確認のうえ、引き渡しをして記録する。
 - ウ 引き取りのない園児・児童は、施設において保護する。
- (2) 施設等の防災措置
 - ア 施設設備の点検
 - イ 物品等の落下の防止措置
 - ウ 飲料水・食料・ミルク・医薬品等の点検及び確保
 - エ 消火用具の点検、火元点検
- (3) その他
 - ア 園児・児童の引き取りについては、事前に十分な打合せをする。
 - イ 職員、園児・児童、保護者等の防災教育を行う。

第2 高齢者在宅サービスセンター、ディホーム、授産場、老人いこいの家、ふれあい館

1. 基本事項

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、即時帰宅させ、警戒解除宣言が発せられるまでは、原則として臨時休業とする。引き取りなき利用者、または身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。
- (2) 施設の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講じる。

2. 具体的事項

- (1) 利用者の取扱い
警戒宣言が発せられた場合、利用者を集めて警戒宣言が発せられたことを説明し、即時帰宅させる。
- (2) 施設の防災措置
 - ア 施設設備の点検
 - イ 物品等の落下の防止措置
 - ウ 消火用具の点検、火元点検

第3 福祉作業所、障害者福祉センター・さくらんぼ園、あすなろ・若葉福祉園、福祉工房

1. 基本事項

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、帰宅させるか保護者に引き渡し、警戒解除宣言が発せられるまでは、原則として臨時休業とする。引取者のない利用者、または身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。
- (2) 施設の点検整備を図り、被害を最小限度に食い止める防災措置を講ずる。

2. 具体的事項

- (1) 利用者の保護
 - ア 警戒宣言が発せられた場合、ただちに作業・訓練を中止し、警戒宣言が発せられたことを説明し、帰宅できる利用者は即時帰宅させる。
 - イ 送迎バスは、道路等の状況により危険と判断される場合は運行しない。
 - ウ 引き渡しの必要な利用者については、あらかじめ名簿を作成し、記録して引き渡す。
 - エ 引取者のない利用者については、施設において保護する。
- (2) 施設の防災措置
 - ア 施設設備の点検を行う。
 - イ 物品等の落下の防止措置を講じる。
 - ウ 飲料水、食料、医薬品等の点検及び確保を行う。
 - エ 消火用具の点検、火元点検を行う。
- (3) その他
 - ア 利用者の引取り、送迎バスの運行については、事前に十分な打ち合わせをする。
 - イ 職員、利用者、保護者等の防災教育を行う。

第4 母子生活支援施設

- (1) 在所者に警戒宣言が発せられたことを伝え、各家庭内における各種防災措置の実施を周知する。
- (2) 児童を一室に集め、母親が帰所するまで保護し、母親が帰所し次第児童を引き渡す。
- (3) 施設設備の点検及び防災用資機材の機能維持を図る。
- (4) 的確な情報の収集に努め、入所者に周知を図る。

第7章 劇場等対策

担当	(災対) 地域振興部／(災対) 区教育委員会事務局／消防署

機関	対象	対応措置
消防署	劇場 ・ 映画館等	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 (1) 火気使用の中止または制限 (2) 消防用設備等の点検及び確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急措置に必要な資材の準備 (5) 営業の中止または自粛 (6) ただし、駅等の混乱状況によって弾力的な運用を指導する。 (7) 施設利用者への警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	高層ビル	(1) 火気使用の中止または制限 (2) 消防用設備等の点検及び確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急措置に必要な資材の準備 (5) ビル店舗については、営業の中止または自粛 (6) 店舗等の利用者に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けての誘導 (7) エレベーター（地震時管制運転装置付きをのぞく）の運転中止及び避難時の階段利用
	地下街	(1) 火気使用の中止または制限 (2) 消防用設備等の点検及び確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急措置に必要な資材の準備 (5) 地下街店舗については、営業の中止または自粛 (6) 利用者に対しての必要な情報の伝達および従業員による誘導の実施
区	北とぴあ 会館 ふれあい館 図書館 体育館 博物館 等	(1) 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は、主催者と協議のうえ閉館し、個人利用の形態をとる施設はただちに閉館する。 (2) 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させ、警戒解除宣言が発せられるまで臨時休館とする。 (3) 職員の役割分担を行い、施設設備の点検、物品等の落下の防止等の防災措置を実施する。

第8章 電話・電報対策

第1節 警戒宣言時の混乱防止措置

担当	NTT東日本(株)

第1 電話

警戒宣言が発せられた場合において、防災機関等の情報連絡及び都民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。

この場合においては防災機関等の重要な通話の確保を優先するとともに、可能な限りの通話を確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行なう。

1. 確保する業務

- (1) 防災機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- (2) 公衆電話（緑色、グレー）からの通話
- (3) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び同電報

2. 可能な限りにおいて取り扱う業務

- (1) 一般加入電話からのダイヤル通話
 - (2) 100番通話（手動通話を含む）
 - (3) 一般電報の発信及び電話による配達
 - (4) 営業窓口
 - (5) 防災機関等からの緊急な要請への対応
 - ア 故障修理
 - イ 臨時電話、臨時専用線等の開通
- ただし、避難の勧告発令下においては実施しない業務がある。

第2 電報

警戒宣言が発せられた場合、電報の扱い量も増大することが想定されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のことを行う。

1. 東京地域内から発信される電報

- (1) 防災機関等の非常・緊急電報の取扱いは確保する。
- (2) 一般の電報は強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受付ける。

2. 東京地域内に着信する電報

可能な限り配達するが困難な場合は電話で配達する。

第2節 広 報

担当	NTT東日本(株)

警戒宣言が発せられた場合、一般の利用者に対し、次についてテレビ・ラジオ及び地域の広報活動等により広報を実施する。

第1 電話利用の自粛

防災機関及び報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般の電話の利用を差し控えてもらうよう周知する。

第2 電話のかかり具合

通話量が多くなり、電話がかかりにくくなった場合は利用制限を行う。この場合は電話のかかり具合を周知する。

第3 緊急時の通話方法

電話がかかりにくくなっている時で、緊急に連絡が必要な場合は緑色またはグレーの公衆電話を利用するよう周知する。

第4 電報の扱い

必要に応じて電報の混み具合、利用の自粛などについて周知する。

第5 その他必要とする事項

地震発生後は、受話器はずれに注意するなど、発災後の注意事項について周知する。

第3節 防災措置の実施

担当	NTT東日本(株)

第1 災害対策用機器等の点検整備

通信設備が被災した場合に迅速に応急措置を実施し通信を確保するよう、次の災害対策用機器等の点検整備を行うほか、その出動態勢を整える。

- (1) ポータブル衛星
- (2) 移動無線車及び災害対策用無線機装置類
- (3) 移動電源車及び予備電源設備類
- (4) 応急復旧用ケーブル等各種資機材
- (5) 工事用車両等

第2 工事中の施設の保安措置

警戒宣言の発令に伴い原則として防災に関係しない工事などを中断するが、この場合工事現場へ保安要員を配置するとともに次の措置を行う。

- (1) 工事中施設への安全措置
- (2) 現用施設への支障防止
- (3) 可動物品の固定
- (4) 可燃物・危険物の安全措置
- (5) 工事中断後の保安対策

第9章 電気、ガス、水道、下水道対策

第1節 電 気

担当	東京電力㈱

第1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

第2 人員、資機材の点検確保

1. 要因の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、注意情報または警戒宣言情報を知った時は、速やかに所属する事業所に参集する。

2. 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

3. 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた時は、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生 of 危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

(1) 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用態勢の確立を行う。

また、NTT東日本㈱、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

第2節 ガス

担当	東京ガス(株)

第1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止、または軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

第2 人員、資機材の点検確保

- (1) 勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。
- (2) 資機材の点検確保として、復旧工事用資機材の点検整備を行う。

第3 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

1. 広報の内容

- (1) 一般需要家に対して
 - ア 緊急時におけるガス栓の閉止
 - イ 警戒宣言時のガスの供給継続
 - ウ 強震時におけるガスの供給停止
 - エ ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等
 - (ア) 不使用ガス栓の閉止の確認
 - (イ) 地震発生時のガス栓・メーターの元栓の閉止
 - (ウ) 供給停止後のガス使用の禁止
 - (エ) 供給継続地域におけるマイコンメータの復帰操作
- (2) 特定需要家に対して
 - ア ガス機器の使用の抑制依頼
 - イ 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請

2. 広報の方法

- (1) 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。
- (2) テレビ・ラジオ等の報道機関に対し広報内容の報道を要請する。

第4 施設等の保安措置

1. ガス工作物等の巡視・点検および検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視・点検および検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検および検査要領に従い巡視点検および検査を行う。

2. 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中または作業中のガス工作物等については状況に応じ応急措置を実施のうえ、工事または作業を中断する。

3. 災害時における復旧資機材の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地の確保が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第3節 水 道

担当	都水道局

警戒宣言が発せられた場合、当局は当面都庁各局等と密接な連携をとりながら、地震発生までの間効果的な措置をとることが要請されている。従って警戒宣言発令後は速やかに発災までの時間を利用して、以下等の措置に全力をあげて対処することとする。

- (1) 水道施設の保安点検の強化
- (2) 工事中の現場における応急措置
- (3) 発災後の応急対策の準備
- (4) 都民への広報

第1 水道施設の保安点検の強化

警戒宣言発令後の水道施設の保安点検は、事業所及び施設ごとに、あらかじめ定めた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

第2 工事中の現場における応急措置等

工事中に地震が発生した場合は、重大な事故を起こす可能性がある。このため、工事中の現場では、次の応急措置を講ずるものとする。

- (1) 当局の工事は一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。
- (2) 当局施設が他企業の工事現場内にある場合については、安全性を相互で確認するとともに、必要に応じ安全強化措置を講ずる。

第3 発災後の応急対策に対する準備

発災した場合の応急活動に即座に対応できるよう、以下について準備しておく。

1. 水の確保

- (1) 水の確保のための職員の動員態勢及び職務分担の確認
- (2) 水の確保用資機材の点検整備

- (3) 業者等必要な要員の配置計画

2. 応急復旧

- (1) 応急復旧のための職員の動員態勢及び職務分担の確認
- (2) 応急復旧用資機材の点検整備
- (3) 業者等必要な要員の応援要請と配置計画及び必要な資機材の調達

第4 都民への広報

警戒宣言発令中の広報については、当座の水の汲み置き要請を中心として、都全域についてはテレビ、ラジオ等の広報媒体を利用し、各所管内は広報車を利用して路上広報を実施する。また、指定水道工事店の協力を得て、広報内容を店頭等に掲示する。

第4節 下水道

担当	都下水道局

第1 危険物の保安措置

局の非常配備態勢に基づき、あらかじめ指定された要員により速やかに応急対策活動または応急防災対策活動を開始する。また、①火気厳禁等の指令、②貯蔵タンクなどの元バルブを締める等、保安の徹底に努める。

第2 施設等の保安措置

施設の被害を最小限度にとどめ、汚水、雨水の排水及び処理に支障のないよう施設の機能保持に万全を期すため、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

管きょ施設については工事を即時中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

第10章 生活物資対策

第1節 営業の確保

担当	(災対) 総務部

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等については、関係する団体等と密接な連絡をとり、営業は継続すること、適正な価格による円滑な供給に努めること等について協力を要請する。

第2節 区民等に対する広報

担当	(災対) 政策経営部

区民等に対しては、生活必需品取扱店では営業を継続していること、買い急ぎ、買いだめをしないこと等を、区同報系無線、ホームページ、ケーブルテレビ、広報車その他の手段により呼びかけを行う。

第11章 国有財産の管理処分

担当	財務省関東財務局東京財務事務所

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上、実施すべき応急対策のため、必要な普通財産を地方公共団体へ開放する。

第12章 金融対策

関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都、東京郵政局）の指導方針に基づき、各金融機関及び区民に対し、次のとおり協力依頼及び広報を行うものとする。

第1節 金融機関に対する協力依頼

担当	(災対) 総務部

- (1) 原則として平常どおり営業する。やむをえず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務については継続する。
- (2) 店内の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことをただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭にもその旨を掲示する。

- (3) 店内の顧客、従業員の安全の確保のため、危険箇所の点検等適切な応急措置をとる。

第2節 区民に対する広報

担当	(災対) 政策経営部

区内の各金融機関は原則として平常どおり営業することを平常時からあらゆる手段を用いて広報するとともに、警戒宣言が発せられた時は、急いで預貯金の引出しをする必要がないことを呼びかける。

第13章 避難対策

担当	(災対) まちづくり部

東海地震が発生した場合、北区の地域の予想震度は震度5弱程度と予想されるので、原則として避難の必要はないが、区は区内のがけ地等について、各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、危険が予測される地区について今後選定を行い対処していくものとする。

第14章 救援・救護対策

第1節 給水態勢

担当	(災対) 区民部

第1 態勢の確立

区は発災後に備え、都水道局等と密接な連絡を図り、給水の態勢に努める。

- (1) 給水タンク、飲料水タンク、ろ水機等資機材の点検整備を図り、搬出できる態勢を確立する。
- (2) 各施設では、受水槽及び高架水槽を満水にしておく等、応急給水態勢を確立する。

第2節 食料等の配布態勢

担当	(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 健康福祉部／ (災対) 区教育委員会事務局

第1 備蓄物資の点検・確認

被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配給及び本部職員の食料の配給を行うため、備蓄倉庫の食料等を点検・確認し、配布できる態勢を確立する。

第2 輸送計画

区は備蓄物資等の輸送を確保するため、庁有車を待機させるとともに、関係業界に協力を要請する。

第3 その他

調達態勢を確保するため、関係業界に協力を要請する。

第3節 医療救護態勢

担当	(災対) 医療衛生部

- (1) 区は避難所、被災地等における医療救護、助産救護の必要に備え、出動態勢を確立する。
- (2) 区は「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、北区医師会に対し、医療救護班の派遣準備を要請する。
- (3) 区は「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づき、北歯科医師会及び滝野川歯科医師会に対し歯科医療救護班の派遣準備を要請する。

第 6 部 区民・事業所等のとるべき措置

北区の地域は、「東海地震」が発生した場合、震度 5 弱程度になると予想されている。

震度 5 弱の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

北区は約 16 万 5 千世帯約 32 万人が面積 20.59km²に生活しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱の発生が予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

また、都心区において帰宅困難者が多数発生し、埼玉県側からの通勤・通学者が本区を通過するものと予想されるため、その対策を講じる必要がある。

このため、北区及び各防災機関は万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民、自主防災組織及び事業所の果たす役割は極めて大きいといえよう。区民一人ひとりや各自主防災組織が、また各事業所が冷静かつ的確な行動をとり、その活動と行政がリンクすることによって、被害及び混乱は大幅に減少させることができる。

本第 6 部においては、区民、北区自主防災組織等及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第 1 章 区民のとるべき措置

第 1 節 平常時

担当	危機管理室

第 1 地域内危険箇所の点検

東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。

(1) 日頃から出火の防止に努める。

ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。

イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置しておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。

ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。

(2) 消火用具などの防火用品を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所におく。

(3) 家具類の転倒、物品等の落下防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

ア タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。

イ 家具類の上に物を置かないようにする。

ウ 窓ガラスの古いパテは取り替える。

エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。

- (4) ブロック塀等の点検補修をする。
ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど倒壊防止の措置を行う。
- (5) 食料や非常持出品を準備しておく。
ア 家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。
イ 三角巾、ばんそうこうなどの医薬品を備蓄しておく。
ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。
エ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具を備える。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
ア 警戒宣言発令時及び地震発生時の家族の役割分担・避難方法・連絡方法等をあらかじめ取り決めておく。
イ 警戒宣言発令時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。
- (7) 区、消防署、北区自主防災組織等が行う防災訓練や、防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識・行動力を高める。
- (8) 災害時要援護者がいる家庭は、差し支えない限り、事前に隣近所や町会・自治会・北区自主防災組織・消防署・交番等に知らせておく。

第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

担当	(災対) 危機管理室

- (1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。
ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
イ あわてた行動をとらないようにする。
- (2) 家庭で避難・連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで

担当	(災対) 危機管理室

- (1) 情報の把握を行う。
ア 区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
イ 都・区・警察署・消防署等防災機関の情報に注意する。
ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。

- ウ ガスメーターコックの位置を確認する
 - エ （避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）
 - オ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。
 - カ （避難するときは、ブレーカーをしゃ断する。）
 - キ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - ク 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
 - (4) 家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
 - (5) ブロック塀等を点検し、危険個所はロープをはるなど付近に近寄らせないような措置をとる。
 - (6) 窓ガラス等の落下防止をはかる。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープをはる。
 - イ ベランダの植木鉢等を片づける。
 - (7) 飲料水・生活用水等の汲み置きをする。
 - (8) 食料、医薬品、防災用品を確認し、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
（非常持出品の準備）
 - (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
 - (10) 電話（携帯電話を含む）の使用を自粛する。
特に区役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせは控える。
 - (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 駐車場等の路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
 - (12) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園・学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りに行く。
 - (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
 - (14) エレベーターの使用は避ける。
 - (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
 - (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
 - (17) 買い急ぎをしない。

第2章 北区自主防災組織のとりべき措置

第1節 平常時

担当	危機管理室

- (1) 組織の役割分担を明確にしておく。
- (2) 初期消火、救出・救護、避難等の活動訓練や教育、講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所（がけ、ブロック塀等）を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (4) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (5) 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 情報の収集・伝達態勢を確立しておく。
 - ア 区及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する態勢を確立しておく。
 - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (7) 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援態勢を整えておく。
- (8) 行政、地域内事業所等との連携・協力について、検討・推進する。

第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

担当	（災対）危機管理室

- (1) テレビ、ラジオ、区及び防災機関の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで

担当	（災対）危機管理室

- (1) 区からの情報を地区内住民に伝達する。

特に、災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人等）に対して、情報等が的確に伝達されるよう努める。
- (2) 自主防災組織本部の設置を行い、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地区内住民に「区民のとりべき措置（第1章参照）」を呼びかける。
- (4) 消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街路設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 高齢者や病人等の災害時要援護者の安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意をする。
- (8) 救急医薬品等を確認する。

(9) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第4節 その他

担当	危機管理室

北区自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3章 事業所のとるべき措置

第1節 平常時

担当	危機管理室

- (1) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画を作成する。
なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。
 - ア 東京都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
 - イ 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
 - ウ 責任者の在・不在・夜間の勤務態勢等を考慮したものとする。
 - エ 他の防災または保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
 - オ 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改定して常に実情にあったものとする。
- (2) 従業員等に対する防災教育を実施する。
- (3) 自衛消防訓練を実施する。
- (4) 情報の収集・伝達態勢を確立しておく。
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を講じる。
- (6) 水・食料・医薬品、その他必需品の備蓄を心がける。

第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

担当	（災対）危機管理室

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災組織態勢を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで

担当	（災対）危機管理室

- (1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒態勢を確

立する。

- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。
- (3) この場合、百貨店等不特定多数の者が利用する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- (4) 本社、支社間の通信連絡手段を確保する。
- (5) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- (6) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
- (7) ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛、もしくは中止するものとする。
- (8) 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
- (9) 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- (10) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (11) 不要不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- (12) バス・タクシー・生活物資輸送車等の区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできるかぎり制限する。
- (13) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- (14) 建築工事・隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (15) 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。
- (16) ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

資 料 東海地震について

第1 地震の繰り返し

地震の大きさ（規模）を表すのに、マグニチュード（M）というスケールが使われるが、マグニチュードがおおよそ8以上の地震は第一級の大地震で、わが国及びその周辺では約10年に一回ぐらいの割合で起こっている。

このような大規模な地震は、巨大地震と呼ばれているが、それらはほとんど日本列島の太平洋沖合、すなわち海溝（またはトラフ）と陸地との間の海域で起こっている。しかも、長い間の経験から、「ほぼ同じようなところで、繰り返し起こる」ことがわかっている。

第2 大地震の発生機構

最新のプレート・テクトニクスによれば、地球の表面は、いくつかのプレートに分けられていると言われている。日本列島の周辺には、ユーラシアプレート、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートの4枚のプレートがある。

太平洋のかなた中央海嶺で海底にでてきた地球内部の物質は、マントルの動きによって年数cmの早さで海嶺の両側に広がっていく（この部分は、数10kmないし100kmぐらいの厚さの板状プレートと呼ばれている）。

西方に移動してきたフィリピン海プレートの先端は、日本列島付近で大陸のプレートであるユーラシアプレートとぶつかり、海溝のところからユーラシアプレートの下に斜めにもぐりこんでいる。

このため、日本列島をのせているユーラシアプレートの先端部分はフィリピン海プレートに引きずり込まれ、この部分には歪みが生ずる。時間が経つに従って歪みは次第に増大し、岩石の強度の越えると、その部分は遂に耐えきれなくなって破壊し、引きずり込まれた部分ははね上がる。

この現象が、海溝沿いの巨大地震の発生機構で、これによって歪みはひとまず解消されるが、海溝のプレートのもぐり込みは絶え間なく続いているので、振り出しに戻って次の地震の過程が始まる。

海溝沿いの巨大地震が、ほぼ同じところで繰り返し起こるのは、このような機構のためである。

第3 東海地震

駿河湾の海底には、駿河トラフと呼ばれる海溝が走っている。これは、日本列島南側と伊豆半島をのせた「フィリピン海プレート」が、その北西側の日本列島を乗せている「ユーラシアプレート」等に向かって、年間数cmづつ沈み込んでいる。このプレートとプレートの境界が「駿河湾トラフ」と呼ばれており、両プレートの間にストレスが溜まり、エネルギーが一気に放出されるとき、これを震源域とした大規模な地震が発生すると考えられている。

東海沖、南海沖を震源域とする巨大地震は、ここ数百年の資料によると、100年から150

年の間隔で繰り返し起こっている。なお、これら両地域の地震は、同時または時間的に接近して起こっている例が多い。

東海地震については、最も新しい地震として昭和19年（1944年）の東南海地震があるが、この地震は、紀伊半島東方沖を震源域とした地震で、東海沖から駿河湾にかけての地域は、安政地震（1854年）以来140年以上破壊されないまま残っている。この地域の過去の地震の起こり方からみて、近年、次の地震が起こっても決して不思議ではないと考えられている。

このため、東海地震は、その発生メカニズムや予想震源域・歴史的資料がある程度判明していることから、現在日本で唯一予知の可能性が高いとされている地震である。なお、平成13年12月の中央防災会議において、専門調査会から、想定震源域の見直しと、「震度6以上で高い津波の発生する地域が拡大する」との報告がなされた。

第4 想定震源

近い将来東海沖に起こると考えられている「東海地震」は、次のような震源域と予想されている。

第5 東海地震に係る地震防災対策強化地域

大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れのあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域は、下表のとおりである。

※ 平成20年4月1日時点 170市町村

東 京 都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川 県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山 梨 県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、勝沼町、大和村、中道町、芦川村、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、玉穂町、昭和町、田富町、小淵沢町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長 野 県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐 阜 県	中津川市
静 岡 県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、由比町、岡部町、大井川町、吉田町、金谷町、川根本町、森町、新居町

愛 知 県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、設楽町、東栄町、小坂井町
三 重 県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

なお、強化地域の指定の考え方としては、次のとおりである。

- (1) 震度6弱以上の地域（地震の揺れによる著しい被害）
- (2) 20分以内に高い津波（沿岸で3 m以上、もしくは満潮時に地上の浸水深が2 m以上の津波）が襲来する地域
- (3) 一体的な防災態勢の確保等の観点について配慮した地域

第6 警戒宣言、地震予知情報について(気象庁)

1. 地震予知態勢

現在「東海地震」に対して作られている地震の直前予知の態勢は、地震の前兆となる異常現象を捕捉するため、各種観測データを監視する態勢と、異常が現れた場合、これが大地震の前ぶれであるかどうか等について、判断するための判定組織から成っている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域及びその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮及び地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間態勢で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所の協力を得て実施されている。

2. 東海地震観測情報

(1) 東海地震観測情報

気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性についてただちに評価できない場合などに東海地震観測情報を発表する。

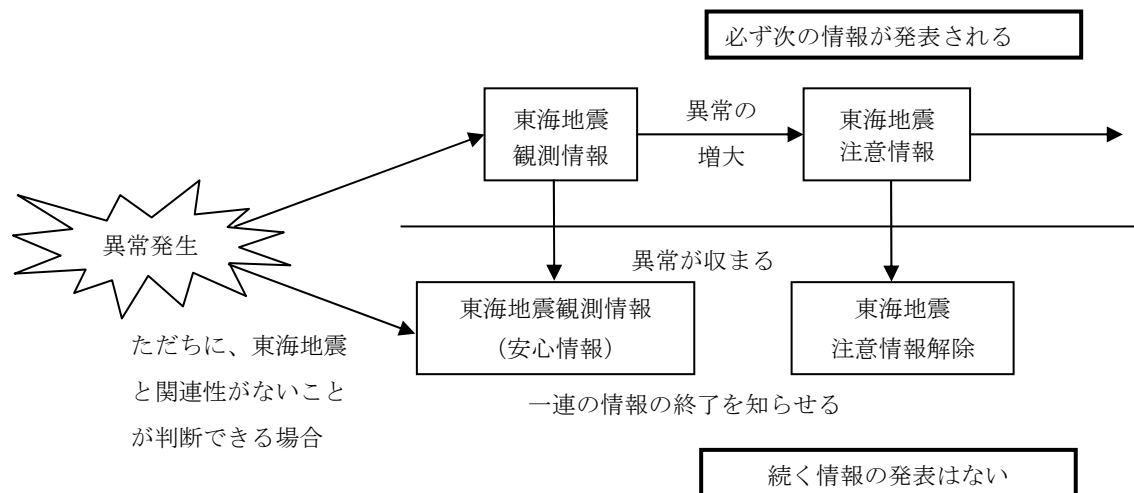
また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、あるいはただちに東海地震と関連性がないと判断できる場合は、安心情報である旨を明記して東海地震観測情報を発表する。

(2) 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

東海地震観測情報と東海地震注意情報の発表形態



3. 地震予知情報

地震予知情報の内容については、警戒宣言が発せられた直後、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われその内容は大規模地震関連情報として発表されるが、これには、次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

- (1) 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由
- (2) 地震が発生するおそれがあると認められる時期
- (3) 震源域
- (4) 地震の規模
- (5) 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)における震度
- (6) 地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想
- (7) その他

このうち、(2)「時期」を除いた(3)以下の各項目については、「東海地震」の項でも述べたように一つのモデルが想定されている。地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準で、これをはっきり予想するのは甚だ困難である。過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言が発せられた時点から2、3日以内という意味である。なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震に

ついて「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

- (1) 予想された大規模地震の発生がさらに遅れることが予想される
- (2) 異常現象が正常に戻るなど、地震の発生するおそれなくなったと認められた場合である。

(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、(2)の場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒態勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

警戒宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを24時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

4. 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は、ただちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

警戒宣言文例

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発表します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

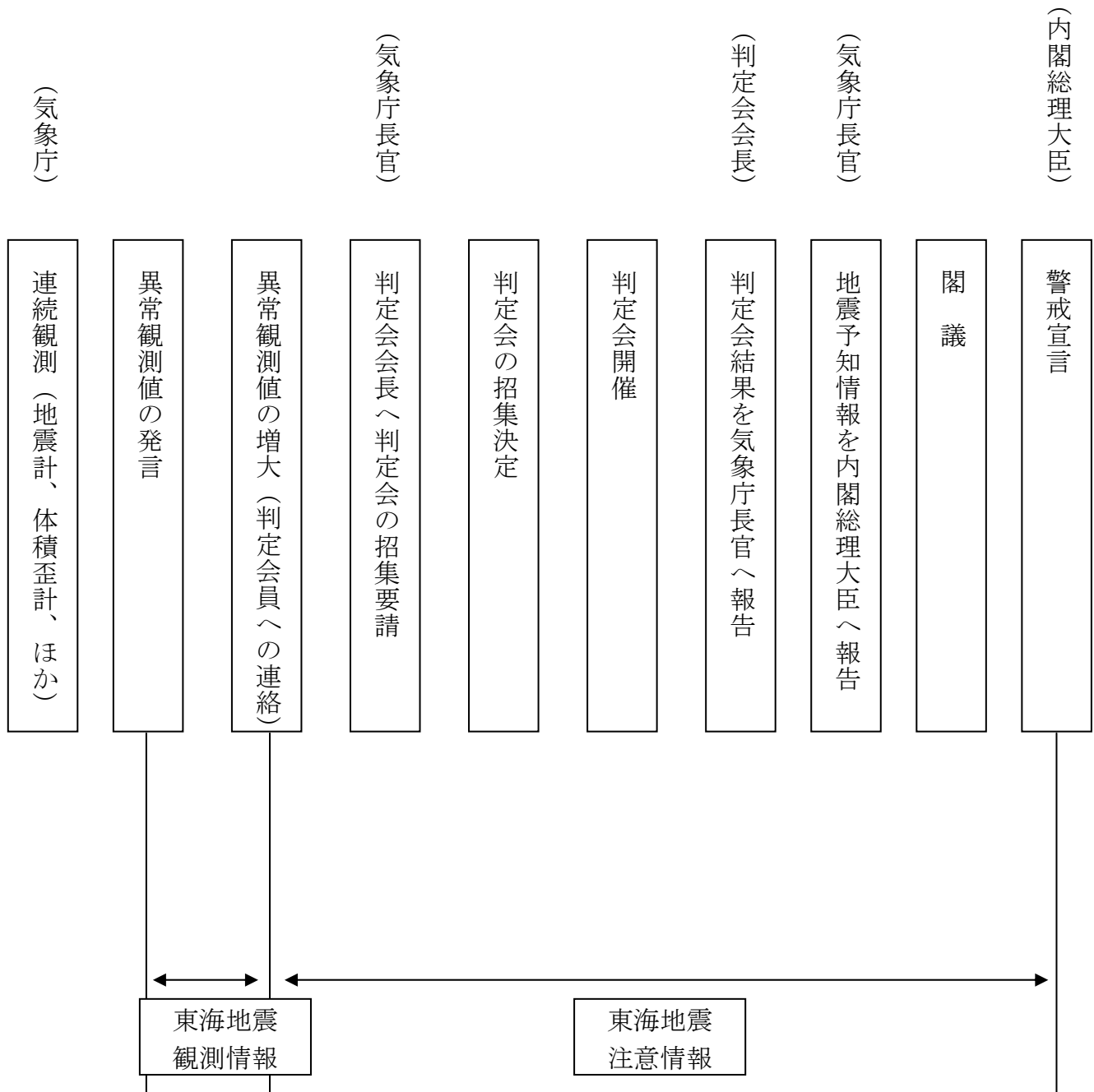
なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 氏 名

5. 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス(気象庁)



担 当 表

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第1編 総則 第1部 計画の方針															
第1章 計画の目的	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 計画の性格及び範囲	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 計画の修正	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第4章 計画の習熟	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第1編 総則 第2部 区の概況と計画の前提条件															
第1章 位 置	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 地形と地質	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 人 口	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第1編 総則 第3部 行政機関及び区民、事業者の基本的責務															
	5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第1編 総則 第4部 防災機関業務大綱															
	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2編 震災対策編 第1部 計画の前提条件															
第1章 被害想定															
第1節 想定地震Ⅰ	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2節 想定地震Ⅱ	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 地域危険度															
第1節 調査の目的	18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2節 調査の方法	18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3節 調査結果	18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 減災目標の設定															
第4章 災害への対応の時間経過による変化	22	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策															
第1章 震災に強い社会づくり															
第1節 区民の役割	26														
第2節 区民・事業所の自主防災力の強化	26	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京消防庁／警視庁／東京地下鉄(株)／JR東日本(株)／N T T東日本(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／都水道局／都福祉保健局／首都高速道路(株)／消防署
第3節 事業所の防災体制強化	31			●											
第4節 出火等の防止	33			●											消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関
第5節 小・中学校の防災対策	36												●		
第6節 災害時要援護者の安全確保	37			●				●			●				消防署
第7節 防災連携体制の構築	39	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／各防災関係機関
第8節 防災機器・設備の保全・拡充	43			●											消防署
第9節 備蓄食料・物資の保管・機能維持	45			●				●		●			●		
第10節 防災訓練	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第11節 事業継続計画の策定	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 防災都市づくり															
第1節 基本方針	52										●				都都市整備局
第2節 防災都市づくり推進計画	52										●				都都市整備局
第3節 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地型）の推進	53										●				都都市整備局
第4節 防災生活圏促進事業の推進	53										●				都都市整備局
第5節 都市防災不燃化促進事業の推進	53										●				都都市整備局
第6節 市街地再開発事業の推進	54										●				都都市整備局
第7節 土地区画整理事業の推進	54										●				都都市整備局
第8節 道路・橋りょう等の整備	54										●				都都市整備局
第9節 オープンスペースの整備・活用	56										●				都都市整備局
第10節 防災公園の整備推進	56										●				都都市整備局

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第2編 震災対策編 第2部 災害予防・事前対策															
第3章 施設構造物の安全化															
第1節 基本方針	58														
第2節 道路及び交通施設の安全化	58										●				都建設局／首都高速道路(株)／都水道局／都下水道局／東京電力(株)／東京ガス(株)／都交通局／ＪＲ東日本(株)／東京地下鉄(株)
第3節 水道施設の安全化	63														都水道局
第4節 下水道施設の安全化	65														都下水道局
第5節 電気施設の安全化	66														東京電力(株)
第6節 ガス施設の安全化	68														東京ガス(株)
第7節 通信施設の安全化	69														ＮＴＴ東日本(株)
第8節 共同溝の整備促進	71														都第六建設事務所／関東地方整備局／東京消防庁
第9節 電線類の地中化推進	71										●				都建設局
第10節 エレベータ対策	71										●				都総務局／都都市整備局
第11節 公共施設の安全化	73	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第12節 民間建築物の耐震・不燃化	74										●				消防署
第13節 高層建築物等の安全対策	76										●				消防署
第14節 液状化地域での建築物等の安全化	77														都総務局／都都市整備局
第15節 落下物、家具の転倒等の防止	77							●			●				消防署
第16節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止	78										●				
第17節 文化財の防災対策	80												●		消防署
第4章 応急活動拠点等の整備															
第1節 活動庁舎等の状況	81	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 大規模救出活動拠点等の確保	81			●											
第3節 ライフラインの復旧活動拠点の確保	81										●				
第4節 外出者のための一時収容施設の確保	81			●											
第5節 遺体収容所の確保	82						●								
第5章 外出者対策	83			●	●			●							東京都／警察署／消防署／鉄道事業者／日赤東京都支部／日本郵政(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／東京消防庁／関東運輸局／ＮＴＴ東日本(株)／学校／経済団体

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策															
第1章 応急活動態勢の構築															
第1節 区の責務	93	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 区の活動態勢	94	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3節 防災機関の活動態勢	108			●											各防災関係機関
第4節 防災機関等との連携	114			●											
第5節 民間防災組織との連携	116		●	●	●			●	●		●				消防署
第2章 情報の収集・伝達・広報															
第1節 基本方針	121	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
第2節 情報収集・伝達態勢の確立	121	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3節 区の被害調査要領	124	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第4節 災害予警報の発表・伝達	127			●							●				都各部局出先機関／警察署／消防署／N T T 東日本(株)
第5節 緊急地震速報の利用	128	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第6節 都への報告	129			●											
第7節 広報活動	130	●		●											警視庁／東京消防庁／J R 東日本(株)／東京地下鉄(株)／N T T 東日本(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／都水道局／都下水道局／首都高速道路(株)／警察署／消防署
第8節 防災無線等の活用	135			●											
第3章 警備・交通規制															
第1節 警備	137														警察署
第2節 交通規制	137														
第4章 消防・危険物対策															
第1節 震災消防活動	140														
第2節 危険物・有毒物取扱施設等の応急措置	141								●						消防署／消防団／警察署

	頁	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	その他 主な関係機関
		政策経営部	総務部	危機管理室	地域振興部	区民部	生活環境部	健康福祉部	医療衛生部	子ども家庭部	まちづくり部	会計管理室	区教育委員会事務局	区議会事務局	
第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策															
第5章 輸送力の確保															
第1節 基本方針	147		●			●				●					警察署／都交通局
第2節 輸送手段の確保	147		●			●									
第3節 輸送ルートの確保	148									●					都第六建設事務所／ 都財務局／警視庁／ 関東地方整備局／首都 高速道路㈱
第4節 緊急道路障害物除去等	149									●					都第六建設事務所／ 関東地方整備局／首都 高速道路㈱／警視庁／ 東日本高速道路 ㈱／首都高速道路㈱
第5節 スtockヤードの設置等	151				●										
第6節 防災用船着場の整備	151									●					都災害対策本部／都 建設局
第7節 河川障害物の除去	152														都第六建設事務所／ 都建設局／関東地方 整備局
第6章 救助・救急活動	153														消防署／警察署／自 衛隊
第7章 医療救護活動															
第1節 基本方針	154								●						
第2節 基本事項	155								●						
第3節 医療情報の一元化	155								●						
第4節 医療機関等の被害情報の収集	155								●						北区医師会／北歯科 医師会／滝野川歯科 医師会／北区薬剤師 会／北区接骨師会
第5節 区民への情報提供	156								●						
第6節 応急医療	156								●						
第7節 負傷者等の搬送態勢	161								●						
第8節 東京消防庁の支援	162														東京消防庁
第9節 東京DMATとの連携	162								●						東京DMAT
第10節 後方医療態勢	162								●						
第11節 医薬品・医療資器材の確保	163								●						北区薬剤師会
第8章 遺体の取り扱い															
第1節 基本方針	164					●	●								各防災関係機関
第2節 捜索・収容等	165					●	●								警察署／陸上自衛隊 ／都福祉保健局
第3節 遺体の埋火葬	169					●	●								警察署

		(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
	頁														
第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策															
第9章 大震火災時等における避難対策															
第1節 基本方針	171							●							警察署／消防署／都福祉保健局
第2節 避難場所の位置づけ	171							●							
第3節 避難場所の運営	172							●							
第4節 避難方式	173							●							警察署／消防署
第5節 避難の勧告等	173							●							
第6節 避難誘導	175							●							警察署／消防署
第10章 避難所の開設・運営															
第1節 基本方針	177							●					●		警察署／消防署／都福祉保健局
第2節 避難所の位置づけ	178							●					●		警察署／消防署／都福祉保健局
第3節 避難所の開設	179							●					●		警察署／消防署／都福祉保健局
第4節 避難所の運営	179							●					●		警察署／消防署／都福祉保健局
第5節 二次避難所	182							●					●		
第6節 被災者の他地区への移送	183							●					●		
第11章 災害時要援護者対策	185			●				●		●			●		消防署
第12章 給水活動															
第1節 基本方針	188					●									水道局北部支所
第2節 応急給水活動	188					●									
第13章 食料・生活必需品等の提供															
第1節 基本方針	191		●		●	●		●					●		
第2節 配布基準	192		●		●	●		●					●		
第3節 食料の供給	192		●		●	●		●					●		
第4節 生活必需品等の供給・貸与	194		●		●	●		●					●		
第5節 救援物資の配給	195		●		●	●		●					●		
第14章 保健衛生															
第1節 保健所の役割	197								●						
第2節 保健師活動	197								●						
第3節 医療相談態勢	198								●						
第4節 メンタルヘルスケア	198								●						

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策															
第15章 防疫															
第1節 基本方針	199							●							
第2節 区の役割	199							●							
第3節 防疫業務の実施基準	200							●							
第4節 防疫班等の編成	201							●							
第5節 防疫用資材の備蓄・調達	201							●							都福祉保健局
第6節 水・食品の安全確保	201							●							
第7節 入浴サービスの提供	203							●							
第8節 動物の保護対策	203							●							
第16章 避難所外の避難者への対応															
第1節 基本方針	205							●	●				●		
第2節 車中泊・避難所外避難の状況調査	205							●	●				●		
第3節 車中泊者・避難所外避難者への支援	205							●	●				●		
第4節 エコノミークラス症候群の予防措置	205							●	●				●		
第17章 応急教育															
第1節 活動方針	206												●		
第2節 応急教育の実施	206												●		
第3節 教科書等の供給	207												●		
第18章 応急保育															
第1節 基本方針	208									●					
第2節 応急保育の実施	208									●					
第19章 ごみ・し尿・がれきの処理															
第1節 ごみ処理	209						●								
第2節 し尿処理	209						●								
第3節 がれき処理	212						●								
第4節 土石、竹木等の除去	212						●								東京都
第20章 公共施設等の応急対策															
第1節 道路の応急対策	214										●				都第六建設事務所／首都高速道路(株)
第2節 交通機関の応急対策	216														都交通局／ＪＲ東日本(株)／東京地下鉄(株)
第3節 河川及び内水排除施設の応急対策	219										●				都第六建設事務所／都下水道局／荒川下流河川事務所
第4節 公園・児童遊園の応急対策	220										●				

		(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
	頁														
第2編 震災対策編 第3部 災害応急対策															
第21章 ライフラインの応急対策															
第1節 応急電力供給対策	222														東京電力(株)
第2節 応急ガス供給対策	223														東京ガス(株)
第3節 通信の応急対策	225														N T T 東日本(株)
第4節 水道の応急対策	226														都水道局
第5節 応急排水施設	227														都下水道局
第22章 建築物の応急対策															
第1節 公共建築物の応急対策	228		●												
第2節 被災住宅の応急危険度判定	229										●				
第3節 被災宅地の応急危険度判定	229										●				
第23章 急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策															
第1節 基本方針	231										●				
第2節 情報の収集・伝達計画	231										●				警察署／消防署
第3節 人命の保護、救出	231										●				
第24章 応急住宅対策															
第1節 一般被災住宅の応急修理	232										●				都市整備局
第2節 応急仮設住宅の供給	232										●				
第3節 一時提供住宅の供給	234										●				
第25章 災害救助法の適用															
第1節 災害救助法の適用範囲	235	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 災害救助法の適用手続き	236	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3節 救助の実施方法等	237	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第26章 激甚災害の指定															
第1節 激甚災害指定の手続き	238			●											
第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告	238			●											
第3節 激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準	239			●											
第4節 特別財政援助等の申請手続き	239			●											

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第2編 震災対策編 第4部 復旧・復興施策の推進															
第1章 復興の基本的考え方															
第1節 復興本部	240	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 震災復興基本方針の策定	240	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3節 復興総合計画の策定	240	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第4節 特定分野計画の策定	241	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第5節 復興施策の推進	241	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 生活再建への支援															
第1節 基本方針	244	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2節 生活相談窓口の開設	244	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁
第3節 リ災証明書発行	245				●										消防署
第4節 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	245				●			●							
第5節 小規模災害時見舞金品の支給	245			●	●										
第6節 被災者生活再建支援金の支給	246					●									
第7節 住宅再建支援	246					●					●				
第8節 義援金品の配分	247					●									東京都
第9節 職業のあっせん	248				●										
第10節 税の徴収猶予及び減免等	248					●									
第11節 国民健康保険料の減免等	248					●									
第12節 国民年金保険料の免除	249					●									
第13節 後期高齢者医療保険料の減免	249					●									
第14節 介護保険料・介護サービス費の減免	249							●							
第15節 障害福祉サービス費の減免	249							●							
第16節 融資	250				●			●			●				
第17節 郵便事業(株)の復旧・復興支援	251														郵便事業(株)
第3章 ライフラインの復旧対策															
第1節 電力供給施設の復旧	252														東京電力(株)
第2節 ガス供給施設の復旧	252														東京ガス(株)
第3節 水道施設の復旧	252														都水道局
第4節 下水道施設の復旧	253														都下水道局
第5節 通信施設の復旧	253														N T T 東日本(株)
第6節 ライフライン復旧関係者の受入	254										●				

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第2編 震災対策編 第4部 復旧・復興施策の推進															
第4章 交通施設等の復旧対策	255														都交通局／ＪＲ東日本(株)／東京地下鉄(株)
第5章 区立施設等の復旧対策	255	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3編 風水害対策編 第1部 総 則															
第1章 計画の目的	259	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 水防の責任と任務	259	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 水防管理団体（北区）の 態勢及び活動	259	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第4章 管内河川の概況	260	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第5章 水防上注意を要する（重要 水防）箇所	261	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第6章 水害履歴	264	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3編 風水害対策編 第2部 災害予防															
第1章 河川の現況及び改修計画	266									●					都第六建設事務所／ 国土交通省荒川下流 河川事務所
第2章 水防に関する施設計画															
第1節 雨水流出抑制施設計画	268									●					
第2節 内水排除施設計画	268									●					都下水道局
第3節 区内の雨水対策事業に おける重点地区	269														都下水道局
第4節 高潮対策	269														都第六建設事務所
第5節 流木対策計画	269									●					
第3章 都市施設防災計画															
第1節 電 気	270														東京電力(株)
第2節 電 話	270														ＮＴＴ東日本(株)
第3節 交 通	271														都交通局／ＪＲ東日本(株)／東京地下鉄(株)
第4章 急傾斜地「がけ・擁壁」防災計画															
第1節 計画方針	272									●					警察署／消防署
第2節 危険度「大」の「がけ・ 擁壁」の現況	272									●					
第3節 急傾斜地崩壊危険区域 の指定	272									●					
第4節 土砂災害防止対策	272									●					

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第3編 風水害対策編 第2部 災害予防															
第5章 水防資機材・施設および水防工法															
第1節 浮間地区荒川 防災ステーション	273										●				国土交通省荒川下流 河川事務所
第2節 資機材	273										●				都第六建設事務所/ 国土交通省荒川下流 河川事務所
第3節 排水場	273										●				
第4節 応急ポンプ	273										●				消防団（水防団）
第5節 救助艇	273										●				消防署/警察署
第6節 土のう置き場	273										●				
第7節 土取場	274										●				
第8節 水防工法	274										●				都第六建設事務所/ 国土交通省荒川下流 河川事務所
第6章 水防訓練計画															
第1節 計画方針	275	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／消防団
第2節 実施要領	275	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第7章 防災訓練	276	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第8章 防災教育	276	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署
第9章 気象情報															
第1節 水防活動用注意報・警報	277														
第2節 洪水予報	277										●				都第六建設事務所/ 国土交通省荒川下流 河川事務所
第3節 水防警報	278										●				
第4節 土砂災害警戒情報の提供	278			●							●				都建設局／都総務局
第3編 風水害対策編 第3部 水防態勢															
第1章 水防本部・災害対策本部															
第1節 水防本部設置の基準・ 廃止・統合	280										●				
第2節 水防本部の組織	281			●							●				
第3節 災害対策本部の組織	285	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第4節 災害対策本部所掌事項	286	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第5節 災害応急対策活動所掌 事項及び実施要領	288	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第6節 災害時協定締結団体の 実施業務	293														北区土木緊急工作隊 ／北区造園協力会/ 北区街灯保安会

		(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
	頁														
第3編 風水害対策編 第4部 活動計画															
第1章 水防活動計画															
第1節	活動方針	294													消防署／消防団（水防団）
第2節	水防態勢等	294													
第3節	部隊編成	294													
第4節	活動内容	294													
第5節	災害予警報	295													
第2章 水害情報の収集・伝達															
第1節	常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報	296									●				都第六建設事務所／警察署／消防署／国土交通省荒川下流河川事務所
第2節	情報・伝達・報告	298	●								●				
第3節	防災無線放送設備等	299			●						●				消防署／警察署
第4節	集中豪雨初動行動要領による活動	299			●						●				
第5節	水害発生箇所の解消	299									●				
第6節	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	299			●						●				
第7節	下水道施設に関する情報共有	300			●						●				
第3章 応急活動計画															
第1節	関係機関への出動要請	302									●				
第2節	被害調査計画	302	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3節	広報活動	304	●												
第4節	避難	306						●					●		
第5節	避難所	307						●					●		
第6節	保育施設と避難先一覧	308							●						
第7節	避難所の運営	308						●					●		
第8節	地下空間への浸水被害対策	308			●						●				
第9節	都市型水害対策	309									●				都建設局／都下水道局
第10節	浸水想定区域内の災害時要援護者施設への浸水情報の提供	309						●		●					
第11節	食料の配給	309		●		●		●					●		
第12節	ヘリコプターの発着点	310			●										
第13節	避難所関係の対象、費用の限度額	310						●					●		
第14節	避難方法	310			●						●				
第15節	衛生・防疫活動	311							●						
第16節	障害物除去	311				●	●				●				都第六建設事務所

		(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
	頁														
第3編 風水害対策編 第4部 活動計画															
第4章 都市施設応急対策															
第1節 電 気	312														東京電力(株)
第2節 交 通	313														東京地下鉄(株)
第5章 急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策															
第1節 計画方針	314			●	●						●		●		警察署／消防署
第2節 情報の収集・伝達計画	314										●				
第3節 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期	314			●							●				
第4節 避難、人命の保護、救出	315			●	●						●		●		
第6章 公共土木施設応急対策															
第1節 河川の応急対策	316										●				都第六建設事務所
第2節 内水排除施設応急対策	316										●				都下水道局
第3節 首都高速道路(株)の応急対策計画	316														首都高速道路(株)
第7章 流木対策	316										●				都第六建設事務所
第3編 風水害対策編 第5部 災害復旧															
第1章 被災者の生活確保	317				●			●							
第2章 融資制度	317				●			●			●				
第3章 生活相談窓口	317	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁
第4章 義援金等	317					●									東京都
第3編 風水害対策編 第6部 北区荒川・石神井川などの洪水ハザードマップ															
第1章 目 的	318										●				
第2章 ハザードマップ	318										●				
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第1部 対策の考え方															
第1章 策定の趣旨	321	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 基本的考え方	322	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 計画の前提条件	322	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第2部 防災機関業務大綱															
	329	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関

		(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
	頁														
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第3部 事前の備え															
第1章 東海地震に備え、緊急に整備する事業															
第1節 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業	332			●											NTT東日本(株)
第2節 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業	333	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 広報及び教育															
第1節 広 報	335	●		●											J R東日本(株)／その他防災関係機関
第2節 教育指導	336			●									●		
第3章 事業所に対する指導															
第1節 対象事業所	338														消防署
第2節 事業所の指導内容	338														
第4章 防災訓練	340			●											警察署／消防署／東京電力(株)／JR東日本(株)／NTT東日本(株)／その他の防災関係機関
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第4部 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応															
第1章 東海地震観測情報発表時の対応	342			●											
第2章 東海地震注意情報発表時の対応															
第1節 伝達系統	343			●											各防災関係機関
第2節 伝達態勢	343		●	●						●			●		
第3節 伝達内容	344		●												各防災関係機関
第3章 活動態勢	345	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／首都高速道路(株)／東京地下鉄(株)／JR東日本(株)／NTT東日本(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／その他の機関
第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	347	●													JR東日本(株)／その他の防災機関
第5章 混乱防止措置	348	●													警察署／JR東日本(株)／NTT東日本(株)

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第5部 警戒宣言時の対応措置															
第1章 活動態勢															
第1節 区の活動態勢	349	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 区の業務等の対応措置	350	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3節 防災関係機関等の活動態勢	350														各防災関係機関
第4節 相互協力	351														各防災関係機関
第2章 警戒宣言、地震予知情報等の伝達															
第1節 警戒宣言等の伝達	352	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／JR東日本(株)／東京電力(株)／東京ガス(株)／その他の防災関係機関
第2節 警戒宣言の広報	354	●		●											各防災関係機関
第3章 消防、水防、危険物対策															
第1節 消防対策	356														消防署
第2節 水防対策	356										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
第3節 危険物対策	357														警察署／消防署／JR東日本(株)
第4章 警備、交通対策															
第1節 警備対策	359														警察署
第2節 交通対策	359														警察署
第3節 道路管理者のとりべき措置	361										●				都第六建設事務所／首都高速道路(株)
第5章 公共輸送対策															
第1節 鉄道対策	363														警察署／消防署／JR東日本(株)／東京地下鉄(株)
第2節 バス、タクシー等対策	365														東京バス協会／東旅協／都個人タクシー協会
第6章 学校、病院、福祉施設対策															
第1節 学 校	366		●										●		
第2節 病院、診療所	367														北区医師会
第3節 福祉施設等	368				●			●		●					
第7章 劇場等対策															
第7章 劇場等対策	371				●								●		消防署

		(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	その他
	頁	政策経営部	総務部	危機管理室	地域振興部	区民部	生活環境部	健康福祉部	医療衛生部	子ども家庭部	まちづくり部	会計管理室	区教育委員会事務局	区議会事務局	主な関係機関
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第5部 警戒宣言時の対応措置															
第8章 電話・電報対策															
第1節 警戒宣言時の混乱防止措置	372														NTT東日本(株)
第2節 広 報	373														
第3節 防災措置の実施	373														
第9章 電気、ガス、水道、下水道対策															
第1節 電 気	375														東京電力(株)
第2節 ガ ス	376														東京ガス(株)
第3節 水 道	377														都水道局
第4節 下水道	378														都下水道局
第10章 生活物資対策															
第1節 営業の確保	379		●												
第2節 区民等に対する広報	379	●													
第11章 国有財産の管理処分	379														財務省関東財務局 東京財務事務所
第12章 金融対策															
第1節 金融機関に対する協力依頼	379		●												
第2節 区民に対する広報	380	●													
第13章 避難対策	381										●				
第14章 救援・救護対策															
第1節 給水態勢	381					●									
第2節 食料等の配布態勢	381		●		●	●		●					●		
第3節 医療救護態勢	382								●						
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第6部 区民・事業所等のとるべき措置															
第1章 区民のとるべき措置															
第1節 平常時	383			●											
第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	384			●											
第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで	384			●											

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会議務局	その他 主な関係機関
第4編 警戒宣言に伴う事前対策 第6部 区民・事業所等のとるべき措置															
第2章 北区自主防災組織のとるべき措置															
第1節 平常時	386			●											
第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	386			●											
第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで	386			●											
第4節 その他	387														
第3章 事業所のとるべき措置															
第1節 平常時	388			●											
第2節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	388			●											
第3節 警戒宣言が発せられた時から発災まで	388			●											

索 引

あ	
アマチュア無線	136
荒川	266
い	
遺体処理票	166
遺体の取り扱い	164
一時収容施設	73, 81, 87, 88
一時集合場所	87, 171～175
一時提供住宅	234
医療救護活動	154
医療救護所	157
医療救護班	157
医療情報	155
う	
ウォーターパッカー	190
雨水流出抑制施設計画	268
え	
エイドステーション	89
駅周辺混乱防止対策協議会	87
液状化	77
エレベーター対策	71
延焼遮断帯	19, 52～55
お	
応援要請	114, 116
応急仮設住宅	232
応急危険度判定	20, 228
応急給水	188
応急給水槽	189
応急教育	206
応急保育	208
応急ポンプ	273
大雨注意報（警報）	284
オープンスペース	56
屋外広告物	77

か	
介護保険料・介護サービス費	249
外出者対策	83
街灯保安会	214, 216, 221
各種確定報告	129
落下物、家具の転倒等の防止	77
学用品の供給	207
がけ・擁壁	78, 231
仮設住宅	232
仮設トイレ	66, 209
がれき処理	212
感染症	199

き	
義援金品の配分	247
義援金品募集配分委員会	247
危険物	32～35, 140
気象情報	277, 296
起震車	30
帰宅困難者	83
救援物資	195
急傾斜地	78, 231
休日等勤務時間外の態勢	104
救助・救急活動	153
救助艇	273
給水活動	188
狭あい道路拡幅事業	55
共同溝	71
緊急交通路	137
緊急地震速報	128
緊急通報システム	39
緊急道路障害物除去路線	149
緊急通行車両	138
緊急通報装置	39
緊急輸送	147

く	
区民センター	178, 182

け	
警戒宣言	321

激甚災害	238
激甚法	238
下水道	50, 65, 253
健康相談	186, 197, 200
減災目標	19
検視・検案	82, 167
建築防災資金融資あっせん制度	79
現地本部	172, 192

こ

高压ガス	34, 142
公衆浴場	190, 203
洪水予報（注意報・警報）	277
洪水ハザードマップ	318
後方医療態勢	162
国民健康保険料の減免等	248
国民年金保険料の免除	249
国有財産の管理処分	243
戸別受令機	43, 130
ごみ処理	209
混乱防止措置（警戒宣言）	348

さ

災害遺児	208
災害援護資金	250
災害確定報告	129
災害救助法	235
災害拠点病院	162
災害障害見舞金	245
災害対策基金	243
災害対策基本法	3, 47, 112, 115, 129, 238
災害対策本部	94
災害対策本部ニュース（仮称）	130
災害弔慰金	244
災害時要援護者	37, 131, 178, 182, 185

し

自衛消防組織	32
市街地再開発事業	54
市街地復興マニュアル	241
事業継続計画（BCP）	50

自主避難	279, 307
自主防災組織	39, 116
地震の科学館	30
地震被害判読システム	43, 141
地震防災対策強化地域	391
実費弁償	237
指定（地方）公共機関・公共的機関	10
指定参集幹部職員	104
指定地方行政機関	10
自動参集	104
自動販売機	60
し尿処理	209
石神井川	267, 318
集中豪雨	299
住宅用火災警報器	26, 35
準緊急道路障害物除去路線	151
障害者福祉センター	178, 182, 290, 369
障害物除去	149, 311
消毒	166, 199
消防活動困難区域	45
消防水利	44
職業あっせん	248
食品衛生	197, 199
助産	159
新河岸川	266, 296
心的外傷後ストレス障害	198

す

水害履歴	264
水防活動	294
水防訓練	274
水防警報	278
水防工法	273
水防資機材	273
水防倉庫	273
水防本部	280
ストックヤード	151, 195
隅田川	266, 296

せ

生活相談総合窓口	244

生活必需品	191
生活福祉資金	250
生活復興	241
税の徴収猶予及び減免等	248
接骨師会	158

そ

造園協力会	214, 216, 221

た

大規模地震対策特別措置法	321
耐震改修	73
耐震診断	39, 73
耐震貯水槽	41, 44
耐震調査	74
耐震補強	61, 63, 65, 74
高潮対策	269

ち

地域危険度	18
地域振興室（地区本部）	40, 105
地域防災無線	43, 136
地下街	268, 308
地下空間	298, 308
貯水槽	41, 44, 190

つ

通信施設	69, 253

て

伝言ダイヤル	84, 87, 91, 92, 132, 225

と

東海地震観測情報	335, 342
東海地震注意情報発表	335, 342
東京DMAT	162
東京消防庁災害時支援ボランティア	118
東京都災害情報システム	43
透析患者	160
同報系無線	43, 130

特別養護老人ホーム	46, 183
都市型水害	309
道路冠水	268, 293
都市計画道路	54
都市防災不燃化促進事業	53
土砂災害警戒情報	278
土砂災害防止法	79
土地区画整理事業	54
土のう（類）	273, 292
土木緊急工作隊	151, 214
トリアージ	48, 153, 158

な

内水排除施設	219, 268, 316

に

二次避難所	178

は

ハザードマップ	318
氾濫	259, 294, 300, 307, 309

ひ

被害想定	15
被害調査	124
被害の認定基準	124
被災者生活再建支援法	246
避難勧告	174, 306
避難指示	174, 306
避難準備	174, 306
避難所	177, 307
避難所管理運営委員会（仮称）	180
避難道路	59

ふ

プール	190
深井戸	190
不燃化促進事業	53
文化財	80

へ	
ヘリコプター	81
ほ	
防疫	199
防火水槽	44, 172
防災会議	3
防災機関業務大綱	6
防災行政無線	43, 135
防災公園	56
防災資機材	41
防災生活圏促進事業	53
防災センター	30
防災用船着場	151
防災リーダー	30, 40
ホームヘルパー	38, 186, 205
保健所	155, 197
母子生活支援施設	370
ボランティア	117
ま	
埋火葬	169
み	
水再生センター	56, 209, 211, 220
見舞金	245
民間協力井戸	190
む	
無線通信訓練	49
め	
メンタルヘルスケア	198
も	
木造住宅密集地域	52, 75
ゆ	
融資	250

有毒物	141
床上浸水	303
床下浸水	303

よ	
擁壁	78

ら	
ライフライン	81, 222, 252

り	
り災者	245
り災証明	245
流木対策	269, 316

ろ	
ろ水機	190

東京都北区地域防災計画 資料編

(平成20年修正)

東京都北区防災会議

東京都北区地域防災計画(平成20年修正)

資料編目次

[条例・要綱・協定]

1. 東京都北区防災会議条例	1
2. 東京都北区防災会議委員名簿	3
3. 東京都北区災害対策本部条例	6
4. 東京都北区災害対策本部条例施行規則	7
5. 東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程	14
6. 東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱	16
7. 東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱	19
8. 東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書	26
9. 災害時の医療救護活動実施細目	28
10. 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書	36
11. 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目	38
12. 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書	40
13. 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目	42
14. 災害時における麺類等の供給に関する協定書	44
15. 災害時における麺類等の供給に関する協定細目	46
16. 災害時における緊急輸送業務に関する協定書	48
17. 災害時における緊急輸送業務に関する協定細目	50
18. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書	53
19. 「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」の実施細目	55
20. 自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定書	60
21. 深井戸使用に関する協定書	62
22. 「深井戸使用に関する協定」の協定細目	64
23. 災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書	65
24. 災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定細目	67
25. 災害時における接骨師会の協力に関する協定書	69
26. 災害時における接骨師会の協力に関する協定細目	71
27. 災害時における石油類等の優先供給に関する協定書	75
28. 災害時における石油類等の優先供給に関する協定細目	77
29. 北区と酒田市との災害時における相互援助協定	81
30. 北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定	83
31. 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	85
32. 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	87
33. 特別区支援対策本部設置等に関する実施細目	90
34. 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受け入れ支援に関する実施細目	92
35. 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受け入れ支援に関する実施細目	93
36. 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目	94
37. 被災区におけるボランティアの受け入れ支援に関する実施細目	95
38. 被災住民の受け入れに関する実施細目	96

39. 動物の保護に関する実施細目	97
40. 医療救護活動に関する実施細目	98
41. ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目	99
42. 災害弱者の救援支援に関する実施細目	100
43. 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目	101
44. 道路の早期復旧に関する実施細目	102
45. 建物被害の判定に関する実施細目	103
46. 仮設住宅の提供に関する実施細目	104
47. 災害時における応急対策業務に関する協定	105
48. 災害時における応急対策業務に関する協定実施細目	107
49. 災害時における区有施設の応急対策業務に関する協定	108
50. 災害時における区有施設の応急対策業務に関する協定実施細目	110
51. 災害時の歯科医療救護活動についての協定書	112
52. 災害時の歯科医療救護活動実施細目	115
53. 災害時におけるプロパンガス・灯油等の供給に関する協定書	123
54. 災害時におけるプロパンガス・灯油等の供給に関する協定細目	125
55. 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書	127
56. 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定細目	129
57. 避難所施設利用に関する協定書	131
58. 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	133
59. 災害時における大型汎用電子計算機の相互支援体制に関する協定	135
60. 災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書	137
61. 災害時における理容サービス提供に関する協定	140
62. 北区土木緊急工作隊の態勢	143
63. 北区造園協力会の態勢	144
64. 北区街灯保安会の態勢	145
65. 東京都北区危機管理参集メール配信要綱	146
66. 東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱	148
67. 災害時における物資の供給に関する協定書	150
68. 非常通信の運用に関する協定書	152
69. 北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定	154

[震災対策編]

1. 地域危険度 条例および公表の経緯	157
2. 北区における地域危険度の分布	158
3. 地域危険度 町丁目別危険度一覧表	159
4. 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取扱い事業者の現況	162
5. 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況	162
6. 毒物・劇物取扱い事業者	162
7. 小型消防ポンプ（D1級・C級）配備状況	162
8. 耐震性地下貯水槽埋設状況	163
9. 地域防災無線設備の状況	165
10. 消防水利の現況（北区内）	165
11. 災害備蓄倉庫の位置及び名称	165

12. 備蓄物資一覧	166
13. 整備地域・重点整備地域	167
14. 道路の現況	169
15. 都市計画道路一覧	170
16. 避難路の図	171
17. 橋りょうの現況	173
18. 歩道橋の現況	175
19. 延焼遮断帯の図	179
20. JR東日本(株)施設・駅舎等の現況	181
21. 学校施設の耐震化状況	181
22. 庁舎等施設の耐震化状況	181
23. 住宅の耐震化の現状	182
24. 民間特定建築物の耐震化の現状	182
25. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	183
26. 文化財一覧	184
27. 災害時臨時離着陸場候補地	188
28. ヘリコプター発着場基準および表示要領	188
29. 消防団の現勢	189
30. 分団本部所在地及び受持区域	189
31. 自衛隊部隊名称・住所（駐屯地名等）	190
32. 被害の認定基準	191
33. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報	192
34. 北区防災システムの全体像	197
35. 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図	199
36. 北区内の救急病院	201
37. 一時集合場所一覧表	202
38. 避難場所一覧	207
39. 北区防災地図	209
40. 給水拠点別給水計画	211
41. 災害用給水所（深井戸）一覧表	212
42. 営業所保有の応急給水用資機材	213
43. 給水資機材等	213
44. 耐震性地下貯水槽（40 t 貯水槽）一覧	214
45. 対象処理施設配置図	216
46. 応急仮設住宅予定地一覧	217
47. 実費弁償	218
48. 激甚災害指定基準	219
49. 局地激甚災害指定基準	221
50. り災証明の範囲	222
51. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	223
52. 見舞金・見舞い品	224
53. 被災者生活再建支援金支給額	225
54. 災害援護資金貸付	226
55. 気象庁震度階級関連解説表	227
56. 災害救助法施行細則 第2条	229

[風水害対策編]

1. 水防上注意を要する（重要水防）箇所	239
2. 河川防災ステーションの機能	241
3. 水防資機材等の整備	241
4. 水防倉庫案内図	242
5. 排水場一覧表	243
6. 応急ポンプ一覧表	243
7. 救助艇	243
8. 土のう置き場	244
9. 土取場	244
10. 水防工法	245
11. 気象等の注意報、警報	258
12. 北区に関する洪水予報	260
13. 水防警報の種類と発表基準	261
14. 水位周知河川	262
15. 北区内の各河川と設定水位一覧表	264
16. 水防要員の現況	265
17. 水防関係機関一覧表	266
18. 警戒体制をとる場合の基準雨量	267
19. 避難所一覧	268
20. 保育施設と避難先一覧	269
21. 地下鉄駅一覧	270
22. 要援護者施設一覧	271

条例・要綱・協定

東京都北区防災会議条例

(昭和38年 7 月条例第 8 号)

改正昭和55年 7 月12日条例第25号

平成 8 年 3 月28日条例第10号

平成12年 3 月28日条例第32号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、東京都北区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

1. 東京都北区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
2. 区の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
3. 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、区長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

1. 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
2. 東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
3. 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
4. 陸上自衛隊第一師団の隊員のうちから区長が任命する者
5. 区長がその部内の職員のうちから指名する者
6. 区の教育委員会の教育長
7. 東京消防庁消防吏員のうちから区長が任命する者又は消防団長で区長が任命する者
8. 指定公共機関、指定地方公共機関又は区長が指定する公共的機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者

6 前項の委員の総数は、55人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関及び関係指定地方行政機関の役員又は職員並びに学識経験のある者のうちから、区長が

任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年7月12日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年3月28日条例第10号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月28日条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

東京都北区防災会議委員名簿

会 長 北 区 長

委 嘱 (委 任) 区 分	委 員	所 在 地	電 話
指定地方行政機関の職員 (条例第3条5-1)	財務省関東財務局 東京財務事務所 統括国有財産管理官	〒113-8553 文京区湯島4-6-15	5842-7023
	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長	〒115-0042 北区志茂5-41-1	3902-2379
東京都の知事の 部内の職員 (条例第3条5-2)	建設局第六建設事務所長	〒120-0025 足立区千住東2-10-10	3882-1152
	交通局北自動車営業所長	〒115-0043 北区神谷3-10-6	3903-6137
	水道局北部支所長	〒176-0023 練馬区中村北1-9-4	3999-3127
	下水道局北部第二下水道事務所長	〒120-0002 足立区中川5-1-1	3606-2021
警視庁の警察官 (条例第3条5-3)	第十方面本部長	〒115-0056 北区西が丘3-4-7	3900-0197
	滝野川警察署長	〒114-0024 北区西ヶ原2-4-1	3940-0110
	王子警察署長	〒114-0002 北区王子3-22-22	3910-0110
	赤羽警察署長	〒115-0043 北区神谷3-10-1	3903-0110
陸上自衛隊第一師団の隊員 (条例第3条5-4)	第一普通科連隊 第二中隊長	〒179-0081 練馬区北町4-1-1	3933-1161 内線522

委 嘱 (委 任) 区 分	委 員	所 在 地	電 話
東京消防庁の消 防吏員又は消防 団員 (条例第3条5 －7)	第五消防方面本部長	〒171-0021 豊島区西池袋2-37-8	3590-0119
	王子消防署長	〒114-0002 北区王子4-28-1	3927-0119
	赤羽消防署長	〒115-0044 北区赤羽南1-10-4	3902-0119
	滝野川消防署長	〒114-0024 北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
	王子消防団長	〒114-0002 北区王子4-28-1	3927-0119
	赤羽消防団長	〒115-0044 北区赤羽南1-10-4	3902-0119
	滝野川消防団長	〒114-0024 北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
公共的機関の職 員 (条例第3条5 －8)	東日本旅客鉄道（株） 王子駅長	〒114-0002 北区王子1-3-23	3911-3149
	東京地下鉄（株） 後樂園駅務管区王子区長	〒114-0002 北区王子1-10-18	5390-3071
	㈱NTT東日本-東京北 取締役設備部長	〒169-0074 新宿区北新宿1-15-1	5386-9111
	東京電力（株） 大塚支社長	〒170-0004 豊島区北大塚2-33-17	6375-5912
	東京ガス（株） 北部支店長	〒114-8535 北区滝野川5-42	5974-2120
	郵便事業（株） 王子支店長	〒114-0002 北区王子6-2-28	3914-4230
	首都高速道路株式会社 西東京管理局担当部長	〒102-0093 千代田区平河町2-16-3	3264-8201
	東京都北区医師会会長	〒114-8575 北区王子2-16-11	5390-3511
	東京都北歯科医師会会長	〒114-0032 北区中十条2-11-4	3900-5009
	東京都滝野川歯科医師会 会長	〒114-0024 北区西ヶ原2-41-11	3918-8060

委 嘱 (委 任) 区 分	委 員	所 在 地	電 話
区長の部内の職員 (条例第3条5 －5)	副区長	〒114-8508 北区王子本町1-15-22	3908-1111
	政策経営部長	〃	〃
	総務部長	〃	〃
	危機管理室長	〃	〃
	地域振興部長	〃	〃
	区民部長	〃	〃
	生活環境部長	〃	〃
	健康福祉部長	〃	〃
	北区保健所長	〃	〃
	子ども家庭部長	〃	〃
	まちづくり部長	〃	〃
	会計管理室長	〃	〃
	教育委員会事務局次長	〃	〃
	教育改革担当部長	〃	〃
	区議会事務局長	〃	〃
区の教育委員会 の教育長 (条例第3条5 －6)	教育長	〃	〃

東京都北区災害対策本部条例

昭和38年7月8日条例第9号
改正平成8年6月28日条例第25号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、東京都北区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長をおく。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は東京都北区規則で定める。

(職 務)

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(規則への委任)

第 4 条 前2条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （平成8年6月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区災害対策本部条例施行規則

(昭和40年8月1日東京都北区規則第36号)

改正

昭和46年9月10日規則第20号
昭和59年3月31日規則第16号
昭和61年3月31日規則第6号
昭和63年4月1日規則第18号
平成2年8月4日規則第22号
平成7年3月22日規則第14号
平成8年3月29日規則第20号
平成9年7月4日規則第47号
平成12年3月31日規則第28号
平成14年3月28日規則第14号
平成15年6月26日規則第52号
平成18年3月31日規則第59号
平成21年2月13日規則第3号

昭和52年3月30日規則第5号
昭和60年5月15日規則第14号
昭和62年9月1日規則第32号
平成2年3月31日規則第5号
平成3年3月30日規則第12号
平成8年3月28日規則第7号
平成9年3月31日規則第11号
平成10年3月30日規則第33号
平成13年3月29日規則第12号
平成15年3月20日規則第10号
平成17年3月31日規則第57号
平成19年3月30日規則第42号

(本部長室の所掌事務)

第1条 本部長室は、次の事項について東京都北区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

1. 本部の非常配備態勢及び解除に関する事。
2. 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関する事。
3. 避難の勧告又は指示に関する事。
4. 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関する事。
5. 都及び他区市町村に対する応援等要請に関する事。
6. 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
7. 部長会議の召集に関する事。
8. 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第2条 本部長室は、次の者をもつて構成する。

1. 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
2. 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
3. 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第3条 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長（以下「教育長」という。）をもつて充てる。

2 東京都北区災害対策本部条例（昭和38年7月東京都北区条例第9号）第3条第2項の規定による本部長の職務の代理は次の順序により行う。

1. 副区長である副本部長
2. 教育長である副本部長

（本部員）

第4条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

1. 政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、生活環境部長、健康福祉部長、北区保健所長、子ども家庭部長、まちづくり部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、教育改革担当部長及び区議会事務局長
2. 危機管理室長は、本部長室の事務を掌理するとともに、各部を総合調整する。
3. 第一号に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。
4. 本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者がその職務を代理する。

（本部長室員）

第5条 本部長室員は、災害対策本部に所属する職員のうちから、あらかじめ区長が指名する。

（本部長室の班）

第6条 本部長室の事務を補佐するため、本部長室に次に掲げる班を置く。

1. 統括班
 2. 対策班
 3. 情報班
- 2 班に所属する職員は、本部長室員のうちから、あらかじめ区長が指名する。
- 3 班に班長を置き、危機管理室長が指揮監督する。
- 4 統括班長は防災課長、対策班長は危機管理課長、情報班長は広報課長をもって充てる。
- 5 班長は、班の事務を掌理し、班に所属する本部長室員を指揮監督する。

（部の分掌事務）

第7条 部の名称及び分掌事務は別表第1のとおりとする。

- 2 部の編成は別表第2のとおりとする。
- 3 部に属すべき本部の職員は、別表第2に定める者のほか、当該部に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員が当る。

（部の業務の変更）

第8条 本部長が特に必要と認めたときは、前条に規定する業務分掌の一部を臨時に変更することができる。

（各部の協力）

第9条 各部は、その業務を処理するにあたっては、相互に協力して、本部の活動を最も有効にするように努めなければならない。

（部長会議）

第 10 条 本部長は、必要があると認めたときは、部長会議を招集することができる。

（職務権限）

第 11 条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指定された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（委任）

第 12 条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. 東京都災害対策本部北区支隊規則（昭和36年5月東京都北区規則第6号）は、廃止する。

～途中の改正に伴う付則は掲載を省略する。～

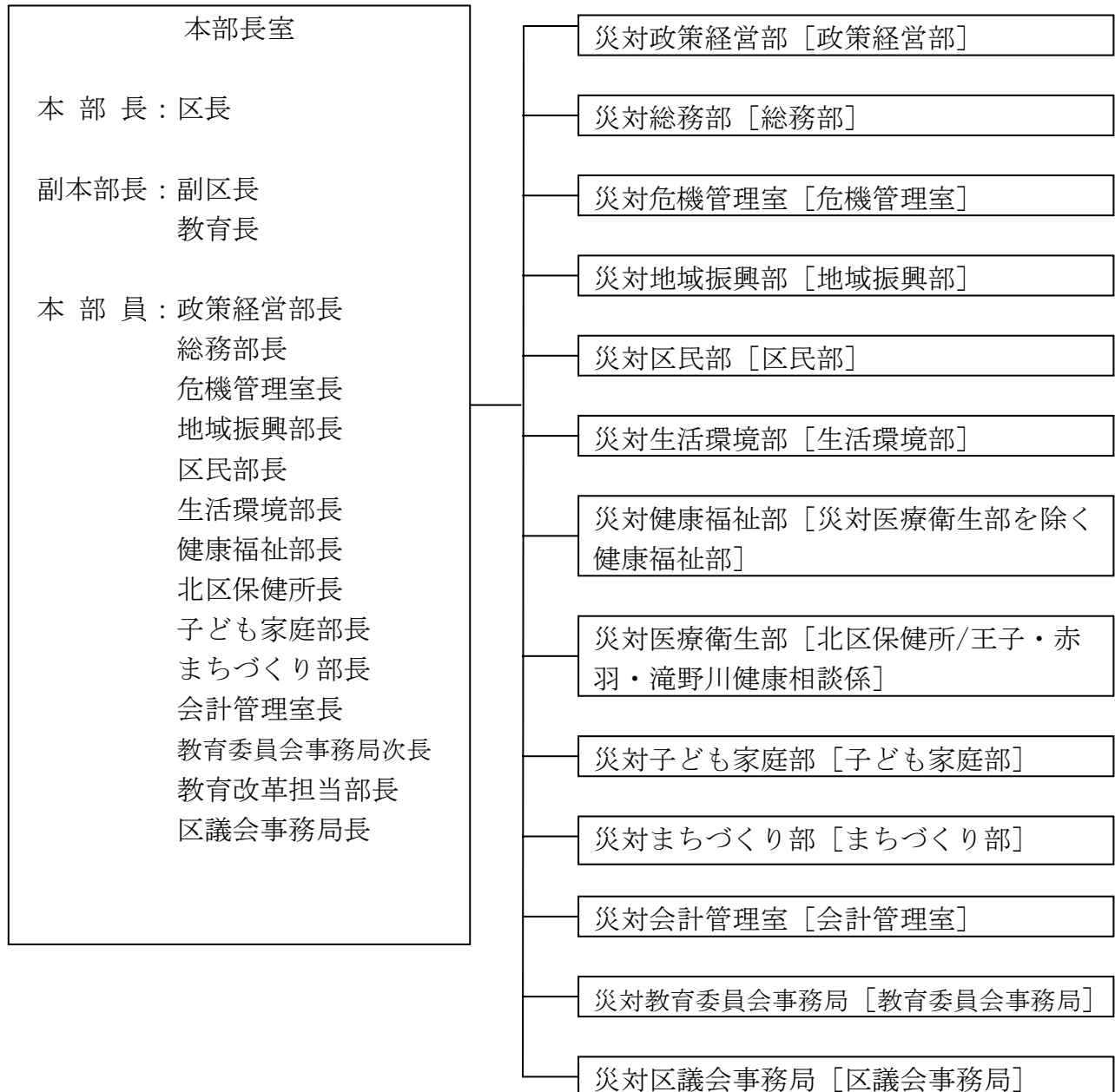
施行規則 別表第 1

部の名称	分掌事務
災対政策経営部	1. 災害関係対策予算に関する事。 2. 災害時における広報活動に関する事。 3. 災害情報の収集及び整理に関する事。 4. 報道機関への連絡態勢に関する事。 5. 写真等による情報の収集及び記録に関する事。 6. 復興計画の総合調整に関する事。 7. その他政策経営部の所管に関する事。
災対総務部	1. 本部の職員の動員に関する事。 2. 本部の人員の配置及び調整に関する事。 3. 本部の職員の服務及び給与に関する事。 4. 車輜、船艇等輸送機関の調達に関する事。 5. 流通物資の調達の指導、協力及び総合調整に関する事。 6. 外国人への情報支援に関する事。 7. 他の自治体への応援要請及び収容要請に関する事。 8. 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関する事。 9. 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理に関する事。 10. 所管施設の保全及び保安に関する事。 11. その他総務部の所管に関する事。
災対危機管理室	1. 本部の通信情報の総括に関する事。 2. 都、その他防災関係機関との連携に関する事。 3. 本部長室の庶務に関する事。 4. (仮称) ボランティアセンターの開設準備に関する事。 5. 所管施設の保全及び保安に関する事。 6. その他危機管理室の所管に関する事。
災対地域振興部	1. 地区本部に関する事。 2. 地区本部と自主防災組織との連携に関する事。 3. 被害概況の把握と報告に関する事。 4. 生活相談総合窓口の開設準備に関する事。 5. 流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画に関する事。 6. 所管施設の保全及び保安に関する事。 7. その他地域振興部の所管に関する事。

部の名称	分掌事務
災対区民部	1. 給水計画に関すること。 2. 物資の輸送に関すること。 3. 生活相談総合窓口の開設と運営に関すること。 4. 義援金の受領及び配分に関すること。 5. 被災証明の発行に関すること。 6. 電子計算システムの復旧に関すること。 7. その他区民部の所管に関すること
災対生活環境部	1. ごみ処理及びし尿収集に関すること。 2. 廃棄物処理に関すること。 3. 行方不明者の捜索・死体の収容及び埋火葬に関すること 4. 所管施設の保全及び保安に関すること。 5. その他生活環境部の所管に関すること。
災対健康福祉部 (災対医療衛生部を除く健康福祉部)	1. 災害時要援護者に関すること 2. 要援護者避難所の設置及び管理運営に関すること 3. 災害時のボランティア（医療以外）に関すること 4. 避難場所に関すること 5. 所管施設の保全及び保安に関すること 6. その他健康福祉部の所管に関すること
災対医療衛生部 (北区保健所 王子・赤羽・滝野 川健康相談係)	1. 救護所の開設に関すること 2. 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関すること 3. 災害時のボランティア（医療）の受け入れに関すること 4. 医療及び助産救護に関すること 5. 医薬品の調達及び配給に関すること 6. 防疫に関すること 7. 所管施設の保全及び保安に関すること
災対子ども家庭部	1. 保育園児及び児童の保護並びに救護に関すること 2. 災害遺児等の保護に関すること 3. 応急保育に関すること 4. 所管施設の保全及び保安に関すること 5. その他子ども家庭部の所管に関すること

部の名称	分掌事務
災対まちづくり部	1. 防災まちづくり計画に関する事。 2. 復興まちづくり計画に関する事。 3. 応急仮設住宅に関する事。 4. 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5. がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 6. 行方不明者の捜索・死体の収容及び埋葬火に関する事。 7. 堤防、道路、橋梁、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧に関する事。 8. 障害物等の除去に関する事。 9. 応急資材及び労力の確保に関する事。 10. 道路等占有物件の対策に関する事。 11. 緊急避難路及び避難路の確保に関する事。 12. 水防活動に関する事。 13. 河川の流木対策に関する事。 14. 所管施設の保全及び保管に関する事。 15. その他まちづくり部の所管に関する事。
災対会計管理室	1. 金銭及び物品の出納保管に関する事。 2. その他会計管理室の所管に関する事。
災対教育委員会事務局	1. 学校避難所の設置及び管理運営に関する事 2. 園児、児童及び生徒の保護並びに救護に関する事 3. 応急教育に関する事 4. 所管施設の保全及び保安に関する事 5. 災害時の体育施設等の利用に関する事 6. その他教育委員会事務局の所管に関する事
災対区議会事務局	1. 区議会議員との連絡に関する事 2. その他区議会事務局の所管に関する事。

施行規則 別表第2



東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程

(昭和59年10月31日訓令甲第19号)

改正 平成2年3月31日訓令甲第3号
平成3年3月30日訓令甲第3号
平成6年3月30日訓令甲第6号
平成8年2月5日訓令甲第2号
平成10年3月31日訓令甲第2号
平成13年3月30日訓令甲第10号

(目 的)

第 1 条 この規程は、職員の勤務時間外及び休日（勤務を要しない日を含む。以下同じ。）における災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害に対する警戒態勢（以下「警戒態勢」という。）に関し必要な事項を定め、もつて災害対策活動の円滑な遂行を確保することを目的とする。

(警戒態勢従事者)

第 2 条 警戒態勢に従事する職員（以下「職員」という。）は、東京都北区職員の職名に関する規則（昭和46年4月東京都北区規則第9号）第3条に定める副参事又は専門副参事以上の職層にある者（医師を除く。）とする。

(職 務)

第 3 条 職員は、東京都北区防災センター条例（昭和59年10月東京都北区条例第26号）により設置された東京都北区防災センター（以下「防災センター」という。）において、警戒のため、輪番制により宿日直勤務を行い、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、法第23条に規定する災害対策本部長又は災害対策副本部長若しくは災害対策本部員（以下「本部長等」という。）が登庁するまでの間、本部長等に代わつて次項各号に掲げる事務を別に定める緊急非常配備態勢指定参集幹部職員と相互に連携を図りながら行わなければならない。

2 職員の主たる事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部長への災害対策本部の設置の要請に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集、整理及び伝達に関すること。
- (3) その他災害対策に関すること。

(勤務時間)

第 4 条 職員の警戒態勢に従事する時間（以下「勤務時間」という。）は、別表のとおりとする。

(勤務命令)

第 5 条 職員の輪番は、区長が定め当該職員に事前に命令する。

(事務引継)

第 6 条 職員は、勤務時間が終了したときは、防災課長に事務を引き継がなければならない。ただし、勤務時間の終了する日が休日その他勤務が連続する日にあたるときは、当該職員と交替して勤務する職員に引き継ぐものとする。

2 前項ただし書きの場合には、職員は、事務の引き継ぎが完了するまで引き続き勤務しなければならない。

(疾病等による勤務の交替)

第 7 条 職員が疾病その他やむを得ない事情により勤務できなくなったときは、東京都北区組織条例(昭和39年12月東京都北区条例第33号)第1条に規定する部にあつては、当該職員の所属する部の長が、東京都教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）にあつては、東京都北区教育委員会処務規則（平成3年3月東京都北区教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する次長が、当該部又は教育委員会事務局に所属する職員のうちから代わって勤務する職員を定め、区長に届け出なければならない。この場合において、会計管理室、区議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に属するものとする。

(事務の所管)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事務は、地域振興部防災課で行う。

付 則

この訓令は、昭和59年11月2日から施行する。

付 則（平成2年3月31日訓令甲第3号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月30日訓令甲第3号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月30日訓令甲第6号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成8年2月5日訓令甲第2号）

この訓令は、平成8年4月15日から施行する。

付 則（平成13年3月30日訓令甲第10号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	勤務時間
休日	第1勤務 午前8時30分から午後5時15分まで。 第2勤務 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。
その他の日	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。

東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱

19北危防第1540号

平成19年9月6日 区長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、勤務時間内にあらかじめ定めた地域において、東京都北区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）が規定する災害、東京都北区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）が対象とする8つの事態類型（以下「事態類型」という。）、これに準じる程度の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する被害の程度のもの。以下同じ。）及び東京都北区危機管理対応基本指針（平成17年2月1日区長決裁16北総総第1212号）に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合における職員の非常配備態勢について定め、応急対策活動を迅速に遂行することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 東京23区の区域並びに川口市及び戸田市をいう。
- (2) 勤務時間内 暦日を単位とした月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という）第10条に規定する休日を除く。

(危機管理情報収集体制)

第 3 条 危機管理室職員又は関係部課職員は、地域において区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態で、次に掲げる災害等が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、危機管理情報収集体制をとり、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策に当たるものとする。

- (1) 区内で震度4以上の地震が発生した場合には、危機管理室職員は危機管理情報収集体制をとる。
- (2) 気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水警報が発令された場合には、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとる。
- (3) 前2号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室職員のうち指定された職員及び必要に応じて危機管理室長が指示する関係部課のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとる。

2 前項第2号又は第3号の規定により職員を指定するに当たっては、各課長が当日出勤している職員のうちから指定する。ただし、課長が休暇中等のため、指定できない場合においては部長が職員を指定する。

(非常配備態勢)

第 4 条 区長は、前条の危機管理情報収集体制では対応できない規模等の区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生又は発生のおそれがあると判断した場合には、別表に規定する職員に、次に掲げるいずれかの非常配備態勢をとるよう指示する。

- (1) 初動体制
- (2) 第1次非常配備態勢
- (3) 第2次非常配備態勢
- (4) 第3次非常配備態勢

2 非常配備態勢は、区長、副区長、教育長、各部の部長及び次条に規定する指定職員並びに各部の職員をもって編成する。

3 区長は、条例第5条第1項の定めるところにより、暦日を単位とした月曜日から金曜日に週休日を振り換えている職員が非常配備態勢に該当した場合は、当該職員に指定された場所への参集を指示する。ただし、東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱（以下「要綱」という。）に規定される地区本部参集職員及び学校参集職員は、各自の所属する職場へ参集する。

4 各課長は、前項の規定による参集を連絡するため、職員参集メール配信システム又は要綱第13条第2項において整備した電話連絡網を利用する。

(指定職員)

第 5 条 指定職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 危機管理室職員
- (2) 東京都北区組織規程（昭和50年4月東京都北区規則第40号）第9条第3項で規定する副参事（ただし、医療職を除く。）及び東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月東京都北区教委規則第1号）第4条第3項で規定する副参事
- (3) 広報課職員
- (4) 監査事務局職員
- (5) 選挙管理委員会事務局職員
- (6) 広報課経験職員及び危機管理室経験職員（以下「経験職員」という。）

2 指定職員は、区地域防災計画において東京都北区災害対策本部の事務と規定される事務及び区国民保護計画において東京都北区国民保護対策本部の事務と規定される事務に従って事務に従事する。

3 経験職員は、危機管理室長があらかじめ指定し、区長が任命する。

4 前項の規定により指定する職員は、要綱第5条第3項の規定により指定し任命した職員を準用する。

(各部の職員)

第 6 条 非常配備態勢時における各部の職員の定員は、次のとおりとする。

- (1) 初動体制時の各部の定員は、原則3名とする。
- (2) 第1次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね3割とする。
- (3) 第2次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね7割とする。

- (4) 第3次非常配備態勢時は、各部に所属する全職員とする。ただし、要綱第11条第5号（妊婦通勤時間及び育児時間の承認を得た職員は、承認を得た時間に限る。）及び第6号に該当する職員を除く。
- 2 前項第1号から第3号の職員の指定は、要綱第10条第2項及び第3項の規定により指定した職員を準用する。ただし、区長から初動体制、第1次非常配備態勢又は第2次非常配備態勢の指示があった当日に、初動体制、第1次非常配備態勢若しくは第2次非常配備態勢に該当する職員が休暇等で不在の場合又は第4条第3項の規定により参集するまでは、各部の部長が代理の職員を指名し補充する。
- 3 各部の職員は、東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和40年8月東京都北区規則第36号）及び東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成19年3月東京都北区規則第9号）に規定する当該部の事務に従事する。

（各本部への移行）

- 第7条 非常配備態勢は、自然災害においては区長の指示に基づく東京都北区災害対策本部の設置をもって災害対策本部体制に移行する。
- 2 区国民保護計画が対象とする事態類型については、国からの本部設置の指定に基づく東京都北区国民保護対策本部又は東京都北区緊急対処事態対策本部の設置をもって国民保護対策本部体制に移行する。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月6日から施行する。

別表（第4条関係）

（初動及び第1次から第3次の非常配備態勢）

職員体制	指定職員	備考
初動体制	区長、副区長、教育長、各部の部長、指定職員及び各部の初動職員	危機管理情報収集体制から初動体制に移行した場合は、関係部課職員は初動体制に含まれる。
第1次非常配備態勢	初動体制の指定職員及び各部の第1次非常配備態勢職員	所属する職員の3割
第2次非常配備態勢	第1次非常配備態勢における指定職員及び各部の第2次非常配備態勢職員	所属する職員の7割
第3次非常配備態勢	各部に所属する全職員	休暇中又は休業中等の職員を除く。

東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱

19北危防第1539号

平成19年9月6日 区長決裁

（目 的）

第 1 条 この要綱は、勤務時間外にあらかじめ定めた地域において、東京都北区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）が規定する災害、東京都北区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）が対象とする8つの事態類型（以下「事態類型」という。）、これに準じる程度の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する被害の程度のもの。以下同じ。）及び東京都北区危機管理対応基本指針（平成17年2月1日区長決裁16北総総第1212号）に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合における職員の非常配備態勢について定め、応急対策活動を迅速に遂行することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）地域 東京23区の区域並びに川口市及び戸田市をいう。
- （2）勤務時間外 暦日を単位とした月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外並びに土曜日及び日曜日をいう。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月東京都北区条例第4号）第10条に規定する休日、暦日を単位とした月曜日から金曜日に当たるときは、当該日を含む。

（危機管理情報収集体制）

第 3 条 危機管理室職員又は関係部課職員は、地域において区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次に掲げる基準に従って速やかに指定された参集場所に参加し、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策に当たるものとする。

- （1）区内で震度4以上の地震が発生した場合には、危機管理室職員は危機管理室に参加する。
 - （2）気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水警報が発令された場合には、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は、各所属に参加する。
 - （3）前2号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室職員は危機管理室長の指示により参加する。
 - （4）第2号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室長は、所属部長と協議の上、関係部課職員に参加を指示する。
- 2 危機管理室及び関係部課は、前項の規定による参加を指示するため、必要な職員を別途定めておくものとする。

(非常配備態勢)

第 4 条 区長又は危機管理室長は、前条の危機管理情報収集体制では対応できない規模等の区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、別表1に規定する参集基準に基づいて、次に掲げるいずれかの非常配備態勢をとるため、別表2に規定する職員に、指定された参集場所への参集を指示する。

- (1) 初動体制
- (2) 第1次非常配備態勢
- (3) 第2次非常配備態勢
- (4) 第3次非常配備態勢

2 非常配備態勢は、区長、副区長、教育長、各部の部長、警戒態勢従事者（東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程（昭和59年10月東京都北区訓令甲第19号）第2条に規定する職員をいう。）及び非常配備指定参集職員（以下「指定職員」という。）並びに各部の参集職員をもって編成する。

(指定職員)

第5条 指定職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 危機管理室職員
- (2) 指定幹部職員
- (3) 東京都北区組織規程（昭和50年4月東京都北区規則第40号）第9条第3項で規定する副参事（ただし、医療職及び指定幹部職員に指定された者を除く。）及び東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月東京都北区教委規則第1号）第4条第3項で規定する副参事（指定幹部職員に指定された者を除く。）
- (4) 地区本部参集職員
- (5) 学校参集職員
- (6) 広報課職員
- (7) 各地域振興室長
- (8) 監査事務局職員
- (9) 選挙管理委員会事務局職員
- (10) 広報課経験職員及び危機管理室経験職員（以下「経験職員」という。）

2 指定職員は、区地域防災計画、区国民保護計画及びこの要綱の規定に従って事務に従事する。

3 指定幹部職員、地区本部参集職員、学校参集職員、経験職員は、危機管理室長があらかじめ指定し、区長が任命する。

(指定幹部職員)

第 6 条 指定幹部職員は、本庁舎に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な管理職（各部の部長を除く。）とし、12名程度をあらかじめ指定する。

2 指定幹部職員は、参集後に各部長が到着するまで、あらかじめ指定された部を指揮する。

（地区本部参集職員）

- 第 7 条 地区本部参集職員は、各地域振興室長を除き、地区本部に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な職員とし、各地域振興室長を除き各地区本部に5名指定する。
- 2 各地域振興室長は、勤務する地域振興室の地区本部参集職員に指定する。
- 3 地区本部参集職員として指定する5名のうち1名以上は係長級以上の職員とする。
- 4 前項で指定する係長級職員は、各地域振興室長が到着するまで地区本部参集職員を指揮する。

（学校参集職員）

- 第 8 条 学校参集職員は、指定された学校に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な職員とする。
- 2 学校参集職員には、当該学校に勤務する学校職員（区費）1名及び職員2名を指定する。ただし、前項の条件にあてはまる学校職員がいない場合においては、職員3名を指定する。
- 3 学校職員ではない学校参集職員は、教育委員会事務局職員が学校に到着次第、速やかに事務を引き継ぎ、所属に復帰するものとする。

（経験職員）

- 第 9 条 経験職員の指定職員への指定に当たっては、過去に広報課、防災課又は危機管理課に在籍した職員のうち、区地域防災計画及び区国民保護計画に定める本部長室に必要な人数とする。
- 2 経験職員の指定職員への指定に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者は指定から除外する。
- （1）各課庶務担当係長の職にある者
 - （2）各地域振興室長の職にある者
 - （3）庁舎・車両管理係長の職にある者

（各部の参集職員）

- 第 10 条 非常配備態勢時における各部の参集職員の定員は、次のとおりとする。
- （1）初動体制時の各部の定員は、原則3名とする。
 - （2）第1次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね3割とする。
 - （3）第2次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね7割とする。
 - （4）第3次非常配備態勢時は、次条に規定する指定除外職員を除く全職員とする。
- 2 各部の初動体制時の非常配備態勢の参集職員は、次に掲げる条件を踏まえてあらかじめ各部の部長が指定するものとする。
- （1）各部に属する課の係長級職員を1名指定する。
 - （2）総務部は庁舎・車両管理係から1名指定する。
- 3 各部の第1次から第3次の非常配備態勢の参集職員は、あらかじめ各部の部長が指定するものとする。
- 4 各部の参集職員は、東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和40年8月東京都北区規則第36号）及び東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成19年3月東京都北区規則第9号）に規定する当該部の事務に従事する。

(指定除外職員)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する職員については、原則として指定職員及び各部の参集職員から除外する。

- (1) 妊娠中の職員
- (2) 世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護する者がいない職員
- (3) 世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員
- (4) 定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）又は障害を有する職員
- (5) 病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等の承認を得て休暇中の職員
- (6) 結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員

(各本部への移行)

第 12 条 非常配備態勢は、自然災害においては区長の指示に基づく東京都北区災害対策本部の設置をもって災害対策本部体制に移行する。

- 2 区国民保護計画が対象とする事態類型については、国からの本部設置の指定に基づく東京都北区国民保護対策本部又は東京都北区緊急対処事態対策本部の設置をもって国民保護対策本部体制に移行する。
- 3 前2項の規定により本部体制へ移行した場合、指定職員及び各部の参集職員は、区地域防災計画及び区国民保護計画に定められた本部又は各部に所属し、当該本部又は各部の事務に従事する。ただし、地区本部参集職員は、災害対策基本法第23条第1項及び第2項の規定による東京都北区災害対策本部長及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第28条第1項及び法第183条において準用する法第28条第1項の規定による東京都北区国民保護対策本部長及び東京都北区緊急対処事態対策本部長からの指示があるまで地区本部において事務に従事する。

(参集の指示)

第 13 条 地震による自動参集の場合を除き、職員に参集の指示を連絡するに当たっては、職員参集メール配信システム（以下、「参集メール」という。）又は電話を利用し連絡する。

- 2 各部課長は、前項の参集を連絡するため非常配備態勢ごとの電話連絡網を整備する。ただし、職員のうち参集メールの利用を希望し登録した職員については、参集メールに登録したことを明示し引き続き電話連絡網には登載する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年9月6日から施行する。
- 2 夜間休日等職員の勤務時間外の災害に対応する緊急非常配備態勢に関する要綱（昭和61年6月11日区長決裁61北総防発第36号）は、廃止する。

各災害時の参集基準 別表 1（第 4 条関係）

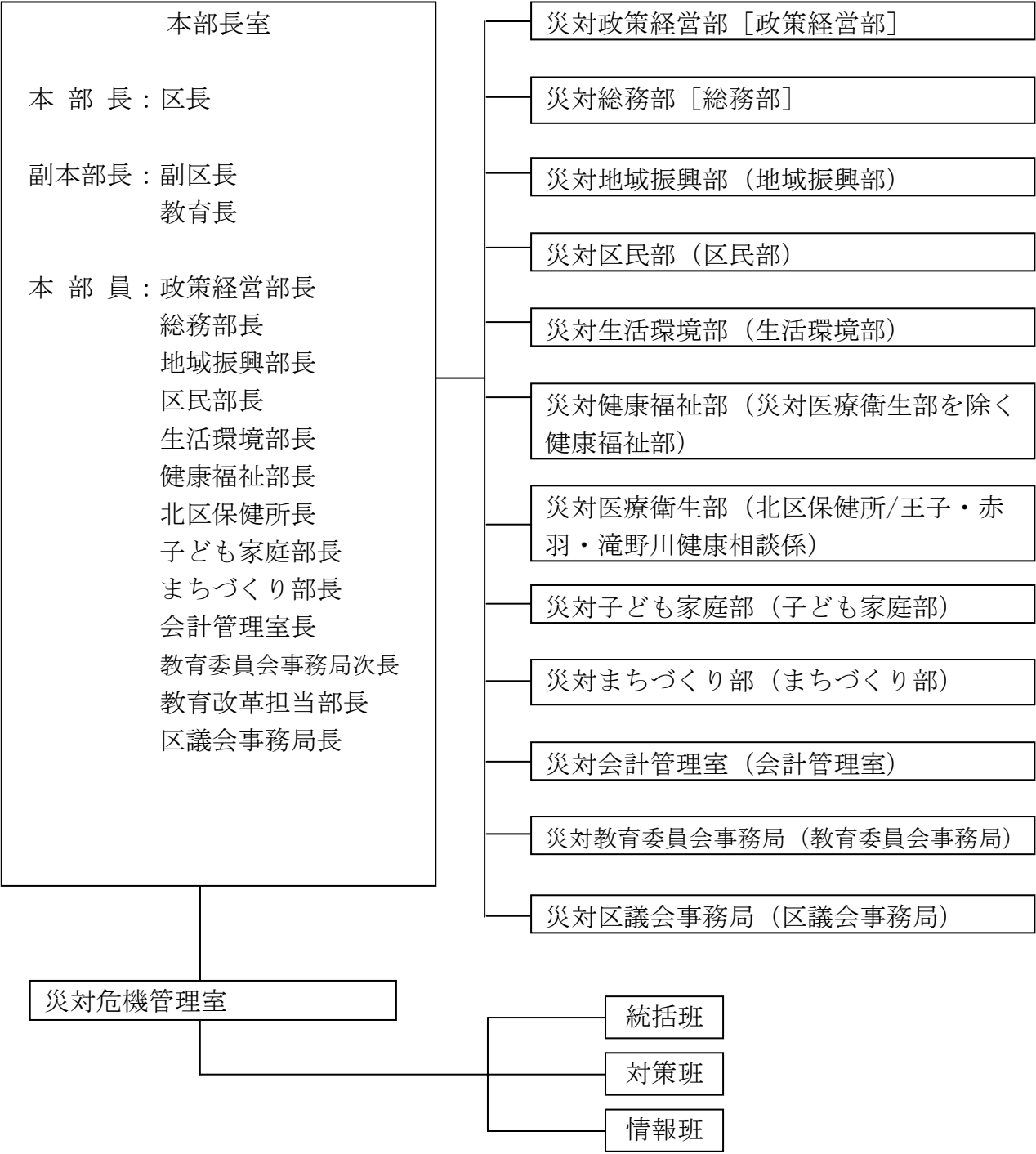
職員体制	地震	国民保護計画が対象とする 事態	その他の災害及び危機管理対応 基本指針に規定する緊急事態
初動体制	区内で震度 5 弱以上の地震の発生により自動的に参集する。	震度 5 弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる区国民保護計画が対象とする 8 つの事態類型（以下「事態類型」という。）が発生又は発生するおそれがある場合に、危機管理室長の指示により参集する。	震度 5 弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、危機管理室長が参集を指示する。
第 1 次 非常配備 態勢	区内で震度 5 弱以上の地震で状況により、区長の指示により参集する。	震度 5 弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が広範囲に発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度 5 弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が広範囲に発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。
第 2 次 非常配備 態勢	区内で震度 5 強以上の発生により自動的に参集する。	震度 5 強以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度 5 強以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。
第 3 次 非常配備 態勢	区内で震度 6 弱以上の発生により自動的に参集する。	震度 6 弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度 6 弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。

初動及び第1次から第3次の非常配備態勢 別表2（第4条関係）

職員体制	参集指定職員	備考
初動体制	区長、副区長、教育長、各部の部長、警戒態勢従事者、指定職員※ ¹ 及び各部の初動参集職員	危機管理情報収集体制から初動体制に移行した場合は、関係部課職員は初動体制に含まれる。
第1次非常配備態勢	初動体制における参集指定職員及び各部の第1次非常配備態勢職員	全職員の3割
第2次非常配備態勢	第1次非常配備態勢における参集指定職員及び各部の第2次非常配備態勢職員	全職員の7割
第3次非常配備態勢	全職員（指定除外職員を除く。）	全職員の10割

※1 国民保護、その他の災害及び危機管理対応基本指針に規定する災害及び緊急事態発生時において、指定職員のうち地区本部参集職員及び学校参集職員は、危機管理室長の指示があるまで、自宅待機とする。

別表第 3



東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、甲が指定する救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護班名簿の作成及び提出）

第 3 条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害時救護所の担当医一覧表に基づき、災害医療救護班名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第 4 条 医療救護班は、甲が指定する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第 5 条 医療救護班の業務は、傷病者に対する応急処置及び後方医療施設への転送の要否の決定並びにその他必要な事項とする。

第 6 条 医療救護班の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙が行うものとする。

2 避難所又は救護所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第 7 条 医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする備蓄医薬品等の輸送、給食及び給水は、甲の責任において行う。

（医療費）

第 8 条 乙は、救護所において医療費等を徴収しないものとする。

(合同訓練)

第 9 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償費

(2) 訓練時における前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、別に定める「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」による。ただし、同覚書の第 1 医療救護従事者等の実費弁償の額は、東京都と社団法人東京都医師会及び社団法人東京都歯科医師会との間で改定される単価を基準とする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第 11 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、北区災害医療運営連絡会を設置するものとする。ただし、同連絡会に必要な応じて委員以外の者の出席を求め、参加させることができる。

(細目・協議)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定め、定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第 13 条 本協定の有効期間は平成13年 4 月 1 日から平成14年 3 月31日までとし、期間満了までの間に甲、乙から何らかの申し出がない場合は、順次 1 か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成13年 3 月16日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区岸町 1 丁目11－ 5
東京都北区医師会長 塩 谷 誠

災害時の医療救護活動実施細目

平成13年3月16日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は次のとおりである。

（医療救護班の緊急活動）

- 第 1 条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条1項の定めによる項からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに項に報告するものとする。
- 2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

- 第 2 条 甲は、避難所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

- 第 3 条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損害については、甲が負担する。
- 第 4 条 協定書第10条及び前条の定めによる費用弁償等の報告・請求については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して甲に報告・請求するものとする。
- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各医療救護班の「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」（様式1～1）及び「医療救護診療記録」（様式1～2）を添えて請求するものとする。
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は前(1)による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
 - (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3～1）を添えて報告するものとする。
 - (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
 - (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は前(1)による（様式1）に「物件損害等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
 - (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定められる様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

- 第 5 条 甲は、前条により報告・請求された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ甲、乙協議し、協定書第12条第2項により定めた覚書により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

(様式1)

費用弁償等請求書(医療救護)

災 害

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 時医療救護活動に係る

訓 練

費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金

円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
医療救護班 実費弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
小計					
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実費弁償					同 上
計					

平成 年 月 日

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式 1 ～ 1)

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

地 区 医師会名	所属医療機関 責 任 者 名	氏 名	職 種	救護活動 場 所	救護活動 期 間	摘 要				
					月 日 午前 時 分 午後 から 月 日 午前 時 分 午後 まで					
		計								

(様式1～2)

医 療 救 護 班 診 療 記 録

地 区 医師会名	所属医療機関・ 責 任 者 名	番 号	氏 名	性 別	年 齢	住 所	傷病名	程 度	処 置 概 要	備考
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		

注 備考欄には、死亡または転送先等を記入のこと。

(様式 2)

薬品・衛生材料使用報告書

[illegible]

(様式3)

事 故 報 告 書 (医療救護)

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時歯科医療救護活動に
訓 練

において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式 3 ～ 1)

事 故 傷 病 者 概 要 (医療救護)

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所		
職種		所属医療機関・団体名						
傷病名					程度	重傷・中等傷・軽傷		転記
外来・入院 (月 日)		診療 (入院) 医療機関名						
受傷 (発病) 日時		午前 年 月 日 時 分 午後						
受傷 (発病) 場所								
受傷 (発病) 時の状況								

(様式4)

物 件 損 傷 報 告 書 (医療救護)

医療施設名 及び所在地	物件名	損傷の 種類	損傷の 程度	数量	単価	金額	備考
計							

注1. 医療施設ごとに記入のこと。

2. 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。

3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。

4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。

5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と北区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、区内に災害が発生したときに東京都北区地域防災計画に基づく医療救護活動を円滑に行うため、区内薬剤師会の協力を得て、応急医薬品の確保を図ることを目的とする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、応急医薬品の調達を必要と認めたときは、乙に対し応急医薬品の優先供給を要請するものとする。

（協 力）

第 3 条 乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する応急医薬品を甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、乙の納入した応急医薬品の代金及びその所用経費を負担するものとする。この場合の応急医薬品の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（細 目）

第 5 条 この協定を実施しするために必要な事項については別に定める。

（協 議）

第 6 条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第 7 条 この協定の有効期間は昭和55年9月1日から昭和56年8月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定書の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通保有する。

昭和55年10月 6 日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 小 林 正千代

乙 東京都北区王子 3 丁目12番 9 号
北区薬剤師会
代表者 会 長 永 山 正

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目

昭和55年10月6日付をもって締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第5条に基づく細目は次のとおりである。

（要請の手続）

- 第 1 条 協定書第2条に定める甲の要請は、応急医薬品供給要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は会長に対し行う。会長事故ある時は、あらかじめ会長の指名したものに対し行うものとする。

（納品及び検査）

- 第 2 条 乙は、甲の要請により応急医薬品を納入したときは、納品書2通を作成し、甲に提出する。
- 2 甲は、納入された応急医薬品と納入書を確認し、納入書の1通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

- 第 3 条 協定書第4条の規定により費用の請求は会長が一括取りまとめて区長に行うものとする。

（報 告）

- 第 4 条 甲は、乙の組合員に対して毎年医薬品の数量について調査することができるものとする。

第 号
平成 年 月 日

北区薬剤師会長 殿

東京都北区長

応 急 医 薬 品 供 給 要 請 書

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書第2条にもとづき、応急医薬品の供給を下記のとおり要請します。

記

1. 納入月日 平成 年 月 日

2. 納入場所

3. 品名及び数量 別記のとおり

4. 連絡先 衛生部保健衛生課管理係
(現 健康福祉部健康福祉課健康福祉係)
(3908) 1111 内線2511

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書

災害時における応急用精米の優先供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と東京都米穀小売商業組合北支部（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

記

（目 的）

第 1 条 この協定は、区内に食糧の応急供与を必要とする災害が発生したとき、北区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、応急用精米の円滑な確保を図ることを目的とする。

（優先供給の数量）

第 2 条 この協定により確保する応急用精米の数量は70トンとする。

（要 請）

第 3 条 甲は、災害が発生し、必要があると認めたときは、乙に対し応急用精米の優先供給を要請するものとする。

（協 力）

第 4 条 乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する数量の精米を、甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、乙の納入した精米の代金及びその所用経費を負担するものとする。この場合の精米の価格は当該災害の発生した直前の価格とする。

（表 示）

第 6 条 乙は、甲の承諾を得て、乙に加盟する店舗に「災害時食糧協力店」の表示をすることができる。

（細 目）

第 7 条 この協定を実施するために必要な事項は別に定める。

（協 議）

第 8 条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定または細目の解釈について疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、昭和55年7月14日から昭和56年7月13日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通保有する。

昭和55年 7 月 14 日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
東京都北区 区 長 小 林 正千代

乙 東京都北区滝野川 1 丁目 16 番 8 号
東京都米穀小売商業組合北支部
支部長 小 林 眞 治

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目

昭和55年7月14日付をもって締結した「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条に基づく細目は次のとおりとする。

記

（要請の手続き）

- 第 1 条 協定書第3条に定める甲の要請は、精米供給要請書（別記様式）により行う。
ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は支部長に対し行う。支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の指名したものに対して行うものとする。

（納入及び検査）

- 第 2 条 乙は、甲の要請により応急用精米を納入したときは、納品書2通を作成し甲に提出する。
- 2 甲は、納入された精米と納品書を確認し、納品書の1通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

- 第 3 条 協定書第5条の規定による費用の請求は支部長が一括取りまとめて行うものとする。

(別記様式)

第 年 月 日 号

精米供給要請書(控)

東京都米穀小売商業組合
北支部長 殿

要 請 数 量	kg
納 入 場 所	
納 入 日 時	月 日 午 前 時 分 後
摘 要	

切 取 線

第 年 月 日 号

精米供給要請書

東京都米穀小売商業組合
北支部長 殿

東京都北区長

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書第3条に基づき、応急用精米の供給を下記のとおり要請します。

記

要 請 数 量	kg
納 入 場 所	
納 入 日 時	月 日 午 前 時 分 後
摘 要	

担当者氏名

災害時における麺類等の供給に関する協定書

災害時における麺類等の供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と、東京都北区麺類組合災害対策本部（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

記

（目 的）

第 1 条 この協定は、区内に食糧の応急供与を必要とする災害が発生したときに、北区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内麺類提供者の積極的な協力を得ることにより、麺類等の円滑な確保を図ることを目的とする。

（供給量）

第 2 条 この協定により確保する麺類等の量はおおむね39万食とする。

（協力の内容）

第 3 条 この協定による協力の内容は次の範囲とする。

1. 麺類等の供給に関する原材料の提供
2. 麺類等の供給に関する設備機器の提供
3. 麺類等の供給に関する労務の提供

（要 請）

第 4 条 甲は災害が発生し、必要があると認めたときは、乙に対し麺類等の供給を要請するものとする

（協 力）

第 5 条 乙は、甲から供給の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の要請する麺類等を、甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、乙から提供を受けた麺類等に係わる経費を負担するものとする。

（表 示）

第 7 条 乙は、甲の承諾を得て、乙に加盟する店舗に「災害時麺類等協力店」の表示をすることができる。

（細 目）

第 8 条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協 議）

第 9 条 この協定及び協定に基づく細目（以下「細目」という。）に定めのない事項

並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、昭和57年11月 1 日から昭和58年10月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙なんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和57年11月 1 日

甲 東京都北区
区 長 小 林 正千代

乙 東京都北区麺類組合災害対策本部
本部長 笹 川 賢 司
東京都麺類協同組合王子支部
支部長 鈴 木 徳太郎
東京都麺類協同組合赤羽支部
支部長 五十嵐 春 雄
東京都麺類協同組合滝野川支部
支部長 浅 賀 政 治
東京都麺業連合協同組合赤羽支部
支部長 橋 本 十三郎

災害時における麺類等の供給に関する協定細目

昭和57年11月1日付をもって締結した「災害時における麺類等の供給に関する協定書」(以下「協定書」という。)第8条に基づく細目は次のとおりとする。

記

(要請の手続)

- 第 1 条 協定書第4条に定める甲の要請は、別紙要請書(様式1)により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。
2. 要請は本部長に対し行う。本部長事故あるときは、あらかじめ本部長の指名したものに対して行うものとする。

(納入及び検査)

- 第 2 条 乙は、甲の要請により麺類等を納入したときは、納入書2通を作成し甲に提出する。
2. 甲は納入された麺類等と納品書を確認し、納品書の1通に確認者の職氏名を記入して、乙に戻すものとする。

(費 用)

- 第 3 条 協定書第6条の規定による費用は、当該災害の発生した直前の価格の60%とする。

(費用の請求)

- 第 4 条 協定書第6条の規定による費用の請求は本部長が取りまとめて行うものとする。

(様式 1)

第 号
平成 年 月 日

麺 類 等 供 給 要 請 書 (控)

殿

要 請 内 容	kg
納 入 場 所	
納 入 日 時	月 日 午 前 時 分 後
摘 要	

切り取り線

第 号
平成 年 月 日

麺 類 等 供 給 要 請 書

殿

東京都北区長

災害時における麺類等の供給に関する協定書第4条に基づき、麺類等の供給を下記のとおり要請します。

記

要 請 内 容	kg
納 入 場 所	
納 入 日 時	月 日 午 前 時 分 後
摘 要	

担当者氏名	

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、輸送用車両確保の一環として、区内運送業者の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、輸送用車両が必要であると認めたときは、乙に対し、輸送用車両（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（車両の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、車両を供給しなければならない。

（費用の負担）

第 4 条 甲の要請に基づき、業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両等の料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金

（請求、支払い）

第 5 条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする

（損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日条例第15号）によるものとする。

（報 告）

第 7 条 乙は、甲に対し、毎年4月に供給可能数量を別紙（様式1）により報告するものとする。

(合同訓練)

第 8 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し、協力するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(細 目)

第 10 条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、昭和58年11月1日から昭和59年10月31日までとする。
ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲と乙がなんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を保有するものとする。

昭和58年11月1日

甲 東 京 都 北 区
区 長 北 本 正 雄

乙 社団法人東京都トラック協会北支部
支部長 中 里 三 郎

災害時における緊急輸送業務に関する協定細目

昭和58年11月1日付をもって締結した「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」(以下「協定書」という。)第10条に基づく細目は、次のとおりとする。

(要請の手続)

- 第1条 協定書第2条に定める甲の要請は、別紙要請書(様式2)により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は、支部長に対し行う。支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行うものとする。

(業務の実施)

- 第2条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員を指定場所に出動させ、甲の指示により業務を実施させるものとする。

(業務の完了)

- 第3条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

- 第4条 協定書第4条の規定による費用は、「東京陸運局認可貨物自動車運送業運賃料金表」の時間制運賃率を準用するものとする。

(費用の請求)

- 第5条 協定書第5条の規定による費用の請求は、乙が一括とりまとめて甲に行うものとする。

(合同訓練経費)

- 第6条 協定書第8条に規定する合同訓練で、乙の要する経費については、別途甲と乙が協議して決定するものとする。

(協 議)

- 第7条 この細目の解釈について、疑義の生じたとき、又はこの細目に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

昭和58年11月1日

甲 東京都北区
区 長 北 本 正 雄

乙 社団法人東京都トラック協会北支部
支部長 中 里 三 郎

(様式 1)

平成 年 月 日

東京都北区長 殿

東京都トラック協会北支部長

供 給 可 能 数 量 報 告 書

災害時における緊急輸送業務に関する協定書第 7 条に基づき、供給可能数量を下記のとおり報告します。

記

供給可能数量

大型貨物車（積載量 6 t）	台
中型 〃 （積載量 4 t）	台
小型 〃 （積載量 2 t）	台

(様式 2)

第 年 月 日 号

東京都トラック協会北支部長 殿

東京都北区長

緊 急 輸 送 車 両 要 請 書

災害時における緊急輸送業務に関する協定書第 2 条に基づき、車両の供給を下記のとおり要請します。

記

日	時	平成	年	月	日	時	分から
		平成	年	月	日	時	分まで

行 先

数 量

業務内容

担当者氏名

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、北区長を乙として甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき北区立桐ヶ丘中央公園内に設置した給水（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協 力）

第 2 条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第 3 条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2. 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第 4 条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2. 乙は、給水施設から応急給水を行うために資機材を使用する場合は、甲が設置した資機材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関連区）

第 6 条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第 7 条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第 8 条 この協定は、昭和56年9月9日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

昭和56年 9 月 9 日

東京都知事	鈴木俊一
東京都北区長	小林正千代

「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と東京都北区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和59年9月9日締結した「給水施設の維持管理及び運営に関する協定」（以下「協定」という。）第7条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用細目）

第 1 条 乙は、協定第4条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「北区立桐ヶ丘公園内震災対策応急給水施設に関する取扱要綱」第6項の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第 2 条 協定第4条ただし書きによる項の承認手続きは、次の各号による。

- (1) 別紙（様式1）に必要事項を記載し、災害訓練実施日の7日前までに東京都水道局 北部 第二支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。
- (2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること

（責任者の選任）

第 3 条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、（様式2）により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第 4 条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、（様式3）により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第 5 条 乙は、災害訓練その他により給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を消費し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第 6 条 乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第 7 条 この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用期日)

第 8 条 この実施細目は昭和56年9月9日から適用する。

甲と乙は、上記細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和56年9月9日

甲 東京都水道局長
船 木 喜 久 郎

乙 東京都北区長
小 林 正 千 代

北区立滝野川公園内応急給水施設についても、本件と同様に昭和62年7月17日付で協定及び実施細目を締結している。

北区立北運動公園内応急給水施設についても、本件と同様に平成8年7月25日付で協定及び実施細目を締結している。

(様式 1)

支 所 長 殿

平成 第 年 月 日

給水施設の使用について（申請）

標記施設を下記のとおり防災訓練に使用したいので承認願います。

記

1. 日 時 日 午 前 時 分から 日 午 前 時 分まで
後 後

2. 対 象 人 員

3. 給水予定量

殿

平成 第 年 月 日

支所長

給水施設の使用について（承認）

平成 年 月 日付 第 号により申請のあったこのことについては承認します。

(様式2)

第

号

年 月 日

支 所 長 殿

選任

給水施設使用責任者

通知

変更

選任

標記施設使用責任者を下記のとおり

したので通知します。

変更

記

給水施設責任者

新 区

旧 区

(様式 3)

平成 第 年 月 日

支 所 長 殿

搬入

資器材の について

点検

給水施設内に搬入
応急給水のための資器材を下記により 点検 したいので了解願います。

記

1. 日 時 日 午 前 時 分から 日 午 前 時 分まで
後 時間 分 後

2. 資器材の 搬入 品目
点検

平成 第 年 月 日

殿

支所長

搬入

資器材の について

点検

平成 年 月 日付 号により依頼のあったことについては了解します。

自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定書

東京都北区を甲とし、小山酒造株式会社を乙とし甲乙間において次の条項により自家製発電装置の設置および深井戸使用に関する協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定書は、甲が乙の所有地に自家発電装置を設置することによって乙所有の深井戸を使用し、災害時の飲料水の確保を図ることを目的とする。

（設置期間）

第 2 条 自家発電装置の設置期間は協定締結の日から5年とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、設置期間は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（維持管理）

第 3 条 甲は自家発電装置が常に良好な状態で使用できるよう適切な維持管理を行うものとする。

（土地及び深井戸の使用料）

第 4 条 自家発電装置の設置に係わる土地使用料については無償とし、災害時における深井戸使用に係る費用は甲の負担とする。

（撤 去）

第 5 条 甲は乙から自家発電装置の撤去の請求があった場合は、第2条の設置期間満了後すみやかに撤去しなければならない。

（費用負担）

第 6 条 自家発電装置の設置及び撤去に要する経費、並びに、第3条の維持管理に必要な諸経費のうち月額1,000円は甲の負担とし、乙に交付する。

（協 議）

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和62年12月 1 日

東京都北区王子本町1丁目15番22号
甲 東京都北区
北 区 長 北 本 正 雄

東京都北区岩淵町26番10号
乙 小山酒造株式会社
取締役社長 小 山 新 七

浮間災害用給水所についても、本件と同様に昭和63年11月 1 日付で日興倉庫株式会社と協定を締結している。

深井戸使用に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社（以下「乙」という。）は、甲が行う震災時の緊急給水活動時に乙所有の井戸を甲が使用することに関し、次の通り協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、「地盤沈下対策における非常災害用井戸の取扱要綱及び同施行細目」（東京都環境保全局）に基づき設置した当該施設の維持管理及び運用に関する基本事項を定め、震災時の緊急給水活動の円滑化に寄与することを目的とする。

2 対象物件

北区上中里 2 丁目 1 番先 （尾久駅構内深井戸、以下「1 号井戸」という。）

北区東田端 2 丁目 20 番 68 号 （田端ビル敷地内深井戸、以下「2 号井戸」という。）

（維持管理及び費用負担）

第 2 条 1 号井戸の維持管理は甲負担で甲が行い、また 2 号井戸は財産所有者の乙が維持管理を行うものとし、甲乙双方とも災害時常に良好な状態で使用できるよう、当該施設の維持管理に努めるものとする。

2 災害時等における給水等に伴う経費（電気・軽油代）は、甲が負担するものとし、その経費は、当該震災発生直前の料金を基礎として算出した額とする。

（提供要請）

第 3 条 甲が震災時に、地域防災計画に基づく緊急給水活動を実施する必要がある場合で、乙所有の深井戸の提供を受けたいときは、甲は乙に対して提供要請を行うものとする。

（周 知）

第 4 条 甲は、深井戸使用に関する内容を住民に周知するとともに、乙所有地に看板を掲出するものとする。なお、看板の取り付け及び修理等については甲が行う。

（損害賠償）

第 5 条 深井戸の使用にあたり、乙に対し物的損害を与えたときは、甲はその損害について補償するものとする。

（細 目）

第 6 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成10年3月31日までとする。
ただし、この満了期間までに双方別段の意思表示がなかった場合は、さらに1年継続するものとし、以降同様とする。

本協定締結の証として本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年2月1日

甲 東京都北区
区 長 北 本 正 雄

乙 東日本旅客鉄道株式会社
東京地域本社長 石 田 義 雄

「深井戸使用に関する協定」の協定細目

東京都北区（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社（以下「乙」という。）が平成10年2月1日付をもって締結した「深井戸使用に関する協定書」（以下「協定書」という。）第6条に基づく細目は次のとおりとする。

1. 深井戸の位置及設計は、別添図面のとおりとする。
2. 1号井戸の施設管理及び鍵の管理は甲が行い、2号井戸の施設管理及び鍵の管理は乙が行うものとする。
3. 甲は、防災訓練等で施設内に立ち入るときは、事前に乙に連絡するものとする。
4. 甲が深井戸及び乙の施設に損害を与えた場合は、速やかに乙に通知するものとする。
5. 前項の損傷による深井戸及び施設等の補修・復旧等については甲により処理するものとし、詳細については別途協議するものとする。
6. この協定細目の解釈について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙、別途協議のうえ定めるものとする。
7. この協定に関する連絡、通知、協議の責任者は甲においては、地域振興部防災課長、乙においては、総務部長（安全対策室）とする。
8. この実施細目は協定締結日から適用する。
9. この協定の締結により、昭和60年12月10日付で締結した「尾久駅構内給水栓設備の使用に関する覚書」は廃止するものとする。

上記細目締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年2月1日

甲 東京都北区
区 長 北 本 正 雄

乙 東日本旅客鉄道株式会社
東京地域本社長 石 田 義 雄

北区立滝野川公園内応急給水施設についても、本件と同様に昭和62年7月17日付で協定及び実施細目を締結している。

北区立北運動公園内応急給水施設についても、本件と同様に平成8年7月25日付で協定及び実施細目を締結している。

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場商業共同組合北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、災害時に乙の協力を得て組合員所有の井戸を使用し、飲料水及び生活水の確保を図ることを目的とする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害が発生し必要があると認めたときは、乙に対し組合員所有の井戸の使用を要請するものとする。

（協 力）

第 3 条 乙は、甲から要請があったときは、組合員所有の井戸を使用し、災害時の給水に協力する。

2 乙は、組合員に対して、利用者が井戸水を飲料水として使用する場合は、利用者が煮沸して使用するよう指導するものとする。

（周 知）

第 4 条 甲は、組合員所有の井戸について、住民に周知を図るものとする。

（使 用 料）

第 5 条 災害時における井戸使用に係る費用は、甲の負担とする。

（水質検査）

第 6 条 井戸の水質検査は、必要に応じて甲が実施する。

（細 目）

第 7 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 8 条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定または細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、平成元年5月16日から平成2年5月15日までとする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成元年 5 月 16 日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区浮間 4 丁目 6 番 10 号 205
東京都公衆浴場商業協同組合北支部
支 部 長 飯 島 悦 夫

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定細目

平成元年5月16日付けをもって締結した「災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続）

- 第 1 条 協定書第2条に定める甲の要請は、井戸使用要請書（別記様式）により行なう。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は支部長に対して行なう。支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行なうものとする。

（費用の請求）

- 第 2 条 協定書第5条の規定による費用の請求は、支部長が一括して取りまとめて行なうものとする。

平成元年5月16日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号

東京都北区

区 長 北 本 正 雄

乙 東京都北区浮間4丁目6番10号205

東京都公衆浴場商業協同組合北支部

支部長 飯 島 悦 夫

(別記様式)

第 号
平成 年 月 日

東京都公衆浴場商業協同組合
北 支 部 長 殿

東京都北区長

公衆浴場所有の井戸の使用要請書

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書第2条の規定に基づき公衆浴場所有の井戸の使用を要請します。

記

1. 使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
2. 使用要請井戸	<u>王子地区</u> <u>赤羽地区</u> <u>滝野川地区</u>
3. 連絡先	北区危機管理室防災課 (3908) 1111 内線2381

災害時における接骨師会の協力に関する協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北区接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

- ア 傷病者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
- イ 傷病者に対する応急手当に必要な衛生材料等の提供
- ウ 傷病者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力要請の手続）

第 3 条 甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協 力）

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第 5 条 乙の協力に関する指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急手当に関わる必要な指示については、北区医師会長及び王子医師会長の指定する医師が行うものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、乙の協力に係わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

（損害補償）

第 7 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日東京都北区条例第15号）によるものとする。

（細 目）

第 8 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 9 条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第 10 条 この協定の有効期間は平成3年12月5日から平成4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成3年12月5日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号

東京都北区 代表者 北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区浮間2丁目26番2-104号

社団法人北区接骨師会代表者 会長 木 村 光 猪

災害時における接骨師会の協力に関する協定細目

平成3年12月5日付をもって締結した「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)第8条に基づく細目は、次のとおりとする。

(協力の内容)

第 1 条 協定書第2条に定める労務の提供については、甲が実施する応急対策業務実施場所までの出動及び衛生材料等の運搬を含むものとする。

(要請の手続)

第 2 条 協定書第3条に定める甲の要請は、応急対策業務要請書(様式1)により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、北区保健所長が区長名をもって行うものとする。ただし、所長が不在のときは、その職務を代行する者が行うものとする。

(経費負担及び請求手続)

第 3 条 協定書第6条に定める経費の負担及び請求は、次のとおりとする。

(1) 衛生材料等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求・報告については、応急対策業務終了後、速やかに乙が一括して衛生材料等提供請求書(様式2)に、応急対策活動報告書(様式2-2)を添えて請求するものとする。

(訓 練)

第 4 条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議を行い協力するものとする。

(連絡継走)

第 5 条 乙における各組合員への連絡継走は、乙が行うものとする。

(様式 1)

応 急 対 策 業 務 要 請 書 (接骨師)

平成 年 月 日

北区接骨師会
会 長

殿

東京都北区長

「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 の 理 由	
業 務 内 容	
日 時	
実 施 場 所	(1) (2) (3)
そ の 他	

(様式2)

衛生材料等提供請求書(接骨師)

平成 年 月 日

東京都北区長

殿

北区接骨師会

会長

「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」第6条に基づき、平成 年 月 日から平成 年 月 日までに提供した衛生材料に係る費用を下記の通り請求します。

記

金

円也

(内訳)

品 名	数 量	単位	単 価	金 額
合 計				

(様式 2 - 2)

応 急 対 策 活 動 報 告 書 (接骨師)

班名	責任者	従事者	活動場所	活動期間	活動実績等
				月 日 時から 月 日 時まで	
				月 日 時から 月 日 時まで	
				月 日 時から 月 日 時まで	
				月 日 時から 月 日 時まで	

災害時における石油類等の優先供給に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合北支部（以下「乙」という。）は、北区内に石油類等の調達を必要とする災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、次のとおり石油類等の優先供給に関する協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動（石油類等の確保）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協 力）

第 2 条 乙は、甲が実施する応急対策活動について、甲から協力の要請があったときには、特別の理由がない限り協力するものとする。協力の範囲は次のとおりとする。

ガソリン、軽油、灯油、石油等の供給

（要 請）

第 3 条 甲は、災害が発生し、石油類等を調達する必要があるときには、乙に対し前条に掲げる協力について、品名、数量等必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙に対する項の要請手続については、北区地域防災計画に定める関係部の部長が担当するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、乙の供給した石油類等の代金を負担するものとする。この場合の石油類等の価格については、当該石油類等を必要とする災害が発生した直前の小売価格とする。

（請求及び支払）

第 5 条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、石油類等の供給がなされた後、行うものとする。

2 甲は、乙により前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（細 目）

第 6 条 乙は、甲の要請により協力供給する石油類等の保有数量を毎年一回、甲に報告するものとする。

（損害補償）

第 7 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例」（昭和41年10月5日東京都北区条例第15号）によるものとする。

(看板の掲示)

第 8 条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「災害時石油類等提供協力店」の看板を掲示し、地域住民に周知するものとする。

(報 告)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通保有する。

平成 5 年 4 月 1 日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
東京都北区
代表者 北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区神谷 3 丁目 26 番 2 号
東京都石油商業組合北支部
代表者 北支部長 加 藤 政 一

災害時における石油類等の優先供給に関する協定細目

平成5年4月1日付をもって締結した「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要 請）

第 1 条 協定書第3条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式1）により乙に対し行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（請 求）

第 2 条 協定書第5条に定める請求は、別紙石油類等供給に基づく請求書（様式2）により行うものとする。

（報 告）

第 3 条 協定書第6条に定める報告は、毎年3月末日までに別紙石油類等保有数量報告書（様式3）により行うものとする。

(様式 1)

平成 年 月 日

要 請 書 (石油)

東京都石油商業組合北支部
支部長 殿

東京都北区長

災害時における石油類等の優先供給に関する協定書第 3 条により、下記のとおり協力を
要請します。

記

要請理由	
要請内容	
要請場所	北区 丁目 番 号 ()
その他 特記事項	

(様式2)

平成 年 月 日

石油類等供給に基づく請求書

東京都北区長 殿

東京都石油商業組合北支部
支部長

災害時における石油類等の優先供給に関する協定書第5条により、下記のとおり請求します。

記

	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
ガソリン				
軽 油				
灯 油				
その他				
総 計				
請 求 金 額 金 円也				

(様式 3)

平成 年 月 日

石油類等保有数量報告書

東京都北区長 殿

東京都石油商業組合北支部
支部長

災害時における石油類等の優先供給に関する協定書第 6 条により、平成 年 月末
日までの石油類等の保有数量について、下記のとおり報告します。

記

種 類 店舗名	ガソリン	軽 油	灯 油	その他
総 計				

北区と酒田市との災害時における相互援助協定

(趣 旨)

第 1 条 北区と酒田市は、相互友好の精神に基づき、北区又は酒田市のいずれかの地域において大規模な災害が発生した場合、被災した自治体の災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、災害時における相互援助協定を締結する。

(援助要請)

第 2 条 応援を求めようとする自治体は、次の事項を明らかにし、電話等により援助を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号、第2号及び第5号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号及び第6号に掲げる職員の人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要請する期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策に必要な食糧、飲料水、生活必需品等の提供
- (2) 応急対策に必要な車両、資機材等の提供又は貸与
- (3) 応急対策に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 復旧対策に必要な車両、資機材等の提供又は貸与
- (6) 復旧対策に必要な職員の派遣
- (7) その他、特に要請のあった事項

(物資等の輸送)

第 4 条 救援物資、資機材等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う都市にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を行う自治体は、応援を受けた自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた自治体から要請があった場合には、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(派遣職員に要する経費の負担)

第 6 条 前条に定める経費のうち、第3条第3号及び第6号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた自治体が負担する経費の額は、応援を行う自治体の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

(情報資料の交換)

第 7 条 北区及び酒田市は、この協定による応援は円滑に行われるよう、毎年、一定時期に地域防災計画をはじめ災害に関する情報資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部課)

第 8 条 北区及び酒田市は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当の部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項は、北区及び酒田市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 7 年 10 月 21 日

東京都北区長

山形県酒田市長

北 本 正 雄 印

大 沼 昭 印

北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第 1 条 北区並びに中之条町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第 2 条 北区並びに中之条町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第 3 条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号、第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第 5 条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体の実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替

支弁するものとする。

- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

（資料・情報の交換）

第 7 条 北区並びに中之条町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（そ の 他）

第 8 条 この協定に定めのない事項は、第 2 条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成 7 年 10 月 21 日

東京都北区長

群馬県中之条町長

北 本 正 雄 印

宮 崎 太 一 郎 印

北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第 1 条 北区並びに甘楽町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第 2 条 北区並びに甘楽町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第 3 条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号、第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第 5 条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体の実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁

するものとする。

- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

(資料・情報の交換)

- 第 7 条 北区並びに甘楽町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

- 第 8 条 この協定に定めのない事項は、第 2 条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 7 年 10 月 21 日

東京都北区長

群馬県甘楽町長

北 本 正 雄 印

富 岡 秀 世 印

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目 的）

第 1 条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第 2 条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
- 4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
- 6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第 3 条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

- 2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 支援区は、前 2 項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第 4 条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

（相互協力及び相互支援の内容）

第 5 条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

- イ 被災区への応援職員の派遣
- ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
- ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

- (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区への救援物資の提供
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
 - ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共有する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供
 - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区への支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
 - ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

- 第 6 条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
- 2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第 7 条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第 8 条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第 9 条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第 10 条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(そ の 他)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 8 年 2 月 16 日から適用する。

この協定の締結を証するために、本協定書を 23 通作成し、各区長は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 8 年 2 月 16 日

千代田区長	木 村 茂
中央区長	矢 田 美 英
文京区長	遠 藤 正 則
台東区長	飯 村 恵 一
墨田区長	奥 山 澄 雄
江東区長	室 橋 昭
品川区長	高 橋 久 二
目黒区長	河 原 勇
大田区長	西 野 善 雄
世田谷区長	大 場 啓 二
渋谷区長	小 倉 基
中野区長	神 山 好 市

港区長	菅 谷 眞 一
新宿区長	小野田 隆
杉並区長	本 橋 保 正
豊島区長	加 藤 一 敏
北区長	北 本 正 雄
荒川区長	藤 枝 和 博
板橋区長	石 塚 輝 雄
練馬区長	岩 波 三 郎
足立区長	古 性 直
葛飾区長	青 木 勇
江戸川区長	中 里 喜 一

特別区支援対策本部設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ③ ②による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

- (2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
- (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担を掛けない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

7 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

8 本部の解散

本部は、7の(3)の決定により解散する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における 応援職員の受け入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行なうこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における 救援物資の受け入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第2号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置

その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ① 避難者数
 - ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③ その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ① 避難場所周辺の被災の状況
 - ② 避難所に関する情報
 - ③ 交通機関の状況
 - ④ その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

(協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

(協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

(協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組み立て作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

災害弱者の救援支援に関する実施細目

(協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害弱者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害弱者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 災害弱者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害弱者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害弱者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

建物被害の判定に関する実施細目

(協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目

(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

災害時における応急対策業務に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と北区土木緊急工作隊（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、北区地域防災計画に基づき、甲が災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙の協力を得るための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対し業務の遂行に必要な人員、資機材等（以下これらを「資機材等」という。）の提供及び業務への従事を要請することができる。

（資機材等の提供）

第 3 条 乙は、前条の規定による資機材等の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り甲に対し業務の遂行に必要な資機材等を提供する。

（活動業務）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による業務への要請を受けたときは、次の業務を行う。

- (1) 道路の啓開に関すること。
- (2) 道路及び道路施設の二次災害防止に関すること。
- (3) その他、甲が必要と認める応急復旧業務に関すること。

（費用負担）

第 5 条 甲は、乙が業務を遂行したときは、資機材等の提供に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第 6 条 乙は、業務終了後、甲の確認を受けて前条の費用を甲に請求する。

（従事者の損害賠償）

第 7 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日北区条例第15号）によるものとする。

（連 絡）

第 8 条 乙は、甲の要請により災害時に対応できる資機材等の状況及び連絡体制を、毎年3月に甲に連絡する。

(協 議)

第 9 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議をして定めるものとする。

(細 目)

第 10 条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(効力の発生)

第 11 条 この協定は、平成 8 年12月24日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々 1 通を保有する。

平成 8 年12月24日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区堀船三丁目43番 1 号 三和建設株式会社内
北区土木緊急工作隊
代表者 三和建設株式会社 代表取締役 矢 部 正 二

北区造園協力会及び北区街灯保安会についても、本件と同様に同日付でそれぞれ協定及び実施細目を締結している。

災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と北区土木緊急工作隊（以下「乙」という。）は、平成8年12月24日付けをもって締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき実施細目を定める。

（要請方法）

第 1 条 協定第2条に定める甲から乙に対する協力要請は、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

（業務の実施）

第 2 条 乙は前条の協力要請があったときは、乙の構成員（以下「隊員」という。）を出動させ、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に従事させるものとする。
2 乙は、隊員を出動させたときは、直ちに現場責任者、出動時間及び運搬した資機材を甲に報告しなければならない。

（業務の完了）

第 3 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（計画書の策定及び提出）

第 4 条 乙は、業務の実施に関し、あらかじめ甲との協議により災害応急対策活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

（隊員名簿等の提出）

第 5 条 乙は、隊を構成する会社名及び出動可能員数（以下「隊員名簿」という。）を、毎年1回甲に提出するものとする。ただし、乙は隊員に異動があったときは、その都度、隊員名簿を甲に提出するものとする。
2 乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等を記載した通知書（以下「通知書」という。）を毎年1回甲に提出するものとする。ただし、乙は、連絡体制等に変更があったときは、その都度、通知書を甲に提出するものとする。

この実施細目の証として、本実施細目書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成8年12月24日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号

東京都北区

代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区堀船三丁目43番1号 三和建設株式会社内

北区土木緊急工作隊

代表者 三和建設株式会社

代表取締役 矢 部 正 二

災害時における区有施設の応急対策業務に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と北区建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における区有施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、北区地域防災計画に基づき、災害の発生に伴い、甲の有する建物が被災した際に、応急対策業務（以下「業務」という。）に関し乙の協力を得るために必要な事項を定める。

（要 請）

第 2 条 甲は、区内に災害が発生し、区有施設に緊急の応急対策が必要であると認めたときは、乙に対し、業務に必要な人員及び資機材等（以下「資機材等」という。）の提供を要請するものとする。

（協 力）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、資機材等を供給するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、乙が業務を遂行したときは、資機材等の提供に要した費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第 5 条 乙は、業務終了後、甲の確認を受けたのち、前条の費用を甲に請求するものとする。

（従事者の損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づく乙の当該業務にかかる従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日北区条例第15号）によるものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

（細 目）

第 8 条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

（効力の発生）

第 9 条 この協定は平成8年12月24日から効力を発生するものとする。

本協定の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成8年12月24日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号

東京都北区

代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区王子四丁目2番13号 株式会社福井工務店内

北区建設業協会

代表者 会 長 福 井 浩 一

北区電設工業会及び北区管工会についても、本件と同様に同日付でそれぞれ協定及び実施細目を締結している。

災害時における区有施設の応急対策業務に関する協定実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と北区建設業協会（以下「乙」という。）は、平成8年12月24日付をもって締結した「災害時における区有施設の応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき実施細目を次のとおり定める。

（要請の手続き）

第 1 条 協定第2条に定める甲の要請は、日時、場所等について別紙要請書（様式1）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い後日文書をもって処理するものとする。

（業務の実施）

第 2 条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員及び作業員を指定場所に出動させ業務を実施させるものとする。

2 乙は、会員を出動させたときは、直ちに現場責任者、出動時間及び運搬した資機材等を甲に報告（様式2）しなければならない。

（業務の完了）

第 3 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告（様式3）するものとする。

（計画書の策定及び提出）

第 4 条 乙は、業務を実施するため、あらかじめ甲との協議により災害応急活動計画書（様式4）を策定し、甲に提出するものとする。

（会員名簿等の提出）

第 5 条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度甲に提出するものとする。

2 乙は、甲の要請に対応できる連絡体制（様式5）を毎年1回甲に提出するものとし、変更があったときは、その都度甲に提出するものとする。

（協 議）

第 6 条 この細目の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの細目に定めのない事項については、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この実施細目の証として、本実施細目2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成8年12月24日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号

東京都北区

代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区王子四丁目2番13号 株式会社 福井工務店内

北区建設業協会

代表者 会 長 福 井 浩 一

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、北区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、北区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療計画の策定及び提出）

第 3 条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

- (1) 歯 科 医 師
- (2) 歯 科 衛 生 士 若干名
- (3) その他補助事務

（歯科医療救護班の活動場所）

第 4 条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第 5 条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (3) 検死・検案に際しての法医学上の協力

（指揮命令連絡調整）

第 6 条 歯科医療救護班に係わる指揮命令及び歯科医療活動の連絡調整は、甲の要請に基づき乙が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第 7 条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の備蓄・輸送）

第 8 条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第 9 条 救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償費

(4) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)(2)(3)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定める覚書によるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第 12 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する北区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細 目）

第 13 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 14 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定期間）

第 15 条 本協定の有効期間は平成 8 年 11 月 6 日から平成 9 年 3 月 31 日までとし、期間満了までの間に甲、乙から何らかの申し出がない場合は、順次 1 か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成8年11月6日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区中十条2丁目11番4号
社団法人 東京都北歯科医師会
会 長 竹 内 修

社団法人東京都滝野川歯科医師会についても、本件と同様に同日付で協定及び実施細目を締結している。

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成8年11月6日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりである。

（歯科医療救護班の緊急活動）

- 第 1 条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条1項の定めによる甲からの要請をまたずに歯科医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。
- 2 前項の定めによる報告があったものについては、歯科医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

- 第 2 条 甲は、避難所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

- 第 3 条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損害については、甲が負担する。
- 第 4 条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の報告・請求については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して甲に報告・請求するものとする。
- (1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班の「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1～1）及び「歯科医療救護診療記録」（様式1～2）を添えて請求するものとする。
 - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は前(1)による様式1「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
 - (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3～1）を添えて報告するものとする。
 - (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
 - (5) 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は前(1)による様式1に「物件損害等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
 - (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定められる様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

- 第 5 条 甲は、前条により報告・請求された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ甲、乙協議し、協定書第11条第2項により定めた覚書により算定した額を、速やかに乙に払うものとする。

(様式 1)

費用弁償等請求書(歯科医師)

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時医療救護活動に係る
訓練

費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金

円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
歯科医療救護班 実費弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
小計					
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実費弁償					同 上
計					

平成 年 月 日

住 所
(団体名)
氏 名

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式 1 ～ 1)

歯科医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

地区歯科 医師会名	所属医療機関・ 責任者名	氏 名	職種	救護活動場所	救護活動 期 間	救 護 実 績				
						死 亡	重 症	中等傷	軽 傷	計
					月 日 午前 時 分 午後 から					
					月 日 午前 時 分 午後 まで					
					月 日 午前 時 分 午後 から					
					月 日 午前 時 分 午後 まで					
計										

(様式 1 ～ 2)

歯 科 医 療 救 護 班 診 療 記 録

地区 歯科医師 会名	所 属 医 療 機 関・責任者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度	処置概要	備考
								重 中 軽		

注 備考欄には、死亡または転送先等を記入のこと。

(様式2)

薬品・衛生材料使用報告書

地区歯科 医師会名	所属医療機関・ 責任者名	品名	使用料		薬価基準の購入価格		備考
			単位	数量	単価	金額	

(様式 3)

事 故 報 告 書 (歯科医師)

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時歯科医療
訓練

活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式 3 ～ 1)

事 故 傷 病 者 概 要 (歯科医師)

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所		
職種		所属医療機関・団体名						
傷病名					程度	重傷・中等傷・軽傷	転記	
外来・入院 (月 日)		診療 (入院) 医療機関名						
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 時 分 午後							
受傷 (発病) 場所								
受傷 (発病) 時の状況								

(様式 3 ～ 2)

物 件 損 傷 報 告 書 (歯科医師)

医療施設名 及び所在地	物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計							

- 注 1. 医療施設ごとに記入のこと。
2. 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自転車等を記入のこと。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

災害時におけるプロパンガス・灯油等の供給に関する協定書

災害時における燃料の確保に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と東京都プロパンガス協会城北第一支部（以下「乙」という。）及び東京都燃料小売商業組合北区支部（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、北区内に燃料等を必要とする災害が発生した場合において、東京都北区地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対し、乙及び丙の協力を得て区民生活の安定を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（協 力）

第 2 条 乙及び丙は、甲が実施する応急対策活動について、甲から協力の要請があったときには、優先して供給を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第 3 条 甲は、災害が発生し、応急燃料を調達する必要があるときには、乙及び丙に対し第2条に掲げる協力について、品名、数量等必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙及び丙に対する甲の要請については、東京都北区地域防災計画に定める担当部、または甲の指定する者が行うものとする。

（納入手続）

第 4 条 甲の要請により、甲の指定場所に到着した乙及び丙の会員（組合員）は、甲の指示により応急燃料を納入し、甲の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第 5 条 甲の要請に基づき納入した応急燃料は、災害発生直前における販売価格とする。

2 乙及び丙は、甲の要請に基づき応急燃料を納入した時は、甲にその代金および輸送経費を請求するものとする。

（代金の支払）

第 6 条 甲は、乙及び丙から応急燃料の代金および輸送経費の請求があった時には、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（看板の掲示）

第 7 条 甲は、乙及び丙の会員（組合員）の承諾を得て、各店舗に「北区災害時応急燃料類協力店」の看板を掲示することができる。

(損害補償)

第 8 条 甲の要請に基づく乙及び丙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例」(昭和41年10月5日東京都北区条例第15号)によるものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙丙がなんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、本協定書3通作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月2日

甲 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都プロパンガス協会
城北第一支部長 小 倉 徳 之

丙 東京都燃料小売商業組合
北区支部長 吉 葉 秀 夫

災害時におけるプロパンガス・灯油等の供給に関する協定細目

平成8年7月2日付をもって締結した「災害時におけるプロパンガス・灯油等の供給に関する協定」（以下「協定」という。）第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続）

- 第 1 条 協定書第3条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式1）により、乙及び丙に対し行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。
- 2 乙及び丙に対して要請するいとまがないときは、直接乙及び丙の会員（組合員）に口頭で要請できるものとする。
- 3 前項に基づき直接乙及び丙の会員（組合員）に要請した場合は、後日文章をもってそれぞれ乙及び丙に報告するものとする。

（納入及び検査）

- 第 2 条 乙及び丙が、甲の要請に基づき応急燃料を納入した時には、要請書による際には要請書の確認欄に、また口頭の要請による際には納品書に、甲が確認して記名押印を受けるものとする。
- 2 甲は納入された応急燃料と要請書もしくは納品書を確認して記名押印し、確認した文書を乙及び丙に戻すものとする。

（請求手続）

- 第 3 条 協定書第5条に定める請求は、乙及び丙が各会員（組合員）の請求を一括してとりまとめ、甲の要請書、または納品書を添えて甲に提出するものとする。

（看 板）

- 第 4 条 協定書第7条に定める看板の形状寸法等については、甲乙丙が協議のうえ決定し、甲が作成するものとする。

(様式 1)

第 年 月 日 号

東京都プロパンガス協会城北第一支部長 殿
東京都燃料小売商業組合北区支部長 殿

東京都北区長

応 急 燃 料 等 供 給 要 請 書

「災害時におけるプロパンガス・灯油等の供給に関する協定書」第3条に基づき、応急燃料の供給を下記のとおり要請します。

記

- 1 数 量 (1) プロパンガス
(2) 灯 油
(3) 木 炭
(4) そ の 他

2 納入日時 年 月 日 午前・午後 時

3 納入場所

4 使用目的

※受領確認欄

所 属 部 課
氏 名 氏 印

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、輸送用車両確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、輸送用軽自動車が必要であると認めたときは、乙に対し、輸送用軽自動車（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（車両の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、車両を供給しなければならない。

（費用の負担）

第 4 条 甲の要請に基づき、業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両等の料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金

（請求、支払）

第 5 条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする。

（損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日条例第15号）によるものとする。

（報 告）

第 7 条 乙は、甲に対し、毎年4月に乙の会員及び供給可能車両数量を報告するものとする。

(合同訓練)

第 8 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し、協力するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定およびこの協定に基づく細目に定めのない事項、並びに、解釈について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲と乙がなんらの申し出がないときは、この協定は 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 7 月 2 日

甲 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城北支部長 佐 藤 忠 生

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定細目

平成8年7月2日付をもって締結した「災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請の手続）

- 第 1 条 協定書第2条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は、支部長に対し行う。ただし、支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行うものとする。

（業務の実施）

- 第 2 条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員を指定場所に出動させ、甲の指示により業務を実施させるものとする。

（業務の完了）

- 第 3 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

- 第 4 条 協定書第4条の規定による費用は、「赤帽運賃料金」の時間制運賃料金を準用するものとする。

（合同訓練経費）

- 第 5 条 協定書第8条に規定する合同訓練で、乙の要する経費については、別途甲と乙が協議して決定するものとする。

（協 議）

- 第 6 条 この細目の解釈について、疑義の生じたとき、又はこの細目に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(様式 1)

第 号

年 月 日

赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城 北 支 部 長 殿

東京都北区長 印

軽自動車緊急輸送車両要請書

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書第 2 条に基づき、車両の供給を下記のとおり要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分から 時 分まで

2 行 先

3 数 量

4 業務内容

担当者職氏名

所 属

部

課

氏 名

避難所施設利用に関する協定書

東京都北区長を「甲」とし、東京都立池袋商業高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第 1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第 2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第 4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第 5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営については、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第 8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を

提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 8 月 14 日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区滝野川 5 丁目 57 番 37 号
東京都立池袋商業高等学校
代表者 校 長 小 島 勤

この他の区内都立高校についても、本件と同様に協定を締結している。

避難所施設	協定締結日
東京都立赤羽商業高等学校	平成 8 年 8 月 15 日
東京都立桐ヶ丘高等学校	平成 8 年 11 月 13 日
東京都立王子工業高等学校	平成 9 年 3 月 11 日
東京都立飛鳥高等学校	平成 9 年 11 月 17 日

障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

東京都北区長を「甲」とし、東京都立王子養護学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第 1 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第 2 乙の管理する施設を利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は介護者（家族等を含む。）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第 3 甲は乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 4 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第 5 甲は、第4に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第 6 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 7 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 8 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 9 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 8 月 15 日

甲	東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号 東京都北区 代表者 東京都北区長 北 本 正 雄
乙	東京都北区十条台 1 丁目 8 番 41 号 東京都立王子養護学校 代表者 校 長 山 口 勇

東京都立北養護学校についても、本件と同様に平成 9 年 5 月 21 日付で協定を締結している。

東京都立王子第二養護学校についても、本件と同様に平成 10 年 5 月 27 日付で協定を締結している。

災害時における大型汎用電子計算機の相互支援体制に関する協定

千代田区、文京区、江東区、大田区、杉並区、北区、板橋区及び足立区は、その区域において大規模な地震等の災害が発生した場合における大型汎用電子計算機（以下「汎用電算機」という。）の相互支援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、共通のオペレーションシステムで運用している汎用電算機を設置している特別区相互間で、地震等の災害により汎用電算機の運用が不可能になった場合の相互支援体制を構築することを目的とする。

（支援の要請）

- 第 2 条 被災により汎用電算機の運用が不可能になった区（以下「被災区」という。）は、汎用電算機の運用が可能な区（以下「支援区」という。）に対し、支援区が保有する汎用電算機の利用について要請することができる。
- 2 支援の要請は、被災区の区長が支援区の区長に対して行う。
- 3 支援区は、要請の内容が自区の汎用電算機の運用に著しい支障をきたさないと判断した場合には、要請に応じるものとする。

（支援業務の内容）

- 第 3 条 この協定に基づく支援業務の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
- （1）住民基本台帳全件リストの出力
- （2）その他被災区から支援要請のあった業務のうち、支援区で実行可能な業務

（支援業務の運用）

第 4 条 支援業務に係る汎用電算機の運用については、支援区の電子計算組織に関する条例、規則等に抵触してはならない。

（支援経費の負担）

- 第 5 条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
- 2 被災区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災区から要請があった場合には、支援区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（磁気テープ等の輸送及び管理）

第 6 条 被災区は、自己の責任において運用に必要なデータなどを記録した磁気テープ等を、支援区の指定する場所まで輸送し、管理する。

（平常時の措置）

第 7 条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、共同訓練の実施及び災害時における対策に関する調査研究に努めるものとする。

(実施要領の作成)

第 8 条 各区は、この協定の実施に関する細目及び区が共通の対応を図るべき事項等について、区間の協議により実施要領を定めるものとする。

(協定内容等の修正)

第 9 条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施要領の内容については、常に実践的な内容となるよう、随時、適当な修正を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各区が協議して定める。

附 則

この協定は平成 9 年 8 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 8 通作成し、各区は記名押印し、各 1 通を保有する。

千代田区長	木 村 茂	杉並区長	本 橋 保 正
文京区長	遠 藤 正 則	北区長	北 本 正 雄
江東区長	室 橋 昭	板橋区長	石 塚 輝 雄
大田区長	西 野 善 雄	足立区長	吉 田 万 三

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書

災害時におけるし尿の収集活動等に関し、北区（以下「甲」という。）と宇佐見産業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、北区内に地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行うし尿の収集及び運搬（以下「業務」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 災害が発生し、避難所に設置した貯留式仮設便所等のし尿収集等が必要な場合は、この協定により、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給について協力要請を行うことができる。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の協力要請は、し尿収集車両等を供給する「日時、収集場所、車両台数、処理方法その他必要な事項」を明らかにした「要請書」（別記様式第 1 号）を交付することにより行う。ただし、緊急を要する場合で要請書により難しい場合は、口頭で要請することができるものとする

（乙の協力）

第 4 条 乙は、甲からの要請に対し、優先的にし尿収集車両等の供給を行うこととする。

2 乙の保有する災害時に供給可能な車両等は別紙のとおりとする。

（報 告）

第 5 条 乙は、甲から要請された業務が終了した場合には、速やかに「実績報告書」（別記様式第 2 号）を提出し、甲に報告する。

（費用負担）

第 6 条 甲からの要請に基づき、乙が実施した業務の経費については、甲が負担する。

2 経費の額については、甲と社団法人東京環境保全協会に所属している雇上会社との間で取り交わしている「廃棄物運搬請負契約」の運賃等一覧表の金額を準用し、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（請求及び支払い）

第 7 条 乙は、「請求書」（別記様式第 3 号）により、甲に対し前条の費用の負担を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求に対し、内容等を確認のうえ、できる限り速や

かに支払いを行う。

（災害補償）

第 8 条 甲からの要請により、業務を行った乙の従事者が死亡、負傷又は疾病にかかった場合には、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月東京都北区条例第15号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協 議）

第 9 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、平成16年2月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成16年1月29日

東京都北区王子本町一丁目15番22号
（甲） 東京都北区
代表者 北区長 花 川 與 惣 太

東京都板橋区坂下一丁目22番17号
（乙） 宇佐見産業株式会社
代 表 取 締 役 宇 佐 見 博 至

し尿収集車両供給可能台数

車種	容量	台数	備考
バキューム車	2,500	1 台	一般廃棄物収集運搬車両
バキューム車	3,000	1 台	産業廃棄物収集運搬車両

災害時における理容サービス提供に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合赤羽支部（以下「乙」という。）、東京都理容生活衛生同業組合王子支部（以下「丙」という。）及び東京都理容生活衛生同業組合滝野川支部（以下「丁」という。）は、災害時における民間協力の一環として、理容サービス業務（以下「業務」という。）について次のとおり締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、北区内に地震災害、風水害、その他の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の業務を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を目的とする。

（定 義）

第 2 条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね 2 週間を経過し、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（対象者）

第 3 条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、災害による負傷、疾病等その他の理由により、理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ、避難生活が前条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（業務の従事者）

第 4 条 この協定に定める業務の従事者とは、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許証を有する者で、乙等の組合員及び乙等の組合員の経営する理容店の従業員（以下「組合員等」という。）をいう。

（業務の要請）

第 5 条 甲は、第 2 条に定める場合において、乙等に対し業務の要請を行うことができるものとする。

2 甲は、文書、電話、ファクシミリ等により業務の実施日時、実施内容及び実施場所を指定して、乙等に対して、理容サービス業務の提供要請書（第 1 号様式）により業務を要請するものとする。ただし、緊急の場合は文書以外の方法により要請を行うことができるものとし、その場合は、後日、文書により手続きを行うものとする。

3 乙等は、甲の要請及び指示により業務を行うものとする。

4 乙等が業務を提供する避難所については、避難所の衛生状況等を考慮して、甲が指定するものとする。

（業務の内容）

第 6 条 甲は、次に掲げる事項について、乙等の協力を要請するものとする。ただし、避難所の衛生状況等の事情によっては、要請する業務の項目を減ずるものとする。

- (1) 散髪に関する事。
- (2) 洗髪に関する事。
- (3) 顔剃りに関する事。

(業務の提供及び報告)

- 第 7 条 乙等は、甲から第 5 条に定める要請をされた場合において、乙の組合員等を、甲の指定する避難所へ派遣するものとする。
- 2 乙等は、業務が終了したときは、次に掲げる事項について、理容サービス業務の提供報告書（第 2 号様式）により、甲に報告するものとする。
- (1) 実施日時及び実施場所
 - (2) 実施した業務の提供人数
 - (3) 従事者の氏名
 - (4) その他必要な事項

(費用負担)

- 第 8 条 この協定により、乙等が実施する業務に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。
- (1) 乙等が業務に要した化粧品、医薬品等の消耗品に係る費用
 - (2) 乙等が業務に要した往復の交通費
- 2 前項の費用は、災害が発生した直前の価格に基づき、算定されたものとする。

(費用の請求)

- 第 9 条 乙等は、業務が終了した後、速やかに業務に要した費用を甲に請求する。
- 2 甲は、前項による乙等の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うこととする。

(賠償)

- 第 10 条 甲は、甲の責に帰す事由により業務に従事する組合員等に損害を与えた場合は、組合員等に対して、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙等は、業務の実施中に乙等の責に帰す事由により他人に損害を与えた場合、速やかに甲に報告し、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

- 第 11 条 甲は、組合員等が業務の実施中に死亡し、負傷し、若しくは障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月東京都北区条例第 15 号）の規定を準用し、その損害を補償するものとする。
- 2 乙等が業務の実施中に被った損害は、ボランティア保険により補償するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

- 第 12 条 甲は、乙等に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。
- 2 乙等は、毎年 4 月に組合員名簿（住所及び氏名が記載されたもの）を、甲に提出する

ものとする。

（協定期間）

第 13 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙等から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものと見なし、以後も同様とする。

（協 議）

第 14 条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として協定書4通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年10月17日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花 川 與 惣 太

乙 所在地 東京都北区赤羽西一丁目24番1号
東京都理容生活衛生同業組合
代表者 赤羽支部長

丙 所在地 東京都北区堀船一丁目12番15号
東京都理容生活衛生同業組合
代表者 王子支部長

丁 所在地 東京都北区西ヶ原一丁目20番18号
東京都理容生活衛生同業組合
代表者 滝野川支部長

北区土木緊急工作隊の態勢

北区土木緊急工作隊編成表					
平日（昼間）の連絡先及び出動人員				緊急（休日・夜間）連絡先	
会社名	電話	出動人員（人）	出動車両(台)	担当者	
第一作業隊					
康和建設(株)	03(3918)0168	11	2	船田 靖幸	富田 隆之
星野建設(株)	03(3821)9711	9	3	阿久津恒己	新田 朝生
松村土建工業(株)	03(3910)9323	10	2	松村 謙二	山口 康浩
大鉄工業(株)	03(3910)1589	13	2	牧野 元史	佐藤 浩
西徳建設(株)	03(3919)9751	22	2	相内 俊人	川原 徹
第二作業隊					
越路建設(株)	03(3913)4261	5	2	矢野 誠吾	河岡 俊嗣
三和建設(株)	03(3912)3001	12	1	星山 光夫	宮原 徹治
有幸建設(株)	03(3913)8871	7	1	国枝 俊哉	城所 義人
株金子建設工業	03(3902)7187	6	1	中野 浩義	工藤 史好
池野通建(株)	03(5993)7239	7	2	早川 薫	村木 信哉
第三作業隊					
興新建設(株)	03(3903)4021	6	2	稲葉 一也	菊池 正
株佐藤開発	03(3902)4142	8	3	佐藤 勝幸	堀田 二郎
浮間建設(株)	03(3927)6661	10	3	高田 敏光	加藤 英雄
三立建設(株)	03(3960)7270	7	2	浅子 則夫	内山 隆
奥泉建設(株)	03(3909)6611	5	1	坂上 慎一	坂上 忠司
15社		138	29		

本部	
隊長	三和建設(株) 矢部 正二

副隊長	池野通建(株) 青木 友徳

第一作業隊長（滝野川地区）
康和建設(株) 船田靖幸
第二作業隊長（王子地区）
越路建設(株) 矢部誠吾
第三作業隊長（赤羽地区）
興新建設(株) 岩上英人

（注１）緊急（休日・夜間）連絡先の電話番号については、公園河川係が管理する。

（注２）水防本部長の指揮により、水防活動を実施する。

（注３）出動車両についてはダンプ（２ｔ）のみ掲載。

北区造園協力会の態勢

北区造園協力会編成表					
平日（昼間）の連絡先及び出動人員				緊急（休日・夜間）連絡先	
会社名	電話	出動人員 （人）	出動車両 （台）	担当者	
安行造園(株)	03(3940)9366	5	1	小鍋 定夫	千葉 秀明
岩田造園土木(株)	03(3802)3811	9	2	高久 候親	仲島 伸雄
(株)松栄造園土木	03(3912)3361	11	3	大須賀 悟	烏山 隆
滝野川種苗(株)	03(3916)1565	8	1	原田 秀幸	海老原章彦
日産緑化(株)	03(5814)0291	20	3	真木 要	小川 貴史
日本製紙総合開発 (株)	03(3914)4841	15	2	時松 幹男	大保 和彦
(株)日比谷アメニス	03(3598)6545	7	1	柳沢 実	小林 憲明
(有)嘉壽野園	03(3916)7869	4	1	梶野 晴司	中越 崇
8 社		79	14		

本部	
隊長	日本製紙総合開発株 藤 棚 幹 明
副隊長	(株)日比谷アメニス 柳 沢 実

作業地区	地区名	指定業者名
第1地区	浮間・他	安行造園(株)
第2地区	赤羽・志茂・荒川河川敷・他	日産緑化(株)
第3地区	赤羽西・西が丘・桐ヶ丘・他	日本製紙総合開発(株)
第4地区	東十条・王子・豊島・他	(株)松栄造園土木
第5地区	十条仲原・上十条・岸町・他	(株)日比谷アメニス
第6地区	堀船・昭和町・田端新町・他	岩田造園土木(株)
第7地区	西ヶ原・田端・中里・他	瀧野川種苗(株)
第8地区	王子本町・滝野川・他	(有)嘉壽野園

（注1）緊急（休日・夜間）連絡先の電話番号については、公園河川係が管理する。

（注2）水防本部長の指揮により、街路の危険木、交通傷害木の除去及び公園などの危険木の処理にあたる。

（注3）出動車両についてはダンプ（2t）のみを掲載した。

北区街灯保安会の態勢

北区街灯保安会					
平日（昼間）の連絡先及び出動人員				緊急（休日・夜間）連絡先	
会社名	電話	出動人員 （人）	出動車両 （台）	担当者	
電精工業(株)	03(3901)9386	3	1	遠藤 和夫 我妻 稔	吉田 伸之
井上電工(株)	03(3900)5832	3	1	井上 修一 砂川 正吉	会沢 市郎
東栄電設工業(株)	03(3910)3321	3	1	合津 武文 嶋田 直幸	高橋 光博
3社		9	3		

本部
隊長 電精工業(株) 遠藤 和夫 副隊長 井上電工(株) 井上 修一

作業地区	地区名	指定業者名
A地区	環7以北	電精工業(株)
B地区	環7～環5-1・飛鳥山・上中里2丁目・昭和町1丁目	井上電工(株)
C地区	上記以南	東栄電設工業(株)

（注1）緊急（休日・夜間）連絡先の電話番号については、公園河川係が管理する。

（注2）水防本部長の指揮により、街路灯、公園灯等の巡回、写真撮影及び修理にあたる。

東京都北区危機管理参集メール配信要綱

18北総危第168号
平成19年2月16日 区長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱（平成19年1月11日区長決裁18北総危第148号）第6条の規定に基づき、東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システムの職員参集メール配信システムを利用して行う危機管理参集メール（以下「危機管理参集メール」）の配信について、必要な事項を定めることを目的とする。

(配信対象者)

第 2 条 危機管理参集メールは、第5条の規定により利用登録を申請した区職員（以下「登録者」という。）に配信する。

(メールの作成及び配信)

第 3 条 危機管理参集メールの作成及び配信は、危機管理室長、危機管理課長及び危機管理主査が行うものとする。

(登録者の情報の入力・削除)

第 4 条 登録者の情報の入力及び削除は、危機管理主査及び危機管理課職員が行うものとする。

(利用登録の申請)

第 5 条 危機管理参集メールの配信を受けようとする区職員は、利用登録申請書（別記第1号様式）を危機管理課長に提出するものとする。

(利用登録の変更)

第 6 条 登録者は、前条の規定により利用登録時に申請した情報（以下「登録情報」という。）に変更が生じた場合は、速やかに登録情報変更申請書（別記第2号様式）を危機管理課長に提出するものとする。

2 危機管理課長は、登録者から登録情報変更申請書の提出があったときは、速やかに登録情報の変更を行わなければならない。

(利用登録の取消)

第 7 条 危機管理課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したとき、その登録を取り消すものとする。

(1) 区職員でなくなったとき。

(2) 危機管理参集メールを通じて得た情報を用いて、区又は他の登録者に不利益を及ぼしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、危機管理室長が取り消す必要があると認めたとき。

(参集及び参集状況の確認)

第 8 条 登録者は、危機管理参集メールの配信を受けたときは、やむを得ない場合を除き、その指示に従って、参集の可否、連絡事項等（以下「参集情報」という。）について送信するものとする。

2 危機管理課長は、登録者から送信された参集情報を収集し、管理するものとする。

(不具合の対応)

第 9 条 登録者への危機管理参集メールの配信に不具合が生じたときは、危機管理課長は速やかに原因を究明し、その解消に努めなければならない。

(委 任)

第 10 条 この要綱に定めのない事項は、危機管理室長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱

18北総危第148号

平成19年1月11日 区長決裁

（目 的）

第 1 条 この要綱は、区内の安全及び安心のため、区民及び職員に多様な情報を提供する総合的なメール配信システムである東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム（以下「情報配信システム」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 情報配信システムは、次に定めるシステムにより構成する。

（1）職員参集メール配信システム

震災、水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）及び危機管理時等における職員への参集の呼びかけ、参集状況の把握等を迅速に行うためにメールを配信するシステム

（2）区民メール配信システム

区民に対し、災害及び危機管理に関する緊急情報、区及び区以外のものが区内で実施する事業及び施策等についてメールを配信するシステム

（3）学校連絡メール配信システム

幼稚園の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒の保護者に対して、幼稚園及び小中学校で実施する行事案内等についてメールを配信するシステム

（管理及び運営体制）

第 3 条 情報配信システムの管理及び運営の総括は、危機管理室危機管理課が行う。

2 職員参集メール配信システムの管理は危機管理室危機管理課が行い、次の各号に掲げるシステムの運営は、当該各号に定める課が行う。

（1）東京都北区災害対策本部に関するメール配信（防災参集メール） 危機管理室防災課

（2）水防本部に関するメール配信（水防参集メール） まちづくり部道路公園課

（3）前2号に掲げるメール配信を除く東京都北区国民保護対策本部、東京都北区緊急対処事態対策本部、東京都北区危機管理対策本部等に関するメール配信（危機管理参集メール） 危機管理室危機管理課

3 区民メール配信システムの管理及び運営は、政策経営部広報課が行う。

4 学校連絡メール配信システムの管理及び運営は、教育委員会事務局庶務課が行う。

（個人情報保護）

第 4 条 情報配信システムで使用する個人情報は、東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月東京都北区条例第30号。）に基づき、適正な管理を行うものとする。

(情報配信システムの変更)

第 5 条 第3条で定めた課は、情報配信システムに重要な変更等を行う場合には、あらかじめ危機管理室危機管理課と協議するものとする。

(その他)

第 6 条 各メール配信システムの運営に関し必要な事項は、別途要綱で定めるものとする。

(付 則)

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

(付 則) (平成19年 月 日助役専決18北総危第228号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

災害時における物資の供給に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における生活物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して速やかに、かつ、円滑に物資を供給し、東京都北区民の生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第 3 条 甲は、乙に対して前条の規定による要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第 4 条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）衣料品
- （3）寝具類
- （4）食器類
- （5）日用品
- （6）その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

（物資の運搬及び引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じ指定するものとする。

2 引渡し場所までの物資の運搬（以下「運搬」という。）は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

3 乙は、甲乙間で事前に確認した身分証（以下「身分証」という。）を提示する甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受け渡しの完了とする。

4 前3項の規定にかかわらず、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、乙は身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に、乙が指定する引渡し場所で物資を引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受け渡しの完了とする。

（物資等の価格）

第 6 条 前条第3項及び第4項の規定による受け渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受け渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。

2 物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格をいう。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（乙の営業について）

第 7 条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続する又は再開するときは、乙は、甲のできる限りの協力（営業再開の許可等）を受けることができる。

（有効期間）

第 8 条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成20年1月25日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれかからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 9 条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成20年1月25日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花川 與惣太

乙 所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社ダイエー
代表者 代表取締役 西見 徹

非常通信の運用に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と東京消防庁滝野川消防署（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより、非常通信を行うことができる。

2 前項の規定により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項の規定により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙は、乙の有する通信設備において、甲を受取人とする非常通信伝文を受信した場合は、直ちにその旨を甲に連絡する。ただし、緊急の場合であって甲が認めるときは、乙が甲に届けることができる。

4 甲は、前項の規定により、非常通信文を受信した旨の連絡を受けた場合は、乙が通信設備を有するところに出向き、自ら当該非常通信文を受領の上持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付部署をあらかじめ確認しておくものとする。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係わる費用は無償とする。

（情報の共有）

第 8 条 甲が送受信する情報のうち災害に関する情報については乙へ提供し、情報を相互に共有するものとする。

（訓練）

第 9 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 10 条 この協定書の各条項について、疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期限）

第 11 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年 月 日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 花川 與惣太

乙 東京都北区西ヶ原二丁目1番1号
東京消防庁滝野川消防署
代表者 滝野川消防署長 日下部 和雄

北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社王子支店及び赤羽支店（以下総称して「乙」という。）は、東京都北区内（以下「北区内」という。）において大規模な地震等の災害が発生した場合において、相互間の協力により必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 この協定に基づき、甲又は乙が相手方に要請できる内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

オ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（2）甲又は乙が収集した被災区民の避難先及び被災状況の情報相互提供

（3）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の破損状況の甲への情報提供

（4）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（5）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（経費の負担）

第 3 条 前条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請したものが、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（業務の優先）

第 4 条 乙は、業務の遂行に支障の無い範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

2 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

（場所及び資材の提供）

第 5 条 乙は、北区内において災害が発生した場合は、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資機材等の提供を要請することができる。

（連絡責任者）

第 6 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北区防災課長、乙においては郵便事業株式会社 王子支店 総務課長とする。

（協 議）

第 7 条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、甲乙両者協議の上決定する。

（協定期間）

第 8 条 本協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書 3 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成20年 4 月 日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花 川 與惣太

乙 所在地 東京都北区王子六丁目 2 番28号
郵便事業株式会社
代表者 王子支店長 田 中 秀 元

所在地 東京都北区赤羽南一丁目12番10号
郵便事業株式会社
代表者 赤羽支店長 木 下 俊 彦

震災対策編

1. 地域危険度 条例および公表の経緯

東京都震災対策条例第12条（地域危険度の測定）

- (1) 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。
- (2) （省略）
- (3) 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

東京都震災対策条例施行規則第5条（地域危険度の測定）

知事は、条例第12条第1項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね5年ごとに実施しなければならない。

（公表の経緯）

第1回調査結果	昭和50年に区部、昭和55年に多摩地域を公表
第2回調査結果	昭和59年に区部、昭和62年に多摩地域を公表
第3回調査結果	平成5年1月に区部と多摩地域を同時に公表
第4回調査結果	平成10年3月に区部と多摩地域を同時に公表
第5回調査結果	平成14年12月に区部と多摩地域を同時に公表
第6回調査結果	平成20年2月に区部と多摩地域を同時に公表

2. 北区における地域危険度の分布



【建物倒壊危険度】



【火災危険度】



【総合危険度】

凡例

○ 区市町村界

○ 町丁目界

危険度ランク

● 5

● 4

● 3

● 2

● 1

(出典：東京都都市整備局、「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第6回)」、平成20年2月 より一部抜粋)

3. 地域危険度 町丁目別危険度一覧表

(王子地区)

町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
王子1丁目	1	1	1
王子2丁目	3	2	3
王子3丁目	3	3	3
王子4丁目	4	3	3
王子5丁目	2	2	2
王子6丁目	1	1	1
豊島1丁目	4	2	3
豊島2丁目	3	2	3
豊島3丁目	4	3	4
豊島4丁目	3	3	3
豊島5丁目	1	1	1
豊島6丁目	4	3	4
豊島7丁目	3	3	4
豊島8丁目	3	3	3
堀船1丁目	3	4	4
堀船2丁目	2	2	2
堀船3丁目	4	3	4
堀船4丁目	3	2	2
東十条1丁目	3	2	3
東十条2丁目	3	3	3
東十条3丁目	2	2	2
東十条4丁目	3	3	3
東十条5丁目	3	4	4
東十条6丁目	3	2	2
王子本町1丁目	2	2	2
王子本町2丁目	2	4	3
王子本町3丁目	1	2	1
岸町1丁目	3	2	3
岸町2丁目	4	4	4
中十条1丁目	4	4	4
中十条2丁目	3	5	4
中十条3丁目	3	4	3
中十条4丁目	2	2	2
十条台1丁目	1	1	1
十条台2丁目	1	1	1
十条仲原1丁目	4	5	5
十条仲原2丁目	3	4	4
十条仲原3丁目	3	5	4
十条仲原4丁目	2	4	3
上十条1丁目	3	4	3
上十条2丁目	3	4	4
上十条3丁目	3	4	3
上十条4丁目	3	4	4
上十条5丁目	3	5	4
町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度

(赤羽地区)

町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
神谷 1 丁目	3	3	4
神谷 2 丁目	3	3	3
神谷 3 丁目	3	3	3
赤羽 1 丁目	3	2	2
赤羽 2 丁目	3	2	3
赤羽 3 丁目	2	2	3
西が丘 1 丁目	2	2	3
西が丘 2 丁目	2	3	3
西が丘 3 丁目	1	1	1
赤羽西 1 丁目	3	3	3
赤羽西 2 丁目	3	4	3
赤羽西 3 丁目	3	4	3
赤羽西 4 丁目	4	5	5
赤羽西 5 丁目	1	1	1
赤羽西 6 丁目	2	3	3
志茂 1 丁目	3	4	4
志茂 2 丁目	4	5	5
志茂 3 丁目	3	4	4
志茂 4 丁目	4	4	5
志茂 5 丁目	4	4	4
岩淵町	3	4	4
赤羽台 1 丁目	1	1	1
赤羽台 2 丁目	1	1	1
赤羽台 3 丁目	2	4	3
赤羽台 4 丁目	1	2	1
赤羽南 1 丁目	3	2	3
赤羽南 2 丁目	2	1	1
赤羽北 1 丁目	3	1	2
赤羽北 2 丁目	2	1	2
赤羽北 3 丁目	1	2	1
浮間 1 丁目	2	2	2
浮間 2 丁目	2	1	2
浮間 3 丁目	2	1	2
浮間 4 丁目	2	1	1
浮間 5 丁目	1	1	1
桐ヶ丘 1 丁目	1	1	1
桐ヶ丘 2 丁目	1	1	1
町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度

(滝野川地区)

町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
滝野川 1 丁目	3	3	3
滝野川 2 丁目	2	3	3
滝野川 3 丁目	2	3	3
滝野川 4 丁目	3	3	3
滝野川 5 丁目	2	4	3
滝野川 6 丁目	3	5	4
滝野川 7 丁目	2	2	2
西ヶ原 1 丁目	2	3	3
西ヶ原 2 丁目	2	2	2
西ヶ原 3 丁目	3	4	3
西ヶ原 4 丁目	3	4	3
栄町	3	3	3
上中里 1 丁目	3	4	3
上中里 2 丁目	2	2	2
上中里 3 丁目	5	3	4
中里 1 丁目	3	2	3
中里 2 丁目	3	2	3
中里 3 丁目	2	3	3
昭和町 1 丁目	3	2	2
昭和町 2 丁目	3	1	2
昭和町 3 丁目	3	1	2
田端新町 1 丁目	3	2	2
田端新町 2 丁目	3	2	2
田端新町 3 丁目	3	2	2
東田端 1 丁目	2	1	1
東田端 2 丁目	1	1	1
田端 1 丁目	3	3	4
田端 2 丁目	4	3	4
田端 3 丁目	4	3	4
田端 4 丁目	2	2	3
田端 5 丁目	2	3	3
田端 6 丁目	2	2	2
町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度

4. 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線
 取扱い事業者の現況

平成20年 4 月現在

分類	研究	医療	民間	その他	合 計
事業所数	1	1	6	2	10

5. 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況

平成20年 4 月現在

高圧ガス保安法												液化石油ガス の保安等に對 する法律 (販売所)
第 1 種製造所			第 2 種製造所			販 売 所			貯蔵所	特定 消費者	計	
一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍				
4	9	7	8	1	136	34	12	169	11	0	391	21

6. 毒物・劇物取扱い事業者

平成20年 4 月現在

業種	製造業	輸入業	販売業			業務上取扱者			合 計
			一般	農業用	特定	電気メッキ	金属熱処理	運送	
件数	9	5	186	5	15	19	1	2	242

7. 小型消防ポンプ(D1級・C級)配備状況

平成20年 4 月現在

	D 1 級	C 級
王 子地区	70	8
赤 羽地区	77	11
滝野川地区	57	3
合計	204台	22台

8. 耐震性地下貯水槽埋設状況

平成20年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	岸町2丁目児童遊園 中十条公園 岸町1丁目町会事務所横 都営王子本町アパート	岸町2-5-16 中十条2-12-12 岸町1-14-10 王子本町3-1	昭和60年度 昭和61年度 昭和62年度 平成8年度
王子地域振興室	王子3丁目公園 十条開発(株)敷地内 豊島公園 王子5丁目公園 王子6丁目公園	王子3-23-33 王子1-4 王子6-3-45 王子5-17-26 王子6-2-60	昭和58年度 昭和58年度 昭和59年度 昭和62年度 昭和63年度
豊島地域振興室	豊島7丁目児童遊園 豊島8丁目児童遊園	豊島7-37-1 豊島8-33-11	昭和57年度 昭和57年度
十条地域振興室	十条仲原1丁目児童遊園 上十条3丁目まちかど広場	十 条 仲 原 1-21-10 上十条3-8	昭和60年度 平成10年度
神谷地域振興室	神谷公園 神谷3丁目児童遊園 都営神谷2丁目アパート 神谷1丁目児童遊園	神谷2-33-6 神谷3-16-18 神谷2-49 神谷1-5-11	昭和60年度 昭和61年度 昭和61年度 平成13年度
赤羽西地域振興室	鶴ヶ丘町会事務所 西が丘児童遊園 赤羽西6丁目児童遊園 稲付公園	赤羽西4-31-12 西が丘2-22-11 赤羽西6-3-10 赤羽西3-19-5	昭和57年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和61年度
志茂地域振興室	志茂5丁目児童遊園 志茂4丁目児童遊園	志茂5-39-3 志茂4-46-4	昭和58年度 平成8年度
赤羽地域振興室	八雲神社境内 岩淵かっぱひろば	岩淵町22 岩淵町28-11	昭和57年度 平成10年度
赤羽北地域振興室	赤羽北2丁目児童遊園 都営赤羽北2丁目第2アパート袋町公園	赤羽北2-34-6 赤羽北2-36-3 赤羽北3-11-10	昭和57年度 昭和62年度 昭和63年度
滝野川西地域振興室	滝野川3丁目児童遊園 音無こぶし緑地 北谷端公園	滝野川3-80-3 滝野川4-29先 滝野川7-14-1	昭和57年度 昭和58年度 昭和60年度
滝野川東地域振興室	西ヶ原2丁目児童遊園 大原児童遊園 西ヶ原公園	西ヶ原2-19-11 滝野川1-78-8 西ヶ原4-18-1	昭和58年度 昭和58年度 昭和60年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
西ヶ原東 地域振興室	東中里公園 中里町自治会館前 西中里公園 中里3丁目児童遊園	中里1-12-2 中里3-4-12 中里2-15-1 中里3-22-9	昭和60年度 昭和60年度 昭和62年度 平成8年度
昭和町地域振興室	上中里2丁目跨線橋下 栄町南児童遊園	上中里2-32 栄町7-12	昭和57年度 昭和57年度
浮間地域振興室	浮間中央児童遊園 都営浮間1丁目アパート 浮間3丁目公園 区営浮間3丁目第4アパート 都営浮間1丁目第2アパート 都営浮間2丁目アパート1号棟 都営浮間2丁目アパート3号棟 都営浮間3丁目第2アパート	浮間3-34-21 浮間1-1 浮間3-4-47 浮間3-24 浮間1-10 浮間2-26-1 浮間2-26-3 浮間3-1	昭和58年度 昭和60年度 昭和61年度 昭和61年度 昭和61年度 昭和62年度 昭和62年度 平成8年度
桐ヶ丘地域振興室	赤羽北3丁目児童遊園 都営桐ヶ丘アパートE-29横 〃 N-46横 〃 W-16横 〃 桐ヶ丘赤羽台アパート 赤羽台公園 公団赤羽台団地 都営赤羽西5丁目アパート	赤羽北3-18-8 桐ヶ丘1-2 桐ヶ丘2-3 桐ヶ丘1-21 赤羽台4-16 赤羽台3-16-1 赤羽台1-5 赤羽西5-7	昭和59年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和61年度 昭和61年度 昭和63年度
田端地域振興室	田端西台自治会所有地	田端4-20	昭和59年度
東十条地域振興室	旧東十条地域振興室前 東十条5丁目新幹線高架下	東十条3-14 東十条5-11	昭和61年度 昭和63年度
堀船地域振興室	堀船第2公園 堀船1丁目公園 堀船2丁目児童遊園 都営堀船3丁目第2アパート 堀船3丁目町会事務所前 船方児童遊園	堀船2-27-17 堀船1-15-9 堀船2-25-13 堀船3-1 堀船3-40-15 堀船4-13-28	昭和57年度 昭和58年度 昭和59年度 昭和59年度 昭和60年度 昭和63年度
東田端地域振興室	田端新町1丁目児童遊園 田端新町公園	田端新町 1-17-8 田端新町 1-22-18	昭和58年度 昭和62年度

9. 地域防災無線設備の状況

平成20年4月現在

	固定局			移動局等					
	屋外	戸別	計	小中学校	警察署	消防署	医療機関	その他	計
同報系 (60MHz)	107	518	625	—	—	—	—	—	—
移動系 (400MHz)	—	—	—	0	3	3	2	76	84
地域防災無線 (800MHz)	—	—	—	64	3	3	2	166	238

10. 消防水利の現況(北区内)

平成20年4月現在

区分	個数	区分	個数
公設消火栓	2,986	防火水槽 (100 t 以上)	105
工業用消火栓	124	受水槽	145
私設消火栓	52	貯水池・河川	49
防火水槽 (40 t 未満)	24	プール	87
防火水槽 (40 t 以上)	556		

※なお、下水処理水も消防水利として活用されている。

11. 災害備蓄倉庫の位置及び名称

名称	場所	構造	広さ
桐ヶ丘災害備蓄倉庫	赤羽台3-21	鉄筋コンクリート平屋	144m ²
豊島5丁目災害備蓄倉庫	豊島5-5	鉄筋コンクリート平屋	144m ²
西が丘災害備蓄倉庫	西が丘2-4	鉄筋コンクリート平屋	120m ²
王子5丁目災害備蓄倉庫	王子5-2-5	(公団5号棟1階ビロイ)	129m ²
滝野川3丁目災害備蓄倉庫	滝野川3-80-1	鉄筋コンクリート2階建1階部分	135m ²
防災センター災害備蓄倉庫	西ヶ原2-1-6	鉄筋コンクリート3階建3階部分	388m ²
岩淵災害備蓄倉庫	岩淵町41	鉄筋コンクリート2階建	122m ²
北とぴあ災害備蓄倉庫	王子1-11-1	(北とぴあ地下2階部分)	122m ²
東田端災害備蓄倉庫	東田端1-16-16	鉄筋鉄骨コンクリート中2階建	180m ²
浮間災害備蓄倉庫	浮間1-15-1	都営住宅1階	152m ²
北運動場災害備蓄倉庫	神谷2-47-6	(北運動場観覧席下)	104m ²

12. 備蓄物資一覧

平成20年4月現在

品目		備蓄倉庫	学校備蓄室資機材倉庫	要援護者避難所	予備避難所	合計	単位都・区計
食料	乾パン	0	0	0	0	0	食
	クラッカー（区）	113,240	34,560	0	0	147,800	食
	クラッカー（都）	14,500	0	0	0	14,000	161,800
	アルファ米（区）	66,000	256,000	0	0	322,000	食
	アルファ米（都）	37,000	0	0	0	37,000	359,000
	おかゆ缶（区）	0	92,160	7,440	0	99,600	食
	おかゆ缶（都）	10,000	0	0	0	10,000	109,600
	ミネラルウォーター	12,000	57,600	0	0	69,600	本
	梅干し	2,550	0	0	0	2,550	kg
	塩	1,750	0	0	0	1,750	kg
生活必需品	ほ乳ビン	1,210	640	0	0	1,850	本
	毛布（区）	31,000	19,200	0	0	50,200	枚
	毛布（都）	9,700	0	0	0	9,700	59,900
	ビニールゴザ（区）	12,500	0	0	0	12,500	枚
	ビニールゴザ（都）	4,480	0	0	0	4,480	16,980
	カーペット（区）	14,090	0	0	0	14,090	枚
	カーペット（都）	600	0	0	0	600	14,690
	ローソク・マッチ	34,000	0	0	0	34,000	個
	肌着（区）	0	64,000	0	0	64,000	枚
	肌着（都）	7,000	0	0	0	7,000	71,000
	手拭い	31,950	0	0	0	31,950	枚
	紙おむつ（成人用）	10,080	23,040	0	0	33,120	組
	紙おむつ（乳児用）	12,048	26,880	0	0	38,928	組
	ビニールシート	2,180	1,280	0	0	3,460	枚
	トイレットペーパー	6,200	30,720	0	0	36,920	巻
	炊飯袋	50,000	0	0	0	50,000	袋
	生理用品	9,504	15,360	0	0	24,864	枚
	石鹸	10,000	0	0	0	10,000	個
	ポリ袋	28,000	0	0	0	28,000	枚
	食器セット	0	64,000	0	0	64,000	組
	カセットコンロ	0	128	78	6	212	台
	カセットボンベ	0	384	180	9	573	本
医療具	車椅子	0	64	35	3	102	台
	担架	110	64	33	0	207	台
	三角巾	2,900	0	0	0	2,900	枚
	サラシ布	2,700	0	0	0	2,700	反
	救急箱	85	128	26	0	239	箱

13.整備地域・重点整備

北 区

都 市 計 画 道 路 図

志茂地域

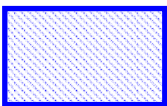
十条地区

荒川地域

西ヶ原・巣鴨地域

池袋西・池袋北・滝野川地域

凡 例

	東京都防災都市づくり推進計画 (整備地域)
	東京都防災都市づくり推進計画 (重点整備地域)

この図面の作成に当たっては、東京都国土開発政策課の提供した資料を参考に、
（尚書第305号）に示す「高度利用計画 中規模、第1期（第1期）版」を参考に、
作成したものと見做す。

14. 道路の現況

区 分		合 計 A	舗装道路			その他	舗装率 B/A (%)	道 路 構 成 比 (%)	道路率 (%)
			中高級	簡 易	合計 B				
国道	延長(m)	7,428	7,428	0	7,428	0	94.6	7.3	1.0
	面積(m ²)	204,718	156,493	37,173	193,666	11,052			
都道	延長(m)	25,687	25,687	0	25,687	0	91.4	17.9	2.4
	面積(m ²)	503,687	368,736	91,395	460,131	43,556			
区道	延長(m)	334,314	257,227	76,701	333,928	386	99.5	74.8	10.2
	面積(m ²)	2,104,903	1,639,298	455,216	2,094,514	10,389			
合計	延長(m)	367,429	290,342	76,701	367,043	386	97.7	100.0	13.6
	面積(m ²)	2,813,308	2,164,527	583,784	2,748,311	64,997			

※道路率は以下の式で求めた。

$$\text{道路率} = \frac{\text{道路面積}}{\text{区総面積}} \times 100 (\%)$$

延長・面積は橋梁延長・面積を含む。

簡易舗装には歩道部分を含む。数値は実延長・面積である。

区道数値は平成18年度東京都道路現況調査提出資料による。

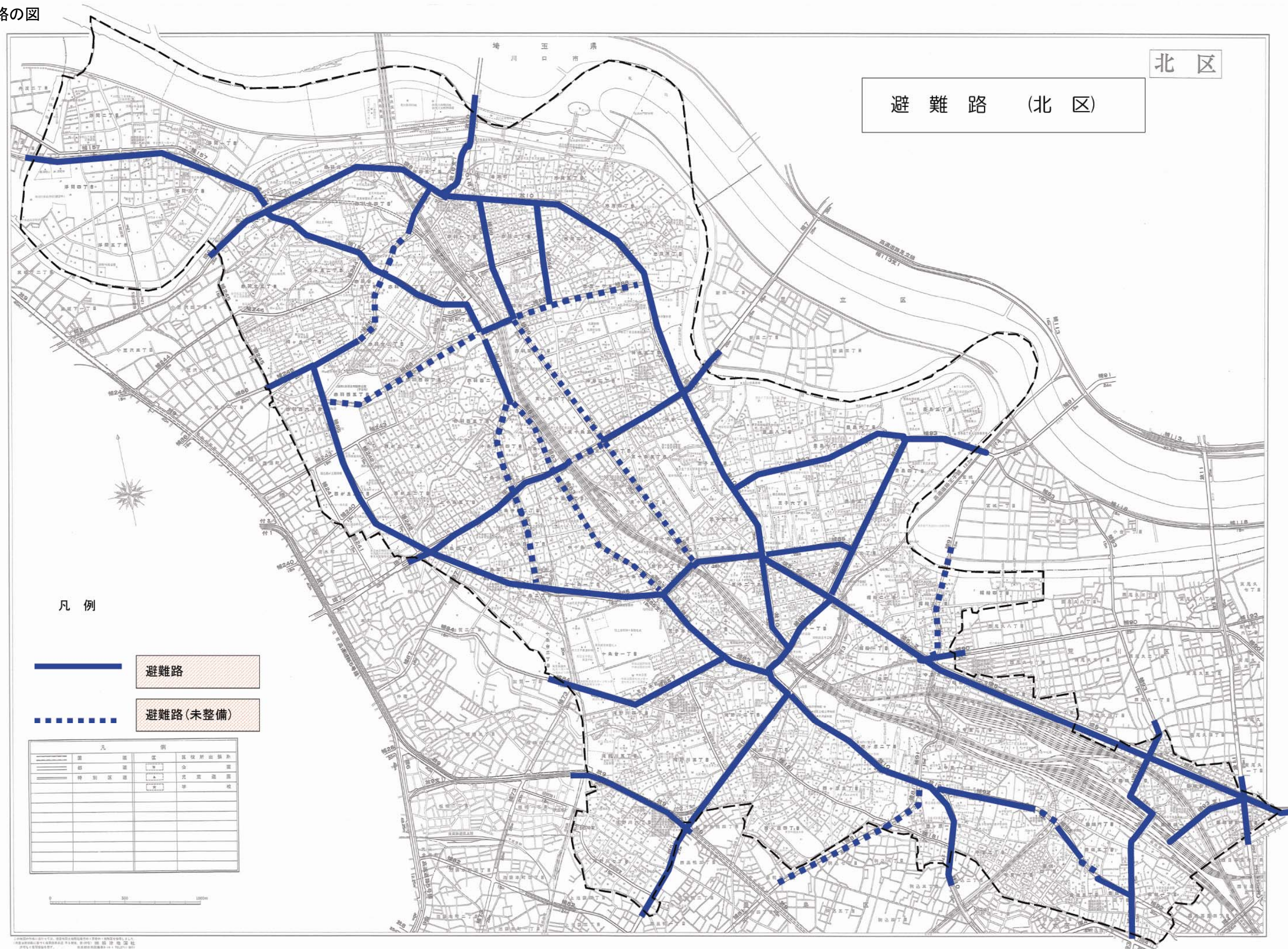
国道・都道数値は、平成17年度東京都道路現況調査書による。

15. 都市計画道路一覧

平成20年4月現在

番号	路線名	都市計画決定 年 月 日	計 画		完 成		事業中延長 (m)
			幅員(m)	延長(m)	延長(m)	率(%)	
1	放射 9号線	昭21. 3. 26	40	770	0	0. 0	770
2	放射 10号線	昭21. 3. 26	22. 2～35. 0	6, 850	4, 140	60. 4	430
3	放射 10号線支線1	昭41. 7. 30	25	390	390	100. 0	－
4	放射 11号線	昭21. 3. 26	25	300	300	100. 0	－
5	環状5-1号線	昭21. 3. 26	27～35	1, 120	990	88. 4	0
6	環状5-2号線	昭21. 3. 26	27～40	3, 450	500	14. 5	350
7	環状 7号線	昭21. 3. 26	25～33	2, 320	1, 820	78. 4	0
8	環状 8号線	昭21. 3. 26	25～30	1, 930	1, 930	100. 0	－
	幹線街路計			17, 130	10, 070	58. 8	1, 550
9	補助 73号線	昭21. 4. 25	15～30	3, 150	645	20. 5	640
10	補助 81号線	昭21. 4. 25	20	380	0	0. 0	0
11	補助 83号線	昭21. 4. 25	20～30	2, 600	935	36. 0	90
12	補助 84号線	昭21. 4. 25	20	1, 090	1, 090	100. 0	－
13	補助 85号線	昭21. 4. 25	18～30	6, 040	4, 115	68. 1	380
14	補助 85号線支線1	昭59. 7. 16	12	300	300	100. 0	－
15	補助 86号線	昭21. 4. 25	20～23	2, 320	305	13. 1	0
16	補助 87号線	昭39. 2. 7	18	74	0	0. 0	74
17	補助 88号線	昭21. 4. 25	20～30	1, 590	810	50. 9	780
18	補助 89号線	昭39. 2. 7	20～30	2, 860	800	28. 0	0
19	補助 90号線	昭21. 4. 25	30	160	0	0. 0	0
20	補助 91号線	昭21. 4. 25	15～27	1, 520	0	0. 0	0
21	補助 92号線	昭21. 4. 25	20～22	1, 830	870	47. 5	400
22	補助 93号線	昭21. 4. 25	15～28	3, 130	3, 065	97. 9	0
23	補助 93号線支線1	昭57. 3. 23	11	690	690	100. 0	－
24	補助157号線	昭37. 7. 26	16～27	3, 060	3, 060	100. 0	－
25	補助181号線	昭39. 2. 7	12	1, 530	1, 451	94. 8	79. 5
26	補助240号線	昭41. 7. 30	15	350	350	100. 0	－
27	補助241号線	昭41. 7. 30	15	400	400	100. 0	－
28	補助242号線	昭41. 7. 30	15	750	750	100. 0	－
29	補助243号線	昭41. 7. 30	15	910	465	51. 1	0
30	補助244号線	昭41. 7. 30	15	1, 020	785	77. 0	0
31	補助245号線	昭41. 7. 30	15～20	1, 300	0	0. 0	350
32	補助246号線	昭41. 7. 30	15	645	0	0. 0	645
	補助街路計			37, 699	20, 885. 5	55. 4	3, 438. 5
33	十条駅付近街路1号線	昭21. 12. 7	20	40	0	0. 0	0
34	板橋駅付近街路2号線	昭24. 5. 10	15	690	690	100. 0	－
	駅 街 路 計			730	690	94. 5	0
35	北区画街路1号線	昭56. 2. 10	12	920	920	100. 0	－
36	北区画街路2号線	昭56. 2. 10	15	680	680	100. 0	－
37	北区画街路3号線	昭62. 4. 16	15	420	190	45. 2	0
38	北区画街路4号線	昭62. 4. 16	12	160	160	100. 0	－
39	北区画街路5号線	平13. 1. 15	18～22	240	240	100. 0	－
40	北区画街路6号線	平14. 3. 15	12～25	460	460	100. 0	－
	区画街路計			2, 880	2, 650	92. 0	0
	道 路 計			58, 439	34, 295. 5	58. 7	4, 988. 5
41	都市高速王子線	昭61. 3. 17	9. 2×2～ 24. 6	3, 100	0	0. 0	3, 100
42	〃 付属街路1	昭61. 3. 17	7. 5	60	60	0. 0	0
43	〃 付属街路2	昭61. 3. 17	7. 5	210	210	0. 0	0
44	〃 付属街路3	昭61. 3. 17	10	500	0	0. 0	500
45	〃 王子第一ランプ	昭61. 3. 17	6～12	590	0	0. 0	590
46	〃 王子第二ランプ	昭61. 3. 17	6～12	1, 370	0	0. 0	1, 370
47	〃 板橋ランプ	昭61. 3. 17	6	70	0	0. 0	70
	都市高速道路計			5, 900	270	4. 6	5, 630

16. 避難路の図



17. 橋りょうの現況

平成20年4月現在

(区管理橋)

(単位：m)

番号	橋 名	所在地	建設年度 (改修年度)	道路名 河川名	構 造	橋 長	幅 員		備 考
							有 幅	効 員	
1	十 条 跨 線 橋	中十条2-10 東十条2-16	昭2.6	北 1010号 京浜東北線	鋼 橋	45.3	8.7	6.4	
2	童 橋	田端1-20 " 2-12	昭9.	北 624号 都道458号線	"	19.5	2.0	0	自転車・歩行者専用橋
3	田端ふれあい橋	田端1-21 東田端1-16	昭10 平4.3	北 2004号 京浜東北線	"	135.0	13.6	0	歩行者専用橋
4	中 里 跨 線 橋	中里3-1 " 1-33	昭29.12	北 62号 山手貨物線	"	18.0	5.0	5.0	
5	新 河 岸 橋	浮間4-24 板橋区東坂下2-7	昭36.4 (架替中)	北 1290号 新河岸川	"	91.0	11.5	8.0	(架替中)
6	新 堀 橋	堀船3-1 " 3-5	昭35.3	北 1067号 石神井川	R C 橋	23.1	3.6	3.6	
7	滝 野 川 橋	滝野川4-8 " 3-78	昭36.8	北 26号 石神井川	"	20.0	15.0	6.8	
8	新 田 橋	豊島7-33 足立区新田3-2	昭36.4	北 1269号 隅田川	"	114.0	9.0	6.0	
9	豊 石 橋	豊島2-12 堀船3-4	昭38.3	北 1034号 石神井川	"	27.4	6.0	6.0	
10	新 柳 橋	豊島2-11 堀船2-28	昭39.10	北 1263号 石神井川	"	21.5	5.0	5.0	
11	富 士 見 橋	田端6-9 " 5-16	昭42.2	北 63号 山手線	"	15.0	11.5	8.5	
12	観 音 橋	滝野川4-15 " 5-54	昭49.2	北 26号 石神井川	"	20.3	8.5	5.5	
13	鎗 溝 橋	王子1-4 堀船1-2	—	北 1032号 石神井川	"	20.1	3.6	3.6	首都高工事中仮橋
14	紅 葉 橋	滝野川2-60 " 4-1	昭53.8	北 68号 石神井川	鋼 橋	21.6	15.0	7.0	
15	岩 淵 橋	志茂5-45 岩淵町23	昭55.11	北 1963号 新河岸川	"	65.4	5.0	0	避難橋
16	車 坂 跨 線 橋	上中里2-23 " 1-27	昭58.5	北 66号 京浜東北線	"	63.7	8.75	6.5	
17	中 の 橋	赤羽北1-21	昭62.3	北 1287号 新河岸川	"	60.0	5.0	0	避難橋
18	森 の 下 橋	岸町1-1	昭63.4	北 1313号 石神井川	R C 橋	7.4	2.7～ 5.2	2.7～ 5.2	
19	十 条 台 橋	十条台1-1 " 2-1	平成元.3	北 1264号 埼京線	P C 橋	26.0	20.0	11.0	
20	新 河 岸 大 橋	浮間5-3 板橋区東坂下1-2	平成元.5	北 1292号 新河岸川	"	100.4	11.5	7.0	
21	東 台 橋	田端1-21 " 5-1	平4.3	北 4号 都道458号線	"	22.0	12.0	7.0	
22	新 豊 橋	豊島6-15 足立区新田3-34	平19.3	北 2025号 隅田川	鋼 橋	105.0	21.2	9.0	足立区管理

(都管理橋)

番号	橋 名	所在地		道路・河川名等
1	新荒川大橋	岩淵町41	川口市舟戸町	一般国道122号線 荒川・新河岸川
2	王子大橋	王子1-4		一般国道122号線 石神井川
3	北 町 橋	神谷3-43	神谷3-6	一般国道122号線
4	浮 間 橋	浮間1-1	赤羽北2-28	特例都道447号線 新河岸川
5	富士見橋	中十条3-32	十条仲原3-1	主要地方道318号線 J R
6	平 和 橋	中十条4-1	東十条4-15	主要地方道318号線 J R
7	新神谷橋	神谷3-2	足立区新田2-2	主要地方道318号線 隅田川
8	豊 島 橋	豊島5-5	足立区宮城2-4	主要地方道307号線 隅田川
9	溝 田 橋	王子1-30	堀船1-13	主要地方道306号線 石神井川
10	新田端大橋	田端6-1	東田端1-15	特例都道458号線 J R
11	東 橋	東十条5-1	東十条4-14	主要地方道318号線区道立体交差
12	松 栄 橋	東十条5-2	東十条4-13	主要地方道318号線区道立体交差
13	音 無 橋	王子本町1-1	滝野川2-4	特例都道455号線 石神井川
14	神谷陸橋	神谷3-47	神谷1-7	主要地方道318号線一般国道122号線
15	南 大 橋	王子3-1	岸町2-4	特例都道455号線 J R
16	姥ヶ橋陸橋	板橋区清水町	上十条4	主要地方道318号線特例都道455号線

(橋りょう集計)

(単位：橋)

区分	都管理橋	区管理橋	計
道路と交差する橋	5	2	7
鉄道と交差する橋	4	6	10
川と交差する橋	7	13	20
合計	16	21	37

18. 歩道橋の現況

平成20年4月現在

(区管理歩道橋)

(単位：m)

番号	橋 名	所在地	建設年次	道路名 河川名	幅員	橋長
1	桐ヶ丘北小学校前	赤羽北3-16、桐ヶ丘1-1	昭45.8	北1070号	1.5	37.6
2	北 中 学 校 前	桐ヶ丘2-6、桐ヶ丘1-6	昭46.3	北1070号	1.5	28.3
3	稲 田 小 学 校 前	赤羽南2-3、赤羽南2-23	昭46.3	北1272号	1.5	17.0
4	上 中 里	上中里2-23	昭47.3	北65号	1.5	18.6
5	新 柳 橋	堀船2-28、豊島2-12	昭47.3	北1186号 石神井川	1.5	26.9
6	新 堀 橋	堀船3-1、堀船3-4	昭47.9	北1067号	1.5	27.1
7	赤 羽 台 団 地	赤羽台1-6	平 4.3	北2006号	3.0	12.1

(区管理跨線人道橋)

(単位：m)

番号	橋 名	所在地	建設年次	鉄道線名	幅員	橋長
1	稲荷前跨線人道橋	岸町1-17、王子2-3	昭42.3	東北本線 京浜東北線	2.3	73.7
2	御 坊 坂 人 道 橋	西ヶ原2-7、栄町34	昭43.7 (昭58.)	東北本線 京浜東北線	2.25 1.5	154.7
3	車 坂 人 道 橋	上中里2-23、上中里1-4	昭59.6	京浜東北線	3.0 1.2	138.0
4	東十条北口人道橋	東十条4-1、中十条3-16	昭6, (46.12)	東北本線 京浜東北線	4.7 5.03	141.5
5	地 蔵 坂 人 道 橋	中十条2-10、東十条2-16	昭60.3	東北本線 京浜東北線	2.25 4.0	62.9
6	上中里さわやか橋	上中里3-1、上中里2-35	平10.8	東北本線	2.53	33.9

(区管理地下道)

(単位：m)

番号	地下道	所在地	建設年次	鉄道線名	幅員	橋長
1	稲 荷 前 地 下 道	岸町1-10、王子2-1	不明	東北本線 京浜東北線	2.7	75.0
2	広 町 地 下 道	栄町8、栄町21	昭58.12	東北本線	2.5	53.0
3	井 頭 地 下 道	岸町2-7、東十条1-17	昭61.3	東北本線 京浜東北線	2.5	55.1
4	清 水 坂 地 下 道	中十条4-15、東十条5-11	平 7.3 (平11.3)	東北本線 京浜東北線	2.5 ～ 5.01	174.72

(公園橋等)

(単位：m)

番号	橋名	所在地	建設年次	道路名・河川名	幅員	橋長
1	赤羽緑道パークブリッジ	赤羽台3-21先	平6.4	北1922号	3.0	18.0
2	谷津橋	滝野川4-33先	昭61.3	石神井川	2.5	30.0
3	松橋	王子本町1-5先	昭46	石神井川	5.8	21.6

(都管理歩道橋)

番号	橋名	所在地	道路名
1	岩淵	岩淵町37-38	一般国道122号線
2	本宿	岩淵3, 赤羽2-64	〃
3	宮堀第二号	神谷3-1, 神谷3-44	〃
4	宮堀第一号	神谷1-5, 神谷1-10	〃
5	王子五丁目	王子5-4, 王子5-20	〃
6	王子四丁目	王子4-24, 王子4-26	〃
7	尾長橋	王子2-18, 王子3-12	〃
8	王子駅前	王子1-4, 王子1-10	〃
9	飛鳥山公園	滝野川1-59, 滝野川2-1	〃
10	西ヶ原	西ヶ原2-3, 西ヶ原3-2	特例都道455号線
11	滝野川会館前	西ヶ原1-23, 西ヶ原1-27	〃
12	溝田	豊島2-1, 豊島1-6	主要地方道306号線
13	堀船	堀船1-28, 堀船2-10	〃
14	田端新町三丁目	田端新町3-12, 田端新町3-35	〃
15	田端新町二丁目	田端新町2-17, 田端新町2-23	〃
16	田端新町一丁目	田端新町1-28, 田端新町1-29	〃
17	北ノ台小学校前	上十条4+11, 上十条5-14	主要地方道318号線
18	上十条第二	上十条4-5, 上十条5-8	〃
19	十条	上十条5-2, 十条仲原2-15	〃
20	馬坂	中十条3-34, 中十条4-1	〃
21	平和橋東	東十条4-13, 東十条5-4	〃
22	神谷	神谷1-33, 神谷2-2	〃
23	中十条二丁目	中十条2-14, 中十条2-12	特例都道460号線
24	中十条一丁目	中十条1-5, 中十条1-7	特例都道455号線
25	王子本町横断	王子本町1-28, 王子本町2-23	〃
26	北区役所前	王子本町1-16, 王子本町1-17	〃
27	桐ヶ丘赤羽台	桐ヶ丘1-1, 赤羽台2-2	特例都道445号線
28	島下公園前	赤羽西6-10	特例都道455号線
29	稲赤	西が丘3-14, 西が丘3-15	〃
30	西が丘三丁目	西が丘3-4, 清水町5	〃
31	姥ヶ橋	西が丘3-1, 西が丘2-8	〃
32	上十条横断	上十条2-19, 上十条3-29	〃
33	豊島二丁目	豊島2-8, 豊島2-9	主要地方道307号線
34	馬場	滝野川65, 滝野川2-6	一般国道122号線

(国管理歩道橋)

番号	橋名	所在地	道路名
1	滝野川6丁目	滝野川5-41 滝野川6-7	国道17号線

(J R 管理跨線人道橋)

番号	橋名	所在地	鉄道線名
1	飛鳥山下	王子1-1	東北本線

(J R 管理地下道)

番号	地下道	所在地	鉄道線名
1	尾久駅構内架道橋	昭和町1-7 上中里2-5	東北本線

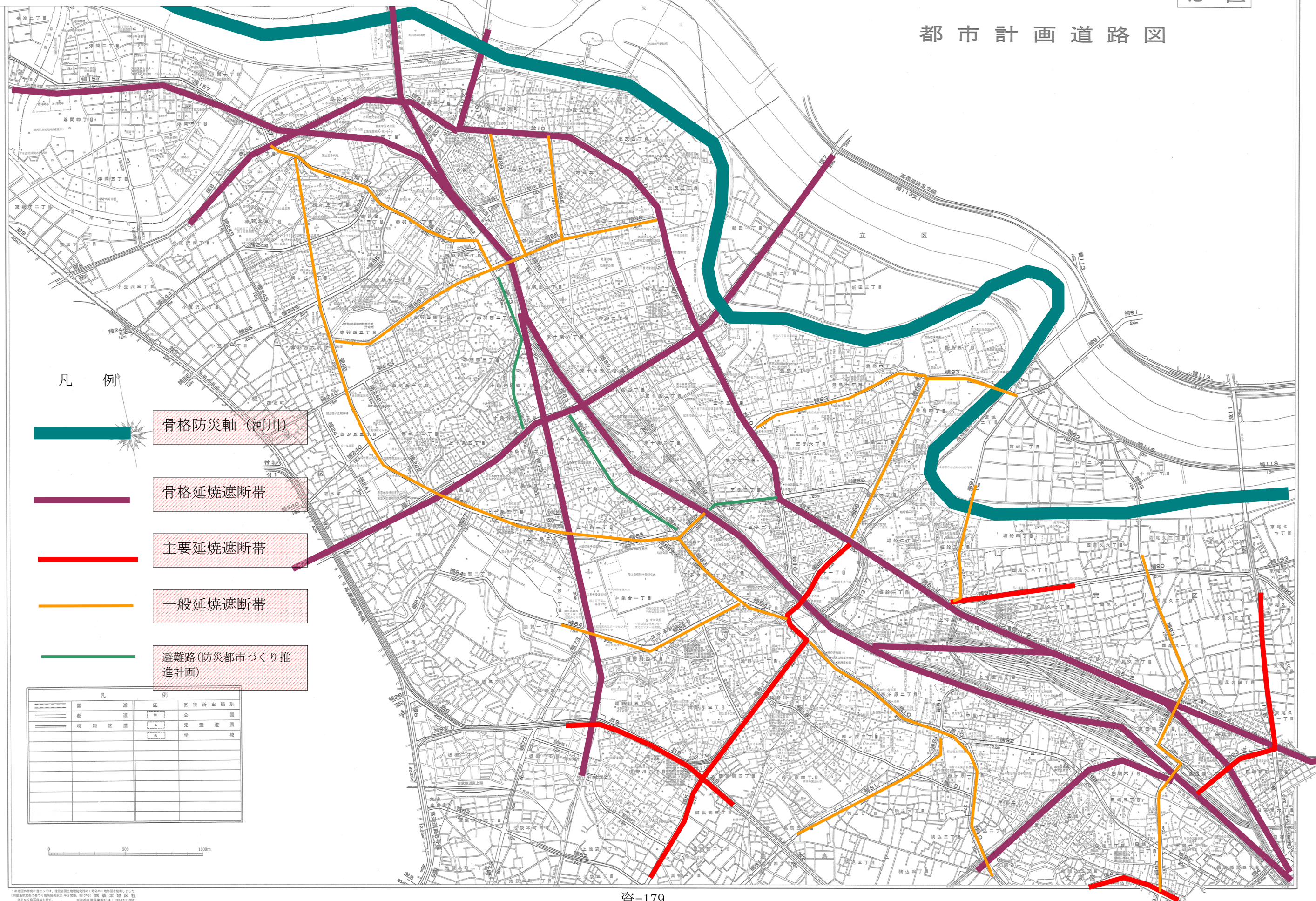
(歩道橋集計 (地下道及び公園橋等は除く))

	区管理 歩道橋	区管理 跨線人道橋	都管理 歩道橋	国管理 歩道橋	J R 管理 跨線人道橋	計
道路と交差 する歩道橋	5	0	34	1	0	40
鉄道と交差 する歩道橋	0	6	0	0	1	7
川と交差 する歩道橋	2	0	0	0	0	2
計	7	6	34	1	1	49

19.延焼遮断帯（東京都防災都市づくり推進計画）

北区

都市計画道路図

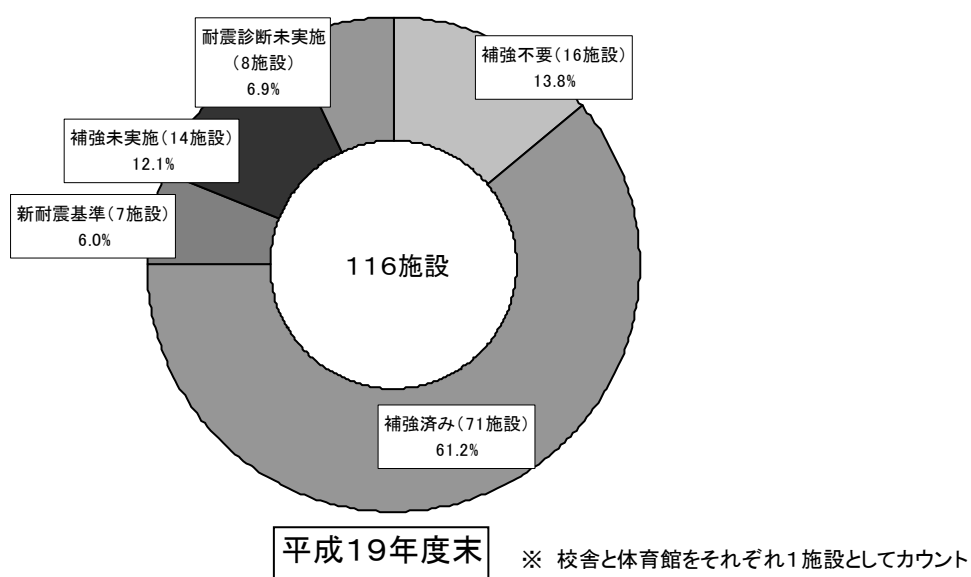


20. JR東日本施設 駅舎等の現況

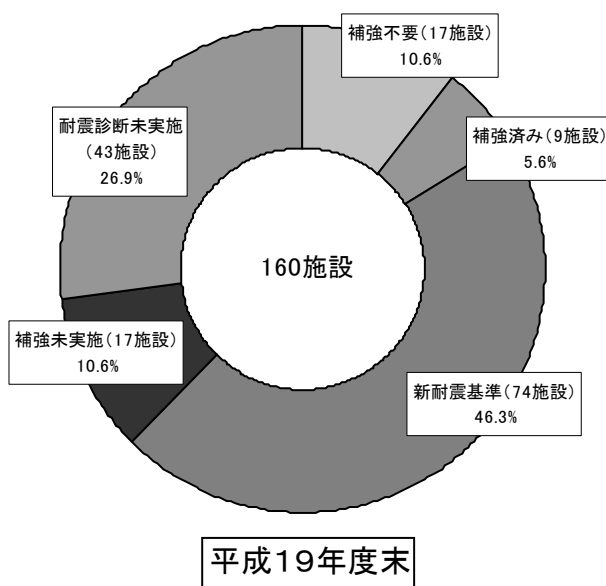
平成20年4月現在

駅名	構 造	所在地
田端	鉄筋造 3 階建	北区東田端 1－17－1
尾久	鉄骨造 2 階建	北区昭和町 1－2－16
上中里	鉄骨造 2 階建	北区上中里 1－47－32
王子	鉄骨造 2 階建	北区王子 1－3－23
東十条	鉄骨造平屋	北区東十条 3－18－51
赤羽	SRC構造	北区赤羽 1－1－1
十条	鉄骨造平屋	北区上十条 1－12－10
北赤羽	鉄筋コンクリート造平屋	北区赤羽北 2－26－1
浮間舟渡	鉄筋コンクリート造平屋	北区浮間 4－32－20

21. 学校施設の耐震化状況



22. 庁舎等施設の耐震化状況



23. 住宅の耐震化の現状

住宅	構造	昭和56年 以前の住宅 (戸)	昭和57年 以降の住宅 (戸)	住宅合計 (戸)	耐震性を 満たす住宅 (戸)	耐震性が 不十分な 住宅 (戸)	耐震化率 (平成18年度 末)
		A	B	A+B=C	D		D/C
	木造	32,600	22,800	55,400	26,200	29,200	47.3%
	非木造	44,500	52,200	96,700	72,800	23,900	75.3%
	合計	77,100	75,000	152,100	99,000	53,100	65.1%

24. 民間特定建築物の耐震化の現状

種別	昭和56年 以前の住 宅 (棟)	昭和57年 以降の住 宅 (棟)	住宅合計 (棟)	耐震性を 満たす住 宅 (棟)	耐震性が 不十分な 住宅 (棟)	耐震化率 (平成18年 度末)
	A	B	A+B=C	D		D/C
地震時に防災活動の拠点となる建築物(学校、病院等)	52	88	140	114	26	81.4%
災害時要援護者が利用する建築物(社会福祉施設等)	10	12	22	16	6	72.7%
不特定多数の者が利用する建築物(百貨店、ホテル、劇場等)	103	185	288	228	60	79.2%
その他の建築物(事務所、工場等)	246	253	499	375	124	75.2%
合計	411	538	949	733	216	77.2%

25. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

町名等		町名等	
赤羽台	1-1	赤羽台	3-14
滝野川	2-59	赤羽台	1-1
赤羽台	1-7	赤羽台	1-4
滝野川	4-29	赤羽西	1-19
赤羽北	3-27	赤羽西	1-24
赤羽北	2-2	赤羽西	1-23
赤羽北	1-5	赤羽西	4-4
桐ヶ丘	2-11	赤羽西	3-10
赤羽台	3-21	十条仲原	4-2
赤羽西	2-13	十条仲原	4-6
赤羽西	2-25	十条仲原	4-20
赤羽西	2-22	赤羽西	3-18
赤羽西	3-25	中十条	3-35
赤羽西	3-19	中十条	3-36
十条仲原	4-11	岸町	1-7
西が丘	2-26	赤羽西	2-8
中十条	4-15	上十条	5-28
中十条	4-8	西ヶ原	2-6
中十条	1-26	西ヶ原	3-22
田端	6-4	西ヶ原	2-2
田端	1-18	上中里	1-37
赤羽西	4-20	上中里	1-8
十条仲原	4-16	田端	4-17
岸町	2-2	田端	1-21
中十条	4-4	田端	1-25
中十条	4-5	西が丘	2-2
西ヶ原	2-7	上十条	5-48
赤羽台	4-2	岸町	1-15
赤羽台	3-13	岸町	2-6

※平成19年東京都地域防災計画 資料第16 急傾斜地崩壊危険箇所による

26. 文化財一覧

平成20年4月現在

(国指定文化財一覧)

	名 称	区 分		数	指定年月日	摘 要
1	西ヶ原一里塚	史跡	—	—	T11.3.8	西ヶ原2-13-4先 国(文部科学省)・東京都所有
2	太刀 銘光忠	重要文化財	工芸品	1	S11.5.6	個人所有
3	太刀銘備前国長船住兼光 元弘三年八月日	重要文化財	工芸品	1	S12.5.25	個人所有
4	刀 無銘伝国俊	重要文化財	工芸品	1	S16.7.3	個人所有
5	短刀 銘国光	国宝	工芸品	1	S28.3.31	個人所有
6	刀 金象嵌銘来国次本阿 (花押)	重要文化財	工芸品	1	S32.2.19	個人所有
7	奥山峰石(喜蔵)	重要無形 文化財	工芸 技術	—	H7.5.31	
8	中里貝塚	史跡	—	—	H12.9.6	上中里2-2-19外 4,433.7㎡ 北区所 有
9	旧渋沢家飛鳥山邸 (晩香廬・青淵文庫)	重要文化財	建造物	2	H17.12.27	西ヶ原2-16-1 財団法人渋沢栄一 記 念財団所有
10	旧古河氏庭園	名勝	—	—	H18.1.16	西ヶ原1-27-2・3 30,780.86㎡ 国(財務省)所有 東京都(建設局) 財団法人大谷美術館(一部建物)管理

(国認定重要美術品)

	名 称	区 分		数	指定年月日	摘 要
1	額面著色鬼女図	—	—	1	S9.9	岸町1-12-26 王子稲荷神社所有

(国選定保存技術保持者)

	名 称	区 分		数	選定年月日	摘 要
1	小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	—	H10.6.8	

(東京都指定文化財一覧)

	名 称	区 分	数	指定年月日	摘 要
1	西ヶ原貝塚	史跡	—	—	H11. 3. 3 西ヶ原3-5-12 (区立飛鳥中学校内) 5,733.94㎡ 北区所有
2	飛鳥山碑	有形文化財	古文書	—	H8. 3. 18 王子1-1-3 区立飛鳥山公園内 北区所有
3	多紀桂山一族墓	旧跡	—	—	S 11. 3. 4 上中里1-42-8 城官寺墓地内 宗教法人 城官寺所有 (土地) 個人所有 (墓石)
4	王子神社のイチョウ	天然記念物	—	—	S 14. 3 王子本町1-1-12 王子神社境内 宗教法人 王子神社所有
5	稲付城跡	旧跡	—	—	S 36. 1. 31 赤羽西1-21-17 静勝寺内 宗教法人 静勝寺所有
6	中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	1	H16. 3. 10 王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
7	田端不動坂遺跡第17地点第8号土坑出土遺物	有形文化財	考古資料	151	H18. 3. 16 王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (一部常設展示)

(北区指定文化財一覧(無形民俗文化財は除く))

	名 称	区 分		数	指定年月日	摘 要
1	御殿前遺跡	史跡	—	—	S 62. 4. 1	西ヶ原2-3-18・19・20・22 上中里 1-47-12 15,564.08㎡ 北区所有
2	『若一王子縁起』 絵巻(模本)	有形文化財	歴史資料	3	S 62. 12. 17	王子1-1-3 区立飛鳥山公園内 財団法人 紙の博物館所有
3	豊嶋村武藤家文書 附 複写資料55点	有形文化財	古文書	31	S 63. 11. 14	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区教育委員会 受託管理(個人所有)
4	木造太田道灌坐像 附 厨子一基	有形文化財	歴史資料	1	H1. 1. 25	赤羽西1-21-17 宗教法人静勝寺所有
5	赤羽台第3号古墳石室	有形文化財	考古資料	1	H1. 1. 25	十条台1-2-1 区立中央公園内 中央公園文化センター脇
6	岩井家生活用具	有形民俗 文化財	—	215	H2. 2. 13	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (一部常設展示)
7	紙本著色平塚明神并別 当城官寺縁起絵巻	有形文化財	歴史資料	3	H3. 2. 22	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 北区教育委員会受託管理 (宗教法人 平塚神社所有)
8	平塚神社文書	有形文化財	古文書	77	H3. 8. 29	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区教育委員会受託管理 (宗教法人平塚神社所有)
9	十条富士塚	有形民俗 文化財	—	1	H3. 11. 11	中十条2-14-18 宗教法人十条富士神社 伊藤元講管理
10	浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	46	H4. 3. 11	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北 区教育委員会受託管理(個人所有)
11	瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	120	H5. 1. 12	個人所有
12	静勝寺除地検地絵図・ 古文書	有形文化財	古文書	68	H5. 10. 25	赤羽西1-21-17 宗教法人静勝寺所有
13	王子村真壁家文書	有形文化財	古文書	121	H6. 4. 12	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区所有
14	木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	1	H6. 11. 22	豊島7-31-7 宗教法人 清光寺所有
15	西蓮寺石板群	有形文化財	歴史資料	11	H7. 7. 24	志茂4-30-4 宗教法人 西蓮寺所有
16	阿弥陀三尊来迎画像夜 念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	1	H8. 9. 24	王子1-1-3 北区飛鳥山博物館 北区教育委員会受託管理(個人所有)
17	豊島馬場遺跡出土 ガラス小玉鋳型	有形文化財	考古資料	10	H9. 9. 2	王子1-1-3北区飛鳥山博物館(常設展示)
18	赤紙仁王 (石造金剛力士立像)	有形民俗 文化財	—	2	H10. 4. 28	田端2-7-3 宗教法人 東覚寺所有
19	東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	2	H10. 10. 13	王子1-1-3北区飛鳥山博物館(常設展示)
20	東京書籍印刷 工場事 務棟・守衛所、東京書籍 株式会社附設教科書図	有形文化財	建造物	4	H11. 3. 9	堀船1-23-31(工場・事務棟・守衛所) 栄町48-22(東京書籍株式会社附設教 科書図書館 東書文庫)

	名 称	区 分		数	指定年月日	摘 要
	書館 東書文庫					
21	旧松澤家住宅 附 倉屋	有形文化財	建造物	1	H11. 3. 31	赤羽西5-2-34 赤羽自然観察公園内北区ふるさと農家体験館 北区所有
22	七社神社前遺跡出土鉄 釧	有形文化財	考古資料	1	H11. 10. 4	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
23	田端西台通遺跡出土鉄 剣及びガラス小玉	有形文化財	考古資料	1・10	H12. 2. 8	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
24	王子村大岡家文書 附 典籍・絵画	有形文化財	古文書	744	H12. 4. 11	十条台1-2-5中央図書館 (H20～予定) 北区教育委員会受託管理 (個人所有)
25	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	1	H13. 4. 10	志茂4-30-4 宗教法人 西蓮寺所有
26	中里遺跡出土縄文 土器	有形文化財	考古資料	137	H13. 4. 10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館収蔵 (一部常設展示)
27	御殿前遺跡祭祀遺構出 土土器	有形文化財	考古資料	5	H14. 4. 9	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
28	近藤勇と新選組隊士供 養塔	有形文化財	歴史資料	1	H15. 12. 10	滝野川7-8-1 寿徳寺境外墓地 宗教法人 寿徳寺管理
29	七社神社前遺跡土坑群 出土資料	有形文化財	考古資料	106	H15. 12. 10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館
30	滝野川村榎本家文書 附 民俗資料	有形文化財	古文書	437 70	H18. 4. 11	個人所有

27. 災害時臨時離着陸場候補地

平成20年4月現在

名称	所在地	管理者	着陸展開面 (M) × (M)	確認	着陸可能 機種	避難場所 等の指定	備考
旧区立北中 学校グランド	北区桐ヶ丘 2-6-11	区	75×100	東京消防庁 陸上自衛隊	全機種 中型 (V-107可)	避難所	
都立桐ヶ丘 高等学校グ ランド	北区赤羽北 3-5-22	都	75×100	陸上自衛隊	中型		
中央公園グ ランド	北区十条台 1-2-1	区	100×50	東京消防庁 警視庁 陸上自衛隊	全機種 全機種 中型	避難場所 物資集積 所予定地	
旧区立十条 中学校グラ ンド	北区十条台 1-9-33	区	120×100	東京消防庁 警視庁 陸上自衛隊	全機種 全機種 中型 (V-107可)	避難所	
農林水産省 農業総合研 究所グランド	北区西ヶ原 2-2-1	農林 水産省	48×53	陸上自衛隊	中型	避難場所	物資集積予 定地（滝野川 公園）に隣接

28. ヘリコプター発着場基準および表示要領

平成20年4月現在

区分条件		標準		区分条件		標準	
発着場基準	OH-6D (小型機)			発着場基準	V-107 (大型機)		
	UH-1H(J) (中型機)				CH-47 (大型機)		
	表示要領		1. 着陸点 2. 風向指示器 		着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。 (1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度		

29. 消防団の現勢

平成20年4月現在

	定員	分団数	ポンプ台数
王 子	200	8	16
赤 羽	200	7	18
滝野川	210	8	17
合 計	610	23	52

30. 分団本部所在地及び受持区域

平成20年4月現在

消防団	分団名	分団本部の所在地	分団受持区域
王 子	1	堀船3-15-1	堀船1～4丁目
	2	豊島7-8	豊島3～8丁目
	3	王子4-18-1	王子3～6丁目
	4	東十条5-1	東十条1～6丁目
	5	中十条2-14-18	中十条1～4丁目 上十条1丁目
	6	上十条5-2-19	十条仲原1～4丁目 十条台2丁目 上十条2～5丁目
	7	岸町2-1	王子本町1～3丁目 岸町1・2丁目 十条台1丁目 飛鳥山公園
	8	王子1-11	豊島1・2丁目 王子1・2丁目 (飛鳥山公園除く)
赤 羽	1	西が丘1-5-2	赤羽西2・3・5・6丁目 赤羽西1丁目の一部・ 4丁目の一部 西が丘1～3丁目
	2	神谷2-14-13	神谷1～3丁目
	3	志茂5-18-1	志茂1～5丁目
	4	赤羽1-24-6	赤羽1・3丁目 赤羽南1丁目の一部 赤羽南2丁目 赤羽西1丁目の一部・4丁目の一部 赤羽台1丁目の一部・ 2丁目の一部 赤羽台3丁目
	5	赤羽1-54-3	岩淵町 赤羽1丁目の一部 赤羽2丁目 赤羽南1丁目の一部
	6	赤羽2-6	赤羽北1～3丁目 桐ヶ丘1・2丁目 赤羽台4丁目 赤羽台3丁目の一部 赤羽3丁目の一部
	7	浮間3-34-1	浮間1～5丁目
滝野川	1	滝野川6-19-6	滝野川4～7丁目
	2	滝野川1-23-14	滝野川1～3丁目
	3	西ヶ原1-18-1	西ヶ原1～4丁目
	4	中里1-12-2	中里1～3丁目
	5	田端5-4-1	田端1～6丁目
	6	東田端1-17-18	東田端1・2丁目 田端新町1～3丁目
	7	上中里2-23-5	昭和町1～3丁目 上中里2・3丁目 栄町
	8	上中里1-18-6	上中里1丁目

31. 自衛隊 部隊名称・住所(駐屯地名等)

平成20年4月現在

	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第一師団司令部 〒179-8523 練馬区北町4-1-1	第3部長又は防衛班長 (3933)1161内線238~9	司令部当直長 (3933)1161内線207・228
陸上自衛隊 補給統制本部 〒114-8564 北区十条台1-5-70	企画課防衛班 (3908)5121内線3726~8	駐屯地当直司令 (3908)5121 内線3302

(上記災害状況の通知先は、原則として第1師団司令部に対して行うが、通信途絶等の状況によっては補給統制本部に通報し、第1師団司令部への連絡を要請する。)

32. 被害の認定基準

平成20年4月現在

人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者。負傷者のうち、「重傷者」とは1ヵ月以上の治療の見込みの者、「軽傷者」とは、1ヵ月未満で治療できる見込みの者。
住家等の被害		
住家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
	棟	一つの独立した建物。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が焼失、倒壊、流失、埋没したもの、または損壊が甚だしく、補修による再使用が困難で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用ができる程度で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部損壊	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のもの。
	床上浸水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。
非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。	
	非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。
その他の被害	道路	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
	決壊	
	一部損壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	橋りょう	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
	流失	
	一部損壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	堤防	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
	決壊	
	一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
被害船舶	櫓(ろ)及び櫓(かい)のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
り災者	り災者世帯	災害によって何等かの被害を受けた世帯。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。

33. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報

平成20年4月現在

(東京都防災行政無線(固定局))

所属	呼称名称	出力	周波数	配備先	通信範囲
財務局・北区	ぼうさいきた	0.013 w	12.33 GHz	地域振興部	都・区市町村・指定機関
財務局・北区	ぼうさいきた 第2	0.0004 w	38.525 GHz	地域振興部	都・区市町村・指定機関
財務局・北区	ぼうさい ほくとぴあ	0.0001 w 0.0004 w	12.21 GHz 37.525 GHz	地域振興部 地域振興部	都・区市町村・指定機関

(区防災行政無線(移動系))

所属	呼称名称	出力	周波数	配備先	通信範囲
北区	ぼうさいきたく	3 W	466.6375 GHz	地域振興部	区内子局 (移動系別表)
北区	ぼうさいきたく	3 W	466.0375 GHz	地域振興部	区内子局 (移動系別表)

(区防災行政無線(同報系))

所属	呼称名称	出力	周波数	配備先	通信範囲
北区	ぼうさいきたく	0.5 W	60MHz帯	地域振興部	区内子局 (同報系別表)

(区地域防災無線)

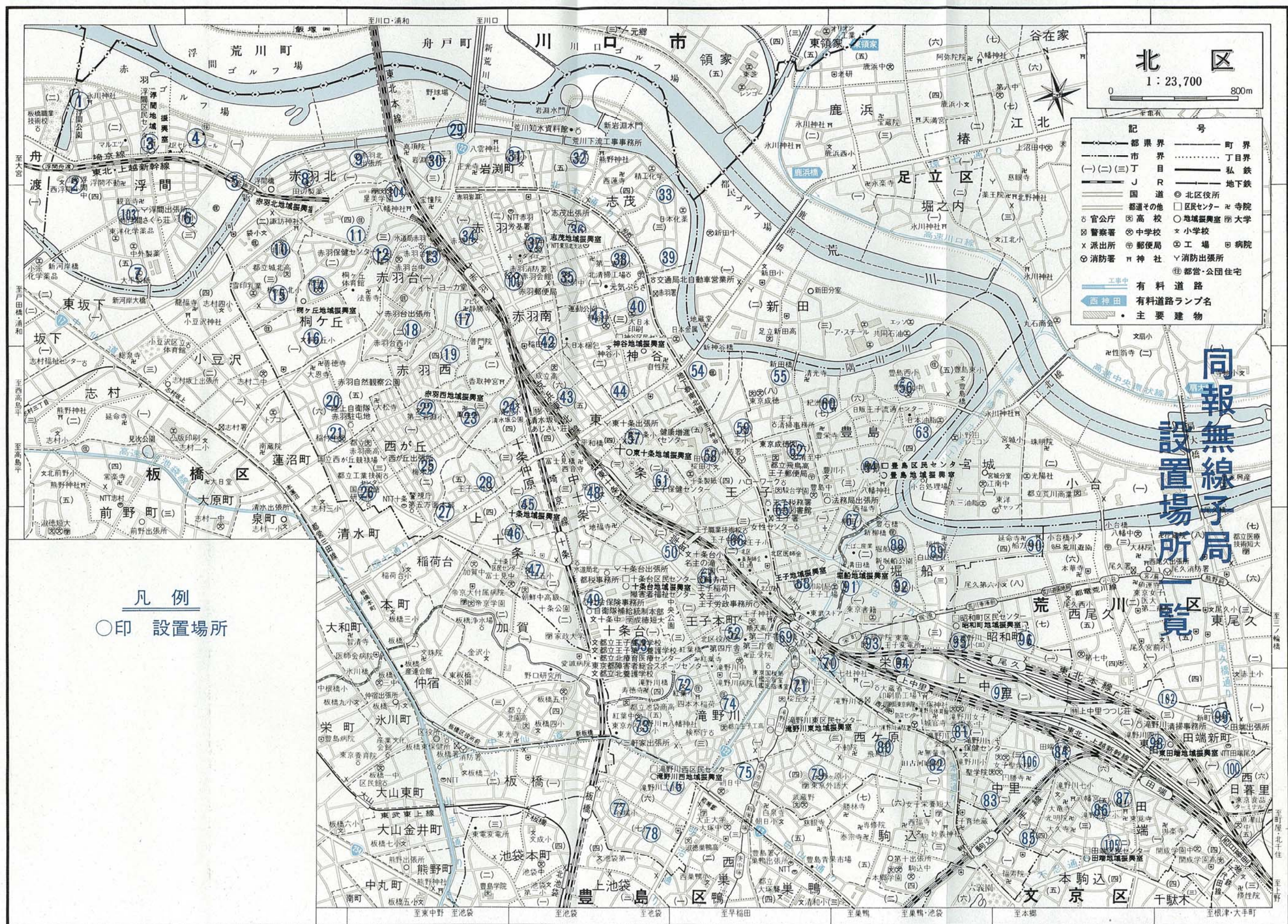
所属	呼称名称 種別	出力	周波数	配備先	通信範囲
北区	13117 100 基地局	5 W	800MHz帯	地域振興部	区内子局 (地域防別表)
北区	13117 001 陸上移動中継局	10 W	800MHz帯	地域振興部	区内子局 (地域防別表)

(同報無線戸別受令機配置先)

配備先	配備先
区立保育園・幼稚園・小・中学校	町会・自治会
私立保育園・幼稚園・中学校	地域振興室ほか区立施設
都立養護・療育施設	区議会議員
高齢者施設	消防団長

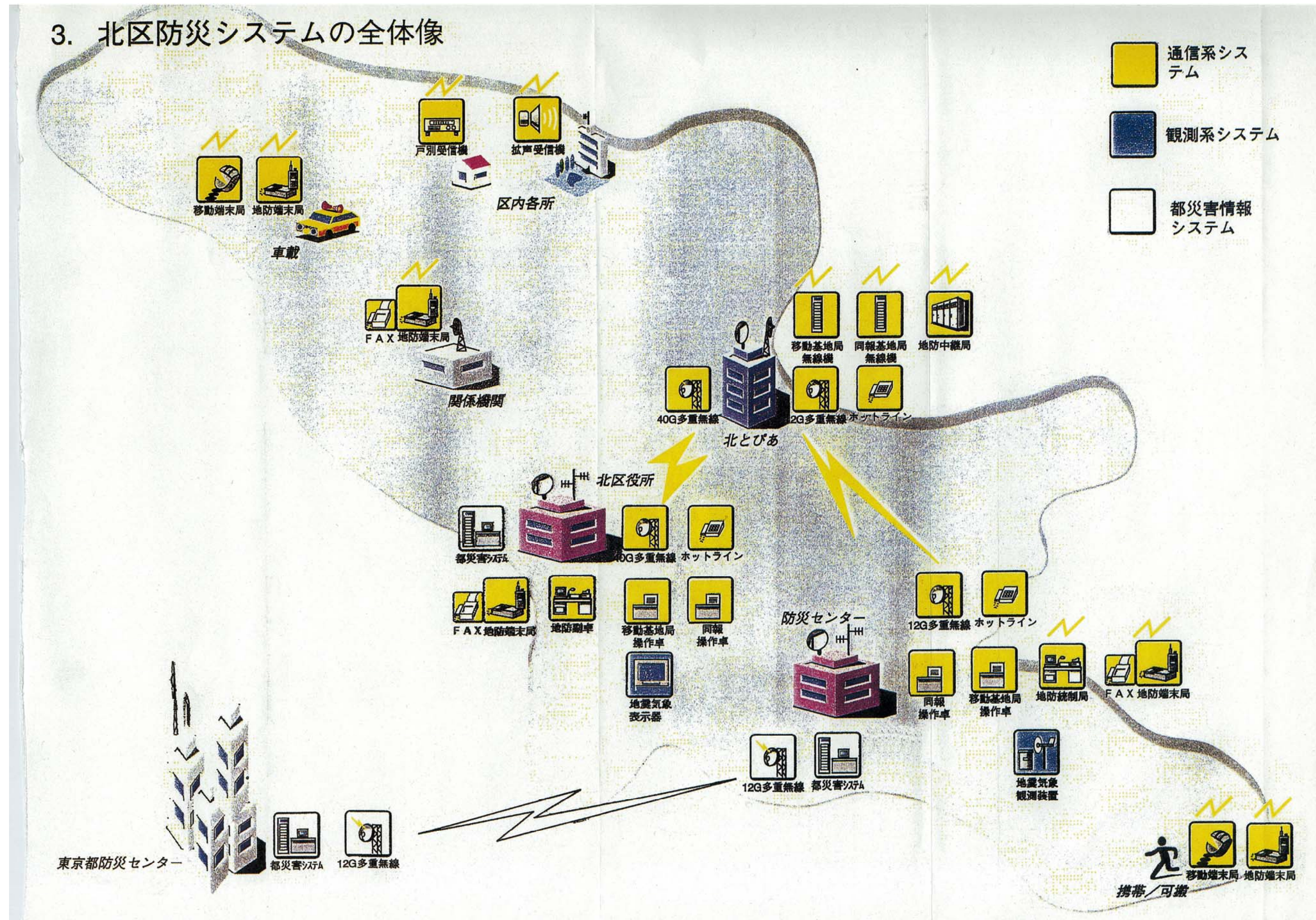
(同報無線子局設置場所一覧)

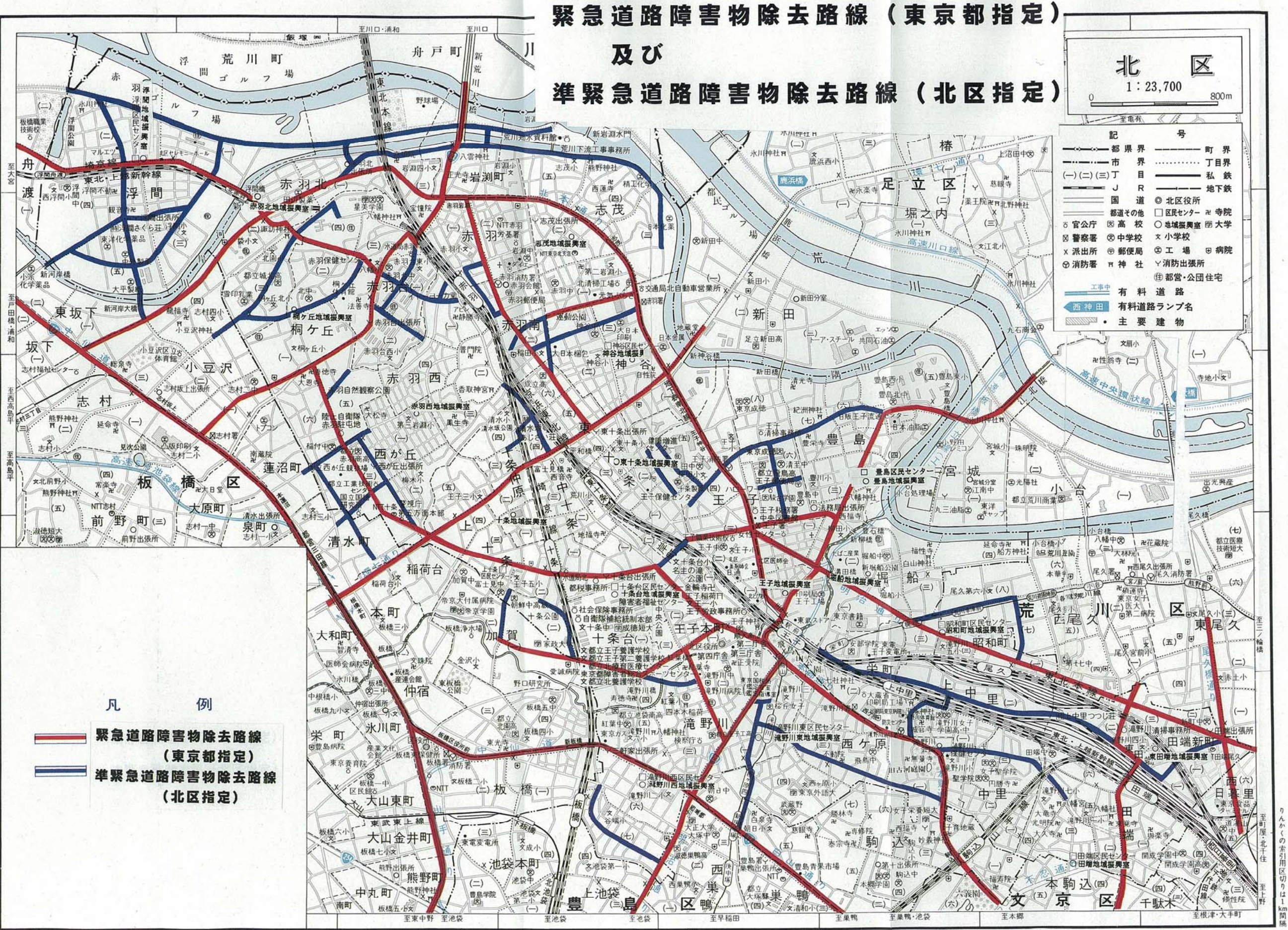
No.	設置場所	No.	設置場所	No.	設置場所
1	都立浮間公園	38	なでしこ小	75	大原児童遊園
2	浮間中	39	志茂東公園	76	滝野川第二小
3	浮間区民センター	40	神谷三丁目児童遊園	77	谷端小
4	浮間北公園	41	神谷中	78	南谷端小
5	都営浮間一丁目団地	42	稲田小	79	西ヶ原小
6	浮間小	43	東十条五丁目児童遊園	80	飛鳥中
7	浮間つり堀公園	44	神谷ホーム	81	滝野川会館
8	赤羽北二丁目児童遊園	45	十条仲原一丁目児童遊園	82	旧古河庭園児童遊園
9	旧赤羽北地域振興室	46	上十条児童館	83	西中里公園
10	旧北園小	47	王子第五小	84	田端中
11	都営赤羽台四丁目団地	48	荒川小	85	東中里公園
12	八幡小	49	旧十条中	86	滝野川第一小
13	赤羽台東小	50	十条台小	87	童橋公園
14	旧北中	51	王子第二小	88	堀船中
15	旧桐ヶ丘北小	52	北区役所	89	白山堀公園
16	桐ヶ丘郷小	53	中央公園文化センター	90	堀船四丁目児童遊園
17	稲付遊び場	54	宮堀児童遊園	91	堀船二丁目十八番区道
18	赤羽台西小	55	豊島八丁目児童遊園	92	堀船小
19	鶴ヶ丘児童遊園	56	UR豊島五丁目団地	93	栄町児童館
20	赤西六丁目第37ハート公園	57	東十条小	94	栄町南児童遊園
21	稲付中	58	UR王子五丁目団地	95	滝野川第五小
22	第三岩淵小	59	王子第一小	96	昭和町児童室
23	稲付公園	60	豊島児童館	97	上中里二丁目児童遊園
24	清水小	61	王子保健センター	98	滝野川第四小
25	梅木小	62	旧清至中	99	旧新町中
26	稲付西山公園	63	豊島四丁目児童遊園	100	田端新町南むつみ公園
27	北ノ台スポーツ多目的広場	64	行政資料センター	101	赤羽会館
28	王子第三小	65	中央図書館	102	滝野川信用金庫本店
29	新荒川大橋交差点	66	王子中	103	浮間五丁目六番路上
30	第四岩淵小	67	柳田小	104	星美学園
31	岩淵小	68	柳田公園	105	田端区民センター
32	旧志茂小	69	飛鳥山公園北	106	中里児童館
33	志茂保育園	70	飛鳥山公園南	107	赤羽駅東口
34	赤羽小	71	滝野川第三小		
35	赤羽中	72	紅葉小		
36	志茂地域振興室	73	滝野川第六小		
37	岩淵中	74	滝野川馬場児童遊園		



同報無線子局
設置場所一覽

凡 例
○印 設置場所





36. 北区内の救急病院

平成20年 4 月現在

(王子消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
貴友会王子病院	王子2-14-13	内・外・整・脳・呼・循・消・放・皮ひ・婦・麻・眼・リハ・耳	一129床	3912-6611
岸病院	上十条2-21-1	外・整・脳・循・消	一 66床	3908-2103
王子生協病院	豊島3-4-15	内・外・整・小・皮・ひ・神内・呼・消・循・肛・歯・小歯・リハ	一158床	3912-2201

(赤羽消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
赤羽中央病院	赤羽南2-5-12	内・外・整・脳・循・小・放・皮・ひ・胃・リハ	一150床	3902-0348
神谷病院	神谷1-27-14	内・外・整・リハ・泌尿	一 60床 療 20床	3914-5535
浮間中央病院	赤羽北2-21-19	内・外・整・リハ	一 95床	3907-8711
北部セントラル病院	赤羽1-38-5	内・外・整・脳・リハ・神内	一 28床 療 45床	3902-2131
赤羽岩淵病院	赤羽2-64-13	内・循・外・整・耳	一 50床	3901-2221
東京北社会保険病院	赤羽台4-17-56	内・呼・消・循・小・外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・精	一280床	5963-3311

(滝野川消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
独立行政法人 国立印刷局 東京病院	西ヶ原2-3-6	内・外・整・婦・麻・リハ・眼	一132床	3940-5710

※ 一；一般病床 療；療養病床

※ 二次救急医療機関 貴友会王子病院（内・外）、岸病院（内・外）、赤羽中央病院（内・外）、王子生協病院（内）、東京北社会保険病院（内・外・小・婦）

37. 一時集合場所一覧表

平成20年4月現在

(王子地区)

利用町会名	一時集合場所	所在地	避難場所
中十条二丁目町会	中十条二丁目児童遊園	中十条3-1-6	十条台・北区中央公園一帯
王子本町二丁目町会	王子本町公園	王子本町2-25	〃
岸町1、2丁目町会	名主の滝公園	岸町1-15-25	〃
中十条3丁目町会	荒川小学校	中十条2-14-19	清水坂公園一帯
十条仲原1丁目町会	雪峰院前路上	上十条3-25	〃
十条仲原2、4丁目町会	王子第三小学校	上十条5-2-3	清水坂公園一帯
上十条4丁目町会	旧北ノ台小学校	上十条5-14-2	東京家政大学・加賀中学校一帯
王子一丁目町会	柳田小学校	王子1-20-1	王子六・飛鳥高校・駿台学園
王子四丁目町会	王子四丁目遊び場周辺	王子4-1	〃
王子五丁目町会	王子五丁目公園周辺	王子5-17-26	〃
堀船1丁目町会	東京書籍	堀船1-23-31	〃
堀船2丁目町会	堀船小学校 堀船公園	堀船2-11-9 堀船2-10-5	〃
堀船3丁目町会	堀船中学校	堀船2-23-20	〃
堀船4丁目町会	船方神社	堀船4-13-28	〃
豊島八丁目町会	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27	〃
豊島二丁目町会	柳田小学校 豊島公園	豊島2-11-20 豊島2-26	豊島5丁目団地一帯
豊島3丁目町会	豊川小学校	豊島3-10-23	〃
豊島4丁目町会	日本出版敷地	豊島5-1	〃
豊島七丁目南町会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島七丁目北栄会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島町住宅自治会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
東十条5丁目町会	東十条五丁目児童遊園 周辺	東十条5-13	北運動公園一帯
東十条6丁目町会	成立高校	東十条6-9	〃

(赤羽地区)

利用町会名	一時集合場所	所在地	避難場所
神谷一丁目町会	神谷南公園	神谷1-32-4	豊島5丁目団地一帯
神谷南町会	柏木神社境内	神谷3-55	北運動公園一帯
神谷三丁目町会	柏木神社境内	神谷3-55	〃
志茂一丁目自治会	志茂町公園	志茂1-5-1	〃
赤羽南自治会	赤羽公園	赤羽南1-14-17	〃
志茂四丁目町会	熊野児童遊園 旧志茂小学校	志茂4-19-2 志茂5-18-1	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯
岩淵町自治会	八雲神社境内	岩淵町22	〃
赤羽自治会	赤羽東公園	赤羽1-43-1	〃
袋自治会	赤羽三丁目公園 印刷局宿舎広場	赤羽3-23-7 赤羽3-9	〃
赤羽北一丁目町会	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北1-10-8	〃
赤羽北二丁目十二自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-3	〃
赤羽北二丁目都営第二アパート自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-2	〃
赤羽北2丁目北二団地自治会	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	〃
赤羽北二丁目町会	袋小学校	赤羽北2-15-2	〃
赤羽台四丁目町会	赤羽台四丁目遊び場	赤羽台4-11	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区
稲付自治会	静勝寺境内	赤羽西1-21	〃
鶴ヶ丘町会	鶴ヶ丘児童遊園 赤羽西4-10先三叉路路上	赤羽西4-6-5 赤羽西4-10	〃
赤羽西自治会	稲付公園	赤羽西3-19-5	〃

(滝野川地区)

利用町会名	一時集合場所	所在地	避難場所
宮元自治会法人	滝野川八幡神社	滝野川5-26-15	都営滝野川3丁目団地一帯
滝野川済美自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川新西自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川上町親和会	谷端小学校	滝野川7-12-7	〃
谷端親交会	北谷端公園	滝野川7-14-1	〃
永谷マンション 親和会	永谷マンション前敷地	滝野川7-50-15	〃
飛鳥山自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	飛鳥山公園
西ヶ原上町自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	〃
東大原自治会	東武信用金庫前広場	滝野川1-48-1	〃
西ヶ原二本榎自治会	七社神社	西ヶ原2-11-1	〃
西ヶ原西谷戸自治会	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21	染井墓地・駒込中学校一帯
西ヶ原南谷戸自治会	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1	〃
西ヶ原三和自治会	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	北区防災センター一帯
西ヶ原東部自治会	第2古河マンション 前広場	西ヶ原1-40-10	〃
西ヶ原中央自治会	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	〃
中里町自治会	中里自治会館前広場 JR中里アパート4号 棟前	中里3-4-15 中里3-20-4	北区防災センター一帯
中里親和会	西中里公園	中里2-15-1	〃
中里協和会・親睦会	滝野川第七小学校	田端4-17-1	J R 田端・尾久操車場
上田端親和町会	滝野川第七小学校	田端4-17-1	〃
田端西台自治会	補助92号線20m道路	田端5-10-4	〃
田端高台町会 田端町会 中田端自治会	滝野川第一小学校	田端5-4-1	〃
本田端自治会	日枝神社前広場	田端3-20-2	〃
田端宮元自治会	東覚寺前広場	田端2-7-3	〃
田端東部自治会	与楽寺前広場 田端台公園	田端1-25-1 田端1-28-23	〃 〃
田端親和町会	与楽寺前公園	田端1-25-1	〃
東田端睦会	田端台公園 与楽寺前広場	田端1-28-23 田端1-25-1	〃
田端新町1丁目 親交会	田端新町公園	田 端 新 町 1-22-18	〃
田端新町1丁目睦会	田端新町南むつみ公園	田 端 新 町 1-5-13	〃
田端新町2丁目 自治会	東田端公園	東田端2-5-18	〃

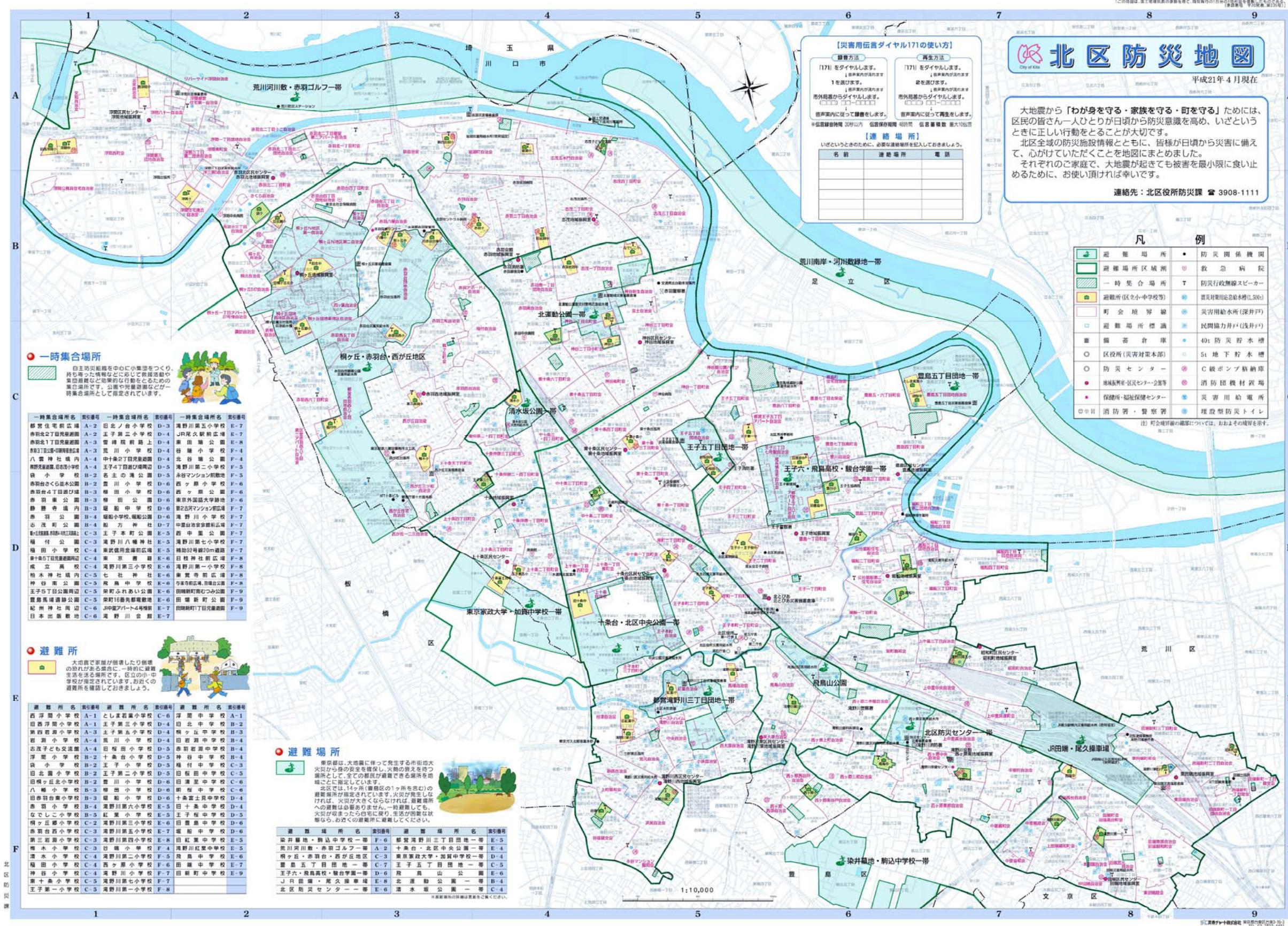
利用町会名	一時集合場所	所在地	避難場所
昭和町自治会	滝野川第五小学校 JR尾久駅前広場	昭和町3-3-12 昭和町1-2-16	〃
上中里三丁目自治会	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	〃
栄町親和会	栄町ふれあい公園 都電敷地	栄町33-1 栄町16	〃
田端新町1丁目団地 自治会	田端新町一丁目児童遊 園	田 端 新 町 1-17-8	〃

38. 避難場所一覧

平成20年4月現在

番号	避難場所名	利用する町丁名	都指定 避難場 所番号	町 丁 数	有効面療 (総面積) (㎡)	避難 計画人口 (人)	一人 当たり 面積 (㎡)	地区最遠 地点からの 直線距離 (km)	現地本部の場所及 び担当部署	該当備蓄倉庫
1	染井墓地・駒込中学校一帯	西ヶ原4	83	1	115,000 (226,800)	北 区 7,900 豊 島 区 62,400	1.64	1.5	駒込中学校校庭 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫
2	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	志茂2,3,4,5 赤羽1,2,3 岩淵町 赤羽北1,2 浮間1,2,3,4,5	88	15	482,500 (605,500)	55,000	8.77	1.3	赤羽荒川緑地内管 理棟内 災対健康福祉部	浮間災害備蓄 倉庫 岩淵災害備蓄 倉庫
3	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	上十条5 西が丘1,2,3 赤羽台1,2,3,4 桐ヶ丘1,2 赤 羽 北 赤 羽 西 1,2,3,4,5,6	89	17	583,700 (1,152,500)	北 区 46,200 板 橋 区 103,300	3.90	2.4	旧北中学校校庭 災対健康福祉部	桐ヶ丘災害備 蓄倉庫 西が丘災害備 蓄倉庫
4	豊島5丁目団地一帯	豊島4,5,6	90	3	127,100 (210,200)	15,000	8.47	0.4	旧豊島北中学校校 庭 災対健康福祉部	豊島五丁目 災害備蓄倉庫
5	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	堀船1,2,3,4 豊島1,2,3,7,8 王子2,3,4,6 1,5の各一部	91	15	101,700 (200,300)	40,800	2.49	1.5	旧清至中学校校庭 災対健康福祉部	北とぴあ 災害備蓄倉庫
6	JR田端・尾久操車場	上中里2,3 昭和町1,2,3 東田端1,2 中里1 栄町 田端新町1,2,3 田端1,2,3,4,5,6	92	18	93,100 (273,700)	32,700	1.58	1.3	上中里つつじ荘駐 車場 災対健康福祉部	東田端災害備 蓄倉庫
7	北区防災センター一帯	上中里1、中里2,3 西ヶ原1、2,3の各一部	93	6	27,100 (58,800)	16,800	1.61	0.9	滝野川体育館前広 場 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫

番号	避難場所名	利用する町丁名	都指定 避難場 所番号	町 丁 数	有効面療 (総面積) (㎡)	避難 計画人口 (人)	一人 当たり 面積 (㎡)	地区最遠 地点からの 直線距離 (km)	現地本部の場所及 び担当部署	該当備蓄倉庫
8	都営滝野川三丁目 団地一帯	滝野川1の一部 滝野川2の一部 滝野川3, 4, 5, 6, 7	94	7	33,000 (124,800)	25,800	1.28	0.9	紅葉小学校校庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
9	十条台・北区中央公 園一帯	中十条1, 2, 3 王子本町 1, 2, 3 岸町1, 2 十条台1 上十条1	95	10	129,800 (244,100)	23,900	5.43	0.9	中央公園文化セン ター裏庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
10	東京家政大学・加賀 中学校一帯	上十条2, 3, 4 十条台2 十条仲原1	99	5	75,200 (184,600)	北区 9,000 板橋区 48,400	1.31	1.3	旧富士見中学校校 庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
11	王子五丁目団地一 帯	王子5の一部 神谷1 東十条1, 2, 3, 4	129	6	43,800 (90,300)	17,000	2.58	0.6	旧桜田中学校校庭 災対健康福祉部	王子五丁目 災害備蓄倉庫
12	飛鳥山公園	西ヶ原2, 3及び 滝野川 1, 2の各一部、王子1の一 部	144	5	30,100 (71,600)	8,900	3.38	0.7	公園管理事務所前 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫
13	北運動公園一帯	東十条5, 6 神谷2, 3 赤羽南1, 2 志茂1	145	7	37,800 (122,000)	20,600	1.83	0.6	神谷中学校校庭 災対健康福祉部	岩渕災害備蓄 倉庫
14	清水坂公園一帯	中十条4 十条仲原2, 3, 4	167	4	7,800 (54,200)	5,100	1.53	0.4	公園管理事務所前 災対健康福祉部	西が丘災害備 蓄倉庫



40. 給水拠点別給水計画

平成20年4月現在

給水拠点	避難場所		避難計画人口(人)
水道局板橋給水所 (板橋区加賀1-17) 容量 ; 26, 600 t	94	都営滝野川三丁目団地一帯	25, 800
	95	十条台・北区中央公園一帯	23, 900
	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	9, 000
	小 計		58, 700
滝野川公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区西ヶ原2-1) 容量 ; 1, 500 t	83	染井墓地・駒込中学校一帯	7, 900
	92	J R 田端・尾久操車場	32, 700
	93	北区防災センター一帯	16, 800
	144	飛鳥山公園	8, 900
	小 計		66, 300
北運動公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区神谷2-47) 容量 ; 1, 500 t	90	豊島五丁目団地一帯	15, 000
	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	40, 800
	129	王子五丁目団地一帯	17, 000
	145	北運動公園一帯	20, 600
	167	清水坂公園一帯	5, 100
	小 計		98, 500
桐ヶ丘中央公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区桐ヶ丘1-8) 容量 ; 1, 500 t	88	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	55, 000
	89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	46, 200
	小 計		101, 200
合 計		324, 700	

41. 災害用給水所(深井戸)一覧表

平成20年4月現在

名称	所在地	設置年月日	深 度	揚水量	施設内容
田端 災害用給水所	田端3-16-2 (田端区民センター地下)	S53. 3. 31	300m	30 t/h	自家発電装置
飛鳥山 災害用給水所	王子1-1 (飛鳥山公園内)	S54. 3. 31	130m	20.8 t/h	自家発電装置
赤羽台 災害用給水所	赤羽台2-3	S55. 3. 31	250m	21.0 t/h	自家発電装置
北区役所 災害用給水所	王子本町1-15-22 (区役所第1庁舎内)	S55. 3. 31	245m	30 t/h	自家発電装置
堀船 災害用給水所	堀船3-16	S60. 3. 30	221m	24 t/h	自家発電装置
西ヶ原 災害用給水所	西ヶ原2-1 (滝野川公園内)	S60. 12. 13	250m	24 t/h	自家発電装置
名主の滝 災害用給水所	王子本町2-7 (名主の滝公園内)	H 5. 3. 31	180m	70.8 t/h	自家発電装置
中央公園 災害用給水所	十条台1-2 (中央公園内)	H 8. 3. 29	250m	94.8 t/h	自家発電装置
滝野川西 災害用給水所	滝野川6-21-25(滝 野川西区民センター 内)	H 9. 10. 16	35m	1.3 t/h	
赤羽自然観察公園 災害用給水所	赤羽西5-2 (赤羽自然観察公園 内)	H11 . 3. 8	207m	36.3 t/h	自家発電装置
浮間三丁目 災害用給水所	浮間3-1-10	H11. 3. 31	238m	12 t/h	自家発電装置
清水坂公園 災害用給水所	十条仲原4-2-1 (清水坂公園内)	H14. 3. 31	150m	20 t/h	自家発電装置
豊島馬場遺跡公園 災害用給水所	豊島8-27-1 (豊島馬場遺跡公園 内)	H15. 3. 31	150m	18 t/h	自家発電装置
尾久駅構内 災害用給水所	上中里2-1先 (JR所有)	S60. 12. 10 使用協定	187m	45 t/h	自家発電装置
岩淵 災害用給水所	岩淵町26-10 (小山酒造所有)	S62. 12. 1 使用協定	130m	6.1 t/h	自家発電装置
J R 田端ビル 災害用給水所	東田端2-20-68 (JR所有)	H10. 2. 1 使用協定	200m	4.8 t/h	自家発電装置

42. 営業所保有の応急給水用資機材

平成20年4月現在

施設名	応急 給水栓	ホース		給水タンク		角形容器	
		20m	5 m	0.3 t	1 t	10 t	20 t
北営業所	4 基	2 本	2 本	2 基	2 基	100個	80個
計	4	2	2	2	2	100	80

43. 給水資機材等

平成20年4月現在

資機材	数量	保管場所
災害用動力ろ水機	13機	各備蓄倉庫・東十条小・稲田小
災害用手動式ろ水機	70機	各防災資機材倉庫（区立小・中学校） 桐ヶ丘・豊島5丁目・滝野川3丁目・東田端・ 浮間備蓄倉庫、東十条区民センター
給水タンク 1 t 用	161基	各備蓄倉庫・学校備蓄室・二次避難所
給水タンク 0.5 t 用	148基	各備蓄倉庫・学校備蓄室・予備避難所
ポリタンク 20 t 用	950基	各備蓄倉庫
ロンテナー 10 t 用 (折りたたみポリ容器)	4,800個	各備蓄倉庫
連続パック式自動給水分配装置 (ウォーターパッカー)	3 基	桐ヶ丘・滝野川・北運動公園内震災対策用応 急給水施設 (500cc3,000袋/時)
組立式給水架台	6 台	飛鳥山・赤羽台・堀船・岩淵・浮間 J R 尾久駅構内各災害用給水所

44. 耐震性地下貯水槽(40t貯水槽)一覧

平成20年4月現在

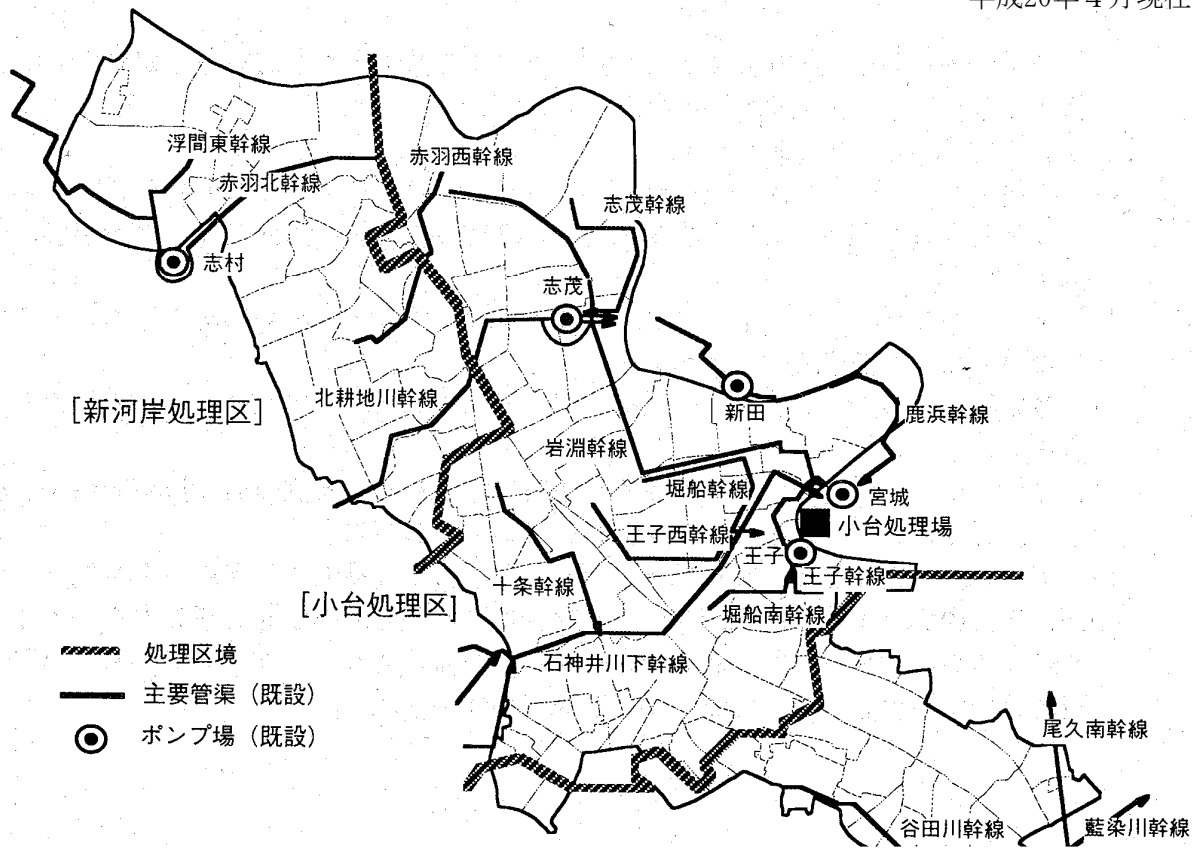
地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	王子本町公園 稲荷公園 中央公園 中十条公園	王子本町2-29-8 十条台1-4-17 十条台1-2-1 中十条2-12-12	昭和47年度 昭和47年度 昭和49年度 昭和51年度
王子地域振興室	王子6丁目児童遊園 王子6丁目公園 飛鳥山公園 王子5丁目公園 柳田公園 桜田小学校 王子区民館	王子6-2-60 王子6-2-60 王子1-1-3 王子5-17-26 王子1-20-1 王子5-2-8 王子6-2-33	昭和47年度 昭和48年度 昭和49年度 昭和50年度 昭和50年度 昭和51年度 昭和56年度
豊島地域振興室	豊川児童遊園 豊島八幡児童遊園 豊島区民センター	豊島7-7-4 豊島2-19-15 豊島3-27-22	昭和48年度 昭和50年度 平成10年度
十条地域振興室	十条公園 十条仲原1丁目児童遊園 上四虹ひろば 上十条四丁目児童遊園	十条台2-5-13 十条仲原1-21-10 上十条4-12 上十条4-17-4	昭和48年度 昭和49年度 平成13年度 平成14年度
神谷地域振興室	北運動公園	神谷2-47-6	昭和49年度
赤羽西地域振興室	稲付西山公園 鶴ヶ丘児童遊園 島下公園 西が丘三ツ和公園 区営赤羽西6丁目第2アパート 〃 第3アパート	西が丘3-10-3 赤羽西4-6-5 赤羽西6-10-12 西が丘2-4-1 赤羽西6-8 赤羽西6-38	昭和47年度 昭和48年度 昭和48年度 昭和49年度 昭和54年度 昭和54年度
志茂地域振興室	志茂3丁目児童遊園 旧志茂小学校	志茂3-18-3 志茂5-18-1	昭和51年度 昭和51年度
赤羽地域振興室	赤羽東公園 赤羽公園 UR赤羽南1丁目団地	赤羽1-43-1 赤羽南1-14-17 赤羽南1-16	昭和50年度 昭和51年度 昭和54年度
赤羽北地域振興室	赤羽台4丁目西遊び場 袋町公園 赤羽3丁目公園 UR赤羽北2丁目団地(東) 〃 (西) 都営赤羽北3丁目第2	赤羽台4-17 赤羽北3-11-10 赤羽3-23-19 赤羽北2-15 〃 赤羽北3-7	昭和48年度 昭和50年度 昭和50年度 昭和54年度 昭和54年度 昭和54年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
滝野川西 地域振興室	四本木児童遊園 南谷端公園 藤和板橋コープ	滝野川3-61-8 滝野川7-42-1 滝野川7-2-4	昭和47年度 昭和49年度 昭和57年度
滝野川東 地域振興室	滝野川馬場児童遊園 西ヶ原東保育園	滝野川2-30-29 西ヶ原3-19-11	昭和48年度 昭和48年度
西ヶ原東 地域振興室	西中里公園 東中里公園	中里2-15-1 中里1-12-2	昭和49年度 昭和50年度
昭和町地域振興室	滝野川第五小学校 上中里2丁目児童遊園	昭和町3-3-12 上中里2-13-15	昭和50年度 昭和51年度
浮間地域振興室	浮間北公園 浮間つり堀公園 UR浮間3丁目団地	浮間1-11-1 浮間5-4-19 浮間3-1-1	昭和47年度 昭和49年度 昭和54年度
桐ヶ丘地域振興室	桐ヶ丘中央公園（東） 桐ヶ丘中央公園（西）	赤羽台3-21 桐ヶ丘1-8	昭和47年度 昭和47年度
田端地域振興室	田端台公園 田端公園 田端5丁目防災広場	田端1-28-23 田端3-23-24 田端5-7	昭和48年度 昭和51年度 昭和60年度
東十条地域振興室	東十条5丁目児童遊園 東十条区民センター	東十条5-13-2 東十条3-2-14	昭和51年度 平成13年度
堀船地域振興室	堀船公園 都営堀船3丁目団地	堀船2-10-5 堀船3-16-11	昭和49年度 昭和55年度
東田端地域振興室	東田端公園 田端新町南むつみ公園 東田端2丁目児童遊園	東田端2-5-18 田端新町1-5-13 東田端2-13-7	昭和47年度 昭和50年度 昭和57年度

計 60基

45. 対象処理施設配置図

平成20年 4 月現在



46. 応急仮設住宅建設予定地一覧

平成20年4月現在

場所（施設名）	所在地	規模（㎡）	摘要	所有
都立浮間公園	浮間2-31	40,866.51	中央の池が区境になっており、北区側は樹木が多く、面積も少ない。板橋区側に平坦地が広がっている。	都
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘 2-7-43	50,663.31	南、北、東公園に分かれるが、相当数の住宅が建設できる。また、応急給水槽が設置されている。現在桐ヶ丘団地の再生工事中である。	国 都 区
稲付西山公園	西が丘 3-10-3	8,265.19	樹木が多く、平坦地である。道路から奥まった所に広場がある。	国
北運動公園	神谷2-47-6	23,788.05	中心部が区立運動場で、空地部の確保は十分である。また、応急給水槽が設置されている。	区
清水坂公園	十 条 仲 原 4-2-1	20,647.33	二方向が傾斜地になっているが、中央に空地部がある。幹線道路から離れているため、車両進入に多少難あり。	区
中央公園	十条台1-2-1	64,008.13	内部に広い空地部がある。相当数の住宅が建設出来る。	国
東豊島公園	豊島5-5-15	13,211.28	豊島5丁目団地内に位置し、南東部が隅田川に面している。現在、この部分について、スーパー堤防並びに防災船着場整備に着手している。	区
飛鳥山公園	王子1-1-3	71,806.89	土地の起伏があり、樹木も多いため、敷地面積のわりには空地部が少ない。	J R 国・区
滝野川公園	西ヶ原 2-1-8	15,837.06	防災拠点として整備した公園で、隣接の農林水産省グラウンドと一体利用が可能。また、応急給水槽が設置されている。	国 区
		309,093.75		

47. 実費弁償

平成20年4月現在

(東京都災害救助法施行細則別表)

区分	範囲	職種	日当の限度額	超過勤務手当	旅費
実費弁償	災害救助法 施行令第10 条第1号か ら第4号ま でに規定す る者	医師	21,200円	勤務1時間当 たりの日当の 額（日当の額を 8で除して得 た額をいう。） を基礎として 職員の給与に 関する条例（昭 和26年東京都 条例第75号）第 15条第1項及 び第2項の規 定の例により 算出した額	職員の旅費 に関する条 例（昭和26 年東京都条 例第76号） 第2条第2 項の規定に より2級の 職務にある 者に支給さ れる額相当 額
		歯科医師	20,200円		
		薬剤師	16,600円		
		保健師、助産師 及び看護師	16,300円		
		准看護師	13,200円		
		診療放射線技師、 臨床検査技師 及び臨床工学技師	14,400円		
		歯科衛生士	13,800円		
		救急救命士	17,300円		
		土木技術者 及び建築技術者	15,900円		
		大工	20,900円		
		左官	17,900円		
		とび職	17,600円		

48. 激甚災害指定基準

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.5%をこえる災害 （B基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が一以上あること。 (1) 都道府県負担の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる (2) 一の都道府県の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる
激甚法第12条、第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計額。以下同じ。）×おおむね0.2%を超える災害 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×概ね0.06%を超える災害であり、かつ次の要件に該当する都道府県が一以上あるもの 一都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額＜当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合の中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激 甚 法 第 22 条 (罹災者公営住宅 建設等事業に対す る補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数<被災地全域でおおむね4000戸以上 (B基準) 次の要件のいずれかに該当する災害 1 滅失住宅戸数<被災地全域で概ね2000戸以上、かつ次の何れかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で2000戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上である災害 2 滅失住宅戸数<被災地全域で概ね1200戸以上、かつ次の何れかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上である災害 ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
激 甚 法 第 24 条 (小災害債に係る 元利償還金の基準 財政需要額への算 入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置は、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置は激甚法第5条の措置が適用される災害
上記の以外の 措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮する

49. 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき基準
(公共施設災害関係) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く)が一以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
(中小企業施設災害関係) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満は除外)が一以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る、法第12条、第13条及び第15条の措置

50. リ災証明の範囲

平成20年4月現在

認定対象	震災時に居住していたもの、事業を行っていたもの		
交付対象	住宅にあつては一世帯に一通、事業所については、事業所に一通		
居住または事業に供する被害の建物の被害に関する認定事項			
種 別	建物の種類	被害程度の判定	
住 宅	①住宅（住居専用一戸建家屋） ②木造共同住宅（アパート等） ③非木造共同住宅（マンション等） ④事業所併用建物の住居部分 ※その他（建物の規模、所有関係）	①全壊・全焼 ②半壊・半焼 ③一部損壊	①流失 ②床上浸水等 ③床下浸水等
事業所	①事務所（非木造・木造） ②店舗（非木造・木造） ③工場 ④倉庫 ※その他（建物の規模、所有関係）	①全壊・全焼 ②半壊・半焼 ③一部損壊	①流失 ②床上浸水等 ③床下浸水等 ④地下階浸水等
居住者等に関する認定事項			
人 員	①り災した家族、居住者の氏名、性別、年齢、職業及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況		
	②事業所にあつては、り災した就業者の氏名、性別、年齢及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況		

51. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

平成20年4月現在

	対象災害	支給対象者	支給金額	支給制限
災害弔慰金	自然災害により死亡した区民の遺族及び障害を受けた者。ただし、災害の規模としての次の各号の一に該当する場合とする。 1. 全壊5世帯以上（一の区市町村において） 2. 都道府県内において、災害救助法が適用された区市町村が一以上ある場合。 3. 1または2と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で、厚生労働大臣が認めた場合	遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万 それ以外の場合 250万	1. 死者の故意または重大な過失により生じた場合 2. 法律施行令第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3. 災害に際し区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不適当と認めた場合
災害障害見舞金		法別表に掲げる障害を受けた者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万 それ以外の場合 125万	

支給に関する処理は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」、同施行規則による。
 日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

52. 見舞金・見舞品

平成20年4月現在

[区]

(見舞金)

災害の態様	世帯構成	
	普通世帯	単身世帯
火災による全焼・水害による全壊	40,000 円	20,000 円
火災による半焼・水害による半壊	30,000	15,000
消防活動による水損	20,000	10,000
水害による床上浸水	30,000	15,000
水害による床下浸水	15,000	10,000
区民が火災・水害により死亡	一人につき 50,000 円	
区民が火災・水害により負傷	一人につき 20,000 円	

※ 水害による床上浸水の場合は事業所に対しても15,000円を支給する。その他、一定の場合には、町会、自治会に対して30,000円の援助金を支給する。

(見舞品)

火災の場合、上記見舞金の他に災者1人につき、毛布1枚を支給する。ただし、東京都から毛布が支給された場合は除く。

[北区社会福祉協議会]

災害の態様	普通世帯	単身世帯
火災の場合（全焼・半焼・水損全て同様）	5,000 円	3,000 円
水害の場合（床上・床下全て同様）	5,000 円	3,000 円

※なお、死亡の場合は見舞金に代えて弔慰金として1世帯5,000円を支給する。

[東京都共同募金からの見舞品]

火災の場合、タオルを2人につき1枚支給する。

生活保護を受給している被災世帯に見舞金1世帯につき1万円支給する。

[日本赤十字社東京都支部]

日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

災害の態様	見舞金品
火災	被災者一人につき（全・半焼とも）、毛布・バスタオル 1枚
床上浸水	被災者一人につき、毛布・バスタオル 1枚 （毛布は寝具使用不可能世帯に準用）

※事業所の床上浸水は支給の対象外とする。

53. 被災者生活再建支援金支給額

平成20年4月現在

支給額は、以下の2つの支援金の合計となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

54. 災害援護資金貸付

平成20年 3 月現在

	家財の1／3未満 の損害	家財の1／3以 上の損害	住居の半壊	住居の全壊
世帯主が1ヶ月 以上の負傷	150万円	250万円	270万円 〈350万円〉	350万円
世帯主の負傷なし	—	150万円	170万円 〈250万円〉	250万円 〈350万円〉

※ 〈 〉 内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合

※住居の全体が滅失又は流失した場合350万円

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子 年 3 %（据え置き期間は無利子） ・ 償還期間 10年間（据え置き期間は除く） ・ 据置期間 3 年（特別な場合は 5 年） ・ 償還方法 年賦又は半年賦 |
|--|

55. 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表ではある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
	0	人は揺れを感じない。						
0.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5								

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることもある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔 停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが動かなくなることもある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。〔 一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性が低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔 一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔 一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損する。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	〔 広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの口内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

* この震度階級関連解説表は平成8年10月から適用のものである。

56. 災害救助法施行細則 第2条

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
収容施設の 供与	避難所	一 避難所設置のため支出できる費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし百人一日当たり三万円とする。 二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 を加算することができる。 三 災害の発生日が冬季(十月から三月まで)である場合は、燃料費として別に定める額を加算することができる。	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。
	応急仮設住宅	一 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,468,000円以内とする。 二 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。 三 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を必要とする者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を、応急仮設住宅として設置できるものとする。	一 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 二 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項に規定する期限内とする。

救助の程度及び方法				
種類		対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
食品等の 給与・飲料 水の供給	炊き出し 他食品の 給与	一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。 二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に三日分以内を現物により支給する。
	飲料水	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は災害発生の日から七日以内とする。

救助の程度及び方法					
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等		期 間	
生活必需品の給与又は貸与 被服寝具その他	一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 二 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。			被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。
		一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯			
		世帯区分	季別 夏季(4～9月まで)	冬季(10～翌3月まで)	
		1人世帯	17,300円	28,600円	
		2人世帯	22,200円	36,900円	
		3人世帯	32,800円	51,600円	
		4人世帯	39,200円	60,500円	
		5人世帯	49,800円	75,800円	
		6人以上世帯	49,800円に世帯人員が六人以上一人増すごとに7,200円を加算した額	75,800円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに10,400円を加算した額	
		二 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。))により被害を受けた世帯			
		世帯区分	季別夏季(4～9月まで)	冬季(10～翌3月まで)	
		1人世帯	5,600円	9,000円	
		2人世帯	7,500円	11,900円	
		3人世帯	11,300円	17,000円	
		4人世帯	13,700円	20,100円	
5人世帯	17,500円	25,300円			
6人以上世帯	17,500円に世帯人員が六人以上一人増すごとに2,400円を加算した額	25,300円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに3,300円を加算した額			

救助の程度及び方法				
種類		対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
医療及び助産	医療	一 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 二 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師 等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 三 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (一) 診療 (二) 薬剤又は治療材料の支給 (三) 処置、手術その他の治療及び施術 (四) 病院又は診療所への収容 (五) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から十四日以内とする。
	助産	一 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。 二 助産は次の範囲内において行うものとする。 (一) 分べんの介助 (二) 分べん前及び分べん後の処置 (三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の八割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
災害にかかった者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内とする。
災害にかかった住宅の応急修理	住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して行うものとする。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり525,000円以内とする。	災害発生の日から一月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中等部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものとする。 二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (一)教科書 (二)文房具 (三)通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は次の額の範囲内とする。 一 教科書代 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 二 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき四千百円 中学校生徒一人につき四千四百円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内とする。

救助の程度及び方法			
種 類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
埋 葬	一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものとする。 二 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (一) 棺(附属品を含む。) (二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (三) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人189,000円以内、小人151,200円以内とする。	災害の発生の日から十日以内とする。
死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。	災害発生の日から十日以内とする。
死体の処理	一 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 二 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (二) 死体の一時保存 (三) 検案 三 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,200円以内の額とする。 二 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり5,000円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	災害発生の日から十日以内とする。

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万八千五百円以内の額とする。	災害発生の日から十日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		一 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる事項に係るものとする。 (一)被災者の避難 (二)医療及び助産 (三)災害にかかった者の救出 (四)飲料水の供給 (五)死体の搜索 (六)死体の処理 (七)救済用物資の整理配分 二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

風水害対策編

1. 水防上注意を要する(重要水防)箇所

(国直轄河川)

番号	河川名	地点名	理由
1	荒 川	板橋区船渡2丁目～浮間2丁目 24.20km+40m～24.00km+120m 延長120m	法崩れすべりの恐れあり 旧川跡
2	荒 川	浮間2丁目～浮間1丁目 24.00km+120m～22.80km+100m 延長1,220m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
3	荒 川	浮間1丁目～赤羽北2丁目 (22.60km～22.00km+100m) 延長500m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
4	荒 川	赤羽北1丁目～赤羽3丁目 (22.00km+100m～21.75km+230m) 延長120m	堤防断面が計画に満たないが1/2以上 法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
5	荒 川	赤羽3丁目 (22.00km+43m)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画 余裕高未満(東北本線)
6	荒 川	赤羽3丁目 (22.00km+37m)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画 余裕高未満(高崎線)
7	荒 川	赤羽3丁目 (22.00km+12m)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画 余裕高未満(京浜東北線)
8	荒 川	赤羽3丁目～岩淵町 (21.75km+230m～21.25km+190m) 延長540m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
9	荒 川	岩淵町地先 (21.25km+214m)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画 余裕高未満(新荒川大橋上)
10	荒 川	岩淵町地先 (21.25km+202m)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画 余裕高未満(新荒川大橋下)
11	荒 川	岩淵町地先～志茂5丁目 (21.25km+190m～21.00km+105m) 延長335m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり 旧川跡
12	荒 川	志茂5丁目 (21.00km+105m～20.75km+210m) 延長145m	法崩れすべりの恐れあり
13	荒 川	志茂4丁目 (20.25km+200m～20.00km+35m) 延長415m	法崩れすべりの恐れあり
14	荒 川	志茂4丁目～足立区新田1丁目 (20.00km+35m～19.50km+180m) 延長355m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
15	荒 川	足立区新田1丁目～豊島5丁目 (18.00km～17.25km) 延長750m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高 未満

(知事管理河川)

番号	河川名	地点名	理由
1	新河岸川	浮間3丁目～浮間5丁目 延長1,000m	堤防 護岸の強さ
2	新河岸川 (左岸)	浮間4丁目(新河岸橋) 延長 50m	橋の架け替え
3	石神井川 (左岸)	王子1丁目(溝田橋) 延長 560m	高速道路工事に伴う河川の付け替え
4	石神井川 (右岸)	堀船1丁目～堀船2丁目(溝田橋) 延長 560m	高速道路工事に伴う河川の付け替え
5	石神井川 (右岸)	堀船2丁目(新柳橋下流) 延長70m	河川の付け替え
6	石神井川 (右岸)	音無くぬぎ緑地	調整池
7	石神井川 (左岸)	音無こぶし緑地	調整池
8	石神井川 (右岸)	観音橋下流	過去に水害があった区間
9	石神井川 (右岸)	音無さくら緑地	護岸の高さに注意が必要

2. 河川防災ステーションの機能

平成20年4月現在

位置：浮間1丁目3番先 敷地：約10,000㎡ 建物：延べ床面積418.2㎡

資機材等	北区	国土交通省
建物（会議室等）	106.08㎡	164.40㎡
建物（共有施設）	147.72㎡	
根固めブロック		3.2t/基×850基
割栗石		1,700m³
鋼矢板		Ⅲ型 L=18m 1,325枚

3. 水防資機材等の整備

平成20年4月現在

資機材名	単位	所管別			合 計 12箇所
		北区まちづくり 部（1箇所）	東京都第六建設事 務所 （8箇所）	国土交通省 （3箇所）	
土のう類	袋	11,400	81,510	5,000	100,010
土のう留杭	本	1,750	12,077	1,600	14,833
軽量鋼鈑	枚	190	700	—	890
木材	m³	4.0	11.5	3.0	18.5
シート	㎡	840	10,917	560	18,607
鉄線	kg	250	526	100	876
杭	本	110	600	—	710
縄	m	6,000	75,650	2,600	78,250
番線カッター	丁	6	53	12	70
ショベル	丁	350	612	100	1,062
ツルハシ	丁	130	352	5	488
掛矢	丁	26	118	15	159
鋸	丁	10	50	3	64
鉋	丁	30	43	9	83
ペンチ	丁	—	34	2	36
もっこ	丁	190	101	—	294
一輪車	台	9	17	2	29

※ 倉庫名 北 区；滝野川水防倉庫（北区滝野川3-77-8）

第六建設事務所；岩渕（北区岩渕町41）、蔵前、荒川、南千住、東尾久、飯塚橋、内匠橋、千住関屋町（8箇所）

国土交通省；荒川下流河川事務所（北区志茂5-41-1）、

岩渕出張所（北区志茂5-41-2）、小名木出張所（3箇所）

北区滝野川三丁目77-8
(3917) 8852

滝野川橋

紅葉小学校

都営第三アパート

観音橋

紅葉中学校

78 滝野川
アパート

都営滝野川
第五住宅

JR宿舎

四本木 児童遊園
都営第四

53
クリスタル観光
KK

49

北区水防倉庫

滝野川第六小学校

児童遊園

八幡神社

61 稲荷神社

王子工業高校

5. 排水場一覧表

平成19年4月現在

排水場名	設置箇所	完成年度	摘 要
北耕地川排水場	神谷3-9	昭和37年度	235馬力ディゼールエンジンポンプ 口径1,000mm 150m ³ /分
東田端排水場	東田端1-4	昭和58年度 改修	出力15.0・口径150mm 3台 12m ³ /分
観音橋排水場	滝野川3-53	昭和58年度 (平成9年度 取替え)	出力 7.5・口径150mm 2台 5m ³ /分
赤羽北排水場	赤羽北2-21	平成 6年度	出力 5.5・口径100mm 1台 0.6m ³ /分
赤羽台公園貯留槽	赤羽台3-16	平成 6年度	出力 3.7・口径 125mm 2台 1.4m ³ /分
井頭排水場	岸町2-9	平成 7年度	出力 5.5・口径100mm 2台 0.9m ³ /分
計	6カ所		

6. 応急ポンプ一覧表

平成19年4月現在

種 別	口 径	台 数	配置先	摘 要
可 搬 式	100mm	4	水防倉庫 3	
			道路公園管理事務所 1	
〃	75mm	9	水防倉庫 7	
			道路公園管理事務所 1	
			赤羽北1-17 1	
〃	65mm	52	王子消防団 16	消防団所属 消防ポンプ
			赤羽消防団 19	
			滝野川消防団 17	
計		65		

7. 救助艇

平成19年4月現在

形 式	乗員数	艇 数	所 管
ゴムボート	5人乗り	1 艇	水 防 倉 庫
9.8馬力	5人乗り	2 〃	王 子消防署
9.8馬力	5人乗り	5 〃	赤 羽消防署
9.8馬力	5人乗り	2 〃	滝野川消防署
ゴムボート		6 〃	王子・赤羽・滝野川警察署

8. 土のう置き場

平成20年4月現在

土のう置き場	数 量 (袋)
補助85号線高架下土のう置き場	2,000
滝野川水防倉庫	200
ちんちん山児童遊園脇	400
計 3ヶ所	2,600

9. 土取場

平成20年4月現在

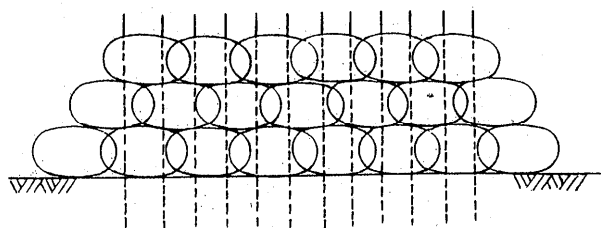
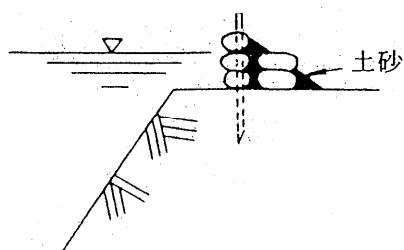
土取場	目 標	採取可能量	摘 要
神谷堀公園	王子5-28	200m ³	公園内広場
中央公園	十条台1-2-1	100m ³	公園内広場
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘2-7	300m ³	公園内広場
計 3ヶ所	600m ³		

10. 水防工法

(1) 積み土のう工	堤防天ばに土のうを三段積みにして、越水を防止する。
(2) 鋼板防護工	軽量鋼板を用いて行うせき板工。
(3) 護岸裏積み土のう工	胸壁護岸を越水する恐れのある時行われる工法で、裏のり面から低部を広く積み重ねて防止する。
(4) かま段工	堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土のう積みし、中に水を貯めて、その圧力で漏水を少なくすると共に、湧き水で堤防が破損しないよう一定の箇所水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。
(5) 月の輪工	堤防裏のり面の漏水箇所に土のうを半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの。
(6) 吸水性水のう積工	ゲル化水のうを用いて行う越水防止工。
(7) シート張り工	堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被覆し漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張工」ともいう。
(8) 立てかご工	堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを並べ玉石を詰める。
(9) 川倉工	急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。
(10) 五徳縫い工	堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を3～4本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土のうを置く。また簡易なものを「さし竹工」という。
(11) つぎぬい工	亀裂が堤防天ばより裏のり面に発生した場合は、天ば及び裏のり先に木杭を打ち、竹または鉄棒でつなぎ、おもり土のうを置く。
(12) 木流し工	堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土のうを結びつけ、堤防天ばの留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。

(1) 積土のう工

3段積み



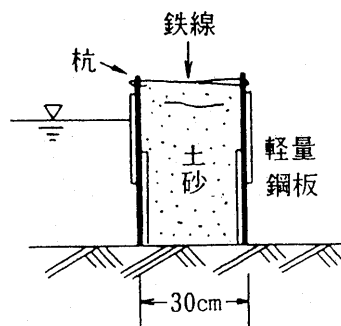
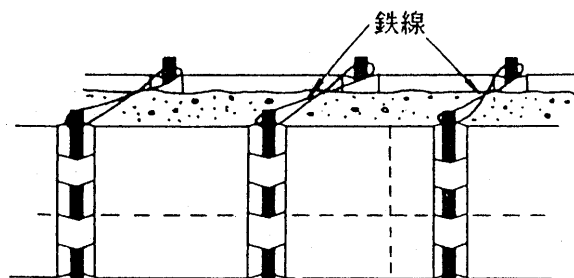
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名		数	品 名	数	
積土のう 延長10m 表3段 控2段	土のう 土砂		130～150袋 4 m ³	かけや	2	4MH/10m
	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	40～50本	スコップ	4	
				もっこ	2	20名

(注) 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう 4MH/10m (表3段、控2段) を積むのに4人で1時間を要することを示す。

1. 各土のうは、留杭で固定すること。
ただし、流れが急なときは留杭を2倍にすることも可。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

(2) 鋼板防護工

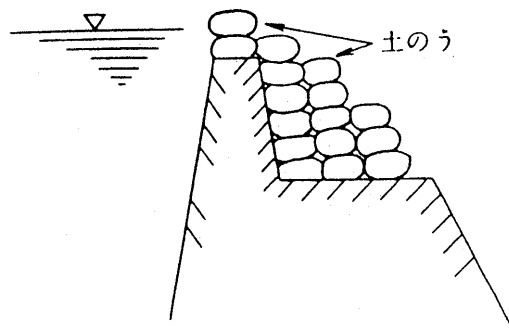
2段2列



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
2段2列工法	軽量鋼板	L=1.8m W=43.5cm	28枚	大ハンマー	4	14MH/10m
	杭	L=1.5m φ48.6mm	30本	シャベル	10	
	土のう		20袋	ペンチ	1	
延長 10m	土砂		3 m ³			20名
高さ 75cm	鉄線		15m	ねじり棒	2	

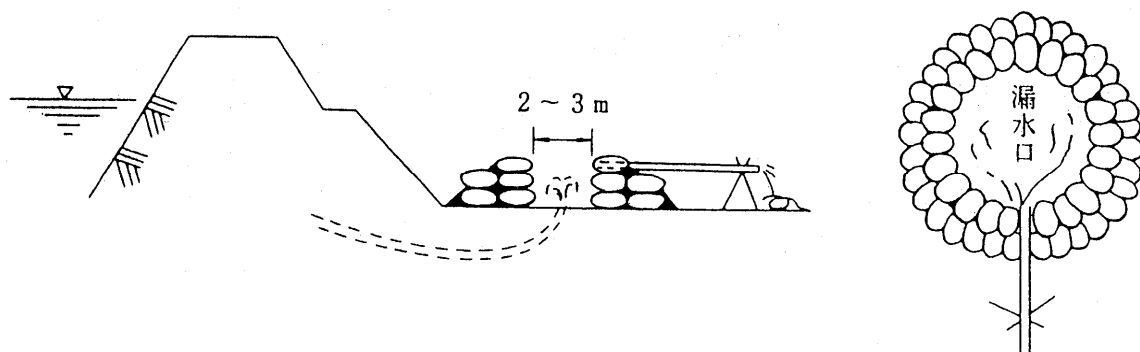
1. 小口は土のうでおさえる。
2. 中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
3. 防水シートを併用すると防水性が効果的である。
4. 軽易に施工するときは、鋼板を一行とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

(3) 護岸裏積土のう工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
護岸裏積土のう	土のう		200袋	シャベル	2	4 MH / 6 m
延長 6 m 高さ 1 m	杭		4 m ³	もっこ	1	10名

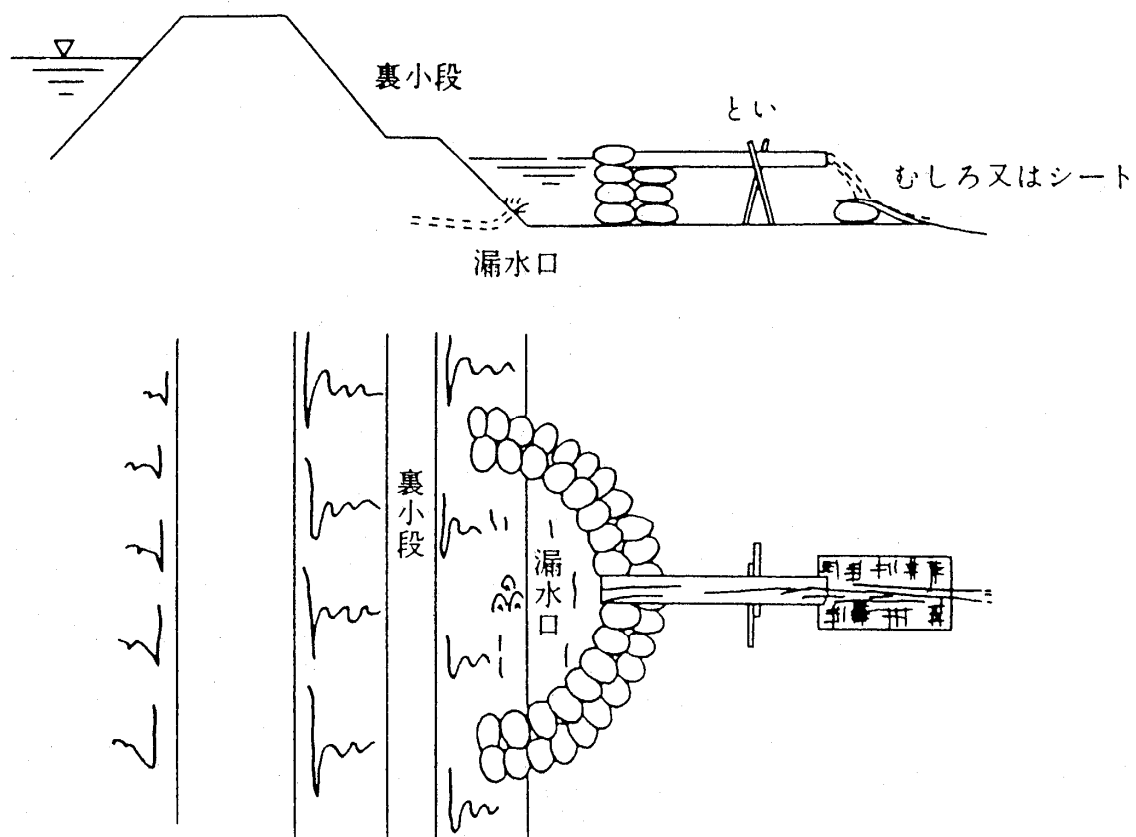
(4) かま段工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
かま段工	土のう		120袋	シャベル	4	10MH / 1 個
	土砂		3 m ³	もっこ	2	
直径 2 m、 3 段、控 2 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6 cm 長さ 1.2 m	35 本	大ハンマー	2	20 名
	とい	長さ 3 ~ 5 m	1 本			
	くい	長さ 1.5 m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。
2. 土のう留杭は状況に応じて用いる。
3. 鋼製かましつきセットで実施することも可。

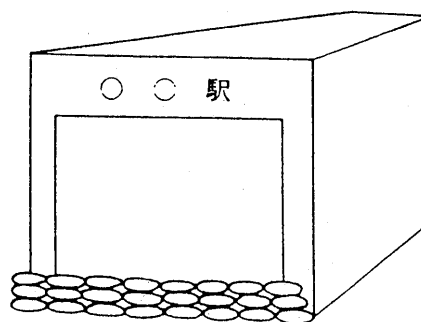
(5) 月の輪工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
月の輪工	土のう		140袋	かけや	2	10MH / 1 個
	土砂		3 m ³	大ハンマー	2	
半径 2m、 表 4 段、 控 3 段 (間隙なし)	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	20本	シャベル	4	20名
				もっこ	2	
	とい	長さ 3 ~ 5m	1 本			
	くい	長さ 1.5m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

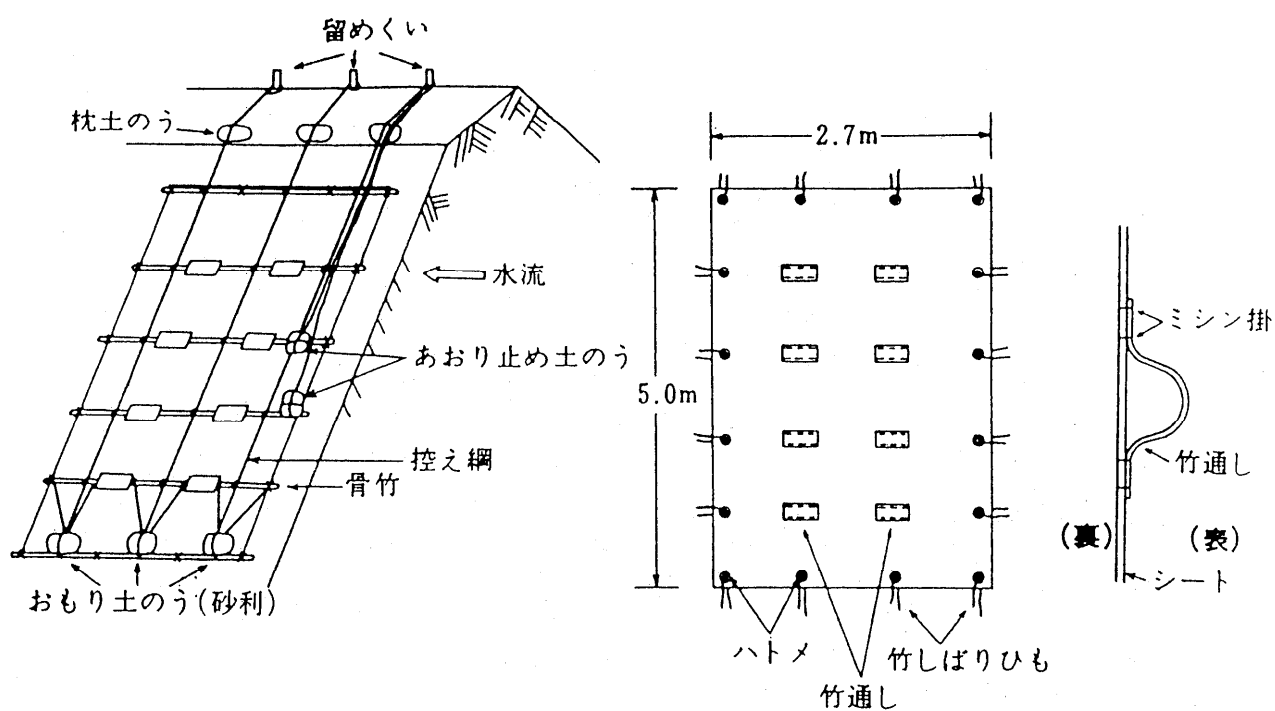
(6) 吸水性水のう積工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
護岸裏積土のう	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			2 MH/40m
護岸裏積土のう			200袋			
延長6m高さ1m						2名
延長6m高さ1m						

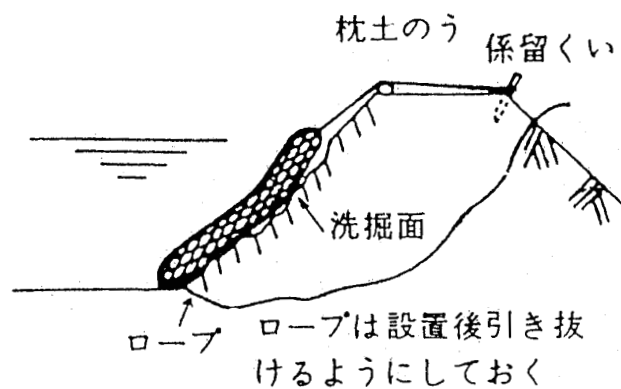
1. 4段積（1段h≒10cm）以上のときは、2列とするか土のう留杭を使用する。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

(7) シート張り工



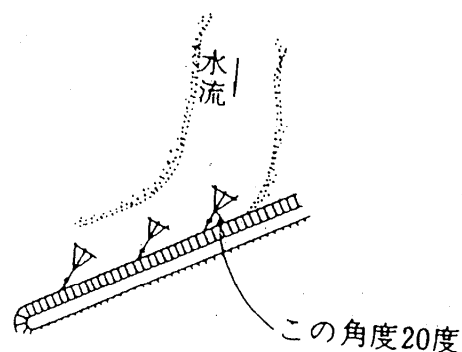
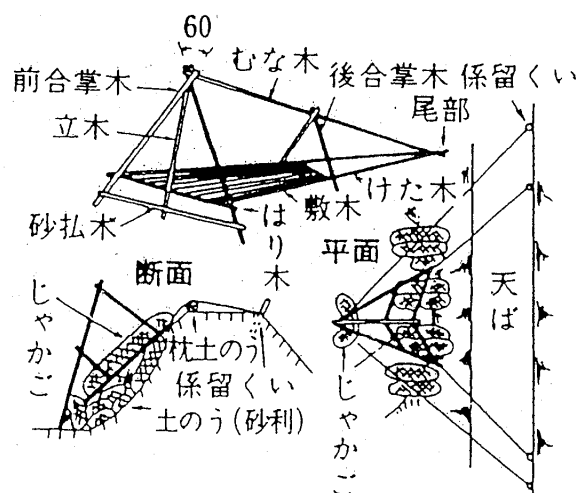
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
シート張り工	シート	規格品	1 枚	かけや	1	1.5MH / 1 個
	竹	径 4～6 cm 長さ 3 m	6 本	かま	1	
	くい	末口径 9 cm 長さ 1 m	3 本	のこぎり	1	
	土のう		8～9 袋	おの	1	
幅 5 m 長さ 2.7 m	控え鋼	長さ 10 m	規格品 に付属	投入用 控え鋼	1～2	10 名
	竹しばりひも	長さ 50 m				
	なわ (おもり土のう用)		若干			

(8) 立てかご工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
立てかご工	鉄線じゃかご	径45cm 長さ5m	2	かけや	1	3.5MH / 1個
立てかご工	石	粒径15cm以上	1.5m ³	ワイヤーカッター	1	
長さ10m、径45cm、 人力による設置	木くい	長さ1.5m	2本	ペンチ	1	10名
	鉄線	8番線	60m			
	ロープ	長さ20m	1本			

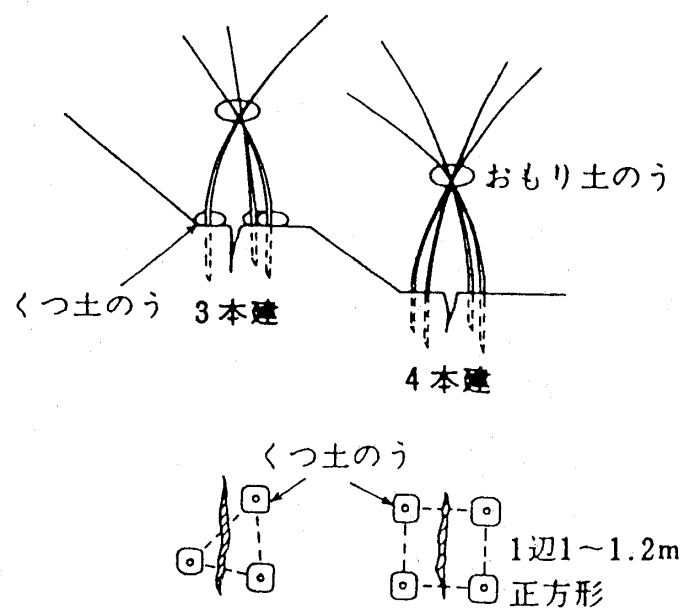
(9) 川 倉 工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
川倉の作成	むな木	末口径12cm 長さ 5.4m	1 本	のこぎり	2	30MH / 1 個
	けた木	末口径12cm 長さ 5.4m	2 本	おの	2	
	前合掌木 立木、はり木	末口径12cm 長さ 5.4m	4 本	ワイヤカッター	1	
	砂払木	径 9 cm 長さ 4.5m	1 本	ペンチ	4	
丸太製 1 個 長さ 5 m	後合掌木 はり木	径 9 cm 長さ 3.6m	3 本	金づち	4	10名
	敷木	径 9 cm 長さ 2.7m	12本	バール	1	
	鉄線	8 番線	80m	しの	4	
	くぎ	15cm	24本			

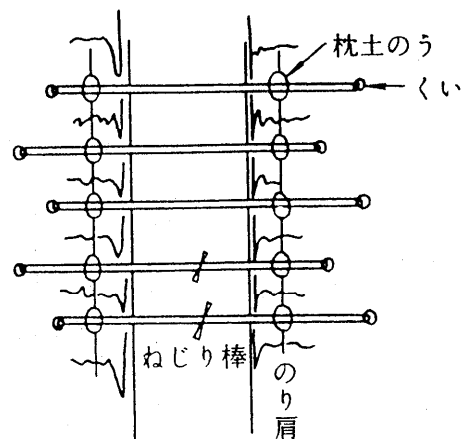
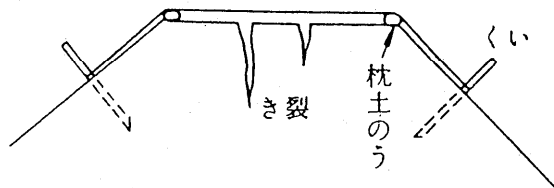
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
川倉の設置	木くい	長さ 1.5m	4 本	かけや	1	60MH / 1 個
	鉄線	8 番線	40m	ワイヤカッター	1	
堤防ののり面で 人力で設置	ロープ	長さ 20m	4 本	しの	2	20名
	じゃかご	長さ 5 m	9 個			
	土のう	枕土のう	4 個			

(10) 五徳縫い工



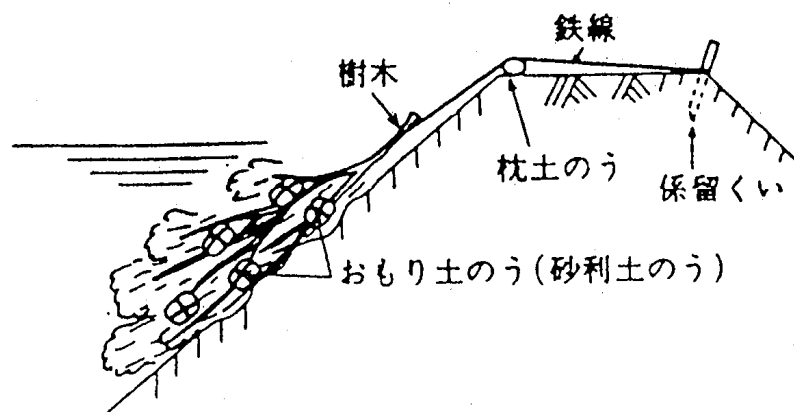
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
五徳縫い	青竹	径 5 ～ 6 cm のびなり	4 本	かま	1	0.35MH / 1 個
4 本建て	土のう		5 袋			5 名
	なわ		5 m			

(11) 杭打ち継ぎ工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
くい打ちつなぎ	木くい	径 10cm 長さ 1.5m	14本	かけや	2	40MH/10m
	鉄線	8 番線	200m	ワイヤカッター	1	
延長 10m 天ば幅 5m	土のう		14袋	ペンチ	2	10名
	ねじり棒	径 5 cm 長さ 5.0m	7 本			

(12) 木流し工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
木流し工法	立木		1 本	かけや	1	1 MH / 1 個
	土のう		10 袋	ワイヤカッター	1	
1 個	木くい	長さ 1 m	1 本	かま	1	10 名
	鉄線	8 番線	20m	命綱	2	
	なわ		40m			

11. 気象等の注意報、警報

平成20年4月現在

(注意報・種類と発表基準)

種 類			区 域		発表基準		
注	大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される時。 具体的には次の条件に該当する場合					
				1 時間雨量	3 時間雨量	24時間雨量	
		東 京 地 方	23区東部	30mm以上	70mm以上	130mm以上	
			23区西部				
			多摩南・北部	50mm以上	90mm以上	180mm以上	
多摩西部							
意	高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚する必要がある時。 具体的には次の条件に該当する場合					
		東京地方		潮位が、東京湾平均海面(T. P) 上2. 0m(A. P上3. 1m) 以上と予想した場合			
報	洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される時。 具体的には次の条件に該当する場合					
				1 時間雨量	3 時間雨量	24時間雨量	
		東 京 地 方	23区東部	30mm以上	70mm以上	130mm以上	
			23区西部				
			多摩南・北部	50mm以上	90mm以上	180mm以上	
多摩西部							

※東京 2 3 区東部	台東、墨田、江東、葛飾、江戸川、荒川、足立区
〃 西部	北、千代田、中央、文京、港、品川、大田、新宿、中野、杉並、豊島、板橋、練馬、目黒、渋谷、世田谷区

種 類		区 域		発表基準		
警 <						

※東京 2 3 区東部	台東、墨田、江東、葛飾、江戸川、荒川、足立区
〃 西部	北、千代田、中央、文京、港、品川、大田、新宿、中野、杉並、豊島、板橋、練馬、目黒、渋谷、世田谷区

12. 北区に関する洪水予報

平成19年4月現在

種 類	河川及び区域						
		名称	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	はん濫 危険水位 (計画高 水位)
荒川洪水 予報	荒川 (旧川を除く) 左岸 埼玉県深谷市 から海まで 右岸 埼玉県から海ま で	熊谷	3.00 m	3.50m	4.20m	4.90m	7.42 m
		治水橋	7.00m	7.50m	10.70m	11.40m	14.66m
		岩淵水門 (上)	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57 m

(荒川洪水予報の種類と発表基準)

情報	種類	予報地点	発表基準
はん濫 注意情報 〔洪水注意報〕	荒川はん濫 注意情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	予報地点のいずれか1地点の水位が、はん 濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見 込まれる場合に発表する。
はん濫 警戒情報 〔洪水警戒報〕	荒川はん濫 警戒情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	予報地点のいずれか1地点の水位が、はん 濫危険水位に到達することが見込まれる場 合、あるいは避難判断水位に到達し、さら に水位の上昇が見込まれる場合に発表す る。
はん濫 危険情報 〔洪水警戒報〕	荒川はん濫 危険情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	予報地点のいずれか1地点の水位が、はん 濫危険水位に到達したとき速やかに発表す る。
はん濫 発生情報 〔洪水警戒報〕	荒川はん濫 発生情報	洪水予報区域内	洪水予報区域内で、はん濫が発生した後速 やかに発表し、洪水予報区域においては、 はん濫注意水の予報を発表する。

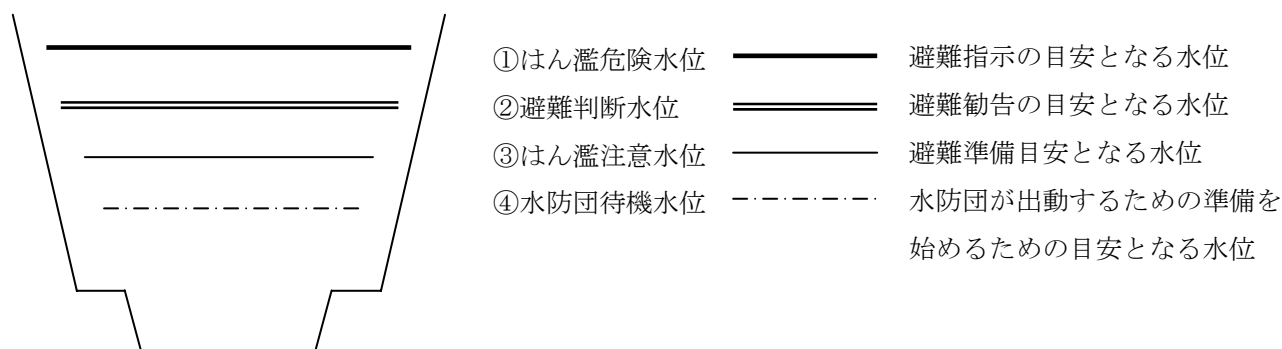
13. 水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることは出来ない旨を警告するもの。	気象予、警報などと河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報などにより、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報が発せられたり、既にはん濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こる恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。はん濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合または津波の場合、上記に準じて水防警報を発表する。		

14. 水位周知河川

水位周知河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。

指定した水位周知河川については、避難判断水位（はん濫注意水位を越える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、その旨を水防管理団体（北区）に通知しなければならない。



(参 考) 発 表 の 種 類

相当する水位の段階	発 表 の 種 類			目 安
	洪水予報 河川の場合	水位情報周知 河川の場合	水防警報 河川の場合	
①はん濫危険水位	はん濫危険情報			避難指示
②避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険情報	はん濫危険情報		避難勧告
③はん濫注意水位 (警戒水位)	はん濫注意情報		出動	避難準備
④水防団待機水位			待機	

※ 現在の所、北区管内においては、東京都所管の水位周知河川の指定はない。

水防警報河川及び水位情報周知河川（東京都知事指定）

水防法において、都道府県知事が洪水または高潮により相当な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸（但し、国土交通省大臣が指定したものを除く）について、水防警報を發表することが定められている。（法第16条）

これまで、都が管理する中小河川等では、5～10分という短時間に水位が急激に上昇するため、水防警報を行う河川を指定していなかったが、近年の全国的な中小河川の水害を背景として、隣接県と一体的な水防活動が急務である以下の4河川を水防警報河川に指定する。なお、その他の河川についても、関係機関と調整を図り指定を行っていく予定である。

◎水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間・基準水位観測所 鶴見川、恩田川、真光寺川、境川（すべて町田市）

これらの水防警報及びはん濫警戒情報の発表に加えて、東京都建設局では「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位及び潮位等の情報を、総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムに各水防管理団体や関係機関に配信している。

東京では、このような防災システムを活用した情報伝達を確実に行うことにより、上記の指定河川以外の河川についても、水防機関が水防活動に関する判断を的確に行うことができる態勢を確保している。

15. 北区内の各河川と設定水位一覧表

平成20年4月現在

(荒川・隅田川・新河岸川・石神井川の4河川の水位が、下記の値に達したとき)

単位：m (A P)

設定水位	水防本部 態勢	石神井川 (もみじ緑地)	石神井川 (新柳橋)	新河岸川・ 隅田川 (志茂橋)	荒川 (岩渕水門上)	備考
水防団待機水位 ※1	緊急連絡	+10.00	+2.50		+3.00	旧指定水位
占用物件撤去 水位	第一次			+3.50	+3.50	
はん濫注意水位 ※2	第一次	+11.00	+3.00	+3.00	+4.10	旧警戒水位
災害対策本部 設置検討水位	軍二次	+12.00	+4.00	+3.50	+4.10	
避難判断水位 ※3	第三次				+7.00	
災害対策本部 設置水位	第三次	+13.00	+4.50	+5.10	+7.50	
はん濫危険水位 ※4	第三次				+7.70	旧危険水位
計画高水位 ※5	第三次	+13.00	+4.50	+5.10	+8.57	

- ※1 水防団待機水位 水防団が出動するための準備を始める他もの目安となる水位避難準備
- ※2 はん濫注意水位 の目安となる水位
- ※3 避難判断水位 避難勧告の目安となる水位 (はん濫注意水位を越える水位であって洪水による災害を特に警戒すべき水位)
- ※4 はん濫危険水位 避難指示の目安となる水位
- ※5 計画高水位 川の堤防工事における基準で、その堤防がここまでなら耐えられるという最高値の水位。河川整備の指標となる。堤防が完成すると、計画高水位と汎濫危険水位は同じになる。

崖地の監視

水防本部が設置された場合、建築課長は崖や急傾斜地等の巡視警戒を行い、危険が予想される場合、道路公園課長と協力し協力隊等の出動要請を行う。

被害概況調査

まちづくり推進課長、防災まちづくり担当副参事、住宅課長、十条まちづくり担当課長、交通担当課長は、浸水等被害が発生した場合、まちづくり部長の指示により速やかに被害概況調査を実施し調査結果をまちづくり部長並びに危機管理室長に報告する。

16. 水防要員の現況

平成19年4月現在

水防管理団体		消防機関			
			消防職員	消防団員	計
水防管理者 (北区長) 水防副管理者 (副区長・教育 長)	水防本部 (まちづく り部長 他 203名)	第5消防方面 王 子 赤 羽 滝 野 川	計556名	計546名	計1,308名

北区役所 (北区王子本町1丁目15番22号)

電 話 (3908) 1111 (代表)

まちづくり部都市計画課 (3908) 9152 (庶務)

まちづくり部道路公園課 (3908) 9275 (公園河川係)

17. 水防関係機関一覧表

平成20年4月現在

官公署名	住 所	電話番号 (N T T)
北区 (まちづくり部)	北区王子本町1-15-22	3908-1111 (代表)
(都市計画課)	〃	3908-9152
(道路公園課)	〃	3908-9275
(工事課)	〃	3908-9238
(建築課)	〃	3908-9176
(防災課)	〃	3908-8184
東京消防庁 (警防部警防課)	千代田区大手町1-3-5	3212-2111
東京消防庁第五消防方面本部	豊島区西池袋2-37-8	3590-0119
王子消防署	北区王子4-28-1	3927-0119
赤羽消防署	北区赤羽南1-10-4	3902-0119
滝野川消防署	北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
王子消防団 (水防団)	北区王子4-28-1	3927-0119
赤羽消防団 (水防団)	北区赤羽南1-10-4	3902-0119
滝野川消防団 (水防団)	北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
東京都建設局河川部	新宿区西新宿2-8-1	5320-5435
東京都第六建設事務所	足立区千住東2-10-10	3882-1151 (代表) 3882-4084
東京都建設局江東治水事務所	葛飾区東新小岩1-41-11	5670-6894
東京都下水道局北部第二下水道事務所	足立区中川5-1-1	3606-2021
東京都下水道局北部第二下水道事務所 北出張所	北区堀船3-5-1	3927-2748・2749
警視庁 (警備部災害対策課都市災害警備係)	千代田区霞ヶ関2-1-1	3581-4321
警視庁王子警察署	北区王子3-22-22	3911-0110
警視庁赤羽警察署	北区神谷3-10-1	3903-0110
警視庁滝野川警察署	北区西ヶ原2-4-2	3940-0110
国土交通省河川局防災課	千代田区霞ヶ関2-1-3	5253-8111
国土交通省関東地方整備局 河川部河川管理課	さいたま市中央区新都心 2-1	048-601-3151 048-600-1338 (直通)
国土交通省荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	3902-5695
東京都総務局 (総合防災部防災対策課)	新宿区西新宿2-8-1	5388-2456
東京都総務局 (夜間防災連絡室)	新宿区西新宿2-8-1	5388-2459
気象庁予報部予報課	千代田区大手町1-3-4	3212-8341
陸上自衛隊第一師団司令部 第2部情報班	練馬区北町4-1-1	3933-1161 (代表) 内224 夜207・228

18. 警戒体制をとる場合の基準雨量

平成20年4月現在

基 準 体 制	前日までの連続雨量が 100mm以上あった場合	前日までの連続雨量 が40～100mm以上あっ た場合	前日までの雨量がな い場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50mm を超えたとき	当日の日雨量が80mm を超えたとき	当日の日雨量が100mm を超えたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを 超え、時間雨量30mm程 度の降雨が記録された とき	当日の日雨量が80mm を超え、時間雨量30 mm程度の降雨が記録 されたとき	当日の日雨量が100mm を超え、時間雨量30 mm程度の降雨が記録 されたとき

※ただし、降雪、融雪時並びに地震、地すべり等、発生時は別途考慮するものとする。
日雨量とは、午前9時より翌日午前9時までの24時間とする。

19. 避難所一覧

平成20年4月現在

番号	避難所	住 所	電話番号
1	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23	03-3907-0878
2	八幡小学校	赤羽台3-18-5	03-3900-8855
3	稲付中学校	赤羽西6-1-4	03-3900-2331
4	第三岩淵小学校	西が丘1-12-14	03-3900-0101
5	清水小学校	十条仲原4-5-17	03-3900-8866
6	梅木小学校	西が丘2-21-15	03-3900-3393
7	王子第三小学校	上十条5-2-3	03-3907-2355
8	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34	03-3907-2475
9	(旧) 赤羽台東小学校	赤羽台1-1-13	03-3907-0629
10	桐ヶ丘中学校	赤羽台1-7-12	03-3900-9665
11	十条台小学校	中十条1-5-6	03-3908-3300
12	王子第二小学校	王子本町2-2-5	03-3908-2460
13	荒川小学校	中十条3-1-6	03-3908-3949
14	王子第五小学校	上十条2-18-17	03-3907-2381
15	十条富士見中学校	上十条3-3-9	03-3905-3531
16	紅葉小学校	滝野川3-72-1	03-3949-5267
17	滝野川第六小学校	滝野川5-44-15	03-3916-0939
18	谷端小学校	滝野川7-12-17	03-3916-1155
19	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	03-3910-2502
20	滝野川中学校	滝野川2-52-10	03-3917-1374
21	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	03-3916-3278
22	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	03-3910-6175
23	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21	03-3910-5204
24	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	03-3910-3703
25	田端中学校	田端6-9-1	03-3917-0416
26	滝野川第一小学校	田端5-4-1	03-3823-0014
27	滝野川第七小学校	田端4-17-1	03-3828-5584
28	滝野川第四小学校	東田端2-5-23	03-3893-0041

20. 保育施設と避難先一覧

平成20年4月現在

避難先	避難する保育施設	避難先	避難する保育施設
法善寺保育園	浮間保育園 浮間東保育園 めぐみ保育園	聖母の騎士保育園	豊島保育園
日の基保育園	袋保育園 キッズタウンうきま 保育園 キッズタウンうきま 夜間保育園 保育ママ（古屋）	王子本町保育園	豊島北保育園 豊島東保育園 のいちご共同保育園
桐ヶ丘保育園	赤羽北保育園		
西が丘保育園	神谷保育園	滝野川北保育園	王子保育園 王子北保育園
赤羽西保育園	志茂南保育園		
赤羽台保育園	志茂北保育園 志茂保育園	滝野川保育園	豊川保育園 労働者クラブ保育園 ふくし保育園 たんぽぽ共同保育園
桐ヶ丘南保育園	赤羽保育園 岩淵保育園		
テーオーシー保育園	東十条保育園	西ヶ原保育園	堀船南保育園 栄町保育園
上十条保育園	東十条東保育園 桜田北保育園 サンベビー保育園	西ヶ原東保育園	木の実保育園 すずらん共同保育園
上十条南保育園	桜田保育園 王子隣保館保育園 はとぼっぽ共同保育園	中里保育園	まごころ会保育園
		田端保育園	東田端保育園 さくらキッズ

21. 地下鉄駅一覧

事業者名	路線名	駅名	所在地
東京地下鉄（株）	南北線	赤羽岩淵	北区赤羽1-52-8
東京地下鉄（株）	南北線	志茂	北区志茂2-1-18
東京地下鉄（株）	南北線	王子神谷	北区王子5-2-11
東京地下鉄（株）	南北線	王子	北区王子1-10-18
東京地下鉄（株）	南北線	西ヶ原	北区西ヶ原2-3-8

22. 要援護者施設一覧

区分	施設名	所在地
高齢者施設	志茂老人いこいの家	志茂1-2-22
	滝野川老人いこいの家	滝野川1-46-7
	名主の滝老人いこいの家	岸町1-15-25
	滝野川東デイホーム	滝野川1-46-7
	桐ヶ丘デイホーム	桐ヶ丘1-6-2-101
	浮間さくら荘	浮間3-11-26
	上中里つつじ荘	上中里2-45-2
	清水坂あじさい荘	中十条4-16-32
	桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1-16-26
児童福祉施設等	王子保育園	王子6-1115
	赤羽保育園	赤羽南1-16-2-101
	滝野川保育園	滝野川3-46-2
	王子本町保育園	王子本町2-19-8-102
	桐ヶ丘保育園	桐ヶ丘1-3-9-101
	浮間保育園	浮間1-9-3-101
	赤羽台保育園	赤羽台1-1-12
	西ヶ原保育園	西ヶ原4-44-10
	上十条保育園	上十条3-24-8
	志茂保育園	志茂3-41-5
	田端保育園	田端3-24-14
	栄町保育園	栄町33-3
	東十条保育園	東十条3-2-14
	赤羽西保育園	赤羽西4-42-9
	赤羽北保育園	赤羽北1-5-5
	豊島保育園	豊島7-17-8
	王子北保育園	王子3-23-7-113
	滝野川北保育園	滝野川3-79-1-101
	中里保育園	中里3-1-18
	桐ヶ丘南保育園	赤羽西5-5-7-101
	滝野川西保育園	滝野川6-84-12
	豊島東保育園	豊島5-6-12-101
	豊島北保育園	豊島5-4-3-101
	西ヶ原東保育園	西ヶ原3-19-11
	東十条東保育園	東十条3-10-1
	西が丘保育園	西が丘2-4-1
	堀船南保育園	堀船2-22-1-101
	桜田保育園	王子5-2-1-101
	岩淵保育園	赤羽3-23-7
	桜田北保育園	王子5-2-3-101
	袋保育園	赤羽北2-15-2-101
	浮間東保育園	浮間3-34-1-101
	志茂南保育園	志茂ト4-4
	東田端保育園	東田端2-13-2-101
	志茂北保育園	志茂5-21-2-101
	上十条南保育園	上十条3-3-20
	うめのき幼稚園	西が丘2-21-15
	たきさん幼稚園	滝野川1-12-27
	じゅうじょうなかはら幼稚園	十条仲原1-21-8

とよかわ幼稚園	豊島3-10-23
さくらだ幼稚園	王子5-2-6-103
ふくろ幼稚園	赤羽北2-15-1-114
ほりふな幼稚園	堀船3-16-11-105
滝野川東児童館	滝野川1-46-7
上十条児童館	上十条3-24-8
赤羽児童館	赤羽南1-16-1-101
栄町児童館	栄町33-3
赤羽西児童館	赤羽西4-42-9
赤羽北児童館	赤羽北1-5-5
豊島児童館	豊島7-17-8
桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘1-16-27-102
田端児童館1	田端3-24-14
滝野川北児童館	滝野川3-79-1-201
中里児童館	中里3-11-18
滝野川西児童館	滝野川6-21-25
豊島東児童館	豊島5-5-9-120
王子東児童館	王子6-2-60
東十条東児童館	東十条3-10-1
西が丘児童館	西が丘2-4-1
岩淵児童館	赤羽3-23-7
赤羽西五丁目児童館	赤羽西5-7-5
袋児童館	赤羽北3-7-2-101
浮間児童館	浮間1-8-2-101
神谷児童館	神谷3-10-8-122
十条台児童館	中十条1-2-18
八幡山児童館	中十条4-15-7
西ヶ原東児童館	西ヶ原1-41-3
神谷南児童館	神谷3-35-17
志茂児童室	志茂2-30-12
昭和町児童室	昭和町2-7-2
堀船児童室	堀船2-16-11
東田端児童室	東田端1-12-14
志茂東児童室	志茂3-41-5
育ち愛ほっと館	王子2-7-34
滝野川東育成室	滝野川1-46-7
西ヶ原さくらっ子クラブ	西ヶ原4-19-21
上十条こどもクラブ	上十条3-3-20
荒川ふじクラブ	中十条3-1-6・
赤羽育成室	赤羽南1-16-1-101
赤羽こどもクラブ	赤羽1-24-6
稲田こどもクラブ	赤羽南2-23-24
堀船つくしクラブ一	堀船2-9-7
堀船つくしクラブ二	堀船2-9-7
滝五若葉クラブ	昭和町3-3-12
赤羽西育成室	赤羽西4-42-9
三岩こどもクラブ	西が丘1-12-14
八幡こどもクラブ	赤羽台3-18-5
豊島育成室	豊島7-17-8
豊島学童クラブ	豊島3-10-23
第二豊島学童クラブ	豊島7-8-7

	第三豊島学童クラブ	豊島3-7-4
	桐ヶ丘育成室	桐ヶ丘1-16-27-102
	桐ヶ丘郷っ子クラブ	桐ヶ丘1-10-23
	田端育成室	田端3-24-14
	滝四もみじクラブ	東田端2-5-23
	紅葉こどもクラブ	滝野川3-80-1
	滝六若竹クラブ	滝野川5-44-15
	滝野川西育成室	滝野川6-21-25
	谷端こどもクラブ	滝野川7-12-17
	滝二つ子クラブ	滝野川6-19-4
	豊島東育成室（休止中）	豊島5-5-9-120
	なかよしクラブ	豊島5-3-30
	風の子クラブ	豊島5-5-5-107
	王子東育成室	王子6-2-60
	王子こどもクラブ	王子2-28-10
	柳田みどりクラブ	豊島2-11-20
	東十条こどもクラブ	東十条3-14-23
	桜田こどもクラブ	王子5-2-6-104
	第一さくらクラブ	王子5-2-3-102
	第二さくらクラブ	王子5-2-3-102
	西が丘育成室	西が丘2-4-1
	岩淵育成室	赤羽3-23-7
	岩小白梅クラブ	岩淵町6-6
	赤羽西五丁目育成室	赤羽西5-7-5
	袋育成室	赤羽北3-7-2-101
	赤北ひばりクラブ	赤羽北2-15-1-116
	浮間育成室	浮間1-8-2-101
	浮間桜草クラブ	浮間3-4-27
	西浮間クラブ	浮間4-29-30
	神谷育成室	神谷3-10-8-122
	ふたばクラブ	志茂ト34-17
	十条台育成室	中十条ト2-18
	王子本町こどもクラブ	王子本町2-30-9
	八幡山育成室	中十条4-15-7
	西ヶ原東育成室	西ヶ原1-41-3
	滝小こどもクラブ	西ヶ原1-18-10
	神谷南育成室	神谷3-35-17
障害者施設	障害者福祉センター	中十条1-2-18
	さくらんぼ園	豊島4-16-38
	あすなろ福祉園	王子6-4-6
	あすなろ福祉園分室	王子6-2-60
	若葉福祉園	赤羽西6-9-2
	王子福祉作業所	王子2-19-20
	赤羽西福祉作業所	赤羽西5-7-5
	たばた福祉作業所	西ヶ原1-19-12
	赤羽西福祉工房	赤羽西5-7-1
	昭和町福祉工房	昭和町3-10-7
	神谷ホーム	神谷2-3-8

刊行物登録番号

20-1-107

東京都北区地域防災計画

(平成20年修正)

平成21年3月印刷 発行

編集発行	東京都北区防災会議
事務局	東京都北区危機管理室防災課
	東京都北区王子本町1-15-22
	電話 03(3908)8184
印刷所	荻島印刷有限会社